【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月27日
【事業年度】	2013年度（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会共同会長　　ユルゲン・フィッチェン （Jürgen Fitschen, Co-Chairman of the Management Board） 取締役　　ステファン・クラウス （Stefan Krause, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国　60325　フランクフルト・アム・マイン　タウヌスアンラーゲ12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　中野　春芽 弁護士　　箱田　英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士　　中野　春芽 弁護士　　箱田　英子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注１）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

（注２）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2014年５月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝138.33円）により計算されている。

（注３）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

１【会社制度等の概要】

（１）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概　　説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

－合名会社（Offene Handelsgesellschaft－「OHG」）

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

－合資会社（Kommanditgesellschaft－「KG」）

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低１名の社員（無限責任社員）が無限責任を負うのに対し、他の（有限責任）社員はその出資額を限度とする責任を負う。

－GmbH & Co.KG（合資会社の特殊形態）

有限会社がその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

－有限会社（Gesellschaft mit beschränkter Haftung－「GmbH」）

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

－株式会社（Aktiengesellschaft－「AG」）

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社（以下単に「会社」という。）としての当行に適用される法律は、1965年９月６日付株式会社法（改正済）である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設　　立

会社を設立するには、１人以上の者（「発起人」）が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

－会社の名称および所在地

－会社の目的

－資本の額

－株式の額面金額（もしあれば）および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

－株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

－取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

－会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登記されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

－名称および所在地

－目的

－資本の額

－定款作成日

－取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登記されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建で、１株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を１ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条ａ）乃至ｄ）に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第３項および第４項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後８か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の５％を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。（定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。）株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日（いずれも当該日を含まない）の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞（もしあれば）および電子連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会（一定の場合、後者のみ）の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主（ただし、資本金の内５％以上または50万ユーロ以上を有する者）は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

(1) 監査役会における株主代表の選任
(2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
(3) 取締役および監査役の責任解除
(4) 決算監査人の選任
(5) 定款変更
(6) 資本増加および資本減少
(7) 特別監査人の選任
(8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第３項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、１名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授権された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の４分の３以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会後不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取 締 役 会

取締役会は、１名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は５年以内とする。各取締役は、最高５年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授権された他の代理人１名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、１名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会に取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監 査 役 会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、７名は会社の従業員とし、３名は労働組合の代表とするが、この３名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

－監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注１）

（注１）会長職は２社と数え、最高５社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

－当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
－当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
－当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
－直近の２年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる１名以上の者を、その構成員の中から１年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第９条乃至第24条および2004年５月28日に同法に基づき公布された３つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後４営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約５年を超えることができない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財 務 書 類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後３か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKredＶ）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律により制定され、1993年１月１日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は４か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、電子連邦官報（elektronischer Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく電子連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、電子連邦官報に公告されることを要しない。

利 益 処 分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企 業 契 約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定 款 変 更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更に関し必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条ａおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年７月19日規則第1606／2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。この規則は、U.S.GAAPに準拠していた会社については2007年から適用されており、ドイツ銀行は2007会計年度以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成している。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

Ａ．株　　式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

Ｂ．株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後８か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに電子連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

１株１議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C．取 締 役 会

取締役会は、３名以上の取締役により構成される。当行の取締役会は、現在、７名の取締役で構成されている。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役２名により、または取締役１名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D．監 査 役 会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

ａ）事項を特定しない一般的な代理権の授与

ｂ）ドイツ銀行法に基づく当行の資本金および準備金の１％超に相当する不動産の取得および処分

ｃ）他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与

ｄ）ドイツ銀行法に従った当行の資本金および準備金の２％超に相当する他の持分の取得および処分

当行の資本金および準備金の１％超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) ｂ）およびｄ）についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E．年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後３か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から１か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法58条４項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

２【外国為替管理制度】

現在、国連安全保障理事会規則および欧州連合およびドイツにおける施行令に基づく一定の国々の法主体または個人の預金口座および証券預託口座の処分に関して、ならびに一定の法主体または個人に対する株式からの配当もしくはその他の分配金の送金または株式の売却代金の送金に関して、EC理事会規則により一定の外国為替管理上の制限が課せられている。

３【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。15%と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより、又は（支払が行われる前に）源泉課税の免除を申請することにより、受けることができる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D－53221　ボン、レフェラートStⅢ３の連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後４年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

資産税は、1997年に廃止された。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbschaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。第８　２．(4)「配当等に関する課税上の取扱い」参照。

４【法律意見】

当行グループの法務部は、上級法律顧問であるフォルカー・ブツケおよび副首席法律顧問（ドイツ、中欧および東欧担当）であるマティアス・オットーによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

(1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。

(2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注１）

（単位：百万ユーロ（億円））

年　　度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	9,829 (13,596)	14,309 (19,794)	15,606 (21,588)	14,254 (19,718)	12,769 (17,663)
利息以外の収益合計	15,493 (21,431)	12,984 (17,961)	15,783 (21,833)	17,761 (24,569)	17,082 (23,630)
純収益合計（注２）	25,322 (35,028)	27,293 (37,754)	31,389 (43,420)	32,015 (44,286)	29,850 (41,292)
税引前利益	5,202 (7,196)	3,975 (5,499)	5,390 (7,456)	814 (1,126)	1,456 (2,014)
当期純利益（注３）	4,958 (6,858)	2,330 (3,223)	4,326 (5,984)	316 (437)	681 (942)
普通株式	1,589 (2,198)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,610 (3,610)
株主持分合計	36,647 (50,694)	48,819 (67,531)	53,390 (73,854)	54,001 (74,700)	54,719 (75,693)
資産合計	1,500,664 (2,075,869)	1,905,630 (2,636,058)	2,164,103 (2,993,604)	2,022,275 (2,797,413)	1,611,400 (2,229,050)
合計自己資本比率（%）（注４）	13.9	14.1	14.5	17.1	18.5
１株当たり株主持分 （ユーロ（円））	52.65 (7,283)	52.38 (7,246)	58.11 (8,038)	57.37 (7,936)	53.24 (7,365)
基本的１株当たり利益 （ユーロ（円））	7.21 (997)	3.07 (425)	4.45 (616)	0.28 (39)	0.67 (93)

（注１）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注２）信用リスク引当金繰入額控除後

（注３）当期純利益のうち、15百万ユーロ、53百万ユーロ、194百万ユーロ、20百万ユーロおよび-15百万ユーロは、それぞれ2013年度、2012年度、2011年度、2010年度および2009年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

（注４）2013年度、2012年度および2011年度の数値は、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制において規定される資本要求指令３（「バーゼル2.5」としても知られる）に基づいている。2010年度および2009年度の数値は、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制に取り入れられたバーゼル委員会による2004年の資本枠組み（「バーゼル２」）に従っている。当該資本比率は、資本と信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイテッド・アセットとの関連を示している。ドイツ銀行法第64h条第３項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

(b) ドイツ銀行

（単位：百万ユーロ（億円））

年　　度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
収益合計	32,513 (44,975)	33,002 (45,652)	36,529 (50,531)	32,711 (45,249)	30,317 (41,938)
営業利益	718 (993)	1,373 (1,899)	4,269 (5,905)	3,090 (4,274)	3,481 (4,815)
当期純利益	1,173 (1,623)	488 (675)	1,426 (1,973)	729 (1,008)	893 (1,235)
資本金	1,589 (2,198)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,610 (3,610)
資産合計	1,538,623 (2,128,377)	1,620,164 (2,241,173)	1,869,074 (2,585,490)	1,723,459 (2,384,061)	1,385,430 (1,916,465)
純資産額	22,764 (31,489)	33,685 (46,596)	33,990 (47,018)	34,752 (48,072)	37,839 (52,343)
１株当たり純資産額（注１） （ユーロ（円））	35.39 (4,895)	35.36 (4,891)	35.64 (4,930)	36.54 (5,055)	36.21 (5,009)
１株当たり利益 （ユーロ（円））	1.89 (261)	0.52 (72)	1.53 (212)	0.78 (108)	0.88 (122)
１株当たり配当 （ユーロ（円））	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)
配当性向（%）	39.7	143.0	48.9	95.6	85.6
従業員数（人）（注２）	28,497	27,816	27,634	27,727	27,440

（注１）配当可能利益を除く。
（注２）フルタイム換算の平均従業員数。

２【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフト（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフト（Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft）、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフト（Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft）およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフト（Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft）の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律（Law on the Regional Scope of Credit Institutions）に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年５月２日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登記された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12であり、当行の電話番号は、＋49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、第６　経理の状況、１　財務書類、（１）連結財務書類、①　取締役会報告書の「重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

３【事業の内容】（2013年12月31日現在）

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2013年12月31日現在１兆6,110億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2013年12月31日現在で、当行は、フルタイム換算で98,254名の従業員を雇用し、世界71か国で2,907支店（そのうち66%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

当行は、包括的な戦略的見直しを行った後、2012年第４四半期に組織再編を行った。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルの堅持および従前の４つのコーポレート部門に対するコミットメントを再確認した。この方針は、従来コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ部門に属していた上場投資信託（ETF）などのビジネスを、ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント部門の下に統合することで強化された。また当行は、非中核事業部門を新たに設置した。当該部門には、従来のコーポレート・インベストメンツ（CI）グループ部門の事業および他のコーポレート部門から移管された非中核事業が含まれている。

2013年12月31日現在、当行は、以下の５つのコーポレート部門で構成されている。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- 非中核事業部門（NCOU）

これらの５つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する１名以上の営業担当者

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第６　経理の状況に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年－東京に駐在員事務所を開設
1971年－東京に支店を設立する。（当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク（Deutsche Überseeische Bank）の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。）と同時に駐在員事務所の閉鎖
1977年－西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設
1979年－東京に駐在員事務所を再開設
1982年－中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設
－大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
1986年－香港の投資銀行であるＤＢキャピタル・マーケッツ（アジア）リミテッド（DB Capital Markets （Asia） Ltd.）（当行が議決権付株式資本の50%を保有する。）の東京支店の開設
－ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド（Vaubel & Partners Ltd.）の持分を取得
－ＤＢキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー（DB Capital Management International GmbH）の全額出資子会社であるドイツ銀証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立
1988年－ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
1989年－香港のＤＢアジア・ファイナンス（ＨＫ）リミテッド（DB Asia Finance（HK）Ltd.）の駐在員事務所を東京に開設

－名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
－ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
1990年－ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.）を合併し、ＤＢモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド（DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.）を東京に設立
1991年－ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
1993年－ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド（Roland Berger & Partner Ltd.）に変更
1994年－ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
－ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
1996年－ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更
－信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
1998年－ナットウェスト・デリバティブス（NatWest Derivatives）の営業拠点の獲得完了
ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
1999年－バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
2000年－ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
－バンカース・トラスト東京支店閉鎖
－DMG信託銀行の持分の大半を売却
2001年－ドイツ銀行大阪支店閉鎖
2004年－ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
2005年－ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡
－ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合
－ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
2006年－ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
2007年－ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
2014年－ＤＢ信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等（2013年12月31日現在）

当行は、連結子会社826社、ストラクチャード・エンティティ556事業体および持分法により会計処理されている会社135社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合（%）	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBOIグローバル・サービシズ・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	―
ドイチェ・バンク（チャイナ）Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・ネダーランドN.V.	アムステルダム	45,003ユーロ	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・プリバート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業（ドイツ国内）	―
ドイチェ・バンクS.A.－バンコ・アレミャオ	サンパウロ	996,550,988 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・セキュリティーズInc.	ニューヨーク	2,000米ドル	100.0	証券業	―
ドイチェ・バンク・ソシエダード・アノニマ・エスパニヨーラ	マドリッド	101,526,918 ユーロ	99.8	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・ソチェータ・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.8	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク（スイス）SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	―
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	94.1	商業銀行業（ドイツ国内）	―
ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	投資運用会社	―
サル・オッペンハイムjr.& Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業（ドイツ国内）	―
000ドイチェ・バンク	モスクワ	1,237,450,000 ロシア・ルーブル	100.0	商業銀行業（ドイツ国外）	―
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	―

5【従業員の状況】（2013年12月31日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（フルタイム換算による。）	98,254人
個人顧客および中堅企業（PBC）	37,927
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）	8,435
ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）	6,141
グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）	4,067
非中核事業部門（NCOU）	1,449
インフラストラクチャー／リージョナル・マネジメント	40,235

（注）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

従業員数（フルタイム換算による。）	27,371人
平均年齢	40.6歳
平均勤続年数	11.6年
平均年間給与	196,000ユーロ

(3) ドイツ銀行グループの総従業員数は、2013年に以下の要因により35人（前年比0.0%）増加した。

－コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の従業員数は、主に市場の状況に合わせた調整により210人減少した。

－グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）における従業員数は、主に取得したオランダの商業銀行事業およびドイツにおけるドイチェ・カード・サービシズの売却に関連する調整により、247人減少した。

－ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）における従業員数は、332人減少した。これは主に市場の状況および資産運用とウェルス・マネージメントを一つの部門に統合したことによるものである。

－個人顧客および中堅企業（PBC）の従業員数は、ドイツにおけるKEBA社の統合にもかかわらず、53人減少した。

－非中核事業部門（NCOU）における従業員数はほぼ同じ水準であった。

－インフラストラクチャー部門の従業員数は、主にドイツにおけるＤＢインベストメント・サービスの統合により、886人増加した。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

株主

順調な増資

概略

- ドイツ銀行株価は2013年に5%上昇
- 臨時株主総会により法的確実性を確保
- 有利なスプレッドでの借換え

図表2-1
時価総額
（単位：十億ユーロ、2013年末時点）

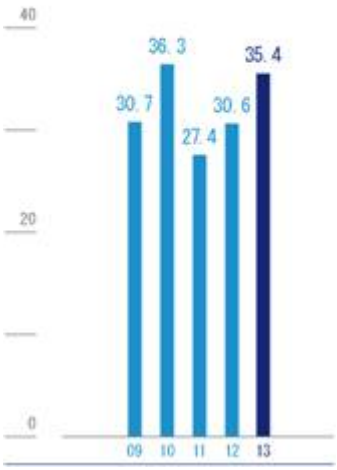

2013年は、世界各国において中央銀行による継続的な金融緩和政策が株式市場を支えた。ドイツ銀行の株価は、2013年2月初めに年間の最高値となる38.73ユーロに達し、2012年末から17.5%の上昇を記録した。しかしながら、欧州における経済指標の低迷やキプロスの救済計画をめぐる不透明感により、2013年上半期の欧州株式市場は不安定な展開となった。このような環境の下、当行の株価は、2013年4月中頃までに年間の最安値となる29.41ユーロに下落した。2013年上半期を通じて、当行株価の動きは、STOXX欧州600銀行株指数とほぼ同水準であった（当該指数が-1.6%であったのに対し当行は-2.4%）。2013年下半期は、主要な経済指標に世界規模で改善が見られたことや、長期間にわたり低金利水準が維持されるとする欧州中央銀行（ECB）による予想外のフォワード・ガイダンスにより、株式市場は上昇傾向となった。その結果、2013年下半期の株式市場は非常に好調であった（DAX株価指数は +20.0%）。当行の株価は、2013年下半期中に7.8%値上がりし、前年末比で5.2%の上昇となる34.68ユーロで2013年を終えた。

時価総額

当行株式の時価総額は、2013年中に約48億ユーロ増加し、354億ユーロとなった（図表2-1）。この金額には、2013年4月の増資で調達した29億6,000万ユーロが含まれている。Xetraにおける当行株式の1日当たりの平均売買高は、前年より140万株減少し、620万株であった。この減少が株価上昇分を打ち消す形となり、Xetraにおける当行株式の年間売買代金は、前年の1,270億ユーロから1,090億ユーロに減少した。当行株式はXetraにおける売買代金でDAX指数構成銘柄中第5位となった（昨年は第2位）。当行株式のDAX指数に占める比率は僅かに低下して4.4%となった（2012年：4.6%）。ニューヨーク証券取引所における2013年の当行株式の平均売買高は、欧州の銀行株に対する米国投資家の投資意欲が低下したことを主な要因として35%減少した。

長期リターン

当行株式を2009年年初に1万ユーロ購入し、現金配当をすべて株式購入に充て、無償増資に応じたと想定した場合、2013年末には、1万4,956ユーロ相当の株式を保有している計算となる。これは、年間平均で8.4%の投資収益に相当する。これに対し、同期間のSTOXX欧州600銀行株指数の年間平均収益率（配当を含む）は8.1%であった。

図表2-2
株主資本の地域分布
（単位：%、2013年末時点）

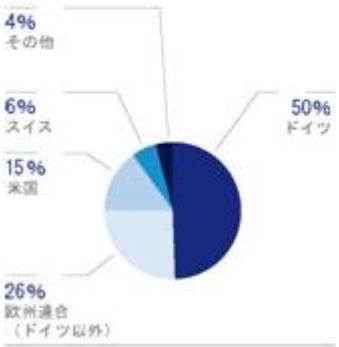

数値は四捨五入

増資

2013年も引き続き、資本基盤の強化が当行の最優先課題であった。このことが、当行が2013年4月29日に、新株引受権を除く授権資本の枠内で9,000万株の新株を発行することによる増資に踏み切った主な理由であった。当該株式は、アクセレレーテッド・ブックビルディング・オファリング（短期間でブックビルディングを行う方式）により機関投資家に対して発行された。当該発行は、Xetraの終値である1株当たり32.90ユーロから一切のディスカウントなしで行われたにもかかわらず、発行数のおよそ5倍を超える申込みがあった。調達額は総額で29億6,000万ユーロとなった。その他の施策に加えこの増資により、当行の普通株式等Tier 1（CET1）資本比率（バーゼル3完全適用ベース）は、2013年中に7.8%から9.7%へと改善した。

株主構成

当行株式は、引き続きほぼすべてが浮動株式であり、当行の株主数の約99%は個人投資家である。2013年末時点で、保有株式数3%以上の報告義務に従って当行が認識している唯一の大株主は、ブラックロック・インク（ニューヨーク）（5.14%）である。2013年末の株主数は56万6,979人に減少した（2012年末：61万964人）。

2013年末時点で、総株主資本26億991万9,078.40ユーロに対する個人投資家の保有比率は21%（2012年：25%）であり、機関投資家の保有比率は79%（2012年：75%）となった。また、ドイツ国内における保有比率は50%（2012年：45%）に上昇した。この上昇は主に、ある一つの大規模機関投資家がカストディ（証券保管）を海外からドイツ国内に移管したことによる技術的効果である（図表2-2）。

2回の株主総会

2012年12月、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所は、2012年年次株主総会のいくつかの決議に関して異議を申し立てた複数の原告の特定の訴えを認める決定を行った。

長期リターン

2009年年頭を100とした投資収益指数
— STOXX欧州600銀行株指数
— 当行
出所：データストリーム

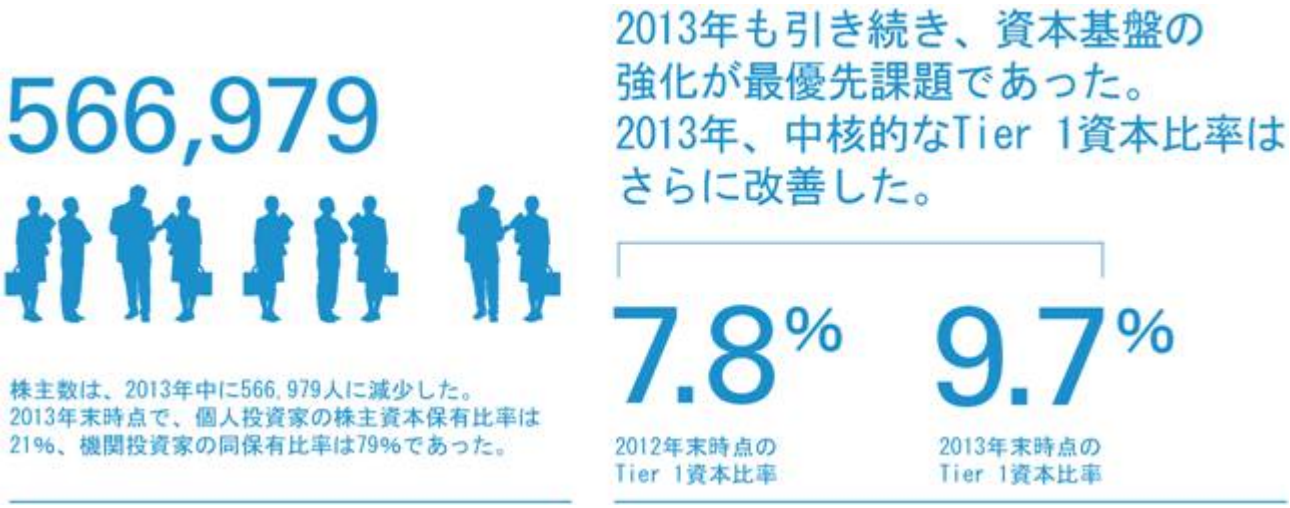

取締役会は、所要の法的確実性を確保し、2013年年次株主総会を開催することができるよう、臨時株主総会を開催することを決定した。2013年4月11日にフランクフルト・アム・マインで開催した臨時株主総会には、株主資本に占める議決権行使株式の割合では28.4%にあたる、2,500人の株主が出席した。当該総会において、株主は、異議が申し立てられた3つの決議すべてについて、賛成多数により追認した。

2013年5月23日に開催した通常の年次株主総会には、4,900人（2012年：7,100人）の株主が出席した。株主資本に占める議決権行使株式の割合は、34.9%であった前年に対し、23.0%となった。こうした減少は、記名株式を発行している他の会社でも同様に見られており、その主な原因として、ケルンの上級地方裁判所が、議決権行使を行う投資家は株式の名義登録を実際に行うことが必要であるとする法的判断を行ったことが挙げられる。多くの投資家は、名義登録により株式の売却が制限される可能性があると考えたため、特に外国投資家は議決権の行使に消極的になった。

総会では、取締役会共同会長による前年度の業績および当期の見通しに関する報告に続き、株主との活発な議論が交わされた。その後、すべての議題が賛成多数によって可決された。取締役会メンバーの報酬体系の承認が株主投票にかけられたが、これは今回で3度目となる。

自社株買戻し

当行は、株主資本の最大10%に相当する自社株を2018年4月30日までに買い戻すことに関し、年次株主総会において株主から承認を得た。これにより2012年の承認が更新された。当行は、2013年に3,420万株（2012年：1,740万株）、額にして11億2,000万ユーロの自社株を買い戻し、これらすべての株式は、株式ベースの報酬支払いに充てられた。2013年12月31日現在の保有自社株数は100万株未満となった。2013年には株式消却や市場での再売却は行わず、年間を通して自社株保有比率が報告基準の3%を上回ることはなかった。

当行は、2002年半ばの自社株買戻しプログラムの開始時点から2013年12月31日までの期間に、合計3億5,300万株、額にして198億ユーロ相当の当行株式を買い戻し、そのうち1,630万株、額にして5億ユーロを再度市場で売却する一方、1億1,800万株、額にして約72億ユーロを消却した。

規制上の課題が信用格付に影響

2013年は、規制要件の増大や資本市場の厳しい要請が銀行業界の業績に影響を及ぼしたことを背景に、世界的に格付機関による銀行格付けの厳密な見直しが行われた。スタンダード・アンド・プアーズは、ドイツ銀行AGの長期信用格付をA+からAに1ノッチ引き下げ、その理由として、規制上の課題の増加および大規模な資本市場ビジネスを行う銀行の業界全体としてのリスクの増大を挙げている。フィッチとムーディーズは、当行の長期信用格付をそれぞれA+とA2に据え置いた。2013年12月、ムーディーズは、ストラテジー2015プラスで掲げる目標の達成は容易ではないとの見方から、当行の格付見通しをネガティブとした。

186億
ユーロ
2013年に発行した
債券

ドイツ銀行債券の強い需要

ドイツ銀行は、当行の債券投資家からの強い支持を得ており、有利なスプレッドでの借換えが可能となった。当行は2013年に、関連する変動指標（LIBOR等）に対して36ベーシスポイントの平均スプレッドで186億ユーロの債券を発行し、満期までの平均年限は4.4年であった。そのうち56億ユーロは、発行額について一定の要件を満たしたベンチマーク債であり、131億ユーロは個人投資家向けおよび私募により調達された。当行の起債活動は、市場、商品、通貨、投資家層などの面で十分に多様化している。2013年12月末現在で、当行全体の資金調達額の66%は、リテール預金およびトランザクション・バンキング預金、資本市場での発行ならびに株式を含む、最も安定的な調達源からのものである

投資家およびアナリストとの積極的な対話

投資家や金融アナリストは、2013年も引き続き当行株式に高い関心を示した。2013年は、彼らの質問の多くが、当行の資本基盤やレバレッジ比率、訴訟案件の詳細および当行のコスト軽減プログラムに集中した。経営陣とインベスター・リレーションズ・チームは、電話会議、個別ミーティング、グループ・ミーティングを通じて、これらの点や当行の業績について定期的に報告した。ロードショーやブローカーコンファレンスなどでは、株式および債券投資家に対し、450回を超えるミーティングを実施し（2012年：460回）、その一部には当行取締役会メンバーも出席した。また当行は、環境・社会・ガバナンス（ESG）を重視した投資決定を行う投資家とのコミュニケーションを引き続き強化している。

詳細な情報は下記のウェブサイトに記載されている。
▶www.db.com/ir

インターネット・サービスの拡充

通常、当行の個人株主は、当行への問い合わせに無料の投資家ホットラインやインターネットを活用している。当行のインベスター・リレーションズのウェブサイトには、相当量の財務情報が掲載されている。当行は、当行による公表情報や財務報告を、インターネットを通じてすべて公開しており、主要なインベスター・リレーションズ関連のイベント、電話会議および年次株主総会でのスピーチなどもすべて配信している。当行株主は、年次株主総会への参加登録をインターネット上で行えるほか、株主総会の開催前に議決権行使の指示書をオンラインで送ることができる。また2013年には、年次株主総会の招集通知を電子メールで送付した数が約5万5,600通（2012年：5万1,700通）に達した。電子メールによる招集通知の送信は、株主にとっての利便性だけでなく、コストの削減や環境の保護にもつながっている。

顧客－コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

持続可能な成長のための資源の有効活用

概略

- 事業プロセスの最適化、簡素化
- 株式トレーディングのモメンタムは好調
- 債券ビジネスにおける厳しい状況
- 市場シェアを伸ばすコーポレート・ファイナンス

図表2-3
マーケッツ：
グローバル債券市場で上位を維持
市場シェア（単位：%）

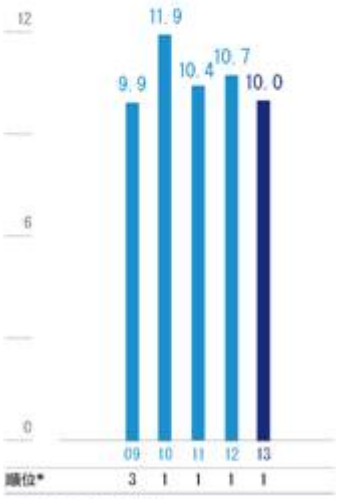

*業界内における順位
出所：グリニッチ・アソシエイツ

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）は、マーケッツとコーポレート・ファイナンスの各ビジネス部門で構成される。マーケッツ部門は、債券、株式および株式関連商品、上場デリバティブおよび店頭デリバティブ、外国為替、マネー・マーケッツ、証券化商品ならびにコモディティを含む幅広い金融商品のセールス、トレーディングおよびストラクチャリング業務で構成される。法人・機関投資家の顧客カバレッジは、法人顧客グループが担当している。リサーチは、市場、商品およびトレーディング戦略に関する分析を顧客に提供している。コーポレート・ファイナンス部門は、M&A（企業買収・合併）ならびに債券および株式のアドバイザリーおよびオリジネーションを担っている。各地域で産業別に編成されたチームが、金融商品およびサービス全般を当行の法人顧客に提供している。

CB&Sは、2013年も引き続き厳しい環境の中で業務を行った。米国経済は成長を見せたものの、特に2013年の上半期には、キプロスの救済問題およびイタリアやギリシャなどにおける政情不安を含む様々な課題が、依然として欧州経済回復の足かせとなっていた。下半期には、米国の「財政の崖」問題をめぐる不透明感や、連邦準備制度理事会の量的緩和プログラムの縮小の可能性が、投資家のセンチメントに影響を及ぼした。さらに、投資銀行業界は、新たな規制への対応を迫られることとなった。

部門別決算報告からの抜粋（コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ[1]）

CB&Sは、2013年に31億ユーロ（2012年：29億ユーロ）の税引前利益を計上した。この改善の要因は、2012年に計上していた無形資産の減損が2013年には生じなかったこと、ならびにオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的実施による報酬費用および報酬以外の費用の減少であったが、減収と訴訟引当金の増加により一部相殺された。

単位：百万ユーロ	2013年	2012年
純収益	13,623	15,448
信用リスク引当金繰入額合計	190	81
利息以外の費用	10,353	12,459
税引前利益	**3,063**	**2,891**
株主資本利益率（税引前、%）	15	14
リスク・ウェイテッド・アセット	118,689	117,056
資産	1,111,592	1,464,721

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2013年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。

図表2-4
マーケッツ：
アジアの債券市場でシェアを拡大
市場シェア（単位：%）

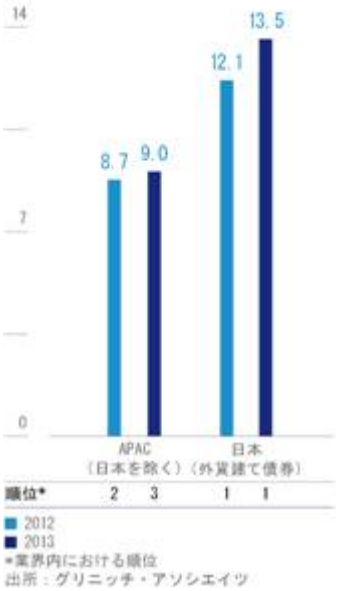

出所：グリニッチ・アソシエイツ

CB&Sは、2013年も、世界をリードする投資銀行および債券ビジネスの有力ハウスとしての地位を維持した。業界全体の厳しい収益環境を受けて、CB&Sの収益は前年比で12%減少した。税引前利益（IBIT）は、2012年の29億ユーロを僅かに上回る31億ユーロであった。当行は2013年、事業基盤の強さが認められ、ユーロマネー誌およびグローバル・ファイナンス誌の西欧における「最優秀投資銀行」ならびにバンカー誌の西欧における「最も革新的な投資銀行」など数多くの賞を受賞した。

CB&Sでは、ストラテジー2015プラスの実施を順調に進め、プラットフォームの集約化、規模拡大および効率性向上に引き続き取り組んだ。これらの戦略は、CB&Sの事業活動を綿密に評価した結果であり、それぞれのビジネス部門の既存の強みと課題を見極めつつ、経済環境、変化する競争環境、追加的規制要件を考慮に入れている。CB&Sは、こうした環境の変化に適応するため、特定の事業を選択的に再編した。現在では、抑制された人員と経費で、縮小したバランスシートとリスク・ウェイテッド・アセットを用いる、より無駄のない効率性の高い部門となっている。2013年に、CB&Sは技術投資のガバナンスを強化し、主要なトレーディング・システムの設計変更を行った。さらに、電子通信および従業員取引に対して新たな規制を導入するなど、業務プロセスの監視を強化した。

マーケッツ

2013年、マーケッツ部門の業績は前年を下回った。収益は、債券のセールス／トレーディングにおける厳しい状況が株式のセールス／トレーディングの良好な業績により一部相殺されたものの、前年に比べ16%減少した。

2013年、CB&Sでは、全体の効率性向上とより効果的な技術活用を目的として、金利、フロー・クレジット・トレーディング、外国為替およびグローバル・リクイディティ・マネジメントの各ビジネスを債券および為替（FIC）ビジネスとして統合する作業を完了した。この統合したビジネスの収益は、大半の商品および市場における厳しいトレーディング環境を主な要因として、前年を下回った。資産の大幅な削減や事業の再編があったにもかかわらず（CB&Sの調整後資産合計は12%減少）、当行のFICビジネスにおける市場での地位は、依然として底堅いものであった。グリニッチ・アソシエイツによるランキングで、当行の債券ビジネスはグローバルな市場シェアにおいて4年連続で第1位となった（グローバル債券（図表2-3）および米国債券）。

15.2%
グローバル外国為替
トレーディングにおける
市場シェア

外国為替ビジネスにおいては、2013年上半期は、取引高および顧客需要がともに堅調であった。良好な業績は、CB&Sの商品・サービスへのアプリケーション経由のアクセスをさらに推進するなど、外国為替ビジネスにおける当行の商品提供力の向上と継続的な投資の成果でもある。下半期には、継続的なマージン縮小とボラティリティの低下により、減収となった。厳しい環境であったにもかかわらず、ユーロマネー誌の外国為替市場調査において、当行は15.2%の市場シェアをもって、9年連続の第1位となった。

図表2-5
マーケッツ：
米国株式における地位を強化
市場シェア（単位：%）

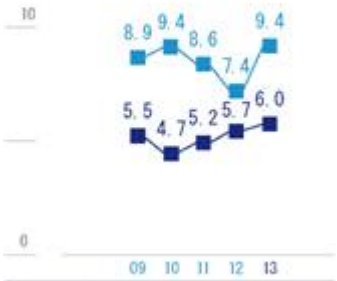

■ スワップ
■ 現物株式トレーディング
スワップの数値は米州の数値を用いている。
出所：グリニッチ・アソシエイツ

+20%
株式セールス／
トレーディングの収益

グローバル・リクイディティ・マネジメント（GLM）は、担保付ファイナンシングと担保管理のサービスを顧客に提供している。市場の流動性の低下や事業再編に伴うリスク・プロファイルの低減により、このビジネスの収益は前年を下回った。

コア金利ビジネスは、フロー商品や仕組み商品などの金利ベースの金融商品の取引機会を顧客に提供している。顧客取引高の減少、継続的な市場の不透明感および流動性の低下により、このビジネスの収益は前年に比べ減少したが、当行は、ユーロマネー誌の「アワード・フォー・エクセレンス2013」で「グローバル・フロー・ハウス（金利部門）」に選出された。

フロー・クレジットは、ハイ・イールド債、投資適格債およびディストレスト資産クラスを含む幅広い商品により流動性を供給することで、顧客が自らの投資目標を達成し、クレジット・リスクを管理することを可能にしている。フロー・クレジットの2013年の収益は、前年とほぼ同水準であった。

ストラクチャード・ファイナンスは、幅広い業界の顧客や多様な資産クラスを対象に、リスク管理手法やフロー商品以外のファイナンシング商品を提供している。当行のストラクチャード・ファイナンス業務は、グローバルなプレゼンス、幅広い商品、複雑な取引の執行における豊富な経験と実績により、業界をリードしている。2013年の収益は、前年とほぼ同水準であった。当行は、バンカー誌より、「最も革新的な投資銀行（ストラクチャード・ファイナンス部門）」に選出された。

エマージング・マーケッツは、グローバルに統合されたプラットフォームであり、主にラテン・アメリカ、中欧・東欧、中東およびアフリカの顧客を対象とした新興国市場の多様なデット商品（債券、CDS、外国為替および金利）のマーケット・メイキングに取り組んでいる。2013年のエマージング・マーケッツのトレーディングからの収益は、前年に比べ増加した。

CB&Sは、2013年に、コモディティーズのビジネスの大幅な縮小を発表した。当行は、資本のより効率的な利用、業務の簡素化および業界全体の規制上の課題への対応の必要性を踏まえ、将来的に金融デリバティブおよび貴金属に注力することを決定した。

2013年の株式セールス／トレーディングの収益は、マクロ経済の回復を背景としたグローバルな株式市場の改善により、前年比で20%増加した。また、多数の戦略的な取り組みの結果、より効率的な株式ビジネスが実現したため、税引前利益はこれを上回る増加となった。現物株ビジネスの2013年の収益は、市場センチメントが前年に比べ改善したことを受けて増加した。同様に、株式デリバティブの収益は、顧客取引の増加により前年から大幅に増加し、特にアジアと欧州において顕著であった。当行はグリニッチ・アソシエイツによるランキングで、欧州投資家向けのフロー株式デリバティブおよびストラクチャードOTC株式／証券化商品の部門で第1位となった。

プライム・ブローカレッジは、世界最大級かつ最も洗練されたファンド運用会社を対象として、革新的なマルチアセットのファイナンシング商品および世界の市場へのアクセスを提供している。プライム・ブローカレッジの収益は、前年の水準を維持した。

2013年の受賞

バンカー誌
「最も革新的な投資銀行（外国為替部門）」
「最も革新的な投資銀行（ストラクチャード・ファイナンス部門）」

ユーロマネー誌
「最優秀グローバル・フロー・ハウス」
「最優秀グローバル・コモディティーズ・ハウス」
ユーロマネー誌のFX調査で9年連続第1位

リスク誌
「最優秀バンク・リスク・マネジャー」

グリニッチ・アソシエイツ
グローバル債券部門で第1位
米国債券部門で第1位

図表2-6
コーポレート・ファイナンス：
持続的な市場シェア
（手数料ベース）
市場シェア（単位：%）

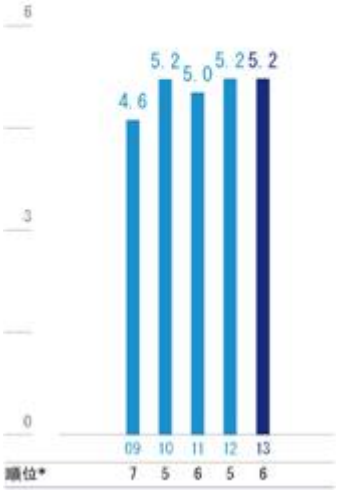

*業界内における順位
出所：ディールロジック

コーポレート・ファイナンス

コーポレート・ファイナンス部門は、市況の改善およびフランチャイズの堅調なモメンタムにより、2013年は好調な業績を上げた。全体の収益性が大幅に改善したことにより、前年に比べ17%の増収となった。コーポレート・ファイナンスは、インターナショナル・ファイナンシング・レビュー（IFR）誌から、8つの最高賞のうち3年連続の「最優秀ボンド・ハウス」を含む3つを受賞した。

コーポレート・ファイナンス分野のグローバルな手数料は、2012年から9%増加し、2007年以降の最高水準に達した。資本市場の活動が非常に好調であったことが、手数料の増加につながった。株式資本市場（ECM）の発行高は、米国で過去13年間の最高水準となり、全体では20%増加した。レバレッジド債券資本市場（LDCM）のビジネスは、手数料プールが過去最高水準に達し、非常に堅調であった。

当行のコーポレート・ファイナンスの2013年の市場シェア（手数料ベース）は、2012年と同様の過去最高水準を維持した（出所：ディールロジック）（図表2-6）。同時に、欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域においてもECMおよびDCMの市場シェアの拡大を果たし、同地域で引き続き第1位を維持した。LDCMでは、ハイ・イールド債のグローバル・ランキング（手数料ベース）において第2位に躍進し、好調な年となった。

M&Aビジネスにおいては、企業の買収や売却に関するアドバイザリー・サービスの提供に加え、為替、金利およびコモディティに係るリスクといった、取引に伴う様々なリスクを管理するための支援も行っている。2013年、M&Aは取引件数や取引高の減少および手数料プールの縮小により、その勢いを失った。

今後の見通し

CB&Sは、2014年もストラテジー2015プラスの目標達成に向けて引き続き前進していく。CB&Sは、継続的なプラットフォームの統合および投資によって、引き続き債券フロー・ビジネスにおける強みを発揮するとともに、コスト、資本およびレバレッジに係る目標達成に向けた施策を実施していく。また、地域的な面でも、CB&Sは引き続きビジネスを合理化していく予定である。

2013年の受賞

インターナショナル・ファイナンシング・レビュー誌
「最優秀ボンド・ハウス」
「最優秀ローン・ハウス」
「最優秀ハイ・イールド・ボンド・ハウス」

顧客ーグローバル・トランザクション・バンキング
全地域における安定した業績

概略

- 業績の改善、取引量の増加
- ホームマーケットでの地位の強化
- 高成長地域での拡大
- 部門間協力および顧客カバレッジの強化

図表2-7
貿易金融の取引高の伸び
年平均（十億ユーロ）

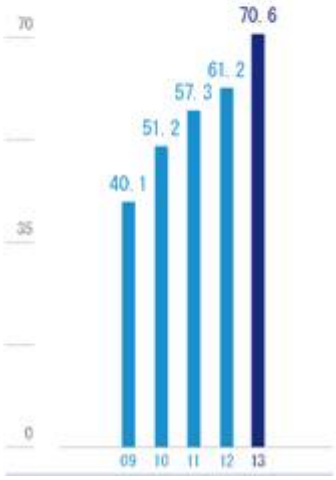

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、法人顧客および金融機関を対象として、国内およびクロスボーダー決済、リスク管理、国際貿易金融ならびに信託、取次ぎ、預託、カストディ（証券保管）およびこれらの関連サービスを含む商業銀行分野の商品およびサービスを提供している。GTBは、キャッシュ・マネジメント、貿易金融、法人信託サービスの各業務で構成されている。

2013年を通じて、マクロ経済環境は、主要市場における低金利の継続とマージンに対する競争圧力を伴う厳しいものであった。さらに、外国為替の変動が、2012年と比べ、ユーロ建てで計上されるGTBの業績に不利な影響を与えた。

このような厳しい市場環境による逆風や、ストラテジー2015プラスの実施に伴う再編コストにもかかわらず、GTBの業績は2012年を上回った。欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域における減収の大半が、アジア太平洋地域および米州の増収により相殺され、GTB全体の収益は僅かな減少となったが、費用収益比率は大幅に低下した。GTB全体の税引前利益は、前年から増加して11億ユーロとなった（2012年：7億ユーロ）。貿易金融は、堅調な取引高から恩恵を受け、マージン低下による影響を相殺した。法人信託サービスは、取引高の増加により、厳しい環境下でも底堅い業績を上げることができた。キャッシュ・マネジメントからの収益も、好調な取引高の恩恵を受けた。

部門別決算報告からの抜粋（グローバル・トランザクション・バンキング[1]）

2013年のGTBの税引前利益は、11億ユーロとなった（2012年：7億ユーロ）。純収益（オランダの商業銀行事業の再編関連費用を含む）は2012年から減少した。信用リスク引当金繰入額は増加したが、これは主に、貿易金融における一顧客に発生した信用事由に起因するものであった。利息以外の費用は2012年から減少したが、これは主に、訴訟関連費用が発生しなかったこととオランダでの再建関連費用が減少したことによるものであった。

単位：百万ユーロ	2013年	2012年
純収益	4,069	4,200
信用リスク引当金繰入額合計	315	208
利息以外の費用	2,648	3,326
税引前利益	**1,107**	**665**
株主資本利益率（税引前、%）	22	16
リスク・ウェイテッド・アセット	36,811	34,976
資産	97,240	87,997

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2013年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。

図表2-8
ユーロ建て決済で市場をリード
市場シェア（%）

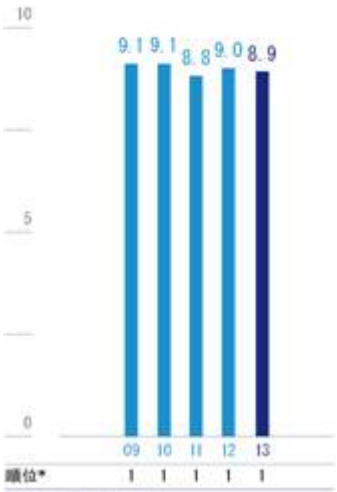

*業界内における順位
出所：欧州中央銀行
2013年12月末現在、「Target2」およびEBA（ユーロ1）によるユーロ決済に基づく

人民元
の新商品

GTBの戦略は、引き続きターゲットとなる顧客グループ、商品および地域に重点を置くことにある。その戦略上の優先事項には、既存の顧客との関係強化および新規顧客の獲得、ソリューションおよび業務効率向上への投資、事業ポートフォリオおよびグローバルなネットワークの最適化の継続、他の事業部門との緊密な連携による相乗効果の確認と達成ならびに厳格なコスト、リスクおよび資本管理の継続が含まれる。

GTBは2013年に、厳しい外部環境への適応も視野に入れて、そのビジネスモデルを修正した。例えば、顧客への対応をより効果的に行うため、当行の他の部門との協力関係を継続的に拡大している。また、GTBは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）とのパートナーシップをより強化した。法人顧客に関しては、キャピタル・マーケッツ・アンド・トレジャリー・ソリューションズ（CMTS）チームとの連携を深めた。ドイツでは、広範な商品知識と世界各地に拠点を持つGTBの強みを、個人顧客および中堅企業（PBC）のアドバイザリー能力や販売力と結びつけるべく、PBCとの共同事業を立ち上げ、これによって中堅企業のカバレッジが拡大した（後述のPBCの項参照）。GTBはまた、ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）とともにフロントオフィス機能の最適化も行った。

世界中で堅調な事業展開

GTBは、世界47カ国で業務を行い、190の営業拠点および地域で顧客サービスを提供するなど、グローバルにビジネスを展開しており、ホームマーケットでの地位をより確固たるものにするとともに、高い成長をみせる地域におけるフランチャイズの拡大に引き続き注力した。

EMEA地域では、オランダにおけるGTBのビジネスを再編する継続的な取組みが2013年には成果をみせた。北米および南米では、収益および収益性が向上し、両地域においてターゲットとなる顧客から大型案件を獲得した。米国でのビジネスの成長に加え、GTBのプレゼンスがラテン・アメリカ（特にブラジルとメキシコ）でも拡大した。

アジア太平洋地域の一部では成長は緩やかとなったものの、中国やインドといった主要な市場においては、拠点を拡充するなどGTBのプレゼンスを高めた。GTBはまた、人民元の重要性が高まっていることを受けて、人民元での顧客サービスの提供も拡充した。GTBは、その収益構成の多様化を図るため、東南アジア諸国連合（ASEAN）の一部の国々への戦略上の注力を高めた。

変化する規制環境下での顧客サポート

GTBは、「単一ユーロ決済地域（SEPA）」への移行およびTARGETグロス決済システムの第2世代（TS2）の利用に関して、集中したサポートを顧客に提供した。またGTBは、バーゼル2およびバーゼル3などの規制上の課題や、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）に基づく規則に関しても、顧客にアドバイスを行った。

図表2-9
貿易金融における
大きな市場シェア
年平均（%）

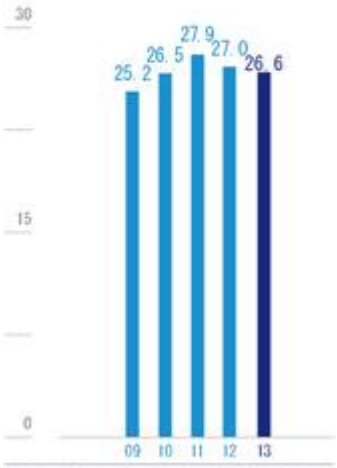

出所：ドイツの輸出信用状市場（SWIFT）

キャッシュ・マネジメント：決済業務における強固な地位

GTBの金融機関向けキャッシュ・マネジメント（CMFI）は、ユーロ建て現金決済では世界でトップの座にあり、米ドル建て決済でも主導的な地位にある。さらに、CMFIは、FX4Cashといった多通貨間の外国送金システムを提供している世界でも数少ないキャッシュ・マネジメント・プロバイダーである。

CMFIは2013年に、機関投資家を対象としたユーロ建て決済業務において、優位な地位を維持し（図表2-8）、EMEA地域においては依然として主要なプレイヤーの一つであり、ドイツにおいては引き続き市場をリードした。CMFIは、米ドル市場においてプレゼンスを拡大し、米ドル建て決済における上位6位以内の地位を維持した。

事業法人向けキャッシュ・マネジメント（CMC）は、顧客の財務・決済業務を最適化し、キャッシュ・フローを改善するための様々なソリューションを提供している。CMCは2013年に、新規の法人顧客を獲得し、高マージン商品に集中的に投資した。キャッシュ・マネジメントは、2013年に多数の契約を獲得した。国際決済システムである自動決済機関（ACH）を通じて行われた決済の金額は、約37%増加した。

貿易金融：主要な市場において主導的な地位

2013年、貿易金融ビジネスはブラジル、ロシア、インドおよび中国などの主要市場における主導的な地位の強化に注力したことにより、EMEA地域、米州およびアジア太平洋地域で好調となった。さらに、同ビジネスは、重点を置く市場で、不足している人材およびビジネス・プラットフォームに引き続き成長に向けた投資を行った。

同ビジネスは2013年に、幅広い商品ラインや地域（新興国市場を含む）において、特にファイナンシャル・サプライチェーンのビジネスに重点を置きつつ、多くの画期的な案件をまとめた。

法人信託サービス：業績向上

法人信託サービス（TSS）ビジネスは、幅広い証券管理サービスを提供しており、ダイレクト・セキュリティーズ・サービス（DSS）、トラスト・アンド・エージェンシンシー・サービス（TAS）およびグローバル・エクイティ・サービス（GES）の各業務で構成される。

2013年に、DSS（国内カストディ業務、証券貸付およびファンド・サービスを含む）の取引高および信託資産は大幅に増加した。DSSは、成長をみせるアジア太平洋地域、中欧・東欧およびラテン・アメリカでの地位を強固なものにしつつ、欧州における市場シェアの拡大にも引き続き取り組んだ。また、数々の受賞が示すとおり、顧客や市場による認識が高まった。TSSの証券貸付ビジネスは、市場シェアを拡大し、グローバル・カストディアン誌の証券貸付部門の調査において最高位の評価を得た。

また、法人信託および事務管理に注力するTASは、米国の資産・不動産担保証券やその他の債券の受託者としての主導的な地位を維持した。

GESは、預託証券業務と新規株式公開（IPO）後のサービス提供業務で構成され、アジア太平洋地域でのプレゼンス拡大に注力して、引き続きグローバルな市場シェアを拡大した。

今後の見通し

魅力あるリターンの得られる GTBは、ドイツ銀行グループの安定した柱である。GTBは引き続き、一貫したコストおよびリスク管理ならびに資本の効率的な利用を行っていく。GTBは、すべての事業分野において戦略的に重要な優先課題を実行しつつ、2014年もまた成長と収益性を維持していくことを目標としている。

GTBは、引き続き成熟市場における顧客との関係のより一層の強化を図るとともに、特定の新興国市場におけるさらなる成長に注力していく。また、より幅広い層の顧客がGTBの商品やサービスの提供を受けられるよう、当行の他の部門との協力関係を継続的に拡大していく。

2013年の受賞

トレジャリー・マネジメント・インターナショナル誌：
「最優秀グローバル・バンク（キャッシュ・マネジメント部門）」
「最優秀銀行（リスク管理部門）」

バンカー誌：
「最も革新的なトランザクション・バンク（欧州）」

ユーロマネー誌：
キャッシュ・マネジメント調査において
「No.1キャッシュ・マネジャー（ドイツ、西欧）（非金融機関）」
「No.1ユーロ建て・米ドル建て機関投資家向けキャッシュ・マネジメント・プロバイダー（欧州、北米）」

アジアン・バンカー誌：
「最優秀預託証券銀行（アジア太平洋地域）」

トレード・ファイナンス誌：
「最優秀トレード・バンク（西欧）」

FIメトリクス：
「優秀プロバイダー（トランザクション・バンキング部門）」

グリニッチ・アソシエイツ：
「優秀リーダー（大企業向けキャッシュ・マネジメント部門）（欧州、アジア）（ドイツ、イタリア、中国、シンガポール）」

顧客ードイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント
資産運用の担い手

概略

- 業績に裏付けされたDeAWMの戦略
- 持続可能な成長のための効率性および革新性
- すべての商品と業務能力の結合

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）は、当行の資産運用およびウェルス・マネジメント業務と、パッシブ投資／第三者オルタナティブ資産運用業務を統合したものである。2012年の再編を受けて、2013年に新たな名称「DeAWM」を採用した。

DeAWMは、個人投資家や機関投資家の資産運用をグローバルにサポートし、かつ広範囲にわたる資産クラスを活用した伝統的およびオルタナティブ投資商品を提供する。DeAWMはまた、個々の顧客のニーズに応えるウェルス・マネジメント・ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを富裕層およびファミリーオフィスに提供している。

業績は倍増の
12億
ユーロ

DeAWMは、厳しい競争環境の下で事業を展開しており、金融市場の継続的なボラティリティやマージン縮小に直面している。こうした厳しい環境にもかかわらず、DeAWMの税引前利益（調整後）は、2013年に12億ユーロを計上し、2012年の6億ユーロから倍増した。税引前利益（報告ベース）はこれを上回る増加率を示し、2013年は8億ユーロに達した。この好調な業績は、主にオルタナティブ投資やアクティブ投資による増収と、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的な実施によるコスト削減を要因とするものであった。これはまた、DeAWMがが構築してきた持続可能な成長のための強固な基盤も反映している。DeAWM全体では、118億ユーロの純資産流出となったが、これは低マージン商品を縮小するという DeAWMの方針によるものである。その結果、全体としてグロス・マージンが44ベーシスポイントから45ベーシスポイントに上昇し、純収益の増加につながった。ウェルス・マネジメントの顧客数は、DeAWMがそのビジネスの注力先をより富裕な層に向けたことを受け、2013年は65,700人に減少した（2012年：71,300人）。

部門別決算報告からの抜粋（ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント[1]）

DeAWMは、2013年に7億8,200万ユーロの税引前利益を計上した（2012年：1億5,400万ユーロ）。純収益は、株式および債券市場の改善により、2012年から6%増加した。利息以外の費用は2012年から3億6,800万ユーロ改善して39億ユーロとなったが、これは主に、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した2013年の人員削減や、2012年にはスカダーおよびIT関連の減損があったことに起因するものである。運用資産残高は、2013年12月31日現在で9,230億ユーロとなり、前年末から30億ユーロ増加した。これは主として、相場上昇による増加であるが、外国為替レートの影響、資金流出およびその他の変動により、その一部は相殺された。

単位：百万ユーロ	2013年	2012年
純収益	4,735	4,470
信用リスク引当金繰入額合計	23	18
利息以外の費用	3,929	4,297
税引前利益	**782**	**154**
株主資本利益率（税引前、%）	13	3
リスク・ウェイテッド・アセット	12,553	12,429
資産	72,613	78,103

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2013年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。

図表2-10
地域別運用資産残高
総額9,230億ユーロ
（単位：十億ユーロ，2013年末時点）

数値は四捨五入

2013年の4つ星および5つ星のファンド（モーニングスターのレーティングによる）の運用資産残高は、12%増加して684億ユーロとなった。またDeAWMは、スコープ・アナリシスからドイツにおける「最優秀資産運用会社（不動産ファンド部門）」として3年連続で「AAA」に格付けされるなど、多数の賞を受賞した。2013年に「AAA」格付けを受けたのは当行だけである。

持続可能な成長の基盤

DeAWMの戦略は、統合されたプラットフォームによる力を利用して、顧客重視、効率性、革新性およびパフォーマンスを実現することに重点を置いている。当部門の戦略的施策は、2015年に事業活動からの税引前利益を約17億ユーロとする目標を達成できるよう、その基礎として堅調な業績を上げ、また持続可能な成長の基盤を構築することを目的としている。2013年に、DeAWMはその戦略の実施において大きく前進した。

DeAWMは、顧客サービスの向上のため、DeAWMや当行の他部門が提供するグローバルなサービスにアクセスする窓口の一元化を図り、顧客カバレッジのチームを統合した。このグローバル・クライアント・グループは、DeAWMのすべての投資商品およびソリューションを機関投資家や投資信託販売会社に提供し、また各地域のウェルス・マネジメント・チームは、個々の顧客のニーズに応えるアドバイスや投資ソリューションを富裕層および超富裕層の顧客に提供する。

2013年に、DeAWMはその投資機能を、(i)貸出しおよび預金、(ii)ウェルス・マネジメント商品、(iii)アクティブ投資、(iv)パッシブ投資、(v)オルタナティブ・リアル・アセット 、(vi)オルタナティブ・ファンド・ソリューションズの6つの事業分野に整理した。DeAWMが顧客のために6つの事業分野すべての総合的な専門知識を活用できるよう、グローバルのチーフ・インベストメント・オフィスは、DeAWMの投資エキスパートと共に投資戦略についてのハウスビューをまとめている。DeAWMは、株式、債券、マルチアセットおよびオルタナティブ（不動産、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティおよびヘッジファンドを含む）から、投資信託およびプライベート・ファンド、上場商品、個別運用勘定に係る商品およびソリューションに至るまで、広範な投資領域におけるグローバルな能力を活用している。

図表2-11
商品別運用資産残高
総額9,230億ユーロ
（単位：十億ユーロ，2013年末時点）

数値は四捨五入
* 上場投資信託、受益証券等
**マルチアセット・ファンド、外国為替商品
およびその他の専門ファンド/商品を含む

効率性および革新性

DeAWMは、2013年にIT（情報技術）システムに多額の投資を行い、資産運用投資プラットフォームのための包括的な技術改善の実施を進めている。これは、DeAWMに対してその投資プロセスによく合った最先端のIT基盤を提供し、かつコスト削減と簡素化をもたらすものである。

2013年、DeAWMは、米国投資家に対して、中国国内における人民元建てのA株市場への直接的なアクセスを提供する上場投資信託（ETF）の販売を開始した。当部門はまた、「現物複製型」ETF（即ち、デリバティブを利用せず、インデックス構成銘柄に直接投資する複製手法をとるもの）の提供を拡大し、12月には、さらに18のETFを現物複製型に変更する計画を発表した。これが実現した場合、当該ETFの運用資産は総額約95億ユーロとなり、DeAWMは欧州で第2位の現物複製型ETFプロバイダーとなる。

DeAWMはまた、商品開発チームと販売チームの間の連携を調整するソリューションズ・アンド・トレーディング・グループを設置した。これは、顧客のニーズに適合した高品質の商品やソリューションの開発を促すものである。同グループは、ウェルス・マネジメントにおける厳格な商品選択プロセスについても責任を負う。

DeAWMはその持続可能な投資商品の幅を広げるため、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を重視した投資の中心を担うチームを設置した。DeAWMは、今後ESGを重視した投資への顧客需要が高まると予想している。2013年に DeAWMは、CB&Sが開発したバリュー投資戦略に基づく投資プロセスである「投下資本に対する現金収益比率（CROCI）」アプローチを取り入れ、そのソリューションの幅を広げた。

コーポレート部門間の連携

ウェルス・マネジメント・ビジネスの一環として、DeAWMは、2013年半ばに2つのファミリーオフィスを統合し、ドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスを設立した。いずれもドイツ銀行グループ傘下にあった Oppenheim Vermögenstreuhand GmbH と Wilhelm von Finck Deutsche Family Office AG の合併により、ドイツで最大のファミリーオフィスかつ富裕層向けビジネスの新たなリーダーが誕生した。ドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスは、多様化された国際的ポートフォリオ、広範なウェルス・プランニング、資産運用、不動産コンサルタントから報告・管理に至るまで、包括的なサービスを提供する。

DeAWMはまた、超富裕層顧客向けに、世界各地にキー・クライアント・パートナーズと呼ばれるアドバイザリー・センターを設けた。同センターは、豊富な経験を有する投資家に対して、DeAWM、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ、グローバル・トランザクション・バンキング、個人顧客および中堅企業あるいは第三者が提供する、資産クラスおよび国境を超えた投資機会や金融ソリューションへのスムーズなアクセスを提供する。顧客が最良のサービスを受けられるよう部門を超えた連携を行うことは、DeAWMの戦略の最優先事項である。

顧客のためのグローバルなプレゼンスおよび能力

2013年、DeAWMは、中核事業への重点的な取り組みや簡素化およびコスト削減を目的として、世界各地におけるその地理的プレゼンスの見直しを行った。DeAWMは、引き続きホームマーケットであるドイツや欧州市場に重点を置いている。また、北米の超富裕層顧客や機関投資家ならびにアジア、中東、アフリカおよびラテン・アメリカの新興国市場の一部にも注力したが、これらの地域では、DeAWMの投資およびアドバイザリー能力が現地の顧客ニーズに適合しているといえる。DeAWMは、ロシアにおける資産運用ビジネスを取りやめる予定である。

2013年のDeAWMの
運用資産は
9,230億
ユーロ

今後の見通し

DeAWMは今後、グローバルな能力を活用して、一流の資産運用／ウェルス・マネジメント商品およびサービスを顧客に提供していく。資産運用市場においては、DeAWMは、高品質の投資商品や個々の顧客のニーズに応えるソリューション（パッシブ、高流動性オルタナティブ資産およびリアル・アセット投資戦略を含む）の幅を拡大することを計画している。ウェルス・マネジメント市場においては、ホームマーケットであるドイツ国内での主導的地位を強化していく。またDeAWMは、引き続きアジア太平洋地域や米州、ならびにEMEA地域の新興国市場の顧客に対して、地域に応じた商品やグローバルな専門性を提供していくとともに、CB&Sとの連携を通じて、世界各地の超富裕層顧客へのサービスをさらに拡大していく。

2013年の受賞

リアクションズ誌
6年連続でグローバルな「最優秀保険資産運用会社」

リスク・マネジメント誌
5年連続で「最優秀ヘッジファンド・デリバティブ・ハウス」

リスク・マネジメント誌
「最優秀新エマージング・マーケットETFプロバイダー」および「最優秀ETFストラクチャリングおよびディストリビューション・ハウス」

ユーロマネー誌
「ドイツにおける最優秀プライベート・バンク」

スコープ・アナリシス
不動産ファンドに関する「最優秀資産運用会社」

顧客ー個人顧客および中堅企業

個人顧客向けビジネスにおける強力なリーダー

概略

- ホームマーケットにおける主導的地位、欧州やアジアにおける利益の伸び
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングの始動
- ポストバンク統合は順調に推移

欧州およびインドにおける
2,700
を超える
PBCの支店

個人顧客および中堅企業（PBC）は、ドイツおよび世界各地の個人や自営業者、中堅企業の顧客に対し、銀行サービスやその他の金融サービスを提供している。PBCの商品には、支払サービスや当座預金、資産運用や退職年金プラン、証券、預金や融資などが含まれている。ホームマーケットにおける主導的な民間リテールバンクとして、PBCは、ドイツ国内で2,300万、国外で500万を超える顧客にサービスを提供し、ドイツ、イタリア、スペイン、ベルギー、ポルトガル、ポーランドおよびインドに2,700を超える支店を開設している。また、支店をベースとした販売網を、アドバイザーによるモバイル営業やオンラインによるダイレクト・チャネルで補完している。加えて、PBCはドイツポストDHL、DVAG（Deutsche Vermögensberatung AG）などの企業やスペインおよびイタリアの郵便事業会社との協力体制を維持している。中国では、PBCは第2位の株主として、華夏銀行に19.99%の持分を有している。

厳しい市場環境下において、PBCは安定した業績を収めた。低金利環境やドイツにおける顧客の投資活動の低迷といった困難な状況が続いたが、信用損失は近年の水準を下回り、貸出環境は良好であった。PBCが事業を展開するドイツ以外の欧州市場では、信用ビジネスは低迷したが、投資商品ビジネスは増大した。

部門別決算報告からの抜粋（個人顧客および中堅企業[1]）

PBCは、2013年に16億ユーロの税引前利益を計上した（2012年：15億ユーロ）。純収益は2012年からわずかに1,000万ユーロ増加した。信用リスク引当金繰入額は、ポートフォリオの質やドイツのクレジット環境の改善を反映して、8%減少した。利息以外の費用は、2012年から5,200万ユーロ増加して73億ユーロとなった。これには、ポストバンクの統合およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施コストの増加と、ポストバンクに関連した相乗効果の実現による節減が、ともに含まれている。運用資産は、主に預金における純資金流出により、110億ユーロ減少した。

単位：百万ユーロ	2013年	2012年
純収益	9,550	9,540
信用リスク引当金繰入額合計	719	781
利息以外の費用	7,276	7,224
税引前利益	**1,555**	**1,519**
株主資本利益率（税引前、%）	11	12
リスク・ウェイテッド・アセット	73,001	72,695
資産	265,359	282,427

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2013年ファイナンシャル・レポート（マネジメント・レポート）に記載されている。

図表2-12
バランスのとれた
ビジネス部門別税引前利益*
総額21億700万ユーロ
（単位：百万ユーロ、2013年12月末時点）

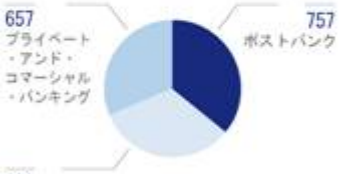

* 実施コストを除く
数値は四捨五入

2013年、PCBは16億ユーロの税引前利益を計上した（2012年：15億ユーロ）。ポストバンクの統合および部門横断的なオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに含まれる投資コストを調整したベースでは、税引前利益は21億ユーロとなった（図表2-12）。純収益は、2012年からわずかに1,000万ユーロ増加した。クレジット商品や投資商品および保険商品における増収は、現状の低金利環境に起因する預金からの減収により相殺された。信用リスク引当金繰入額は、ポートフォリオの質やドイツのクレジット環境の改善を反映して、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングとポストバンクにおいて減少した。

「PBCパワーハウス」： 適度に分散されたビジネスモデル

PBCは、ホームマーケットにおける主導的地位と、欧州およびアジアの特定の市場における集中的なアドバイザリー基盤を結合させる戦略をとっている。PBCの各ビジネス部門は、サービスおよびIT（情報技術）の共通プラットフォームの利用を増やすことにより、スケール・メリットを享受している。ホームマーケットであるドイツにおいて、PBCは、「プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング」を新設してその事業基盤を強化し、またポストバンクの統合を進めた。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング（PCB）は、当行のホームマーケットにおいて、「Deutsche Bank（ドイツ銀行）」というメインブランドの下で行うすべてのPBCビジネスを統合するビジネス部門である。2013年に、当ビジネス部門は、当行のドイツにおける中堅企業ビジネスを、既存のアドバイザリー・バンキング（ドイツ）に統合した。この個人顧客および中堅企業（PBC）とグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の間の連携が、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング（PCB）の一部を形成している。上記の連携や強化されたカバレッジ・モデルの実施により、PCBは市場シェアの拡大を目指している。

従来アドバイザリー・バンキング（ドイツ）が対応していた個人および小規模企業の顧客は、より質の高いアドバイザリー・サービスや広範なサービス（貿易金融商品や、キャッシュ・マネジメントおよびリスク管理ソリューションを含む）を利用することができるようになった。これらの顧客はまた、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）やコーポレート・トレジャリー・セールス（CTS）のエキスパートとのより密接な連携を通じて、当行の専門性あるグローバル商品へのアクセスの恩恵を受けることができる。他方、従来GTBが対応してきたドイツにおける中堅企業顧客も、充実したアドバイザリー・サービスを受けることのできる多数の支店網へのアクセスが可能になった。

PBCパワーハウス

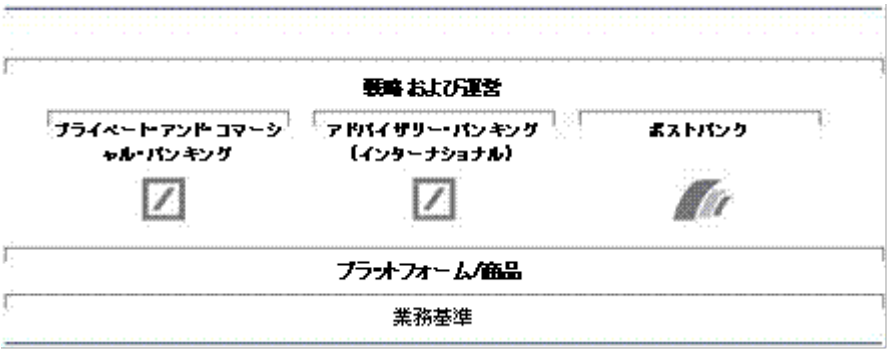

図表2-13
アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）の支店分布
2013年末時点で合計879支店

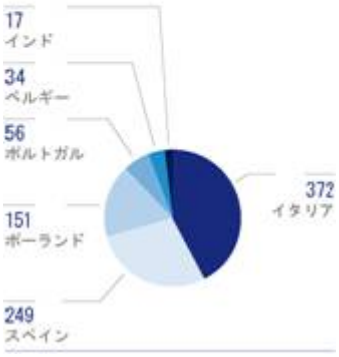

個人向けアドバイザリーは、引き続きPBCの顧客関係の構築のための重要な要素である。PBCは、支店店舗の改装や革新的な支店コンセプトの実現に多額の投資を行っており、一般から好意的に受け止められている。これに関連して、当行は、ドイツデザイン評議会（「Rat für Formgebung」）の2013年アイコニック賞を受賞し、また当行の支店が専門誌ゲルトインスティテュート（geldinstitute）より最優秀支店に選出された。また、PCBはそのマルチチャネル販売にも投資を行った。当行のモバイルアプリケーションやオンライン・ブローカー「マックスブルー」は大幅に拡充および改良され、より多様な機器で利用できるようになっている。これもまた一般から好意的評価を受けており、当行はハンデルスブラット紙の「最優秀オンライン・ブローカー」など複数の賞を獲得した。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、欧州（ドイツを除く）およびアジアにおけるすべてのPBCビジネスで構成される。2013年は、これらの両地域で良好な業績を収めて事業活動を拡大したが、特にイタリアでは新たに18の支店を開設した（図表2-13）。困難な市場環境のなか、PBCはすべての国で利益を計上した。PBCは、重要な市場のニッチに注力する戦略をとり、個人富裕層および中堅企業顧客にアドバイザリー・バンキングのサービスを提供している。PBCは顧客に対して、アドバイザーとして信頼に基づいた関係を構築しており、顧客は幅広い金融ソリューションの中からそのニーズに適したものを選ぶことができる。

2013年、PBCは、貸出しにおけるマージンの拡大を実現し、ポートフォリオの質を市場平均よりも改善することができた。さらに、イタリア、スペインおよびポルトガルにおける現地での借換えをより最適化し、投資商品や保険商品ビジネスを強化した。華夏銀行との戦略的提携やその持分を通じて、PBCは華夏銀行の力強い成長および収益性を共有した。

ポストバンク

ポストバンクは、「ポストバンク」ブランドやDSLバンク、BHWバウスパーカッセおよびノーリスバンクとして行うコンシューマー・バンキング業務で構成される。1,400万の個人顧客および中堅企業顧客（図表2-14）と520万の当座預金口座をもって、ポストバンクは引き続き、ドイツのコンシューマー・バンキングにおける主導的地位を維持した。

個人向けローンの35%近くが
オンライン販売

ポストバンクは、そのビジネスモデルを強化し、引き続きドイツポストDHLとの良好な連携を維持した結果、全体として堅調な事業展開となった。これにより多くの恩恵がもたらされたが、その一つとして、既存の顧客に加え多くの見込み客が多数当行の各支店に安定的に来店したことが挙げられる。住宅金融組合BHWとドイチェ・バンク・バウスパーAGの連携の拡大は、住宅ローンおよび貯蓄ビジネスにおける当行の市場での地位を高めた。すべての販売チャネルが業績に貢献したが、ポストバンクは2013年に、特にオンライン・バンキング・サービスを大幅に拡充した。ポストバンクの個人向けローン販売の35%近くが現在オンラインで行われており、また新規の当座預金口座の約20%がオンラインで開設されている。その結果、当行はチップ誌の「最優秀オンライン銀行」やフォーカス・マネー誌の「最優秀オンライン・バンキング」など、複数の賞を獲得した。

図表2-14
ビジネス部門別顧客数
総数2,800万（単位：百万、2013年末時点）

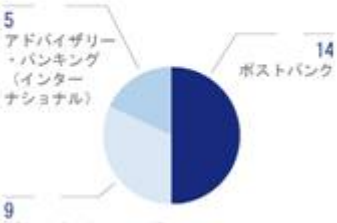

数値は四捨五入

2013年には、進行中のポストバンクのPBCへの統合により、収益とコストの面で相乗効果を実現することができた。これに関連して、PBCの新しいサービスおよびITの共通プラットフォームである「マゼラン」の構築に大きな進展がみられた。マゼランは、周到に設計された高性能のコアバンキングITプラットフォーム、顧客ニーズを重視する簡素化かつ標準化された商品およびサービス・ポートフォリオ、革新的かつ取扱い容易なフロントエンドおよびマルチチャネル・インターフェース、ならびに最適化かつ標準化された一貫プロセスといった特徴を持っている。

マゼランの活用により、2013年に、PBCはその顧客プロセスを迅速化し、オンライン・バンキングを再構築することができた。新しいモバイル・プラットフォームにより、PBCは、顧客向けに革新的なデジタル・バンキング機能を提供し、アプリケーション（例えば、各種モバイル機器、画像処理および電子メールボックス用の当行アプリケーション）の機能性を拡充した。またPBCは、すべてのサービス事業体を PBCバンキング・サービシズGmbHの一つの傘の下に統合するための基盤を構築した。

優先課題

PBCは、PBCパワーハウスの戦略を通じて、欧州有数のリテールバンクとなることを目指している。PBCはまた、引き続きホームマーケットであるドイツにおける民間銀行のリーダーとしての戦略を追求する。すなわちPBCは、メインブランドである「 Deutsche Bank（ドイツ銀行）」として、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングがアドバイザリー・バンキングのニーズに応え、またポストバンクのフランチャイズがコンシューマー・バンキングの需要をカバーする。さらに、PBCは、欧州では収益力の高い事業活動に注力し、またアジアでは成長の機会を実現することにより、引き続きアドバイザリー・バンキング（インターナショナル）を強化していく。サービスおよびITの共通プラットフォームや調和のとれた一貫プロセスは、コストの削減に寄与する。

PBCは、困難な環境下で収益の増加を図ると同時に、ドイツにおける低リスクの貸出業務に選択的に注力し、アドバイザリー・バンキングにおける投資および保険業務を拡大し、欧州において特定分野で成長を遂げる。プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおいては、収益力の向上を目指している。さらなる目標としては、顧客との関係強化や部門を超えた連携の拡充が挙げられる。ポストバンクは、中核ビジネスにさらに注力し、それにより組織を合理化して事業の再編とコストの削減を達成することを目指している。（ドイツ以外の）PBCビジネスは、欧州市場において2014年も引き続き効率性の向上に取り組み、ドイツのマゼランに連動する欧州の共通プラットフォーム構築に向けて前進する予定である。また、PBCは、これまで以上に顧客を重視する、マルチチャネル・アドバイザリー・バンクとなるようビジネスモデルをさらに発展させていく。PBCは、引き続き華夏銀行との協力関係をサポートし、インドでの目標達成に努力して、アジアにおけるPBCの成功の基礎をさらに固める所存である。

PBCは、ポストバンクの統合による主な恩恵の取り込みが一段落した段階で、税引前利益約30億ユーロを達成するという意欲的な目標に向けた取り組みを行っている。

2013年の受賞

ハンデルスブラット紙
「最優秀顧客アドバイザリー・サービス」
「最優秀オンライン・ブローカー（マックスブルー）」

n-tv
「最優秀リノベーション向けローン」

ドイツデザイン評議会（Rat für Formgebung）
2013年アイコニック賞－インテリア賞受賞
ドイツデザイン賞－特別賞（建築およびインテリアデザイン）

ゲルトインスティテュート誌
「最優秀支店」

非中核事業部門
リスク低減の順調な進展

概略

- 非戦略的資産の大幅な縮小
- 中核事業向けに資本を解放
- 減損および訴訟関連費用が業績に影響

図表2-15
資産合計（調整後）*
（総額550億ユーロ、2013年末時点）

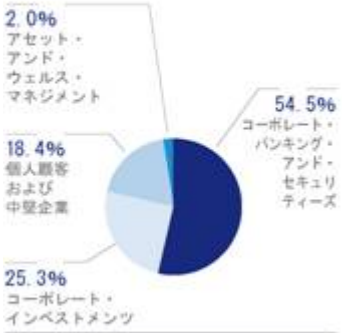

* 資産合計はIFRSに基づく（デリバティブおよび特定のその他の構成要素のネッティングの調整後）
2012年に資産を移管した元の事業分野に基づく。
数値は四捨五入

非中核事業部門（NCOU）の目的は、非中核的な資産や事業活動におけるリスクを低減することにより、資本を解放し、株主価値を保護することにある。引き続き厳しさを増す規制環境のなかで当行が成功するには、透明性の提供や厳格な資本およびバランスシート管理が不可欠であり、NCOUはストラテジー2015プラスを実現するための重要な役割を担っている。

NCOUは、2012年第4四半期に設置され、当初のリスク・ウェイテッド・アセット（RWA）相当額（バーゼル3完全適用ベース）は1,410億ユーロ、調整後資産合計（TAA）は1,200億ユーロであった。NCOUのポートフォリオは、当行の戦略上、中核とならないビジネス（例えば、事業・法令・規制の変更により重大な悪影響を受ける資産など）で構成される。

NCOUの戦略の中心は、非中核資産の処分を通じて資本需要を削減し、当行の自己資本比率を強化することにある。また、所要自己資本指令第4次改正（CRD4）に定義されるバランスシートの規模の縮小は、当行が目標とするレバレッジ比率を達成するための一助となる。

部門別決算報告からの抜粋（非中核事業部門[1]）

非中核事業部門は、2013年に33億ユーロの税引前損失を計上した（2012年：29億ユーロの税引前損失）。純収益は2012年に比べて18%減少したが、これは資産削減によるポートフォリオ収益の減少に起因するものであった。信用リスク引当金繰入額は、ポートフォリオ全体における特定の信用事由（欧州の商業用不動産へのエクスポージャーを含む）を主な要因として、29%増加した。利息以外の費用は、2012年から4,700万ユーロ、率にして1%増加した。この変動には、訴訟関連費用の増加が含まれるが、2012年に4億2,100万ユーロ計上された無形資産の減損が2013年は発生しなかったことにより相殺された。

単位：百万ユーロ	2013年	2012年
純収益	867	1,054
信用リスク引当金繰入額合計	818	634
利息以外の費用	3,358	3,312
税引前利益（損失）	(3,306)	**(2,923)**
リスク・ウェイテッド・アセット	48,483	80,317
資産	54,224	97,451

1 部門別決算報告から抜粋。注記その他詳細は、2013年ファイナンシャル・リポート（マネジメント・リポート）に記載されている。

図表2-16
リスク低減の加速
（リスク・ウェイテッド・アセット相当額*、単位：十億ユーロ）

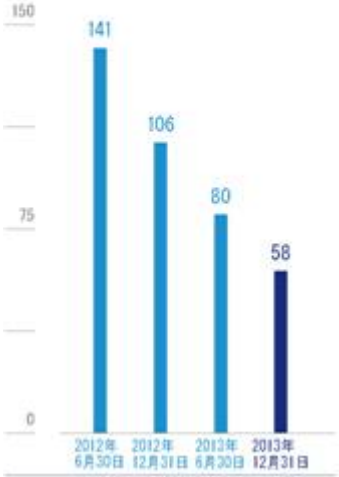

* リスク・ウェイテッド・アセットに自己資本の控除項目相当額を加えた額（CRD4に基づく）

不安定な市場での順調な事業活動

2013年、NCOUは、市場ボラティリティの高まりにもかかわらず、順調にリスク低減を加速した。NCOUは、調整後資産合計（TAA）の400億ユーロの削減（2012年末から42%減）およびCRD4に基づくリスク・ウェイテッド・アセット相当額の480億ユーロの削減（2012年末から45%減）を達成し（図表2-16）、CRD4に基づくリスク・ウェイテッド・アセットおよび調整後資産合計を合わせた2013年の削減目標である800億ユーロを大幅に上回った。これにより、規制自己資本が訴訟関連費用を除く税引前ベースで約38億ユーロ増加したが、これは普通株式等Tier 1資本比率における88ベーシスポイント増に相当する。2013年12月31日現在の調整後資産合計は550億ユーロ（図表2-15）、これに関連するCRD4に基づくリスク・ウェイティド・アセット相当額は580億ユーロとなった。

NCOUは、キャピタル・リターンやリスク・リターンの低いポジションを特定し、その処分を優先した。従来CB&Sに属していたホールセール用資産の大規模な処分に加え、モノライン・ポートフォリオにおける信用デリバティブによるプロテクションの縮小や原債券の売却も行われた。この施策は、ポストバンクの従前の投資ポートフォリオ（ストラクチャード・クレジット・ポートフォリオ、金融危機の影響を強く受けた欧州諸国の国債および社債エクスポージャー、米国および英国にローン投資ポートフォリオを保有する2つの個別の商業用不動産事業体を含む）も対象とした。

NCOUの資産の売却では純利益が生じた。2013年のNCOUの活動は自己資本比率の向上をもたらしたが、その業績には、ポートフォリオ全体における多額の引当金、減損、時価評価の調整も反映された。また、利息以外の費用は、13億ユーロに上る訴訟関連費用の影響を大きく受けた。その結果、2013年は33億ユーロの税引前損失となった。

さらに、当行は2013年に、米連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）と米連邦住宅貸付抵当公社（フレディマック）を規制し監督する米連邦住宅金融局（FHFA）との和解に至り、当行に対する住宅ローン関連訴訟としては最大の案件に関連するすべての過去および将来の請求に決着をつけた。この費用は、NCOUの2013年第4四半期の業績に反映された。

処分に関するガバナンス

NCOUは、明確に定義された処分規則に基づいて業務を行っており、また当該規則を厳密に遵守している。NCOUの目的は、全資産クラスにおける広範囲の取引を実行することにより資産のリスク低減を図ることである。NCOUは、第三者への資産売却を通じて、バランスシートの規模を縮小する。このプロセスの一環として、NCOUは、他のディーラーや投資家、金融機関など複数の当事者と連携して、複雑な仕組みを解消するための最適なリスク低減ソリューションを見つけ出すよう努めている。

今後の見通し

非中核事業部門は、引き続き当行の自己資本の増強およびレバレッジの低減を進めるプロセスに貢献することが期待されている。リスク低減策の実施を成功させるためには、経済環境や市場環境の変化を含め多くの課題が存在しており、このためリスク低減を進めるスケジュールが不確実なものになる可能性がある。

従業員
多様性のある優秀かつ意欲的な人材

概略

- 従業員数は概ね安定
- 女性管理職の増加
- 新たな報酬体系の導入

図表2-17
従業員数の推移
（単位：千人、年末時点）*

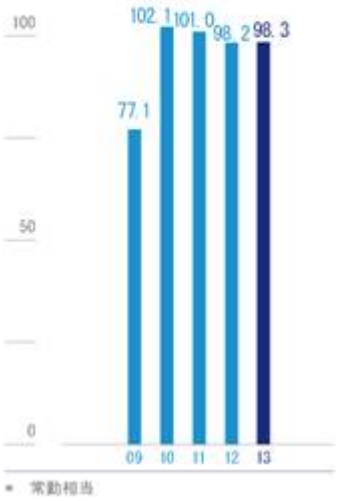

* 常勤相当

世界をリードするグローバル・ユニバーサルバンクの一つとして、当行は、従業員をその重要な資産と考えている。当行は、選ばれる雇用主としての地位の強化を目指しており、リスクと利益の調和、優れた人材の獲得と育成、チームワークとパートナーシップの促進、当行が事業を展開する地域社会への配慮を重視する企業文化の確立に取り組んでいる。この目標を達成するために、当行は特に、人材の多様性、リーダーシップと才能の育成、採用、報酬制度の再設計といった戦略的な人事施策に注力している。

2013年、ドイツ銀行グループの総従業員数（常勤相当）は、わずかに増加して9万8,300人となった（2012年：9万8,200人）（図表2-17）。事業の買収および売却の影響を調整したベースでは、常勤相当の総従業員数は877人の減少となった。当行の地域別人員構成の変動はわずかであり、2013年末現在のドイツ国内の従業員数の割合は47.2%であった（2012年：47.1%）（図表2-19）。

多様性の強み

当行にとって従業員の多様性は、チーム・パフォーマンスを高め、革新的な考え方を育て、内部および顧客とのパートナーシップや連携を強めることを可能にする、ビジネス上不可欠な要素である。当行は長年にわたり、年齢、文化、障害、性別、人種、性的指向および宗教に左右されない、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（受容）を尊重する文化を育んできた。持続可能な発展を達成するため、当行は、2013年に、(i)リーダーシップと責任の拡大、(ii)透明性の提供、(iii)ガバナンス構造の確立、(iv)ダイバーシティやインクルージョンに関するグローバルな基準の設定、および(v)ステークホルダーとのコミュニケーションの拡大の5つを重要な要素とする、新たな多様性促進計画を始動した。

25%
上級管理職に占める女性比率の達成目標（2018年まで）

当行は、世界各国の適用法令に従いつつ、2018年末までに上級管理職（マネジング・ディレクターおよびディレクター）に占める女性比率を25%に引き上げる自主的コミットメントを公表している。当行は、2013年末までにこの比率を18.7%まで引き上げた。また一般管理職（マネジング・ディレクター／ディレクター／バイス・プレジデント／アシスタント・バイス・プレジデント／アソシエイト）に占める女性比率は、2013年末までに31.1%まで上昇した（図表2-18）。当行は、2018年末までにこの比率を35%まで引き上げることを目指している。「女性をボードメンバーへ（Women on Boards）」の取り組みを通じて、当行子会社の監査役会や各地域のアドバイザリー・ボードの女性メンバーは相当数増加した。

図表2-18
管理職に占める女性比率が上昇*
（単位：%、年末時点）

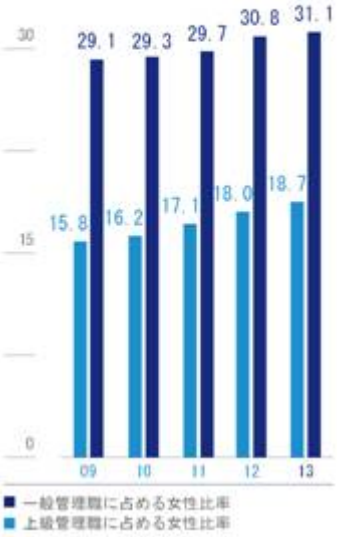

後継者プランにおける女性管理職の選出を促進するために、当行は、受賞歴のあるATLAS（Accomplished Top Leaders Advancement Strategy）プログラムや、INSEADビジネススクールの「女性グローバル・リーダー」プログラムを通じて支援を行っている。2013年には、3回目のATLASプログラムおよび4回目の「女性グローバル・リーダー」プログラムが実施された。参加者の50%超が、現在、新たなまたは上位の責任ある役職に就いている。

順調な人材採用

将来有望な人材をめぐる国際的な競争は、近年益々増大している。従って、この競争の中で一定の地位を得て有能な人材を引きつけるために、適切な人材採用施策を進めることが、当行にとって非常に重要となる。有能な人材の獲得は、当行の拠点を最適化し、企業文化の変革を推進し、ひいては当行のビジネスの成功に貢献するために重要な役割を果たしている。

2013年、当行は、世界各地の非常に優秀な1,196人の若者を採用した。501人の大卒者が当行の新卒者トレーニング・プログラム（GTP）に参加し、その他にも米国、英国およびインドにおける当行のサービスセンター拡充に伴い若者の採用が行われた。事業活動の変化もまた、サービスセンターでの大卒者や若年スタッフの採用につながった。また当行は、モスクワ、ブカレスト、カリー（米ノースカロライナ州）の技術センターや、ジャクソンビル（米フロリダ州）、バーミンガム（英国）、マニラ（フィリピン）の統合サービスセンターの設置や拡充を行った。

言うまでもなく、当行は、ドイツで大きな成功を収めている職業訓練プログラムを引き続き実施し、2013年は合計1,849人の実習生を採用した。

当行はまた、従業員の内部異動を奨励しており、部門内や部門間での配置転換を促した。従業員キャリアポータルの活用により、3,000を超えるポストが当行内部から補充された。

1,849人
2013年に当行が採用した実習生

リーダー予備軍

当行の上級職能力管理プロセスにグループ全体で取り組むことは、当行の業績、成長および企業文化の変革を長期にわたり牽引することができる将来のリーダーを育てる強力なパイプラインを構築するために極めて重要である。この目的のため、2013年、共同CEOのアンシュー・ジェインとユルゲン・フィッチェンを議長として、グループ全体の戦略的な能力管理を指揮する上級幹部委員会（Senior Leader People Committee）が設けられた。現在では、主要なポストについて、最も適切で優秀な人材が当行全体から速やかに特定されるように、上級管理職の任命は集中的に調整されている。2013年4月にこのプロセスを開始して以来、28のうち21の上級管理職ポストについて任命が完了している。

図表2-19
従業員の地域別配置
（単位：%、2013年末時点*）

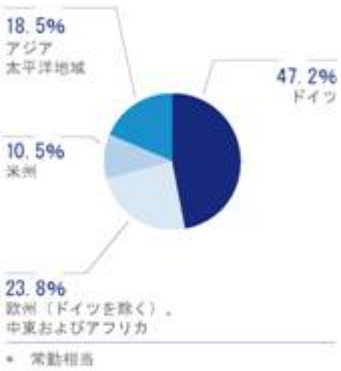

* 常勤相当

詳細は2013年ファイナンシャル・リポートの226頁に記載されている。

新たな報酬ルール

金融危機以来、銀行の報酬慣行に対しては、一般社会から批判的な眼が向けられている。当行は、こうしたイメージを改善する取り組みを行っている。当行の報酬および給付制度の再設計は、戦略的な人事施策の重要な一部をなすものである。当行は、国内の規制やストラテジー2015プラスの考え方に沿って、将来に向けた報酬体系の見直しを定期的に行っている。

2013年、報酬の見直しに係る第三者委員会（Compensation Review Panel）は、当行の報酬体系について、銀行セクターにおける最善の慣行と比較し、また現在および将来想定される規制上の要件に照らして見直す作業を完了した。持続可能な透明性の高い報酬体系に向けて、第三者委員会は、当行に対して、具体的な報酬、ガバナンスおよび開示手続の決定プロセスを明確にするためのいくつかの重要な原則を導入するよう勧告した。当行は現在、これらの勧告を実行に移している。

当行は引き続き、変動報酬を、優秀な従業員を報奨し、維持するための重要な手段と考えている。管理職に与えられる変動報酬の相当部分の繰延べは、報酬と当行の長期的な成功を連動させる適切な方法といえる。また変動報酬が適切に構成されることが重要であり、そのために、2013年には報酬のプロセスや方針に多数の見直しが行われた。これには金融業界に向けられた厳しい監視の目に応えて、変動報酬を失効させることができる規定を拡大したことも含まれる。これは、規制当局からのより厳しい失効要件の要請や、各行の規定により適用期間を伸ばすことが可能となったことに沿ったものである。

報酬に関するガバナンス体制を強化するため、当行はまた、グループ報酬監督委員会の職責を拡大し、同委員会を本格的な監視・検討機関とした。監査役会は2013年に、法令により、報酬問題に集中的に取り組む報酬管理委員会を設置した。報酬制度の変更に関する詳細は、当行の2013年報酬報告書に記載されている。

持続可能な退職年金プラン

当行は、退職年金プランにおいて従業員を支援する責任を認識している。当行は、既存のグローバルな年金債務の全額積立てを目指している。ポストバンクの年金債務については、2013年の14億ユーロの拠出を通じて、全額積立てがほぼ達成された。ドイツでは、退職時の社会保障年金給付を補う一連の企業年金制度を従業員に提供している。当該制度は、事業主負担型年金、銀行業界の年金基金（BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.）からの年金給付、および支払金の一部を将来の年金給付に充当するオプションで構成される。

従業員の自社株購入プランの高い参加率

当行のグローバル・シェア・パーチェス・プラン（自社株購入プラン）に加入している従業員は2013年に31カ国約2万人となり、ドイツ国内の従業員の56%および当該プランが実施されるその他の国の従業員の36%超が加入している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、従業員に毎月一定金額の支払いと引換えにドイツ銀行株式を購入する機会を提供している。購入期間の終了時に、従業員が購入した株数に応じて同数の株式が、10株を上限に、当行から無償で交付される。

社会
企業責任の拡大

概略

- ビジネス上の意思決定における環境および社会基準の統合
- カーボンニュートラルな事業活動の継続
- 200万人超に企業市民プログラムの恩恵

図表2-20
2013年ロベコSAM持続可能性評価
金融機関
指数上限＝100

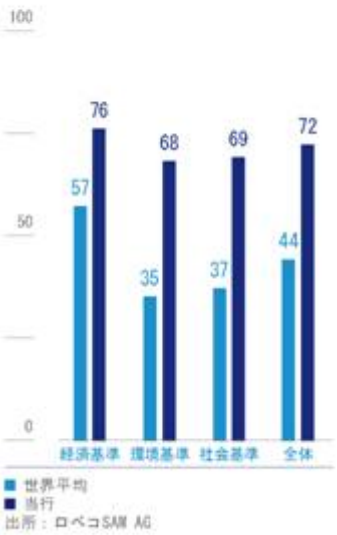

出所：ロベコSAM AG

2013年においても、金融危機の影響により銀行への信頼は低い水準にとどまった。そのため、社会との結び付きを再構築することに当行は引き続き力を注いでいる。当行は、投資家、市民社会、顧客および従業員が、その意見形成や決定を行うにあたり、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素がよりわかりやすく提供されることを期待していると認識している。当行の新たな価値観と信念そしてステークホルダーの期待に沿う形で、当行は、事業の持続可能性を向上させ、誠実さと責任をもって行動することを示す取り組みに注力した。このように当行は、自らのビジネス上の意思決定が環境や社会全体に与える影響を分析し、ESGの問題に対する認識を深めた。

当行の企業市民としての活動は、企業責任への取り組みの不可欠な一部であり、当行はそのコミットメントを通じて世界規模のさまざまな課題に取り組んでいる。

リスク認識の高まり

当行の「環境および社会的レピュテーショナル・リスクの枠組み」により、環境および社会的デュー・ディリジェンスを行うことが、すべての取引、中でも慎重に対処すべきセクターにおける事業活動に関する承認プロセスの重要な一部となった。2013年は、この枠組みに基づき審査された取引の数が大幅に増加し、これらのリスクに対するバンキング・チームの認識の高まりを示した。2013年には、地域および各部門のレピュテーショナル・リスク委員会またはグループ・レピュテーショナル・リスク委員会に106件の取引がその判断を求めて報告され（2012年：102件）、そのうち7件は環境および社会的リスクを伴うものであった（2012年：16件）。

顧客および株主のための価値の創造

2013年、当行は個人顧客および中堅企業（PBC）において、FairShare™原則を実施に移し、責任ある銀行業務とは、顧客や株主のためのバランスの取れた価値の創造を意味することを確認した。このコンセプトにより、2008年以来実施されてきた顧客重視のアプローチに貢献するいくつかの取り組みが強化された。その主なものとしては、当行の商品に関する明確な内容を提供する商品情報シートや、営業担当者が当行のアドバイザリー・サービスの高水準のクオリティーを充足できるようサポートする特別なソフトウエアなどが挙げられる。FairShare™の考え方は、より広く「責任ある銀行業務への取り組み（Responsible Banking Initiative）」に反映されており、当行の「価値規範および商品原則」を含むものである。プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングの上級管理職からなる「責任ある銀行業務委員会（Responsible Banking Committee）」は、これらの原則の遵守を監督している。新たな経営プロセス、支店の業績目標を定める新たな主要業績指標およびインセンティブは、FairShare™原則に基づいている。

ESGの要素を取り入れた投資決定

新たなアセット・アンド・ウェルス・マネジメントのプラットフォームの設置を受けて、当行は、ESGの問題を投資プロセスに取り入れる既存の取り組みもさらに発展させた。新たに設けられたESG本部は、ESGを重視する戦略の実施だけでなく、この分野におけるESG関連の資源やノウハウの調整や開発の責任も負っている。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）における新たなESG成長戦略は、以下の3つの事項を柱とする。

リスク管理：投資決定を支援し事業リスクを低減するための、詳細なESGリサーチの作成。

ガバナンス：すべての従業員が入手可能な情報を認識しプロセスを遵守することを確保するための、すべてのDeAWM資産に関する一貫したESG方針および手続の策定。

価値の創造：商品ギャップの特定ならびに新しいESG商品およびサービスの開発。2013年末現在、DeAWMが環境・社会・ガバナンス基準に基づいて運用する資産は約51億ユーロであった（2012年：37億ユーロ）。

再生可能エネルギー・ファイナンス

当行は、欧州、北米および中東における再生可能エネルギー事業に対する、民間銀行として主要なプロジェクト・ファイナンス提供機関の一つである。

当行は2013年、1,185メガワット強の太陽光、風力、河川水力および廃棄物発電プロジェクトに対して、36億米ドルを超える融資を行った。

CPLI
カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）によるクライメート・パフォーマンス・リーダーシップ指数の略称

カーボンニュートラルな事業活動の維持

当行は2013年も、エネルギー効率化プロジェクトへの投資、オンサイト再生可能電力の購入および発電、高グレードのオフセット証明書の購入および回収による残存排出量のオフセットを通じて、カーボンニュートラルな事業活動を維持した。広範囲かつ効果的な気候変動関連の活動が評価され、当行は、2年連続で「クライメート・パフォーマンス・リーダーシップ指数（CPLI）」に選定された。2013年、当行は（100ポイント中）91ポイントを獲得しAランクに格付けされた。

図表2-21
グローバルな企業責任（CR）活動
：地域別の投資比率
2013年の総額出額：7,820万ユーロ

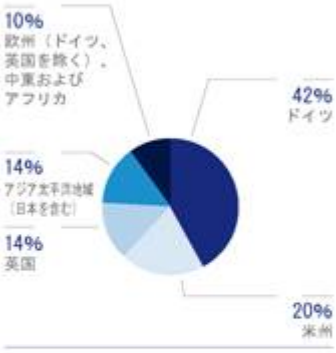

2013年CRレポート
→www.db.com/responsibility

企業市民

当行にとって、社会への投資は、自らの将来への投資でもある。当行の企業市民プログラムは、主要な社会的課題に取り組んでいる。当行は、教育や個人の能力開発の障壁を取り除き、（新興国における就学状況の改善から、若者への大学教育支援に至るまで）あらゆるレベルの教育をサポートすることに注力している。2013年、40万人を超える子どもや若者が当行の教育プログラムに参加した。

当行は、地域社会や人々の環境の改善を推進し、失業や社会的障壁を克服する手助けを行っている。英国では、当行の「インパクト投資ファンド」（運用資産1,000万英ポンド）が、社会起業家に対して継続的にプロジェクトに必要な資金を提供し、これを支援している。当行は、1997年以来、マイクロファイナンス・ファンドを通じて、マイクロ起業家に対する約380万件の融資を実現している。

また当行は、できるだけ多くの人が参加しやすい優れた音楽イベントや現代アートなどの文化的体験の機会を提供し、前途有望なアーティストを支援している。

さらに、2013年に当行の従業員、顧客および基金は、合計260万ユーロを超える寄附を通じて、ドイツの洪水やフィリピンの台風ハイエン（ヨランダ）への当行の災害救援の取り組みをサポートした。

2013年、当行およびその基金は、総額7,820万ユーロを拠出し、引き続き世界で最も活動的な企業市民の一員であった（図表2-21）。また、1万9,500人を超える従業員が、地域社会のプロジェクトや非営利団体の活動に時間、専門知識および技能を提供し、ボランティアとして活動した延べ日数は約2万5,000日に達した。当行は、当行内のプログラムを超えたこのような献身的な活動を評価するため、グローバルなボランティア・アワードを創設した。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

該当事項なし

4【事業等のリスク】

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状況、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当行が判断したものである。

大規模な民間の顧客基盤を有するグローバルな投資銀行として、当行の業務は、世界のマクロ経済状況および金融市場の状況により重大な影響を受ける。過去数年間、当行を含む金融機関は、その事業モデルおよび見通しにおいてほぼ常に圧力を受けてきた。

世界経済の回復の持続可能性に対する根強い不透明感は、特に顧客取引の水準へのマイナスの影響により、引き続き当行の事業に重大な影響を及ぼしている。欧州中央銀行（一般にECBと呼ばれる。）による金融市場への介入は、ユーロ危機の再来を未然に防ぎ、2013年のユーロ圏におけるマクロ経済および市場環境をいくぶん改善したかに見えるが、欧州経済は依然として低迷を続けており、多くの欧州諸国で高失業率などの構造的な課題に引き続き直面しており、債務水準が構造的に高い状況が続いている。米国では、財政政策における政治的手詰まりや米国連邦準備制度理事会による米国経済の刺激を目的とした長期金融資産の大量購入プログラム（以下「量的緩和政策」という。）の縮小の可能性をめぐり先行き不透明な状況が繰り返し現われ、未だ脆弱な経済回復の本格化を阻んでいる。更なるリスクとしては、米国の金融引き締め政策による混乱の可能性が考えられる。2013年の新興国市場は、米国や欧州の流動性緩和政策の縮小に伴い海外からの投資水準が大幅に低下するとの懸念が高まるなかでボラティリティに晒された。こうした経済環境や不透明感のもと、当行では、特にクレジットフロービジネスが量的緩和政策の縮小の可能性による影響を受けるなど、多くの事業で顧客取引が低迷するとともに、超低金利環境はいくつかの伝統的な銀行セクターにおいてマージン低下を引き起こした。こうした困難な状況は、当行が、継続する規制強化やレピュテーション問題を引き起こし収益性にも更なる圧力を与える多くの訴訟や執行案件の継続により、引き続き逆風を受けることによって増大している。

近年の困難な経済および市場環境を受けて、当行は、世界規模の金融危機、欧州債務危機および中央銀行による金融市場への積極的な介入の段階的縮小の影響に対応すべくビジネスモデルの再構築を図ってきた。事業の縮小や撤退を決定してエクスポージャーを低減させる当行の施策にもかかわらず、かかる資産クラスを当行にとって経済的に最善であると考える慎重な方法で削減しているため、当行には依然として一部の資産クラスについて相当のエクスポージャーが残され、残存するポジションは引き続き将来における価格の下落に晒されている。

マクロ経済環境に関する不確実性が継続または増大した場合、当行はこうした傾向を食い止めることが難しくなる可能性がある。より一般的には、ユーロ圏の経済状況が現在の低迷した水準に留まりまたは悪化する場合、あるいはその他の地域の経済成長が停滞した場合、当行の業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。こうした問題に対応するため量的緩和政策を継続した場合は、現在の低金利とマージン圧縮の環境を持続させる可能性があり、これらは当行の事業や財務状況に既に影響を及ぼしているとも言える。その一方で、経済が徐々に回復し、米国連邦準備制度理事会が量的緩和政策を縮小することを決定したり、より一般的には各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、金融システムにおける流動性の見通しや、より一般的には世界経済全般に重大な悪影響を与え、当行のビジネスや財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、当行は将来、当該時点のマクロ経済状況および市場環境が当行の収益性に及ぼす潜在的な悪影響を、その他の事業の業績によって相殺することができない可能性がある。

当行は、欧州債務危機による影響を直接的に受けており、また今後も引き続きその影響を受ける可能性があり、また欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

2009年後半以降、ユーロ圏のソブリン債市場は、多くの国で信用リスクが増大していることを認識し始め、大きなストレスに晒されるようになった。欧州各国政府および規制当局により講じられた多くの措置は、特に中央銀行による資金供給の緩和およびギリシャ国債の再編を通じて、少なくとも短期的にはこの債務危機による最悪の影響を食い止めたように見受けられた。しかしながら、特にドイツ以外のユーロ圏における経済回復の低迷に鑑みると、債務危機への大きな不安は依然として残されており、債務危機が再燃し、その影響がユーロ圏の中心部にも波及するリスクは未だ存在している。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機の影響は、特に金融業界において顕著であった。2013年12月31日現在、当行は、イタリアに対して19億ユーロ、スペインに対して12億ユーロ、アイルランドに対して6,100万ユーロ、ポルトガルに対して3,800万ユーロおよびギリシャに対して5,200万ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。現在、危機は一見終息したかに見えるが、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否かは、依然として不透明である。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステミック・リスクを生じさせ、当行の事業および財務状況に悪影響を与える可能性がある。

ソブリン債務危機に対する欧州各国政府の規制上および政治上の措置は、長期的には危機の拡大または一もしくは複数の加盟国のユーロ圏からの離脱を防ぐのに十分ではない可能性がある。一または複数の加盟国の債務不履行またはユーロ圏からの離脱は、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

欧州債務危機の深刻な状況は短期的にはいくぶん緩和されたが、ユーロ圏諸国は、今後そのソブリン債市場や経済全般において新たな不安定性を引き起こす可能性のある構造的な課題に引き続き直面している。ユーロ圏や東欧におけるソブリン債市場の悪化は、ユーロ圏全体の経済および財政状況を急速に変化させ、財務的により安定したユーロ圏諸国（ドイツを含む。）にまで影響を与え得る。欧州の政策立案者が講じた措置が、長期的な債務危機の抑止に十分であるかどうかという実質的な疑問は残されたままである。特に、欧州連合が債務危機に対処するために設立した特別目的ヴィークルであり一般にESMと呼ばれる欧州安定メカニズムは、危機的状況においては功を奏しない可能性がある。また、債務危機に対してユーロ圏の多くの加盟国が導入した緊縮政策は、中長期にわたり経済成長を損ない続ける可能性がある。ユーロ圏の景気の低迷が続くにつれ、ユーロ圏諸国の長期の成長見通しに関する懸念は、支払期限の到来したソブリン債の借換えをより困難にし、他のユーロ圏諸国への圧力をさらに増大させるおそれがある。

また、一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱し、その結果、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏加盟国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響

を受ける可能性があり、また事業活動水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

当行は事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には損害を被る可能性があり、たとえ対象事業が好調を維持している場合であっても、流動性資金を利用することができなくなる可能性がある。

当行は、流動性リスク、すなわち期限が到来した支払義務を完全に履行することができなくなる可能性、または過大な費用をかけない限り支払義務を履行することができない状態に陥ることにより生じるリスクに晒されている。当行の資金流動性は、当行の事業の脆弱性が実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として、取引相手方もしくは市場が当行の事業に対する資金提供を控えることにより損なわれる可能性がある。かかる流動性の低下は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱等によっても生じる可能性がある。例えば、2012年の欧州債務危機の結果、当行は、当行株価の下落や当行の負債に係るCDSを購入する際に投資家が支払わなければならないプレミアムの上昇に直面した。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状況および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州債務危機や世界経済全般の低迷による資金難の結果、過去数年間にわたり、多数の中央銀行、特にECBおよび米国連邦準備制度理事会による介入が増加している。2012年９月、ECBは、問題を抱えるユーロ圏諸国の債券を購入することにより、その借入費用を低水準に維持することを目的とした、無制限の国債購入プログラム（以下「OMTプログラム」という。）を発表した。2014年１月14日付けの裁判所命令において、ドイツ憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）は、OMTプログラムが欧州法に基づき有効であるかについて欧州連合司法裁判所の指針を求めた。OMTプログラムが欧州法に適合しないと決定された場合、OMTプログラムを実施するECBの能力やユーロ圏の安定性に悪影響を及ぼす可能性がある。またECBは、OMTプログラムに加え、2011年12月および2012年２月に、３年間を上限に欧州の金融機関に低金利担保付貸付けを行うことに合意している。米国連邦準備制度理事会は、ECBに対する米ドル建て流動性資金の提供を拡大しており、ECBは欧州の金融機関がこれを利用できるようにした。現在までに、多数の金融機関がその流動性資金の維持または強化のためにこの資金調達源を利用している。米国連邦準備制度理事会はまた、民間金融機関からの長期金融資産の大量購入を通じて長期金利を低水準に保つことを目的とした「量的緩和政策」と呼ばれるプログラムも実施している。

かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行を含む欧州の金融機関全体の資金調達市場に悪影響が及び、これにより資金調達コストが増大しまたは資金供給が減少し、その結果、事業活動が停滞するおそれがある。特に、米国連邦準備制度理事会が量的緩和政策の縮小を決定したり、より一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。また、巨額の損失、信用格付けの変更、金融業界における事業活動水準の全般的な低下、規制上の措置、従業員による重大な不正行為もしくは違法な活動、その他当行の支配の及ばない予測不能な様々な原因により、当行の事業および見通しに関する否定的な見方が形成される可能性がある。

世界規模の金融危機が始まってから欧州債務危機に至るまで、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくは格付ウォッチに指定してきた。2011年12月15日、フィッチ・レーティングスは、当行の長期発行体デフォルト格付けをAA-からA+に格下げすることを公表し、2012年６月21日、ムーディーズ・インベスター・サービシズは、当行の長期シニア債格付けをA2からAa3に格下げすることを公表し、また2013年７月２日、スタンダード・アンド・プアーズは、当行の長期カウンターパーティ信用格付けをA+からAに格下げすることを公表した。2013年12月19日、ムーディーズは、当行の長期債格付けを据え置いたが、それぞれの格付見通しを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。近時の信用格付けの低下は、当行の借入費用に重大な影響を及ぼしていない。しかしながら、将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはできないものの、当行の資金調達のコストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第６(1)連結財務書類、①取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の一部は既に立法化され、または規制として発効している。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ近時の措置や現在の提案には、より厳しい資本規制および流動性基準、報酬の慣行にかかる制限、特別銀行税および金融取引税、金融危機に対応するための債権者の「ベイルイン」を含む再建・破綻処理権限、ユーロ圏内における一元化した銀行監督および銀行破綻処理メカニズムの確立、一定の業務の預金受入業務からの分離、ストレス・テストおよび資金計画制度、報告要件の強化ならびにデリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直しなどが含まれる。また、規制当局の既存の法令に基づく検査は、より強化されている。複数の新たな法令の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばでありその具体的な影響は明らかではない。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、かかる規制は、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。例えば、2011年10月に欧州理事会により義務付けられたような例外的かつ暫定的な自己資本比率の設定が、早急に課せられる可能性がある。

また、欧州連合は、ドイツおよびユーロ圏諸国、ならびに参加を選択したその他の欧州連合加盟国で構成される「銀行同盟(banking union)」の設立を進めている。2014年11月４日より、ECBが当行の主要な健全性監督機関となるが、これが当行の規制環境に変化をもたらすか、またそれがどの程度の変化であるかについて、現状では明らかではない。

直接監督に備え、ECBは、EU圏内の銀行のサンプルとして欧州連合加盟各国から半数以上の銀行を抽出して（当行もこれに含まれている。）、包括的な評価を行っている。この包括的評価は、(i)銀行の貸借対照表における主要リスク（流動性、レバレッジおよび資金調達を含む。）を検討する監督リスク評価、(ii)銀行の2013年12月31日付け貸借対照表の資産の部の審査による資産の質の評価、および(iii)資産の質の評価を補完するためのストレス・テストで構成されており、2014年11月までに完了する予定である。ストレス・テストは、共通するベースラインの(baseline)および悪化した（adverse）マクロ経済環境シナリオにおける、対象となるユーロ圏の銀行（当行を含む。）の対応力を評価する。シナリオは、2014年から2016年の期間を対象とし、2013年末日付けの連結年次財務諸表の数値に基づいて設定される。最低自己資本比率は、ベースライン・シナリオについては普通株式等Tier 1資本の８％、悪化したシナリオについては普通株式等Tier 1資本の5.5%とする。評価の結果によっては、当行に引当金の積み増しや追加の自己資本強化が課せられる可能性がある。

また、当行を管轄する規制当局（ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）および将来はECBを含む。）は、金融機関の個別の状況に応じて、リスク・ウェイテッド・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないオペレーショナル・リスクに対応するため、金融機関に自己資本の控除を課す裁量を有する。さらに、会計基準において予定されている変更（資産を公正価値で計上するための要件をより厳格または広範なものにする変更を含む。）も、当行の所要自己資本に不透明な影響を与える可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請することとなり、当行のビジネスモデルおよび競争環境に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであるとの市場の認識は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

2010年12月に、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼルIIIとして知られる自己資本規制に関する枠組みに一連の包括的な変更を行うことを発表した。かかる変更は、「CRD４」と呼ばれる一連の法令としてEU法によって実施されている。CRD４は、2014年１月１日に発効し、一部の規定は2019年までに段階的に導入される。CRD４は、とりわけ、金融機関の自己資本規制、自己資本規制の拡大、追加的な自己資本バッファー（毎年強化される。）の導入ならびに流動性基準の厳格化およびノンリスク・ベースのレバレッジ比率の導入に関する、詳細な規則を含んでいる。当行は、グローバルにシステム上重要な金融機関（SIFI）に指定されたこともあり、追加的な自己資本バッファーの適用を受けることが予想される。

また、2013年７月、米国連邦銀行規制当局は、バーゼル３のフレームワークやそれ以外の米国自己資本規制改革における多くの要請を実施する最終規則を発表した。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本を有しないこととなる可能性がある。それは、当行のハイブリッド資本証券を適格あるその他Tier 1（AT1）資本として段階的に解消していくといった規制上その他の変更によっても、当行が重大な損失を被り普通株式Tier 1資本（CRD４の発効によりコアTier１自己資本から置き換えられた。）の構成要素である留保利益が減少することによっても、またこれらの要因の組み合わせによっても生じ得る。また当行は、当行のハイブリッド資本証券の段階的解消にあたり、これと置き換えるため、資本市場を通じてその他Tier１資本証券を発行することができない可能性がある。その結果、CRR／CRD４に基づく当行の将来のレバレッジ比率は、当行が公表したCRR／CRD４適用ベースによるレバレッジ比率（調整後）を大きく下回る可能性がある。当該公表比率には、2013年12月31日現在の段階的導入ベースのCRR／CRD４の下では引き続き当行の規制自己資本に適合するものの、いずれ当該資本から除外されることになる、当該日現在で113億ユーロのハイブリッド資本証券が含まれている。

当行がCRD４により要求される自己資本バッファーを確保できなかった場合、当行は、配当の支払、自社株の買戻しおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、自己資本比率引上げの要請を満たすため、とりわけマージンの高いリスク・ウェイテッド・アセットを減少させることにより、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイテッド・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRD４により要求される自己資本バッファーが回復せず、当行に支払不能リスク（かかるリスクは、当行の自己資本および流動性バッファーが一定の水準を下回る場合に想定される。）が生じるような場合には、BaFinは、2010年ドイツ銀行再編法およびその他の法律に基づく権限を用いて、当行の破綻処理または再編を行う可能性がある。その場合、重要な経済的機能の継続を確保するため、当行の大幅な再編（これには一定の事業活動のブリッジ・バンクへの譲渡や残余財産の清算または強制的資本注入も含まれる。）を伴う可能性がある。かかる場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また規制当局は、破綻処理または再編手続に入ることによって、当行の事業について、更に業務運営上あるいはその他の制限を加え、また義務を課す可能性が高い。

近年採択された米国の規則により、当行の米国事業は、追加的かつより厳格なリスク・ベースおよびレバレッジ自己資本規制、流動性要件ならびにその他の健全性要件にも服することになる。2014年２月18日、米国連邦準備制度理事会は、当行の米国事業に高度健全性基準を適用する規則を採択した。かかる規則はまた、当行に対して、当行の米国子会社のほぼすべてを、一流の米国中間持株会社の傘下に組織することを義務付け、当該中間持株会社は、米国自己資本規制（2013年７月に米国連邦銀行規制当局が定めた規則により実施されるバーゼル３のフレームワークの多くの規制を含む。）、資本ストレス・テスト、米国流動性バッファー要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものに相当するその他の高度健全性基準に服することとなる。かかる規則要件の多くは2016年７月に発効する。外国銀行の子会社である既存の銀行持株会社（ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションはこれに該当する。）は、高度健全性基準に服する中間持株会社が設立または指定されるまで、2015年１月から一定の高度健全性基準に服することになる。またドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2014年６月30日から、資本計画およびストレス・テストの要件に服することになる。かかる様々な要件により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本投入、その他当行の米国事業の構造の変更を求められる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる規則は、当行の事業、財務状況および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、米国連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、2013年10月、意見公募のために、一定の大手金融機関および銀行持株会社に対し定量的な流動性カバレッジ比率規制を導入する規則案を公表した。かかる規則案への意見公募期間は、2014年１月31日に締め切られた。提案された流動性カバレッジ比率は、バーゼル委員会による修正後のバーゼル３流動性規則と概ね合致するが、いくつかの重要な点でより厳しいものとなっている。連邦準備制度理事会はまた、今後の規則制定を通じて、大手外国銀行の一部または全部の米国事業に対して、バーゼル３流動性カバレッジ比率および安定調達比率を適用する予定であることを公表した。

上記を含むいずれの自己資本強化規制も、当該提案が金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状況および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小しもしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準をさらに上回る自己資本を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国での新たな規則、ドイツの最近の法律および欧州連合の提案は、当行のビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性がある。

2013年12月10日、米国規制当局は、2010年ドッド・フランク法により要求された規制である「ボルカー・ルール」を実施する最終規則案を公表した。この最終規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの短期自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を制限する。連邦準備制度理事会は、ボルカー・ルールに服する金融機関がその事業および投資をこれに適合させなければならない規則遵守のための移行期間の最終日を、2015年７月21日まで延期した。当行は、遵守のための移行期間中に、最終規則を分析して当行事業への影響を評価し、遵守のための適切な対策を立てる予定である。

また2013年８月、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律（以下「分離法」という。）が公布された。分離法は、一般公衆から預金その他の払戻し可能な資金を自己勘定で受け入れ、貸付けを行う銀行（以下「CRR銀行」という。）の業務を規制する。CRR銀行は、高リスクとみなされる一定の業務を別の金融トレーディング機関に譲渡することを義務付けられるが、当該機関は、一定の独立性要件が充足される場合には同一のバンキング・グループ内に設立することができる。当行は、管轄当局と協議しながら2015年７月１日までに分離すべき業務の範囲を決定し、2016年７月１日までに分離を実施することを求められている。かかる分離により、分離された業務に係る資金調達コストが増加し、当行の事業、財務状況および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。現時点では、いずれの業務を分離する必要があるのか未だ不確定であり、BaFinはこの点について広範な裁量権限を与えられている。

2014年１月29日、欧州委員会は、EU圏の銀行の対応力および金融業界の透明性を向上させる構造的措置に関する規制案（以下「本規制案」という。）を公表した。本規制案が提案どおり施行された場合、一定の大手銀行は、自己勘定において収益を上げることを唯一の目的として、金融商品およびコモディティの自己勘定取引に従事することや、ヘッジファンドまたは自己勘定取引に従事するその他の事業体に投資することを禁止されることになる。本規制案はまた、規制当局に対して、高リスクとみなされる一定の業務を他の業務（預金受入れおよび貸付けなど）から分離することを、対象となる銀行に要求する広範な権限を与えている。本規制案は、現在、欧州レベルで議論されており、分離法が国家レベルで定める一定の規制の上位規制としてこれを修正する可能性がある。

ボルカー・ルール、分離法および本規制案は、当行グループの将来の構造および戦略に重大な影響を及ぼし、また当行グループの資金調達コストを増加させる可能性がある。このことは、当行の事業、財務状況および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州の法案およびドイツの既存の法律は、規制上の措置を生じさせ、その結果、当行の業務が制限され、借換費用が増大する可能性がある。

分離法には、トレーディング業務の分離に関する規則に加え、当行のようなドイツ経済にとってシステム上重要な金融機関のための再建・破綻処理計画の作成に関する規則が規定されている。分離法においては特に、BaFinに対し、金融機関の破綻処理にとっての障害を取り除くための追加の権限を付与している。BaFinによるこれらの権限の行使は、当行の事業活動や法律上・運営上の構成に影響を及ぼす可能性がある。分離法は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを確立する欧州指針（2013年12月20日、その草案が欧州連合理事会および欧州議会により合意された。）（以下「再建・破綻処理指針」という。）のドイツ法における実施に一部優先する。再建・破綻処理指針には、分離法に規定されている規則および要件に加え、一定の適格無担保負債を償却したりかかる負債を株式に転換する措置（一般に「ベイルイン」と呼ばれる。）を破綻処理機関が行える権限が規定されている。再建・破綻処理指針に基づき2016年１月１日から発効する予定であるこのベイルインの権限行使を容易にするため、金融機関は、EU圏の外で発行した自己の適格負債に、こうした債務の償却や転換の権限を認める条件を含めることを要請される可能性がある。ベイルイン権限やこうした条件は、借換費用を増大させる可能性がある。このことは、当行の事業、財務状況および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されまたは提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務に関する広範な新規制、銀行税または提案中の金融取引税など）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

2012年８月16日、EUのOTCデリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。欧州市場基盤規制（EMIR）により導入された多くのコンプライアンス要件が既に適用されている一方、欧州証券市場監督局は、EMIRにより義務付けられたいくつかの実施規則を最終にする作業を現在も進めているところである。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト（コンプライアンス費用を含む。）を増大させる変更をもたらす可能性がある。2014年１月に暫定的に合意された金融商品市場指令（金融商品市場規則（MiFIR）および金融商品市場指令（MiFID）により構成されることになる。）もまた、施行された場合には、集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、取引義務を導入することになる。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IOSCOにより最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授権法規（EMIRがこれにあたる。）は存在するが、その影響の大半は、詳細な規則策定によってこれらの要件がどのように実施されるかに拠っている。これらの実施規定は、2019年まで完全には導入されない予定である。

米国では、2010年ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法に基づき、当行および当行の子会社・関連会社の一部はスワップ・ディーラーとして登録し、米国商品先物取引委員会による幅広い監督の対象となった。米国商品先物取引委員会により定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外で行う取引にも米国の規則を適用することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法の適用範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。ドッド・フランク法に基づく新たな要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。スワップ・ディーラーに適用ある多くの重要な規制は既に発効しているものの、証拠金要件等最も重要な規則の一部は未だ実施されていないため、当行は、現時点では、かかる要件の影響全体を見極めることはできない。

また、CRD４は、経営陣の報酬の見直し（CRD４に定義される「リスクテイカー」に付与される賞与の上限を含む。）についても規定する。CRD４による報酬の見直しにより、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

ドイツおよび英国を含む複数の国には銀行税も導入されており、その他多くの国については現在議論が行われている。当行はドイツおよび英国の銀行税として、2011年は２億4,700万ユーロ、2012年は２億1,300万ユーロ、2013年は１億9,700万ユーロを計上し、かかる金額は、主として連結および調整において認識された。さらに、欧州連合は、ドイツ再編基金などの各国の破綻処理基金に置き換わる可能性が高い、銀行出資の欧州破綻処理基金の導入を企図している。新たな年間拠出金を導入するため、ドイツの預金保証制度も変更される可能性がある。現時点で将来の賦課金の影響を数量化することはできず、かかる賦課金は、将来の当行の事業、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年１月22日、欧州連合理事会は、11カ国の加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された

協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年２月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。金融取引税が実施されるためには、全ての加盟国が全会一致でかかる指令に合意しなければならない。2014年中に合意に向けた進展があることは予想されるが、金融取引税の最終的な範囲、内容および実施については、極めて不確定な状況である。最終案の内容によっては、金融取引税は当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。各国の金融取引税は、フランスおよびイタリアを含む多くの欧州法域で既に提案されまたは実施されており、これらの税金によるコンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、これらは当行の収益に影響を与える可能性がある。

低迷する市場環境、歴史的な低価格、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしておりまた将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザリー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値と共に減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。2013年後半をはじめとする過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズの業績の低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客が損失を填補する必要のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、近年ボラティリティが高まっている市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門のより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をため

らわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

リスク費用の大幅な増加に加えて、近年の市場および規制の動向に関する懸念に対応するため、当行はストラテジー2015プラスを発表した。当行が新たな戦略を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被りもしくは低い収益性にとどまる可能性があり、当行の株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2012年半ば、当行は、厳しい経済および規制環境に当行の事業を適合させることに焦点を置いた、当行事業の戦略的見直しを行った。見直しの結果、2012年９月、当行は、ストラテジー2015プラスにおいて、2015年に向けた戦略的および財務上の目標を公表した。その一貫として、当行は、経済、事業および規制環境にかかる多くの重要な前提に基づいた、当行グループ全体および当行の業務部門の2015年に向けての財務上の目標を発表した。かかる目標の達成に向けて、当行は、従来コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズで展開していた上場投資信託（ETF）などを統合したドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントの設立、今後数年にわたりコストの削減や重複・複雑化しているビジネス・組織の簡素化を図ることを目的とするオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの開始、ドイツ銀行全体を通じて非中核資産処分に向けた業務を調整しリスク低減を加速化することを目的とする非中核事業部門の創設を含む、多数の戦略的イニシャティブを開始した。

当行がかかる戦略的イニシャティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシャティブが期待された利益を生み出さなかった場合、あるいはかかるイニシャティブを実施するために当行が負担する費用が、当行が想定する40億ユーロを超えた場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被りもしくは低い収益性にとどまる可能性があり、当行の株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。多くの内部的および外部的要因（欧州債務危機の再燃、当行が事業を行う市場の極端な混乱の再発、世界、地域および国家の経済状況の低迷、当行のコストを増大させ（CRD４に基づく報酬の変更など）または当行の業務を制限する規制の変更ならびに競争力維持のために求められる投資の増大を含む。）により、かかるイニシャティブの実施や期待される利益の実現が阻止される可能性がある。

銀行業務以外の非伝統的な与信業務は、伝統的な銀行業務の信用リスクに加え、信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行が負担する費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マージニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機以降に直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行が保有する金融商品の公正価格が変動した結果、当行は損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間に大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない欧州債務危機に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

当行は、規制が強化され訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、見積ることが困難な負債およびその他の費用に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化されており、規制当局および取引相手方等は、金融機関に対してより大きな責任および義務を負うよう求めてきた。この傾向は、世界金融危機および欧州債務危機により著しく加速した。その結果、当行は、義務負担または規制当局による制裁の件数および金額の増大に一層対処しなければならず、また潜在的な義務負担に応じるために費用の増大および追加資金の投入をさらに余儀なくされる可能性がある。

当行の事業の性質上、当行およびその子会社は、世界中の法域において訴訟、仲裁ならびに行政手続および調査に服している。これらの案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するため、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金を上回る可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制上および刑事上の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状況およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。
当行は、欧州、北米およびアジア太平洋諸国における様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、召喚状および情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。

進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

2013年12月４日、当行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間で和解に達したことを発表した。和解条件に基づき、当行は、総額７億2,500万ユーロを支払うことに合意した。当行に対しては、引き続きこれらの金利指標に関する民事訴訟が係属しており、また当行は更なる規制措置を受ける可能性がある。

また、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所およびその他の連邦地方裁判所において、当行およびその他多数の金融機関に対する推定集団訴訟を含む多くの民事訴訟が係属している。上記訴訟のうち二件を除くすべてが、米ドルLIBORに基づくデリバティブまたはその他の金融商品を保有しまたは取引したが、米ドルLIBOR設定に関する被告の共謀または操作により損失を被ったと主張する特定の当事者を代理して提起されたものである。

規制当局もまた、当行およびその他多数の金融機関を調査しており、かかる調査の詳細やその結果が公になるにつれ、公表された複数の金融機関の訴訟がメディアや市場で大きな注目を集め、その結果、同様の調査を現在受けている当行などの金融機関は更なるレピュテーション・リスクに晒されている。2012年半ばから2014年初頭までに、４つの金融機関が英国金融行為監督機構（FCA）（旧金融サービス機構（FSA））、米国商品先物取引委員会および米国司法省（DOJ）と和解を行った。それぞれの和解条件は異なるが、いずれも重大な金銭的制裁や規制上の措置を伴うものであった。例えば、ある２つの金融機関の和解には訴追延期合意が含まれていたが、その中で司法省は、当該金融機関が訴追延期合意の条件を満たせば、該当する機関に対する刑事訴追を延期することに合意している。他の金融機関の和解条件には、司法省が、一定の条件が満たされている限り、当該金融機関に対して刑事訴訟を提起しないことに合意した不訴追合意が含まれていた。また、２つの金融機関の関連会社は、関連行為について米国裁判所で有罪を認めることに合意した。

多くの調査および民事訴訟は未だ初期段階にあるため、当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償および規制上の措置が含まれる可能性がある。かかる不確実性は、本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など、当行の支配の及ばない複数の要因によりさらに増している。また、規制当局および法執行当局が、金融業界を構成する金融機関の行為を全体として評価することにより、規制上または監督上の追加的な負担が当行に課される可能性がある。罰金、損害賠償および規制上の措置のいずれも、設定された引当金を超えて、当行の業績、財務状況およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン事業に関する契約上の請求および訴訟に晒されており、これらが当行の業績またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に約840億米ドルのローンを販売し、ホールローンとして710億米ドルのローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反により引き起こされたと主張される損失につき、購入者、投資家または金融保険会社からのローンの買戻しや当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利に従って行われた有効な買戻請求にのみ応じている。2013年12月31日現在、無効の合意がなされたものを除く当行に対する住宅ローン買戻請求残高は、約50億米ドル（ローンの当初元本残高に基づく。）である。かかる請求残高に対して、当行は2013年12月31日付けで、４億7,500万米ドル（３億4,500万ユーロ）の引当金を計上している。しかしながら、一般の引当金と同様、当行が計上した引当金は、既に行われまたは今後行われる可能性のある特定の請求または請求全体につき、最終的に十分ではないこととなる可能性がある。当行はその他の潜在的な住宅ローン買戻請求の発生も予想しているが、その時期または金額を確実に見積もることはできない。2013年12月31日現在、当行は、当初元本残高にして約44億米ドルの住宅ローンにつき、買戻しを完了し、無効の合意を取得しまたはその他の方法により解決に至っている。これらの買戻し、合意および解決により、当行は、当行が販売した上記の住宅ローンのうち約645億米ドルについて潜在的な請求から免責された。

2005年から2008年までの間、当行または当行の関連会社は、第三者オリジネーターのため、約1,050億米ドルの米国住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の引受会社としても行為した。

住宅ローン証券化市場における他の多くの参加者と同様、当行の連結財務諸表の注記29「引当金」の項にも記載のとおり、当行はRMBS事業に関していくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、かかる召喚状および情報提供の要請に対してできる限りの協力を行っている。また、RMBSの発行会社ないし引受会社として、当行や当行の関連会社には多くの訴訟が提起され現在も係争中である。RMBSに関するかかる訴訟は開示手続をはじめとする係争の様々な段階にあり、当行は引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。法律上および規制上の手続には多くの不確実性が伴い、個々の手続の結果を確実性をもって予想することは不可能である。

オペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられる可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠しており、当行が処理する一定の取引は複雑である。その結果、当行は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会に影響を与える事由によるものである場合を含め、当該地における当行の業務を支えるインフラの

混乱により悪影響を受ける可能性がある。かかる混乱は、各地における公共インフラにも影響を及ぼす可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業はまた、従業員による当行の方針の不遵守、不正行為、過失や詐欺的行為によるリスクに晒されており、これにより、規制当局による制裁、訴訟およびレピュテーションまたは財務上の重大な損害が発生する可能性がある。かかる不正な行為には、今後、当行に専属する情報（専属ソフトウェアを含む。）の盗難も含まれる可能性がある。近年、多くの多国籍金融機関が、「ローグトレーダー」またはその他の従業員の行為による重大な損失を被っている。従業員による不正行為を阻止しまたは防止することが常に可能であるとは限らず、またこうした行為を防止し発見するために当行が講じる予防措置もあらゆる場合に有効であるとは限らない。

当行が取引を行う第三者によってもまた、オペレーショナル・リスク（例えば、かかる第三者のシステム故障もしくは障害や従業員による不正行為によるものなど）が発生する可能性がある。前述のリスクの多くは、当行が外部のサプライヤーや売主から当行または顧客へのサービス提供を受けこれに依拠する限り、同様に発生する。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー攻撃またはインターネット犯罪による、当行のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに取り組むため、当行は現在、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、追加的に多大な資源を投入している。しかしながら、かかる措置があらゆる脅威に対して有効であるとは限らず、残存リスクが依然として存在する。当行のグローバルなネットワークや当行が処理する取引量に鑑みると、その発見または是正前に一定の過誤や行為が繰り返され事態を悪化させる可能性がある。

当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大なデータの損失を被ったことはないが、新しい技術の使用やインターネットへの依存の高まり、ならびにこうした攻撃の多様性や精緻化を考慮すると、当行はそのすべての攻撃を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、機密情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、追加コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有するITランドスケープも一層複雑化しかつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表しまたは完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を

増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

ポストバンクの買収の効果は、当行の想定と著しく異なる可能性がある。

ドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）は、当行による公開買付けの後、2010年12月に当行がその持分の過半数を保有する当行の連結子会社となった。2012年６月、ドイツ・ポストバンクAGと当行の完全子会社の一つは、経営支配および損益移転契約を締結し、同契約は2012年９月に完全に有効となった。その結果、当行は、ポストバンクの経営に対する全般的な支配権を有することになった。かかる買収の当行への効果は、当行の想定と著しく異なる可能性がある。この取得により当行が実現を期待するシナジー効果やその他の利益の想定や当行が負担する費用は、著しい不確実性を伴う主観的な前提や判断を含んでいる。さらに、ポストバンクの証券ポートフォリオには、今後さらに価値が著しく下落する可能性のある商品が含まれている。

さらに、ポストバンクの事業の統合にあたっては予測不能な困難が生じる可能性があり、これにはITシステムおよび人員の統合による潜在的な困難、異なる社内基準および業務手続、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性などが含まれる。統合の利益、シナジー効果、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびにその一部または全体につき当行またはポストバンクがコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。

ポストバンクの事業を適時かつ効率的に統合できなかった場合、当行の純資産、財務状況および業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、非中核資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、当行の非中核事業部門の資産を含む、特定の非中核資産の売却を追求する可能性がある。かかる売却は、リスク・ウェイテッド・アセットを減らして自己資本比率を上げることにより、新たな自己資本規制が要請する水準またはこれを超える水準を達成しようとする当行の戦略の一環として行われる場合がある。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率を上げるため同様に資産を売却しようとしているため、現在の市場環境においては困難となる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、非中核資産を有利な価格で売却することあるいは売却自体が不可能となる可能性がある。欧州債務危機に対して発表された施策が市場の不安を鎮めるのに不十分であった場合や、欧州債務危機が再燃した場合には、当行は、多大な資産の処分を要することなく当行の事業を遂行できる形で資金調達することが困難になるおそれがある。

また、当行は、個々の事業体に相当額の投資を行っており、ザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスおよびマヘル・ターミナルズの持分など、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有している。これらの資産や事業体における損失およびリスクにより、一般的な市況が良好であっても、当行はその持分を売却することが困難となり、当行の持分の価格を著しく下落させ、当行の財務諸表または収益に潜在的に影響を与える可能性がある。当行の大規模かつ非流動的な持分保有は、かかるエクスポージャーの規模を考慮すると特に弱みとなる可能性がある。投資の減損が行われるような場合には、当行の事業に更なる悪影響を与える可能性がある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバリゼーションを加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、米国国務省によりテロ支援国家として指定された一部の諸国（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきており、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為する者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。また、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも適用される場合がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域内の者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる通商禁止措置の遵守を確実とするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置を課せられる可能性がある。2007年およびそれ以前に、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了し、またキューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。

当行は、規制当局から、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために米国金融機関を通じて処理した米ドル建て支払指図に関する情報や、かかる処理が米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かに関する情報の請求を受けている。当行は、規制当局に協力している。これらの問題が当行に与える影響を確実に予測することはできないが、当行に重大な金銭的制裁やその他の不利な措置が課せられる可能性がある。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために数年前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および／またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2013年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2013年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.02%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、2010年イラン包括制裁法、2012年度国防授権法、2012年イラン脅威削減およびシリア人権法、2012年イラン自由および拡散防止法ならびに追加的な行政命令の制定など、特にイランのエネルギー、海運または軍事部門における活動や特定のイランの取引相手方を支援することとなる業務を提供する会社に対する制裁の可能性を規定するといった方法により、外国企業がイランと取引することをさらに強く阻止するための措置を講じている。こうした間接的なまたは「二次的な」米国経済制裁はまた、とりわけ、イランの広範な主体、個人および金融機関との重要な取引を促進しまたはこれに重要な金融サービスを提供する、外国の金融機関も対象にしている。当行は、かかる法律による制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対する制裁の賦課が重大なものとなる可能性もある。また米国およびその他の法域により賦課される直接的および二次的制裁は、今後拡大される可能性もある。制裁の拡大に関する提案が、最近数ヶ月間に米国議会等に提起されている。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の無確認信用状および仕組み輸出金融取引で構成されており、その残高は2013年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引は、製糖業で使用する道具などの商品や電力供給、医薬品および衛生用品の取引に資金を融通している。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

A．ＤＢフィナンツ－ホールディングGmbH
B．ドイチェ・バンク・プリバート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
C．サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
D．ＤＢキャピタル・マーケッツ（ドイチェランド）GmbH
E．ノーリスバンクGmbH
F．ＤＷＳホールディング＆サービスGmbH
G．サル・オッペンハイム・オルタナティブ・インベストメンツGmbH
H．ノルトヴェストドイチャー・ヴォーヌングスバウトレーガー・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクター・ハフトゥンク
I．ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH
J．ＲＲＥＥＦマネジメントGmbH

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の分析

第６「経理の状況」、１「財務書類」、(1) 連結財務書類　①　取締役会報告書参照

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに利付要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデル（マネジメント・アプローチ）に依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、貸出しならびに長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、貸出しおよび借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であると見なされている。

2013年度および2012年度

以下の表は、2013年度のドイツ銀行の連結キャッシュ・フロー計算書（監査済）からの抜粋である。

単位：百万ユーロ（億円）	2012年	2013年
営業活動によるキャッシュ・フロー	-23,954 (-33,136)	7,184 (9,938)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,647 (-3,662)	-3,015 (-4,171)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,152 (-2,977)	-544 (-753)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	39 (54)	-907 (-1,255)
現金および現金同等物、期首残高	82,032 (113,475)	53,321 (73,759)
現金および現金同等物、期末残高	53,321 (73,759)	56,041 (77,522)

当行グループの現金および現金同等物は、2012年12月31日現在の533億ユーロから増加して、2013年12月31日現在では560億ユーロとなった。この増加は、現金および銀行預け金が減少した一方で、要求払銀行預け金が増加したことによるものであった。

当期純利益を６億8,100万ユーロ計上し、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2013年末にプラス72億ユーロ（2012年末はマイナス240億ユーロ）となり、かかる金額が2013年度の現金および現金同等物の27億ユーロの増加に寄与している。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動および財務活動に使用された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2013年度はマイナス30億ユーロ（2012年度はマイナス26億ユーロ）となった。これは、主に売却可能金融資産によるものであった。投資活動によるマイナスのキャッシュ・フローは、売却可能金融資産の取得によるマイナスのキャッシュ・フローが売却可能金融資産の売却および満期償還によるプラスのキャッシュ・フローにより一部しか相殺されなかったことによるものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2012年末はマイナス22億ユーロであったのに対し、2013年12月31日現在ではマイナス５億ユーロとなったが、これは主に劣後長期債務の発行、返済および償還、増資ならびに自己株式の売買によるものであった。財務活動の他の構成要素には、現金配当の支払、信託優先証券の発行、返済および償還ならびに非支配持分の変動が含まれていた。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの増減の結果、現金および現金同等物は増加した。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2013年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約５億1,300万ユーロを費やした。
2013年度に、４億4,300万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

２【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2012年12月31日	2013年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	91	78
	(12,588)	(10,790)
備品・器具	857	870
	(118,549)	(120,347)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	2,785	2,394
	(385,249)	(331,162)
備品・器具	2,178	2,026
	(301,283)	(280,257)

３【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第５【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

（2013年12月31日現在）

授権株数（株）（注）	発行済株式総数（株）	未発行株式（数）（注）
1,019,499,640	1,019,499,640	―

（注）ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授権資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授権資本

取締役会は、2018年４月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額230,400,000ユーロを限度として現金払込または現物出資により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、会社の買収、株式保有またはその他の資産取得の目的で現物出資による増資が行われた場合についても新株引受権の付与を排除することができる。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第４文に基づく授権以降に発行される株式総数がかかる授権の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授権以降に発行される株式総数がかかる授権を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる（間接的新株引受権）。

取締役会は、2016年４月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額691,200,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、当行取締役会の指定する銀行が、株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる（間接的新株引受権）。

条件付資本

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

ａ）2015年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、

ｂ）2015年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合

に限り増加できる。

新株式は、転換権および／もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

ａ）2011年５月26日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2016年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、

ｂ）上記の権限に基づき2016年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合

に限り増加できる。

新株式は、転換権および／もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

ａ）2012年５月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、

ｂ）上記の権限に基づき2017年４月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合

に限り増加できる。

新株式は、転換権および／もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

②【発行済株式】

2013年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、2,609,919,078.40ユーロであり、無額面普通株式1,019,499,640株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。

2013年末現在、当行が保有する自己株式は171,904株であり、当行の株式資本の0.02%に相当する。

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし

（３）【発行済株式総数及び資本金の推移】（2013年12月31日現在）

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額	資本金残高	摘　　要
2009年３月	50,000,000.00	620,859,015.00	128,000,000.00ユーロ(17,706百万円)	1,589,399,078.40ユーロ(219,862百万円)	現物出資による増資
2010年10月	308,640,625.00	929,499,640.00	790,120,000.00ユーロ(109,297百万円)	2,379,519,078.40ユーロ(329,159百万円)	１株当たり33ユーロの引受価額による２：１の割合での当行の株主に対する新株の割当による増資
2013年５月２日	90,000,000.00	1,019,499,640.00	230,400,000.00ユーロ(31,871百万円)	2,609,919,078.40ユーロ(361,030百万円)	記名式無額面普通株式の発行による増資（アクセレレーテッド・ブックビルディング・オファリングにより機関投資家に対して発行された）

（４）【所有者別状況】

2013年12月31日現在の株主数は、566,979人であった。

	株式資本中所有割合（%）(推定)
個人投資家	21.0
機関投資家	79.0
	100.0

（５）【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法第21条(1)に規定する保有株式数３%以上の報告義務に基づいて、当行が認識している大株主は、2013年12月31日時点でブラックロック・インク（ニューヨーク）（5.14%）である。

２【配当政策】

(1) 配当方針

取締役会および監査役会は、配当可能利益792,128,075.14ユーロから、配当支払適格のある1,019,316,234株の無額面株式につき１株当たり0.75ユーロの配当金を支払うことを提案した。

2013年５月23日の株主総会は、この提案を採択した。

(2) １株当たりの配当等の推移

下記の表は、2009年から2013年までの、当行の株式１株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
１株当たり配当金	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)
１株当たり当期純利益	1.89 (261)	0.52 (72)	1.53 (212)	0.78 (108)	0.88 (122)
１株当たり株主資本および準備金（注１）	35.39 (4,895)	35.36 (4,891)	35.64 (4,930)	36.54 (5,055)	36.21 (5,009)
配当性向（%）	39.7	143.0	48.9	95.6	85.6

（注１）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）（注１）

（単位：ユーロ（円））

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
基本的１株当たり利益（注２）	7.21 (997)	3.07 (425)	4.45 (616)	0.28 (39)	0.67 (93)
１株当たり株主持分	52.65 (7,283)	52.38 (7,246)	58.11 (8,038)	57.37 (7,936)	53.24 (7,365)

（注１）各年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注２）当期純利益のうち、15百万ユーロ、53百万ユーロ、194百万ユーロ、20百万ユーロおよび-15百万ユーロは、それぞれ2013年度、2012年度、2011年度、2010年度および2009年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

３【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月９日に上場され、2006年９月29日に上場が廃止された。

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

2006年９月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近５年間の事業年度別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System　　（単位：ユーロ（円））

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
最　高	53.05 (7,338)	55.11 (7,623)	48.70 (6,737)	39.51 (5,465)	38.73 (5,358)
最　低	14.00 (1,937)	35.93 (4,970)	20.79 (2,876)	22.11 (3,058)	29.41 (4,068)

（注）比較のため、2010年10月６日より前の全ての期間の株価には、増資を伴うライツ・オファリングの影響を反映するための調整がなされている。

（２）【当該事業年度中最近６月間の月別最高・最低株価】

2006年９月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近６ヶ月の月別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System　　（単位：ユーロ（円））

月別	2013年７月	2013年８月	2013年９月	2013年10月	2013年11月	2013年12月
最　高	36.58 (5,060)	35.00 (4,842)	36.26 (5,016)	37.20 (5,146)	35.74 (4,944)	35.70 (4,938)
最　低	30.44 (4,211)	32.12 (4,443)	32.98 (4,562)	33.71 (4,663)	33.43 (4,624)	32.94 (4,557)

4【役員の状況】（提出日現在）

(1) 取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）　　（提出日現在）

氏　　名 （生年月日）	役　職（担当）	略歴／初回就任年／任期満了年
ユルゲン・フィッチェン （Jürgen Fitschen） （1948年９月１日）	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長	1987年入行 2009年取締役就任（注１） 任期満了年：2017年
アンシュマン・ジェイン （Anshuman Jain） （1963年１月７日）	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長	1995年入行 2009年取締役就任 任期満了年：2017年
ステファン・クラウス （Stefan Krause） （1962年11月17日）	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（ＣＦＯ）	2008年入行 2008年取締役就任 任期満了年：2018年
ステファン・ライトナー （Dr. Stephan Leithner） （1966年５月15日）	人事、法務、コンプライアンス、政府・規制対応統括責任者 欧州ＣＥＯ（ドイツおよび英国を除く）	2000年入行 2012年取締役就任 任期満了年：2015年
スチュアート・ルイス （Stuart Lewis） （1965年10月10日）	チーフ・リスク・オフィサー（ＣＲＯ）	1996年入行 2012年取締役就任 任期満了年：2015年
レイナー・ネスケ （Rainer Neske） （1964年10月10日）	個人顧客および中堅企業統括責任者	1990年入行 2009年取締役就任 任期満了年：2017年
ヘンリー・リショット （Henry Ritchotte） （1963年10月15日）	チーフ・オペレーティング・オフィサー（ＣＯＯ）	1995年入行 2012年取締役就任 任期満了年：2015年

（注１）ユルゲン・フィッチェンは2001年から2002年初頭まで、当行の取締役会構成員であった。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

（監査役会）

氏名 （生年月日）	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (1956年９月28日)	監査役会会長	初回就任年：2012年 任期満了年：2017年
アルフレッド・ヘーリンク(*) (Alfred Herling) (1952年５月11日)	監査役会副会長	ドイツ銀行ヴッパータール／ザウアーラント・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長、 欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
フランク・ビジルスケ(*) (Frank Bsirske) (1952年２月10日)	―	フェル・デイ（フェラインテ・デイーンストライストゥンクス・ゲヴェルクシャフト）労働組合会長 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ジョン・クライアン (John Cryan) (1960年12月16日)	―	テマセク・インターナショナルPte. Ltd. 欧州プレジデント、アフリカ責任者、ポートフォリオ・ストラテジー責任者、クレジット・ポートフォリオ責任者 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ディナ・ダブロン (Dina Dublon) (1953年８月６日)	―	初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
キャサリン・ギャレット－コックス (Katherine Garrett-Cox) (1967年11月15日)	―	アライアンス・トラストPLC CEO 初回就任年：2011年 任期満了年：2016年
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年５月９日)	―	独ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長、 BHWバウスパーカッセAG、ポストバンク・フィナンツベラトゥンクAGおよびBHWクレジット・ゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 BHWバウスパーカッセAG、BHWクレジット・ゼルヴィスGmbH、ポストバンク・フィナンツベラトゥンクAGおよびBHWホールディングAGスタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ザビーネ・イルガング(*) (Sabine Irrgang) (1962年10月30日)	―	ドイツ銀行ヒューマン・リソーシズ・マネージメント・サウス（バーデンおよびヴュルテンベルク）責任者 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ヘニング・カーゲルマン (Prof. Dr. Henning Kagermann) (1947年７月12日)	―	ドイツ科学技術アカデミー会長 初回就任年：2000年 任期満了年：2018年
マルティーナ・クレー(*) (Martina Klee) (1962年５月１日)	―	ドイツ銀行エシュボルン／フランクフルトCOO統括部門スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
スザンヌ・ラバージュ (Suzanne Labarge) (1946年９月19日)	―	初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
ペーター・レッシャー (Peter Löscher) (1957年９月17日)	―	レノヴァ・マネージメントAG CEO 初回就任年：2012年 任期満了年：2017年
ヘンリエッテ・マルク(*) (Henriette Mark) (1957年４月９日)	―	ドイツ銀行ミュンヘンおよび南バイエルン・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2003年 任期満了年：2018年

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年
ガブリエル・プラッチャー(*) (Gabriele Platscher) (1957年10月７日)	―	ドイツ銀行ブラウンシュヴァイク／ヒルデスハイム・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2003年 任期満了年：2018年
ベルント・ローゼ(*) (Bernd Rose) (1967年５月27日)	―	ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGおよびポストバンク・フィリアルGmbH合同ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ルドルフ・ストッケム(*) (Rudolf Stockem) (1956年８月27日)	―	フェル・デイ（フェラインテ・デイーンストライストゥンクス・ゲヴェルクシャフト）労働組合書記、 フリーランスの組織およびコミュニケーション・アドバイザー 初回就任年：2012年 任期満了年：2018年
ステファン・ツカルスキー(*) (Stephan Szukalski) (1967年１月27日)	―	銀行従業員協会（ドイツ）（ドイチャー・バンクアンゲシュテルテン-フェアバンド：DBV）連合会長、 ベトリープス-センター・フュア・バンケンAG（フランクフルト）会長 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
ヨハネス・テイセン (Dr. Johannes Teyssen) (1959年10月９日)	―	Ｅ.ＯＮ ＳＥ取締役会会長 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年
ゲオルグ・F・トーマ(*) (Georg F. Thoma) (1944年11月27日)	―	シャーマン アンド スターリングLLP パートナー 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年
クラウス・リュディガー・トルッツシュラー (Prof Dr. Klaus Rüdiger Trützschler) (1948年12月11日)	―	初回就任年：2012年 任期満了年：2017年

(*) ドイツの従業員により選任された。

(2) 役員の報酬

取締役の報酬

2013年度において、取締役は、ドイツ会計基準No.17の規定に従い、取締役としての役務につき総額36,890,500ユーロ（2012年度は23,681,498ユーロ）の報酬を受領した。そのうち10,350,000ユーロは基本給（2012年度は9,599,999ユーロ）、1,593,250ユーロはその他手当（2012年度は1,402,936ユーロ）、23,897,250ユーロは長期インセンティブ型業績連動報酬（2012年度は11,396,439ユーロ）、1,050,000ユーロは非長期インセンティブ型業績連動報酬（2012年度は1,282,124ユーロ）であった。

監査役の報酬

監査役の報酬原則は、当行の定款に定められる。新しい報酬規定に関する直近の修正は、2013年５月23日に開催された当行の年次株主総会において、2013年１月１日を発効日として行われた。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の２倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年２月に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に転換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年２月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2013年度、監査役は、総額3,862,500ユーロ（定款の規定に従い、このうち2,912,635ユーロが2014年２月に支払われた。）の報酬を受領した。

2012年度の監査役の報酬に関しては、以下の規定が適用された。当行は、2013年１月に、各監査役に対し2012年度の役務に対する固定報酬および会議報酬を支払った。長期業績連動報酬および配当に基づく賞与は、2012年度に関しては支払われなかった。2012年度について、監査役は、総額2,335,000ユーロの報酬を受領した。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行では、国際的に高い基準に従った効果的なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の実践を重視している。昨今のコーポレート・ガバナンスへの関心の高まりを受け、当行は、コーポレート・ガバナンスに関する多数の施策の強化を目的として、グローバル・コーポレート・ガバナンスという部署を新設した。

当行のコーポレート・ガバナンスの体制は、持続的な価値の創出を重視する当行の責任ある経営と内部管理の基盤となっている。それは、適正な情報に基づいた効果的な意思決定、株主との良好な関係、取締役会と監査役会の効果的な協力関係、持続性と長期的視点を重視した業績に基づく報酬制度、透明性の高い適時報告の５つの重要な要素により構成されている。

ドイツ銀行AGのコーポレート・ガバナンスの主な枠組みは、主としてドイツ株式会社法とドイツ・コーポレート・ガバナンス規則を踏襲している。当行は、ニューヨーク証券取引所（NYSE）に上場していることから、米国の資本市場に関連する諸法規や証券取引委員会（SEC）の規制、ニューヨーク証券取引所の規則にも従っている。また、当行では、欧州および世界における動向や議論も踏まえ、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っている。

株主

株主は当行の重要なステークホルダーである。当行は、株主との関係をさらに強化して、年次株主総会における株主の積極的参加を進めたいと考えている。株主は、基本定款の変更や利益配分の決定、新規株式の発行、重要な組織変更など、当行にとって最も重要な意思決定に関わっている。

当行株式は１種類であり、１株につき１議決権が付与されている。

当行は、株主による議決権行使を容易にするため、株主総会に欠席する場合でも議決権の行使を可能にし、株主総会での電子媒体の活用を推進している。例えば、株主は当行の定める代理人に対し、インターネットを通じて委任状や議決権行使の指示書を発行することができる。

取締役会

取締役会は経営に責任を負っており、グループ全体を管理する。また、すべての法規制や社内規則の遵守を徹底する。取締役会メンバーは、各地域、コーポレート部門、管理部門の責任者とともに、グループ経営執行委員会（GEC）を構成する。GECは、取締役会のため、助言、連携および意思決定のための準備を担っている。これには、取締役会による戦略検討のための準備、当行全体の戦略的施策や組織変更の実施状況の監視が含まれる。

監査役会との合意に基づき、取締役会は、取締役会に直接報告する複数の委員会を設置している。取締役会はまた、必要に応じて新たに委員会を設置することができる。

監査役会

監査役会は当行の経営について取締役会を監督し、これに助言する。当行に影響を与える重要決定には、監査役会の承認が必要である。監査役会は、取締役会の情報提供および報告義務につき、法律で求められるものを超える義務を規定することができ、また取締役会メンバーを任命し、その継承についての構想を策定する。監査役会は、定期的に自らの職務の効率性を評価する。2013年には、監査役会の下に、仲裁委員会、会長統括委員会、監査委員会、リスク委員会、指名委員会、報酬管理委員会、インテグリティ（健全性）委員会の７つの委員会が設置されていた。最後の二つの委員会は2013年に新設された。報酬管理委員会は法律によって設置が求められているが、インテグリティ委員会は監査役会により任意で設置されたものである。インテグリティ委員会は、経済的に健全で持続可能な当行の発展を確保し、併せて自然環境資源を保護し、社

会的責任を維持し、健全で責任ある経営およびコーポレート・ガバナンスを遵守するための施策について、取締役会に定期的に助言し、これを監視する。

監査役会は、職務を遂行するため、バランスがとれた陣容であることと、そのメンバーが全体として必要な知識や能力、専門性を備えていることを確保するよう配慮する。さらに、監査役会は、当行における多様性を促進し、とりわけ取締役会メンバーの任命や監査役会メンバーの選任にあたって、これを考慮している。

当行はグローバルにビジネスを展開していることから、監査役会メンバーには、適切な数の長期海外経験者を置いている。また十分な数の社外メンバーも置いている。

報酬

取締役会メンバーの変動報酬の基準は、監査役会の依頼により第三者委員会が行った当行の報酬体系の見直しの終了を受けて、2013年４月に調整された。2013年には既に、当行は定性的側面をより重視するようになり、変動報酬は、財務上の目標が達成されたかのみに基づいて決定するのではなく、その業績が「どのように」達成されたかも考慮して決定されている。変動報酬の年間水準を決定する要因には、収益の持続可能な発展に関連付けられた、当行グループ全体および個人の業績評価基準が含まれる。取締役会メンバーの変動報酬は二つの構成要素から成っており、ストラテジー2015プラスおよび当行が取り入れた企業文化の変化に則した「企業文化と顧客に係る要素」が考慮される。変動報酬の多くは支払いを一定期間繰り延べられ、さらに特定の失効条件が付されている。変動報酬の総額の50%以上は株式による支払いであるため、当行の長期的な成功に連動している。

監査役会メンバーの報酬には、ドイツ・コーポレート・ガバナンス法の新たな勧告に従い、これまでのように変動報酬や会議報酬は含まれないこととなったが、年間の固定報酬は増額された。各委員会の委員としての職責および機能に応じた追加的な年間固定報酬の水準も、実際の業務量および要求される職務の複雑性の度合いをより反映するよう調整された。監査役会会長および副会長、監査役会の各委員会（指名委員会および仲裁委員会を除く）の委員長および委員には、この追加的な報酬が支給される。

取締役会および監査役会の各メンバーの報酬ならびに報酬体系の構成については、報酬報告書（第６　経理の状況、１財務書類、(1) 連結財務書類、①　取締役会報告書中に記載）で公表されている。

財務報告

当行は、株主ならびに一般の人々に対して、連結財務報告書を含む年次報告書や四半期報告書を通じて、定期的に最新の情報を提供している。当行グループの報告は、国際財務報告基準（IFRS）に従っている。よって、報告内容は透明性が高く、国際的にビジネスを展開する同業他社との比較も容易となっている。

適合宣言

取締役会および監査役会は2013年10月29日、ドイツ株式会社法第161条に基づく年次の適合宣言を公表した。当該宣言は、ドイツ銀行AGが2013年５月13日付けのドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告に従っている旨を述べているが、以下の二点の例外がある。一点目の例外は、同規則第4.2.３(3) 条に関するもので、監査役会は、同条に基づき、当行の年間費用や長期的費用を考慮のうえ、年金制度に基づき達成すべき年金水準を決定する必要があるが、定義されたドイツ銀行AG取締役会メンバー向け確定拠出型年金については、具体的な年金水準の達成を目的としないこととする。二点目の例外は、同規則第5.3.３条に関するもので、これは株主代表のみで構成される指名委員会の設置を推奨するものであるが、所要自己資本指令第４次改正に係る2013年８月28日実施法によれば、ドイツ銀行AGの監査役会の業務のうち、これに属する株主代表のみで行うべきではない追加的業務については、監査役会の指名委員会が受け持たなくてはならないとされるため、現在の指名委員会には従業員代表も参加している。ただし、株主総会への選任議案上程のための候補者の推薦については、指名委員会の株主代表によってのみ行われることが確保されることとなっている。

当行のコーポレート・ガバナンス・リポートの詳細は、2013年コーポレート・ガバナンス・ステートメントや取締役会、監査役会および監査役会各委員会の参照事項など、コーポレート・ガバナンス関連のその他書類と合わせて、インターネット（www.db.com/corporate-governance）から入手できる。

当行では、新規発生事項や法律上の要請、国内および国際基準に照らして、コーポレート・ガバナンスの体制を継続的に見直し、それらに従って適切な修正を行っている。

（２）【監査報酬の内容等】

①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

（単位：百万ユーロ（百万円））

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	18 (2,490)	0 (0)	23 (3,182)	3 (415)
連結子会社	50 (6,917)	7 (968)	48 (6,640)	6 (830)
計	69 (9,545)	7 (968)	71 (9,821)	8 (1,107)

②【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft（KPMG AG経済監査会社）と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、ならびに税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援などの業務が含まれる。

④【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

第６【経理の状況】

ａ．本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第１項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2014年5月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、１ユーロ＝138.33円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第６の「４ 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第６の「２ 主な資産・負債及び収支の内容」から「４ 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記ｂの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

ｂ．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるカーペーエムゲー・アーゲー（KPMG AG）経済監査会社(ドイツ連邦共和国における独立監査人)から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の２第１項第１号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

１【財務書類】

(1) 連結財務諸表

① 取締役会報告書

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。

当行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧（訳者注：本書では『　』で表示されている。）で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

概要

世界経済

世界経済の成長はすでに2012年度において3.0%にわずかに鈍化していたが、2013年度も引き続き減速し年率約2.8%であった。前年度比では、2013年度第1四半期に経済は底打ちし、2013年度の残りの期間全体にわたり回復がみられた。

この減速は先進国および新興市場国に影響を与えた。経済成長率は、先進国において2012年度の1.4%から2013年度に約1.1%へ、新興市場国において2012年度の4.7%から2013年度に約4.5%へ減速した。金融危機および経済危機の一因となった構造的問題は、先進国において依然として焦点となっている。特にユーロ圏において民間債務および公的債務の削減により成長が鈍化した。さらに、ユーロ圏および米国における政治不安が世界経済を圧迫した。主要な中央銀行の金融政策は、引き続き極めて緩和的であり世界経済を支えた。主要金利は歴史的低水準であり、大規模な量的緩和政策がさらに経済を支えた。2013年5月、米国の中央銀行が年間を通じて資産買い入れのペースを縮小させる可能性がある旨の、米国連邦準備制度理事会のベン・バーナンキ理事長による最初の発言が、国際的な金利サイクルの変化につながった。これはその後、資本流出の結果として非常に多くの新興市場国にマイナスの影響を与えた。2014年1月に量的緩和の縮小を開始する2013年12月の連邦準備制度理事会の決定は概ね市場に織り込まれていた。

ユーロ圏は、6四半期連続の経済活動の落ち込み後、2013年度第2四半期にわずかに成長した。2012／2013年度の冬期の半年間の低迷により、2013年度のユーロ圏経済は年率平均で0.4%縮小した。これは2012年度(-0.6%)よりわずかな改善であった。ユーロ圏経済は世界経済の回復に支えられ、国家債務危機の将来の展開に関する不確実性が低下した。2013年度において国際投資家のユーロ圏への信頼が改善した結果として正味資本流入につながった。ユーロ圏の安定化の決定的要因は、欧州中央銀行の金融緩和政策であった。特に、2013年度に初めて規定された「フォワード・ガイダンス」の一環として、緊急の際はあらゆる手段（例えば、政策金利のコリドーの縮小、vLTRO、民間および公的資産の買い入れ）を用いる旨の表明、2013年11月の歴史的低水準である0.25%への金利引き下げ、および長期間にわたり当該金利水準を維持するかまたはさらに引き下げるという表明であった。2012年度／2013年度の冬期の半年間に低迷したドイツ経済は、その後回復を始めた。これは堅調な国内需要、最高の雇用水準、実質所得の堅調な増加および投資の緩やかな増加によるものであった。ドイツ経済は2012年度の0.7%成長に続き、年率平均で0.4%成長した。

米国の経済成長は2012年度の2.8%と比較して2013年度は約2.0%と減速した。自動的な歳出削減および財政政策の方向性にまつわる不確実性（債務上限の引き上げおよび暫定予算の延長ならびに一時的な政府閉鎖に関する議論）が経済の足かせとなった。不動産市場の回復、雇用統計の継続的改善および株式市場の力強い上昇が、2013年度下半期の回復につながり成長率は約4%となった。米国経済は連邦準備制度理事会の拡張的金融政策に強く支えられている。

日本では、2013年度の経済成長率はわずかに上昇し1.5%であった。これは、いわゆる「アベノミクス」第1の矢、第2の矢である非常に拡張的な財政・金融政策によるものであった。しかし、2013年度においてはアベノミクス第3の矢である構造改革に従った発表はほとんどなかった。

新興市場国では、2013年度の成長は約4.5%に落ち着いた。5月に年間を通じて資産買い入れのペースを縮小させる可能性がある旨の発言をした連邦準備制度理事会は、過去数年間のポートフォリオ投資によって隠れていた新興市場国の構造的脆弱性に焦点を移し、大幅な資本流出をもたらした。特に、これらは南アフリカ、インド、インドネシア、ブラジルおよびトルコのような比較的予算の大きな経常赤字国に影響を与えた。新興市場国は地域によって実績はまちまちであった。アジア（日本を除く）の経済成長は2012年度よりわずかに減少し5.9%になったと予想されている。中国の経済活動は、下半期の回復によって、2013年度に前年度の成長率(7.8%）をわずかに下回る7.7%成長であった。当年度上半期に国際貿易が比較的低調であったため成長が抑えられたが、世界経済の回復を受けて下半期に経済はやや加速した。しかし、中国の経済構造のリバランスの影響に関する不確実性によって成長が抑制された。これは、2013年11月の中央委員会の全面的な決議によって精力的に推進させ

られた。インドでは、2013年度に経済はやや堅調に4.3%成長した。これは特に1年間の間にルピーの対ドル相場が12%下落したことによるものであった。好ましくない政治環境にもかかわらず、政府は将来の成長を刺激することを意図した大規模な改革を開始した。ラテン・アメリカの経済活動は2012年度の2.8%に続き2013年度は約2.3%成長にとどまった。ブラジルでは、インフラの障害、改革不足およびコモディティ価格の下落が経済の重しとなり、2013年度はわずかに約2.2%成長となったと予想されている。

銀行業界

2013年度の銀行業界は変遷の年であった。ヨーロッパ債務危機が2012年度後半に落ち着いたため、2006年度以降初めて、米国またはヨーロッパの銀行システムを脅かす危機がなかった。それでもなお、2013年度は、ほとんどすべての銀行が成長の欠如、低金利環境、訴訟費用の増加、厳格化する規制、また、特にヨーロッパにおける監督機関および投資家からの貸借対照表の強化、レバレッジ解消およびリスク圧縮への継続的圧力の影響を受け、相当に事業が困難な年であった。

ヨーロッパの商業銀行は、特に企業について信用量の大幅な減少を経験したが、一方で家計に対する貸出は実質的に横ばいにとどまった。銀行は依然として与信基準を強化しているが、2011年度および2012年度ほどではない。それよりもむしろ、貸出金の成長を主に妨げているのは、資金需要不足である可能性が高い。資金需要は、年間を通じて減少ペースは遅くなっているが一段と減少している。貸倒損失はいくらか減少した可能性が高い。資金調達側に関しては、民間部門の預金の成長は、企業および一般個人顧客の両方について年間を通じて依然として堅調である。銀行の債券発行はさらに縮小し、10年来の最低水準に達している。しかし、これは債券市場へのアクセスの欠如ではなく、資金調達需要不足によるものである可能性が高い。実際に、EUの銀行の資産合計は前年比で4%超減少した。

米国では、2013年度の個人に対する貸出が意外にも再びマイナスに転じた。これは、住宅市場が継続的に回復したにもかかわらず、住宅用モーゲージの規模が減少したことによるものであった。一方、企業に対する貸出金は引き続き健全に拡大し、2007年度以降初めてすべての主要貸出区分が成長に転じた。貸倒損失はさらに減少し、信用ブームのピーク時にも見られなかった史上最低水準の金額となった。預金の成長は、低金利水準の影響も一定の大企業の預金に関する連邦預金保険公社(FDIC)の保険の終了の影響も受けずに、堅調を維持した。貸出金の成長を上回る預金の成長により、銀行の貸借対照表の預金による資金調達は、過去20年間で最高水準に達した。

2013年度の投資銀行の業績は不均一であった。債券発行は非常に堅調であった前年度の水準からはわずかに減少したが、ハイ・イールド業務は新記録水準に達した。株式発行も堅調であった。M&A業務は取引金額基準では2008年以降最高の年となったが収益は減少した。2013年度のエクイティ・トレーディングの取引量は前年度より低下したが、債券トレーディングは2012年度の結果と比較して全体的に横ばいであった。投資銀行収益合計は、利益率の高い事業セグメントの業務減少および規制強化（例えばデリバティブ取引関連）により2008年度以降の最低水準に減少した。発行引受およびアドバイザリーによる収益合計は前年度と比較して増加した上に2007年度以降の最高となったが、トレーディングおよびその他の業務による収益は、さらなる利鞘の縮小を一因として大幅に減少した。

資産運用業務は、市場の流動性が依然として高く、（新興市場国から先進国市場への多少の資本流出にもかかわらず）ハイリスク資産に対する需要がさらに増加し、金利は（米国連邦準備制度理事会による大規模な金融緩和政策を縮小する旨の発表後にいくぶん上昇しているにもかかわらず）極めて低い水準にとどまり、いくつかの主要株式市場が新記録的水準に達しているように、資本市場が特に良好だった1年による恩恵を受けた。

全体として、2013年度のヨーロッパの銀行の収益性は、ヨーロッパ債務危機および関連する景気後退を受けてEUの銀行業界合計で純損失を計上した2011年度および2012年度の貧弱な水準から改善した。しかし、2013年度の利益率は依然として小さく持続可能な水準（すなわち銀行の資本コスト）を大きく下回っている。米国の銀行の収益性は、多額の訴訟費用（訴訟費用は引き続きヨーロッパの銀行の利益の足かせにもなっている）による当年度下半期の後退にもかかわらず金額ベースで新記録に達した可能性が高い。

規制の進展に関しては、より安全でより安定的な銀行システムのための仕組みを新たに構築するための多数の重要なプロジェクトにさらなる進展が2013年度に見られた。EUの政策決定者は、ユーロ圏の大銀行の監督をECBに移す決定をしたこと、および原則として納税者に支援を要求せずに、経営難に陥っている銀行を救済する仕組みを設計することによって、将来のヨーロッパ銀行連合の重要な構成要素に合意した。ヨーロッパおよび米国の両方においてバーゼル3の導入が開始された。さらに、大規模な国内金融機関に関して米国の当局が押し進めている要求事項の大幅な拡大と共に、拘束力のあるレバレッジ比率の国際的な導入に関する議論が激化した。デリバティブ市場の改革は、EUでは欧州市場インフラ規制（EMIR）によって最終形になった一方で、米国ではドッド・フランク法に基づく新たなデリバティブ規則の導入がすでに開始されている。

ドイツ銀行の業績

当期間における当グループの主要な財務ハイライトは以下のように要約できる。

－2013年度のグループ純収益は2012年度から5%減の319億ユーロであった。これは主にCB&Sの収益の減少を反映したものであった。

－税引前利益は2012年度から79%増の15億ユーロであった。

－純利益は2012年度の316百万ユーロから2013年度は681百万ユーロに増加した。
－想定上のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は、2012年度末の7.8%（バーゼル2.5によるCET 1：11.4%）に対して、2013年度末に9.7%（バーゼル2.5によるCET 1：12.8%）であった。
－2013年度末の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は3.1%であった。
－想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットは2013年12月31日現在350十億ユーロ（バーゼル2.5によるRWAは300十億ユーロ）であり、2012年12月31日現在と比較して11%減少（バーゼル2.5によるRWAに基づき10%減少）した。

2013年度は、訴訟問題および規制問題に継続的に対処する一方で、当行の将来の成長およびさらなる管理の強化に投資した2年目の年であった。オペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの達成費用および訴訟費用が当行の2013年度の業績に影響を与えた。当行は、2014年度はさらなる挑戦および規律ある実行の年になると予想している。しかし、当行はなお2015年度の目標達成に努め、ドイツ銀行の戦略ビジョンを実行する意向である。

2013年度の純収益は2012年度から5%減の319億ユーロであった。純収益の減少の大部分はCB&Sに起因するものであり、GTBおよびNCOUにおいてもわずかに減少した。一方でPBCの収益は安定的であり、DeAWMの収益は増加した。2013年度の利息以外の費用は2012年度から9%減の284億ユーロであった。これは大幅な費用削減および2012年度と比較したのれんおよび無形資産の減損損失の大幅な減少を反映したものであった。この費用削減には、2012年度と比較した2013年度の給与手当の減少12億ユーロ(9%)が含まれていた。これはOpExの継続的な実施の結果としての賞与および定着報奨の減少によるものであった。また、2013年度の費用には多額の訴訟関連費用30億ユーロ（2012年度：25億ユーロ）が含まれていた。

以上により、当行は2013年度において純利益681百万ユーロ（2012年度：316百万ユーロ）および税引前利益15億ユーロ（2012年度：814百万ユーロ）を計上した。

当グループの重要業績評価指標(KPI)は以下の表に詳述されている。

当グループの重要業績評価指標	2013年度末の状況	2012年度末の状況
税引後平均アクティブ資本利益率	1.2%	0.5%
費用収益比率	89.0%	92.5%
費用削減	年間21億ユーロ	年間4億ユーロ
削減を達成するための費用	18億ユーロ	5億ユーロ
想定上のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率	9.7%	7.8%
想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）[1]	3.1%	

1　想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は、2013年6月27日のCRR/CRDの公表に従った当行の計算を表している。2012年度末は該当なし。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

税引後平均資本利益率は、2012年度の0.5%から2013年度の1.2%に上昇したが、目標の12%を依然として下回っている。

前年度と比較した純収益の減少にもかかわらず、費用収益比率は2012年度の92.5%から2013年度は89.0%に改善した。これは、当行のOpExプログラムの過程における利息以外の費用の継続的な減少を反映したものであった。

OpExプログラムの年間費用削減21億ユーロは、目標の16億ユーロを上回って2013年度に達成された。累積達成費用は18億ユーロであった（このうち13億ユーロは2013年度、5億ユーロは2012年度に達成された。）。

純利益の増加、新株発行および資本形成の加速ならびに2013年度のリスク圧縮活動により、当行のバーゼル2.5による普通Tier 1資本比率は、2013年12月31日現在過去最高水準の12.8%に改善した。想定上のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率もまた、ポートフォリオの最適化および非中核業務のリスク圧縮に係る大幅な進展を反映して、前年度の7.8%から2013年度末現在の9.7%に大幅に上昇した。

2013年12月31日現在の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ・エクスポージャー1,445十億ユーロに基づき、2013年度末現在の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は3.1%であった。

2013年度末現在のバーゼル2.5に基づくリスク・ウェイテッド・アセットは、主に当行の事業のリスク圧縮を目的とした経営陣の措置により、2012年度末現在の334十億ユーロに対し300十億ユーロであった。2013年度中に、当行は想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットの350十億ユーロへの削減を達成した。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2013年12月31日現在1,611十億ユーロの総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2013年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で98,254名であり、世界71か国の2,907機関（このうち66%がドイツ）において勤務していた。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

包括的戦略レビューに従って、当行は2012年度第4四半期に組織体制を再編成した。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルおよび4つの既存のコーポレート部門に対するコミットメントを再確認した。当行は、取引所売買ファンド（ETF）等の、旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ業務を含む統合されたドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・コーポレート部門を重視することを強化した。さらに、当行は非中核事業ユニットを設置した。このユニットは、旧コーポレート・インベストメンツ・グループ部門（CI）およびその他のコーポレート部門から再割当された非中核事業を含んでいる。

2013年12月31日現在、当行は以下の5つのコーポレート部門で組織されていた。

― コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
― グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
― ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）
― 個人顧客および中堅企業（PBC）
― 非中核事業ユニット（NCOU）

5つのコーポレート部門はインフラ機能によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には以下が含まれている。

― 多くの国々における子会社および支店。
― その他の多数の国々における駐在員事務所。
― さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された１名以上の代表者。

経営構造

当行は「仮想持株会社」の傘下の5つのコーポレート部門およびインフラ機能を運営している。当行はこの用語を以下の意味で使用している。すなわち、当行はコーポレート部門を当行の取締役会による全般的監督の対象としている（これはインフラ機能により支えられる。）が、当行はこれらの5つのコーポレート部門を保有する独立した法人は有していない。しかし、当行はこれらのコーポレート部門に実質的な管理権限を割り当てている。この構造を支援するための、主要な統治機関の機能は以下のとおりである。

ドイツの株式会社法に規定されているように、取締役会がドイツ銀行の全体的な経営責任を有している。取締役会のメンバーは独立した機関である監査役会によって任命および解任される。当行の取締役会は、機能委員会に支援され、戦略的経営、コーポレート・ガバナンス、経営資源の配分、リスク管理および統制に重点を置いている。

グループ執行委員会は2002年度に設置された。これは、取締役会のメンバーおよび取締役会によって任命された地域、コーポレート部門および一定のインフラ機能の上級代表者で構成されている。グループ執行委員会は、株式会社法によって要求されている機関ではない。執行委員会は、当行の事業および地域を調整し、グループ戦略を議論し、取締役会の意思決定のために提案を提供するための手段としての役割を果たしている。執行委員会は意思決定権限を有していない。

各コーポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業の戦略を実行し、インフラ分野の開発計画が世界的な事業目的で統合されることを確保する手助けになっている。

コーポレート部門

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門

コーポレート部門の概要

CB&Sは、コーポレート・ファイナンス業務部門およびマーケッツ業務部門で構成されている。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。

CB&S業務は信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）によって支援されている。これは一連の貸出金ポートフォリオに対して責任を有しており、2013年度から一定の無担保の相手先に関するデリバティブのエクスポージャーのヘッジを中央一元化させており、計画されたヘッジ管理を実行することによりこれらのリスクを積極的に管理する。

2012年11月より、当グループの組織構造の包括的戦略レビューに従って、CB&Sは当グループの新たなバンキング・モデルの一環として再編された。この再編は以下の3つの主要な点を対象としていた。すなわち、非中核資産（すなわち、コリレーションおよび大きな資本を必要とする証券化ポジション、モノライン・ポジションならびにIAS第39号により分類変更された資産）

のNCOUへの振替、ETF等のパッシブおよび第三者オルタナティブ業務の新たに統合されたDeAWMコーポレート部門への振替、ならびにCB&SおよびGTB間のカバレッジ費用の改善であった。

当行は2011年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2012年3月、当行は、米国において強みを持つ中核事業に重点を置く方針に従って、当行の米国複数世帯住宅融資事業（Deutsche Bank Berkshire Mortgage）を Lewis Ranieri氏およびWilbur L. Ross氏が率いるグループに売却完了した。

2012年6月、当行はDB Export Leasing GmbHをInteroute Communications Limitedに売却完了した。

2011年1月、当行は、年金保険専門会社であるPaternoster Limitedに対する持分40%を、Paternosterの過半数の株主による同社株式を売却する決定に従ってRothesay Lifeに売却した。

2011年7月、当行は、バミューダで設立されたクレジット・デリバティブ商品会社であるNewlandsに対する経済的エクスポージャーをもたらす当行のエクイティ連動債をOakhill Advisorsの助言を受けるファンドに売却完了した。

商品およびサービス

当行のコーポレート・ファイナンス業務部門において、当行の顧客は、合併および買収、エクイティおよび債券による資金調達ならびに総合的なコーポレート・ファイナンスの助言を提供されている。さらに、当行は公共部門に対して様々な金融サービスを提供している。

マーケッツ業務部門は、様々な債券、エクイティ、エクイティ連動商品、為替およびコモディティ商品の販売、トレーディングおよび組成に責任を有している。当部門は、顧客の投資、ヘッジおよびその他のニーズのソリューションを提供することを目標としている。業務効率向上の一環として、当行のレーツ、フロー・クレジットおよび外国為替業務は現在、統合業務として1つの管理チームで運営されている。ストラクチャード・ファイナンス業務は、すべての産業および資産クラスにわたる顧客に対しフロー以外の資金調達および体系的なリスクを網羅している。

当行のすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行のリスク管理手続および統制の対象となっている。

販売チャネルおよびマーケティング

CB&Sにおいて、法人および金融機関を対象とする当行の銀行員および販売チームの関心は当行の顧客との関係にある。当行は、顧客のニーズおよび複雑性の水準に応じて当行の顧客に様々なレベルの標準化されたサービスまたは専用サービスを提供するため当行の顧客カバレッジ・モデルを再構築している。

グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

コーポレート部門の概要

GTBは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

－トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート

－トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスおよびキャッシュ・マネジメント・フィナンシャル・インスティテューションズ

2013年9月1日付で、当行は、戦略2015プラスの一環として国内市場において、市場での優位なポジションを強化し持続的成長を達成するため、ドイツの中小企業顧客のための提携および統合された商業銀行のサービス範囲を設定した。その結果、旧CB&Sのドイツ・ミッドキャップの顧客の重要な一部は、中堅企業顧客に対し顧客との関係強化ならびに当行のグローバル・ネットワークおよび商品の専門知識への的を絞ったアクセスの両方を提供するため、PBCおよびGTBコーポレート部門間で新たに設立された合弁企業によってカバーされる予定である。

さらに、ドイツ・ミッドキャップの顧客の長期現金貸出ポートフォリオは、これらの顧客とのキャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよび貸出業務の間の類似性をさらに活用するために、CB&SコーポレートからGTBコーポレート部門に移管された。

当行は2011年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または事業売却を行っている。

2013年6月1日、当行はDeutsche Card ServicesをEVO Payments Internationalに売却完了した。

商品およびサービス

トレード・ファイナンスは、当行の顧客が国際貿易および国内貿易に関連するリスクおよびその他の問題をより適切に管理できるように、地域の専門知識、一連の国際貿易商品およびサービス（融資を含む。）、仕組取引に関するカスタムメイドのソリューションおよび当行の国際ネットワークを通じた最新技術を提供している。

キャッシュ・マネジメントは、法人および金融機関の様々な顧客基盤のニーズに応えている。顧客のアクセス、支払および回収サービス、流動性管理、情報および口座サービス、電子手形の提示および支払のソリューションを含む包括的範囲での革新的で強固なソリューションの提供により、当行は世界および地域の財務機能の複雑性を処理している。

トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスは、厳選された有価証券および金融取引に関する一連の信託、支払、管理および関連サービスならびに30以上の市場における国内有価証券の保管を提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

GTBはヨーロッパ、中東、アジアおよびアメリカにおいて自社商品およびサービスを開発し販売している。マーケティングは当部門、CB&SおよびPBCの両方でカバレッジ機能と共に行われる。

顧客は以下の２つの主要なグループに分けることができる。(i)銀行、投資信託および退職基金、ブローカー・ディーラー、ファンド・マネージャーおよび保険会社などの金融機関。(ii)多国籍企業、主にドイツおよびオランダにおける地域の大企業および中堅企業。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・コーポレート部門

コーポレート部門の概要

2013年12月31日現在の運用資産923十億ユーロのDeAWMは世界の主要な投資機関の１つである。DeAWMは、世界中の個人および機関投資家の財産の保護および成長を手助けし、すべての主要資産クラスにわたる伝統的な投資およびオルタナティブ投資を提供している。また、DeAWMは富裕層および超高額個人資産家およびファミリー・オフィスに対し、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

DeAWMは、旧プライベート・ウェルス・マネジメント(PWM)および資産運用(AM)業務ならびに2012年度第4四半期にCB&Sから移管されたパッシブ投資および第三者オルタナティブ業務からなる。統合された部門は、ウェルス・マネジメントならびに個人および機関投資家向け資産運用の両方で相当大きなフランチャイズを有しており、このことは顧客およびドイツ銀行グループに規模の利益をもたらしている。非中核の資産および業務は、2012年度第4四半期にDeAWMからNCOUに再割当された。

ウェルス・マネジメントにおいて、当行は、以前は別個のファミリー・オフィスであった2社を合併することによってドイツにDeutsche Oppenheim Family Officeを設立した。Oppenheim Vermögenstreuhand GmbHとWilhelm von Finck Deutsche Family Office AGを合併させることで、当行は、ドイツの富裕層ファミリー分野における一流企業でありヨーロッパにおける主要企業である1社を作り出した。

商品およびサービス

DeAWMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

2013年度にソリューション・アンド・トレーディング・グループが設置された。これは、商品作成チームと販売チームの間に位置している。これは、高品質な商品の作成と顧客のニーズに整合したソリューションを促進している。また、ウェルス・マネジメント業務のための訓練された商品選択プロセスを管理しており、これは内部および第三者の両方の商品を対象としている。

販売チャネルおよびマーケティング

グローバル・カバレッジ／アドバイザリー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がDeAWMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。また、DeAWMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門を通じて（特に個人顧客向けにPBCを通じて、厳選した機関投資家および法人顧客向けにCB&Sを通じて）ならびに第三者の販売業者を通じて、その提供商品およびサービスの販売および流通を行う。総合的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームと、DeAWMにアクセスする一括窓口を有している。

DeAWMの大きな競争上の優位は、幅広い投資銀行業務、コーポレート・バンキングおよび資産運用業務の機能を有するドイツ銀行の一部であるという事実である。部門間の協力を最適化する目的で、2013年度にDeAWMは主要顧客パートナーズ(KCP)チームを設置した。これは複雑なニーズを有する洗練された顧客にサービスを提供する。KCPは資本市場へのシームレスなアクセス、DeAWM、CB&Sおよび選択された第三者の業者による投資運用およびその他のソリューションを提供している。

個人顧客および中堅企業コーポレート部門

コーポレート部門の概要

PBCはヨーロッパおよび厳選されたアジア市場全体で単一のリテール・バンキング・ビジネス・モデルに基づき運営されている。PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。

PBCコーポレート部門は共同サービスおよびITプラットフォームに支援された、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務ユニットで組織されている。

－プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。

－アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業（華夏銀行に対する当行の持分および同社とのパートナーシップを含む。）を対象としている。

－ポストバンクは、特にポストバンク、norisbankおよびBHWで構成されている。

2013年度のドイツにおいて、当行はプライベート・アンド・コマーシャル・バンキング業務を立ち上げ、当行のポストバンクの統合を進めた。ドイツ銀行のドイツ・ミッドキャップの顧客のPBCへの統合は、顧客との関係強化および部門間の協力を改善し、DBグループの専門知識を活用することにより、中小企業の顧客から新たな機会を捉えることを可能にすることを意図したものである。ポストバンクは引き続き自社のブランドを使用して市場で営業を行っている。ポストバンクのPBCへの統合により、当行は共同ビジネス・モデルの大幅な強化、多額の収益およびコスト面でのシナジーを生み出すよう努めている。

ヨーロッパ大陸において、当行は、５つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ポーランド、ベルギーおよびポルトガルにおいて、アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）業務ユニットを運営している。当行は魅力的なヨーロッパ地域を重視する立場を取っている。アジアでは、PBCがインドにおいて流動的な販売員に支援された支店ネットワークを運営しており、中国の華夏銀行の19.99%の持分を保有し戦略的パートナーシップおよび協力契約を締結している。インドでは、PBCは現在17の支店を有している。インドおよび中国はPBCにとってアジアの中核市場とみなされている。

当行は2011年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2012年3月、ポストバンクおよび当行の完全子会社であるDB Finanz-Holding GmbH（以下「DB Finanz-Holding」という。）は、DB Finanz-Holdingを支配会社、ポストバンクを従属会社として、ドイツ株式会社法第291条に基づく支配および損益移転契約を締結することに合意した。当該合意は、2012年6月に発効し、2012年9月11日に最終的に法的に有効となった。2013年度末現在ポストバンクに対して保有する持分は94.1%である。

2012年2月、当行は、Deutsche Postが2009年2月に発行した強制転換社債をポストバンクの株式60百万株（および現金）に転換し、その翌日、Deutsche Postは、さらにポストバンクの12.1%の株式資本を当行に売却するオプションを行使した。当該時点で保有していた株式と合わせて、当行によるポストバンクの保有割合は93.7%に増加した。

2011年4月、当行は、華夏銀行の新株発行の引受を完了した。2011年4月26日の新株登録により有効となった取引の最終決済により、華夏銀行における当行の持株比率は、発行済株式の17.12%から、中国の規制により外国法人等が単独で出資することを許容される最大水準である19.99%に増加した。

商品およびサービス

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。

当行は、投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合弁事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品、ならびにポストバンクにおける郵便サービスおよびノンバンク商品を提供している。後者からの収益は、現在「その他の収益」で報告されており、PBCの収益構成の透明性をさらに高めるために分離される予定である。

当行の投資商品はミューチュアル・ファンド／クローズド・エンド型ファンド（シングル・アセット型およびマルチ・アセット型）、仕組み商品ならびに一任ポートフォリオ運用管理および有価証券保管サービスのすべての領域を対象としている。さらに、当行は生命保険および損害保険の商品ならびに企業年金制度を当行の顧客に提供している。

当行は標準的なものから複雑なものまでモーゲージのソリューションを提供しており、当行のモーゲージ商品ポートフォリオは、公的助成金、モーゲージ仲介料およびモーゲージ関連保険によって補完されている。

当行のビジネス商品は、当行の顧客の取引、リスクおよび流動性の管理に重点を置いている。コーポレート・バンキング・アンド・インターナショナル・サービスにおいては、当行はキャッシュ・フローおよび市場のボラティリティを最適化し、事業拡大を支援している。さらに、当行の貸出金商品の提供は、個人分割払貸出金、与信枠および当座貸越ならびに販売時点情報管理(POS)事業で構成されている。

当行の支払、カードおよび口座商品は国内、国際およびSEPAの決済、デビット、クレジットおよびプリペイドカードならびに個人顧客および法人顧客の当座預金を提供している。当行の預金ポートフォリオは、要求払預金、定期預金および貯蓄預金で構成されている。

当行の貸出業務は、当行の信用リスク管理プロセスの対象となっている。リスク・レポートの「信用リスクの監視」および「主要な信用エクスポージャーの区分」の項を参照のこと。

販売チャネルおよびマーケティング

顧客中心の銀行業務のアプローチに従って、当行は顧客との対話ならびに当行のサービスの入手および利用可能性を最適化するよう努めている。PBCは、現地の戦略的ポジショニングおよび事業モデルに応じて、顧客にサービスを提供し金融ソリューションを販売するため、広範囲の多様なチャネル・アプローチを使用している。

－支店 当行の支店内においては通常、全範囲の商品および助言を提供している。

－金融代理業者 大部分の国々において、当行はさらに、個人事業者である金融代理業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを販売している。

－顧客コンタクト・センター 当行の顧客コンタクト・センターは、自動システムにより支えられている遠隔サービス（例えば口座情報、有価証券の仲介）を顧客に提供している。

－オンラインおよびモバイル・バンキング 当行のウェブサイト上で、当行は顧客に、幅広い関連商品の情報および対話式ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含むサービスを提供している。当行は、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせて、バンキング、ブローカーおよびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。

－セルフサービス・ターミナル これらのターミナルは当行の支店ネットワークを支援し、顧客が資金の引出および振替、保管口座明細書の受領、当行の金融アドバイザーを予約することを可能にしている。

さらに、当行は各国ごとの販売および協力契約を締結している。ドイツでは、当行はDP DHL (ポストバンクとの協力)およびDeutsche Vermögensberatung AG (DVAG)のような会社と協力パートナーシップを維持している。DVAGとは、当行はDVAGの独立した販売ネットワークを通じて当行の投資信託およびその他のバンキング商品を販売している。当行の商品範囲を補うために、当行は販売契約を締結し、PBCは商品供給者の商品を販売している。これらには、保険商品に関するZurich Financial Servicesとの契約および13社のファンド会社との投資商品販売に関する商品パートナーシップが含まれている。

国際的に強力なブランドの地位を達成するために、当行は戦略的に重点を置くヨーロッパおよびアジアの国々全体で一貫して、当行のサービスを販売している。

非中核事業ユニット・コーポレート部門

2012年11月、当行は、ドイツ銀行の中核業務と並ぶ独立した部門として運営するためにNCOUを設置した。戦略2015プラスに記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することである。

NCOUは、2013年12月31日現在、約55十億ユーロの価値の資産および想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるRWA同等物58十億ユーロを管理している。

当行の世界の自己勘定投資の管理および一定のその他の非中核資産の満期までの保有に加えて、NCOU内で目標とするリスク圧縮活動は、当行が計画している将来戦略と関連しないリスクを削減し、それにより資本需要を減少させる手助けとなる見込みである。これらの目標とされるリスク圧縮活動の実行において、NCOUは、想定上のCRR/CRD 4の完全適用による当行の普通株式等Tier 1比率を増強できるように、より不利な資本およびリスク・リターン・プロファイルのポジションを解消することを優先する予定である。

NCOUのポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。さらに、資産の選別に使用されている基準と類似する基準に従って、一定の負債もNCOUに割り当てられていた。例えば、割り当てられた資産に関連する、ランオフ状態または売出中の業務の負債、レガシー債発行フォーマットおよびその他の様々な短期負債である。

RWAに関しては、大部分は現在CB&Sのレガシー資産に関連し、信用相関トレーディング・ポジション、証券化資産、モノライン保険業者に対するエクスポージャーおよびIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれている。また、NCOUのポートフォリオには、選択された国外の住宅用モーゲージおよびポストバンクにとってもはや戦略的とみなされないその他の金融投資等のPBCのレガシー資産が含まれている。旧コーポレート・インベストメント・グループ部門で管理されていた資産は、当行の世界における自己勘定投資活動に関連しており、港湾管理会社であるMaher Terminals、The Cosmopolitan of Las VegasおよびBHF-BANKに対する当行の持分を含んでいる。

2013年度中に、GIIPSの債券エクスポージャー32億ユーロおよびポストバンクのレガシー投資ポートフォリオからの債券25億米ドルを含み、ポートフォリオ全体で重要な売却が行われた。IAS第39号により分類変更された資産を含むCREのエクスポージャー約4十億ユーロのリスク圧縮は、EUおよび米国地域における仕組信用ポートフォリオの処分により発生した追加的な資産削減約4十億ユーロとともに、当期間において完了した。

また、当行は2011年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を行っている。

2013年12月、ドイチェ・ポストバンクAGは、英国の商業用不動産貸出金ポートフォリオ約14億英ポンドをGE Capital Real Estateに売却完了した。

2013年6月、PB Capital Corporationは、米国の商業用不動産貸出金ポートフォリオ約37億米ドルを株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの間接子会社であるサンフランシスコを拠点とするUnion Bank, N.A.に売却完了した。

2013年5月、Sicherungseinrichtungsgesellschaft deutscher Banken mbH (以下「SdB」という。)は、SOFFin (Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung、金融危機に対応してドイツ政府によって2008年10月に設置された。) によって保証されたECB適格債の残りのエクスポージャー（このうち8億ユーロは、現在はNCOUの一部である旧コーポレート・インベストメントに配分された。）をすべて返済した。

2013年1月、当行はDedalus GmbH & Co. KGaAに対する持分15%を約250百万ユーロの対価で売却完了した。当行は、同社を通じてEADS N.V.の持分約1.1%を間接的に保有していた。

2012年10月、ジェネリック医薬品会社であるActavisのWatson Pharmaceuticalsによる買収完了により、当行はActavisに対するエクスポージャーを解消した。

2012年９月、当行は、金融サービス・グループのRHJ Internationalの子会社であるKleinwort Benson Groupに対するBHF-BANK AGの売却に関する契約を締結した。Kleinwort Benson Groupの共同投資者1社の撤退を受けて、2013年10月に取引構成が修正され、ドイツ銀行が対価合計354百万ユーロを主に現金で（322百万ユーロ）受け取り、残りをRHJ Internationalの額面発行される新株の形で受け取ることとなった。最終的な対価は、最終的な購入価格調整の対象となっている。2014年2月21日付のRHJ Internationalのプレス・リリースによると、ドイツの金融規制局（BaFin）は、BHF-BANKの買収提案に反対しないことを確認した。その結果、 RHJ Internationalに対するBHF-BANKの売却は、手続完了前に満たさなければならない残りの一定の条件のみを条件としており、2014年3月末より前に実行されると予想されている。

2011年11月、当行は、フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12に所在する当行の不動産を、DWSにより設定されたクローズド・エンド型不動産ファンドに売却する契約を締結した。独立した評価により決定された当該不動産の売却価格は約600百万ユーロであった。当行は、引き続き当該不動産を長期リースに基づきグループ本社として使用する。

2011年度中に、当行が2010年12月に参加したHypo Real Estate Groupの清算機関であるFMS Wertmanagement Anstalt des öffentlichen Rechtsに関する流動性与信枠75億ユーロ（このうち64億ユーロは旧コーポレート・インベストメンツに配分され、残りはその他のコーポレート部門に配分された。）が全額返済された。

インフラストラクチャーおよび地域管理

インフラストラクチャー・グループは、当行の業務支援分野の集積で構成されている。これらの分野は主に、当行の5つのコーポレート部門を支援する管理およびサービス機能からなる。

このインフラストラクチャー・グループは、特定の業務ラインを担当していない取締役会のメンバーの責任分野を反映するため組織された。インフラストラクチャー・グループは、COO機能（例えば世界の技術、世界の業務サービス、世界の物流サービスおよびグループ戦略）、CFO機能（例えば資金調達、税務、保険および財務）、CRO機能（例えば信用リスク管理およびマーケット・リスク管理）、CEO機能（例えばコミュニケーションおよび企業の社会的責任ならびにドイツ銀行リサーチ）ならびに人事、法務およびコンプライアンス機能で組織されている。

地域管理機能は、世界の地域の責任を対象としている。これは、統治、フランチャイズの開発および業績推移に重点を置いている。業務横断的に顧客重視の商品調整を強化するため、ならびに地域およびグループの両方の観点で規制および管理要件を遵守することを確実にするために、地域および国の代表者および経営委員会が各地域において設置されている。さらに、地域管理機能は、グループ・レベルでの地域の影響力を示しており、地域間での調整を強化している。

インフラストラクチャーおよび地域管理の分野で発生したすべての費用および収益は、当行の5つのコーポレート部門に全額配分される。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上記のコーポレート部門の記述に含まれている。

2013年1月1日以降、第三者による当行株式に対する公開買付はなく、当行は他社の株式に対する公開買付を行っていない。

次へ

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
純利息収益	14,834	15,975	17,445	-1,141	-7	-1,470	-8
信用リスク引当金繰入額	2,065	1,721	1,839	344	20	-118	-6
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	12,769	14,254	15,606	-1,485	-10	-1,352	-9
手数料およびフィー収益[1]	12,308	11,809	11,878	500	4	-69	-1
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）[1]	3,817	5,608	2,724	-1,791	-32	2,884	106
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	394	301	123	93	31	178	145
持分法適用投資による純利益（損失）	369	163	-264	206	127	427	N/A
その他の収益（損失）	193	-120	1,322	313	N/A	-1,442	N/A
利息以外の収益合計	17,082	17,761	15,783	-679	-4	1,978	13
純収益合計[2]	29,850	32,015	31,389	-2,164	-7	626	2
給与手当	12,329	13,490	13,135	-1,160	-9	355	3
一般管理費	15,126	15,017	12,657	110	1	2,360	19
保険業務に係る費用	460	414	207	46	11	207	100
無形資産の減損	79	1,886	0	-1,808	-96	1,886	N/A
再構築費用	399	394	0	5	1	394	N/A
利息以外の費用合計	28,394	31,201	25,999	-2,807	-9	5,202	20
税引前利益	1,456	814	5,390	642	79	-4,576	-85
法人所得税費用	775	498	1,064	277	56	-566	-53
当期純利益	681	316	4,326	365	116	-4,010	-93
非支配持分に帰属する純利益	15	53	194	-37	-71	-141	-73
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	666	263	4,132	403	154	-3,869	-94

N/A－意味なし

1　過去の期間は修正再表示されている。詳細は当報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2　信用リスク引当金繰入後。

純利息収益

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
利息および類似収益合計	25,601	31,593	34,366	-5,992	-19	-2,773	-8
利息費用合計	10,768	15,619	16,921	-4,851	-31	-1,302	-8
純利息収益	14,834	15,975	17,445	-1,141	-7	-1,470	-8
平均利付資産[1]	1,136,662	1,250,002	1,174,201	-113,340	-9	75,801	6
平均利付負債[1]	979,245	1,119,374	1,078,721	-140,129	-13	40,653	4

総利回り[2]	2.25%	2.53%	2.93%	-0.28Ppkt.	-11	-0.40Ppkt.	-14
総支払金利[3]	1.10%	1.40%	1.57%	-0.30Ppkt.	-21	-0.17Ppkt.	-11
純金利差[4]	1.15%	1.13%	1.36%	0.02Ppkt.	2	-0.23Ppkt.	-17
純金利差益[5]	1.31%	1.28%	1.49%	0.03Ppkt.	2	-0.21Ppkt.	-14

Ppkt.－パーセンテージ・ポイント

1　各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2　総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3　総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4　純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5　純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

2013年度

2013年度の純利息収益は、2012年度の160億ユーロから11億ユーロ（7%）減の148億ユーロであった。これは主に、流動性の低下および継続的な市場の不確実性を反映した顧客活動の減少による、CB&Sのトレーディング資産に係る利息収益の減少によるものであった。純利息収益の減少のその他の主たる要因は、NCOUにおけるリスク圧縮戦略の加速であった。PBCにおいては、わずかに縮小した利鞘およびポストバンクにおける戦略的な預金規模の縮小もまた2013年度の純利息収益に影響を与えた。総利回りおよび総支払金利のほぼ同様の下落によって、全体として純金利差は2ベーシス・ポイント拡大した。純金利差益は主にドイツにおける利鞘の改善によって3ベーシス・ポイント改善した。

純利息収益の変動は、一部のヘッジ関連デリバティブ取引に関する会計処理によっても影響を受ける。当行は、主にトレーディング以外の利付資産および利付負債の金利リスクに対する経済的ヘッジとしてトレーディング以外のデリバティブ取引を締結していた。当該デリバティブのなかには会計目的上ヘッジとして適格なものもあれば、不適格なものもある。デリバティブ取引が会計目的上金利リスク・ヘッジとして適格である場合、デリバティブにより生じる利息は、利息収益および費用として報告され、ヘッジ対象項目による利息フローと相殺される。デリバティブがヘッジ会計処理に不適格な場合、そのデリバティブから生じた利息フローは、トレーディング収益に表示される。2013年、2012年および2011年12月31日終了年度において同様の会計方針が適用されている。

2012年度

2012年度の純利息収益は、2011年度の174億ユーロから15億ユーロ（8%）減の160億ユーロであった。これは主に、低金利環境および資産規模の縮小を原因とするCB&Sのトレーディング資産に係る利息収益の減少によるものであった。さらに、リスク圧縮の結果としてのNCOUの資産基盤の縮小により利息収益が減少した。残りの減少は、ポストバンクの取得に続く購入価格の配分（PPA）の影響の減少に基づくPBCにおける利息収益の減少の影響をさらに受けた。これらの推移は、当行の純金利差の21ベーシス・ポイントの縮小および純金利差益の23ベーシス・ポイントの縮小に寄与した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
CB&S－セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	1,125	991	312	133	13	679	N/A
CB&S－セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	2,544	4,508	4,348	-1,964	-44	160	4
非中核事業ユニット	-535	-1,257	-1,564	722	-57	307	-20
その他	684	1,367	-372	-682	-50	1,739	N/A
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	3,817	5,608	2,724	-1,791	-32	2,884	106

N/A－意味なし

2013年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得は2013年度全体で18億ユーロ減少し38億ユーロであった。この変動の主な要因は、セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)における20億ユーロの減少によるものであった。これは主に、厳しい取引環境ならびにレーツおよびコモディティに影響を与える市場の不確実性に伴い顧客活動が減少したこと、ならびにボラティリティの低下および利鞘の縮小により外国為替における収益が減少したことによるものであった。さらに、この減少はその他の682百万ユーロの減少による影響も大きい。これは主に、CB&Sにおける一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整（以下「DVA」という。）の計算手法において昨年行われた精緻化が行われなかったこと、DeAWMにおけるファンドの連結除外を反映したものであり、その他の収益区分およびC&Aにおける増加により相殺された。NCOUにおける増加722百万ユーロは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純損失が減少したことによるものであった。これは主に、リスク圧縮戦略の加速の結果としての資産基盤の縮小および非中核資産の一部の公正価値の変動により生じた。セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)における純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得の増加133百万ユーロは、顧客活動の増加およびエクイティ・トレーディングからの収益の増加につながる市場環境の改善によるものであった。

2012年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得は2012年度全体で29億ユーロ増加し56億ユーロであった。この増加の大部分は、当行のセールス・アンド・トレーディング業務以外から生じた。特殊要因は、主に一定のデリバティブ負債に関する上記のDVAに関連したCB&Sにおける公正価値で保有する商品に係る利得、DeAWMにおけるAbbey Lifeの公正価値損失の減少ならびに米国の事業体に対する資本投資の純投資ヘッジとして指定された米ドル／ユーロ・ベーシス・スワップに関連する連結および調整(C&A)における純利得の増加であった。セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）における純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得の増加679百万ユーロは、変動の激しい相場により、顧客のトレーディング業務が増加し、その結果、エクイティ・デリバティブからの収益およびプライム・ファイナンスにおける公正価値利得が増加したことによるものであった。セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）における純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得の増加160百万ユーロは、主に信用市況の改善を反映したフロー・クレジット収益の増加および堅調な顧客活動によるレーツ収益の増加によるものであった。これは主に、ボラティリティの縮小による短期金融市場における収益の減少により一部相殺された。NCOUにおいては、リスク圧縮活動および非中核資産の公正価値の変動（特に信用スプレッド）を原因とする資産基盤の縮小により純損失が減少した。

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益（例えば、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）を、コーポレート部門別、およびCB&Sの商品別に表示している。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率（%）	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率（%）
純利息収益	14,834	15,975	17,445	-1,141	-7	-1,470	-8
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	3,817	5,608	2,724	-1,791	-32	2,884	106
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	18,651	21,583	20,619	-2,932	-14	1,414	7
コーポレート部門別／商品別内訳：[1]							
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	2,129	1,732	1,504	397	23	228	15
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	6,230	8,226	8,121	-1,996	-24	105	1
セールス・アンド・トレーディング合計	8,359	9,958	9,625	-1,599	-16	333	3
貸出金商品[2]	599	182	185	418	N/A	-3	-2
その他の商品[3]	72	589	199	-517	-88	390	196
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	9,030	10,729	10,010	-1,699	-16	719	7
グローバル・トランザクション・バンキング	1,984	2,016	1,996	-32	-2	20	1
ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	1,568	1,974	991	-406	-21	983	99
個人顧客および中堅企業	5,966	6,220	6,625	-254	-4	-405	-6
非中核事業ユニット	83	275	588	-191	-70	-313	-53
連結および調整	19	369	-42	-350	-95	411	N/A
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	18,651	21,583	20,169	-2,932	-14	1,414	7

N/A－意味なし

1 この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。

3 発行業務、アドバイザリーおよびその他の商品による純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）を含む。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB＆S）

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度と比較して17億ユーロ（16%）減の90億ユーロであった。この減少の一部はセールス・アンド・トレーディング以外の商品によるものであった。その他の商品の減少は主に、2012年度の一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整(DVA)の計算手法において精緻化が行われなかったことに関連していた。セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)における減少の主な要因は、当年度に実施されたリスク圧縮活動によるRMBSにおける収益の減少、流動性の低下および市場の不確実性、ボラティリティの低下および利鞘の縮小による外国為替における収益の減少ならびにコモディティおよびレーツにおけるトレーディング収益の減少によるものであった。これらは、信用スプレッドの有利な変動、公正価値で測定される貸付業務の割合低下ならびに全体的なヘッジ費用の減少による貸出金商品の増加により一部相殺された。2013年度のセールス・アンド・トレーディング(エクイティ)の増加は、主にエクイティ・デリバティブにおける2012年度の配当の支払が増加しなかったこと、顧客活動の増加およびエクイティ・トレーディング業務における市場環境の改善によるものであった。

2012年度

2012年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度と比較して719百万ユーロ（7%）増の107億ユーロであった。2012年度のセールス・アンド・トレーディング（エクイティ）における増加は、主に不安定な市況により影響を受けたエクイティ・デリバティブからの収益によるものであった。セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）の増加に寄与した別の要因は、より困難な市況を相殺する取引量の増加につながる市場シェアの獲得により純利息収益が増加したエクイティ・トレーディングであった。セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)において、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の増加の主な要因は、信用市況の改善および堅調な顧客活動によるレート収益の増加を反映したフロー・クレジット収益の増加であった。これは、ボラティリティの低下による短期金融市場における収益の減少により一部相殺された。CB&Sにおける公正価値で保有するその他の商品の純利得の増加は、上記の一定のデリバティブ負債に関するDVAの計算手法における精緻化に関連して生じた。

グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から32百万ユーロ（2%）減の20億ユーロであった。純利息収益は、主要市場における低金利および利鞘に係る競争圧力により前年度から減少した。さらに、2012年度と比較して、為替変動がユーロ建で報告される収益に悪影響を与えた。

2012年度

2012年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度から20百万ユーロ（1%）増の20億ユーロであった。純利息収益は、堅調な取引量の恩恵を受けたGTBのすべての商品領域および地域にわたる堅調な業績により前年度から増加した。この利得は、主に金利環境の悪化によるオランダにおける商業銀行業務の利息収益の減少により相殺された。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から406百万ユーロ（21%）減の16億ユーロであった。純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の減少は、主に2013年度のファンドの連結除外に起因しており、その他の収益区分の増加により相殺された。

2012年度

2012年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度から983百万ユーロ（99%）増の20億ユーロであった。純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の増加は、主にAbbey Lifeの純利得に起因しており、利息以外の費用において相殺された。

個人顧客および中堅企業(PBC)

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から254百万ユーロ（4%）減の60億ユーロであった。この減少は主に、預金に係る収益に影響を与える継続的な低金利環境およびポストバンクに係る購入価格の配分によるマイナスの影響の増加によるものであった。

2012年度

2012年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度から405百万ユーロ（6%）減の62億ユーロであった。純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、主に購入価格の配分の影響の減少およびポストバンクの利息収益の減少により減少した。

非中核事業ユニット(NCOU)

2013年度

2013年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度から191百万ユーロ（70%）減の83百万ユーロであった。この減少の主な要因は、NCOUにおけるすべての商品にわたる資産の減少によるポートフォリオ収益の減少によるものであった。これはリスク圧縮戦略の加速の結果によるものであり、全体として公正価値損失が減少した。

2012年度

2012年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度から313百万ユーロ（53%）減の275百万ユーロであった。この減少の主な要因は、リスク圧縮活動の結果としてのNCOUにおけるすべての商品にわたる資産基盤の縮小および主に信用スプレッドの変動による公正価値損失の減少であった。

連結および調整（C&A）

2013年度

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2012年度の369百万ユーロに対し、2013年度は19百万ユーロであった。この減少は、主に経営管理報告目的およびIFRS目的で使用される異なる会計処理方法による一時差異から生じるプラスの影響の減少によるものであった。残りの減少は、主に事業セグメントに配分されなかった純利息収益および部門に割り当てられない資産／負債に係る資金調達費用のような事業セグメントの管理責任外の項目によるものであった。

2012年度

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）の合計は、2011年度のマイナス42百万ユーロに対し、2012年度は369百万ユーロであった。この増加は、主に経営管理報告目的およびIFRS目的で使用される異なる会計処理方法による一時差異から生じるプラスの影響によるものであった。

信用リスク引当金繰入額

2013年度

2013年度の信用リスク引当金繰入額は、2012年度から344百万ユーロ(20%)増の21億ユーロであった。NCOUにおいて、ヨーロッパの商業用不動産セクターに関連する項目を含む、単独の顧客の項目を多数反映して信用リスク引当金繰入額が増加した。単独の顧客の信用事象に関連してGTBにおける信用リスク引当金繰入額も増加した。また、CB&Sにおいては船舶会社に関連する引当金繰入額が増加した。これらの増加は、ドイツにおける信用環境の改善を反映したPBCにおける引当金の減少により一部相殺された。

2012年度

2012年度に計上された信用リスク引当金繰入額は、118百万ユーロ減の17億ユーロであった。この減少は、主にPBC（ドイツ）のポートフォリオの質の改善によるものであり、NCOUが保有するIAS第39号により分類変更された資産に対する引当金の増加により一部相殺された。

その他の利息以外の収益

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)

手数料およびフィー収益[1]	12,308	11,809	11,878	500	4	-69	-1
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	394	301	123	93	31	178	145
持分法適用投資による純利益（損失）	369	163	-264	206	127	427	N/A
その他の収益（損失）	193	-120	1,322	313	N/A	-1,442	N/A
その他の利息以外の収益合計	**13,264**	**12,153**	**13,059**	**1,111**	**9**	**-906**	**-7**

N/A－意味なし

1　内訳：

	2013年度	2012年度	2011年度	金額	比率(%)	金額	比率(%)
信託業務による手数料およびフィー：							
管理手数料	435	449	491	-13	-3	-42	-9
資産運用手数料	2,963	2,609	2,760	354	14	-151	-5
その他の有価証券業務からの手数料	247	239	207	8	3	32	15
合計	**3,646**	**3,297**	**3,458**	**349**	**11**	**-161**	**-5**
有価証券業務による手数料／フィー：							
引受およびアドバイザリー・フィー	2,378	2,318	2,118	60	3	200	9
ブローカー・フィー	1,542	1,526	1,882	15	1	-356	-19
合計	**3,920**	**3,844**	**4,000**	**76**	**2**	**-156**	**-4**
その他の顧客サービスによるフィー	4,742	4,667	4,421	76	2	246	6
手数料およびフィー収益合計	**12,308**	**11,809**	**11,878**	**500**	**4**	**-69**	**-1**

手数料およびフィー収益

2013年度

2013年度の手数料およびフィー収益合計は、2012年度の118億ユーロから500百万ユーロ増の123億ユーロであった。資産運用手数料は、低金利による世界的なレバレッジ・ローン市場の好調な推移により増加した。引受およびアドバイザリー・フィーならびにブローカー・フィーおよびその他の顧客サービスによるフィーは、顧客活動水準の増加および世界的なエクイティ・トレーディングの市況改善により増加した。

2012年度

2012年度の手数料およびフィー収益合計は、2011年度から69百万ユーロ減の118億ユーロであった。アドバイザリー・フィーは、取引量の増加を反映してグローバル・ファイナンスおよびDeAWMオルタナティブにおいて増加した。引受フィーは社債発行の増加を反映してレーツおよびクレジット・トレーディングにおいて増加したが、エクイティ・トレーディングからのフィーの減少により相殺され、2011年度並みであった。その他の顧客サービスによるフィーは、主にGTBにおけるトレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレートおよびCB&Sにおけるレーツおよびクレジット・トレーディングによりわずかに増加した。しかし、引受およびアドバイザリー・フィーならびにその他の顧客サービスによるフィーの両方は、特に顧客の投資活動の低迷によるPBC商品およびグローバル・エクイティにおけるブローカー・フィーの減少によって相殺された。

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

2013年度

2013年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2012年度の301百万ユーロに対して394百万ユーロであった。2013年度の純利得は、主にNCOUポートフォリオに関連するリスク圧縮活動によるものであった。

2012年度

2012年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2011年度の123百万ユーロに対して301百万ユーロであった。2012年度の純利得は、主にEADS株式の売却に係る利得152百万ユーロおよびNCOUにおける仕組信用ポートフォリオの売却に係る利得を含んでい

た。これらの利得は、NCOUにおけるリスク圧縮活動による特定の減損および売却に係る実現損失により一部相殺された。2011年度の純利得には、主に、処分益約485百万ユーロおよび華夏銀行に対する当行の持分に関連して、一時的なプラスの影響263百万ユーロが含まれていた。これはギリシャ国債に係る減損損失527百万ユーロにより一部相殺された。

持分法適用投資による純利益（損失）

2013年度

2013年度の持分法適用投資による純利得は、2012年度の163百万ユーロから369百万ユーロに増加した。2013年度の結果には、華夏銀行に対する当行の投資に関連する持分の増加374百万ユーロが含まれていた。

2012年度

2012年度の持分法適用投資による純利得は、2011年度の純損失264百万ユーロに対して163百万ユーロであった。2012年度の純利益には、華夏銀行に対する当行の投資による持分の増加プラス311百万ユーロが含まれていたが、Actavis Groupに関連する減損損失257百万ユーロにより一部相殺された。2011年度の純損失には、華夏銀行に対する当行の持分に関連する資本の増加プラス154百万ユーロおよびActavis Groupに関連する減損損失457百万ユーロが含まれていた。

その他の収益（損失）

2013年度

2013年度のその他の収益は、2012年度のマイナス120百万ユーロに対してプラス193百万ユーロであった。2013年度の改善は、主にNCOUのポートフォリオのリスク圧縮によるものであった。BHF-BANKの売却見込みに関連する減損は、Maher Terminalsの営業利益の継続的なプラスの推移により一部相殺された。ヘッジ会計に適格なデリバティブから計上された損失は、前年度から大幅に減少した。

2012年度

2012年度のその他の収益は、2011年度のプラス13億ユーロに対してマイナス120百万ユーロであった。2012年度のその他の収益の減少は、主にヘッジ会計に適格なデリバティブからの多額の損失によるものであり、The Cosmopolitan of Las VegasおよびMaher Terminalsに関連する収益ならびに取得したオランダの商業銀行業務に関連して売り手から受け取った信用プロテクションの決済による収益よって相殺された。2011年度のその他の収益には、主にヘッジ会計に適格なデリバティブからの多額の利得およびThe Cosmopolitan of Las Vegasに関連する収益が含まれていた。

利息以外の費用

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
給与手当	12,329	13,490	13,135	-1,160	-9	355	3
一般管理費[1]	15,126	15,017	12,657	110	1	2,360	19
保険業務に係る費用	460	414	207	46	11	207	100
無形資産の減損	79	1,886	0	-1,808	-96	1,886	N/A
再構築費用	399	394	0	5	1	394	N/A
利息以外の費用合計	28,394	31,201	25,999	-2,807	-9	5,202	20

N/A－意味なし

1　内訳：

	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
IT関連費用	3,074	2,547	2,194	527	21	353	16
不動産関連費および設備費	2,073	2,115	2,072	-42	-2	43	2
専門的サービス報酬	1,804	1,852	1,621	-48	-3	231	14
通信およびデータ・サービス	865	907	849	-42	-5	58	7
旅費および交際費	441	518	539	-77	-15	-21	-4
支払、清算および保管サービス	569	609	504	-40	-7	105	21
マーケティング費用	314	362	410	-48	-13	-48	-12
連結対象の投資	797	760	652	37	5	108	17
その他の費用	5,189	5,347	3,815	-158	-3	1,532	40
一般管理費合計[2]	15,126	15,017	12,657	110	1	2,360	19

2　2013年度に30億ユーロ、2012年度に26億ユーロの訴訟関連費用が含まれている。2011年度にはCB&Sにおいて特定の負担額（訴訟関連費用655百万ユーロおよびドイツのVAT債権の減損に関連する特定の損失310百万ユーロ）ならびにドイツおよび英国の銀行課税に関する初回の対価247百万ユーロが含まれていた。

給与手当

2013年度

2013年度の給与手当は2012年度の135億ユーロと比較して12億ユーロ（9%）減の123億ユーロであった。この減少は、付与された繰延報奨の減少による繰延報奨の償却の減少および0pExの継続的な実施によるプラスの影響を反映した給与手当の減少によるものであった。

2012年度

2012年度全体において、給与手当は2011年度と比較して355百万ユーロ（3%）増加した。2012年度の増加の半分は、主に現金賞与の構成要素の増加につながる繰延率の61%から47%への減少による変動報酬に起因していた。これは、減少した退職適格従業員の繰延報酬費用に基づく繰延報奨の償却により一部相殺された。その他の重要な増加要因は、FXのマイナスの影響であった。

一般管理費

2013年度

一般管理費は、2012年度の150億ユーロから110百万ユーロ(1%)増の151億ユーロであった。この増加は、主に訴訟費用の増加ならびに2013年度の達成費用およびプロジェクト強化費用の増加から生じたIT関連費用の増加によるものであった。これは2012年度におけるオランダの再建策がなかったことにより一部相殺された。さらに、専門的サービス報酬、通信およびデータ・サービス、旅費および交際費ならびにマーケティング費用が減少した。

2012年度

一般管理費は、2011年度の127億ユーロから24億ユーロ(19%)増の150億ユーロであった。この増加の主な要因は、新たな訴訟引当金およびオランダにおける当行の商業銀行業務の再建策に関連する項目であり、両者ともその他の費用に計上された。

さらなる増加は、NPPの技術基盤の償却を含むIT関連費用の増加、ITに係る減価償却費の増加およびPBCにおける新たなマジェラン基盤によるものであった。専門家サービス報酬は、訴訟に関連する訴訟費用およびDeAWMの戦略的レビューに関連する費用の増加により増加した。連結対象の投資における費用の増加は、The Cosmopolitan of Las VegasおよびMaher Terminalsによるものであった。

保険業務に係る費用

2013年度

2013年度の保険業務に係る費用は、2012年度の414百万ユーロから46百万ユーロ増の460百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得によって相殺されている。

2012年度

2012年度の保険業務に係る費用は、前年度と比較して207百万ユーロ増の414百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。

無形資産の減損

2013年度

2013年度ののれんおよび無形資産の減損損失は79百万ユーロであり、主にオランダの商業銀行業務に起因するものであった。2012年度と同様に、これらの費用は戦略2015プラスの一環としての再建策のさらなる実行に関して発生した。

2012年度

2012年度ののれんおよびその他の無形資産の減損損失は19億ユーロであった。これには、新たなセグメント区分の実施前のCB&Sの減損12億ユーロが含まれている。セグメント区分実施後のレビューにより、新たに設置されたNCOUにおいてさらにのれんの減損421百万ドルが発生した。その他の無形資産の減損には、オランダの商業銀行業務に関連するDeAWMにおける202百万ユーロおよびGTBにおける73百万ユーロが含まれていた。2011年度には無形資産の減損損失はなかった。

再構築費用

2013年度

2013年度の再構築費用は、当行のOpExプログラムから生じた399百万ユーロであり、前年度からほぼ変化がなかった。

2012年度

2012年度の再構築費用は394百万ユーロであった。2012年度における再構築活動により、2012年度第4四半期における給与手当が減少した。2011年度においてこのような費用はなかった。

法人所得税費用

2013年度

2013年度の法人所得税費用は775百万ユーロであり、実効税率は53%であった。これに対し、2012年度の法人所得税費用は498百万ユーロであり、実効税率は61%であった。2013年度の実効税率は、主に税務目的上控除可能でない費用によって影響を受けた。

2012年度

2012年度の法人所得税費用は498百万ユーロであり、実効税率は61%であった。これに対し、2011年度の法人所得税費用は11億ユーロであり、実効税率は20%であった。2012年度の実効税率は、主にのれんの減損を含む税務目的上控除可能でない費用によって影響を受けた。2011年度の実効税率は、主に繰延税金の認識および測定の変更、有利な収益の地域別構成比および華夏銀行に対する当行の持分に関連する純利得の一部非課税によって恩恵を受けた。

次へ

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- **セグメント別開示の形式の変更**
- **経営管理報告システムのフレームワーク**
- **各セグメントに関して用いられているGAAP以外の財務的測定尺度の定義**

各部門へのセグメント区分の基準は、2013年12月31日現在の我々の組織体制である。セグメントの業績は我々の経営管理報告システムを基礎として作成された。

『

2013年度 単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	経営管理報告合計	連結および調整	連結合計
純収益[1]	**13,623**	**4,069**	**4,735**[4]	**9,550**	**867**	**32,844**	**-929**	**31,915**
信用リスク引当金繰入額	**190**	**315**	**23**	**719**	**818**	**2,064**	**0**	**2,065**
利息以外の費用合計	**10,353**	**2,648**	**3,929**	**7,276**	**3,358**	**27,564**	**830**	**28,394**
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および償却費	2	0	0	0	2	5	18	23
退職金	27	8	5	225	13	278	25	303
保険業務に係る費用	0	0	460	0	0	460	0	460
再構築費用	147	54	170	22	7	399	0	399
無形資産の減損	0	57	14	7	0	79	0	79
非支配持分	**16**	**0**	**1**	**0**	**-3**	**15**	**-15**	**0**
税引前利益（損失）	**3,063**	**1,107**	**782**	**1,555**	**-3,306**	**3,200**	**-1,744**	**1,456**
費用収益比率	76%	65%	83%	76%	N/A	84%	N/A	89%
資産[2,3]	1,111,592	97,240	72,613	265,359	54,224	1,601,029	10,372	1,611,400
長期性資産の取得に係る資本的支出	12	9	7	176	0	203	539	742
リスク・ウェイテッド・アセット	118,689	36,811	12,553	73,001	48,483	289,537	10,832	300,369
平均アクティブ資本[5]	20,687	5,082	5,855	13,976	9,833	55,434	0	55,434
税引前平均アクティブ資本利益率	15%	22%	13%	11%	-34%	6%	N/A	3%
税引後平均アクティブ資本利益率[6]	9%	13%	8%	6%	-20%	3%	N/A	1%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,409	1,930	988	5,963	619	14,909	-76	14,834
持分法適用投資による純利益（損失）	77	3	18	375	-105	368	1	369
2 以下を含む：								
持分法適用投資	628	48	143	2,563	171	3,554	28	3,581

N/A－意味なし

3　2012年度から、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。過去の期間はそれに応じて修正された。

4　費用において相殺された保険業務に係る費用に関連するAbbey Lifeの収益494百万ユーロを含んでいる。

5　2013年7月1日付で、アクティブ資本の定義をCRR/CRD 4のフレームワークと整合させた。当該改訂後の定義では、株主持分は未払配当金に関してのみ調整されており、2013年度および2012年度の数値はこの影響を反映するよう調整された。

6　当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率（2013年12月31日終了年度：53%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2013年12月31日終了年度のセグメントの税率は42%となった。』

『

2012年度 単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	経営管理報告合計	連結および調整	連結合計
純収益[1]	**15,448**	**4,200**	**4,470**[4]	**9,540**	**1,054**	**34,711**	**-975**	**33,736**
信用リスク引当金繰入額	**81**	**208**	**18**	**781**	**634**	**1,721**	**0**	**1,721**
利息以外の費用合計	**12,459**	**3,326**	**4,297**	**7,224**	**3,312**	**30,618**	**582**	**31,201**
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および償却費	5	0	0	0	2	8	17	25
退職金	167	24	42	249	3	486	58	543
保険業務に係る費用	0	0	414	0	0	414	0	414
再構築費用	244	40	104	0	4	392	0	394
無形資産の減損	1,174	73	202	15	421	1,886	0	1,886
非支配持分	**17**	**0**	**1**	**16**	**31**	**65**	**-65**	**0**
税引前利益（損失）	**2,891**	**665**	**154**	**1,519**	**-2,923**	**2,307**	**-1,493**	**814**
費用収益比率	81%	79%	96%	76%	N/A	88%	N/A	92%
資産[2,3]	1,464,721	87,997	78,103	282,427	97,451	2,010,699	11,577	2,022,275
長期性資産の取得に係る資本的支出	15	1	1	140	0	157	477	634
リスク・ウェイテッド・アセット	117,056	34,976	12,429	72,695	80,317	317,472	16,133	333,605
平均アクティブ資本[5]	20,790	4,133	5,907	12,177	11,920	54,927	0	54,927
税引前平均アクティブ資本利益率	14%	16%	3%	12%	-25%	4%	N/A	1%
税引後平均アクティブ資本利益率[6]	9%	10%	2%	8%	-16%	3%	N/A	1%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,208	1,964	1,033	6,115	1,531	15,851	123	15,975
持分法適用投資による純利益（損失）	131	5	6	312	-295	159	4	163
2 以下を含む：								
持分法適用投資	751	46	131	2,303	307	3,538	39	3,577

N/A－意味なし

3　2012年度から、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。過去の期間はそれに応じて修正された。

4　費用において相殺された保険業務に係る費用に関連するAbbey Lifeの収益420百万ユーロを含んでいる。

5　2013年7月1日付で、アクティブ資本の定義をCRR/CRD 4のフレームワークと整合させた。改訂後の定義では、株主持分は未払配当金に関してのみ調整されており、2013年度および2012年度の数値はこの影響を反映するよう調整された。

6　当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率（2012年12月31日終了年度：61%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2012年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

『

2011年度 単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	経営管理報告合計	連結および調整	連結合計
純収益[1]	**13,899**	**3,816**	**4,278**[4]	**10,397**	**877**	**33,267**	**-39**	**33,228**
信用リスク引当金繰入額	**50**	**198**	**16**	**1,185**	**391**	**1,840**	**-1**	**1,839**
利息以外の費用合計	**10,144**	**2,588**	**3,321**	**7,132**	**2,561**	**25,747**	**252**	**25,999**
このうち：								
減価償却費、減耗償却費および償却費	35	6	24	129	272	466	442	908
退職金	79	14	29	218	60	401	102	503
保険業務に係る費用	0	0	207	0	0	207	0	207
再構築費用	0	0	0	0	0	0	0	0
無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0	0
非支配持分	**22**	**0**	**0**	**178**	**14**	**213**	**-213**	**0**
税引前利益（損失）	**3,684**	**1,029**	**941**	**1,902**[3]	**-2,089**	**5,467**	**-77**	**5,390**
費用収益比率	73%	68%	78%	69%	N/A	77%	N/A	78%
資産[2,5]	1,580,190	97,423	68,848	269,986	134,812	2,151,260	12,843	2,164,103
長期性資産の取得に係る資本的支出	43	7	37	181	98	366	487	853
リスク・ウェイテッド・アセット	147,161	35,127	14,625	78,637	103,812	379,361	1,884	381,246
平均アクティブ資本	13,604	3,811	5,656	12,081	11,447	46,599	3,850	50,449
税引前平均アクティブ資本利益率	27%	27%	17%	16%	-18%	12%	-2%	10%
税引後平均アクティブ資本利益率[6]	19%	19%	12%	11%	-13%	8%	N/A	8%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,787	1,906	805	6,594	2,152	17,244	201	17,445
持分法適用投資による純利益（損失）	23	2	41	140	-472	-266	2	-264
2 以下を含む：								
持分法適用投資	731	43	154	2,043	751	3,722	38	3,759

N/A－意味なし

3　華夏銀行に対する持分に関連する正味のプラスの影響236百万ユーロ(PBC）を含んでいる。

4　費用において相殺された保険業務に係る費用に関連するAbbey Lifeの収益178百万ユーロを含んでいる。

5　2012年度から、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。過去の期間はそれに応じて修正された。

6　当グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当グループの報告実効税率（2011年12月31日終了年度：20%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当グループの実効税率が調整されたため、2011年12月31日終了年度のセグメントの税率は30%となった。』

コーポレート部門

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率（%）	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率（%）
純収益：							
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	**6,903**	9,190	8,539	-2,288	-25	651	8
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	**2,737**	2,288	2,235	449	20	53	2
発行業務（債券）	**1,557**	1,417	1,055	140	10	362	34
発行業務（エクイティ）	**732**	518	559	214	41	-41	-7
アドバイザリー	**480**	590	621	-110	-19	-31	-5
貸出金商品	**1,234**	899	930	336	37	-31	-3
その他の商品	**-21**	547	-39	-567	N/A	586	N/A
純収益合計	**13,623**	**15,448**	**13,899**	**-1,826**	**-12**	**1,549**	**11**
信用リスク引当金繰入額	**190**	**81**	**50**	**109**	**134**	**31**	**62**
利息以外の費用合計	**10,353**	**12,459**	**10,144**	**-2,106**	**-17**	**2,315**	**23**
このうち：							
再構築費用	**147**	244	0	-96	-40	244	N/A
無形資産の減損	**0**	1,174	0	-1,174	N/A	1,174	N/A
非支配持分	**16**	**17**	**22**	**-1**	**-6**	**-5**	**-23**
税引前利益（損失）	**3,063**	**2,891**	**3,684**	**172**	**6**	**-793**	**-22**
費用収益比率	**76%**	81%	73%	N/A	-5Ppkt.	N/A	8Ppkt.
資産[1]	**1,111,592**	1,464,721	1,580,190	-353,128	-24	-115,469	-7
リスク・ウェイテッド・アセット	**118,689**	117,056	147,161	1,633	1	-30,105	-20
平均アクティブ資本[2]	**20,687**	20,790	13,604	-103	0	7,186	53
税引前平均アクティブ資本利益率	**15%**	14%	27%	N/A	1Ppkt.	N/A	-13Ppkt.

N/A－意味なし

1　セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2　平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2013年度

2013年度全体の業績は、特に米国連邦準備制度理事会の量的緩和プログラムの縮小決定に関する継続的な市場の不確実性と、流動性の低下および顧客活動の減速が相まったことにより、大きな影響を受けた。

2013年度全体の純収益は、2012年度の154億ユーロから18億ユーロ（12%）減の136億ユーロであった。この純収益は3つの評価調整項目の影響を受けた。第1に、信用評価調整（CVA）に関して生じた想定上の所要自己資本規制（CRR）／所要自己資本指令第4次改正（CRD 4）によるリスク・ウェイテッド・アセット（RWA）を圧縮するためのヘッジに関連した時価評価損265百万ユーロである。第2に、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整（DVA）の影響に関連した損失21百万ユーロである。これらは、一定のデリバティブのエクスポージャーに関する資金調達評価調整（FVA）に関連した利得83百万ユーロによって一部相殺された。これらの項目を除くと、2013年度および2012年度の純収益はいずれも、2012年度全体と比較して13億ユーロ（8%）減少した。

セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の純収益は、前年度と比較して23億ユーロ（25%）減の69億ユーロであった。レーツ収益は、流動性の低下および継続的な市場の不確実性を反映した顧客活動の低迷により、前年度から大幅に減少した。RMBS業務は、当年度に着手したリスク圧縮活動の影響、流動性の低下および継続的な市場の不確実性によるマイナスの影響を受け、前年度と比較して大幅な減収となった。コモディティの収益は、顧客活動の減少および困難な取引環境によって前年度から大幅に減少した。外国為替における収益は、取引量の増加にもかかわらず、ボラティリティの低下お

よび利鞘の縮小によって前年度から減少した。ドイツ銀行は、ユーロマネー誌の年間外国為替ポールで9年連続第1位であった。新興市場、フロー・クレジットおよびクレジット・ソリューションの収益は前年並みであった。

セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）の純収益は、前年度と比較して449百万ユーロ（20%）増の27億ユーロであった。顧客活動の増加および市場環境の改善により、エクイティ・トレーディング収益は前年度から増加し、エクイティ・デリバティブ収益は前年度から大幅に増加した。プライム・ファイナンス収益は前年並みであった。

2013年度全体の発行業務およびアドバイザリーによる収益は、前年度と比較して244百万ユーロ（10%）増の28億ユーロであった。世界市場での好調な債券および株式発行業務を反映して、債券発行業務収益は前年度から増加し、株式発行業務収益は前年度から大幅に増加した。アドバイザリー収益は、フィー・プールおよび取引量の減少により前年度から減少した。ドイツ銀行はコーポレート・ファイナンス・フィーのシェアでヨーロッパ第1位、株式発行業務でヨーロッパ第1位であった（別途記載のあるものを除き、すべての順位の出典はDealogic）。

2013年度全体の貸出金商品による純収益は、2012年度と比較して336百万ユーロ（37%）増の12億ユーロであった。これは、全体的なヘッジ費用の減少、公正価値で測定する貸出金取引割合の低下、信用スプレッドの有利な変動および当行の商業用不動産のフランチャイズの継続的な強化によるものであった。

2013年度全体のその他の商品による純収益は、2012年度のプラス547百万ユーロに対してマイナス21百万ユーロであった。この減少は主に、前年度の一定のデリバティブ負債に関して2012年度に導入された債務価値調整（DVA）の計算手法の精緻化による前年度におけるプラスの影響が、2013年度では発生しなかったことによるものであった。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&Sは2013年度全体で、運送ポートフォリオに関する引当金の増加により、前年度から109百万ユーロ（134%）増の190百万ユーロの繰入額（純額）を計上した。

利息以外の費用は、無形資産の減損が含まれていた前年度の125億ユーロと比較して21億ユーロ減の104億ユーロであった。当該減損損失を除いた場合、この減少は、OpExの手法の継続的な実施を反映した報酬費用および報酬以外の費用の減少によるもの、および為替レートの有利な変動によるものであり、訴訟費用の増加によって一部相殺された。

税引前利益は、前年度の29億ユーロと比較して31億ユーロであった。これは、無形資産の減損が発生しなかったこと、報酬費用および報酬以外の費用が減少したことによるものであり、収益の減少および訴訟引当金の増加により一部相殺された。

2012年度

2012年度全体のセールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の純収益は、計算手法の精緻化およびRWAの減少による2012年度第4四半期における信用評価調整（CVA）に関連するマイナスの影響166百万ユーロがあったにもかかわらず、651百万ユーロ（8%）増の92億ユーロであった。信用市況の改善を反映したフロー・クレジット収益の大幅な増加および特にヨーロッパにおける堅調な顧客活動を反映したレーツ収益の増加により、レーツおよびクレジット・フロー・トレーディングの収益は前年度から大幅に増加した。ストラクチャード・ファイナンスにおける収益は、特にCMBS商品に対する顧客の堅調な需要を反映して前年度から増加した。対照的に、外国為替における収益は、取引量の増加にもかかわらず利鞘の縮小により前年度から減少した。短期金融市場における収益はボラティリティの縮小により前年度から減少した。コモディティおよびRMBSにおいても、2011年度と比較して収益が減少した。新興市場収益は前年並みであった。

セールス・アンド・トレーディング（エクイティ） の収益は、前年度と比較してわずかに増加して23億ユーロであった。エクイティ・デリバティブからの収益は、不安定な市況によるマイナスの影響を受けた前年度から大幅に増加した。エクイティ・トレーディングからの収益は、市場シェアを獲得したがより困難な市況に相殺されて前年並みであった。プライム・ファイナンスからの収益は、利鞘の低下により前年度よりも減少した。

発行業務およびアドバイザリーによる収益は、2011年度全体と比較して290百万ユーロ増の25億ユーロであった。ドイツ銀行はコーポレート・ファイナンス・フィーのシェアで世界第5位、ヨーロッパで第1位であった。アドバイザリー収益は前年度から減少した。ドイツ銀行は世界第6位、ヨーロッパで第2位であった。2012年度上半期におけるIPO活動の業界全体での低迷を反映して株式発行業務収益は減少したが、債券発行業務収益は社債の発行により増加した。ドイツ銀行は株式発行業務で世界第5位、ヨーロッパで第2位であった（別途記載のものを除き、すべての順位の出典はDealogic）。

2012年度全体のその他の商品による純収益は、2011年度のマイナス39百万ユーロに対して547百万ユーロであった。この増加は、一定のデリバティブ負債に係る上記のDVAに関連する516百万ユーロによるものであった。

利息以外の費用は、2011年度全体の101億ユーロに対し大幅に23億ユーロ増加して125億ユーロであった。この増加の約半分は無形資産の減損に関連するものであった。また、この増加にはOpExに関連した達成費用315百万ユーロが含まれていた。さらに、利息以外の費用は、為替レートの変動によるマイナスの影響および訴訟関連費用の増加の影響を受けた。これらの増加は、前年度のドイツのVAT債権に関連する特定の損失310百万ユーロおよびOpExの実施を反映した業績連動以外の報酬費用の減少がなかったことにより一部相殺された。

税引前利益は、前年度の37億ユーロと比較して29億ユーロであった。これは無形資産の減損、訴訟関連費用の増加、OpExに関連する達成費用によるものであり、収益の増加、前年度の上記のドイツのVAT債権がなかったことおよびOpEx関連の費用削減によって一部相殺された。

グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率（%）	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率（%）
純収益：							
トランザクション・サービス	**4,069**	4,200	3,816	-130	-3	384	10
その他の商品	**0**	0	0	0	N/A	0	N/A
純収益合計	**4,069**	**4,200**	**3,816**	**-130**	**-3**	**384**	**10**
信用リスク引当金繰入額	**315**	**208**	**198**	**107**	**52**	**10**	**5**
利息以外の費用合計	**2,648**	**3,326**	**2,588**	**-679**	**-20**	**738**	**29**
このうち：							
再構築費用	**54**	40	0	13	33	40	N/A
無形資産の減損	**57**	73	0	-16	-22	73	N/A
非支配持分	**0**	**0**	**0**	**0**	**N/A**	**0**	**N/A**
税引前利益（損失）	**1,107**	**665**	**1,029**	**441**	**66**	**-364**	**-35**
費用収益比率	**65%**	79%	68%	N/A	-14Ppkt.	N/A	11Ppkt.
資産[1]	**97,240**	87,997	97,423	9,243	**11**	-9,426	-10
リスク・ウェイテッド・アセット	**36,811**	34,976	35,127	1,835	5	-151	0
平均アクティブ資本[2]	**5,082**	4,133	3,811	949	23	322	8
税引前平均アクティブ資本利益率	**22%**	16%	27%	N/A	6Ppkt.	N/A	-11Ppkt.

N/A－意味なし

1　セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2　平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2013年度

2013年度のGTBの収益性は、困難な市場環境にもかかわらず、2012年度と比較して上昇した。2013年度および2012年度の業績には、戦略2015プラスの実行に関連する特別項目が含まれていた。両期間において、オペレーショナル・エクセレンス（OpEx）プログラムに関連する達成費用および無形資産の減損が含まれていた。さらに、2012年度には、訴訟関連費用、およびオランダにおける商業銀行業務の再建施策の一環として売り手から受け取った信用プロテクションの決済が含まれていた。

純収益は、2012年度と比較して130百万ユーロ（3%）減少した。2012年度には、上記のオランダにおける再建施策に関連する決済支払額が含まれていた。2013年度にはDeutsche Card Servicesの売却による利得が含まれていた。2013年度を通して、主要市場における持続的な低金利および利鞘に対する競合の圧力により、マクロ経済環境は困難な状況にあった。さらに2012年度と比較して、為替の変動が、ユーロ建で報告されるGTBの業績にマイナスの影響を与えた。上記の逆風および特別項目にもかかわらず、APACおよびアメリカにおける成長が実現したことにより、2012年度と比較して収益は増加した。トレード・ファイナンスにおける純収益は、好調な取引量から恩恵を受けて安定的であったが、利鞘に係る激しい競争環境の影響により一部相殺された。トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスは、取引量の増加を背景にこの市場環境において堅調な業績であった。キャッシュ・マネジメントにおける収益は、好調な取引量および顧客残高の恩恵を受けた。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度と比較して107百万ユーロ（52%）増加した。この増加は主に、トレード・ファイナンスにおける単独の顧客に係る信用事象によるものであり、オランダでの商業銀行業務の引当金の減少により一部相殺された。

利息以外の費用は、2012年度と比較して679百万ユーロ（20%）減少した。これは主に、上記の訴訟関連費用が発生しなかったことおよびオランダの再建費用の減少によるものであった。OpExプログラムに関連する達成費用は、2012年度と比較して68百万ユーロ増の109百万ユーロであった。これらの費用を除くと、利息以外の費用は2012年度よりも減少した。これは、オランダにおける商業銀行業務の統合費用が発生しなかったこと、およびコスト管理に引き続き重点を置いたことによるものであり、事業活動の増加および戦略2015プラスの実行に関連する費用の増加により一部相殺された。

税引前利益は2012年度に発生した特別項目により、2012年度と比較して441百万ユーロ（66%）増加した。

2012年度

2012年度のGTBの業績には、上記の特定項目が含まれていた。

純収益は、2011年度と比較して大幅に384百万ユーロ（10%）増加した。2012年度には、上記のオランダにおける再建施策に関連する決済の支払が含まれていた。この特別項目があったものの、収益は増加した。これは、引き続き低金利水準だったにもかかわらず、堅調な取引量の恩恵を受けた商品および地域全体での堅調な業績によるものであった。トレード・ファイナンスは、国際貿易および金融商品の高需要の恩恵を受けた。トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスは、特に米国の法人信託業務におけるフィー収益の増加を背景に成長した。キャッシュ・マネジメントは、「質への逃避」の傾向からの恩恵を受けた結果、取引量が大幅増加および預金残高が増加した他、流動性管理からも恩恵を受けた。

信用リスク引当金繰入額は、2011年度と比較して10百万ユーロ（5%）増加した。これは、オランダにおいて取得した商業銀行業務によるものであった。これは、トレード・ファイナンス業務における引当金の減少により一部相殺された。

利息以外の費用は、2011年度と比較して738百万ユーロ（29%）増加した。これは、主に上記の再建施策および訴訟関連費用によるものであった。これらの費用を除くと、報酬および業務活動の増加に関連する費用の増加を反映して、利息以外の費用は2011年度を上回っていた。これは、2011年度の受取信用プロテクションのための前払プレミアムの償却の増加が発生しなかったことにより一部相殺された。

税引前利益は2011年度と比較して364百万ユーロ（35%）減少した。この減少は、上記の再建施策および訴訟関連費用によるものであった。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・コーポレート部門

『

				2012年度から2013年度の増加（減少）		2011年度から2012年度の増加（減少）	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	金額	比率（%）	金額	比率（%）
純収益：							
運用フィーおよびその他の経常収益	**2,453**	2,301	2,315	151	7	-14	-1
業績および取引フィーならびにその他の非経常収益	**917**	884	927	34	4	-43	-5
純利息収益	**545**	496	348	48	10	148	43
その他の商品による収益	**327**	369	510	-42	-11	-141	-28
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	**494**	420	178	74	18	242	136
純収益合計	**4,735**	**4,470**	**4,278**	**266**	**6**	**192**	**4**
信用リスク引当金繰入額	**23**	**18**	**16**	**5**	**29**	**2**	**13**
利息以外の費用合計	**3,929**	**4,297**	**3,321**	**-368**	**-9**	**976**	**29**
このうち：							
保険業務に係る費用	**460**	414	207	46	11	207	100
再構築費用	**170**	104	0	66	63	104	N/A
無形資産の減損	**14**	202	0	-188	-93	202	N/A
非支配持分	**1**	**1**	**0**	**0**	**60**	**1**	**N/A**
税引前利益（損失）	**782**	**154**	**941**	**628**	**N/A**	**-787**	**-84**
費用収益比率	**83%**	96%	78%	N/A	-13Ppkt.	N/A	19Ppkt.
資産[1]	**72,613**	78,103	68,848	-5,490	-7	9,255	13
リスク・ウェイテッド・アセット	**12,553**	12,429	14,625	124	1	-2,196	-15
平均アクティブ資本[2]	**5,855**	5,907	5,656	-52	-1	251	4
税引前平均アクティブ資本利益率	**13%**	3%	17%	N/A	11Ppkt.	N/A	-14Ppkt.

N/A－意味なし

1　セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2　平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

追加情報

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率(%)	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率(%)
運用資産[1]	**923**	920	897	3	0	23	3
正味新規資金	**-13**	-25	-20	12	-48	-5	25

1　我々は、運用資産を(a)我々が顧客に代わって投資目的で保有する資産および／または(b)我々が運用管理する顧客資産と定義する。我々は、運用資産を一任もしくはアドバイザリー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2013年度

2013年度において、DeAWMは株式市場および債券市場の取引増加による恩恵を受けた。さらに、DeAWMの運用プラットフォームを改善する取り組みが費用効率を上げた。

DeAWMの2013年度全体の純収益は、2012年度と比較して266百万ユーロ（6%）増の47億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、151百万ユーロ（7%）増加した。これは、好調な市況、ならびにオルタナティブおよび個人顧客の増加による商品構成の有利な変化による利鞘の改善を受け、当年度の平均運用資産が増加したことによる。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動は、2012年度から74百万ユーロ（18%）増加したが、利息以外の費用により大幅に相殺された。純利息収益は、証券化された貸出金および商業用モーゲージに関する貸出業務収益の力強い成長により、48百万ユーロ（10%）増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、オルタナティブ全般における業績フィーの増加および積極的な資金運用により、34百万ユーロ（4%）増加した。その他の商品による収益は、主に前年度のバリュー・リテール事業の売却利得により、2012年度と比較して42百万ユーロ（11%）減少した。

信用リスク引当金繰入額は、主にスイスの特定の顧客への貸出金に対する引当金により、2012年度と比較して5.0百万ユーロ（29%）増加した。

利息以外の費用は、主に2013年度のOpExに関連した人員削減ならびに2012年度のScudderおよびIT関連の減損（Abbey Lifeに関連する上記の影響により一部相殺された。）により、2012年度と比較して368百万ユーロ（9%）減少した。

2013年度の税引前利益は782百万ユーロであり、2012年度と比較して628百万ユーロ増加した。これは、堅調な収益の業績、2012年度に計上された減損および2013年度におけるOpExの進展を反映したものである。

2013年12月31日現在のDeAWMの運用資産は923十億ユーロであり、2012年12月31日現在と比較して3十億ユーロ増加した。これは主に、市場評価の上昇による40十億ユーロによるものであり、為替の影響、流出およびその他の変動により一部相殺された。正味流出は、主に機関投資家顧客の利鞘の低下によるものであり、個人顧客からの流入11十億ユーロにより一部相殺された。

2012年度

純収益は、2011年度の43億ユーロと比較してわずかに192百万ユーロ（4%)増加した。Abbey Lifeの保険契約ポジションに係る時価の変動による収益は、242百万ユーロ（136%)増加し、利息以外の費用において相殺された。

安定した資金調達を目的とする様々な商品の取り組みを反映して、純利息収益は148百万ユーロ（43%）増加した。その他の商品による収益は、RREEFにおける2011年度の単発の売却利得およびヘッジ・ファンド商品に対する需要の減少により、2011年度と比較して141百万ユーロ（28%）減少した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、顧客活動の減少により43百万ユーロ（5%)減少した。運用フィーおよびその他の経常収益は、わずかに14百万ユーロ（1%）減少した。

信用リスク引当金繰入額は、主に米国の貸付業務により、2011年度と比較して2.0百万ユーロ（13%）増加した。

利息以外の費用は、主にAbbey Lifeに関連する上記の影響、Scudderに関連する減損202百万ユーロ、IT関連の減損90百万ユーロ、OpExに関連した達成費用104百万ユーロ、戦略的レビューにより発生した費用および訴訟関連費用により、2011年度と比較して976百万ユーロ（29%）増加した。

2012年度の税引前利益は154百万ユーロであり、2011年度と比較して787百万ユーロ減少した。上記の再建活動による費用の増加および減損により、収益の増加以上に相殺された。

2012年12月31日現在のDeAWMの運用資産は920十億ユーロであり、2011年12月31日現在と比較して23十億ユーロ増加した。これは主に、市場評価の上昇による55十億ユーロによるものであり、流出25十億ユーロおよび為替の変動7十億ユーロにより相殺された。プライベート・バンクは、当年度の資産運用において15十億ユーロの流入を獲得したが、流出により相殺された。これは特に、戦略的レビューの影響を受けた機関投資家向け業務によるものであった。

個人顧客および中堅企業コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率（%）	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率（%）
純収益：							
グローバル・クレジット商品	**3,183**	3,102	3,022	81	3	80	3
預金	**2,977**	3,131	3,166	-155	-5	-35	-1
支払、カードおよび口座商品	**1,022**	1,023	991	-2	0	32	3
投資および保険商品	**1,212**	1,146	1,257	66	6	-111	-9
その他の商品	**1,156**	1,136	1,961	20	2	-825	-42
純収益合計	**9,550**	**9,540**	**10,397**	**10**	**0**	**-857**	**-8**
信用リスク引当金繰入額	**719**	**781**	**1,185**	**-62**	**-8**	**-404**	**-34**
利息以外の費用合計	**7,276**	**7,224**	**7,132**	**52**	**1**	**92**	**1**
このうち：							
無形資産の減損	**7**	15	0	-8	-54	15	N/A
非支配持分	**0**	**16**	**178**	**-15**	**-97**	**-162**	**-91**
税引前利益（損失）	**1,555**	**1,519**	**1,902**	**35**	**2**	**-383**	**-20**
費用収益比率	**76%**	76%	69%	N/A	0Ppkt.	N/A	7Ppkt.
資産[1]	**265,359**	282,427	269,986	-17,068	-6	12,441	5
リスク・ウェイテッド・アセット	**73,001**	72,695	78,637	306	0	-5,942	-8
平均アクティブ資本[2]	**13,976**	12,177	12,081	1,799	15	96	1
税引前平均アクティブ資本利益率	**11%**	12%	16%	N/A	-1Ppkt.	N/A	-3Ppkt.

PBCの業務別内訳

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング							
純収益	**3,704**	3,741	3,716	-37	-1	25	1
信用リスク引当金繰入額	**128**	174	252	-46	-26	-78	-31
利息以外の費用	**3,237**	3,098	2,942	139	4	156	5
税引前利益	**339**	**468**	**522**	**-129**	**-28**	**-54**	**-10**

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）							
純収益	**2,052**	1,971	1,996	81	4	-25	-1
信用リスク引当金繰入額	**248**	211	176	37	17	35	20
利息以外の費用	**1,139**	1,217	1,195	-78	-6	22	2
税引前利益	**666**	**543**	**626**	**122**	**22**	**-83**	**-13**

ポストバンク[3]							
純収益	**3,794**	3,828	4,685	-34	-1	-857	-18
信用リスク引当金繰入額	**343**	395	758	-52	-13	-363	-48
利息以外の費用	**2,900**	2,910	2,995	-10	0	-85	-3
非支配持分	**0**	15	178	-15	-97	-163	-92
税引前利益	**550**	**508**	**754**	**42**	**8**	**-246**	**-33**

N/A－意味なし

1　セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2　平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
3　ポストバンクAGならびにBHWおよびnorisbankの主要な中核事業活動を含んでいる。』

追加情報

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	2012年度から2013年度の増加（減少） 比率（%）	2011年度から2012年度の増加（減少） 金額	2011年度から2012年度の増加（減少） 比率（%）
運用資産[1]	282	293	296	-11	-4	-3	-1
正味新規資金	-15	-10	8	-6	58	-18	N/A

N/A－意味なし

1　我々は、運用資産を(a)我々が顧客に代わって投資目的で保有する資産および／または(b)我々が運用管理する顧客資産と定義する。我々は、運用資産を一任もしくはアドバイザリー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2013年度

困難な環境にもかかわらず、PBCは安定的な経営成績を達成した。ドイツにおける低金利および顧客の投資活動の低迷という依然厳しい状況にあるものの、信用リスク引当金繰入額は前年度を下回り、貸出環境は引き続き良好である。当行が事業を行うドイツ以外のヨーロッパ市場では、信用活動の減少が投資商品の取引増加により補われていることが特徴的であった。2013年度の最後の数ヶ月間に中国およびインドの金融市場で観察された混乱は、これらの国々における当行の活動に重要な影響を与えなかった。

純収益は、2012年度と比較してわずかに10百万ユーロ増加した。クレジット商品、投資および保険商品ならびにその他の商品の収益の増加は、継続的な低金利環境に関連した預金収益の減少およびポストバンクの購入価格の配分によるマイナスの影響の増加に相殺された。クレジット商品の収益は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおけるモーゲージ取引量の増加、およびアドバイザリー・バンキング（インターナショナル）における消費者金融の利鞘の拡大を反映して、81百万ユーロ（3%）増加した。投資および保険商品の収益は、アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）における取引量の増加、およびプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおける一任ポートフォリオ運用管理収益の増加により、66百万ユーロ（6%）増加した。その他の商品の収益は、華夏銀行の業績から恩恵を受けて20百万ユーロ（2%）増加したが、主にポストバンクに関連するいくつかの単発項目により一部相殺された。支払、カードおよび口座商品は引き続き安定的であった。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度の781百万ユーロから8%減の719百万ユーロであった。これはプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングおよびポストバンクによるものであり、ドイツにおけるポートフォリオの質および信用環境の改善を反映したものであった。さらに、その他の利息収益に86百万ユーロ（2012年度：94百万ユーロ）が貸方計上された。これは、当グループが最初に連結した時に、公正価値で計上したポストバンクの貸出金の信用の質が改善したことを表している。アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、主にイタリアにおける困難な信用環境を受けて、信用リスク引当金繰入額を増額した。

利息以外の費用は、2012年度と比較して52百万ユーロ（1%）増加した。これは、ポストバンクの統合および0pExに関連した達成費用の増加108百万ユーロ、ならびにインフラ機能からの費用配分の増加（これは主にポストバンクとのシナジーの実現による削減額とほぼ同額であった。）によるものであった。

税引前利益は、達成費用の増加108百万ユーロにもかかわらず、2012年度と比較して35百万ユーロ（2%）増加した。

運用資産は、主に15十億ドルの正味流出（主に預金）により11十億ユーロ減少し、4十億ユーロの市場評価の上昇により一部が相殺された。

2012年度

純収益は2011年度と比較して857百万ユーロ（8%）減少した。これは主に、2011年度の華夏銀行に対する当行の持分に関連する一時的なプラスの影響263百万ユーロおよびポストバンクの購入価格の配分によるマイナスの影響が発生しなかったことによるものであった。その他の商品におけるその他の収益の減少は、低金利環境および目標とするリスク・ポジションの減少加速による投資有価証券からの収益の減少に関連するものであった。投資および保険商品の純収益は111百万ユーロ（9%）減少した。これは主に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおいて、顧客の投資活動が低迷したことによるものであった。クレジット商品の純収益は80百万ユーロ（3%）増加した。これは主に、アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）において、利鞘および取引量の両方が増加したことによるものであった。預金の純収益は、利鞘の縮小によりわずかに35百万ユーロ（1%）減少した。支払、カードおよび口座からの純収益は32百万ユーロ（3%）増加した。

信用リスク引当金繰入額が2011年度の1,185百万ユーロから781百万ユーロに減少したのは、主にポストバンクによるものであった。さらに、その他の利息収益に94百万ユーロ（2011年度：402百万ユーロ）が貸方計上された。これは、当グループが最

初に連結した時に、公正価値で計上したポストバンクの貸出金の信用の質が改善したことを表している。ポストバンクを除くと、信用リスク引当金繰入額はさらに減少した。これは主に、ポートフォリオの質の改善を反映したプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおける引当金の減少によるものであった。

利息以外の費用は、2011年度と比較して92百万ユーロ（1%）増加した。これは主にポストバンクの統合および0pExに関連した達成費用の増加134百万ユーロによるものであった。

税引前利益は、達成費用の増加134百万ユーロを反映して、2011年度から383百万ユーロ（20%）減少した。

運用資産は主に10十億ユーロの正味流出（大部分が預金）により減少し、市場評価の上昇7十億ユーロにより一部相殺された。

非中核事業ユニット・コーポレート部門

『

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	2012年度から2013年度の増加（減少）		2011年度から2012年度の増加（減少）	
				金額	比率（%）	金額	比率（%）
純収益	**867**	**1,054**	**877**	**-187**	**-18**	**177**	**20**
このうち：							
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	**83**	275	588	-191	-70	-313	-53
信用リスク引当金繰入額	**818**	**634**	**391**	**184**	**29**	**243**	**62**
利息以外の費用合計	**3,358**	**3,312**	**2,561**	**47**	**1**	**751**	**29**
このうち：							
保険業務に係る費用	**0**	0	0	0	N/A	0	N/A
再構築費用	**7**	4	0	3	61	4	N/A
無形資産の減損[1]	**0**	421	0	-421	N/A	421	N/A
非支配持分	**-3**	**31**	**14**	**-34**	**N/A**	**17**	**121**
税引前利益（損失）[2]	**-3,306**	**-2,923**	**-2,089**	**-383**	**13**	**-834**	**40**
費用収益比率	**N/A**	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
資産	**54,224**	97,451	134,812	-43,227	-44	-37,361	-28
リスク・ウェイテッド・アセット	**48,483**	80,317	103,812	-31,834	-40	-23,495	-23
平均アクティブ資本	**9,833**	11,920	11,447	-2,087	-18	473	4
税引前平均アクティブ資本利益率	**-34%**	-25%	-18%	N/A	-9Ppkt.	N/A	-6Ppkt.

N/A－意味なし

1　セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2　平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2013年度

2013年度において、NCOUはリスク圧縮戦略を加速させ、当期間に資本を増強した。資産の売却には、ポストバンクから移管された投資（2つの別個の商業用不動産ポートフォリオ等)を含む、大きな資本を必要とするホールセール商品の処分が含まれていた。2013年度では資産のリスク圧縮により、純利得454百万ユーロを達成した。これは、良好な市況での資本増強取引の識別に重点を置いたアプローチを反映したものであった。

純収益は2012年度と比較して187百万ユーロ（18%）減少した。これは、ポートフォリオの収益が、資産の減少に伴い減少したためであった。2013年度の特定項目には、BHFバンクの売却計画に関連する損失197百万ユーロ、資金調達価値調整（FVA）の初回適用によるマイナスの影響171百万ユーロ、モーゲージの買戻費用122百万ユーロおよび様々な減損の影響が含まれていた。当期間の処分により発生した純利得は、ポートフォリオの収益が資産の減少に伴い減少したことで相殺された。2012年度の純収益には、従来保有していたActavis Groupのエクスポージャーに対する減損に関連したマイナスの影響257百万ユーロ、CVA手法の精緻化203百万ユーロおよびモーゲージの買戻費用233百万ユーロが含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2012年度と比較して184百万ユーロ（29%）増加した。これは主に、ヨーロッパの商業用不動産に対するエクスポージャーを含む、ポートフォリオ全体に見られた特定の信用事象によるものであった。

利息以外の費用は、2012年度と比較して47百万ユーロ増加した。この変動には訴訟関連費用の増加が含まれており、前年度に報告された無形資産の減損421百万ユーロが発生しなかったことにより相殺された。

税引前損失は、前年度と比較して383百万ユーロ増の33億ユーロであった。収益の減少および信用損失の増加が主な原因であったが、いずれの期間も特定項目の時期および性質の影響を受けた。

想定上のCRR／CRD 4の完全適用により、RWA相当の資金需要が2013年度に48十億ユーロ減少した。これは、当行がリスク圧縮を行ったことを明確に示すものである。

2012年度

純収益は2011年度と比較して177百万ユーロ（20%）増加した。2012年度のこのような特定項目には、CVA手法の精緻化に関連するマイナスの影響203百万ユーロ、モーゲージの買戻費用233百万ユーロ、大きな資本を必要とする証券化ポジションの売却による損失および多数の減損が含まれていた。2011年度の収益はActavis Groupに関連する減損損失457百万ユーロおよびギリシャ国債の減損により影響を受けた。

信用リスク引当金繰入額は、2011年度と比較して243百万ユーロ（62%)増加した。これは主にIAS第39号によって分類変更された資産に関連する引当金の増加によるものであった。

利息以外の費用は、2011年度と比較して751百万ユーロ（29%)増加した。この増加は、主に訴訟費用、和解費用および減損等の特定項目によるものであった。2012年度には無形資産の減損421百万ユーロが含まれていたが、2011年度は不動産関連の減損損失135百万ユーロおよびBHF-BANKに関連する97百万ユーロおよび追加的な和解費用による影響を受けた。

税引前損失は、2011年度と比較して損失が834百万ユーロ増加し、29億ユーロとなった。主な要因は、当該期間の利息以外の費用の増加原因となった特定項目によるものであった。

連結および調整

『

				2012年度から2013年度の増加（減少）		2011年度から2012年度の増加（減少）	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年度	2012年度	2011年度	金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益[1]	-929	-975	-39	46	-5	-936	N/A
信用リスク引当金繰入額	0	0	-1	0	N/A	1	N/A
利息以外の費用合計	830	582	252	247	42	330	131
非支配持分	-15	-65	-213	49	-76	148	-69
税引前利益（損失）	**-1,744**	**-1,493**	**-77**	**-251**	**17**	**-1,416**	**N/A**
資産[2]	10,372	11,577	12,843	-1,205	-10	-1,266	-10
リスク・ウェイテッド・アセット[3]	10,832	16,133	1,884	-5,300	-33	14,249	N/A
平均アクティブ資本[4]	0	0	3,850	0	18	-3,850	N/A

N/A－意味なし

1　純利息収益および利息以外の収益。

2　C&Aの資産には、繰延税金資産や部門横断的な清算勘定といった、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されている。

3　C&Aのリスク・ウェイテッド・アセットは、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されており、その主な内容は、当グループの年金制度に関連する全社的資産である。2013年度のリスク・ウェイテッド・アセットの減少は、主に当行の年金資産に関するリスク圧縮の取り組みによるものであった。2011年度と比較した2012年度のリスク・ウェイテッド・アセットの増加の主たる要因は、2012年度における年金積立資産総額に関連するリスク・ウェイテッド・アセットのC&Aへの組替であった。

4　C&Aに割り当てられた平均アクティブ資本は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。』

2013年度

2013年度のC&Aの純収益マイナス929百万ユーロには、資本性金融商品のスプレッドに関連したマイナス330百万ユーロ、及び財務部とCB&S間での内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAを初めて計上したことによる損失276百万ユーロが含まれていた。また、経営管理報告上は公正価値で測定され、IFRS上は償却原価で測定されるポジションに関連した認識時期の相違による差額マイナス249百万ユーロが含まれていた。これらの影響は、当該ポジションの期間全体では元に戻る。2012年度と比較して、主にユーロ／米ドル間のベーシス・リスクの変動の減少、および前年度の損失の損益計算書上の戻入を反映して、これらの影響に係るマイナスは大幅に減少した。

利息以外の費用は、主にKirchグループとの和解に関連した528百万ユーロを含む訴訟関連費用により、前年度と比較して42%増の830百万ユーロでとなった。これは、2013年度における過去の内部費用配分の訂正により一部相殺された。また、2013年度の利息以外の費用には、銀行税関連費用197百万ユーロが含まれていた。

非支配持分（各部門の税引前利益から控除されC&Aにおいて戻入れられる）の減少は、主にポストバンクによるものであった。

2013年度の税引前損失は、2012年度の15億ユーロと比較して17億ユーロとなった。この増加は主に、Kirchグループとの和解およびFVAを初めて計上したことによる上記の損失によるものであった。これは、評価および計上時期の相違によるマイナスの影響が減少したこと、ならびに利息以外の費用が減少したことにより一部相殺された。

2012年度

2012年度および2011年度のC&Aの純収益には、経営管理報告上とIFRS上で使用される会計処理方法の相違に基づく認識時期の相違による差額が、それぞれ2012年度にマイナス715百万ユーロ、および2011年度にプラス25百万ユーロ含まれていた。2012年度のマイナスの影響305百万ユーロは、前年度の金利の影響の戻入とユーロおよび米ドル両方の金利変動により経済的にヘッジされていたポジションに関連していた。約290百万ユーロは、当グループの資金調達に関連した米ドル／ユーロ・ベースのスワップの時価評価に係る中長期スプレッドの縮小に起因するものであった。さらに、当グループの自己の債務の信用スプレッドの縮小により、2012年度のC&Aに時価評価損約115百万ユーロが生じた。2011年度の業績は、主に2つの部分的な相殺の影響から生じた。当グループの自己の債務の信用スプレッドの拡大により時価評価益が生じた。経済的にヘッジされていた短期ポジションおよび経済的にヘッジされていた債券発行取引から損失（純額）が生じた。これは主にユーロおよび米ドル両方の金利の変動によるものであった。

純収益の残りは、資本性金融商品に関するスプレッド、各事業セグメントに配分されなかった純利息収益および事業セグメントの管理責任範囲外の項目に関連するマイナス291百万ユーロを反映していた。このような項目には、部門に割り当てられない資産／負債（例えば繰延税金資産／負債）に関する純資金調達費用や税金の還付および未払に関連する純利息収益が含まれている。

2012年度の利息以外の費用は、主に訴訟関連費用360百万ユーロおよび主にドイツに関連する銀行税213百万ユーロによるものであった。これらは、二重課税協定による英国での税額控除により一部相殺された。2011年度の主な要因は、主としてドイツおよび英国に関連する銀行税関連費用247百万ユーロであった。

2011年度と比較した2012年度の非支配持分の減少は、主にポストバンクによるものであった。

2012年度の税引前損失は、2011年度の77百万ユーロと比較して15億ユーロであった。これは主に、経営管理報告とIFRSで使用される会計処理方法の相違に基づく認識時期の相違による差額、ならびに訴訟関連費用を反映したものであった。

財政状態

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	比率（%）
現金および銀行預け金	**17,155**	27,877	-10,722	-38
利付銀行預け金	**77,984**	120,637	-42,653	-35
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券	**48,232**	60,583	-12,351	-20
トレーディング資産	**210,070**	254,459	-44,389	-17
デリバティブ金融商品のプラスの時価	**504,590**	768,353	-263,763	-34
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	**184,597**	187,027	-2,430	-1
このうち：売戻条件付買入有価証券	**116,764**	124,987	-8,223	-7
このうち：借入有価証券	**32,485**	28,304	4,182	15
貸出金	**376,582**	397,377	-20,795	-5
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	**83,185**	97,312	-14,128	-15
その他の資産	**109,006**	108,649	357	0
資産合計	**1,611,400**	**2,022,275**	**-410,875**	**-20**
預金	**527,750**	577,210	-49,460	-9
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	**15,686**	39,310	-23,624	-60
トレーディング負債	**55,804**	54,400	1,404	3
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	**483,428**	752,652	-269,223	-36
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	**90,104**	110,409	-20,304	-18
このうち：買戻条件付売却有価証券	**73,642**	82,267	-8,625	-10
このうち：貸付有価証券	**1,249**	8,443	-7,194	-85
その他の短期借入金	**59,767**	69,661	-9,894	-14
長期債務	**133,082**	157,325	-24,243	-15
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	**118,992**	127,456	-8,464	-7
その他の負債	**71,821**	79,612	-7,792	-10
負債合計	**1,556,434**	**1,968,035**	**-411,601**	**-21**
資本合計	**54,966**	**54,240**	**727**	**1**

資産の変動

2012年12月31日現在と比較した2013年12月31日現在の資産合計の減少総額411十億ユーロ（20%減）は、主にデリバティブ金融商品のプラスの時価の減少264十億ユーロに関連していた。これは主に、金利デリバティブならびに米ドル、ユーロおよび英ポンドの当年度のイールド・カーブの推移によるもの、さらに時価を減少させる取引の見直し、ネッティングの拡充および清算の増加によるものであった。

現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金は、同期間にそれぞれ11十億ユーロおよび43十億ユーロ減少した。これは主に、ホールセール資金調達業務、その他の預金および長期債券の政策的削減、ならびに流動性準備金の最適化によるものであった。

2013年度中のトレーディング資産（主に負債性証券）の減少44十億ユーロは、為替レートの変動、およびレバレッジ解消の取り組みの一環としての積極的な手許有高の削減、ならびにRMBSおよびコモディティ業務の手許有高の削減によるものであった。

2013年度において、主にNCOUにおける政策的削減により、貸出金は21十億ユーロ減少した。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券は、主に担保最適化の取り組みにより合計16十億ユーロ減少した。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は、主にデリバティブ金融商品のマイナスの時価の大幅な減少に対応した未収金／未収委託証拠金の減少により、前年度末と比較して14十億ユーロ減少した。

為替レートの変動（上記の数値に含まれている。）のうち、特に第3四半期における米ドルおよび年間を通じての日本円のユーロに対する下落は、2013年度の貸借対照表の56十億ユーロの減少につながった。

負債の変動

2013年12月31日現在の負債合計は、2012年度末と比較して412十億ユーロ（21%）減少した。

デリバティブ金融商品のマイナスの時価が269十億ユーロ減少した。これはデリバティブ金融商品のプラスの時価と同様の要因によるものであった。

預金は、主に上記のホールセール資金調達業務の減少、ならびにリテールおよびトランザクション・バンキング業務の2012年度末のピークからの減少により、49十億ユーロ減少した。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券は、合計39十億ユーロ減少した。これは主に、流動性の高い手許資金有高の積極的な内部利用、および通常担保付で調達される手許有高の徹底した削減から生じたものであった。

長期債務の減少24十億ユーロは、中核業務および非中核業務ユニットの両方で生じた、2013年度における満期、返済およびその他の債務管理活動を反映している。

流動性

2013年12月31日現在の流動性準備金は、合計196十億ユーロ（2012年12月31日現在：232十億ユーロ）であり、2013年12月31日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく。）での正の流動性ポジションを意味している。流動性準備金の減少は主に、当行の短期ホールセール資金調達およびその他の負債による資金調達額の減少によるものである。

資本

資本合計は、2012年度から2013年度にかけて726百万ユーロ増加した。この増加の主な要因は、2013年4月30日付の普通株式90百万株の新株発行による増資30億ユーロ、およびドイツ銀行株主に帰属する純利益666百万ユーロであった。これらは、主に米ドルに関連する為替レートの変動によるマイナスの影響11億ユーロ、ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払764百万ユーロ、および確定給付制度に係る再測定による損失659百万ユーロ（これらは利益剰余金に計上）、さらに資本剰余金における株式報奨の純変動マイナス385百万ユーロにより、一部相殺された。

規制自己資本

2013年12月31日現在、当行の規制自己資本の計算は、「バーゼル2.5フレームワーク」に基づいている。バーゼル2.5に基づき報告された当行の規制自己資本合計（Tier 1およびTier 2資本）は、2012年度末現在の570億ユーロに対し、2013年度末現在555億ユーロであった。Tier 1資本は、2012年度末現在の505億ユーロに対して2013年度末現在507億ユーロに増加した。2013年12月31日現在、普通株式等Tier 1資本（旧称コアTier 1資本)は、2012年度末現在の380億ユーロから385億ユーロに増加した。普通株式等Tier 1資本の増加は、主に2013年4月30日付の株式発行による収入合計によるものであるが、累積的な為替換算の影響および確定給付制度に関する再測定の影響（税引後）により一部相殺された。

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2013年12月31日および2012年12月31日現在、分類変更された資産の帳簿価額は、2013年12月31日および2012年12月31日現在のそれぞれ82億ユーロおよび154億ユーロの公正価値と比較して、それぞれ86億ユーロおよび170億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産およびその分類変更の影響に関する追加情報については、注記13「IAS第39号およびIFRS第７号の修正、『金融資産の分類変更』」を参照のこと。

モノライン保険会社に対するエクスポージャー

CDOおよびその他の市場流通証券が基準とする担保プールの価値を付保または保証してきた、モノライン保険会社などの金融保証会社にとって、米国サブプライム・モーゲージ市場および関連市場の悪化は大きなエクスポージャーを生んでいる。基礎となる資産（または担保）に実際の債務不履行が起こった場合にのみ、モノライン保険会社に対する実際の請求について支払が行われる。いくつかのモノライン保険会社が、銀行またはその他のプロテクションの買手に対するそのすべての債務に対応できるかどうかに関しては継続的な不確実性がある。一定の状況下（清算等）においては、当行は基礎となる資産に係る実際の損失にかかわらず請求を前倒しすることができる。

下表は、米国の住宅用モーゲージ関連業務およびその他の業務に関してそれぞれ、モノライン保険会社に対する相手先エクスポージャーの公正価値を、モノライン保険会社が保証または引き受けた名目価値と比較した資産の公正価値に基づいてそれぞれ要約したものである。二番目の表に記載されているその他のエクスポージャーは、ローン担保証券（CLO)、商業用モーゲージ担保証券（CMBS)、信託優先証券（TPS)、学生ローン、および公共部門債または地方債を含む一連の顧客およびトレー

ディング活動から生じる。この表は、当行がエクスポージャーに対して計上した関連する信用評価調整（以下「CVA」という。）を示している。活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整は、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて計算される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、（条件変更または支払不能のいずれかの）事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。モノラインのCVA手法は経営陣により四半期ごとにレビューされ、2011年度第2四半期からは、市場に基づくスプレッドが、CVA評価において、より広範囲にわたって使用されている。

下表の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行自体の内部信用格付のうち最も低いものである。

米国の住宅用モーゲージに関連するモノライン・エクスポージャー	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値
AA モノライン：								
その他のサブプライム	94	29	-5	23	112	47	-11	36
Alt-A	2,256	768	-105	663	3,011	1,181	-191	990
AA モノライン合計	2,350	797	-110	686	3,123	1,228	-202	1,026

その他のモノライン・エクスポージャー	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値	名目金額	CVA前の価値	CVA	CVA後の公正価値
AA モノライン：								
TPS-CLO	1,512	298	-41	257	2,441	575	-101	474
CMBS	1,030	-3	-0	-3	1,092	2	0	2
企業向けシングル・ネーム／企業向けCDO	0	0	0	0	0	0	0	0
学生ローン	285	0	0	0	297	29	-3	26
その他	511	69	-7	62	882	274	-127	147
AA モノライン合計	3,338	364	-48	316	4,712	880	-231	649
投資不適格モノライン：								
TPS-CLO	353	67	-8	58	455	147	-40	107
CMBS	1,444	7	-0	6	3,377	92	-28	64
企業向けシングル・ネーム／企業向けCDO	0	0	0	0	12	0	0	0
学生ローン	604	116	-11	105	1,284	534	-170	364
その他	827	90	-31	60	1,084	185	-66	119
投資不適格モノライン合計	3,228	280	-50	229	6,212	958	-304	654
合計	6,566	644	-98	545	10,924	1,838	-535	1,303

上記の表は、ラップ債券に関連するモノライン保険会社に対する相手先のエクスポージャーを除外している。ラップ債券は、第三者によって付保または保証されている債券である。2013年12月31日および2012年12月31日現在、米国住宅用モーゲージに関連するラップ債券に係るエクスポージャーはそれぞれゼロユーロおよび11百万ユーロであり、米国住宅用モーゲージに関連するもの以外のラップ債券に係るエクスポージャーはそれぞれ15百万ユーロおよび40百万ユーロであった。それぞれのエクスポージャーは、モノラインの債務不履行の場合のラップ資産の潜在的な評価減の見積りを表している。

この時価評価モノライン・エクスポージャーの一部は、その他の市場の相手先と結んだCDSプロテクションおよびその他の経済的ヘッジ活動によって軽減されている。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、モノライン保険会社に対して保有する信用評価調整の総額はそれぞれ209百万ユーロおよび737百万ユーロであった。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行のリスク・レポートを参照のこと。

長期信用格付

ドイツ銀行は格付機関の信用評価を非常に重視しているが、それは当該信用評価が、当行の顧客、債券保有者および株主の根本的な評価の基準となるためである。2013年度では、規制要件の一層の強化や厳しい資本市場環境が銀行セクターの業績に影響を与えたことから、世界中の銀行の格付について格付機関による厳格な見直しが行われた。

2013年7月2日、スタンダード・アンド・プアーズは、規制上の課題の増加やヨーロッパの大規模資本市場で事業を行う銀行業のリスクの増加に言及した上で、ドイツ銀行の長期信用格付をA+からAに引き下げた。この格付けアクションにより、2013年3月26日以降のクレジット・ウォッチ・ネガティブの指定は解除された。見通しは現在安定的とされている。

2013年12月19日、ムーディーズは、ドイツ銀行の長期信用格付をA2に据え置いたが、同格付見通しについては安定的からネガティブに変更した。同格付機関は、現在の規制上の逆風に照らして、当行の戦略2015プラスの適時な達成は困難との認識である。ドイツ銀行が当該計画を大幅に達成できなかった場合、ムーディーズは格下げを決定する可能性がある。

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ニューヨーク）[1]	A2	A2	Aa3
スタンダード・アンド・プアーズ（ニューヨーク）[2]	A	A+	A+
フィッチ・レーティングス（ニューヨーク）[3]	A+	A+	A+

1 ムーディーズは、Aの格付を、中級の上位で信用リスクが低い債務として定義している。数字付加記号の2は、Aカテゴリー中の中位の格付を示している。

2 スタンダード・アンド・プアーズは、Aの格付を、上位のカテゴリーの格付の債務に比べ、事業環境および経済状況の変動から悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。

3 フィッチ・レーティングスは、Aの格付を、高い信用の質として定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが低いことを示す場合にA格付を使用する。フィッチ・レーティングスによれば、A格付は、財務的コミットメントの支払能力が高いことを示している。しかし、この能力は、上位の格付けの場合よりも、事業環境または経済状況の悪化に対してより脆弱な場合がある。プラスはAカテゴリー中の最高位の格付を示している。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。これらの長期信用格付は、当行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2013年12月31日現在の要現金支払額
契約上の債務

		期間別要支払額			
単位：百万ユーロ	合計	1年以内	1－3年	3－5年	5年超
長期債務[1]	150,688	33,734	34,972	31,590	50,391
信託優先証券[1]	13,868	5,771	2,858	5,002	237
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債[2]	9,533	2,054	2,713	2,049	2,717
ファイナンス・リース債務	47	26	6	5	10
オペレーティング・リース債務	5,013	824	1,304	1,021	1,865
購入債務	1,363	483	744	97	39
長期預金[1]	26,470	0	8,665	5,536	12,269
その他の長期負債	2,411	55	104	134	2,118
合計	209,393	42,948	51,365	45,434	69,645

1 利息の支払いが含まれている。

2 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて161百万ユーロの、取消不能転貸に係る収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービス、与信枠管理および有価証券決済サービスに関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年以内の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）」、注記24「リース」、注記28「預金」および注記32「長期債務および信託優先証券」である。

後発事象

修正を要する主要な後発事象は、当行の経営成績、財政状態および純資産に認識された。

次へ

見通し

世界経済

当行は、2014年の世界経済の成長率(年平均)が3.8%の水準に上昇すると予想しており、これはトレンド成長率とほぼ一致する。主に米国および中国が牽引役となって、主要地域が軒並み経済成長を遂げる一方、ユーロ圏ではGDP成長率が緩やかな伸びにとどまると予想する。2014年のグローバル・インフレ率に関しては、3.4%(年平均)と予測する。

先進国においては、経済成長率は2倍となる2.2%になる見込みであり、2014年の消費者物価の上昇率は2.0%と予測する。さらに、新興市場においては、経済成長率は加速度的に上昇して5.3%に、インフレ率は5.0%になると予想する。2014年における先進国の経済成長率への寄与は30%前後になる見通しである。

ユーロ圏では、過去2年間において経済活動が停滞していた後、景気が緩やかに回復しGDPが1.0%増になると予想する。GDPギャップが継続的にマイナスであり、コモディティ価格が軟調に推移していることから、2014年のインフレ率は比較的安定し1.0%になるだろう。深刻なソブリン債務危機に関しては収束傾向が続く見通しである。一方、不透明感および緊縮政策によるマイナスの影響に関しても、特に周辺国において解消が予想される。さらに、世界経済の回復により、外部からプラスの刺激がもたらされている。ECBが拡張的金融政策を継続することで、回復効果が維持されるだろう。当行は、ECBが2014年においてその政策金利を歴史的低水準である現行の0.25%に据え置くと予想している。

ユーロ圏内では、民間債務および公的債務の水準の引き下げが特に周辺国において依然として大きな課題であり、経済成長が引き続き鈍化するおそれがある。ドイツの場合、2014年において経済成長率は1.5%となり、これまでと同様にユーロ圏の経済成長率を上回る見通しである。ドイツは経済の開放度が比較的高いことから、他のユーロ圏諸国に比べて世界経済の回復による恩恵を相当享受している。公的債務および民間債務に関しても持続可能な水準にある。

米国では、2014年において、経済成長率については高水準である3.5%、消費者物価の上昇率については2.5%になると予想する。したがって、米国が経済成長の主要な牽引役のひとつとなる可能性が高い。この高水準の成長率は、労働市場の改善、不動産市場の回復、およびフィスカル・ドラッグ（財政面のデフレ効果）の縮小によるものである。さらに、ユーロ圏とは異なり、比較的早期に民間債務の水準の引き下げに着手しているため、民間債務の削減が大幅に進捗している。米連邦準備制度理事会は、2014年末までに資産買入額を徐々に縮小していく可能性があるが、政策金利を0%から0.25%の間とする柔軟な金融政策を維持すると予想される。

日本では、2014年において、経済成長が前年に比べ鈍化し、経済成長率は0.7%となり、インフレ率は主に消費税率引き上げの結果2.8%に上昇すると予想される。

新興市場諸国においては、2014年に経済成長が加速すると予想している。各地域間において成長率水準に顕著な格差が存在している。2014年において、アジア（日本を除く）では、経済活動の成長が比較的好調であり、経済成長率が6.9%になる見通しである。中国については、アジアの経済成長の牽引役になると予想される。先進国における内需の改善によりもたらされる外部からの刺激および2013年11月に承認された全面的改革（規制緩和、金融市場のさらなる自由化および社会改革）により、企業および金融システムに対する国家の影響度が低下する結果、その過程で国家の効率化が進んでいくと見込まれる。2014年には、中国のGDPは8.6%増、インフレ率は3.5%になると予測する。インドについては、2014年において、経済成長率は5.5%に上昇すると見込まれるが、潜在成長率の水準を依然として下回ると予想する。このような推移の要因として、投資および輸出の水準の回復ならびに包括的改革の実施が挙げられるだろう。消費者物価の上昇率に関しては4.3%と予測する。

中南米では、経済成長が減速する見通しである。2014年の経済成長率は小幅に上昇し2.7%になると予測する。ブラジルについては、2014年の経済成長率は1.9%と期待外れな結果になると予測する。インフラのボトル・ネックおよび抜本的改革の欠如により悪影響を受けるだろう。2014年のブラジルのインフレ率は6.0%になると予測する。

経済見通しに関する不透明感は、主として欧州および米国に起因する。米国の金融政策が方向転換した場合、債券市場における金利上昇の影響が当行の予想よりも大きくなるおそれがある。この結果、特に、近年、ポートフォリオ投資が流入していたため構造的弱点が表面化していなかった新興市場に関して、諸問題が発生するおそれがある。欧州では、ECBおよび欧州銀行当局による欧州の銀行システムの包括的レビューの影響が予測不能であることだけでなく、多くのEU加盟国における政治情勢によっても、潜在的に重要な影響が生じるおそれがある。また、地政学的リスクも存在する。中東における紛争が激化し原油価格が大幅に上昇するおそれがある。さらに、南シナ海および東シナ海の島々に対する中国の権利の主張をめぐる争いの深刻化（ベトナム、フィリピン、マレーシア、日本および韓国と対立）が、世界経済に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。

銀行業界

2014年において、多くの先進国の銀行業界では、広範囲にわたり持続している景気回復に連動して、収益の伸びがやや回復する可能性がある。伝統的な投資銀行、以前に信用バブルが起こった国々の銀行および金融危機の間に政府による救済措置を受けた銀行など様々な銀行で、ビジネス・モデルの修正が当分続くと予想されるが、2015年に概ね完了するだろう。

欧州の商業銀行では、貸出金の伸びが安定性を取り戻し、貸倒損失がある程度通常の水準になることで、銀行の収益性が維持されるだろう。バーゼル3のフレームワークに基づき（特定の多くの追加費用を含めた上で）新たに均衡が取れる状態に至る

と、資本比率の上昇が鈍化する可能性がある。一方、超低金利が続いた場合には、銀行の純利息収益および預金の伸びが継続的に圧迫されるおそれがある。さらに、ノンバンクとの競争（例えば、決済市場における競争）および欧州の拠点を拡充している外国の銀行との競争が激化するだろう。全体として、多くの銀行において、近いうちに収益率を再び健全かつ持続可能にするための奮闘が続くかもしれないが、増益となる可能性が高い。

米国の商業銀行では、貸出がようやく増加に転じたことが支援材料となる可能性があるが、一方で貸倒引当金に関しては現在の非常に低い引当実績から一転して増加し始めるだろう。また、米国の銀行の場合、より厳格な新しい規則に従うためにさらに資本を増強しなければならない。金利の正常化が進めば、預金が堅調に増加し続ける可能性が高い。全体として、収益性に関しては、現在のところその向上の達成は過去数年に比べて非常に厳しくなっているだろうが、堅調な水準を維持する可能性は高い。

2014年の資本市場業務については、業務の一部でコモディティ化が進み、利鞘がさらに減少するとともに、国内だけでなく新興市場のプレーヤーとの競争が激化する可能性が高い。ただし、世界の経済活動が活発化し、全体として取引総額が実質的に増加するだろう。投資銀行においては多くの市場セグメントの魅力を大幅にそぐ原因となった新たな規制上の要求に適応していることから、市場の統合および集中という新たな波が起こる可能性がある。全体として、2014年の投資銀行業務の総収益は、緩やかに増加する可能性がある。債券業務（トレーディングを含む。）ではやや減少が進む一方、株主資本市場業務（トレーディングを含む。）では再び増加し、M&Aアドバイザリー業務も相対的に低迷した2013年を上回る可能性がある。

資産運用およびウェルス・マネジメントに関して、主要な株式市場については、一時的に下落する可能性があるにもかかわらず、世界経済の回復が続いているため、引き続き慎重ながら楽観的な見通しである。一方、債券については、米連邦準備制度理事会が量的緩和プログラムの縮小を開始しており、利回りがさらに上昇する可能性がある。

規制および監督の分野における新たな進展に関して、2014年にEUの銀行業界にとって最も重要な変化が生じる要因となるのが、欧州銀行同盟による単一監督メカニズムおよび単一破綻処理メカニズムの提供、単一破綻処理基金の段階的な設立ならびに各国ごとの預金保険制度のさらなる統合化であろう。それに先立ち、大手銀行の貸借対照表の包括的査定およびストレス・テストが大きな注目を集める可能性が高い。さらに、欧州では、拘束力のあるレバレッジ比率の導入に関する議論、「リッカネン提案」に関連して特定の銀行業務を分離する潜在的な構造的要求に関する議論および多くの国々における金融取引税の将来の採用が焦点になるだろう。米国では、バーゼル3の資本（および流動性）規則の履行に加えて、ドッド・フランク法による改革のさらなる実施が極めて重要となる。

ドイツ銀行グループ

2012年9月、当行は戦略2015プラスを公表した。ドイツ銀行がこのビジョンを達成するためには、顧客、コンピテンシー、資本、費用および文化に係る5つの方策が鍵となる。

まず、顧客に関しては、顧客および地域の専用ポートフォリオに注力しており、国内市場であるドイツ、米国およびアジア・太平洋地域における成長に重点を置いている。

コンピテンシーに関しては、当行は、4つの中核事業が、当行の利益構成のバランスを取り、ますます複雑化・グローバル化する顧客のニーズを満たす上で、柱として適切に配置されていると考えており、個々のコーポレート部門とインフラ機能との密接な協力により、大きなシナジーが生み出されると見込んでいる。

資本に関しては、資本比率をさらに高める所存である。資本の有機的増加を促進し、リスク・ウェイテッド・アセット（以下「RWA」という。)の削減を進めるための一連の方策を見つけ出しており、例えば、非中核事業ユニット（以下「NCOU」という。）を新設し、同ユニットに対し当行にとって最も効果的な方法で非中核資産を管理および売却する責任および権限を与えている。

費用に関しては、今後、大幅に費用、重複および複雑性を削減することで、オペレーショナル・エクセレンスを達成することによって当行の長期的な競争力を維持することを目標としている。

さらに、ドイツ銀行は銀行業界における文化の変化の必要性を認識しており、この変化の最先端に立つことを目指す。報酬慣行については現在検討中であり、当行の業績重視文化、起業家精神および文化的多様性を補完するために顧客フォーカスおよびチームワークに重点を置いている。

主要な業績指標

当行の戦略2015プラスの公表内容にはいくつかの財務目標が含まれていた。これらは当グループの主要な財務上の業績指標(KPI)であり、以下の表に詳述されている。

当グループの主要な業績指標	2013年度末の状況	2015年度の目標
税引後平均アクティブ資本利益率	1.2%	12%超[1]
費用収益比率	89.0%	65%未満
費用削減	年間21億ユーロ	年間45億ユーロ

削減を達成するための費用	18億ユーロ	4十億ユーロ
CRR/CRD 4による普通株式等Tier資本比率	9.7%	10%超[2]
想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）[3]	3.1%	3%超

1　グループの税率を30%から35%の間と想定している。

2　2015年度第1四半期末現在。

3　想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は、2013年6月27日のCRR/CRD 4の公表に従った当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細についてはリスク・レポートで入手できる。

2012年に戦略2015プラスにおいて設定された当行の目標は、資産評価の正常化／安定化、市場の成長に沿った収益成長、資本または事業活動の分離に関する現在の規則上のフレームワークに対する根本的な変更がないこと、当期間にわたる年率2%から4%の範囲での世界のGDP成長率、約1.30のユーロ／米ドルの為替レートおよび厳選された統合による市場シェアの獲得の達成を含む重要な仮定に基づいていた。

費用は、当行の業績に関して最も直接的に管理可能な項目のひとつであり、当行の戦略の重要な方策のひとつである。当行のオペレーショナル・エクセレンス（以下「OpEx」という。）プログラムとの関連で、当行は2015年度に全体で年間45億ユーロの費用削減を達成する目的で約4十億ユーロの投資を計画している。当行の事業プラットフォームの統合、縦割り意識の解消および重複の削減を行うために、当行はすでに18億ユーロを投資している。当行のシステムのさらなる統合および標準化、より効率的な組織の創設、ならびに当行のプロセスの自動化および簡略化のため、22億ユーロを投資する予定である。

単位：十億ユーロ	目標とする投資	目標とする削減の増加
2012年度	0.6	0.4
2013年度	1.7	1.2
2014年度	1.5	1.3
2015年度	0.2	1.6
合計	4.0	4.5

2014年度は引き続き困難な年になるだろう。当行は、中核事業の再構築から恩恵を受けること、世界有数のインフラを引き続き構築すること、当行の統制を向上させることを目的として、統制の取れた実行およびプラットフォームの再構築に一層重点的に取り組む予定である。OpExプログラムの年間削減目標の達成は順調に進んでいると確信している。

当グループの戦略2015プラスには、OpExの年間削減目標額に加えて、費用収益比率に関して65%未満という目標がある。当行は、費用削減およびコーポレート部門全体で収益フローを増加させるための様々なイニシアチブにより、この目標の達成を目指す。2014年度には、費用収益比率が2013年度と比較してやや改善すると予想しており、様々な費用削減のタイミングおよび収益創出イニシアチブにより、2015年度における当行の目標達成に関して楽観している。

当行は、2015年度末までに税引後資本利益率について12%超、中核事業の税引後資本利益率に関しては15%を達成することを目指す。2013年度の税引後資本利益率1.2%は多くの異常項目の影響によるものであるが、当行は2014年度に株主資本利益率を高めていく間に、このような低水準から、戦略2015プラスで設定した当行の目標へ向けて大きく前進すると予想している。

当行は、ストレス・シナリオ下においてもすべての規制上の基準値に従って当行の資本を管理することを引き続き確約している。CRR/CRD 4による普通株式等Tier 1資本比率（以下「CET 1比率」という。）が引き続き経営上の優先課題である。当行のリスク圧縮の進展を考慮して、当行はすでにCRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットを大幅に削減している。2014年度にはさらなる削減が見込まれ、ポートフォリオの規模の縮小に伴いNCOUにおけるリスク圧縮が鈍化することを織り込んでいる。当行のCET 1比率は2013年度に9.7%に上昇し、当行の2015年度第1四半期末における目標である10%超の達成が可能となっている。当行は、規制の厳格化が続く影響で、2014年度においてこの比率が圧迫を受け変動しやすくなると予想しているが、2015年度には目標に到達すると確信している。

当行は2015年度の目標である500十億ユーロの削減達成を確信している。現在までの進捗から、すでに達成したのと概ね同水準で2014年度において削減が進むと確信しているが、この分野における規制上の要求の進展に対応する必要性について承知している。2014年度に関しては、当行の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は、2015年度の目標である3%超に緩やかに向かっていくと予想する。

当行は資本およびレバレッジの両方に係る規制がより明確になると予想する。単一の欧州規制当局の実現は公平な競争の土壌への鍵となるステップであるかもしれない。ECBによる資産査定およびストレス・テストはそうした方向への極めて重要なステップであり、銀行の貸借対照表の健全性に不可欠な透明性をもたらすだろう。これらのテストにより当行の資産の質が際立つことになると確信している。

当行は、新たな価値観および信念を打ち出し、統制環境を大幅に強化することによって、企業文化の長期的な変化の強固な基礎を築いている。報酬慣行については徹底的に見直されている。2014年度には、当行の価値観および信念の堅持が当行の変

動報酬および昇進の決定の50%を占める。事業、統制機能および監査を横断する当行の統制モデルについてはさらに強化される予定である。当行は統制インフラおよび組織の強化を推し進め、追加的リスクに関する事業プロセスを再検討する予定である。

機会

2012年度に開始した戦略的再編が、早くも2013年度において収益基盤の改善に多大に寄与している。中核事業に継続的に重点を置くことで、当行が好調な発展を持続するさらなる可能性の創出を促進する可能性があり、その結果、当行の収益の増加および収益性が維持される可能性がある。費用の抑制に徹底的に集中することにより、早くも2013年度には費用が大幅に減少している。プロセスの継続的な分析、および当行のシステムの再構築を目的としたITプラットフォームへの追加投資は、当行の効率化に一層寄与するだろう。規制環境における透明性の向上だけでなく、市場からの競争相手の撤退および非中核資産の継続的なリスク圧縮も、当行の新事業の規模にプラスの影響を与え、2014年度において当行の財務体質の強化につながる可能性がある。

当行の見通しは、記載のとおり様々な経済上の仮定に基づいている。これらの仮定が予想水準を上回る改善を示し、収益の増加（追加費用により一部相殺）につながる可能性がある。従って、税引前利益および費用収益比率が直接的に改善され、次いでCET 1およびレバレッジ比率のような規制上の測定尺度が改善されるだろう。

リスク

しかしながら、当行のイニシアチブの実施または予測される恩恵の実現は、欧州ソブリン債務危機の再燃、当行が活動している市場における極端な混乱の再発、世界全体、地域および国の景気低迷ならびに事業の競争激化などの一定の経済的要因によってマイナスの影響を受ける可能性がある。所要自己資本に焦点が当たり、様々な当局が構造改革を要求しているため、規制上の変更が当行の費用を増加させるまたは当行の活動を制限する可能性がある。これらの政治上のイニシアチブがすべて議論の対象になっている事実を踏まえて、当行は現時点で将来の影響を定量化することができない。当行の事業の性質別に、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の法域（特に米国および英国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の訴訟手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性の対象となっている。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟環境は引き続き困難になると予想している。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

2014年度に関しては、マクロ経済の状況が強力な支援材料となるものの、投資銀行業界は引き続き厳しい環境に直面すると当行は予想する。規制環境の変化、競争環境の継続的変化および世界経済のための銀行支援の段階的な打ち切りなどの業界の課題および機会により、業績が影響を受ける可能性がある。

当行は、2014年における世界経済の成長の結果、中央銀行の介入の程度が、高かった過去数年間と比べて減少すると予想する。2014年には主要債券の利回りが徐々に上昇すると予想しているが、これは基礎となる経済の回復および見通しの明るさが増したマクロ的環境を反映した秩序あるプロセスにおけるものである。2013年度における上昇にもかかわらず、株式相場は、収益の増加、景気の不透明感が緩和される中での景況感の上昇ならびに比較的低い世界的な預金利回りおよび債券利回りに支えられ、高止まりすると予想される。

当行は、費用、資本およびレバレッジに係る目標を遂行する一方で、継続中のプラットフォームの統合および投資を通じて、債券フローにおける強みを引き続き強化することを目指す。地域的には、当行は引き続き業務の効率化を行い、確実に市場機会に対して資源を適切に配分できるようにし、収益性およびリターンを最大化する。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	KPI	2015年度の目標
	税引後平均アクティブ資本利益率	15%に上昇
	費用収益比率	65%未満
	想定上のCRR/CRD 4フレームワークの完全適用によるRWA	200十億ユーロ未満

2014年度も、引き続き戦略2015プラスの目標達成が順調に進むだろう。当行の税引後平均アクティブ資本利益率は、2014年度にやや上昇するだろう。費用収益比率は2014年度にわずかに上昇すると予想され、当行は計画どおり2015年度に目標を達成する見込みである。当業務では、当行の想定上のCRR/CRD 4フレームワークの完全適用によるRWAは200十億ユーロ相当の目標をすでに下回っており、2014年度においても同様だろう。この戦略を継続して実行することで、戦略2015プラスの目標達成が順調に進むことになる。

ただし、イベント・リスクに対してなおも弱い世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、規制上の変化の潜在的に重要な影響、貸借対照表のリスク圧縮の影響、訴訟事件の結果、完全に実現しておらず当行の競争力に影響を与えるOpExの恩恵等、リスクおよび不確実性が多く残っている。

セールス・アンド・トレーディングでは、2014年度のグローバル債券収益が2013年度の水準と比較してわずかに減少すると予想する。現物株式フロー収益は、世界の景気回復が定着するに従って中期的に上昇トレンドとなる可能性がある。利鞘および取引量は共に、どのように政策決定者が現行の経済的介入を減らすかによって引き続き左右されるだろう。

コーポレート・ファイナンスでは、2014年度のフィー・プールは2013年度の水準と同等になると予想する。企業が世界の景気回復および株式市場の堅調さの持続可能性に対する確信を高めていることに連動して、ECMおよびM&A両方のフィー・プールが増加すると見込まれる。ただし、ECMおよびM&Aの増加は、債券発行（特に、2013年度に過去最高水準の活動を示した投資不適格発行体による発行）におけるフィー・プールの減少によって相殺されるだろう。

近年見られた困難な市場環境および継続する不確実な見通しにもかかわらず、焦点、規模および効率を再確認し従来の成功を確固たるものにすることによって、将来の環境がもたらすであろう潜在的な困難および機会に立ち向かうのにCB&Sは良い地位にあるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング

翌年度のトランザクション・バンキングの見通しは、多数の非常に重要な要因による影響を受けるであろう。前年度は主要な市場において比較的低い金利水準が見られたが、2014年度を通じて継続する可能性がある。世界経済の成長は2014年度に加速する可能性が高く、ユーロ圏では2011年以来初めて成長が回復すると予想される。米国および主要な新興市場では2013年度よりも成長が加速するだろう。利鞘および費用に対する圧力により引き続き課題が生じるものの、トランザクション・バンキングにおける収益プールは、商品間で動きが異なるため一段と増加する見通しである。潜在的な構造上の変化等、規制の著しい広範囲化および厳格化が銀行業界全体に影響を与えるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）業務は、上記の動きによって影響を受けるであろう。近年の基礎となる業務における収益性成長および顧客獲得の持続する勢い、ならびにその高品質で革新的な商品により、当行は、これらの困難に対処し顧客基盤を成長させるのに有利な地位にある。トレード・ファイナンスは世界経済の成長、それに関連した外国貿易の需要および予想される貸出業務の安定化の恩恵を受けるだろう。トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益プールは、2014年度において増加すると予想されており、投資銀行サービスへの集中傾向と併せて、成長機会をもたらすであろう。キャッシュ・マネジメントについては、世界の活動水準の上昇が潜在的なプラス要因である。当業務は、引き続き既存地域における複雑な法人・機関投資家顧客との顧客関係を深化させることに重点を置いていると同時に、一定の新興市場においてさらなる成長を後押ししている。より広範囲の顧客が当行の商品およびサービスから恩恵を受けることを確保するため、当行の他の分野とより密接な協力（CB&Sセールスとの強力な関係を含む。）を継続的に拡大している。これには、国内市場で主導的な地位を強化するために、2013年9月に定めた、ドイツにおける中小企業顧客向け商業銀行業務（調整・統合後）のカバレッジも含まれる。

グローバル・トランザクション・バンキング	KPI	2015年度の目標
	税引前利益(IBIT)	24億ユーロに増加

戦略2015プラスにおいては、当行は2015年までに税引前利益を24億ユーロに増加させることを計画していた。その後、金利水準の低下および主要な成長市場における競争激化により市場環境が厳しさを増している。さらに、CRR/CRD 4等の規制上の変化によって事業に影響が及ぶだろう。しかし、事業を拡大させるための戦略および関連するイニシアチブは引き続き順調に進むと予想される。オランダの商業銀行業務の再建が無事完了したことも、GTBの戦略目標に貢献するだろう。

2014年度に関しては、当行は、ソリューション、プラットフォームおよびオペレーショナル・エクセレンスへの投資を継続する一方、成長イニシアチブが成果を上げることで、2013年度と比較して収益性が著しく向上すると予想する。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント

2014年度には、資産運用およびウェルス・マネジメント業界は、より好調となる世界経済からの恩恵を引き続き受けるだろう。とはいえ、インフレの脅威、先進国市場における低利回り環境の長期化、未解決の欧州のソブリン債務問題、新興市場のボラティリティおよび規制環境の変化等、業界には依然として多くの難問がある。当行では、これらの要因が、規模および効率性を活かして顧客に高度な投資ソリューションを提供することができる大手運用会社に有利に働くとみている。

DeAWMは、その戦略により、業界および競争相手の動向から恩恵を受けるのに有利な立場にある。2014年度に関しては、特に進行中のインフラ変革プロジェクトによる収益強化および効率性の両方により改善が進み、この結果、2014年度のIBITは2013年度の実績と比べ大幅に改善すると予想する。当行では、顧客に提供するサービスの質の改善およびプラットフォームの持続可能な効率性の実現に継続的に努めるため、同部門は2015年度までに当行のIBITの目標17億ユーロに向けて順調に進んでいくと予想する。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	KPI	2015年度の目標
	税引前利益(IBIT)	17億ユーロに増加

当行は、特にドイツ銀行グループが世界展開していることを活用して、引き続き厳選された市場における当行の存在感を高めて行く。急成長により富の創出が活発となり資産運用およびウェルス・マネジメント・サービスの需要が増加している新興市場において積極的に活動している。また、当行の集中戦略により、厳選された事業ポートフォリオの最適化が必要となる。例えば、英国における当行のウェルス・マネジメント事業と、当行が世界的に重視する超富裕層顧客セグメントとの調整を行っている。

当行は引き続き、2014年度において超高額個人資産家(以下「UHNW」という。)顧客とのビジネスを世界的に拡大し、当行が有するUHNWとの関係の数を2012年度から2015年度にかけて約50%増加させるという目標に向けて進んでいく。これらの高級顧客は、当行のグローバル・カバレッジ・モデルおよび一元化された顧客サービス・チームから恩恵を受ける。また、最高級のUHNW顧客は、最近設置された主要顧客パートナーズ（KCP)デスクからも恩恵を受ける。これは、資産クラス、国際間の投資機会ならびに当行および第三者業者によるファイナンシング・ソリューションを組み合わせたシームレスなアクセスを提供するために設置されたものである。

当行は、投資選好の二極化が2014年度も継続し、より多くの資産がオルタナティブ商品およびパッシブ型商品に投資されると予想する。当行が継続を予想するもう一つの主要な動向が、特に先進国市場における、人口動態の影響を受けた退職関連商品および成果重視型ソリューションの需要の増加である。当行はオルタナティブ商品およびパッシブ型商品の運用資産が翌年度に増加すると予想している。

パッシブ運用業務は、2013年度末に開始し2014年度前半も継続を予定している、現物複製型の上場投資信託（以下「ETF」という。）へのシフトから恩恵を受けるだろう。これにより当行は欧州最大手の直接複製型ETFの提供業者となる。新しい現物ETFの募集の成功は、パッシブ型現物投資に対する顧客の需要の継続に左右される部分もある。

また、当行はアクティブ投資プラットフォーム（すなわち債券ファンドおよび配当株ファンド）の強みを引き続き活用する。さらに、ドイツ銀行の他の部門（ドイツにおけるDWSファンドの販売会社としてのPBC、富裕層顧客に対し当該顧客の企業の資金調達所要額を支援するCB&S等）との協働の強化を足がかりにすることを目指している。

2014年度に、当行は引き続き当行の業務運営およびITに大幅な投資を行う予定である。例えば、当行の資産運用投資プラットフォームに関しては、効率性および機能性の点で著しい改善をもたらす包括的ITソリューションを導入している。これらのイニシアチブは、当行の地理的および営業上の拠点の最適化を目指す様々なプロジェクトのひとつである。当部門の財務成績は、これらのプロジェクトの順調な遂行に左右される部分もあり、新規資産に係るリターンの上昇による運用資産の増加にもかかっている。これを達成するため、当行は引き続き総合的カバレッジ・モデルを活用し、商品提供を拡大していく。

個人顧客および中堅企業向けビジネス

PBCが存在する欧州のすべての国（当行の国内市場であるドイツを含む。）のGDP見通しは大幅に改善している。どの国もGDP成長率がプラスになると予想される。アジアに関しては、2013年度と比較して2014年度は一段と力強い経済成長を示すと予想される。

個人顧客および中堅企業向けビジネス	KPI	2015年度の目標
	収益	約10十億ユーロに増加
	費用収益比率	約60%
	税引前利益(IBIT)	約3十億ユーロに増加

PBCは、ポストバンクの統合による恩恵が完全に獲得されたなら、税引前利益約3十億ユーロおよび収益約10十億ユーロの創出ならびに費用収益比率目標約60%の達成という大胆な目標へ向けて成長を維持すると見込まれる。2014年度については、税引前利益が大幅に増加（重大な一時的影響を含む。）し、収益および費用収益比率が2013年度と比較してわずかに改善すると予想する。当行の戦略は、厳選された国際市場において好位置につけているアドバイザリー拠点の拡大を進める一方、引き続きドイツ国内市場の主導権を強化することである。当行は、マゼランにより、PBC向けの新たな共同サービスおよびITプラットフォームを立ち上げており、アドバイザリー業務および消費者バンキング業務の両方にサービスを提供し、さらに、当行の相対的な強みを活用して、与信業務を魅力的な利鞘で発展させることに努めていく。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングでは、新たなビジネス・モデルを活用しビジネス・バンキングおよびミッド・キャップ・カバレッジからの恩恵を得ることで、市場における当行の地位の強化を目指す。当行は引き続き低リスクのモーゲージ業務に重点を置き、当行の投資・保険商品業務を発展させ、費用の厳格な統制を維持していく。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）では、当行はヨーロッパにおけるアドバイザリーの強化に投資しており、裕福な地域に重点を置きヨーロッパの主要なリテール銀行になるために、収益性の高いPBCのフランチャイズの開発を進める意向である。PBCは引き続き、中国の華夏銀行に対する19.99%の持分から恩恵を受け、同行との提携を支援していく。また、インドにおける目標を達成しアジアでの成功のさらなる拡大に努めていく。

ポストバンクは、業務提携および組織的な測定尺度の導入を通じた費用削減を行う一方で、ドイツにおける成長路線をさらに追求する予定である。ポストバンク統合の進展により、PBCがねらいとする相乗効果を完全に達成できるようになるであろう。

2014年度の達成費用（CtA）は、ポストバンク統合プログラムおよびOpExプログラムが引き続き焦点となるため、2013年度と同水準のままであると予想される。当行において費用削減は2014年度も続くと思われるが、これらのプログラムによる効果の多くがそのポテンシャルを十分に発揮するのは2015年度以降になるだろう。ただし、シナジーの実現が予想より遅れるリスクがある。

PBCは引き続き、営業環境における不確実性に直面する可能性がある。例えば、経済成長が大幅に落ち込むと、失業率の上昇につながり、それにより信用リスク引当金の増加および事業の成長が低下する可能性がある。投資商品市場の発展は、特に欧州のマクロ経済環境の変動ならびに顧客の投資およびリスク引受の選好に左右される。さらに、当行は、ゼロ付近となっている市場金利が近い将来に解消されることはなく、依然として当行の預金収益の妨げになると予想する。しかし、PBCは、厳格なリスク統制を維持し慎重に資本需要を最適化する一方で、与信業務を強化し、今後数年においては特にドイツ以外における利鞘を拡大することを目標としている。さらに、グループ全体のデレバレッジングの施策がPBCの収益に悪影響を与え、進化し続ける規制環境もPBCの将来の業績に重要な影響を与える可能性がある。

非中核事業ユニット

非中核事業ユニット（NCOU）は、当グループの資本計画およびデレバレッジング計画の両方にますます貢献すると予想される。

戦略および指示は、リスク圧縮の促進に集中しており、当行全体の目標と整合したものとなっている。その目的は、資産の流動化、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表の規模の圧縮、ならびに残余資産および事業活動のリスクの削減により株主価値を守ることである。これは、資本需要の減少の重視につながっており、株主価値を希薄化せずにドイツ銀行の資本比率を改善させることになる。

将来、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表のデレバレッジングにも重点を置くことで、当行がレバレッジ比率の目標を達成する助けになるだろう。さらに、周期的に発生する顕著な偶発リスクおよびノンバンク資産、ならびにNCOU部門の基礎となるコスト基盤とリスク圧縮の進捗を調整することにも重点を置く。

当行のリスク圧縮戦略の達成には課題が残っている。NCOUには、個別企業に対する重要な投資が含まれており、当行の中核事業の一部分でないその他の資産が計上されている。これらの投資および資産は、経済環境および市場環境の変化から生じる機会およびリスクにさらされている。このような変化により、リスク圧縮活動に関連するスケジュールが不透明になり、将来の業績も影響を受ける可能性がある。

リスク圧縮のペースはポートフォリオの規模の縮小により徐々に減速すると予想され、同時にこれはポートフォリオの収益低下にもつながる。当行は、売却か保有継続かの根本的理由について継続的に評価し、市場環境を活用する。当行のリスク圧縮戦略では、主要な問題点となる資本、レバレッジ、リスク削減および関連するIBITによる影響の組み合わせに常に重点が置かれることになる。

当行は2013年度に単独の住宅用モーゲージ関連訴訟としては最大である米連邦住宅金融機関(FHFA)との訴訟で和解の合意に達したが、訴訟環境は引き続き厳しくなると予想している。

次へ

リスク・レポート

概要

IFRS第7号およびIAS第1号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（以下「IFRS第7号」という。）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、および国際会計基準第1号（以下「IAS第1号」という。）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示を提供している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

バーゼル2.5自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示

以下のリスク・レポートには、バーゼル2およびバーゼル2.5として知られるバーゼル銀行監督委員会の提言を受けた国際的な適正自己資本基準で要求される第三の柱の開示を組み込んでいる。欧州連合は所要自己資本指令第2次および第3次改正を制定し、これによりヨーロッパにおいて銀行指令および適正自己資本指令として当初適用されたバーゼル自己資本フレームワークが改訂された。ドイツは所要自己資本指令を国内法に導入し、ドイツ銀行法(以下「Kreditwesengesetz」または「KWG」という。)第26a条およびドイツのソルベンシー規制(以下「Solvabilitatsverordnung」、「ソルベンシー規制」または「SolvV」という。)第5章において、第三の柱に関連する開示要求を規定した。当行は、本リスク・レポートを通して、2013年12月31日まで施行されていたドイツの法律に導入されたこれらの規則について言及する際に、整合目的で「バーゼル2.5」という用語を使用している。規制により、第三の柱の開示を監査することは要求されていない。そのため、一定の第三の柱の開示は無監査と記載されている。

当行は、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）による承認を受けて、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクを測定する内部モデルに基づき、当行のリスク・エクスポージャーの大部分に関してバーゼル2.5自己資本フレームワークを適用している。第三の柱に関連するすべての開示は、当行が適用するリスク開示方針に規定された、内部で定められた一連の原則および関連するプロセスに基づき作成されている。

以下の表は、本リスク・レポートにおける第三の柱の開示項目の配置を示している。

当行の財務報告書における第三の柱の開示

第三の柱の開示項目	当行の財務報告における開示場所
第三の柱の概要および適用範囲	「概要」
適正自己資本	「規制自己資本」
当グループのリスクおよび資本管理	「リスク管理の概要」、「リスク管理原則」、「リスク評価および報告」、「リスク一覧」、「資本管理」、「貸借対照表の管理」および「総合的リスク・ポジション」
相手先の信用リスク：戦略およびプロセス 相手先の信用リスク：規制上の評価	「信用リスク」、「資産の質」、「相手先の信用リスク:規制上の評価」および注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」
証券化	「証券化」および注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」
トレーディング・マーケット・リスク トレーディング以外のマーケット・リスク	「トレーディング・マーケット・リスク」、「トレーディング以外のマーケット・リスク」、「持分投資の会計処理および評価」ならびに注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り－公正価値の決定」
オペレーショナル・リスク	「オペレーショナル・リスク」
流動性リスク	「流動性リスク」

バーゼル3およびCRR/CRD 4の見通し

欧州連合において、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によって新たなバーゼル3自己資本フレームワーク

が導入された。CRD 4は、ドイツ銀行法（KWG)およびドイツのソルベンシー規制（SolvV)ならびにその他の付随規制の改正としてドイツの法律に導入された。これらの規則は共同で、ドイツにおいて特に資本、レバレッジおよび流動性ならびに第三の柱の開示に適用される新たな規制上のフレームワークを説明している。この新たな規制上のフレームワークは一定の経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。本報告書は2013年12月31日終了事業年度を対象としているため、以下の項における開示は、別途記載のものを除き2014年1月1日より前に発効していた規制（特にドイツ銀行法およびドイツのソルベンシー規制の規定）について言及している。

新たな規制上の要件の一部は経過規定の対象となっている。新たな最低自己資本比率は2015年まで段階的に適用される。規制上の修正の大部分（例えば自己資本控除および規制上のフィルター）は2018年まで段階的に適用される。新たな規則に基づき適格でなくなる資本性金融商品は2021年まで段階的に除外される。新たな所要自己資本バッファーは2019年まで段階的に適用される。これらは2014年から開始される監督報告の対象となるが、拘束力のある短期流動性に関する最低要件は2015年に導入される予定であり、長期流動性に関する基準は2018年に適用されると予想されている。拘束力のあるレバレッジ比率の導入は、2015年度の当該比率の開示開始後に、2018年から導入されると予想されている。また、CRR/CRD 4フレームワークは、コアTier 1という用語の代わりに普通株式等Tier 1という用語を使用するなど、適正自己資本および規制自己資本に関連する名称の一部を変更した。

当行の開示を明確にする目的で、当行はCRR/CRD 4フレームワークの名称を以下の項ならびに適正自己資本、規制自己資本およびレバレッジの表で使用している。しかし、本報告書の報告期間に関して開示された金額は、別途記載のものを除き、ドイツの法律に導入され当報告期間に適用されていたバーゼル2.5フレームワークに基づいている。

CRR/CRD 4規則に関する解釈の一部はまだ不確定であり、関連する拘束力のある技術基準の一部が最終的に利用可能でないことから、当該規則に関する当行および業界の理解および解釈が進展するに従って、当行は仮定およびモデルを引き続き精緻化する予定である。この観点から、当行の想定上のCRR/CRD 4による測定尺度は当初の予想と異なる可能性があり、これらの解釈に関する当行の競合他社の仮定および見積りも異なる可能性があることから、当行の想定上のCRR/CRD 4によるGAAP以外の財務的測定尺度は、競合他社が使用する類似の名称の測定尺度と比較可能でない可能性がある。

当行は、「リスク・レポート－規制自己資本」の項の各段落で、想定上のCRR/CRD 4の完全適用による自己資本比率の詳細を、「リスク・レポート－貸借対照表の管理」の項で、想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）の計算の詳細を提供している。

開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、財政安定化委員会の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入した。

連結の範囲

定量的情報を提供する以下の項では、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した当行の財務諸表について言及している。したがって、本報告は通常IFRSの評価および連結原則に基づいている。しかし、特に第三の柱の目的上は、当行の財務諸表に適用されている原則と異なる規制上の連結原則が重要であり、以下に詳述されている。規制に関連する範囲が使用されている場合にはそれは明確に記載されている。

規制上の連結の範囲

フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」という。）は、ドイツ銀行機関グループ（以下「規制上のグループ」という。）の親機関であり、KWGおよびSolvVの監督規定の対象となっている。KWG第10a条に基づき、規制上のグループ機関は、親会社である金融機関（「銀行」とも呼ばれる。）または金融サービス機関ならびにKWG第1条第7項が意味する子会社であるその他のすべての銀行、金融サービス機関、投資運用会社、金融会社、支払機関および付帯サービス会社で構成されていた。これらの事業体は当行の規制上の報告目的上は完全連結された。さらに、子会社以外の一定の会社を比例割合に基づき含める場合がある。保険会社および金融業以外の事業会社は、規制上の機関グループには連結されなかった。

しかし、金融コングロマリットに関しては、金融コングロマリットの監督に関するドイツの法律（Finanzkonglomerate-Aufsichtsgesetz）が適用され、これに従って追加的な適正自己資本の計算(「ソルベンシー・マージン」とも呼ばれる。)に保険会社が含められる。当行は2007年10月にBaFinによって金融コングロマリットとして指定されている。

規制上の連結原則は、当行の財務諸表に適用される原則と同一ではない。それにもかかわらず、KWGに従った子会社の大部分は同様に、当行の連結財務諸表においてIFRSに準拠して完全連結されている。

規制上の連結と会計上の連結間の主要な差異は以下のとおりである。

－当行によって支配されているが銀行業に属していない事業体は、規制上の機関グループの一部を構成しないが、IFRSに従った連結財務諸表に含められる。
－IFRSに基づき連結される当行の特別目的事業体（以下「SPE」という。）の大部分は、KWG第10a条に従った特定の連結要件を満たしていないため、規制上のグループには連結されなかった。しかし、これらの事業体に対する当行のエクスポージャーから生じるリスクは、所要規制自己資本に反映された。
－規制上のグループに含められる一部の事業体は、会計目的上連結されないが、特に持分法による会計処理等で異なる取扱いがなされる。所有者に共同支配されている当行の規制上のグループ内の2つの事業体は比例連結されている。さらに4つの事業体は任意に比例連結されている。当行の財務諸表上、4つの事業体は持分法による会計処理に従って処理され、1つの事業体は売却可能資産として扱われ、1つの事業体はその他の資産としてみなされている。

2013年度末現在、当行の規制上のグループは、844の子会社で構成されており、このうち7社は比例連結されていた。当行の規制上のグループは、127の金融機関、1つの支払機関、67の金融サービス機関、449の金融会社、12の投資運用会社および188の付帯サービス会社で構成されていた。

2012年度末現在、当行の規制上のグループは、913の子会社で構成されており、このうち3社は比例連結されていた。当行の規制上のグループは、137の金融機関、3つの支払機関、80の金融サービス機関、514の金融会社、14の投資運用会社および165の付帯サービス会社で構成されていた。

2013年度末現在、KWG第31条第3項に従って120の事業体（2012年度末現在：131の事業体）が規制上の連結を免除された。KWG第31条第3項は、規制上の連結報告の適用範囲において、グループの資産合計が10百万ユーロ未満または全体の資産合計の1%未満である小規模事業体の除外を認めていた。これらの事業体はいずれもIFRSに準拠した当行の財務諸表において連結の必要はない。これらの資本に対する当行の参加持分の2013年度末現在の帳簿価額合計20百万ユーロ（2012年度末現在：31百万ユーロ）は当行の規制自己資本から控除された。

2013年度末現在、同様の控除の処理がさらにソルベンシー・マージンに含められない260の規制上の非連結事業体および3つの重要性のない保険会社（2012年度末現在：267の事業体）に適用された。当行は当時のKWG第10条第6項に従って当行の規制自己資本からこれらを控除した。KWG第10条第6項第1号、2号、3号および5号は、10%以上の資本（保険会社の場合は、金融コングロマリットのソルベンシー・マージンの計算に含められる場合を除き資本または議決権の20%）を保有する場合に、非連結の銀行、金融会社および保険会社に対する参加持分を規制自己資本から控除することを要求していた。当行は金融コングロマリットに分類されているため、金融コングロマリットのレベルでの当行のソルベンシーの計算に含められることから、資本または議決権の20%以上の保険会社に対する重要な投資は、当行の規制自己資本から控除されなかった。

2014年1月1日から、当行の規制上の連結は、CRR/CRD 4のフレームワーク（必要に応じドイツの法律に導入される。）および金融コングロマリットの監督に関するドイツの法律で定めるところによる。

総合的なリスク評価

当行の主要なリスク区分には、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク(税務リスクおよび戦略的リスクを含む。)、風評リスクおよび流動性リスクが含まれている。当行は、内部的なガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの利用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行の積極的なアプローチは、当行の経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。

当行の通常のリスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトムアップのリスク評価およびトップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を利用して、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプローチにより、当行のリスク一覧および業務部門全体に影響を与えるリスクだけでなく特定のポートフォリオのみに関連するリスクを把握することが可能になる。

当行が引き続き焦点を置いている現在のポートフォリオの幅広いリスクには、ヨーロッパ国家債務危機が再燃する可能性、アジアの成長が減速する可能性、米国の金融引締めによる混乱および特に新興市場へのこの影響ならびに地政学的ショックの潜在的リスクが含まれている。これらのリスクは直近の四半期を通じて一貫して焦点となっていた。これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストへの統合を通じて行われる。これらのテストの結果は、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にその影響を吸収するために十分な資本および流動性準備を当行が現在有していることを示していた。

2013年度において、金融サービス業における規制を増やす世界的トレンドが引き続き見られた。これは今後数年継続する可能性が高い。当行は、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルプロセスに起こりうる影響を評価することに焦点を置いている。

2013年度を通じたリスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行のリスク戦略に従って当行のリスク・プロファイルを維持すること、当行の資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行の戦略的経営の取り組みを支援することであった。このアプローチは、以下に要約する異なるリスク測定基準全体で反映されている。

CRR第431条の目的で、当行は、当行のリスク開示が適切な法律上、規制上および会計上のリスク開示基準に従っている旨の結論を支持することを目的とした正式なリスク開示方針を適用した。上級代表者ならびに財務部およびリスク部の特定問題の専門家で構成されるリスク報告委員会が、当行の各リスク開示プロセスを管理している。当行の評価および検証に基づき、本リスク・レポート全体で示されている当行のリスク開示は、適切かつ包括的に当行全体のリスク・プロファイルを伝えていると考えている。

リスク・プロファイル

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。2012年度末からの変更は、主に当行のリスク圧縮戦略による相殺の影響およびリスク種類全体にわたる手法の更新を反映したことである。

経済的資本合計によって測定された当行のコーポレート部門のリスク・プロファイル

2013年12月31日現在

単位：% （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 （百万ユーロ）	合計 （%）
信用リスク	17	7	1	14	5	0	12,013	44
マーケット・リスク	18	1	6	11	5	7	12,738	47
オペレーショナル・リスク	9	0	2	3	5	0	5,253	19
分散効果	-7	-1	-2	-3	-3	0	-4,515	-17
ビジネス・リスク	5	0	0	0	1	0	1,682	6
EC合計（百万ユーロ）	11,398	2,033	2,010	6,671	3,349	1,710	27,171	100
（%）	42	7	7	25	12	6	100	0

2012年12月31日現在

単位：% （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 （百万ユーロ）	合計 （%）
信用リスク	16	6	1	13	8	0	12,574	44
マーケット・リスク	14	1	5	11	10	5	13,185	46
オペレーショナル・リスク	7	0	2	1	7	0	5,018	17
分散効果	-5	0	-2	-2	-6	0	-4,435	-15
ビジネス・リスク	7	0	0	0	1	0	2,399	8
EC合計（百万ユーロ）	11,118	1,781	2,009	6,720	5,782	1,331	28,741	100
（%）	39	6	7	23	20	5	100	0

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メーキング業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。CB&Sの現在のビジネス・モデルに基づくと、残りはオペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから生じるが、それぞれ特に潜在的な法的リスクおよび収益変動リスクによるものである。

グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)が貿易金融に重点を置いていることは、そのリスクの大部分が、特にデリバティブ・ポジションにおけるマーケット・リスクからのわずかなリスクを伴う信用から生じることを意味している。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（DeAWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、DeAWMのアドバイザリーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。

これとは対照的に、個人顧客および中堅企業（PBC）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業（SME）貸出からの信用リスクとポストバンクの投資ポートフォリオからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。

非中核事業ユニット（NCOU）のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、信用リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクならびにリスク圧縮の加速の対象となる可能性があるマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク（法務リスクを含む。）を対象としている。

NCOUにおける処分戦略の実行は、貸借対照表の縮小につながる。これは当行のオペレーショナル・リスク配分フレームワークのレビューを実施する引き金となった。NCOU業務の段階的縮小に従って、2013年度第3四半期に、当行はコア・バンクに対してオペレーショナル・リスク合計892百万ユーロの経済的資本を再配分した。

リスク管理の概要

信用リスクの概要

- 信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2012年12月31日と比較して420十億ユーロ（20%）減の1.6兆ユーロであった。これは主にデリバティブ商品のプラスの時価の減少ならびに様々なリスク圧縮および貸借対照表最適化の取り組みを反映したその他の減少によるものであった。信用リスクに対する最大エクスポージャーの信用の質は、2013年12月31日現在78%が投資適格であり、2012年12月31日現在の80%からわずかに減少した。
- 信用エクスポージャーは、地域、業界および相手先別に分散され続けていた。地域エクスポージャーは当行の主要市場（北米29%、ドイツ28%、ドイツ以外の西ヨーロッパ28%）全体で均等に分散され、地域分布は前年度比では安定していた。当行の最大の業界エクスポージャーは銀行および保険であり、全体的なエクスポージャー総額（すなわち担保考慮前）の33%を占めており、2012年12月31日現在と比較して横ばいであった。これらのエクスポージャーは、主に格付けの高い相手先に対するものであり、通常は担保設定されている。相手先レベルでは、当行は、2012年12月31日現在の11%に対して、主要な信用エクスポージャー総合計の10%に相当する上位10位のエクスポージャーの十分な分散を維持していた。これらすべては格付けの高い投資適格な相手先であった。
- 2013年度に計上された信用リスク引当金繰入額は344百万ユーロ(20%)増の21億ユーロであった。これはNCOUおよび当行のコア・バンクによるものであった。NCOUにおける増加は、ヨーロッパの商業用不動産部門に関連する多くの単独の顧客の

項目を反映したものである。コア・バンクは、GTBにおける単独の顧客の信用事象の影響およびCB&Sに計上された船舶会社に対する貸出金に係る費用の増加の影響を受けた。これらの増加はPBCにおける減少により一部相殺された。これは、前年度と比較したドイツにおける信用環境の改善を反映していた。

- 2013年12月31日現在の当行全体の貸出金勘定は、2012年12月31日現在の402十億ユーロから20十億ユーロ(5%)減の382十億ユーロであった。この減少は、主にNCOUにおけるリスク圧縮によるものであった。当行の貸出金勘定の単一の最大業界区分は2013年12月31日現在148十億ユーロの住宅用モーゲージであり、このうち116十億ユーロは安定的なドイツ市場におけるものであった。当行の法人貸出金勘定は、貸出金勘定合計の52%を占めており、2013年12月31日現在投資適格の格付けを有する貸出金64%で構成されている。これは、2012年12月31日現在の66%からわずかに低下した。
- 2013年12月31日現在の信用リスクに関する経済的資本使用額は、2012年度末現在の126億ユーロから120億ユーロに減少した。これは主にNCOUにおけるプロセスの強化およびエクスポージャーの削減によるものであり、内部モデルの再調整による増加により一部相殺された。

マーケット・リスクの概要

- トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2013年12月31日現在、46百万ユーロ(1%）増の85億ユーロであった。この増加は主に、年金制度における構造的外国為替リスクおよび長寿リスクに関する手法の変更であり、NCOUにおけるリスク圧縮活動により一部相殺された。
- 2013年12月31日現在のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2012年度末現在の47億ユーロと比較して合計42億ユーロであった。この減少は主にNCOUにおけるリスク削減によるものであった。
- 当行のトレーディング・ユニットの平均バリュー・アット・リスクは、2012年度の57.1百万ユーロと比較して、2013年度は53.6百万ユーロであった。この減少は、金利リスクおよび信用スプレッド・リスクのエクスポージャー・レベルの低下によるものであった。

オペレーショナル・リスクの概要

- オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は2012年度末現在の50億ユーロと比較して2013年12月31日現在53億ユーロに増加した。この増加は主に、ドイツ銀行に特有のオペレーショナル・リスク損失の発生頻度をより良く見積もるための当行のAMAモデルの変更の導入によるものである。この変更により経済的資本使用額は191百万ユーロ増加した。追加的な要因はドイツ銀行および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加であった。経済的資本使用額の増加を実現および生じさせる、関連するオペレーショナル・リスク損失は、主に訴訟、調査および執行措置に関連するアウトフローによるものである。経済的資本には引き続き、近年の金融危機による予測不能な法的リスクをカバーする目的で2011年度に導入された、当行のAMAモデルで適用される余裕安全率が含まれている。
- NCOUにおける当行の処分戦略の実行により、貸借対照表が縮小した。これは当行のオペレーショナル・リスク配分フレームワークのレビューを実施する引き金となった。NCOU業務の段階的縮小に従って、2013年度第3四半期に、当行はコア・バンクに対してオペレーショナル・リスク合計892百万ユーロの経済的資本を再配分した。

流動性リスクの概要

- 2013年12月31日現在の流動性準備は1,960億ユーロ（2012年12月31日現在2,320億ユーロ）であった。これは2013年12月31日現在のプラスの流動性ストレスの結果（結合シナリオに基づく）を意味している。流動性準備の減少は、主に当行の短期ホールセール資金調達およびその他の負債の源泉の減少によるものである。
- 2013年度全体の当行の資金調達計画18十億ユーロはすべて完了している。
- 当行全体の資金調達のうち66%は、資本市場および株式、リテールおよびトランザクション・バンキングからなる、当行が最も安定的と区分した資金調達源泉によるものであった。

資本管理の概要

- バーゼル2.5に基づき計算された普通株式等Tier 1資本比率（以前のコアTier 1資本）は、2012年度末現在の11.4%と比較して2013年12月31日現在は12.8%であった。
- リスク・ウェイテッド・アセットは、2012年度末現在の334十億ユーロと比較して2013年12月31日現在は34十億ユーロ減の300十億ユーロであった。これは、主に債務不履行および格付変更から生じた損失、担保および相殺対象の増加ならびに資産の処分による、信用リスクからのリスク・ウェイテッド・アセットの27十億ユーロの減少によるものであった。
- 内部適正自己資本比率は、2012年12月31日現在の158%と比較して2013年12月31日現在の167%に増加した。
- 想定上のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は、2012年12月31日現在の7.8%から2013年12月31日現在は9.7%に大幅に改善した。この190ベーシス・ポイントの比率の上昇は、約80ベーシス・ポイントを占めていた2013年度第2四半期における当行の普通株式の株主割当発行の権利落ちによるものであった。残りの上昇はリスク・ウェイテッド・アセットの減少によるものであった。

貸借対照表管理の概要

- 2013年12月31日現在、当行の調整後レバレッジ比率は、前度末現在の22から19に減少した。2013年12月31日現在のIFRSに基づく資本合計に対するIFRSに基づく資産合計の比率として計算される当行のレバレッジ比率は29であり、2012年度末現在の37と比較して大幅に減少した。
- 2013年6月27日のCRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は将来の法律上拘束力のあるフレームワークに従った新たなレバレッジ比率の計算を設定した。2013年12月31日現在、適用されるエクスポージャーの測定尺度1,445十億ユーロに対する想定上の調整後Tier 1資本452億ユーロを考慮すると、当行の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は3.1%であった。想定上の調整後Tier 1資本は、当行の想定上の完全適用による普通株式等Tier 1資本に、CRR/CRD 4の段階的廃止手法に従ってまだ適格であったすべてのその他Tier 1商品を加えたもので構成されている。2012年12月31日現在、バーゼル2.5に準拠した発行による当行のその他Tier 1商品は合計125億ユーロであった。段階的廃止の移行期間中に、これらのその他Tier 1商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2013年12月31日に関しては、当行の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）に含まれていた、CRR/CRD 4に従って適格なその他Tier 1商品は112億ユーロとなった。当行は、CRR/CRD 4に基づく段階的廃止の影響を補填するため、新たにCRR/CRD 4に適格なその他Tier 1商品を徐々に発行する予定である。

リスク管理原則

リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行は各部門、業務ユニットおよびインフラ機能を通じ、一つの統合されたグループとして営業活動を行っている。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

『

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。
- 当行は、3つの防衛線でリスク管理モデルを運用しており、これにより、フロント・オフィス機能、リスク管理の監視、および保証の役割が、相互に独立した機能により果たされる。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当グループの戦略および資本計画ならびにリスク選好に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 主要なリスク・クラスはすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクが含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、主要リスク・クラス全体にわたり横断的に実施される。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画はBaFinによって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者救済措置の必要性がないようにすること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として設計されている。

リスク・ガバナンス

監督の観点から、当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびに必要に応じ2014年1月1日からドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークに当行が確実に準拠するために、BaFinおよびドイツ連邦銀行(ドイツの中央銀行)は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。』

ドイツの銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、「規制自己資本」の項で詳述されている。

内部統治の観点から、当行は団結したリスク統治を行うためにいくつかの管理階層を有している。

『

- **監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告されなければならない。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。**
- **リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、借換リスク、オペレーショナル・リスク、戦略的リスク、規制リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用ポートフォリオ、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議する。**
- **公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させるため、取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクの予防的監視および戦略分析を提供している。**
- **当行の取締役会は、株主、従業員およびその他のステークホールダーの利益のために持続可能な価値を創造することを目的として、連結グループに関する総合的リスクおよび資本管理の監督を行っており、当行の日々の経営管理に排他的に責任を負っている。取締役会は、事業戦略およびリスク戦略の定義および実行、ならびに当行全体の業績が当行の事業戦略およびリスク戦略と整合するよう設定することに対して責任を負う。取締役会はこれらの責任遂行を支援するため、一定の機能および責任を、関連する上級ガバナンス委員会、特に、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）ならびにリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）に委譲している。これらの役割については以下に詳述されている。』**

当行全体の業績が当行のリスク戦略と整合性を確保するよう努める方法に関する詳細な情報に関しては、以下の「リスク選好およびリスク能力」ならびに「戦略的および資本計画」の項を参照のこと。

『

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造

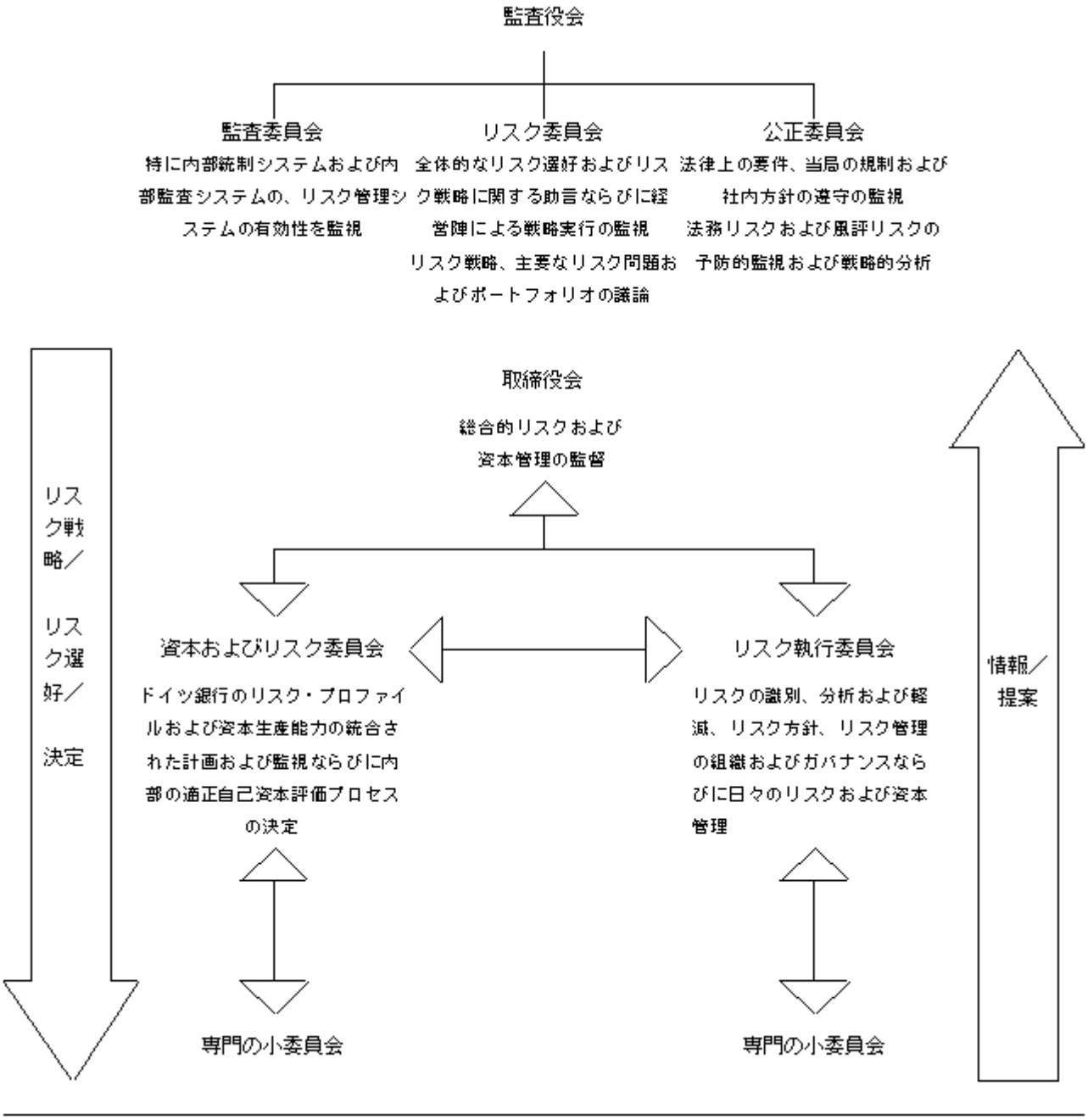

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- **CaRは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達／流動性ニーズと、当グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク管理部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRは措置に着手および／または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申またはその他の措置が取られるようにする責任を有している。CaRは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび／または措置の実施を提言する。**
- **当行のリスクExCoは、当行のリスク管理の最上位の機能委員会として、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する、業務部門の問題に関連するすべてのリスクに関する専門拠点である。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、分析およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。リスクExCoは、リスク管理の特定分野に関して責任を負う小委員会（複数の政策委員会、クロス・リスク・レビュー委員会（以下「CRRC」という。）およびグループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）を含む。）の支援を受けている。**

― CRRCは、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、グループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。CRRCは、CaRからの権限委譲に基づき、当行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）の日々の監視および統制に関して責任を負っている。また、CRRCは、当行のリスク選好を管理するために使用されるストレス・テスト一覧を監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善に取り組む。これは、グループ全体のストレス・テスト・シナリオの定義に責任を有し、リスク種類全体の共通の基準および一貫したシナリオを維持し、グループ全体のストレス・テストの結果をレビューする専門のストレス・テスト監督委員会の支援を受けている。

リビング・ウィル委員会(以下「LWC」という。)は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画、当グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。

CaRの複数のメンバーはリスクExCoのメンバーでもあることから、２つの委員会間での情報の流れが促進される。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者(以下「CRO」という。)は、すべての業務にわたる営業の中で生じたリスクおよびすべてのリスク種類の識別、評価および報告に責任を有しており、かつ、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

― 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。
― 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を定式化し導入する。
― 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。
― ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
― 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては専属の地域最高リスク責任者、DeAWMおよびNCOUに関しては部門最高リスク責任者が、総体的リスク管理カバレッジを設定するよう指名されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに直接報告する系統を有している。

さらに、リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

― 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行（規制の遵守を含む。）間のより強い結びつきを確立する。
― 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
― 当行のリスク文化を強化する。
― 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

財務部とグループ監査部は当行の業務部門からも当行のリスク機能からも独立して活動している。財務部の役割は、当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することである。グループ監査部は、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手続ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

― ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
― ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、その逆も同様。
― ポストバンクにおける主要なグループのリスク方針の導入。

そのすべてにおいてポストバンクの最高リスク責任者およびドイツ銀行の上級リスク・マネジャーが投票メンバーであるポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

― 全体的なリスク選好およびリスク配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
― 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
― 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
― 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における資本配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
― すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

法的フレームワークを考慮に入れた当業務の主要な焦点は、合意された規制の計画表に従うこと、および当行の共同リスク管理インフラをさらに発展させることである。2013年度において、オペレーショナル・リスクに関するグループ全体のAMAモデルは、ポストバンクで使用することを規制当局に承認された。さらに、大企業顧客は現在、当行の信用プラットフォームにおいて中央管理されている。』

リスク文化

当行は、組織全体にわたり強靭なリスク文化を促進するよう努めている。強靭なリスク文化は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することを目的としている。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靭なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靭なリスク文化の重要性を伝えている。このメッセージをさらに強化するため、当行は的を絞った研修を強化している。2013年度において、当行の従業員は全世界で114,000超の必須研修モジュールに参加した。これには、例えば業務行動・倫理規範、不正の認識およびMaRisk入門が含まれていた。当行のリスク文化を強化する継続的な努力の一環として、当行はさらにモジュールを発展させるため、または既存の内容を強化するために定期的に研修一式をレビューしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化の行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスは当行のCB&SおよびGTB部門において2010年度から実施されており、その後当行のDeAWM、NCOUおよびリスク部門に広げられている。当行は2014年度に銀行全体に広げることを達成する予定である。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するよう設計されている。追加的な測定尺度がすでにレビューされており、2014年度にプログラムに追加される予定である。

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するために引き受ける準備のある、リスク水準を示している。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、資本、資金調達およびリスク・リターンの検討に関してより総体的な見通しを作成することを目的としている。リスク選好は、当行が資本、資産および借入能力を検討する当行のリスク能力の範囲内で設定される。ここで当行はストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回レビューのうえ承認している。

当行は、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行は、当行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク測定基準を指定している。これに加えて、当行はリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行はストレス下における一連の測定基準（普通株式等Tier 1(以下「CET1」という。）資本比率、内部適正自己資本(以下「ICA」という。)比率、ストレスのかかった正味流動性ポジション(以下「SNLP」という。))を、定期的に実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価し、これらを以下の表で定義するRed-Amber-Green（以下「RAG」という。)の水準と比較している。

RAGの水準	CET1資本比率	内部適正自己資本	正味流動性ポジション
正常	8.0%超	135%超	5十億ユーロ超
警告	8.0%－5.5%	135%－120%	5十億ユーロ－0十億ユーロ

危機的状況	5.5%未満	120%未満	0十億ユーロ未満

当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野／ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関してグループ執行委員会で協議される。このプロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略の方向性に従って具体的な目標が決定される。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにグループ執行委員会および取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要および経済的資本）が導出される。

当該目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。

2012年9月、当行は新たな戦略的指令「戦略2015プラス」を伝達した。当行のフランチャイズ企業の強化とともに、当行は2015年度第1四半期までに、CRR/CRD 4規則の完全適用下における資本ポジションである10%超のCET1資本比率を目指している。この目標は、目標とする成長分野における堅調な収益生成だけでなく、2015年度までに年間コストを45億ユーロ削減し、当行の中核事業に関して費用収益比率65%未満の達成を目標とする当行が公表したオペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの実施を反映した利益剰余金の仮定値に基づいている。当行の資本比率の目標は、特に当行のNCOUにおけるリスク圧縮手法によっても支援される。

再建および破綻処理計画

2007年／2008年の金融危機は、銀行および広範な金融市場を前例のない圧力にさらした。これらの圧力は、政府による一定の銀行に対する大規模支援および中央銀行による大規模介入を招いた。また、この危機は多くの金融機関に、事業を大幅に再

構築し、資本、流動性および資金調達基盤を強化することを強いた。この危機は、多くの金融機関が、急速に進展するシステミック危機に十分に備えていなかったため、潜在的な破綻を回避し、金融システムおよび最終的には経済および社会に重大な悪影響を与えることを防ぐ方法で行動および対処できないことを明らかにした。

この危機に対応して、金融安定化委員会(FSB)は、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の一覧を公表し、そのメンバーである金融機関に対しG-SIB内における再建および破綻処理計画の作成を命じて支援する旨を助言した。これに対応する法律がドイツおよび米国を含むいくつかの法域で制定された。当行はG-SIBの1行として識別されたため、当グループの再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを関連する規制当局に提出した。再建計画は少なくとも年1回更新され、事業および規制上の要件の変動を反映する。

再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行の財務体質および存続可能性を回復する準備を当行に実施させる。再建計画のより具体的な目的は、当行の資本または流動性ポジションに重大な影響を与える金融ストレスのかかった状況にどのように対応可能かの概要をまとめる点である。そのため、これは当行、当行の顧客および市場を守り、よりコストの高い潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、当行は資本および流動性に重大な影響を与える多数のストレス・シナリオを軽減する幅広い再建手法を識別している。これらのシナリオは特異かつ市場全体の両方の事象から生じる。当行のガバナンス構造および所定のプロセスは、危機的事象が発生した場合の再建のための選択肢の監視、上申、意思決定および実行を促進する助けとなる。

再建計画の主な目的は、当行が十分な資本および資金調達の両方を確保するために取る必要のある厳選された措置によって、厳しい状況からの再建を支援することである。この計画は、危機が当行の存続を脅かす可能性のある極端なシナリオ（例えば重大な資本の喪失または必要な時に市場の流動性にアクセスできない状況）において、当行のリスク管理フレームワークを拡大し実行することができる。取締役会は、いつ再建計画を実行しなければならないか、どの再建手法が適切と考えられるかを決定する。

再建計画は、FSB、EU、ドイツおよびその他の主要法域の規制を含む多数の規制をカバーするよう設計されている。さらに、この計画は当行の危機管理グループ(以下「CMG」という。)との広範囲の協議からのフィードバックを組み込んでいる。このCMGは、主要な国内およびホスト当局により組織され、BaFinおよび当行の国内銀行当局としての連邦銀行によって率いられている。当行は、当行に影響を与える世界的な金融危機の管理および解決に対する準備を強化および促進する目的でCMGに報告を行う。また、このCMGは、企業がシステミックな存在感を有しているその他の法域における当局と緊密に協力することを目的としている。

当行は、ドイツ銀行法第47g条に規定される当行のグループ破綻処理計画を作成する義務を支援するためBaFinと、また、特に発生する可能性のある潜在的な事象を含む米国事業の破綻処理活動の詳細計画に関して米国の規制当局と、緊密に作業を行っている。

この米国の破綻処理計画は、厳しい財政難または破産の場合に当行の米国事業の整然とした破綻処理に備えるために設計されている。米国の破綻処理計画は、資産50十億ドル超のすべての銀行のホールディング・カンパニー、米国支店を有する外国銀行および指定されたSIFIに、重大な財政難または破産の場合の政府支援のない「迅速かつ整然とした破綻処理」を促進する年次計画を提出することを要求する、ドット・フランク規則第165(d)条に規定される要求に従っている。

米国の破綻処理計画の核となるのは、重要な事業(以下「CO」という。)、核となる事業ライン(以下「CBL」という。)および重要な法人(以下「MLE」という。)である。米国の破綻処理計画は、Fed およびFDICにより識別されたCOが、どのように財政難および破綻処理中に維持され、米国の金融の安定に対し潜在的にシステミックな影響を緩和するのかを説明している。また、米国の破綻処理計画は、当行の定義によって決まるCBLが破綻処理中に売却または縮小されるか否かを計画している。最後に、米国の破綻処理計画は、重要な事業または核となる事業ラインの活動にとって重要な事業体と定義された各MLEに関して破綻処理戦略を計画している。米国の破綻処理計画において対処される主要な要因には、以下を確実に実施する方法が含まれている。

- その他の米国および米国外の法人ならびに支払サービサー、取引所および主要ベンダーのような第三者からの事業に関する継続的支援
- 外部および内部の両方の源泉からの資金調達の利用可能性
- 破綻処理中の主要な従業員の確保
- 効率的かつ協調的な国外の契約の終了

米国の破綻処理計画は、事業、重要なインフラおよび主要な相互関係を正確に反映するために、米国の事業およびインフラ・グループと共同で起草された。

リスク評価および報告

リスク測定基準

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク

区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- **RWA相当額。**これは、リスク・ウェイティッド・アセット（以下「RWA」という。）合計に、RWAに転換された場合の個別に配分された普通株式等Tier 1資本控除項目の理論上の金額を加えた金額として定義されている。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWA相当額は、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは現在有効な「バーゼル2.5」のヨーロッパの法律(CRD) および2013年12月31日まで適用されるドイツの法律(SolvV)に従って計算される。しかし、当行は、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される、想定上のCRR/CRD 4の要件に基づき追加的なRWA相当額の計算も実施している。
- **予想損失**。当行は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの測定尺度として、予想損失を用いている。予想損失は、当行の過去の損失実績に基づいて、各報告日現在で1年以内にこうしたリスクから予想される債務不履行によって引き起こされる損失の測定値である。信用リスクの予想損失の計算に当たって当行は、信用リスク格付、担保、返済期限および統計的平均化手法を考慮に入れて、異なる種類のエクスポージャーおよび与信枠に関するリスク特性を反映する。すべてのパラメータの仮定は、当行の内部的な債務不履行および損失実績に基づく最大9年間の統計的検討ならびに外部のベンチマークに基づいている。当行は、リスク管理プロセスの手法として、また経営管理報告システムの一環として、予想損失を用いている。当行はまた、財務諸表に計上される集合的評価の信用リスク引当金の構成要素として、該当する予想損失の計算結果を考慮する。オペレーショナル・リスクに関しては、内部損失実績の統計的平均値、最近のリスク傾向および将来の見積りから予想損失を算定している。
- **リスク・ウェイテッド・アセット利益率(以下「RoRWA」という。)。**規制自己資本による制約を受ける時代において、RoRWAは、当行の顧客との関係の収益性（特に信用リスク）を評価するための重要な測定基準になっている。RoRWAは現在、主要な業績指標であるため、従来使用されていた経済的資本に基づくRARoCによる収益性の測定尺度よりも注目されている。
- **バリュー・アット・リスク。**当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュー・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュー・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュー・アット・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュー・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常な／ストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュー・アット・リスクは、正常な／ストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。
- **経済的資本**。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスクの要素である債務不履行リスク、移転リスクおよび決済リスク、ならびにマーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。

ストレス・テスト

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行は信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスクおよび流動性リスク等のすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは1年間である。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが年次で実施される。統合されたインフラにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオが実行可能になる。

当行の内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してdbResearchによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。dbResearchは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行の事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて対象となる問題の専門家による特定のリスク要因に置き換えられる。RWAのような内部的なモデル測定基準を

使用することにより、ストレス下における損失および経済的資本がリスク種類別に計算される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるSNLP、CET1比率およびICA比率等の主要な測定基準が算定される。ストレス・テストの結果および基礎となるシナリオは、リスク部、財務部および事業ユニット内のシニア・マネージャーによって様々なレベルでリスク種類全体にわたりレビューされる。これらを当行の所定のリスク選好と比較し一定の限度枠を超える場合には、上級管理職は、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置を決定する。また、この結果は、危機の際の銀行の回収可能性に関して重要な年次再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、銀行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級管理職に提出される。2013年度において、当行は様々な厳しいストレス事象に基づく内部的なストレス・テスト・プログラムの範囲内で引き続き十分な資本を有しており、このストレス・テスト・プログラムによって資本不足が認められた場合には、これらのシナリオにおける潜在的な再建措置の利用可能性を維持している。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク

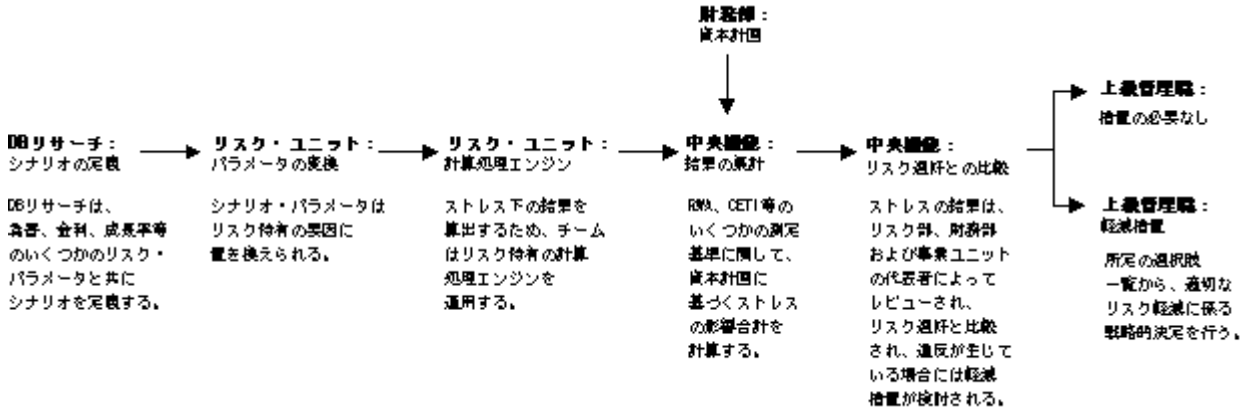

リスクの報告および測定システム

当行は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、法務リスクおよび流動性リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告の裏付けとなるリスク・データおよびシステムを、中央に一元化している。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる個々に適した報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を促進しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行のリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。その結果、当行の取締役会は、CRR第435条目的で、当行のリスク管理システムは当行のリスク・プロファイルおよび戦略に適合していると考えている。

中央のガバナンス組織に当グループのリスク・エクスポージャー関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 当行のリスクおよび資本プロファイルは、CaRおよび取締役会に月次で提出され、その後に監査役会のリスク委員会に参考情報として提出される。この報告書は、当グループの現在のリスク、資本および流動性の状況の概要からなり、規制自己資本および経済的資本の適正性に関する情報も組み込まれている。
- 当行の資本、流動性および資金調達に関する概要は、グループ資本管理およびグループ財務部長により、CaRに毎月提出される。この報告書は、コアTier 1資本（CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1資本）およびCRR/CRD 4によるレバレッジ比率ならびに当行の現在の資金調達・流動性の状況、流動性ストレス・テストの結果および偶発事象の測定尺度の概要を含む重要な測定基準に関する情報からなる。
- グループ全体のマクロ経済のストレス・テストが四半期毎に2回実施され、CRRCに報告される。これらは、必要に応じ、グループ・レベルの特別ストレス・テストにより補足される。
- リバース・ストレス・テストは、当行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオの重大度を決定するために年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、仮想のマクロ経済シナリオに基づき、当行の業績に対する主要なリスクの重大な影響を考慮に入れる。リバース・ストレス・テストに従って当行が存続不可能になるような仮想のマクロ経済シナリオを現在の経済環境と比較することで、当行はこのような仮想のマクロ経済シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。リバース・ストレス・テストのシナリオの極めて低い発生可能性を考えると、当行の事業の継続性はリスクにさらされていないと当行は考えている。

上記の報告書は、リスク部および財務部の、他の一連の標準および特別の経営管理報告書により補完される。これらは、グループ・レベルのリスクおよび資本管理に責任を負う複数の異なる上級委員会に提示される。

『

リスク一覧

当行は事業活動の結果として様々なリスクに直面する。そのうち最も重要なリスクは、以下に記載されている。信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから規制自己資本が導かれる。当行の内部の適正自己資本評価プロセスの一環として、当行は、当行の事業活動から生じるリスクをカバーするために、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから経済的資本の金額を、これらのリスク種類全体にわたる分散効果を考慮に入れて計算する。さらに、当行の経済的資本フレームワークは、例えば専用のECモデルが存在しない風評リスク、借換リスクなどの追加的なリスクを暗黙のうちにカバーしている。流動性リスクは別個にカバーされるため経済的資本の計算から除外されている。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権（以下のより詳細な信用リスクの項を参照。）を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ、FX先渡および金利先渡契約等）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

当行では信用リスクを3種に区分している。

- 債務不履行リスクは、信用リスクの最も重要な要素であり、相手先が上記の債権に関連する契約上の義務を履行しないリスクである。
- 決済リスクは、取引の決済または清算が行われないリスクである。決済リスクは、現金、有価証券および／またはその他の資産の交換が同時でない場合には常に生じ、当行は相手先が債務不履行をした場合の潜在的損失にさらされる。
- カントリー・リスクは、ある国において、重要な経済状況の悪化、政治的・社会的激変、資産の国有化・没収、対外債務に対する政府による支払拒絶または破壊的な通貨の下落・切り下げを含む、主にその法域における相手先に影響を与える様々なマクロ経済または社会的事象により、当行が予期しない債務不履行または決済リスクおよびその後の損失を経験する可能性があるリスクである。また、カントリー・リスクは、国家の直接的介入により非居住者に対する資産の移転ができなくなったため債務者がその義務を履行することができなくなった際に生じる移転リスクを含んでいる。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場価格および相場（金利、株価、外国為替レートおよびコモディティ価格を含む。）、それらの相関関係ならびにボラティリティ水準の変動に関する不確実性から発生する。当行はマーケット・リスクを大きく異なる以下の3種類に区分している。

- トレーディング・マーケット・リスクは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）部門のマーケット・メーキング活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- トレーディング債務不履行リスクは、トレーディング商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行のトレーディング・ユニット業務以外の、当行のバンキング勘定およびオフバランス項目の市場の変動から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスクならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から発生するマーケット・リスクが含まれている。また、トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデル化によるリスクが含まれている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人員およびシステムが不十分または機能しないこと、または外部の事象から生じる損失のリスクを意味しており、法務リスクが含まれている。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行することができない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を履行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。』

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがある。2012年度末現在、当行は、ビジネス・リスクの下位区分である戦略的リスク・モデリングを改善するために強化された経済的資本モデルを導入した。このモデルは現在、毎月のECの計算において使用されており、経済的資本および資本計画プロセス間のより良好な結び付きを提供している。

風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ある顧客に関わる取引、相手先または実務慣行に関する評判が当行の組織に対する一般大衆の信頼にマイナスの影響を与えるリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク管理プログラム(RRMプログラム)によって管理されている。RRMプログラムは、顧客との取引からまたは異なる事業活動を通じて生じる風評リスク問題の識別、上申および解決のための一貫した基準を規定するために設定された。風評リスク問題の識別、上申および解決に関する一義的な責任は、各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクを最小化するために起こりうるリスク要因の観点から近い将来の取引または予定されている取引を分析および評価する義務がある。潜在的な風評リスクが識別された場合、各業務部門内の十分な上級レベルでのさらなる検討のため回付されなければならない。問題が残る場合には、その後、関連する事業および管理グループの適切な上席メンバー間の協議のために上申されなければならない。このような非公式の協議を通じて満足いく結論に達しない風評リスクの問題は、その後、定められた風評リスク上申プロセスを通じたさらなるレビューおよび最終決定のために上申されなければならない。

リスクExCoの小委員会として、グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）は、風評リスク問題の上申が必要であると事業および地域の上級管理職がみなす場合、またはグループの方針および手続に基づき要求される場合に、当該問題のすべておよび新たな顧客の受け入れに関してレビューおよび最終決定を行う。

『

保険業務特有のリスク

当行の保険リスクに対するエクスポージャーは、Abbey Life Assurance Company Limitedおよび当行の確定給付年金債務に関連している。また、年金および保険リスク・マーケット業務において保険関連のリスクがある。当行のリスク管理のフレームワークにおいては、当行は保険関連リスクを主にトレーディング以外のマーケット・リスクとしてみなしている。当行は、これらのリスクの計算における基礎となる仮定を定期的に監視し、適切とみなした場合には再保険等のリスク軽減措置を追求する。当行は主に以下の保険関連リスクにさらされている。

- 長寿リスク。即時型年金商品および据置型年金商品に係る平均余命の改善率が予測範囲を外れるリスク。
- 死亡および罹病リスク。保険商品に係る死亡請求数または障害請求数が予測範囲を外れるリスクおよび1件以上の大型請求が発生するリスク。
- 費用リスク。保険契約の管理費が予測範囲を外れるリスク。
- 継続リスク。保険契約の失効率が予測範囲を外れるリスク。

実績値が基礎となる仮定より好ましくない範囲で、またはより煩雑な仮定により引当金の積み増しが必要となる範囲で、保険企業の資本必要額が増加する可能性がある。』

モデル・リスク

モデル・リスクは、不適切、不正確または誤使用されたモデルに基づく決定から悪影響が生じる可能性のリスクである。この場合のモデルは、入力データを加工して定量的または定性的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチとして定義される。

『

リスクの集中

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国々、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる可能性がある。集中の管理は、個別のリスク種類の管理の一環として統合され継続的に監視されている。その主要目的は、ポートフォリオにおける過度の集中を回避することであり、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク項目（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク管理およびその他）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップ・ダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトム・アップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2013年度を通じてクロス・リスク・レビュー委員会であった。これは、資本およびリスク委員会(CaR)およびリスク執行委員会(リスクExCo)の小委員会である。

次へ

信用リスク

当行は以下の原理および原則を使用して信用リスクを測定および管理する。

- 当行の信用リスク管理機能は、当行の業務部門から独立しており、当行の各部門において、与信意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行の業務部門の担当者と共同で、当行の顧客の選択が達成される。
- 当行は、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行のリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行は、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな方向での信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行は、無担保のキャッシュ・ポジションを引受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行は担保契約を通じて当行のデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行は、資質、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行は、規制上の要件に従って、適用されるグローバルな基準に基づいて、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行は信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。NCOUに移管された資産に関する信用カバレッジには、当行の中核信用組織の専門知識を利用する。
- 当行の信用関連業務は、当行の信用リスク管理原則により統治される。当該原則は、信用リスクに関する当行の全般的なリスク原理、ならびに当該リスクを管理するための当行の手法につき定義している。当該原則は、信用リスク管理に関する主要な組織上の要件、役割および責任、ならびにプロセスの原則を定めており、当行が行うすべての信用関連業務に適用される。

信用リスク格付

与信承認プロセスの基本的かつ重要な要素は、それぞれの信用に関連する相手先の詳細なリスク評価である。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の26等級に分かれた格付等級を適用している。当行の格付手法の大部分は、適用されるバーゼル規則に基づく先進的内部格付手法内での使用が承認されている。当行の格付等級により、当行の内部格付を一般市場慣行と比較することができ、また、当行機関の異なるサブポートフォリオ間の比較可能性が促進される。その内のいくつかの債務不履行格付により当行は、無担保の相手先の債務不履行エクスポージャーの潜在的な回収可能率を盛り込むことができる。当行は通常、相手先を個別に格付けしているが、一定の購入債権または証券化債権ポートフォリオについてはプール・ベースで格付けしている。格付けは、最新状態に保たれ、かつ文書化される必要がある。

当行のリテール業務においては、自動判定エンジンを利用することで、均質のポートフォリオの信用度調査および相手先の格付けが入手される。自動判定エンジンには、定量面（財務数値等）、行動的側面、信用調査所(ドイツのSCHUFA等)の情報および一般的な顧客データが組み込まれている。判定エンジンは、これらの入力要因を使用して、借手の信用度に加え、担保の考慮後、予想損失および最終の与信意思決定を処理するために必要な追加行動計画を決定する。当行のリテール業務において実施している定着した格付手続は、多変量統計モデルに基づいており、このポートフォリオの個々の与信意思決定およびリテール・ポートフォリオ全体の管理を支援するために使用される。

すべての相手先の格付手続のアルゴリズムは、債務不履行実績ならびにその他の外部・内部要因および専門家の判断に基づき頻繁に再調整される。

ポストバンクもまた、バーゼル2.5に基づく基礎的内部格付手法内での使用が承認された内部格付システムを利用している。すべての内部格付およびスコアリングは、当該クラスについて決定されたデフォルト確率にそれぞれの格付またはスコアリング結果を割り当てる統一的なマスター・スケールに基づいている。リスク・ガバナンスは、ポストバンクおよびドイツ銀行両行からのメンバーによる共同リスク委員会の構造によりもたらされる。』

格付ガバナンス

ポストバンクを除く当行の格付手法はすべて、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、リスク執行委員会の小委員会であるグループ与信政策委員会（以下「GCPC」という。）による承認を得なければならない。加えて、規制上の承認が必要な場合もある。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、GCPCに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にGCPCに提出され、四半期ごとに最新の状況が報告される。

ポストバンクについては、内部格付システムの有効性の実現および監視に関する責任は、ポストバンクのリスク分析ユニットおよびポストバンクの最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクの検証委員会が負う。格付システムはすべて、ポストバンクの取締役会の承認を得る必要がある。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクの取締役会に定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

『

信用リスクの測定尺度

当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する主要な信用リスクの測定尺度（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）は、内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーである。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。

与信承認および与信権限

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして妥当であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。レビューの結果は、グループ与信政策委員会に提出される。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて引受委員会等の適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。

信用リスクの軽減

相手先の信用の質および当行のリスク選好の決定に加えて、当行はまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- **適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。**
- **債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。**
- **当行の信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性を第三者に対し移転するリスクの移転。**
- **デリバティブならびにレポおよびレポ形式の取引からの信用エクスポージャーを減少させるネッティングおよび担保契約。**
- **ヘッジ会計処理については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」および注記37「デリバティブ」を参照のこと。**

受入担保

当行は通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差し入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、借手の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、通常、質の高い引受基準の必要性に取って代わるものではない。

当行は受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、借手がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権または棚卸資産の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する借手の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。

当行のプロセスは、当行がリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。当行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行は、借手の相手先リスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、借手に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、CB&Sコーポレート部門およびGTBコーポレート部門内の国際的投資適格ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは、CB&S部門およびGTB部門の各業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブのネッティングおよび担保契約

以下に概説するように、ネッティングは主にOTCデリバティブ取引に適用される。ネッティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネッティングが認められる範囲で、証券金融取引にも適用される。
『

中央清算機関（CPP）クリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行は顧客と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のネッティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する（以下「クローズ・アウト・ネッティング」という。）。当行はまた、デリバティブ業務の一部（為替取引等）でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関して同日同通貨払いの金額を相殺し（以下「ペイメント・ネッティング」という。）、決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、ネッティングを適用する。

当行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（credit support annexes）（以下「CSA」という。）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーのマージニングを定期的に（通常は毎日）実施し、リスクの軽減を図る。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネッティングと同様に、当行が当該条項に強制力があると考える場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、まれに当行のみに適用される場合もある。当行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テスト結果」の表を参照のこと。

『

信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行は、さまざまな定量的手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動を監視している。これには、専用のストレス・テストによって支援される、担保の種類内における潜在的な集中の監視も含まれる。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

信用リスクの監視

ドイツ銀行の信用リスク・ポジションの継続的かつ積極的な監視および管理は、当行の信用リスク管理のフレームワークにおいて不可欠な一部である。信用リスクの過度の集中を回避するために、監視の主な重点は、質的傾向ならびに相手先リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよび商品特有のリスクの各側面における集中に置かれる。ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行の信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

相手先リスク管理

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行はまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行は、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、将来起こり得る潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行の与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。これらの各サブ・ポートフォリオに関して、通常年1回「業界バッチ報告書」が作成される。この報告書は、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク／経済価値プロ

ファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストを組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

業界バッチ報告書は、リスク執行委員会の小委員会であるグループ与信政策委員会に提示され、その後取締役会に提出される。合意されたスケジュールに従って、一定数の業界バッチ報告書が、監査役会のリスク委員会にも提出される。これらの業界バッチ報告書に加えて、業界別サブ・ポートフォリオの動向は年度中、定期的に監視され、承認されたサブ・ポートフォリオ戦略と比較される。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、グループ与信政策委員会のために定期的な概略が作成される。』

カントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理のフレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限度枠が適用される。新興市場は地域別にグループ化され、当該各地域およびリスクの高い先進国市場に関して、通常年1回「カントリー・バッチ報告書」が作成される。当該報告書は、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成および集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク／経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限度枠および戦略が設定される。カントリー・リスク限度枠は、委譲された権限に従い、当行の取締役会またはクロス・リスク・レビュー委員会（当行のリスク執行委員会ならびに資本およびリスク委員会の小委員会）のいずれかによって承認される。

カントリー限度枠のフレームワークは、各リスク分野別に管理されるすべての主要なリスク区分をカバーする。

- **信用リスク：** 限度枠は、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。当該限度枠には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。これとは別に、移転リスク限度枠がこれらの相手先の与信限度枠のサブリミットとして設定され、ドイツ銀行のクロスボーダー・エクスポージャーに適用される。
- **マーケット・リスク：** 限度枠は、新興市場におけるトレーディング・ポジションのリスクを管理するために設定され、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づいて設定される。
- **財務リスク：** あるドイツ銀行事業体の他のドイツ銀行事業体に対するエクスポージャー（資金調達、資本またはマージン）は、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクを考慮して、限度枠の対象となる。
- **ギャップ・リスク：** 限度枠は、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

当行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したdbResearch機能により設定され、以下を含んでいる。

- **ソブリン格付：** 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- **移転リスク格付：** 「移転リスク・イベント」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の測定尺度。
- **イベント・リスク格付：** 当該国に関連するマーケット・リスク要因（金利、信用スプレッド等）に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本報告書の「マーケット・リスクの監視」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行のイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、クロス・リスク・レビュー委員会によって少なくとも年に1回レビューされる。ただし、必要と思われる場合には、より頻繁にレビューが実施される。

ポストバンクの格付は、格付手法によって月次でレビューされ、必要な場合は修正される。すべての関連する国々のカントリー・リスク限度枠およびソブリン・リスク限度枠は、ポストバンクの取締役会によって年1回承認される。

商品特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、当行は商品特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠を設定している。特定の商品の限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の場合に重大な損失につながる可能性がある場合に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは一定のクレジット商品に影響を及ぼす他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。さらに当行は、モーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、個々に合わせた顧客分析が二次的なものである場合、十分に均質なポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。

主な重点は引受上限に置かれる。こうした上限は、リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行がコミットメントを引き受ける場合における取引に関する複合リスクを限定する。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行が与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行が当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意

味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でのマーケット・リスクにもさらされる。当行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

『

決済リスク管理

当行のトレーディング業務は、それらの取引の決済時にリスクを生じさせる可能性がある。決済リスクは、ドイツ銀行が現金またはその他の資産の価値を相手先と交換する際に生じる。決済リスクとは、当行が（現金またはその他の資産の）支払または引渡義務を相手先に対して履行した後で、相手先が（現金またはその他の資産の）引渡義務を当行に対して果たせない場合に発生する損失のリスクである。

当行は多様な取引について、クリアリング機関を通じて取引を清算することにより、決済リスクを軽減している。クリアリング機関は、両当事者のステークホールダーとして有効に機能し、両当事者がそれぞれの契約上の義務を満たした場合にのみ取引の決済を行う。

このような決済システムが存在しない場合には、トレーディング当事者間で取引上の支払と引渡を同時に起こすのが実務上一般的である（自由決済）。これらの場合は、二者間の（バイラテラル）ペイメント・ネッティング（支払相殺）契約の履行を通じて決済リスクの軽減を図ることができる。当行はまた、決済リスクを削減するための業界のイニシアチブにも参加している。自由決済取引に関する決済リスクを引受けるには、事前に承認された決済リスク限度枠か、あるいは特定の取引ごとの承認のいずれかにより、当行の信用リスク部の承認を受ける必要がある。当行では、与信承認目的で、決済リスク限度枠を他の信用エクスポージャーと合算することはない。しかし、ある決済リスクが受入れ可能かどうかを判断する際は、エクスポージャーの総額を考慮に入れる。』

信用リスク手法－信用リスクに関する経済的資本

当行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.98%の確率で吸収するレベルに設定される。

当行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、バーゼル2.5内部モデル手法（以下「IMM」という。）に基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。アルファ係数は、リスク・ウェイテッド・アセットの計算に使用されるものと同一であるが、1.0を下限としている。2013年12月31日現在のアルファ係数は1.22に調整された。当行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

信用エクスポージャー

相手先信用エクスポージャーは、当行の伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（FX先渡および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行のポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

『

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネッティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネッティングの構成要素は、法的強制力のあるネッティング契約の影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行は、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ[1]	最大信用リスク・エクスポージャー[2]	信用補完			
		ネッティング	担保	保証およびクレジット・デリバティブ[3]	信用補完合計
銀行預け金	17,155	0	0	13	13
利付銀行預け金	77,984	0	2	31	34
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,363	0	25,100	0	25,100
借入有価証券	20,870	0	20,055	0	20,055
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産[4]	824,458	434,328	206,002	3,851	644,181
売却可能金融資産[4]	46,413	0	760	110	870
貸出金[5]	382,171	0	198,668	29,971	228,640
信用リスクにさらされるその他の資産	59,030	43,574	1,150	385	45,109
金融保証およびその他の信用関連偶発負債[6]	65,630	0	7,209	11,513	18,722
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント[6]	126,660	0	4,538	9,182	13,720
最大信用リスク・エクスポージャー	**1,647,733**	**477,902**	**463,484**	**55,056**	**996,442**

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（1,035,946百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。利付銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。
3 クレジット・デリバティブは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。
4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
5 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
6 数値は名目金額で反映されている。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ[1]	最大信用リスク・エクスポージャー[2]	信用補完			
		ネッティング	担保	保証およびクレジット・デリバティブ[3]	信用補完合計
銀行預け金	27,877	0	0	1	1
利付銀行預け金	120,636	0	2	35	37
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	36,570	0	36,349	0	36,349
借入有価証券	24,013	0	23,308	0	23,308
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産[4]	1,125,019	657,826	211,397	3,968	873,191
売却可能金融資産[4]	47,110	0	1,287	703	1,990
貸出金[5]	402,069	0	208,681	37,841	246,522
信用リスクにさらされるその他の資産	86,643	69,546	6,653	12	76,211
金融保証およびその他の信用関連偶発負債[6]	68,358	0	7,810	8,444	16,254
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント[6]	129,657	0	4,771	10,558	15,329
最大信用リスク・エクスポージャー	**2,067,952**	**727,372**	**500,258**	**61,562**	**1,289,192**

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（1,274,960百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。利付銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。
3 クレジット・デリバティブは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。
4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
5 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
6 数値は名目金額で反映されている。

2013年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の区分には、売戻条件付買入有価証券117十億ユーロ（2012年12月31日現在125十億ユーロ）および借入有価証券32十億ユーロ（2012年12月31日現在28十億ユーロ）（担保水準が非常に高い結果として、正味信用リスクは双方とも限定されていた。）ならびに86%超が投資適格（2012年12月31日現在85%

超）のトレーディング可能債券126十億ユーロ（2012年12月31日現在159十億ユーロ）が含まれていた。上記の売却可能金融資産の区分は、主に97%超が投資適格（2012年12月31日現在95%超）の負債証券を反映していた。』

2013年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの大幅な減少は主に、264十億ユーロ減少して2013年12月31日現在505十億ユーロとなったデリバティブのプラスの時価（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれる。）および、43十億ユーロ減少して2013年12月31日現在78十億ユーロのエクスポージャーを計上した利付銀行預け金によるものであった。』

信用補完は、3つの区分（ネッティング、担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブ）に分けられる。ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断に対しては慎重なアプローチが取られ、市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないようにしている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に西ヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行は、均質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

当行は、信用の質を内部格付から導き出し、当行のエクスポージャーを以下に示す各クラスにグループ化している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスク格付」および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ[1]	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
銀行預け金	13,804	1,971	998	311	17	55	17,155
利付銀行預け金	71,053	5,078	1,145	391	282	35	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	3,774	19,949	1,904	1,516	201	19	27,363
借入有価証券	12,783	6,381	1,057	382	267	0	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産[2]	282,000	368,969	69,497	84,517	14,009	5,466	824,458
売却可能金融資産[2]	35,708	5,366	1,662	1,171	586	307	44,799
貸出金[3]	34,708	53,624	99,941	127,613	40,869	9,884	366,639
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	999	2,894	2,088	962	817	286	8,046
信用リスクにさらされるその他の資産	7,923	37,446	2,821	9,416	1,140	284	59,030
金融保証およびその他の信用関連偶発負債[4]	8,318	19,285	20,234	11,604	4,382	1,807	65,630
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント[4]	19,791	31,009	37,326	25,363	11,927	1,245	126,660
合計	**489,860**	**549,078**	**236,584**	**262,284**	**73,680**	**19,102**	**1,630,588**

1　特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
2　エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
3　貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
4　数値は名目金額で反映されている。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ[1]	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
銀行預け金	24,950	1,528	988	193	171	47	27,877
利付銀行預け金	110,051	7,238	1,369	746	79	65	119,548
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	1,605	32,560	1,332	877	140	56	36,570
借入有価証券	14,708	7,342	1,216	439	306	0	24,011
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産[2]	349,773	553,851	99,414	91,766	23,044	7,065	1,124,913
売却可能金融資産[2]	30,077	8,303	4,076	1,913	515	1,964	46,848
貸出金[3]	52,248	52,133	99,418	129,814	39,193	12,955	385,761
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	3,285	4,444	2,333	4,292	861	726	15,941
信用リスクにさらされるその他の資産	6,472	40,131	2,688	35,145	1,300	110	85,846
金融保証およびその他の信用関連偶発負債[4]	9,064	19,192	21,304	11,460	4,886	2,455	68,361
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント[4]	20,233	37,456	37,754	22,631	10,068	1,515	129,657
合計	**619,181**	**759,734**	**269,559**	**294,984**	**79,702**	**26,232**	**2,049,392**

1　特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
2　エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
3　貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
4　数値は名目金額で反映されている。』

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の総額ベースのエクスポージャー（すなわち、信用補完前）は、主にデリバティブのプラスの時価の減少に起因して、大幅に減少した。信用補完後の純額ベースでは、ポートフォリオの質は依然として広く安定的であり、投資適格の相手先に大きく偏っていた。

主要な信用エクスポージャーの区分

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状およびその他（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネッティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネッティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証書、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネッティングおよび受入担保を適用後）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、利付銀行預け金、現金および銀行預け金、売却目的保有資産ならびに未収利息は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。伝統的な証券化ポジションおよび持分投資についても除外されており、これらはそれぞれ「証券化」ならびに「トレーディング以外のマーケット・リスク－投資リスク」および「トレーディング以外のマーケット・リスク－保有する持分投資」の項で具体的に扱われている。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	40,515	92,234	6,716	40,709	14,921	109,871	19,947	176,720	501,633
グローバル・トランザクション・バンキング	72,868	15,931	52,049	500	958	65	171	5,630	148,171
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	32,214	3,070	2,795	791	16	9,023	2,946	15	50,869
個人顧客および中堅企業	213,252	13,685	1,595	498	0	1	16,240	15,090	260,362
非中核事業ユニット	23,215	1,450	2,416	2,211	1,891	7,196	4,841	15	43,236
連結および調整	106	289	58	7	1	5	97	12	575
合計	**382,171**	**126,660**	**65,630**	**44,716**	**17,787**	**126,160**	**44,242**	**197,482**	**1,004,848**

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	43,103	95,703	8,031	53,427	14,052	134,026	10,457	189,681	548,480
グローバル・トランザクション・バンキング	69,963	13,552	52,297	721	827	52	193	2,965	140,570
ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	29,522	3,401	2,824	768	21	12,803	3,044	142	52,525
個人顧客および中堅企業	209,029	14,196	1,764	1,150	0	80	17,931	20,936	265,086
非中核事業ユニット	50,162	1,480	3,353	6,373	2,736	12,324	12,485	150	89,063
連結および調整	290	1,325	89	5	2	64	45	0	1,820
合計	**402,069**	**129,657**	**68,358**	**62,444**	**17,638**	**159,349**	**44,155**	**213,874**	**1,097,544**

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは927億ユーロ減少した。

- 部門の観点からは、デリバティブの時価、デリバティブ以外のトレーディング資産および貸出金に主に起因して、CB&Sにより468億ユーロおよびNCOUにより458億ユーロの減少が達成された。
- 商品の観点からは、対前年度比で若干増加したトレーディング可能債権および売却可能負債証券を除いて、さまざまな区分にわたってエクスポージャーの減少が見られた。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
銀行および保険	25,100	21,070	15,289	22,243	5,389	34,427	14,212	195,273	333,002
ファンド運用管理	10,029	4,756	1,255	3,326	421	4,771	235	20	24,814
製造	21,406	28,844	18,767	1,077	1,301	2,999	314	0	74,708
卸売および小売	13,965	10,208	5,610	904	936	811	128	0	32,562
個人	193,515	10,839	2,645	665	611	1	0	59	208,336
商業用不動産	34,259	2,525	831	661	2,047	1,140	88	136	41,686
公共部門	16,228	1,928	135	4,299	592	64,286	26,101	681	114,250
その他	67,668[5]	46,491	21,099	11,541	6,488	17,726	3,166	1,313	175,490
合計	**382,171**	**126,660**	**65,630**	**44,716**	**17,787**	**126,160**	**44,242**	**197,482**	**1,004,848**

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

5　「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
銀行および保険	27,849	22,083	16,020	32,673	2,643	39,508	15,280	207,539	363,595
ファンド運用管理	16,777	6,248	2,063	4,583	520	7,568	1,092	18	38,869
製造	23,203	30,347	18,899	1,626	2,327	3,554	482	0	80,438
卸売および小売	17,026	8,799	6,080	757	531	1,124	149	0	34,466
個人	180,974	12,273	2,593	730	1,342	7	0	45	197,964
商業用不動産	45,306	2,677	690	1,567	2,288	1,367	68	0	53,963
公共部門	15,378	1,370	107	6,319	309	88,215	25,095	1,028	137,821
その他	75,556[5]	45,860	21,906	14,189	7,678	18,006	1,989	5,244	190,428
合計	**402,069**	**129,657**	**68,358**	**62,444**	**17,638**	**159,349**	**44,155**	**213,874**	**1,097,544**

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

5　「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

産業の観点からは、当行の信用エクスポージャーは銀行および保険（306億ユーロ）、公共部門（236億ユーロ）、ファンド運用管理（141億ユーロ）、商業用不動産（123億ユーロ）ならびに製造（57億ユーロ）において対前年度比で減少したが、個人における増加（104億ユーロ）（主に貸出金。当行のリテール勘定の全般的な増加を反映している。）によって一部相殺された。

銀行および保険、製造ならびに公共部門の各産業部門に対する貸出金エクスポージャーは、その大部分が、満期保有目的の投資適格の変動利付貸出金から成る。当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/または取締役会のレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説した更なるリスク軽減の対象にもなっている。

2013年12月31日現在194十億ユーロ（2012年12月31日現在181十億ユーロ）の当行の個人の貸出金エクスポージャーは、当行のPBCのポートフォリオに主に関連している。当該ポートフォリオのうち148十億ユーロ（76%）はモーゲージから成り、このうち116十億ユーロがドイツで保有されている。残りのエクスポージャー（46十億ユーロ、24%）は主に、消費者金融業務関連である。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付けは主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有不動産に関する融資であり、ヨーロッパ（主にドイツだが、スペイン、イタリアおよびポーランドにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。そのエクスポージャーは通常、不動産価格を超えることはない。消費者金融は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。多様な貸出要件（最大貸出金額および最長期限を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は個人の正味所得を考慮する。）。金利は、特にドイツでは、一定期間にわたり概ね固定されている。第二順位抵当貸出金は、積極的には推進していない。

モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者金融貸出金よりも大口であり、より長期のタイムホライズンで供与される。消費者金融貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。無担保であることに鑑み、これらは、モーゲージに比べて金額的にもより小口であり、より短期で供与される。当行の引受基準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）、ならびに低い融資（以下「LTV」という。）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者金融は中リスクとして分類されている。

当行の商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保され、上記の「信用リスク管理原則」に規定された与信引受要件（すなわち、格付けおよびそれに続く、割り当てられた与信権限に基づく与信承認）に従い、また、LTV比率を通常75%未満とする等の追加的な引受および政策ガイドラインの対象となる。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、当行の評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格をレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

NCOUに移管されたエクスポージャーを除き、商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している。ただし、ポストバンクのポートフォリオは、重要性の低い劣後トランシェのサブ・ポー

トフォリオを保有している。証券化のために組成された貸出金は、パイプライン限度枠に基づき、慎重に監視される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行は、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオは償却原価で保有され、これもまた上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行は、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、マクロ経済の状況および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

「その他」の区分の貸出金は、2013年12月31日現在のエクスポージャーが68十億ユーロ（2012年12月31日現在76十億ユーロ）であり、多数の少額の産業部門に関連し、単独で貸出金合計の5%を超える産業部門はない。

2013年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち10%(2012年12月31日現在11%)を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付けの高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

以下の2つの表は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。

主要な信用エクスポージャー区分に関する契約上の残存期間プロファイル（無監査）

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
1年未満	124,456	31,482	36,141	10,746	3,752	27,530	4,328	194,046	432,481
1年－5年	92,255	79,312	21,398	13,442	6,792	38,719	24,783	3,016	279,717
5年超	165,460	15,866	8,091	20,528	7,243	59,911	15,131	419	292,650
信用リスク・エクスポージャー合計	**382,171**	**126,660**	**65,630**	**44,716**	**17,787**	**126,160**	**44,242**	**197,482**	**1,004,848**

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
1年未満	126,008	30,601	35,776	12,561	3,416	37,744	5,702	211,933	463,741
1年－5年	96,802	82,179	23,995	17,821	8,272	46,487	21,110	1,818	298,484
5年超	179,259	16,877	8,587	32,062	5,950	75,118	17,343	123	335,319
信用リスク・エクスポージャー合計	**402,069**	**129,657**	**68,358**	**62,444**	**17,638**	**159,349**	**44,155**	**213,874**	**1,097,544**

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

4四半期にわたり保有する平均信用リスク・エクスポージャー（無監査）

2013年度

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
平均信用リスク・エクスポージャー合計	390,469	130,981	68,198	52,999	16,930	144,386	46,509	212,145	1,062,618

年度末現在の信用リスク・エクスポージャー合計	382,171	126,660	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,004,848

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2012年度

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
平均信用リスク・エクスポージャー合計	409,131	131,289	68,683	68,334	16,638	169,110	42,527	229,623	1,135,335
年度末現在の信用リスク・エクスポージャー合計	402,069	129,657	68,358	62,444	17,638	159,349	44,155	213,874	1,097,544

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

『

地域別の主要な信用エクスポージャー区分

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
ドイツ	200,106	24,042	14,572	2,413	1,451	12,608	10,961	16,444	282,598
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	86,846	36,302	19,991	17,056	5,179	31,296	26,309	58,843	281,823
このうち：									
フランス	2,675	7,807	2,014	1,273	672	6,585	3,691	11,811	36,528
ルクセンブルグ	5,566	1,775	622	1,735	1,362	3,892	3,976	572	19,502
オランダ	12,163	6,058	3,179	3,099	863	4,111	6,382	429	36,285
英国	8,719	8,113	1,817	3,834	942	6,421	5,018	31,403	66,266
東ヨーロッパ	9,773	1,573	2,173	844	2,177	2,532	390	529	19,991
このうち：									
ポーランド	6,862	761	215	59	38	867	259	0	9,061
ロシア	1,752	463	753	74	1,822	600	0	357	5,822
北アメリカ	42,748	58,532	17,212	14,404	6,111	52,298	4,041	92,099	287,444
このうち：									
カナダ	572	1,760	1,571	648	499	2,132	165	798	8,146
ケイマン諸島	2,294	1,725	486	1,118	313	1,909	154	25,633	33,632
米国	35,019	54,432	14,680	12,308	5,113	47,710	3,716	64,532	237,511
中央および南アメリカ	4,539	745	1,338	701	364	3,016	129	1,310	12,143
このうち：									
ブラジル	1,413	249	712	120	162	1,638	17	349	4,660
メキシコ	271	122	34	218	163	279	74	321	1,483
アジア／太平洋	36,151	4,752	9,392	9,081	2,341	23,740	2,286	28,043	115,787
このうち：									
中国	8,894	432	788	623	69	1,183	0	2,123	14,113
日本	848	408	396	3,920	405	5,112	884	16,065	28,038
韓国	2,150	7	930	515	22	977	65	337	5,004
アフリカ	1,879	668	932	191	111	552	0	214	4,546
その他	130	44	19	25	52	118	126	0	515
合計	382,171	126,660	65,630	44,716	17,787	126,160	44,242	197,482	1,004,848

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
ドイツ	199,190	24,301	14,863	3,159	300	19,963	12,794	24,528	299,098
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	104,528	33,922	19,279	29,478	5,589	33,556	25,802	50,362	302,516
このうち：									
フランス	3,072	6,611	1,878	1,826	602	3,862	4,095	5,858	27,804
ルクセンブルグ	10,759	1,599	779	1,664	433	1,848	2,176	444	19,701
オランダ	15,364	4,756	3,309	2,536	888	3,116	5,962	1,951	37,883
英国	13,398	7,868	1,998	12,764	2,137	4,716	2,842	30,557	76,281
東ヨーロッパ	10,178	1,479	1,926	1,075	2,249	4,242	303	380	21,832
このうち：									
ポーランド	6,335	744	221	88	38	1,310	120	0	8,857
ロシア	2,398	374	818	68	1,971	1,944	1	340	7,912
北アメリカ	52,472	63,302	19,883	18,423	7,177	64,081	2,500	100,813	328,651
このうち：									
カナダ	927	2,399	2,820	1,109	1,152	4,995	146	2,926	16,474
ケイマン諸島	2,108	1,856	478	1,583	286	2,680	203	25,684	34,878
米国	47,451	57,748	15,477	15,387	5,692	55,857	2,114	70,288	270,015
中央および南アメリカ	4,743	756	1,342	1,053	503	4,808	57	2,695	15,957
このうち：									
ブラジル	2,034	290	935	161	157	3,321	27	2,187	9,113
メキシコ	329	96	25	283	234	274	5	93	1,338
アジア／太平洋	29,220	5,253	10,060	9,165	1,711	31,791	2,699	34,634	124,533
このうち：									
中国	4,723	307	1,131	468	36	1,799	0	1,619	10,083
日本	1,198	1,232	176	5,022	4	7,461	1,095	18,493	34,683
韓国	1,739	4	501	428	2	2,479	0	1,683	6,836
アフリカ	1,634	587	1,005	17	86	766	0	462	4,557
その他	104	57	0	74	23	142	0	0	400
合計	402,069	129,657	68,358	62,444	17,638	159,349	44,155	213,874	1,097,544

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。OTCデリバティブ業務において、当行の最大の集中は西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあり、信用リスクが限定的と当行が考えている高格付の銀行および保険会社が重要部分を占めていた。

当行のトレーディング可能資産における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）にあり、公共部門ならびに銀行および保険会社が重要部分を占めていた。レポおよびレポ形式の取引においては、当行の最大の集中は北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）にあり、高格付の銀行および保険会社が重要部分を占めていた。』

当行の貸出金勘定は、2012年12月31日現在では402十億ユーロであったのに対し、2013年12月31日現在では382十億ユーロに減少した。これは主に、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにおけるものであり、銀行および保険、ファンド運用管理ならびに商業用不動産が減少した。OTCデリバティブの減少（177億ユーロ）は主に、北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）におけるものであった。レポおよびレポ形式の取引の減少（164億ユーロ）は主に、北アメリカおよびドイツにおける銀行および保険会社とのポジションであり、西ヨーロッパ（ドイツを除く）における増加によって一部相殺された。

一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。当該リスクの高まりは、関連ソブリンに影響を及ぼす多数の要因から生じており、それには、高い公的債務水準および／または巨額の財政赤字、資本市場への限定的なアクセス、近接した債務返済期限、脆弱な経済ファンダメンタルズおよび見通し（国内総生産の低成長率、弱い競争力、高失業率および政情不安を含む。）が含まれる。当該諸国の一部は「救済」パッケージを受け入れた。ファンダメンタルズはある程度改善しており、これらの経済の成長見通しは安定化し、競争力は改善し、対外不均衡（すなわち、経常赤字）は減少しつつある。この調整プロセスは、ECBのアウトライト・マネタリー・トランザクション(OMT)プログラムおよび欧州安定メカニズム（ESM）によって支援されてきた。これらは、（検証されてはいないが）信頼性の高いバックストップを提供し、資金調達コストの抑制を支援してきた。それにもかかわらず、特に最も脆弱な諸国に関するクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドが依然として大きいことから明らかなように、リスクは高いままである。さらに、2014年2月7日、ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷は、OMTプログラムは欧州中央銀行の金融政策の責務を越えており、このため加盟国の権限を侵害し、財政ファイナンス禁止に抵触すると考えられる重要な理由があるとした。このため同裁判所は、先行判決を求めて欧州連合司法裁判所にいくつかの質問を付託した。欧州司法裁判所の判決および当該判決がOMTプログラムの有効性に及ぼす潜在的影響については未だ評価することができない。

これら一定のユーロ圏諸国に対する当行のエクスポージャーの表示に関して、当行は以下の2つの基本概念を適用している。

- 当行の「リスク管理の観点」において、当行は、グループ親会社の所在国を考慮し、それに従って一債務者の原則を反映している。（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有することにより）相互に関係のある借手のグループに対する与信枠はすべて、一債務者の下に統合される。この借手のグループは通常、それぞれの親会社の所在国に割り当てられる。例えば、スペインに所在する相手先に対する貸出金は、所在国の観点に基づけばスペインのリスクであるが、当該各相手先がドイツに所在する親会社と関係があれば、リスク管理の観点からは上述の一債務者の原則に従ってドイツのリスクと見なされる。このリスク管理の観点において、当行はまた、デリバティブのネッティングも考慮し、エクスポージャーをヘッジおよび担保を控除後で表示する。担保の評価は、別途概説しているものと同じ厳格なアプローチおよび原則に従って行われる。また、リスク管理上、当行は、特別目的事業体に対するエクスポージャーを、当該特別目的事業体の所在国ではなく、基礎となる資産の所在国に基づいて分類している。仕組み商品に関しては、追加的検討が適用される。例えば、仕組みノートがアイルランドに所在する特別目的事業体により発行された場合、これは「所在国の観点」においてはアイルランドのリスクと見なされるが、当該仕組みノートを担保する基礎となる資産がドイツのモーゲージ貸出金である場合には、当該エクスポージャーは「リスク管理の観点」においてはドイツのリスクに含まれる。
- 当行の「所在国の観点」において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

一定のユーロ圏諸国との正味信用リスク・エクスポージャー－リスク管理の観点

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
ギリシャ	466	646
アイルランド	455	1,443
イタリア	15,419	17,553

ポルトガル	708	1,187
スペイン	9,886	11,737
合計	26,935	32,566

1 PBCにおける報告方法の更新により、PBCの保証約2十億ユーロを反映して数値が修正されている。

正味信用リスク・エクスポージャーは、2012年度末から56億ユーロ減少した。これは主に、当行のNCOUのポートフォリオの減少によるスペイン、イタリアおよびアイルランドにわたる減少に起因していた。キプロスの信用エクスポージャーは16百万ユーロ（リスク管理の観点）であり、引き続き厳重に管理される。

当行の上記のエクスポージャーは主に、高度に分散された低リスクのリテール・ポートフォリオ、イタリアおよびスペインの中小企業、ならびにより強力な企業および分散された中堅企業顧客に対するものである。当行の金融機関向けエクスポージャーは、その大部分がスペインおよびイタリアの大手銀行に対するものであり、通常は担保契約に基づく。スペインの金融機関向けエクスポージャーの大部分はカバード・ボンドである。ソブリン・エクスポージャーは抑制されており、主にスペインおよびイタリアに対するものである。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ヨーロッパ諸国に対する当行の総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール区分に関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマージニング（証拠金の評価）の取決めに関連）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。一定の場合には、当行の相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書内に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、および更なるリスク軽減措置の影響を考慮後で表示されているが、クレジット・デリバティブの売却/（購入）プロテクションの正味名目金額は除外されている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、それ自体、国別に区分した名目金額の表示になじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー－所在国の観点

単位：百万ユーロ	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計[2]	
	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
ギリシャ												
総額	52	40	605	715	1,338	1,501	9	9	0	0	2,004	2,265
未利用	0	0	18	8	101	160	3	2	0	0	122	170
正味	52	39	23	67	214	356	3	3	0	0	291	465
アイルランド												
総額	765	932	721	1,438	6,177	6,612	48	56	1,958[3]	4,300[3]	9,669	13,338
未利用	0	0	6	14	1,680	1,581	1	2	358[3]	366[3]	2,045	1,963
正味	175	400	438	1,016	4,537	4,768	9	7	1,951[3]	2,922[3]	7,110	9,113
イタリア												
総額	1,900	3,059	5,232	7,154	8,400	8,740	19,650	20,291	648	149	35,830	39,393
未利用	0	1	955	809	3,407	3,162	190	261	2	0	4,554	4,233
正味	1,374	2,969	2,500	3,263	6,529	6,653	6,994	7,749	572	-51	17,969	20,583
ポルトガル												
総額	38	258	257	456	1,392	1,548	2,163	2,375	78	33	3,928	4,670
未利用	0	0	36	52	172	188	28	5	0	0	237	245
正味	25	153	221	322	849	769	282	501	78	32	1,456	1,777
スペイン												
総額	1,473	1,659	3,349	5,605	9,288	10,296	10,721	11,106	637	221	25,468	28,887
未利用	4	0	662	563	3,321	2,684	521	547	3	0	4,510	3,794
正味	1,452	1,659	2,389	3,683	6,436	7,683	2,060	1,789	502	149	12,839	14,963
総額合計	**4,228**	**5,948**	**10,164**	**15,368**	**26,595**	**28,697**	**32,591**	**33,837**	**3,321**	**4,703**	**76,899**	**88,553**
未利用合計	**4**	**1**	**1,677**	**1,446**	**8,680**	**7,775**	**743**	**817**	**364**	**366**	**11,468**	**10,405**
正味合計[4]	**3,078**	**5,220**	**5,572**	**8,351**	**18,566**	**20,229**	**9,347**	**10,049**	**3,103**	**3,052**	**39,666**	**46,901**

1　2012年12月31日現在、減損したギリシャ関連の売却可能ソブリン債ポジションを含む。これ以外には、ソブリン関連の減損したエクスポージャーは含まれていない。

2　正味のエクスポージャー全体の約63%が翌5年以内に期日到来する。

3　アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。

4　正味エクスポージャー合計は、デリバティブの信用評価調整（2013年12月31日現在136百万ユーロ、2012年12月31日現在231百万ユーロ）を除外している。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、主にイタリアに対するエクスポージャー（主にソブリン、加えて金融機関およびリテール顧客に対するエクスポージャー）の減少、ならびにスペインの金融機関および法人ならびにアイルランドのその他に対するエクスポージャーの減少により、2013年度に72億ユーロ減少した。

金融商品の種類別の一定のユーロ圏諸国に対する正味信用リスク合計

単位：百万ユーロ	償却原価で計上される金融資産		公正価値で測定される金融資産		純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		2013年12月31日現在
	貸出金（貸倒引当金控除前）	貸出金（貸倒引当金控除後）	その他[1]	売却可能金融資産[2]	デリバティブ	その他	合計[3]
ギリシャ	240	207	15	5	7	69	302
アイルランド	1,342	1,332	2,840	502	800	1,518	6,993
イタリア	10,678	9,735	4,143	875	3,559	-176	18,136
ポルトガル	686	640	400	34	94	538	1,706

スペイン	6,214	5,460	3,386	1,015	510	1,483	11,853
合計	**19,159**	**17,373**	**10,784**	**2,431**	**4,970**	**3,432**	**38,990**

1　主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
2　エクイティおよびその他の資本持分を除く。
3　貸倒引当金控除後。

	償却原価で計上される金融資産			公正価値で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		2012年12月31日現在
単位：百万ユーロ	貸出金（貸倒引当金控除前）	貸出金（貸倒引当金控除後）	その他[1]	売却可能金融資産[2]	デリバティブ	その他	合計[3]
ギリシャ	324	296	23	5	58	73	455
アイルランド	2,188	2,181	2,982	978	1,387	3,048	10,576
イタリア	11,345	10,615	3,817	1,585	4,132	-2,145	18,004
ポルトガル	939	901	379	202	323	437	2,242
スペイン	5,986	5,481	3,263	3,254	591	1,970	14,559
合計	**20,782**	**19,474**	**10,464**	**6,024**	**6,491**	**3,383**	**45,836**

1　主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
2　エクイティおよびその他の資本持分を除く。
3　貸倒引当金控除後。

当該ユーロ圏諸国に対する当行のクレジット・デリバティブ・エクスポージャーについて、当行は、売却プロテクションおよび購入プロテクションの名目金額を総額レベルで表示するとともに、結果的な正味の名目ポジションおよびその公正価値も表示している。

基礎となる資産が一定のユーロ圏諸国に所在するクレジット・デリバティブ・エクスポージャー

	名目金額		2013年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/（購入）プロテクション	正味公正価値
ギリシャ	1,260	-1,271	-11	-1
アイルランド	7,438	-7,321	117	0
イタリア	60,203	-60,370	-167	100
ポルトガル	10,183	-10,432	-250	7
スペイン	28,452	-27,466	986	-4
合計	**107,536**	**-106,860**	**675**	**101**

	名目金額		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/（購入）プロテクション	正味公正価値
ギリシャ	1,396	-1,386	10	-8
アイルランド	8,280	-9,743	-1,463	55
イタリア	60,638	-58,059	2,579	145
ポルトガル	10,744	-11,209	-465	-5
スペイン	30,408	-30,004	404	-8
合計	**111,466**	**-110,401**	**1,065**	**179**

一般的な業界慣行に沿って当行は、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を、信用リスク管理の重要な手段の一つとして、信用ポートフォリオの過度の集中を回避する目的で利用している。CDS契約は、標準的なISDA文書により統治されており、そこでは、決済金支払の引き金となるトリガー・イベントが定義されている。当該トリガーの例には、参照企業の破産、参照企業の契約上の義務の不履行（例えば、金利または元本の返済）および参照企業の債務の条件変更が含まれる。これらのトリガーは、クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション売却契約にも適用される。当行のクレジット・デフォルト・スワップ購入プロテクションは、リスク軽減手段として機能し、その大部分は高格付の金融機関により、担保契約に従って発行

される。ヘッジ/担保を含む正味リスクに明確に焦点を合わせる一方で、当行は、CDSヘッジ前の総額ポジションについても、CDSのトリガー・イベントが予測通りに発生しない潜在的リスクを考慮してレビューしている。

上記の当該諸国に関連するエクスポージャーは、本リスク報告書の「信用リスク」の項で説明した与信プロセスを用いて管理および監視されている。これには、詳細な相手先の格付け、相手先の継続的な監視、ならびに上記のカントリー・リスクおよび業界リスクの項に記載した集中リスク管理のフレームワークが含まれる。このフレームワークは、当該諸国に的を絞ったポートフォリオ・レビューを含む定期的な経営管理報告およびポートフォリオのリスク圧縮イニシアチブにより補完されている。

信用保全目的で当行は、期限のミスマッチを回避するよう努めている。しかし、回避の成否は、市場における必要なヘッジ手段の利用可能性に左右される。期限のミスマッチを回避できない場合、当該ポジションは厳重に監視される。当行は、期限のミスマッチを中立化させるため、ヘッジ手段および基礎となる資産の感応度を考慮に入れる。

当行のガバナンス・フレームワークは、リスク軽減および業務上の緊急対策の面でのユーロ危機イベントへの十分な準備および当該イベントを管理する能力を可能にすることを意図しており、当行はキプロスのストレスが増大した際にこれが有効であったと考えている。当行全体の一貫した業務上および戦略上の対応を促進するために、リスク、法務、業務およびその他のインフラ機能の間で緊密な連携が取られる。

全般的に当行は、GIIPS諸国に対するエクスポージャーを債務危機の初期段階から管理しており、ソブリン・リスクおよび脆弱な相手先に重点を置いた選択的な早期のリスク圧縮の後、当行の信用ポートフォリオがよくポジショニングされていると信じている。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

下記の金額は、「所在国の観点」の当行の正味のソブリン・エクスポージャーを反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	直接的ソブリン・エクスポージャー[1]	ソブリン債を参照資産とするCDSの正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：ソブリン債を参照資産とするCDSの正味公正価値[2]	直接的ソブリン・エクスポージャー[1]	ソブリン債を参照資産とするCDSの正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：ソブリン債を参照資産とするCDSの正味公正価値[2]
ギリシャ	52	0	52	2	39	0	39	0
アイルランド	61	114	175	0	355	45	400	-4
イタリア	1,861	-487	1,374	116	847	2,122	2,969	159
ポルトガル	38	-12	25	4	258	-105	153	-4
スペイン	1,193	259	1,452	−4	1,544	115	1,659	-4
合計	3,205	-126	3,078	118	3,043	2,177	5,220	147

1　純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類された債務を含む。

2　この金額は、それぞれの国のソブリン債を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した正味公正価値（すなわち、相手先の信用リスク）を反映している。』

一定のユーロ圏諸国に対する当行の正味のソブリン信用リスク・エクスポージャーの2012年度末からの減少は、マーケット・メーキング活動、ならびに2013年度中に生じた市場価格の変動による公正価値の変動を主に反映している。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額を含んでおり、これらは、2013年12月31日現在では、イタリアが726百万ユーロおよびスペインが649百万ユーロ、2012年12月31日現在では、イタリアが797百万ユーロおよびスペインが591百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャーの公正価値

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ソブリン債の公正価値	ソブリンを相手先とするデリバティブの公正価値（正味ポジション）[1]	ソブリン・エクスポージャーの公正価値合計	ソブリン債の公正価値	ソブリンを相手先とするデリバティブの公正価値（正味ポジション）[1]	ソブリン・エクスポージャーの公正価値合計
ギリシャ	52	0	52	24	15	39
アイルランド	67	1	69	28	27	55
イタリア	-1,959[2]	2,997	1,038	-3,974[2]	3,279	-695
ポルトガル	-35	70	34	150	59	209
スペイン	543	22	565	734	29	763
合計	**-1,332**	**3,090**	**1,757**	**-3,038**	**3,409**	**371**

1　マスター・ネッティング契約および担保契約の影響を含む。

2　イタリアのソブリン債のショート・ポジションは、その大部分が、対応するクレジット・デリバティブにより相殺される仕組み取引に関連していた。

売却可能金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	ソブリン債の公正価値	当初の帳簿価額	純利益に認識された減損損失累計額（税引後）	ソブリン債の公正価値	当初の帳簿価額	純利益に認識された減損損失累計額（税引後）
ギリシャ	0	0	0	0	0	0
アイルランド	0	0	0	300	213	0
イタリア	97	101	0	741	720	0
ポルトガル	3	3	0	48	46	0
スペイン	0	0	0	201	194	0
合計	**101**	**105**	**0**	**1,290**	**1,173**	**0**

貸出による信用エクスポージャー

当行の貸出業務は、開始時および継続ベースの双方において、信用リスク管理プロセスの対象となっている。当該プロセスの概要については、本リスク報告書の信用リスクの項に記載されている。

低中高リスク・バケットへと分けられた貸出金勘定区分

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在[1]	
単位：百万ユーロ	合計	このうち：非中核	合計	このうち：非中核
低リスク・バケット：				
PBCモーゲージ	154,444	7,372	151,078	8,579
投資適格／ポストバンク非リテール	30,751	1,077	31,855	3,356
GTB	72,868	0	69,963	0
DeAWM	33,147	934	30,661	1,140
PBC小規模企業	16,601	280	18,779	1,953
政府担保／仕組み取引[2]	33	0	1,149	0
コーポレート・インベストメンツ	28	28	2,464	2,464
低リスク・バケット小計	**307,871**	**9,690**	**305,950**	**17,493**
中リスク・バケット：				
PBC消費者金融	20,204	796	20,242	1,343
アセット・ファイナンス(ドイツ銀行をスポンサーとするコンジット)	12,728	2,832	14,786	6,395

担保付のヘッジされた仕組み取引	11,470	3,328	12,756	3,992
パイプライン資産の資金調達[3]	375	22	4,312	1,316
中リスク・バケット小計	**44,778**	**6,977**	**52,096**	**13,047**
高リスク・バケット：				
商業用不動産[4]	15,832	3,410	27,285	14,784
レバレッジド・ファイナンス[5]	4,707	633	5,095	744
その他[6]	8,983	2,504	11,642	4,095
高リスク・バケット小計	**29,522**	**6,548**	**44,022**	**19,623**
貸出金勘定合計	**382,171**	**23,215**	**402,069**	**50,162**

1　2012年12月31日現在の金額は、2013年度に確立された新たな業務部門構成を反映しており、IFRS第10号に従ってさらに修正再表示されている。

2　貸出金は主に2013年3月に減少した。

3　2013年12月31日現在、このうち、レバレッジド・ファイナンスの売却された貸出金に係るベンダーの資金調達額は353百万ユーロ、商業用不動産の売却された貸出金に係るベンダーの資金調達額は22百万ユーロである（2012年12月31日現在それぞれ30億ユーロおよび13億ユーロ）。

4　CMBSの証券化による貸出金を含む。

5　CPSGが管理する貸出金を含む。

6　その他の小口貸出金（大半がCB&S業務部門）を含む。

当行の低リスク・エクスポージャーの大部分は、PBCのリテール・バンキング業務に関連している。2013年12月31日現在、当行の貸出金勘定の81%が低リスク区分にあり、前年度末から若干改善した。

当行の高リスク・バケットは、主に商業用不動産エクスポージャーに関連しており、当該エクスポージャーは2013年12月31日現在、前年度末から115億ユーロ減少した。当行の信用リスク管理アプローチは、当行が高リスクとみなしたポートフォリオに特に厳しく重点を置いて行われる。これらのポートフォリオに関して、ポートフォリオ戦略および信用モニタリング管理が整備されている。

高リスク貸出金バケットの減損債権および貸倒引当金

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
		合計	このうち：非中核			合計	このうち：非中核	
単位：百万ユーロ	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金	減損債権	貸倒引当金
商業用不動産	1,592	698	1,109	443	2,065	554	1,318	353
レバレッジド・ファイナンス	119	116	0	1	64	81	4	3
その他	403	136	372	127	576	160	539	134
合計	**2,114**	**951**	**1,481**	**570**	**2,705**	**795**	**1,861**	**490**

当行の高リスク貸出金バケットにおける減損債権の金額が2013年度に591百万ユーロ（22%）の大幅な減少となった一方、貸倒引当金は156百万ユーロ（20%）増加した。この反対の推移により、当行の高リスク・バケットのカバレッジ比率は29%から45%に上昇した。この推移は特に、過度にカバレッジ比率の低かった少数の大口商業用不動産貸出金に起因しており、これらは部分的に評価減された後、2013年度第2および第3四半期中に当グループがストラクチャード・エンティティの借手に対する支配を獲得したことから連結された。

信用エクスポージャーの分類

当行はまた、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準的均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行の法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスク格付」および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分－総額

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在

格付区分	デフォルト確率[1]	貸出金[2]	取消不能貸出コミットメント[3]	偶発負債	OTCデリバティブ[4]	売却可能負債証券	合計
iAAA－iAA	0.00-0.04 %	33,213	19,791	8,318	19,222	35,699	116,243
iA	0.04-0.11 %	43,193	31,009	19,285	11,934	5,332	110,753
iBBB	0.11-0.5 %	50,441	37,326	20,234	6,700	1,764	116,465
iBB	0.5-2.27 %	43,529	25,363	11,604	4,775	920	86,191
iB	2.27-10.22 %	16,173	11,927	4,382	1,711	443	34,635
iCCC以下	10.22-100 %	11,076	1,245	1,807	374	85	14,587
合計		197,625	126,660	65,630	44,716	44,242	478,874

1　12ヶ月ベースのデフォルト確率。
2　2013年12月31日現在59億ユーロの、主に「iCCC以下」格付の減損債権を含む。
3　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
4　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日現在

格付区分	デフォルト確率[1]	貸出金[2]	取消不能貸出コミットメント[3]	偶発負債	OTCデリバティブ[4]	売却可能負債証券	合計
iAAA－iAA	0.00-0.04 %	49,386	20,233	9,064	23,043	30,054	131,780
iA	0.04-0.11 %	42,612	37,456	19,192	22,308	8,186	129,754
iBBB	0.11-0.5 %	53,539	37,754	21,304	7,713	3,788	124,098
iBB	0.5-2.27 %	45,624	22,631	11,460	5,778	1,749	87,242
iB	2.27-10.22 %	17,997	10,068	4,886	2,415	227	35,593
iCCC以下	10.22-100 %	12,907	1,515	2,455	1,187	151	18,215
合計		222,065	129,657	68,361	62,444	44,155	526,682

1　12ヶ月ベースのデフォルト確率。
2　2012年12月31日現在61億ユーロの、主に「iCCC以下」格付の減損債権を含む。
3　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
4　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。

当行の総額の法人信用エクスポージャーは、2012年12月31日から9%減少して4,789億ユーロとなった。減少は主に、貸出金（244億ユーロ）（主にNCOUにおける減少に起因）およびOTCデリバティブ（177億ユーロ）について計上された。全体的に、リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質はほぼ安定した状態を保っており、投資適格に格付けされたものは、2012年12月31日現在73%であったのに対し、2013年12月31日現在72%であった。

当行は上述のリスク軽減技法を使用して、当行の法人信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。下記の表は、担保、保証およびヘッジを控除後の当行の法人信用エクスポージャーの推移に関する開示である。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分－純額

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在[1]

格付区分	デフォルト確率[2]	貸出金	取消不能貸出コミットメント	偶発負債	OTCデリバティブ	売却可能負債証券	合計
iAAA－iAA	0.00-0.04 %	21,474	16,602	5,589	15,901	35,669	95,234
iA	0.04-0.11 %	28,001	26,503	15,893	8,183	5,332	83,912
iBBB	0.11-0.5 %	24,302	31,268	15,410	5,878	1,744	78,602
iBB	0.5-2.27 %	20,835	21,170	6,814	3,694	912	53,424

iB	2.27-10.22 %	6,257	10,382	2,535	1,536	443	21,153
iCCC以下	10.22-100 %	4,947	1,045	781	362	25	7,159
合計		**105,815**	**106,969**	**47,022**	**35,554**	**44,125**	**339,485**

1　IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2　12ヶ月ベースのデフォルト確率。

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日現在[1]

格付区分	デフォルト確率[2]	貸出金	取消不能貸出コミットメント	偶発負債	OTCデリバティブ	売却可能負債証券	合計
iAAA－iAA	0.00-0.04 %	35,633	18,810	6,521	20,188	29,907	111,059
iA	0.04-0.11 %	25,304	32,035	17,154	17,323	7,894	99,710
iBBB	0.11-0.5 %	25,633	31,626	17,290	6,513	3,554	84,617
iBB	0.5-2.27 %	13,354	20,924	7,624	4,168	1,718	47,788
iB	2.27-10.22 %	5,538	9,391	2,412	2,328	217	19,887
iCCC以下	10.22-100 %	6,194	1,332	1,106	1,117	148	9,897
合計		**111,657**	**114,118**	**52,107**	**51,638**	**43,438**	**372,958**

1　IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2　12ヶ月ベースのデフォルト確率。

2013年12月31日現在、担保控除後の法人信用エクスポージャーは3,395億ユーロであり、総額の法人エクスポージャーと比較して29%（1,394億ユーロ）のリスク軽減となった。これには、当行の貸出金エクスポージャーに関する46%のより大幅な減少（低格付の投資適格未満の貸出金に関する55%の減少および高格付の投資適格の貸出金に関する42%の減少を含む。）が含まれている。最下位の格付区分におけるリスク軽減は55%であり、最上位の格付区分における35%と比較して大幅に高かった。

1,394億ユーロのリスク軽減は、保証およびヘッジ36%ならびにその他の担保64%に分けられ、その他の担保はさらに、モーゲージ37%、金融商品34%、現金16%およびその他（船舶モーゲージを含む。）13%に細分化できる。

法人信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、ヘッジを必要とする貸出金の名目金額の減少およびマーケット・リスク管理に使用されるヘッジの減少に起因して、2012年12月31日現在の457億ユーロから2013年12月31日現在の338億ユーロに26%減少した。

2013年度末現在、CPSGは、基礎となる名目金額が104億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2012年12月31日現在、このポジションの総額は279億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

CPSGは、また、2013年12月31日現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券、そして、それより程度は低いが、ファースト・ロス部分を売却したクレジット・デリバティブにより、貸出金および貸出関連コミットメント234億ユーロの信用リスクを軽減した。2012年12月31日現在、このポジションの総額は178億ユーロであった。

CPSGは、IAS第39号に基づく公正価値オプションの使用を選択し、当該オプションの基準が満たされる限り、貸出金およびコミットメントを公正価値で報告している。公正価値で報告されたCPSGの貸出金およびコミットメントの名目金額は、2012年12月31日現在の400億ユーロから期中に減少して2013年12月31日現在には255億ユーロとなった。貸出金およびコミットメントを公正価値で報告することにより、CPSGは、すべての貸出金およびコミットメントが償却原価で報告される一方で、デリバティブ・ヘッジが公正価値で報告されるときの会計上のミスマッチから生じる損益ボラティリティを大幅に削減している。

消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

消費者信用エクスポージャー、延滞消費者貸出金および純信用コスト

	エクスポージャー総額（単位：百万ユーロ）[2]		期日後90日以上延滞（エクスポージャー総額に対する比率）		純信用コスト（エクスポージャー総額に対する比率）	
	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在

消費者信用エクスポージャー、ドイツ	145,929	141,167	0.80 %	0.86 %	0.23 %	0.29 %
消費者および中小企業向け融資	20,778	20,311	0.89 %	1.19 %	1.04 %	1.19 %
モーゲージ貸出	125,151	120,856	0.79 %	0.80 %	0.10 %	0.14 %
消費者信用エクスポージャー、ドイツ以外	38,616	38,837	5.38 %	4.64 %	0.76 %	0.68 %
消費者および中小企業向け融資	12,307	13,274	11.34 %	9.13 %	1.75 %	1.54 %
モーゲージ貸出	26,309	25,563	2.60 %	2.31 %	0.29 %	0.24 %
消費者信用エクスポージャー総額[1]	**184,545**	**180,004**	**1.76 %**	**1.67 %**	**0.34 %**	**0.38 %**

1　2013年12月31日現在は42億ユーロ、2012年12月31日現在は42億ユーロの減損債権を含む。

2　ポストバンク事業に関するドイツ以外からドイツへの割当ては、2012年12月31日現在に遡って修正再表示された。

当行の消費者信用エクスポージャーの総額は、2012年度末から2013年度末にかけて45億ユーロ（2.5%）増加した。これは主に、プライベート＆コマーシャル・バンキングのモーゲージ貸出業務（44億ユーロの増加）およびドイツのポストバンク事業の消費者および中小企業向け融資（665百万ユーロの増加）に加え、ポーランドのモーゲージ貸出（466百万ユーロの増加）に起因していた。また、当行のリスク圧縮戦略の一部として、信用エクスポージャーは、スペインで430百万ユーロ、イタリアで236百万ユーロおよびポルトガルで139百万ユーロ減少した。

ドイツの期日後90日以上延滞比率は、プライベート＆コマーシャル・バンキングに起因して、不履行の貸出金の売却および好ましい経済環境により、2013年度に下落した。ドイツ以外の比率の上昇は、ドイツ以外のヨーロッパ諸国における景気動向に加え、2009年度における一定のポートフォリオに関する貸倒償却基準の変更に主に起因している。貸出金は、以前は期日後270日延滞（クレジット・カードについては期日後180日延滞）に達した時点で全額貸倒償却されていたが、現在は過去の損失率（以前に貸倒償却された類似の貸出金に関する観察された取戻額から算出される。）の水準に基づいて引当金が設定されている。これは各貸出金が全額貸倒償却されるまでの時間を延長することから、期日後90日以上延滞のエクスポージャーが増加する結果となる。基礎となる信用パフォーマンスに変化がないと仮定すると、この影響は、当該ポートフォリオが定常状態に落ち着くまで（当該変更から約5年間と見込まれている。）、引き続き当該比率の引上げ要因となるであろう。

エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率の下落はドイツ市場における好ましい景気動向に主に起因している。

融資比率バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー[1]

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
50%以下	69%	71%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	8%
90%超100%以下	2%	2%
100%超110%以下	1%	1%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	1%

1　エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTVは、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって保証されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行の信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行のリスク管理の不可欠な部分である。当行は通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2013年12月31日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの69%は、LTV比率が50%以下であった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

取引所売買デリバティブ取引（例えば、先物やオプション）は、中央清算機関を通じて定期的に決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次のマージニングを規定している。当行は、可能な範囲で、中央清算機関のクリアリング・サービスをOTCデリバティブ取引にも使用して

おり（以下「OTCクリアリング」という。）、これにより中央清算機関の決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。また、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するマージニング要求は2014年後半または2015年前半に導入される見込みである。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なクリアリング(2014年後半に開始される見込み)、およびクリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するマージニング要求（2015年12月から段階的に導入される見込み）を導入する予定である。

中央清算機関を通じて決済されたOTCデリバティブの名目金額は、2013年12月31日現在で12.5兆ユーロ、2012年12月31日現在で10.0兆ユーロであった。

デリバティブ取引の名目金額および時価総額

2013年12月31日現在	名目金額の期限別分類						
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超－5年以内	5年超	合計	プラスの時価	マイナスの時価	正味時価
金利関連：							
OTC	13,773,939	16,401,710	10,438,348	40,613,997	333,660	311,538	22,122
取引所売買	2,770,393	1,568,462	8,838	4,347,694	387	383	4
金利関連合計	**16,544,331**	**17,970,173**	**10,447,186**	**44,961,690**	**334,047**	**311,921**	**22,126**
通貨関連：							
OTC	4,000,994	1,433,173	628,773	6,062,940	96,805	95,553	1,252
取引所売買	27,390	350	0	27,739	42	61	-18
通貨関連合計	**4,028,383**	**1,433,523**	**628,773**	**6,090,679**	**96,848**	**95,614**	**1,234**
エクイティ／指数関連：							
OTC	300,884	237,554	69,688	608,126	26,462	31,007	-4,545
取引所売買	443,280	69,573	3,009	515,862	8,435	5,880	2,555
エクイティ／指数関連合計	**744,164**	**307,127**	**72,697**	**1,123,988**	**34,897**	**36,887**	**-1,990**
クレジット・デリバティブ	**363,890**	**1,599,773**	**148,388**	**2,112,051**	**33,461**	**32,453**	**1,009**
コモディティ関連：							
OTC	39,179	48,227	5,016	92,422	5,615	6,189	-575
取引所売買	149,053	73,469	1,067	223,589	1,993	1,732	261
コモディティ関連合計	**188,233**	**121,696**	**6,083**	**316,012**	**7,607**	**7,921**	**-314**
その他：							
OTC	24,935	12,571	35	37,541	1,727	2,208	-481
取引所売買	8,896	1,226	0	10,122	14	43	-29
その他合計	**33,831**	**13,797**	**35**	**47,663**	**1,741**	**2,251**	**-509**
OTC業務合計	**18,503,821**	**19,733,008**	**11,290,248**	**49,527,077**	**497,730**	**478,948**	**18,782**
取引所売買業務合計	**3,399,012**	**1,713,080**	**12,914**	**5,125,006**	**10,871**	**8,099**	**2,773**
総計	**21,902,833**	**21,446,088**	**11,303,162**	**54,652,083**	**508,602**	**487,047**	**21,555**
プラスの時価（ネッティングおよび受入現金担保考慮後）					**50,504**		

2012年12月31日現在	名目金額の期限別分類						
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超－5年以内	5年超	合計	プラスの時価	マイナスの時価	正味時価
金利関連：							
OTC	15,419,788	15,366,636	10,478,308	41,264,732	584,620	554,944	29,676
取引所売買	2,899,159	1,169,563	4,114	4,072,836	153	144	9
金利関連合計	**18,318,947**	**16,536,199**	**10,482,422**	**45,337,568**	**584,773**	**555,088**	**29,685**
通貨関連：							
OTC	4,290,214	1,188,952	428,949	5,908,115	94,639	101,738	-7,099
取引所売買	19,381	470	0	19,851	8	7	1
通貨関連合計	**4,309,595**	**1,189,422**	**428,949**	**5,927,966**	**94,647**	**101,745**	**-7,098**
エクイティ／指数関連：							

OTC	329,531	261,697	79,088	670,316	22,415	29,027	-6,612
取引所売買	417,334	114,654	3,653	535,641	7,476	6,201	1,275
エクイティ／指数関連合計	**746,865**	**376,351**	**82,741**	**1,205,957**	**29,891**	**35,228**	**-5,337**
クレジット・デリバティブ	**499,717**	**1,914,989**	**207,623**	**2,622,329**	**49,733**	**46,648**	**3,085**
コモディティ関連：							
OTC	45,284	56,194	5,417	106,895	10,121	10,644	-523
取引所売買	194,470	107,099	1,659	303,228	4,617	4,173	444
コモディティ関連合計	**239,754**	**163,293**	**7,076**	**410,123**	**14,738**	**14,817**	**-79**
その他：							
OTC	62,890	23,991	399	87,280	2,887	2,818	69
取引所売買	12,533	1,278	5	13,816	18	36	-18
その他合計	**75,423**	**25,269**	**404**	**101,096**	**2,905**	**2,854**	**51**
OTC業務合計	**20,647,424**	**18,812,459**	**11,199,784**	**50,659,667**	**764,415**	**745,819**	**18,596**
取引所売買業務合計	**3,542,877**	**1,393,064**	**9,431**	**4,945,372**	**12,272**	**10,561**	**1,711**
総計	**24,190,301**	**20,205,523**	**11,209,215**	**55,605,039**	**776,687**	**756,380**	**20,307**
プラスの時価（ネッティングおよび受入現金担保考慮後）					**70,054**		

以下の2つの表は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。

デリバティブ取引に係るプラスの時価または再調達原価（無監査）

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ[1]	プラスの時価（ネッティングおよび担保契約考慮前）	ネッティング契約	適格担保[2]	プラスの時価（ネッティングおよび担保契約考慮後）	プラスの時価（ネッティングおよび担保契約考慮前）	ネッティング契約	適格担保[2]	プラスの時価（ネッティングおよび担保契約考慮後）
金利関連	327,761	269,903	41,253	16,604	578,128	490,905	61,838	25,384
通貨関連	99,782	79,101	11,203	9,478	93,797	71,525	8,091	14,181
エクイティ／指数関連	34,566	23,542	2,590	8,434	29,621	19,209	2,061	8,352
クレジット・デリバティブ	33,216	27,712	1,896	3,609	49,285	39,677	2,459	7,149
コモディティ関連	7,536	4,954	657	1,925	14,701	8,231	649	5,821
その他	1,728	1,402	168	158	2,783	2,244	392	147
合計	**504,590**	**406,616**	**57,767**	**40,207**	**768,315**	**631,791**	**75,490**	**61,034**

1　2013年12月31日および2012年12月31日現在、その他の資産として報告されたデリバティブに関してそれぞれ40億ユーロ（84億ユーロ）のプラスの時価（ネッティングおよび担保考慮前）および493百万ユーロ（791百万ユーロ）のプラスの時価（ネッティングおよび担保考慮後）を除外している。

2　2013年12月31日現在475億ユーロの現金担保および103億ユーロの現金以外の担保ならびに2012年12月31日現在665億ユーロの現金担保および9十億ユーロの現金以外の担保を含む。

上記の表は、ネッティングおよび担保考慮後のプラスの時価を示しており、これはIFRSに基づくプラスの時価合計の7.8%にすぎない。マスター・ネッティング契約以外に、当行は様々な種類の担保契約（マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSA等）を締結しており、その大部分が二者間契約である。

クレジット・デリバティブ・エクスポージャーの名目金額（無監査）

	2013年12月31日現在				
	自己の信用ポートフォリオのために使用		仲介業務		
単位：百万ユーロ	購入プロテクション	売却プロテクション	購入プロテクション	売却プロテクション	合計[1]
クレジット・デフォルト・スワップ―シングル・ネーム	17,102	2,033	592,523	584,072	1,195,730
クレジット・デフォルト・スワップ―マルチ・ネーム	25,086	15,715	435,078	429,333	905,213
トータル・リターン・スワップ	34	843	6,282	3,950	11,108
クレジット・デリバティブの名目金額合計	**42,222**	**18,590**	**1,033,883**	**1,017,356**	**2,112,051**

1　指数に関するクレジット・デフォルト・スワップおよび特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップを含む。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	自己の信用ポートフォリオのために使用		仲介業務		
	購入プロテクション	売却プロテクション	購入プロテクション	売却プロテクション	合計[1]
クレジット・デフォルト・スワップ－シングル・ネーム	38,885	650	779,669	758,427	1,577,631
クレジット・デフォルト・スワップ－マルチ・ネーム	9,209	168	512,299	509,832	1,031,508
トータル・リターン・スワップ	919	1,759	6,388	4,124	13,190
クレジット・デリバティブの名目金額合計	**49,013**	**2,577**	**1,298,356**	**1,272,383**	**2,622,329**

1　指数に関するクレジット・デフォルト・スワップおよび特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップを含む。

上記の表では、エクスポージャーを、規制上のバンキング勘定に保有する部分（「自己の信用ポートフォリオのために使用」の項目に表示されている。）と、規制上のトレーディング勘定に保有する部分（「仲介業務」と呼称されている。）とに分けている。クレジット・デリバティブの減少は主に、取引の圧縮、リスク圧縮活動およびクレジット・デリバティブ市場における取引高の減少に関連している。

デリバティブ・ポートフォリオの再調達価値は、市場相場の動きやポートフォリオ内の取引における変化に伴って変動するため、当行では、ポートフォリオの存続期間にわたって、あるいは有担保ポートフォリオの場合には適切な担保解除までの期間にわたって、潜在的な将来の再調達原価も見積もっている。当行では潜在的な将来のエクスポージャーを個々の限度枠に対して測定する。当行のエクスポージャーが極端な市場イベントから直接受ける影響（例えば新興市場ポートフォリオにおけるイベント・リスク）を見積もるため、当行では潜在的な将来のエクスポージャー分析をストレス・テストにより補完する。

当行が使用する潜在的な将来エクスポージャーの測定値は通常、各相手先のデリバティブ・ポートフォリオのシミュレートされたプラスの時価の時間プロファイルにより得られ、これにはネッティングおよび担保が考慮される。限度枠の監視のために、当行は、結果として得られる時価分布の第95百分位点を使用しており、内部でこれを潜在的な将来エクスポージャー（以下「PFE」という。）と呼称している。同じ計算プロセスにより作成される平均エクスポージャー・プロファイルは、いわゆる平均予想エクスポージャー（以下「AEE」という。）測定値（当行はこれを、信用リスクに関する経済的資本内に予想される将来の再調達原価を反映するために使用している。）およびプラスの予想エクスポージャー（以下「EPE」という。）測定値（当行の所要規制自己資本の算出に使用される。）を算出するために使用される。AEEおよびEPEは通常、1年のタイム・ホライズンに関して計算されるが、PFEは、無担保ポートフォリオの場合には取引またはネッティング設定の存続期間全体にわたり、有担保ポートフォリオの場合には適切な担保解除までの期間にわたり、それぞれ測定される。当行はまた、信用ポートフォリオのストレス・テストにインプットするためのストレスを加えたエクスポージャー結果を算出するために、前述の計算プロセスを使用している。

各相手先のPFEプロファイルは、責任ある与信業務担当者が設定したPFE限度枠プロファイルと日々比較される。PFE限度枠は、他の種類の限度枠とともに、全体的な相手先信用エクスポージャーの管理における不可欠な一部である。いずれの1プロファイル・タイム・ポイントにおけるPEF限度枠の違反も、行動のために当行の信用リスク管理プロセス内で強調される。EPEは、いわゆる内部モデル手法（以下「IMM」という。）に基づくIRBA規制自己資本の顧客レベルの計算において直接使用される。一方、AEEは、貸出金同等物として当グループの信用ポートフォリオ・モデルへと入力され、そこで各シミュレーションおよび配分プロセス内の相手先に対する他のすべてのエクスポージャーと組み合わされる（「信用リスクの監視」の章を参照。）。

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行の持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行は、各ポジションを当行のマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
トレーディング株式	61,393	68,496
トレーディング以外の株式[1]	5,614	5,973
株式エクスポージャー合計	**67,008**	**74,470**

1　2013年12月31日現在695百万ユーロおよび2012年12月31日現在11億ユーロの持分投資ファンドを含む。

2013年12月31日現在、当行のトレーディング株式はCB&S業務からの577億ユーロ、DeAWM業務からの36億ユーロおよびNCOUからの22百万ユーロから構成されている。トレーディング株式全体は、DeAWMにおけるエクスポージャーの減少（37億ユーロの減少）、CB&Sにおける減少（31億ユーロの減少）およびNCOUのポジションの減少（3億ユーロの減少）に起因して、対前年度比で71億ユーロ減少した。

当行のトレーディング以外の株式エクスポージャーに関する詳細については、「トレーディング以外のマーケット・リスク」の項の「保有する持分投資」の項を参照のこと。

次へ

資産の質

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	190,059	175,860	365,920	213,686	171,232	384,918
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,271	4,165	5,436	1,562	4,366	5,928
再交渉されたが、減損していない貸出金	373	299	672	688	200	888
減損債権	5,922	4,221	10,143	6,129	4,206	10,335
合計	**197,625**	**184,545**	**382,171**	**222,065**	**180,004**	**402,069**

『

延滞貸出金

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および／または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および／または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
30日未満延滞の貸出金	3,216	3,898
30日以上60日未満延滞の貸出金	856	967
60日以上90日未満延滞の貸出金	362	394
90日以上延滞の貸出金	1,077	716
合計	**5,510**	**5,975**

』

産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行および保険	32	3
ファンド運用管理	4	3
製造	129	473
卸売および小売	196	187
個人	3,624	3,781
商業用不動産	892	888
公共部門	6	19
その他	629	621
合計	**5,510**	**5,975**

地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されている。）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
ドイツ	2,901	3,238
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	2,074	2,141
東ヨーロッパ	110	148
北アメリカ	345	397
中央および南アメリカ	0	4
アジア／太平洋	74	45
アフリカ	7	2
その他	0	0
合計	**5,510**	**5,975**

当行の減損していない延滞貸出金は、主にドイツの製造部門における多くの個別評価の貸出金の減少に起因して、465百万ユーロ減少し、2013年12月31日現在で55億ユーロとなった。当行の減損していない延滞貸出金の58%は30日未満の延滞であり、53%はドイツに所在する相手先に対するものであり、産業別では個人（66%）に集中していた。減損していない90日以上延滞の貸出金の増加は、主にポストバンクで計上されたドイツおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）の個人ならびに商業用不動産に関連する貸出金に起因していた。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
金融およびその他の担保	3,260	3,248
受取保証	161	167
合計	**3,421**	**3,415**

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保の6百万ユーロの僅かな増加は、当行の減損していない延滞貸出金の全体的な減少とは反対の動きを示している。

』

再交渉された貸出金および支払猶予

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。こうした支払猶予は、再交渉と見なされ、そのように開示される。

借手の財政的困難に関連した経済的または法的理由により、当行がさもなければ検討しなかったような譲歩を借手に与える形で再交渉された貸出金は、再交渉された貸出金として開示されている。

再交渉された貸出金

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在			2012年度から2013年度の増加（減少）		
	減損していないと考えられる再交渉された貸出金	減損していると考えられる再交渉された貸出金	再交渉された貸出金合計	減損していないと考えられる再交渉された貸出金	減損していると考えられる再交渉された貸出金	再交渉された貸出金合計	減損していないと考えられる再交渉された貸出金	減損していると考えられる再交渉された貸出金	再交渉された貸出金合計
ドイツ	275	564	839	210	309	519	65	255	320
ドイツ以外	397	1,127	1,524	678	1,317	1,995	-281	-190	-471
再交渉された貸出金合計	672	1,691	2,363	888	1,626	2,514	-216	65	-151

2013年度における減損していない再交渉された貸出金の減少は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）の一件の商業用不動産貸出金に主に起因しており、当該貸出金は2013年度第2四半期に当グループがストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことにより連結された。減損していると考えられる再交渉された貸出金は、当行の中核業務において個別評価されているドイツの顧客に関して、新たな繰入が若干必要になったことにより増加した。2012年度における再交渉された貸出金は、96百万ユーロ（4%）増加した。

2013年度における当行の再交渉された貸出金には、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された貸出金114百万ユーロが含まれていた。このポジションは前年度末から143百万ユーロ減少しており、この減少は西ヨーロッパ（ドイツを除く。）の一件の商業用不動産ポジションに主に起因している。当該貸出金は一部償却が行われ、その後2013年度第2四半期に当グループがストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことにより連結された。

『

減損債権

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職からなる監視委員会に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は、法人信用エクスポージャーの減損を個別に評価しているが、小口標準的均質貸出金の減損については集合的に評価している。

非減損債権に関する集合的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在[1]			2012年度から2013年度の増加（減少）	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率(%)	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率(%)	減損債権	減損債権カバレッジ比率(%)
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	818	344	42	495	277	56	323	-14
グローバル・トランザクション・バンキング	1,662	1,078	65	1,524	904	59	138	6
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	69	39	56	138	33	24	-69	32
個人顧客および中堅企業	4,121	2,519	61	4,188	2,071	49	-67	12
非中核事業ユニット	3,473	1,609	46	3,990	1,407	35	-517	11
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	1,007	479	48	1,499	488	33	-492	15
合計	**10,143**	**5,589**	**55**	**10,335**	**4,692**	**45**	**-192**	**10**

1　コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよびグローバル・トランザクション・バンキングの2012年度の数値は、2013年度の組織構造の変更により修正されている。

産業別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権カバレッジ比率（%）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価引当金	減損債権に関する集合的評価引当金	非減損債権に関する集合的評価引当金	合計	
銀行および保険	45	0	45	3	2	15	20	45
ファンド運用管理	92	1	93	1	0	3	5	5
製造	589	222	811	519	111	54	683	84
卸売および小売	441	220	661	225	107	36	369	56
個人	477	3,194	3,671	298	1,889	113	2,301	63
商業用不動産	2,388	295	2,683	931	26	38	995	37
公共部門	39	0	39	18	0	1	20	51
その他	1,849	289	2,139	861	188	147	1,196	56
合計	**5,922**	**4,221**	**10,143**	**2,857**	**2,324**	**407**	**5,589**	**55**

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権カバレッジ比率（%）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価引当金	減損債権に関する集合的評価引当金	非減損債権に関する集合的評価引当金	合計	
銀行および保険	53	0	53	20	0	15	35	67
ファンド運用管理	127	1	128	1	0	44	45	35
製造	720	206	926	455	87	63	605	65
卸売および小売	355	199	554	207	95	34	336	61
個人	562	3,145	3,707	216	1,623	124	1,963	53
商業用不動産	3,087	271	3,358	665	23	19	707	21
公共部門	0	0	0	0	0	2	2	0
その他	1,225	384	1,609	702	157	140	999	62
合計	**6,129**	**4,206**	**10,335**	**2,266**	**1,985**	**441**	**4,692**	**45**

地域別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権カバレッジ比率（%）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価引当金	減損債権に関する集合的評価引当金	非減損債権に関する集合的評価引当金	合計	
ドイツ	1,586	1,675	3,261	864	964	149	1,977	61
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	3,469	2,363	5,832	1,624	1,232	158	3,015	51
東ヨーロッパ	77	175	252	35	128	9	171	68
北アメリカ	588	1	590	253	0	41	294	50
中央および南アメリカ	32	0	32	27	0	4	32	99
アジア／太平洋	170	4	175	54	1	38	92	53
アフリカ	0	1	1	0	0	3	3	337
その他	0	0	0	0	0	4	4	0
合計	**5,922**	**4,221**	**10,143**	**2,857**	**2,324**	**407**	**5,589**	**55**

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権カバレッジ比率（%）
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価引当金	減損債権に関する集合的評価引当金	非減損債権に関する集合的評価引当金	合計	
ドイツ	1,822	1,793	3,615	783	817	126	1,725	48
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	3,276	2,200	5,476	1,116	1,012	180	2,308	42
東ヨーロッパ	137	207	344	53	156	11	220	64
北アメリカ	624	2	626	232	0	84	316	50
中央および南アメリカ	41	0	41	31	0	5	36	89
アジア／太平洋	229	4	233	51	0	28	79	34
アフリカ	0	0	0	0	0	3	3	0
その他	0	0	0	0	0	5	5	0
合計	**6,129**	**4,206**	**10,335**	**2,266**	**1,985**	**441**	**4,692**	**45**

』

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首残高	**6,129**	**4,206**	**10,335**	**6,262**	**3,808**	**10,070**
期中に減損債権に分類されたもの[1]	4,553	2,939	7,492	2,860	1,912	4,772
期中に非減損債権に振り替えられたもの[1]	-2,618	-2,134	-4,752	-1,932	-930	-2,862
貸倒償却	-730	-485	-1,215	-798	-483	-1,281
減損債権の処分	-744	-293	-1,037	-249	-122	-371
為替レートおよびその他の変動	-669	-12	-680[2]	-14	21	7
期末残高	**5,922**	**4,221**	**10,143**	**6,129**	**4,206**	**10,335**

1　返済を含む。

2　当グループがストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を合計598百万ユーロで獲得したことにより連結された項目を含む。

当行の減損債権は、貸倒償却12億ユーロおよび為替レートの変動82百万ユーロが主に減損債権の純増加11億ユーロによって相殺された結果、2013年度において192百万ユーロ（1.9%）減少して101億ユーロとなった。全体的な減少は、個別評価の減損債権における207百万ユーロの減少に主に起因しており、これは集合的評価の減損債権における15百万ユーロの増加によって一部相殺されている。個別評価の減損債権における減少には、当行のNCOUで計上されている西ヨーロッパ（ドイツを除く）の相手先に対する商業用不動産融資に基づく複数の大口取引が含まれており、これらは一部償却が行われ、その後2013年度第2四半期から第3四半期の間に当グループがストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことによって連結された。卸売および小売、ならびに西ヨーロッパ（ドイツを除く。）の商業用不動産部門に係る一つの個別顧客案件において新たに認識した減損は、上記の減少と一部相殺された。当行の集合的評価の減損債権の増加は、西ヨーロッパ（ドイツを除く。）の主にイタリアおよびスペインの個人に起因するが、これは信用環境の改善を反映しているドイツの個人によって一部相殺された。

減損債権カバレッジ比率（個別または集合的に評価したすべての減損債権に対するオンバランスの貸倒引当金合計額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものとして定義される。）は、主にポストバンクおよび当行のNCOUで計上されているカバレッジ比率の低い上記の商業用不動産案件に起因して、2012年度末現在の45%から55%に改善した。2010年度の支配の変更時に、ポストバンクにより減損債権として分類されていた貸出金はすべて、ドイツ銀行により履行債権として分類され、また、当初公正価値で計上された。支配の変更後の引当金の増加は、ドイツ銀行の連結の観点からは、貸出金全体が減損する結果となったが、引当金は当該積増し分のみが計上されたため、カバレッジ比率は低下した。その後、これらの資産の信用の質は改善したため、この影響は引き続き一部相殺された。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された貸出金10億ユーロが含まれていた。当該ポジションは、492百万ユーロ減少したが、これは主に西ヨーロッパ（ドイツを除く）の相手先に対する複数の商業用不動産融資および一部償却され売却されたアジア／太平洋の一つの案件に起因している。

産業別の減損債権、貸倒引当金繰入額および取戻額

	2013年12月31日現在		2013年度	2012年12月31日現在		2012年度
単位：百万ユーロ	減損債権合計	貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）	取戻額	減損債権合計	貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）	取戻額
銀行および保険	45	40	0	53	17	1
ファンド運用管理	93	-41	0	128	-20	1
製造	811	40	15	926	110	18
卸売および小売	661	105	4	554	81	7
個人	3,671	822	120	3,707	742	138
商業用不動産	2,683	732	2	3,358	357	3
公共部門	39	19	0	0	1	0
その他	2,139	505	21	1,609	633	27
合計	**10,143**	**2,222**	**162**	**10,335**	**1,922**	**195**

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2013年12月31日現在では168百万ユーロ、2012年12月31日現在では145百万ユーロであった。

『

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
金融およびその他の担保	3,411	4,253
受取保証	763	401
減損債権に対して保有していた担保合計	**4,174**	**4,654**

』

2013年12月31日現在、減損債権に対して保有していた担保合計は、前年度と比較して480百万ユーロ減少した。当該減少は、ポストバンクに割り当てられた担保に主に起因している。担保を含むカバレッジ比率（個別または集合的に評価したすべての減損債権に対するオンバランスの貸倒引当金と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものとして定義される。）は、2012年12月31日現在90%であったのに対し、

2013年12月31日現在で96%に上昇した。これは、減損債権のカバレッジ比率と同じ要因（ポストバンクに起因）によるものであった。

『

取得した担保

当行は、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求することにより、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。当行は通常、取得した不動産をその事業目的で使用することはない。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
商業用不動産	10	30
住宅用不動産	48	62
その他	0	0
報告期間中に取得した担保合計	**58**	**92**

2013年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行の米国およびスペインのエクスポージャーに関連している。

上記の表に示された、取得した商業用不動産担保は、当グループが2013年度第2四半期から第3四半期の間にストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことにより、商業用不動産資産を保有するSPVを連結した結果計上された担保を除いている。

上記の表に示された、取得した住宅用不動産担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。これらの信託の取得担保に関連する期末残高は、2013年12月31日現在が4百万ユーロ、2012年12月31日現在が10百万ユーロであった。』

信用リスク引当金

信用リスク引当金の増減

							2013年度
			貸倒引当金		オフバランス信用リスク引当金		
単位：百万ユーロ	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	合計
期首残高	**2,266**	**2,426**	**4,692**	**118**	**97**	**215**	**4,907**
信用リスク引当金繰入額	1,377	683	2,060	-15	21	5	2,065
このうち：減損債権の処分による（利得）／損失	-19	-2	-20	0	0	0	-20
純貸倒償却額：	-701	-352	-1,053	0	0	0	-1,053
貸倒償却額	-730	-485	-1,215	0	0	0	-1,215
取戻額	30	132	162	0	0	0	162
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	-85	-25	-110	0	-3	-4	-114
期末残高	**2,857**	**2,732**	**5,589**	**102**	**114**	**216**	**5,805**

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
絶対的	262	70	332	-8	20	12	344
相対的	24%	11%	19%	119%	N/A	-177%	20%
純貸倒償却額							
絶対的	61	-28	33	0	0	0	33
相対的	-8%	9%	-3%	0%	0%	0%	-3%
期末残高							
絶対的	591	306	897	-16	17	1	898

相対的	26%	13%	19%	-13%	18%	1%	18%

N/A－意味なし

2013年12月31日現在、当行の信用リスク引当金は58億ユーロであり、このうち96%（56億ユーロ）が当行の貸出金ポートフォリオに、4%（216百万ユーロ）がオフバランス・ポジション（主に貸出コミットメントおよび保証）に関連していた。貸倒引当金の51%は個別評価の貸倒損失に、49%は集合的評価の貸倒損失によるものである。前年度末からの貸倒引当金の897百万ユーロの純増加は、追加繰入額21億ユーロによるものであり、純貸倒償却額11億ユーロ、および減損債権に係る利息の増価や為替の影響などのその他の変動額110百万ユーロにより一部相殺されている。当行のオフバランス信用リスク引当金は、当行の集合評価のポートフォリオによる追加繰入額5百万ユーロがその他の変動額4百万ユーロと一部相殺されたことにより、前年度末から純額で1百万ユーロ僅かに増加した。

2013年度の信用リスク引当金繰入額は、2012年度から344百万ユーロ（20%）増加して21億ユーロとなった。当行の2013年度の貸倒引当金繰入額合計は2012年度から332百万ユーロ（19%）増加した。この増加は、当行の個別評価の貸出金ポートフォリオにおける繰入額の増加262百万ユーロおよび集合的評価の貸出金ポートフォリオにおける繰入額の増加70百万ユーロに起因していた。当行の個別評価の貸出金ポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加は、GTBで認識された一顧客の信用事由、CB&Sで計上された船舶ファイナンスのエクスポージャーに係る繰入額の増加、およびNCOUにおける一顧客案件（特にヨーロッパの商業用不動産部門に関連するもの）による費用の増加に起因している。当行の集合的評価の貸出金ポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加は、NCOUによるものであった。この増加は、主に当行の中核業務における減少（ドイツのリテール市場の信用環境が前年度に比べて改善したことを反映している。）により一部相殺された。当行のオフバランス信用リスク引当金繰入額合計は、GTBでの集合的評価の引当金が増加した（特にボリュームの増加によるもの）結果、前年度から12百万ユーロ増加した。

純貸倒償却額は、2013年度に33百万ユーロ（3%）僅かに減少した。この減少は、当行の個別評価の貸出金ポートフォリオにおける61百万ユーロの減少によるものであり、集合的評価の貸出金ポートフォリオにおける28百万ユーロの増加と一部相殺された。

2013年度末現在、IAS第39号に従って分類変更された資産に関する当行の貸倒引当金は479百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の9%に相当し、前年度末現在の489百万ユーロ（貸倒引当金合計額の10%）から僅かに減少した。2013年度の僅かな減少は、貸倒償却額349百万ユーロおよびその他の変動額35百万ユーロに起因する減少が貸倒引当金の追加繰入額373百万ユーロに起因する増加を上回ったことによるものであった。IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2013年度の貸倒引当金繰入額は、商業用不動産とは別のポートフォリオの減少に起因して、前年度から43百万ユーロ（415百万ユーロから373百万ユーロに）減少した。IAS第39号に従って分類変更された資産に関連する2013年度の純貸倒償却額は、2012年度の331百万ユーロから僅かに18百万ユーロ増加して349百万ユーロとなった。この増加は、商業用不動産部門における僅かな貸倒償却（関連する貸出金は、一部償却後に、当グループが2013年度第2四半期から第3四半期の間にストラクチャード・エンティティである借手に対する支配を獲得したことにより連結されている。）に起因していた。

2012年度

	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			
単位：百万ユーロ	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	合計
期首残高	**2,011**	**2,147**	**4,158**	**127**	**98**	**225**	**4,383**
信用リスク引当金繰入額	1,115	613	1,728	-7	0	-7	1,721
このうち： 減損債権の処分による（利得）／損失	79	-55	24	0	0	0	24
純貸倒償却額：	-762	-324	-1,086	0	0	0	-1,086
貸倒償却額	-798	-483	-1,281	0	0	0	-1,281
取戻額	36	158	195	0	0	0	195
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	-98	-9	-107	-2	-1	-3	-111
期末残高	**2,266**	**2,426**	**4,692**	**118**	**97**	**215**	**4,907**
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
絶対的	208	-312	-104	-26	12	-14	-118
相対的	23%	-34%	-6%	-137%	-103%	-191%	-6%

純貸倒償却額							
絶対的	-249	61	-189	0	0	0	-189
相対的	49%	-16%	21%	0%	0%	0%	21%
期末残高							
絶対的	255	275	531	-9	-1	-10	520
相対的	13%	13%	13%	-7%	-1%	-4%	12%

2012年12月31日現在、当行の信用リスク引当金は49億ユーロであり、このうち96%（47億ユーロ）が当行の貸出金ポートフォリオに、4%（215百万ユーロ）がオフバランス・ポジション（主に貸出コミットメントおよび保証）に関連していた。2012年12月31日現在、当行の貸倒引当金は47億ユーロであり、このうち52%が集合的評価の貸倒損失に、48%が個別評価の貸倒損失に関連している。貸倒引当金の531百万ユーロの増加は主に、追加の貸倒引当金繰入額17億ユーロに関連しており、貸倒償却11億ユーロによって一部相殺されている。オフバランス信用リスク引当金は、当行の個別評価のオフバランス・ポジションのポートフォリオにおいて以前設定した引当金の戻入れが新規繰入額を上回ったことに起因して、前年度から10百万ユーロ（4%）減少した。

2012年度の信用リスク引当金繰入額は、2011年度から118百万ユーロ減少して17億ユーロとなった。2012年度の貸倒引当金繰入額合計は2011年度から104百万ユーロ（6%）減少した。この減少は、当行の集合的評価の貸出金ポートフォリオに起因していた。当該ポートフォリオにおいては、NCOU内の非減損債権に関する繰入額水準の低下に加え、主にポートフォリオの質の改善による当行の均質なポストバンク・ポートフォリオにおける繰入額の減少に起因して、312百万ユーロ（34%）の減少が見られた。さらに、最初の連結時に当グループ勘定に公正価値で計上されたポストバンクの貸出金の信用の質が改善を示したため、更なる戻入れが利息収益に計上された。

当行の個別評価の貸出金に関する繰入額の208百万ユーロ（23%）の増加は、IAS第39号に従って分類変更された北アメリカおよび英国の資産（現在はNCOUに保有されている。）に関連している。オフバランス信用リスク引当金繰入額は、当行の個別評価のオフバランス・ポジションのポートフォリオに起因して、14百万ユーロ（191%）減少した。当該ポートフォリオでは、2012年度において、以前設定した引当金の戻入れが新規繰入額を上回った。

純貸倒償却額は2012年度に189百万ユーロ（21%）増加した。当行の個別評価の貸出金に関する純貸倒償却額は、IAS第39号に従って分類変更された資産に主に関連して、249百万ユーロ増加した。

2012年度末現在、IAS第39号に従って分類変更された資産に関する当行の貸倒引当金は489百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の10%に相当し、前年度末現在の444百万ユーロ（貸倒引当金合計額の11%）から増加している。2012年度の増加は、貸倒引当金繰入額415百万ユーロに起因しており、これは貸倒償却額331百万ユーロおよびその他の変動額38百万ユーロにより一部相殺されている。IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2012年度の貸倒引当金繰入額は、前年度から227百万ユーロ（188百万ユーロから415百万ユーロに）大幅に増加した。この増加は、特に不動産部門における費用の増加およびリスク圧縮活動に関連する追加繰入額に起因していた。IAS第39号に従って分類変更された資産に関連する2013年度の純貸倒償却額は、処分に関連する貸倒償却額に起因して、2012年度の224百万ユーロから107百万ユーロ増加して331百万ユーロとなった。

デリバティブ－信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネッティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

当行は、モノライン・エクスポージャー総額に対して、2013年12月31日現在、CVAに209百万ユーロを計上し、2012年12月31日現在に計上した737百万ユーロと比べて減少した。モノラインの相手先に対するCVAに関する詳細については、「財政状態－モノライン保険会社に対するエクスポージャー」の項を参照のこと。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での取引の再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のOTCデリバティブの信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、現行の契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知による取引または関連マスター・アグリーメントの終了が可能である。

顧客との間のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。デリバティブ取引または関連マスター・アグリーメントの終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の

債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。SolvV第224条第8項および第9項に従って、ポストバンクを除く当行は、特定の誤方向リスクを監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引が自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントのために提示される。さらに、ポストバンクを除く当行は、当行自身のアルファ係数（SolvV第223条第7項の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積もっている。ポストバンクのデリバティブの相手先リスクは、当グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

次へ

相手先の信用リスク：規制上の評価

158ページ（訳者注：原文のページ）で終了する相手先の信用リスク：規制上の評価に関する以下の項は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。そのため、この項は無監査である。表示されている定量的情報は、規制上の連結範囲に従っている。

相手先リスクに関する規制上の評価の概論

当行は通常、BaFinから得た各承認に基づき、当行の先進的IRBAに適格な信用ポートフォリオの大部分に対して先進的IRBAを適用して、SolvVに従って所要規制自己資本を計算している。

ポストバンクを除く当行の相手先の信用エクスポージャーのための先進的IRBAの監査プロセスの結果として得たBaFinの承認により、規制自己資本の計算目的で68個の内部開発格付システムの使用が認められている。このうち37個の格付システムは2007年12月に承認され、残りの31個のシステムは2013年度末までに承認された。2013年度中に得たBaFinの承認は、「リテール」エクスポージャー・クラス内の5個の追加の格付システムを構成している。これらは概して、先進的IRBAに適格なエクスポージャー・クラスである「中央政府」、「機関」、「法人」および「リテール」におけるポストバンクを除く当行のすべての重要なエクスポージャーをカバーしている。

ポストバンクが得たBaFinの各承認および当行が先進的IRBAのステータスを有しているという事実に基づいて、ポストバンクにおいてもリテール・ポートフォリオは先進的IRBAに割り当てられている。さらに、2013年度中にポストバンクは、各監査プロセスの後に、「機関」および「法人」各エクスポージャー・クラス内で先進的IRBAの適用を開始するための、3個の格付システムに関するBaFinの承認を得た。この関連でBaFinは、現在ドイツ銀行AGの直接子会社であるPBキャピタル・コーポレーションに対し、同じく同社の「法人」エクスポージャー・クラス内で先進的IRBAの適用を開始するため、および「中央政府」エクスポージャー・クラス内で基礎的IRBAを使用するための、2個の先進的IRBA格付システムおよび1個の基礎的格付システムに関する承認を与えた。当行は、ポストバンクのIRBAに適格な残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、ポストバンクが近年得たBaFinの各承認に基づいて、基礎的IRBAを適用している。

要約すれば、ポストバンク（PBキャピタル・コーポレーションを除く。）が相手先の信用エクスポージャーのためのIRBAの監査プロセスの結果として得たBaFinの承認により、IRBAに基づく規制自己資本の計算目的で13個の内部開発格付システムの使用が認められている。このうち8個の格付システムは2006年12月に承認され、残りの5個のシステムは2013年度末までに承認された。これらは概して、先進的IRBAに適格なエクスポージャー・クラスである「リテール」におけるポストバンクの重要なエクスポージャー、ならびに先進的および基礎的IRBAに適格なエクスポージャー・クラスである「中央政府」、「機関」および「法人」におけるポストバンクの重要なエクスポージャーをカバーしている。さらに、PBキャピタル・コーポレーションの重要なエクスポージャーは、2013年度に承認されたIRBAに基づく規制自己資本の計算目的の3個の内部開発格付システムによってカバーされている。

先進的IRBAおよび先進的IRBAエクスポージャーの詳細は、「先進的内部格付手法」の項および「先進的IRBAエクスポージャー」の項に記載されている。基礎的IRBAおよび基礎的IRBAエクスポージャーは、「基礎的内部格付手法」の項および「基礎的IRBAエクスポージャー」の項に記載されている。

ポストバンクを除くグループ・レベルでは、当行は、残りの少数の先進的IRBAに適格な小規模なポートフォリオを、一時的に標準的アプローチに割り当てている。これらに関して、実行計画および承認スケジュールが設定されており、管轄当局であるBaFinおよびドイツ連邦銀行と合意されている。ポストバンクのIRBAに適格なポートフォリオの一部もまた、未だ一時的に標準的アプローチに割り当てられている。2013年度中に、ポストバンクを除く当グループとポストバンクの実行計画がグループ・レベル全体の実行計画に一本化されており、統合された承認スケジュールが設定され、BaFinおよびドイツ連邦銀行と合意された。

当行が先進的IRBAおよび基礎的IRBAのいずれの下でも処理していないエクスポージャーについては、「その他のIRBAエクスポージャー」の項および「標準的アプローチ」の項にそれぞれ記載されている。

2013年12月31日現在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、SolvV第67条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では97%、RWAでは93%と、ドイツの規制上の要件を上回っており、2012年12月31日現在の水準から変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（SolvV第70条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。2013年度中にポストバンクを除く当グループとポストバンクの実行企画が一本化された後、グループ全体の総合的なIRBAカバレッジ比率も設定されている。これらはSolvV第67条に従って測定されており、2013年度において規制上定義された当初の基準値を大幅に上回っていた。

当行の信用リスク・ポートフォリオに適用されたモデル・アプローチ別のEADおよびRWA

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	先進的IRBA		基礎的IRBA		その他のIRBA		標準的アプローチ		合計		
	EAD	RWA	EAD	RWA	EAD	RWA	EAD	RWA	EAD	RWA	所要自己資本
中央政府	92,354	4,353	8	2	0	0	75,706	213	168,068	4,569	366
機関	60,912	9,175	5,592	1,320	0	0	4,976	198	71,481	10,693	855
法人	264,751	81,397	7,396	4,880	10,169	6,067	23,248	15,235	305,564	107,578	8,606
不動産担保リテール・エクスポージャー	153,271	22,523	0	0	0	0	5,173	2,275	158,443	24,799	1,984
適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー	4,537	621	0	0	0	0	0	0	4,537	621	50
その他のリテール・エクスポージャー	33,082	13,990	0	0	0	0	8,593	5,982	41,675	19,972	1,598
その他のエクスポージャー	0	0	0	0	7,958	10,424	25,287	14,507	33,245	24,931	1,994
証券化	49,368	7,834	0	0	0	0	2,175	1,222	51,543	9,057	725
合計	**658,273**	**139,894**	**12,997**	**6,202**	**18,127**	**16,490**	**145,159**	**39,633**	**834,557**	**202,219**	**16,178**
このうち、以下に関する相手先の信用リスク	122,455	28,265	317	193	414	394	9,571	1,833	132,757	30,684	2,455
デリバティブ	75,738	25,900	317	193	414	394	8,630	1,806	85,099	28,292	2,263
証券金融取引	46,716	2,365	0	0	0	0	941	27	47,657	2,392	191

上記の表は、証券化ポジションを含む当行の信用リスク・ポートフォリオに適用されたモデル・アプローチの概要を示している。証券化エクスポージャーについては「証券化」の項で区分してより詳細に表示していることから、IRBAおよび標準的アプローチ内の当行のエクスポージャーに関する以下の項では証券化エクスポージャーを除外していることに留意されたい。「その他のエクスポージャー」の項目には主に、その他のIRBAの下で処理される集団的投資事業、株式エクスポージャーおよび債権以外の資産、ならびに「中央政府」、「機関」、「法人」および「リテール」各エクスポージャー・クラスに該当しない標準的アプローチの残りのエクスポージャー・クラスが含まれている。

先進的内部格付手法

先進的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行は、当行の内部格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）、および規制上のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の見積りの一部としての与信換算掛目（以下「CCF」という。）が含まれる。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年以上の過去の情報が利用可能である。当行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を反映している。

顧客に関するデフォルト確率は、当行の内部格付システムから算出される。当行は、ポストバンクを除く当行のすべてのエクスポージャーに関する透明性の高い一貫した26等級のマスター・レーティング・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーにデフォルト確率を割り当てている。割り当てられる借手の格付は、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。当該モデルは、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定し、ある顧客に関して得られた特定の基準のセットに基づいて格付等級を割り当てる。基準のセットは、各顧客区分に関連した情報のセット（一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ等）から得られる。使用されている手法は、統計的スコアリング・モデルから専門家ベースのモデルまで多岐にわたり、入手可能な関連する定量的および定性的情報が考慮される。専門家ベースのモデルは通常、「中央政府」、「機関」および「法人」各エクスポージャー・クラスの相手先（中小企業を除く。）に対して適用される。中小企業およびリテール区分に対しては、統計的スコアリング・モデルまたは両アプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが通常使用される。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用可能な統計的モデリング技法に基づいて開発される。SolvV第118条に従って、これらのモデルは、モデルに基づく割り当てをレビューし、モデルが適切に使用されていることを確保するために、人による判断および監督によって補完される。当行の内部格付等級は基本的に格付機関からの外部の格付等級に対応するように設計されているため、当行が内部のリスク格付を割り当てる際、当行は、可能な場合、当該内部格付を大手の国際的格付機関が当行の相

手先に割り当てた外部のリスク格付と比較することができる。外部のスタンダード・アンド・プアーズの格付等級に対応した格付等級の粒度に基づく当行の先進的および基礎的IRBAエクスポージャーに関する定量的情報については、「先進的IRBAエクスポージャー」の項および「基礎的IRBAエクスポージャー」の項を参照のこと。

顧客特有の特徴を適切に反映するために、様々な格付手法が様々な顧客区分に対して適用されるが、これらはすべて、同じリスク管理原則に従っている。与信プロセスに係る方針は、様々な格付システムへの顧客の分類に関するガイダンスを提供している。与信プロセスおよび同プロセス内で使用される各格付手法に関する詳細な情報については、「信用リスク格付」の項および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

ポストバンクもまた、同行のポートフォリオに関する内部の格付マスター・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーにデフォルト確率を割り当てている。割り当てられる格付は、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定する、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。これらの格付モデルは、借手に関する内部および外部情報に基づく内部開発の統計的スコアリング・モデルまたは格付モデルであり、統計的手続を使用してデフォルト確率を評価する。結果として得られたスコアまたはデフォルト確率は次に、ポストバンクの内部の格付マスター・スケールへとマッピングされる。

当行は、内部で見積ったLGD係数を、BaFinに承認された先進的IRBAの所要自己資本の計算の一部として適用している。LGDは、相手先の債務不履行の場合において起こり得る損失の強度と定義されている。LGDは、デフォルト・イベントにおいて回収できないエクスポージャーの見積りを提供し、そのため損失の強度を捕捉する。概念上、LGDの見積りは、顧客のデフォルト確率とは無関係である。LGDモデルは、損失の主な要因（例えば、担保の水準および質の違い、顧客または商品の種類、与信枠の優先順位）が特定のLGD係数に反映されることを確保している。ポストバンクを除く当行のLGDモデルにおいて、当行は、担保の種類に特有のLGDパラメータを、担保付エクスポージャー（ヘアカットを適用後の担保価値）に割り当てる。さらに、無担保エクスポージャーに関するLGDは、担保付エクスポージャーに割り当てられるLGDを下回ってはならず、また、規制上の下限（住宅用モーゲージ貸出金については10%）が適用される。

先進的IRBAの適用の一部として、当行は特定のCCFを適用してEAD価値を計算している。概念上、EADは、相手先の債務不履行時における相手先に対する信用エクスポージャーの予想金額と定義される。先進的IRBA計算の目的上、当行はSolvV第100条の定義する一般原則を適用して取引のEADを算定している。しかし、ポストバンク以外の取引が未利用の限度枠を伴う場合には、相手先の債務不履行時における予想残高を適切に反映するために、当該未利用の限度枠の一定割合が残高に加算される。これは、債務不履行時におけるコミットメントの利用が現在の利用を上回る可能性があるという仮定を反映している。取引がさらなる偶発的要素（例えば保証）を伴う場合には、債務不履行時における保証引出額を見積るために、さらなる一定割合（利用係数）がCCFモデルの一部として適用される。先進的IRBAの下で認められる場合には、CCFは内部で見積られる。当該パラメータの調整は、統計上の実績および内部の過去のデータに基づいて行われ、顧客および商品の種類の詳細が考慮される。承認プロセスの一環として、BaFinは当行のCCFモデルを評価し、規制上の所要自己資本の計算プロセスにおける当該モデルの使用の妥当性を表明した。

概してポストバンクは、内部で見積ったデフォルト確率、損失率および換算掛目を最低所要規制自己資本の計算の基礎として使用し、先進的IRBAを同行のリテール・ポートフォリオならびに先進的IRBAでカバーされる機関および法人ポートフォリオに適用するための同様の基準を整備している。

デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）に関して、ポストバンクを除く当行は、SolvV第222条以下に従って内部モデル手法（以下「IMM」という。）を利用している。この点において、証券金融取引には、レポ取引、有価証券またはコモディティの貸借およびマージン・レンディング取引（プライム・ブローカレッジを含む。）が含まれる。IMMは、デリバティブおよびSFTに関するEADを計算するためのより洗練されたアプローチであり、これについても、最初に適用する前にBaFinによる事前承認が必要となる。このアプローチの適用により、当行は取引の将来時価に関するモンテカルロ・シミュレーションに基づいて当行のEAD計算を構築する。このシミュレーション・プロセス内で、金利、為替レート、信用スプレッド、株価およびコモディティ価格は、確率過程によりモデル化され、各デリバティブおよび証券金融取引は、内部で承認された評価ルーチンにより、所定の時間グリッドの各ポイントにおいて再評価される。このプロセスの結果として、各取引の各時間グリッド・ポイントにおける将来時価の分布が生成される。これらの分布から、適切なネッティングおよび担保契約を考慮の上、当行は、「デリバティブによる信用エクスポージャー」の項で言及されている潜在的な将来エクスポージャー（以下「PFE」という。）、平均予想エクスポージャー（以下「AEE」という。）およびプラスの予想エクスポージャー（以下「EPE」という。）の各エクスポージャー測定尺度を算出する。規制上適格なネッティング・セットにつき評価されたEPE測定尺度は、当行のデリバティブおよびSFTポートフォリオの大部分について、当行の規制上の自己資本の計算内で、デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引に関するEADを定義する。一方、自身で調整したアルファ係数（最低水準の1.2を下限としている。）がその計算において適用されている。2013年12月31日現在、アルファ係数は下限をわずかに上回る1.22に調整されていた。シミュレーションが計算できない少数の取引に関しては、使用するEADはカレント・エクスポージャー方式から算出される。

ポストバンクに起因する当行のデリバティブの相手先の信用リスクについて、当行はカレント・エクスポージャー方式を適用している。すなわち当行は、デリバティブ取引のプラスの正味公正価値に規制上のアドオンを加えた合計としてEADを計算す

る。ポストバンクに起因するEADデリバティブ・ポジションは、当行全体のデリバティブの相手先の信用リスク・ポジションに対して1%未満であることから、当行はポストバンクのデリバティブ・ポジションが重要ではないと考えている。

デフォルト定義およびモデル検証

格付手法の開発およびリスク・パラメータの決定のための前提条件は、顧客のデフォルト・イベントの適切な定義、識別および記録である。当行は、SolvV第125条の要件に準拠し、IRBAの承認プロセスの一環としてBaFinが確認したデフォルト定義を適用している。

当行のリスク管理フレームワークの重要な要素として、当行は格付手法および信用リスク・パラメータを定期的に検証している。格付手法の検証ではモデルの識別力に重点を置く一方、PD、LGDおよびEADに関するリスク・パラメータの検証では過去のデフォルトおよび損失実績と比較してのこれらのパラメータの予測力を分析する。

当行の基準に従って、およびSolvVの定義する最低要件に沿って、PD、LGDおよびEAD各パラメータは年に1回レビューされる。ポストバンクを除く当行が使用するパラメータの検証プロセスは、財務部、リスク分析＆リビング・ウィル部および信用リスク管理部のメンバーから成る検証作業グループによって調整および監視される。リスク・パラメータの検証は、内部の過去のデータの定量的分析から成り、検証のためのデータが信頼性のある検証結果を得るために統計上不十分な場合には定性的評価によって強化される。検証結果に基づいて必要な場合には、特定のパラメータ設定の再調整が行われる。年次の検証に加え、インプット係数の系統的な変化（例えば、支払行動の変化）やポートフォリオの構成の変化による質の悪化への初期段階での対応として、臨時のレビューが必要に応じて実施される。先進的IRBA格付システムに関して2013年度に実施したレビューの結果、以下の表に示す再調整が行われた。新たに承認された格付システムにより、または既存のリスク・パラメータ設定における粒度の増加により、66個の新たなリスク・パラメータが適用された（ポストバンクを含む。）。これらの再調整は、個別でも、すべての再調整による影響の合計でも、当行の所要規制自己資本に重要な影響を及ぼさなかった。

ポストバンクにおいても同様に、PD、CCFおよびLGD各インプット・パラメータの見積りの結果は、年に1回レビューされる。ポストバンクのモデル検証委員会は、すべてのモデルに関する年次の検証プロセスを監督する責任を負う。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

当行の先進的IRBAに使用されたリスク・パラメータに関する検証結果

2013年度

	PD		LGD		EAD	
	個数	EAD（%）	個数	EAD（%）	個数	EAD（%）
適切	136	80.8	150	87.3	50	52.2
過度に保守的	8	7.9	6	7.5	21	43.6
進歩的	10	11.3	6	5.1	8	4.2
合計	**154**	**100.0**	**162**	**100.0**	**79**	**100.0**
このうち、2013年度に既に再調整および導入されたもの						
過度に保守的	3	5.2	2	1.0	7	38.6
進歩的	6	6.9	4	5.1	4	3.5
合計	**9**	**12.1**	**6**	**6.0**	**11**	**42.1**

2012年度

	PD		LGD		EAD	
	個数	EAD（%）	個数	EAD（%）	個数	EAD（%）
適切	104	91.4	100	89.8	40	79.5
過度に保守的	6	1.8	18	4.1	29	15.9
進歩的	16	6.8	11	6.1	5	4.6
合計	**126**	**100.0**	**129**	**100.0**	**74**	**100.0**
このうち、2012年度に既に再調整および導入されたもの						
過度に保守的	1	0.1	17	3.5	24	15.3
進歩的	1	0.1	7	2.0	5	4.6
合計	**2**	**0.2**	**24**	**5.5**	**29**	**19.9**

上記の表は、ポストバンクを含む当行の先進的IRBAに使用されたPD、LGDおよびEAD各リスク・パラメータに関するモデル検証の結果の要約である。個々のリスク・パラメータの設定は、検証の結果再調整が行われず、そのため現在のパラメータ設定が依然として十分に保守的であることから継続される場合、適切として分類されている。パラメータは、検証の結果再調整分析が行われ、現在の設定の潜在的な引き下げまたは引き上げにつながる場合はそれぞれ、過度に保守的または進歩的として分類されている。PD、LGDおよびEADの内訳は、個数ならびに2013年12月31日および2012年12月31日現在で各パラメータに紐付けされている関連EADにより表示されている。

2013年度の検証は、当行のパラメータ設定を概ね裏付けている。否定的な検証結果となったPDおよびLGD各パラメータのうち重要性の高いものは、3個の格付システムに起因していた。EADの約6%（PDおよびLGDの両方）に寄与するポストバンクの1個の格付システムについては、PDパラメータは進歩的過ぎであり、LGDパラメータは過度に保守的であることが判明した。PDは既に引き上げられたが、LGD設定については次の検証まで維持することが決定された。EADの約5%（PDおよびLGDの両方）に寄与するポストバンクの別の格付システムについては、PDは過度に保守的であり、LGDは進歩的であったが、両パラメータともに既に修正された。EADの約3.5%に寄与する3個目のDB格付システムについては、進歩的なPDパラメータが対象エクスポージャーの再格付によって緩和される見込みであり、これは2013年度に既に開始された。フリー・リミットの35%に寄与するドイツ銀行で使用される1個のEADパラメータは、過度に保守的であり、3パーセント・ポイント引き下げられたが、依然として高い保守的水準を保っている。否定的な検証結果となった他のパラメータはすべて、小規模なポートフォリオに適用されている。

実施した検証により2013年度中に変更が示唆された59個のリスク・パラメータのうち、26個については2013年度に既に導入された。残る33個のパラメータの変更のうち、18個は2014年度第1四半期に実施される予定である。さらなる調査により、ポートフォリオの構成が変化したため1個のパラメータ設定については維持できることが示された。残る14個のパラメータ設定は、2014年度中に実施される予定である。これらのパラメータ変更の一部は、導入前にBaFinからの承認を待つ必要がある。実施した検証により2012年度中に変更が示唆された85個のリスク・パラメータのうち、55個については2012年度に既に導入された。残る30個のパラメータの変更は、2013年度に実施された。

上記に加え、規制上の予想損失（以下「EL」という。）の見積りと計上された実際損失との比較もまた、当行のパラメータ見積りの予測力について、および結果としてのEL計算について、一定の洞察を提供する。

この比較に使用されるELは、1年の期間にわたる当行のエクスポージャーに関する相手先の債務不履行による予想信用損失であり、前年の12月31日現在の履行エクスポージャーに関するPD、LGDおよびEADを乗じたものとして計算される。実際損失の測定尺度は、当行によって、各報告年度中に純損益を通じて当行の財務諸表に計上された、新たに減損したエクスポージャーに関する新規繰入額と定義されている。

当行はこのアプローチが一定の洞察を提供するものと信じているが、この2つの測定尺度が直接的に比較可能でないことから、この比較には限界がある。特に、EL計算の基礎となるLGDパラメータがワークアウト期間終了までの損失予想を表すのに対し、上記に定義されている実際損失は特定の1事業年度に計上された会計情報を表す。さらに、ELは特定の貸借対照表日現在における当行の信用エクスポージャーのスナップショットである予想信用損失の測定尺度であるのに対し、実際損失は1事業年度にわたり変動する信用ポートフォリオについて計上される（つまり、当該年度中に新規に締結された貸出金に係る損失が含まれる。）。

上記の手法に従って、以下の表は、2012年度末現在から2008年度末現在までの貸出金、コミットメントおよび偶発負債に関するELの見積りと、2013事業年度から2009事業年度までに関して計上された実際損失との比較を、先進的IRBAエクスポージャーに関する規制上のエクスポージャー・クラス別に示している。ポストバンクは、2010年度末現在のELの見積りと2011事業年度に関して計上された実際損失との比較において初めて反映されている。

先進的IRBAエクスポージャーに関する規制上のエクスポージャー・クラス別の貸出金、コミットメントおよび偶発負債に関する予想損失の見積りと計上された実際損失との比較

	2012年12月31日現在	2013年度	2011年12月31日現在	2012年度	2010年12月31日現在	2011年度	2009年12月31日現在	2010年度	2008年12月31日現在	2009年度
単位：百万ユーロ	予想損失	実際損失	予想損失	実際損失[1]	予想損失[2]	実際損失[2]	予想損失	実際損失	予想損失	実際損失
中央政府	3	18	1	0	2	0	2	0	2	0
機関	10	1	7	14	22	2	16	1	21	16
法人	351	717	445	393	449	363	471	358	591	1,665
不動産担保付リテール・エクスポージャー	284	223	294	224	222	359	118	101	120	140
適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー	23	7	23	12	2	30	2	5	2	7

その他のリテール・エクスポージャー	404	370	418	385	390	301	301	282	311	315
先進的IRBAにおける予想損失合計および実際損失合計	1,075	1,336	1,188	1,028	1,088	1,055	910	747	1,047	2,143

1　2012年12月31日現在の実際損失の金額は、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことに起因して、修正再表示されている。

2　2010年の予想損失および2011年度の実際損失の数値は、ポストバンクの先進的IRBAエクスポージャーのみに開示を限定するために修正再表示されている。

2013年度の実際損失は、予想損失を261百万ユーロ（24%）上回っていた。これは主に、通常は低リスクのGTBのポートフォリオにおける一顧客の大きな信用事由およびNCOU内の1件の大きな損失に起因して、当行の法人ポートフォリオにおける引当金繰入額水準が予想を上回ったことによるものであった。加えて、中央政府に関する実際損失は、一顧客に起因して予想を上回った。すべてのリテール・エクスポージャー・クラスおよび機関において実績が予想より良かったことが、予想損失と比較しての実際損失の全般的な超過を一部相殺した。

2012年度の実際損失は、すべてのエクスポージャー・クラス全体で予想損失を13%下回っていた（一顧客に起因した実際損失が発生した機関を除く。）。

2011年12月31日現在と比較しての2012年12月31日現在の予想損失の減少は、主にエクスポージャーの減少およびより程度は少ないがLGDパラメータが一部低かったことに起因している。

ポストバンクの連結の結果、予想損失が2010年12月31日以降、実際損失が2011年度以降増加している。

2010年度の実際損失は、当該損失がIAS第39号に従って分類変更された資産に関する引当金繰入額の減少によりプラスの影響を受けたことから、予想損失を18%下回っていた。

2009年度の予想損失と比較しての2010年度の予想損失の減少は、金融危機後の経済環境の若干の改善を反映していた。

2009年度の実際損失は、少数のエクスポージャーに対して計上された重大な費用（主にレバレッジド・ファイナンスに集中していた。）、および期首現在で当行の法人エクスポージャーに関する予想損失に反映されていない信用状況のさらなる悪化を主因として、予想損失を104%上回った。

以下の表は、実際損失の対前年度比較を規制上のエクスポージャー・クラス別に示している。ポストバンクは2011報告期間において初めて連結されている。

IRBAエクスポージャー・クラス別の実際損失の対前年度比較

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度[1]	2011年度	2010年度	2009年度
中央政府	18	0	0	0	0
機関	1	14	2	1	16
法人	717	393	363	358	1,665
不動産担保付リテール・エクスポージャー	223	224	359	101	140
適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー	7	12	30	5	7
その他のリテール・エクスポージャー	370	385	301	282	315
実際損失合計	1,336	1,028	1,055	747	2,143

1　2012年12月31日現在の実際損失の金額は、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことに起因して、修正再表示されている。

当期における実際損失は、主に当行の法人ポートフォリオ、およびより程度は少ないが中央政府に対するエクスポージャーに起因して、前期の数値と比較して308百万ユーロ（30%）増加した。当行の法人ポートフォリオにおける増加は、GTBにおける一顧客の信用事由に加え、CB&Sで計上された船会社に関する実際損失の増加およびヨーロッパの商業用不動産部門に関連したNCOUにおける1件の大きな損失に起因していた。一方、中央政府における実際損失の増加は、一顧客に対する引当金に起因している。これらの増加は、当行のリテール・ポートフォリオおよび機関における僅かな減少によって一部相殺された。

2011年度と比較しての2012年度の実際損失の27百万ユーロ（3%）の僅かな減少は、不動産担保付リテール・エクスポージャーに起因しており、ポストバンクの計算モデルを当グループのアプローチへと整合させたことによるものである。

2011年度の新規引当金繰入額は、ポストバンクが初めて通年で連結されたことに起因して、2010年度と比較して308百万ユーロ増加した。

2010年度の新規引当金繰入額は、IAS第39号に従って分類変更された資産に関する必要な繰入額の大幅な減少を主に反映して、2009年度と比較して14億ユーロ減少した。ポートフォリオおよび国レベルで取られた措置により、スペインおよびインド

における当行のリテール・エクスポージャーに関する実際損失が減少したが、ポーランドの消費者金融業務における増加により一部相殺された。実際損失において観察された減少は、ABNアムロから取得した商業銀行業務およびポストバンクに関連して計上した引当金繰入額によって一部相殺された。

先進的IRBAエクスポージャー

先進的IRBAでは、当行の信用ポートフォリオを様々な規制上定義されたエクスポージャー・クラス（すなわち、中央政府、機関、法人およびリテール顧客）に細分化する必要がある。当行は、顧客特有の特徴、使用する格付システムおよび規制上定義された一定の重要性基準値といった要因を考慮して、各エクスポージャーに関する関連する規制上のエクスポージャー・クラスを識別している。

以下の表は、当行のすべての先進的IRBAエクスポージャーの格付等級別分布を各規制上のIRBAエクスポージャー・クラス別に示している。当該表示には、ポストバンクのリテール・ポートフォリオ（先進的IRBAに割り当てられている範囲で）、ならびに新たに先進的IRBAに割り当てられたポストバンクの「機関」および「法人」各エクスポージャー・クラス内のエクスポージャーも含まれている。EADは、エクスポージャー加重平均PDおよびLGD、リスク・ウェイテッド・アセット（以下「RWA」という。）ならびに平均リスク・ウェイト（RWAをEAD純額で除したものとして計算される。）（以下「RW」という。）とともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。ダブル・デフォルト効果は、ポストバンクのリテール・エクスポージャー以外で適用される範囲で、平均リスク・ウェイトに考慮されている。これは、保証付エクスポージャーについては、主たる債務者と保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャーに関するEAD総額の情報は、それぞれ当初の相手先のエクスポージャー・クラスに割り当てられているのに対し、EAD純額の情報ではエクスポージャーをプロテクションの売手に割り当てている点に留意されたい。結果として、EAD純額がEAD総額を上回る場合がある。

以下の表には、先進的IRBAに割り当てられている範囲で、デリバティブおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）からの当行の相手先の信用リスク・ポジションも含まれている。これらのエクスポージャーの大部分について、当行はEADの算出にIMMを使用しており、適切なネッティングおよび担保契約が既に考慮されている場合には担保を控除後のEADとなっている。以下の表ではさらに、デフォルトしていないエクスポージャーに関するEADに対する予想損失の比率も提供している。デフォルトしたエクスポージャーについて当行は、SolvV第132条第9項によって要求されるように、潜在的な非予想損失を損失率見積りに既に組み込んだLGD概念を適用している。

PDの範囲別の先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD（ポストバンクを含む。）

2013年12月31日現在

	iAAA-iAA 0.00-0.04%	iA 0.04-0.11%	iBBB 0.11-0.5%	iBB 0.5-2.27%	iB 2.27-10.22%	iCCC 10.22-99.99%	デフォルト[1]	合計	前年度からの増減合計
中央政府									
EAD総額（百万ユーロ）	74,299	5,162	3,676	1,893	606	126	55	85,815	-9,847
EAD純額（百万ユーロ）	81,527	6,462	3,504	603	113	90	55	92,354	-10,845
平均PD（%）	0.00	0.08	0.30	1.40	5.31	13.04	100.00	0.11	0.07Ppkt
平均LGD（%）	48.67	40.71	43.23	13.80	43.35	38.31	34.93	47.65	-0.61Ppkt
平均RW（%）	0.83	22.37	48.90	32.84	136.69	170.16	25.65	4.71	1.07Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.00	0.03	0.13	0.13	2.19	4.98	N/A	0.02	0.00Ppkt
機関									
EAD総額（百万ユーロ）	16,869	27,549	12,297	2,098	1,070	196	294	60,373	-5,995
EAD純額（百万ユーロ）	17,872	28,258	11,499	1,776	1,019	195	294	60,913	-4,944
平均PD（%）	0.03	0.07	0.32	1.10	4.64	21.66	100.00	0.77	0.13Ppkt
平均LGD（%）	38.53	26.98	23.23	21.71	12.42	6.27	4.40	29.09	3.39Ppkt
平均RW（%）	8.46	11.72	25.15	42.61	47.81	34.73	50.16	15.06	1.48Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.07	0.23	0.56	1.66	N/A	0.05	0.00Ppkt
法人									
EAD総額（百万ユーロ）	63,599	57,266	65,756	50,198	22,020	4,520	10,596	273,955	-20,508

EAD純額（百万ユーロ）	66,663	57,687	62,670	44,726	18,912	3,859	10,235	264,751	-16,439
平均PD（%）	0.03	0.07	0.25	1.11	4.70	21.56	100.00	4.79	1.18Ppkt
平均LGD（%）	27.06	34.75	32.13	26.18	20.41	19.12	25.27	29.13	-1.31Ppkt
平均RW（%）	8.64	18.26	33.75	53.42	70.92	107.07	24.59	30.74	1.71Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.08	0.30	1.02	4.26	N/A	0.22	0.01Ppkt

不動産担保付リテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	1,357	10,556	47,510	65,038	20,654	5,892	2,550	153,558	59,756
EAD純額（百万ユーロ）	1,357	10,556	47,485	64,936	20,576	5,844	2,518	153,271	59,201
平均PD（%）	0.04	0.08	0.28	1.12	4.10	20.19	100.00	3.53	-1.84Ppkt
平均LGD（%）	12.93	13.13	11.07	10.67	9.47	9.97	17.27	10.90	-9.72Ppkt
平均RW（%）	1.63	3.08	6.04	14.97	29.33	56.69	9.44	14.69	-7.92Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.00	0.01	0.03	0.12	0.39	1.98	N/A	0.19	-0.26Ppkt

適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	175	998	1,890	1,075	288	83	28	4,537	-72,898
EAD純額（百万ユーロ）	175	998	1,890	1,075	288	83	28	4,537	-72,784
平均PD（%）	0.04	0.08	0.24	1.04	4.54	19.65	100.00	1.64	-2.21Ppkt
平均LGD（%）	47.43	46.95	46.81	45.40	48.01	49.99	51.09	46.69	37.22Ppkt
平均RW（%）	1.34	2.54	6.19	18.73	57.26	130.55	8.55	13.69	0.65Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.02	0.04	0.11	0.48	2.22	9.51	N/A	0.49	0.29Ppkt

その他のリテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	197	1,336	6,877	12,920	6,687	1,934	2,542	32,493	20,790
EAD純額（百万ユーロ）	411	1,537	7,101	13,041	6,666	1,917	2,409	33,081	21,378
平均PD（%）	0.03	0.08	0.29	1.16	4.65	19.68	100.00	9.88	1.93Ppkt
平均LGD（%）	40.35	43.53	41.09	42.25	42.29	40.13	52.36	42.66	-8.76Ppkt
平均RW（%）	4.54	9.42	22.11	46.39	65.31	90.86	4.68	42.29	2.17Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.03	0.12	0.49	1.95	7.84	N/A	1.15	-0.17Ppkt

IRBAエクスポージャー合計

EAD総額（百万ユーロ）	156,496	102,867	138,005	133,222	51,325	12,751	16,065	610,731	-28,702
EAD純額（百万ユーロ）	168,004	105,497	134,148	126,157	47,573	11,987	15,540	608,906	-24,432
平均PD（%）	0.02	0.07	0.27	1.12	4.43	20.52	100.00	3.61	0.52Ppkt
平均LGD（%）	38.71	31.11	24.88	19.90	18.79	18.17	27.86	28.21	-1.01Ppkt
平均RW（%）	4.76	14.97	22.60	32.36	51.72	79.38	19.50	21.69	1.10Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.06	0.22	0.88	3.72	N/A	0.21	0.00Ppkt

N/A－意味なし

1　「デフォルト」の欄のリスク・ウェイトが比較的低いのは、デフォルトしたエクスポージャーに関する所要自己資本は、予想損失と引当金の差額に相当する規制自己資本からの控除として主に考慮されるという事実を反映している。

2012年12月31日現在

	iAAA-iAA 0.00-0.04%	iA 0.04-0.11%	iBBB 0.11-0.5%	iBB 0.5-2.27%	iB 2.27-10.22%	iCCC 10.22-99.99%	デフォルト[1]	合計	前年度からの増減合計
中央政府									
EAD総額（百万ユーロ）	85,351	4,948	2,804	1,404	732	423	0	95,662	-14,939
EAD純額（百万ユーロ）	93,599	6,227	2,533	583	207	50	0	103,199	-15,925

平均PD（%）	0.00	0.08	0.30	1.40	5.67	13.05	100.00	0.04	-0.13Ppkt
平均LGD（%）	49.24	39.44	42.77	11.04	42.70	48.91	5.00	48.26	0.75Ppkt
平均RW（%）	0.49	23.16	49.88	25.96	165.01	215.08	62.50	3.65	1.47Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.00	0.03	0.13	0.10	2.46	6.37	N/A	0.01	0.01Ppkt

機関

EAD総額（百万ユーロ）	15,719	31,913	13,132	2,706	2,251	481	166	66,368	-17,969
EAD純額（百万ユーロ）	16,636	32,136	11,890	2,356	2,191	481	166	65,856	-24,116
平均PD（%）	0.04	0.07	0.25	1.08	3.00	21.77	100.00	0.64	0.31Ppkt
平均LGD（%）	31.64	27.03	19.44	21.83	4.59	5.51	13.43	25.70	-0.32Ppkt
平均RW（%）	5.54	11.10	22.18	53.91	16.29	30.79	25.55	13.58	-0.56Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.06	0.26	0.14	1.23	N/A	0.05	3.48Ppkt

法人

EAD総額（百万ユーロ）	76,225	65,701	66,759	50,632	21,795	5,753	7,598	294,463	-41,477
EAD純額（百万ユーロ）	78,535	64,830	62,096	45,023	18,351	4,993	7,361	281,190	-40,521
平均PD（%）	0.03	0.07	0.24	1.17	4.70	23.56	100.00	3.61	0.12Ppkt
平均LGD（%）	32.63	34.72	30.90	24.84	22.79	16.78	28.19	30.44	1.09Ppkt
平均RW（%）	9.50	17.86	31.06	49.72	79.28	92.15	24.14	29.04	-2.24Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.07	0.28	1.08	3.74	N/A	0.21	-0.05Ppkt

不動産担保付リテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	2,766	9,976	45,086	67,241	12,762	5,432	2,680	145,943	10,613
EAD純額（百万ユーロ）	2,766	9,976	45,078	67,203	12,730	5,410	2,665	145,828	10,615
平均PD（%）	0.03	0.08	0.29	1.05	4.70	21.24	100.00	3.58	-0.11Ppkt
平均LGD（%）	12.13	15.18	10.40	12.21	9.69	8.85	17.99	11.04	0.14Ppkt
平均RW（%）	1.36	4.88	5.72	16.50	31.73	53.92	14.53	13.89	0.00Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.00	0.01	0.05	0.22	1.60	5.38	N/A	0.45	-1.11Ppkt

適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	176	1,012	1,863	1,080	292	91	35	4,550	-580
EAD純額（百万ユーロ）	176	1,012	1,863	1,080	292	91	35	4,550	-580
平均PD（%）	0.04	0.08	0.24	1.04	4.77	19.86	100.00	1.98	0.10Ppkt
平均LGD（%）	44.30	45.49	45.67	44.63	47.92	48.20	48.33	47.12	-13.81Ppkt
平均RW（%）	1.26	2.46	6.03	18.44	59.70	140.05	7.33	16.22	-12.45Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.00	0.01	0.03	0.10	0.35	1.94	N/A	0.20	0.18Ppkt

その他のリテール・エクスポージャー

EAD総額（百万ユーロ）	257	1,436	6,920	12,256	6,477	2,310	2,792	32,448	1,546
EAD純額（百万ユーロ）	294	1,625	7,053	12,272	6,497	2,278	2,697	32,716	1,612
平均PD（%）	0.03	0.08	0.30	1.15	4.83	19.96	100.00	11.13	3.91Ppkt
平均LGD（%）	41.61	46.82	43.50	44.91	49.81	46.43	48.51	45.81	0.05Ppkt
平均RW（%）	4.77	9.99	23.91	49.52	77.41	114.21	6.60	47.22	2.38Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.02	0.04	0.11	0.62	3.32	9.99	N/A	1.32	0.68Ppkt

IRBAエクスポージャー合計

EAD総額（百万ユーロ）	180,494	114,986	136,564	135,320	44,308	14,490	13,271	639,433	-62,805
EAD純額（百万ユーロ）	192,006	115,806	130,514	128,517	40,267	13,304	12,924	633,338	-68,915
平均PD（%）	0.02	0.07	0.26	1.14	4.58	21.96	100.00	3.08	0.41Ppkt

平均LGD（%）	40.46	31.75	25.83	19.89	22.03	18.25	30.12	29.36	-0.51Ppkt
平均RW（%）	4.64	15.22	23.61	32.41	59.49	78.67	17.38	20.61	-0.85Ppkt
EL/EAD純額（%）	0.01	0.02	0.06	0.22	1.01	3.91	N/A	0.21	0.40Ppkt

N/A－意味なし

1　「デフォルト」の欄のリスク・ウェイトが比較的低いのは、デフォルトしたエクスポージャーに関する所要自己資本は、予想損失と引当金の差額に相当する規制自己資本からの控除として主に考慮されるという事実を反映している。

エクスポージャー価値の減少は主に、法人エクスポージャー・クラスにおけるもの（NCOUにおける2013年度を通じての継続的な削減の取り組みに起因）、中央政府エクスポージャー・クラスにおけるもの（中央銀行に対する利付預け金の水準の低下に主に起因）、および機関エクスポージャー・クラスにおけるもの（CB&Sにおけるデリバティブおよび証券金融取引の水準の低下）であった。これは、不動産担保付リテール・エクスポージャー区分により、PBCにおける当行のモーゲージ・ポートフォリオの増加に主に起因して一部相殺された。

以下の表は、デリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・エクスポージャーを除く、中央政府、機関および法人に関する当行の先進的IRBAエクスポージャーの内部格付等級別分布を、各等級に関するPDの範囲とともに示している。当行の内部の格付等級は、外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級を考慮に入れている。EAD純額は、エクスポージャー加重平均PDおよびLGD、RWAならびに平均RWとともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。ダブル・デフォルト効果は、ポストバンク以外のエクスポージャーに適用される範囲で、平均リスク・ウェイトに考慮されている。これは、保証付エクスポージャーについては、主たる債務者と保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

PDの範囲別の中央政府に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	平均LGD（%）	RWA	平均RW（%）	EL/EAD純額（%）
iAAA	0.00超0.01以下	75,749	0.00	49.69	264	0.35	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	589	0.02	29.73	28	4.81	0.01
iAA	0.02超0.03以下	189	0.03	29.68	18	9.49	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	148	0.04	27.84	26	17.24	0.01
iA+	0.04超0.05以下	965	0.05	49.95	134	13.94	0.02
iA	0.05超0.07以下	1,304	0.07	49.45	469	35.93	0.03
iA-	0.07超0.11以下	1,659	0.09	48.59	563	33.93	0.04
iBBB+	0.11超0.18以下	339	0.14	42.56	71	20.97	0.06
iBBB	0.18超0.30以下	848	0.23	41.15	313	36.83	0.09
iBBB-	0.30超0.50以下	1,509	0.39	49.05	820	54.33	0.19
iBB+	0.50超0.83以下	87	0.64	26.15	50	57.98	0.17
iBB	0.83超1.37以下	22	1.07	47.69	23	103.98	0.51
iBB-	1.37超2.27以下	377	1.76	2.79	32	8.55	0.05
iB+	2.27超3.75以下	44	2.92	47.63	60	136.12	1.39
iB	3.75超6.19以下	22	4.82	49.88	31	138.78	2.40
iB-	6.19超10.22以下	45	7.95	36.40	62	138.37	2.89
iCCC+	10.22超16.87以下	88	13.00	38.22	150	169.45	4.97
iCCC	16.87超27.84以下	0	22.00	0.10	0	0.58	0.02
iCCC-	27.84超99.99以下	0	31.00	8.06	0	50.39	2.50
デフォルト	100.00	55	100.00	34.93	14	25.65	N/A
合計		**84,040**	**0.11**	**49.05**	**3,127**	**3.72**	**0.02**

N/A－意味なし

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	平均LGD（%）	RWA	平均RW（%）	EL/EAD純額（%）

iAAA	0.00超0.01以下	88,889	0.00	49.65	181	0.20	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	627	0.02	30.00	28	4.53	0.01
iAA	0.02超0.03以下	221	0.03	30.47	14	6.49	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	81	0.04	30.20	11	13.36	0.01
iA+	0.04超0.05以下	345	0.05	49.51	49	14.32	0.02
iA	0.05超0.07以下	1,413	0.07	49.53	448	31.71	0.03
iA-	0.07超0.11以下	1,783	0.09	48.79	582	32.65	0.04
iBBB+	0.11超0.18以下	308	0.14	47.94	61	19.66	0.07
iBBB	0.18超0.30以下	616	0.23	37.91	241	39.16	0.09
iBBB-	0.30超0.50以下	1,048	0.39	48.72	589	56.23	0.19
iBB+	0.50超0.83以下	24	0.64	44.10	24	100.70	0.28
iBB	0.83超1.37以下	100	1.07	11.89	26	25.93	0.13
iBB-	1.37超2.27以下	343	1.76	1.48	15	4.40	0.03
iB+	2.27超3.75以下	42	2.92	45.08	57	133.24	1.32
iB	3.75超6.19以下	78	4.82	39.01	127	163.31	1.88
iB-	6.19超10.22以下	42	7.95	41.84	67	159.36	3.33
iCCC+	10.22超16.87以下	48	13.00	49.08	103	214.37	6.38
iCCC	16.87超27.84以下	0	22.00	11.38	0	70.77	2.50
iCCC-	27.84超99.99以下	0	31.00	3.30	0	503.75	18.96
デフォルト	100.00	0	100.00	5.00	0	62.50	N/A
合計		**96,008**	**0.03**	**49.13**	**2,624**	**2.73**	**0.01**

N/A－意味なし

PDの範囲別の機関に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD (%) [1]	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)
iAAA	0.00超0.01以下	2,036	0.02	41.53	311	15.27	0.01
iAA+	0.01超0.02以下	108	0.03	41.53	15	13.59	0.01
iAA	0.02超0.03以下	3,483	0.03	43.72	195	5.59	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	4,313	0.04	40.19	317	7.34	0.02
iA+	0.04超0.05以下	2,774	0.05	34.39	284	10.24	0.02
iA	0.05超0.07以下	7,220	0.07	25.66	585	8.10	0.02
iA-	0.07超0.11以下	4,713	0.09	28.23	655	13.89	0.03
iBBB+	0.11超0.18以下	865	0.14	34.93	259	29.91	0.05
iBBB	0.18超0.30以下	1,097	0.23	25.26	310	28.25	0.06
iBBB-	0.30超0.50以下	3,319	0.39	31.43	1,222	36.81	0.12
iBB+	0.50超0.83以下	307	0.64	30.66	131	42.65	0.20
iBB	0.83超1.37以下	299	1.07	37.81	220	73.64	0.40
iBB-	1.37超2.27以下	222	1.76	18.63	104	46.80	0.33
iB+	2.27超3.75以下	114	2.92	23.75	83	72.51	0.69
iB	3.75超6.19以下	784	4.82	10.69	349	44.57	0.52
iB-	6.19超10.22以下	17	7.95	22.98	16	91.92	1.83
iCCC+	10.22超16.87以下	7	13.00	38.50	13	186.27	5.01
iCCC	16.87超27.84以下	141	22.00	3.36	25	18.12	0.74
iCCC-	27.84超99.99以下	0	31.00	20.03	0	111.29	6.21
デフォルト	100.00	272	100.00	4.56	143	52.33	N/A
合計		**32,092**	**1.20**	**32.06**	**5,235**	**16.31**	**0.06**

N/A－意味なし

1　内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（%）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ベーシス・ポイントのPD下限の対象となるためである。

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD (%) [1]	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)
iAAA	0.00超0.01以下	806	0.02	45.55	62	7.74	0.01
iAA+	0.01超0.02以下	187	0.03	36.23	21	10.99	0.01
iAA	0.02超0.03以下	2,836	0.03	41.91	131	4.62	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	3,961	0.04	38.79	278	7.03	0.02
iA+	0.04超0.05以下	3,277	0.05	41.19	420	12.81	0.02
iA	0.05超0.07以下	5,013	0.07	36.60	635	12.67	0.03
iA-	0.07超0.11以下	3,486	0.09	33.68	534	15.32	0.03
iBBB+	0.11超0.18以下	750	0.14	29.67	178	23.76	0.04
iBBB	0.18超0.30以下	645	0.23	25.74	195	30.24	0.06
iBBB-	0.30超0.50以下	3,052	0.39	27.33	1,060	34.72	0.11
iBB+	0.50超0.83以下	505	0.64	17.29	138	27.22	0.11
iBB	0.83超1.37以下	1,115	1.07	13.89	382	34.26	0.15
iBB-	1.37超2.27以下	113	1.76	19.78	46	40.89	0.35
iB+	2.27超3.75以下	2,071	2.92	4.31	319	15.40	0.13
iB	3.75超6.19以下	29	4.80	7.02	7	22.54	0.34
iB-	6.19超10.22以下	17	7.95	5.61	4	24.13	0.45
iCCC+	10.22超16.87以下	11	13.00	14.84	8	67.92	1.93
iCCC	16.87超27.84以下	217	22.00	5.72	65	30.02	1.26
iCCC-	27.84超99.99以下	0	31.00	20.44	0	121.97	6.28
デフォルト	100.00	148	100.00	14.98	42	28.45	N/A
合計		**28,241**	**1.07**	**32.34**	**4,525**	**16.02**	**0.06**

N/A－意味なし

1　内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（%）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ベーシス・ポイントのPD下限の対象となるためである。

PDの範囲別の法人に関する先進的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD (%) [1]	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)
iAAA	0.00超0.01以下	3,084	0.03	24.81	196	6.35	0.01
iAA+	0.01超0.02以下	5,448	0.03	19.67	286	5.25	0.01
iAA	0.02超0.03以下	7,555	0.03	18.29	420	5.56	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	11,213	0.04	31.29	922	8.22	0.01
iA+	0.04超0.05以下	11,167	0.05	28.56	1,293	11.58	0.01
iA	0.05超0.07以下	14,927	0.07	31.28	2,349	15.73	0.02
iA-	0.07超0.11以下	17,690	0.09	35.62	3,705	20.95	0.03
iBBB+	0.11超0.18以下	18,121	0.14	31.90	4,512	24.90	0.04
iBBB	0.18超0.30以下	18,145	0.23	32.54	5,984	32.98	0.07
iBBB-	0.30超0.50以下	16,884	0.39	31.05	6,885	40.78	0.11
iBB+	0.50超0.83以下	9,958	0.64	32.21	5,436	54.60	0.20
iBB	0.83超1.37以下	11,819	1.07	28.10	6,835	57.83	0.30
iBB-	1.37超2.27以下	9,062	1.76	24.59	5,625	62.07	0.43
iB+	2.27超3.75以下	6,452	2.92	19.94	3,969	61.51	0.84

iB	3.75超6.19以下	5,167	4.79	21.45	3,948	76.42	1.02
iB-	6.19超10.22以下	3,935	7.94	15.90	2,664	67.71	1.26
iCCC+	10.22超16.87以下	1,140	13.00	14.58	809	70.94	1.89
iCCC	16.87超27.84以下	738	21.95	23.77	1,035	140.38	5.19
iCCC-	27.84超99.99以下	802	31.00	12.15	569	70.92	3.77
デフォルト	100.00	9,975	100.00	25.77	2,405	24.11	N/A
合計		**183,284**	**6.44**	**28.70**	**59,847**	**32.65**	**0.23**

N/A－意味なし

1　内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（%）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ベーシス・ポイントのPD下限の対象となるためである。

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD (%) [1]	平均LGD (%)	RWA	平均RW (%)	EL/EAD純額 (%)
iAAA	0.00超0.01以下	6,209	0.03	21.99	332	5.35	0.01
iAA+	0.01超0.02以下	4,018	0.03	31.40	290	7.23	0.01
iAA	0.02超0.03以下	6,406	0.03	19.20	333	5.19	0.01
iAA-	0.03超0.04以下	12,073	0.04	27.36	939	7.78	0.01
iA+	0.04超0.05以下	12,553	0.05	30.89	1,543	12.29	0.01
iA	0.05超0.07以下	14,201	0.07	30.99	2,152	15.16	0.02
iA-	0.07超0.11以下	20,571	0.09	37.20	4,503	21.89	0.03
iBBB+	0.11超0.18以下	18,108	0.14	32.92	4,676	25.82	0.04
iBBB	0.18超0.30以下	19,811	0.23	27.15	5,121	25.85	0.06
iBBB-	0.30超0.50以下	13,699	0.39	29.28	4,939	36.06	0.10
iBB+	0.50超0.83以下	10,284	0.64	28.43	4,966	48.29	0.18
iBB	0.83超1.37以下	10,388	1.07	24.13	5,331	51.32	0.26
iBB-	1.37超2.27以下	13,386	1.76	23.01	6,191	46.25	0.36
iB+	2.27超3.75以下	6,154	2.92	20.14	3,743	60.83	0.58
iB	3.75超6.19以下	5,305	4.82	19.46	3,673	69.23	0.94
iB-	6.19超10.22以下	3,362	7.95	19.71	2,731	81.26	1.56
iCCC+	10.22超16.87以下	1,485	13.00	16.16	1,210	81.47	2.10
iCCC	16.87超27.84以下	682	22.00	24.09	972	142.56	5.29
iCCC-	27.84超99.99以下	1,612	31.00	6.88	637	39.53	2.13
デフォルト	100.00	7,141	100.00	28.73	1,664	23.30	N/A
合計		**187,450**	**4.94**	**27.98**	**55,958**	**29.85**	**0.21**

N/A－意味なし

1　内部格付等級iAAAおよびiAA+に関する平均PD（%）が定義より高いのは、機関および法人エクスポージャーが3ベーシス・ポイントのPD下限の対象となるためである。

これらのエクスポージャーの大部分は、すべてのエクスポージャー・クラスにおいて、投資適格顧客に割り当てられている。低格付クラスにおけるエクスポージャーは、大部分が担保付である。

以下の表は、先進的IRBA内で処理される当行の未利用コミットメントのエクスポージャー（関連するポストバンクからのポートフォリオを含む。）を示している。これは、規制上のエクスポージャー・クラス別の内訳であり、対応するエクスポージャー加重与信換算掛目および結果としてのEADも表示している。

規制上のエクスポージャー・クラス別の先進的IRBA内の未利用コミットメントのエクスポージャー（ポストバンクを含む。）

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在

	未利用コミットメント（百万ユーロ）	加重与信換算掛目（CCF）（%）	未利用コミットメントに係るエクスポージャー価値（EAD）（百万ユーロ）	未利用コミットメント（百万ユーロ）	加重与信換算掛目（CCF）（%）	未利用コミットメントに係るエクスポージャー価値（EAD）（百万ユーロ）
中央政府	782	79	614	847	84	712
機関	1,673	37	621	1,885	51	955
法人	138,047	33	46,058	135,850	40	53,868
不動産担保付リテール・エクスポージャー	6,827	74	5,085	6,755	77	5,210
適格なリボルビング・リテール・エクスポージャー	5,779	65	3,780	5,726	66	3,799
その他のリテール・エクスポージャー	7,799	51	3,980	7,357	52	3,830
先進的IRBA内の未利用コミットメントに係るEAD合計	**160,906**	**37**	**60,137**	**158,420**	**43**	**68,375**

対前年度比較は、特にポストバンクの一定の法人エクスポージャーを基礎的IRBAから先進的IRBAに移行したことに起因した、未利用コミットメントの増加を示している。同時に生じた未利用コミットメントに係るEADの減少は、2013年度中に行われた全区分にわたるCCFの再調整に起因している。

基礎的内部格付手法

当行は、当行の基礎的IRBAに適格なポストバンクの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、これらが2013年度中に先進的IRBAに新たに割り当てられていない範囲で、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）が含まれ、一方、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）および与信換算掛目（以下「CCF」という。）は規制上のフレームワークにおいて定められている。

中央政府、機関、法人の各エクスポージャー・クラス内のこれらのエクスポージャーについて、各基礎的IRBA格付システムが開発されている。デフォルト確率は、透明性の高い一貫したマスター・レーティング・スケールに基づいて、各関連相手先の信用エクスポージャーに割り当てられる。割り当てられる借手の格付は、内部開発の格付モデルに基づいて算出される。当該モデルは、一貫性のある固有の顧客関連の基準を特定し、ある顧客に関して得られた特定の基準のセットに基づいて格付等級を割り当てる。基準のセットは、各顧客区分に関連した情報のセット（一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ等）から得られる。使用されている手法は、統計的分析に基づいており、入手可能な関連する定量的および定性的情報を考慮した上で、特定のポートフォリオ区分については専門家ベースの評価によって修正される。当該格付システムには、大手格付機関（すなわち、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングス）からの外部の長期格付が考慮される。

基礎的IRBAには、SolvV第125条の要件に準拠し、IRBAの承認プロセスの一環としてBaFinが確認したデフォルト定義が適用された。

モデル検証

当行は、当行の格付手法およびポストバンクの信用リスク・パラメータを定期的に検証している。格付手法の検証ではモデルの識別力に重点を置く一方、PDに関するリスク・パラメータの検証では過去のデフォルト実績と比較しての当該パラメータの予測力を分析する。

当行の基礎的IRBAに使用されたポストバンクにおけるリスク・パラメータに関する検証結果

	2013年度	
	PD	
	個数	EAD（%）
適切	2	99.6
過度に保守的	1	0.4
進歩的	0	0.0
合計	**3**	**100.0**

このうち、2013年度に既に再調整および導入されたもの

過度に保守的	0	0.0
進歩的	0	0.0
合計	**0**	**0.0**

上記の表は、ポストバンクに関連した当行の基礎的IRBAに使用されたPDリスク・パラメータに関するモデル検証の結果の要約である。個々のリスク・パラメータの設定は、検証の結果再調整が行われず、そのため現在のパラメータ設定が依然として十分に保守的であることから継続される場合、適切として分類されている。パラメータは、検証の結果再調整分析が行われ、現在の設定の潜在的な引き下げまたは引き上げにつながる場合はそれぞれ、過度に保守的または進歩的として分類されている。内訳は、個数および2013年12月31日現在で各パラメータに紐付けされている関連EADにより表示されている。

検証は、ポストバンクに関する当行のPDパラメータ設定を概ね裏付けている。ポストバンクの3個の基礎的IRBA関連格付システムのうち、2個は適切であると検証され、1個は過度に保守的であると検証された。過度に保守的な格付システムの関連エクスポージャーは僅少であった。2013年度において、以前は基礎的IRBAとされた4つの格付システムが、BaFinからの先進的IRBAの承認を得た。

基礎的IRBAエクスポージャー

ポストバンクのポートフォリオ内において、当行は、顧客特有の特徴および使用する格付システムといった要因を考慮して、当行のエクスポージャーを関連する規制上のエクスポージャー・クラスに割り当てている。以下の表では、基礎的IRBAに割り当てられている範囲で、ポストバンクのデリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・ポジションも考慮している。

以下の表は、EADをエクスポージャー加重平均リスク・ウェイト（以下「RW」という。）とともに表示している。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャーに関するEAD総額の情報は当初の相手先のエクスポージャー・クラスに割り当てられているのに対し、EAD純額の情報ではエクスポージャーをプロテクションの売手に割り当てている。

格付等級別の各規制上のIRBAエクスポージャーに関する基礎的IRBAエクスポージャー

2013年12月31日現在

	iAAA-iAA 0.000-0.045%	iA 0.045-0.125%	iBBB 0.125-0.475%	iBB-iCCC 0.475%超	デフォルト	合計
中央政府						
EAD総額（百万ユーロ）	0	8	0	0	0	8
EAD純額（百万ユーロ）	0	8	0	0	0	8
このうち：未利用コミットメント	0	0	0	0	0	0
平均RW（%）	0.00	27.57	0.00	0.00	0.00	27.57
機関						
EAD総額（百万ユーロ）	259	3,413	1,790	130	0	5,592
EAD純額（百万ユーロ）	259	3,413	1,790	130	0	5,592
このうち：未利用コミットメント	0	0	6	0	0	6
平均RW（%）	17.11	16.09	30.22	141.57	0.00	23.58
法人						
EAD総額（百万ユーロ）	35	557	4,449	2,399	81	7,521
EAD純額（百万ユーロ）	35	928	4,224	2,128	81	7,396
このうち：未利用コミットメント	0	2	606	154	5	767
平均RW（%）	15.31	26.16	53.72	110.99	0.00	65.97
合計						
EAD総額（百万ユーロ）	294	3,978	6,239	2,529	81	13,121
EAD純額（百万ユーロ）	294	4,349	6,014	2,258	81	12,996

このうち：未利用コミットメント	0	2	612	154	5	773
平均RW（%）	16.90	18.25	46.72	112.75	0.00	47.70

2012年12月31日現在

	iAAA-iAA 0.000-0.045%	iA 0.045-0.125%	iBBB 0.125-0.475%	iBB-iCCC 0.475%超	デフォルト	合計
中央政府						
EAD総額（百万ユーロ）	0	78	23	0	0	101
EAD純額（百万ユーロ）	0	89	23	0	0	112
このうち：未利用コミットメント	0	0	0	0	0	0
平均RW（%）	0.00	22.06	64.85	0.00	0.00	30.80
機関						
EAD総額（百万ユーロ）	1,611	14,701	6,000	226	56	22,594
EAD純額（百万ユーロ）	1,611	14,777	6,000	214	56	22,658
このうち：未利用コミットメント	0	0	5	0	0	5
平均RW（%）	14.37	10.94	20.50	35.43	0.00	13.92
法人						
EAD総額（百万ユーロ）	50	1,589	6,817	3,234	552	12,242
EAD純額（百万ユーロ）	50	1,646	6,614	3,074	552	11,936
このうち：未利用コミットメント	0	233	1,336	375	10	1,954
平均RW（%）	16.10	30.58	53.43	107.43	0.00	61.56
合計						
EAD総額（百万ユーロ）	1,661	16,368	12,840	3,460	608	34,937
EAD純額（百万ユーロ）	1,661	16,512	12,637	3,288	608	34,706
このうち：未利用コミットメント	0	233	1,341	375	10	1,959
平均RW（%）	14.42	12.96	37.81	102.75	0.00	30.36

以下の表は、デリバティブおよびSFTからの相手先の信用リスク・エクスポージャーを除く、中央政府、機関および法人に関する当行の基礎的IRBAエクスポージャーの内部格付等級別分布を、各等級に関するPDの範囲とともに示している。当該内部の格付等級は外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級を考慮に入れている。EAD純額は、計算されたリスク・ウェイテッド・アセットおよび平均RWとともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。

法人に関する基礎的IRBAエクスポージャーの減少は主に、各格付システムに関するBaFinの承認に起因しており、かかるエクスポージャーは現在、先進的IRBAの下に表示されている。機関に関する変動は、主にSFTおよび債券エクスポージャーにおけるリスク圧縮に起因したエクスポージャーの減少、ならびに程度は少ないが機関関連の格付システムに関する上述のBaFinの追加的な承認による減少を示している。

PDの範囲別の中央政府に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）

2013年12月31日現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	0	0.00	0	0.00
iAA-	0.03超0.04以下	0	0.00	0	0.00
iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00
iA	0.05超0.07以下	0	0.00	0	0.00

iA-	0.07超0.11以下	8	0.08	2	27.57
iBBB+	0.11超0.18以下	0	0.00	0	0.00
iBBB	0.18超0.30以下	0	0.00	0	0.00
iBBB-	0.30超0.50以下	0	0.00	0	0.00
iBB+	0.50超0.83以下	0	0.00	0	0.00
iBB	0.83超1.37以下	0	0.00	0	0.00
iBB-	1.37超2.27以下	0	0.00	0	0.00
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	0	0.00	0	0.00
iB-	6.19超10.22以下	0	0.00	0	0.00
iCCC+	10.22超16.87以下	0	0.00	0	0.00
iCCC	16.87超27.84以下	0	0.00	0	0.00
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	0	0.00	0	0.00
合計		**8**	**0.08**	**2**	**27.57**

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日
現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	0	0.00	0	0.00
iAA-	0.03超0.04以下	0	0.00	0	0.00
iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00
iA	0.05超0.07以下	89	0.06	20	22.06
iA-	0.07超0.11以下	0	0.00	0	0.00
iBBB+	0.11超0.18以下	0	0.00	0	0.00
iBBB	0.18超0.30以下	0	0.00	0	0.00
iBBB-	0.30超0.50以下	23	0.38	15	64.85
iBB+	0.50超0.83以下	0	0.00	0	0.00
iBB	0.83超1.37以下	0	0.00	0	0.00
iBB-	1.37超2.27以下	0	0.00	0	0.00
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	0	0.00	0	0.00
iB-	6.19超10.22以下	0	0.00	0	0.00
iCCC+	10.22超16.87以下	0	0.00	0	0.00
iCCC	16.87超27.84以下	0	0.00	0	0.00
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	0	0.00	0	0.00
合計		**112**	**0.13**	**35**	**30.80**

PDの範囲別の機関に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日
現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	98	0.03	15	15.31
iAA-	0.03超0.04以下	155	0.04	28	18.21
iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00

iA	0.05超0.07以下	405	0.06	27	6.77
iA-	0.07超0.11以下	2,934	0.09	499	17.00
iBBB+	0.11超0.18以下	411	0.15	141	34.24
iBBB	0.18超0.30以下	994	0.23	260	26.18
iBBB-	0.30超0.50以下	369	0.38	133	36.14
iBB+	0.50超0.83以下	64	0.69	54	84.83
iBB	0.83超1.37以下	15	1.23	16	105.09
iBB-	1.37超2.27以下	9	2.06	11	122.67
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	0	0.00	0	0.00
iB-	6.19超10.22以下	0	0.00	0	0.00
iCCC+	10.22超16.87以下	0	0.00	0	0.00
iCCC	16.87超27.84以下	41	18.00	102	246.68
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	0	0.00	0	0.00
合計		**5,495**	**0.29**	**1,286**	**23.43**

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日
現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	917	0.03	140	15.31
iAA-	0.03超0.04以下	447	0.04	81	18.21
iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00
iA	0.05超0.07以下	895	0.06	169	18.95
iA-	0.07超0.11以下	6,489	0.09	1,044	16.09
iBBB+	0.11超0.18以下	2,452	0.15	529	21.57
iBBB	0.18超0.30以下	3,029	0.23	609	20.09
iBBB-	0.30超0.50以下	186	0.38	52	27.98
iBB+	0.50超0.83以下	200	0.69	60	30.10
iBB	0.83超1.37以下	0	0.00	0	0.00
iBB-	1.37超2.27以下	9	2.06	11	122.67
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	0	0.00	0	0.00
iB-	6.19超10.22以下	0	0.00	0	0.00
iCCC+	10.22超16.87以下	0	0.00	0	0.00
iCCC	16.87超27.84以下	6	18.00	5	82.11
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	56	100.00	0	0.00
合計		**14,686**	**0.52**	**2,700**	**18.38**

PDの範囲別の法人に関する基礎的IRBA信用エクスポージャーのEAD純額（デリバティブ・ポジションおよびSFTを除く。）

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2013年12月31日
現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	35	0.03	5	15.31
iAA-	0.03超0.04以下	0	0.00	0	0.00

iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00
iA	0.05超0.07以下	518	0.06	115	22.13
iA-	0.07超0.11以下	405	0.10	127	31.30
iBBB+	0.11超0.18以下	912	0.15	362	39.65
iBBB	0.18超0.30以下	1,510	0.23	754	49.93
iBBB-	0.30超0.50以下	1,666	0.38	1,076	64.60
iBB+	0.50超0.83以下	1,121	0.69	951	84.81
iBB	0.83超1.37以下	272	1.23	284	104.62
iBB-	1.37超2.27以下	287	2.06	347	120.99
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	170	3.78	246	144.76
iB-	6.19超10.22以下	37	7.26	66	177.02
iCCC+	10.22超16.87以下	1	12.76	3	223.09
iCCC	16.87超27.84以下	163	18.00	382	234.34
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	80	100.00	0	0.00
合計		**7,177**	**2.05**	**4,718**	**65.73**

単位：百万ユーロ
（別途記載のものを除く）

2012年12月31日
現在

内部格付	PDの範囲（%）	EAD純額	平均PD（%）	RWA	平均RW（%）
iAAA	0.00超0.01以下	0	0.00	0	0.00
iAA+	0.01超0.02以下	0	0.00	0	0.00
iAA	0.02超0.03以下	37	0.03	6	15.31
iAA-	0.03超0.04以下	13	0.04	2	18.44
iA+	0.04超0.05以下	0	0.00	0	0.00
iA	0.05超0.07以下	225	0.06	50	22.12
iA-	0.07超0.11以下	1,341	0.10	427	31.86
iBBB+	0.11超0.18以下	1,194	0.15	469	39.30
iBBB	0.18超0.30以下	2,938	0.23	1,481	50.41
iBBB-	0.30超0.50以下	2,226	0.38	1,447	64.99
iBB+	0.50超0.83以下	1,796	0.69	1,536	85.53
iBB	0.83超1.37以下	634	1.23	663	104.64
iBB-	1.37超2.27以下	291	2.06	357	122.63
iB+	2.27超3.75以下	0	0.00	0	0.00
iB	3.75超6.19以下	77	3.78	115	149.52
iB-	6.19超10.22以下	45	7.26	78	174.28
iCCC+	10.22超16.87以下	10	12.76	19	198.09
iCCC	16.87超27.84以下	160	18.00	452	282.66
iCCC-	27.84超99.99以下	0	0.00	0	0.00
デフォルト	100.00	551	100.00	0	0.00
合計		**11,538**	**5.48**	**7,102**	**61.55**

その他のIRBAエクスポージャー

IRBA機関として、当行は持分投資、集団的投資事業（以下「CIU」という。）およびその他の債権以外の資産を通常、IRBA内で処理するよう要求される。これらのエクスポージャーの種類に対しては通常、規制上定められたIRBAリスク・ウェイトが適用される。

当行は、2008年1月1日以降に締結した持分ポジションに対する当行の投資につき、SolvV第98条に従って、簡便なリスク・ウェイト・アプローチを使用している。当該アプローチでは持分に対するエクスポージャーを非取引所売買だが十分に分散化

されているもの、取引所売買およびその他の非取引所売買に区分し、規制上定められたリスク・ウェイトである190%、290%または370%をそれぞれ使用する。

一定のCIUエクスポージャーに関して、当行は、CIUを基礎となる投資へと分解する「ルックスルー」処理を適用している。そうした分解が行われた場合、基礎となる投資の構成要素は、あたかも直接保有されているかのように、各エクスポージャー・クラス（IRBA内または標準的アプローチ内のいずれか）に割り当てられる。ポストバンクに起因する当行のCIUエクスポージャーのサブ部分は、SolvV第83条第5項に従って第三者から提供されたリスク・ウェイトを適用することにより、標準的アプローチ内でカバーされる。標準的アプローチにおいてカバーされるポストバンクのCIUエクスポージャーに関する詳細については、「標準的アプローチ」の項に記載されている。残りの集団的投資事業については、簡便なリスク・ウェイトの370%が適用され、「持分投資」エクスポージャー・クラスに割り当てられている。

「その他の債権以外の資産」エクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーは、キャッシュ・ポジションの場合には0%、または100%のIRBAリスク・ウェイトを受ける。

以下の表は、規制上のリスク・ウェイトが適用される当行の持分、CIUおよびその他の債権以外の資産に関するIRBAエクスポージャーをEADベースで要約している。信用リスク軽減技法は適用されていない。減少は、キャッシュ・ポジションの減少および資産の処分に主に起因している。

リスク・ウェイト別の持分投資、CIUおよびその他の債権以外の資産のEAD

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
0%	883	2,182
100%	5,739	6,180
190%	62	109
290%	184	218
370%	1,089	1,248
持分投資、CIUおよびその他の債権以外の資産のEAD合計	**7,957**	**9,936**

以下の表は、当行のスペシャライズド・レンディングに関するIRBAエクスポージャーをEADベースで要約している。当該エクスポージャーは、住宅建設のための商業用貸出金、不動産開発業者、経営者モデル、不動産・設備リースおよびドイツ国外に所在する不動産への融資、ならびに10件以上の住宅ユニットの不動産建設に資金提供するプライベート・モーゲージ貸出金に加え、プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーから構成されている。最低所要自己資本の計算に関して、特定の仕組みへのリスク・ウェイトの割り当てに潜在的なリスク軽減要素が既に考慮されている場合には、規制上のリスク・ウェイトが適用される。追加の信用リスク軽減技法は適用されていない。

減少は主にポストバンクのエクスポージャーによるものであり、継続中のリスク圧縮活動に起因している。

リスク・ウェイト別のスペシャライズド・レンディングに関するその他のIRBAエクスポージャー

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
リスク・ウェイト区分1（優）	8,223	14,008
リスク・ウェイト区分2（良）	680	1,443
リスク・ウェイト区分3（可）	139	477
リスク・ウェイト区分4（弱い）	65	177
リスク・ウェイト区分5（デフォルト）	1,061	1,568
スペシャライズド・レンディングのEAD合計	**10,169**	**17,673**

標準的アプローチ

当行は、当行の信用リスク・エクスポージャーのサブセットを標準的アプローチ内で処理している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。

当行は、SolvV第70条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの半分以上を占め、主に0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価を通じて評価され、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

SolvV第66条に従って、当行はさらなる（通常はIRBAに適格な）エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。このサブセットは、IRBAに含めるのに個別では重要性が低いと見なされる複数の小規模ポートフォリオから構成される。

その他の小規模な信用エクスポージャーは、一時的に標準的アプローチに割り当てられており、当行は徐々にそれらをIRBAに移行する計画である。優先順位付けおよび対応する移行計画は、管轄当局であるBaFinおよびドイツ連邦銀行と協議され、合意される。

2008年1月1日より前に締結された持分ポジションは、IRBAを免除する移行措置の対象となり、標準的アプローチの処理に従って100%のリスク・ウェイトが適用される。

標準的アプローチに基づいて所要規制自己資本を計算するために、当行はスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスおよび場合によってはDBRSからの適格な外部格付を使用している。DBRSの格付は、標準的アプローチにおいて、2009年度以降、少数のエクスポージャーに対して適用されている。格付は、標準的アプローチにおけるすべての関連するエクスポージャー・クラスに適用される。特定の相手先に関して複数の格付が利用可能な場合、自己資本の計算のための関連するリスク・ウェイトを決定するために、SolvV第44条の規定する選定基準が適用される。さらに、標準的アプローチの下でカバーされるエクスポージャーの量が少ないこと、およびそこに含まれる（外部格付された）中央政府エクスポージャーの割合が高いことを考えて、当行は発行体の格付から借手の格付を推測していない。

リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内の当行のエクスポージャー価値が、適格な金融担保、保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮前および考慮後で表示されている。標準的アプローチに割り当てられているポストバンクのCIUエクスポージャー（後述の「リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のポストバンクのCIUに係るEAD」の表に表示されている。）および決済リスクにさらされるエクスポージャーは除外されている。

EADの減少は主に、マネー・マーケット・ローンおよび中央銀行向け決済勘定におけるエクスポージャーの減少、ならびに当行の年金資産におけるリスク圧縮イニシアチブに起因している。

リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のエクスポージャー価値

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	信用リスク軽減考慮前	信用リスク軽減考慮後	信用リスク軽減考慮前	信用リスク軽減考慮後
0%	78,483	80,150	100,714	103,605
5%	0	0	0	0
10%	34	34	46	46
20%	1,661	1,656	2,002	2,278
22%	0	0	0	0
35%	11,606	11,601	2,616	2,608
50%	5,914	5,960	4,219	4,308
55%	0	0	1,018	1,018
75%	15,043	12,300	30,450	25,125
100%	27,050	17,861	31,187	21,419
110%	0	0	0	0
150%	889	880	1,055	999
標準的アプローチ内のEAD合計	**140,680**	**130,441**	**173,307**	**161,406**

リスク・ウェイト別の標準的アプローチ内のポストバンクのCIUに係るEAD

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
CIU内の債券		
0%	1,058	0
11%	0	0
22%	26	312
55%	274	432
110%	327	596
200%	45	65
300%	0	393
CIU内の債券に係るEAD	**1,730**	**1,798**

リスク・ウェイトが第三者によって計算されるCIU		
22%未満	0	594
22%超110%未満	182	189
110%超	8	18
リスク・ウェイトが第三者によって計算されるCIUに係るEAD	**190**	**801**
標準的アプローチ内のCIUに係るEAD合計	**1,920**	**2,599**

上記の表は、「ルック・スルー」処理に基づいて標準的アプローチに割り当てられた集団的投資事業の形での債券、ならびにリスク・ウェイト別の標準的アプローチ内でリスク・ウェイトが第三者によって計算される集団的投資事業に係るエクスポージャー価値から構成されている。信用リスク軽減技法は適用されていない。

信用リスク軽減技法の規制上の適用

リスク・ウェイテッド・アセットおよび所要規制自己資本は、信用リスク軽減技法により積極的に管理可能である。規制上の計算における認識の前提条件として、当行はSolvVの規定する担保管理、監視プロセスおよび法的強制力に関する一定の最低要件を遵守しなければならない。

規制上の認識に適格な担保の範囲は、特定のリスク・ポジションに関して使用される規制自己資本の計算方法に主に依存する。基礎となる手法の洗練度がより高いほど、許容される担保の範囲ならびに保証およびクレジット・デリバティブを通じてプロテクションを認識するオプションの範囲がより広くなるのが原則である。しかし、遵守すべき最低要件およびリスク軽減による便益を反映するために利用可能なメカニズムもまた、適用される規制上の計算方法に主に依存する。

先進的IRBAは通常、あらゆる種類の金融担保ならびに不動産、譲渡担保およびその他の物的担保を受け入れる。担保価値の信頼性のある見積りが可能でありかつ基本的要件が満たされていることを当行が管轄当局に証明できる限り、当行の先進的IRBAの適用において、許容される担保の範囲に基本的に制限はない。

保証およびクレジット・デリバティブ契約からの便益の享受にも同じ原則が適用される。一定の基本的最低要件が満たされている限り、先進的IRBA内において、適格な担保提供者の範囲にも基本的に制限はない。ただし、担保提供者の信用の質およびその他の関連要素は当行の内部モデルを通じて組み込まれる。

当行の先進的IRBA計算において、金融およびその他の担保は通常、リスク・ウェイトを決定するためのインプット・パラメータとしての適用されるLGDへの調整を通じて考慮される。保証およびクレジット・デリバティブからのプロテクションの認識に関して、通常、PD置き換えアプローチが適用される。すなわち、先進的IRBAのリスク・ウェイトの計算内において、借手のPDがプロテクションの売手または保証人のPDに置き換えられる。しかし、一定の担保付エクスポージャーおよび一定のプロテクション提供者に関しては、いわゆるダブル・デフォルトの取扱いが適用される。ダブル・デフォルト効果は、保証付エクスポージャーについては、オリジネーターと保証人が同時に債務不履行する場合にのみ損失が発生することを意味する。

EADの減少は主に、法人および機関区分におけるデリバティブおよび証券金融取引の減少、ならびに中央銀行関連エクスポージャーの減少に起因している。これは、ポストバンクの法人および機関各エクスポージャー・クラスの一定のエクスポージャーの基礎的IRBAから先進的IRBAへの移行、ならびに法人およびリテール区分における増加によって一部相殺されている。

信用リスク軽減考慮前および考慮後の先進的IRBAエクスポージャー価値

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	EAD合計	先進的IRBAに適格な担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計[1]	EAD合計	先進的IRBAに適格な担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計[1]
中央政府	85,815	2,716	2,042	4,758	95,662	1,742	2,037	3,779
機関	60,373	13,751	2,255	16,005	66,368	21,677	3,639	25,316
法人	273,955[2]	66,369	21,540	87,908	294,463[2]	79,870	31,045	110,915
リテール	190,588	133,104	1,009	134,113	182,940	128,839	709	129,548
合計	**610,731**	**215,940**	**26,845**	**242,785**	**639,433**	**232,128**	**37,431**	**269,558**

1　EPE測定尺度に反映されている担保を除く。

2　希薄化リスクにさらされるエクスポージャー（2013年度末現在11.6億ユーロ、2012年度末現在793百万ユーロ）を含む。

基礎的IRBAでは、先進的IRBAと比較してより厳しい制限が信用リスク軽減の適格性に関して設定されているが、金融担保、保証およびクレジット・デリバティブならびに基礎的IRBAに適格なその他の担保（モーゲージおよび譲渡担保等）の考慮を認めている。

基礎的IRBAにおいて認識される金融担保は、原則的に、現金、債券およびレポ・レンディングに関連したその他の有価証券である。

エクスポージャー・クラス別の基礎的IRBAにおける担保付相手先の信用リスク・エクスポージャー

	2013年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	EAD合計	金融担保	その他の担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
中央政府	8	0	0	0	0
機関	5,592	0	0	0	0
法人	7,521	0	0	643	643
合計	**13,121**	**0**	**0**	**643**	**643**

	2012年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	EAD合計	金融担保	その他の担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
中央政府	101	0	0	0	0
機関	22,594	6,919	0	62	6,981
法人	12,242	0	0	511	511
合計	**34,937**	**6,919**	**0**	**573**	**7,492**

標準的アプローチにおいて、担保の認識は、現金、金地金、一定の負債証券、株式およびCIUといった適格な金融担保に限定され、多くの場合、そのボラティリティ調整後の担保価値のみである。一般的な構造において、標準的アプローチは、「不動産担保付債権」に対して好ましい（より低い）リスク・ウェイトを与える。この好ましいリスク・ウェイトを考慮して、不動産は標準的アプローチの下で担保項目とは見なされない。適格な保証およびクレジット・デリバティブの提供者に関してさらなる制限が考慮されなければならない。

所要自己資本の計算にリスク軽減技法を反映するために、当行は金融担保の包括的手法を適用している。これは、当該手法の洗練度の高さからより広範囲の適格担保が許容されるためである。このアプローチ内において、金融担保は、各リスク・ポジションに関するエクスポージャー価値の減少を通じて反映され、一方、保証およびクレジット・デリバティブの形でのプロテクションは置き換え（すなわち、借手のリスク・ウェイトがプロテクション提供者のリスク・ウェイトに置き換えられる。）によって考慮される。

エクスポージャー・クラス別の標準的アプローチにおけるエクスポージャー価値

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	EAD合計	金融担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計	EAD合計	金融担保	保証およびクレジット・デリバティブ	担保付EAD合計
中央政府	49,961	2	891	893	75,051	55	1,811	1,866
地域政府および地方自治体	19,744	3	1	3	19,253	0	122	122
その他の公共部門事業体	4,180	1	587	588	3,219	4	565	569
国際開発金融機関	921	0	2	2	578	0	0	0
国際機関	550	0	0	0	411	0	0	0
機関	4,796	339	97	435	4,480	123	104	227
金融機関が発行したカバード・ボンド	34	0	0	0	52	0	0	0
法人	23,763	7,985	115	8,100	27,454	7,770	134	7,904
リテール	9,656	618	0	618	12,341	1,852	0	1,852
不動産担保付債権	5,173	11	0	11	6,253	15	0	15
集団的投資事業[1]	1,920	0	0	0	2,599	0	0	0
持分投資	3,023	0	0	0	3,517	0	0	0
その他の項目	17,575	0	0	0	19,390	0	0	0
延滞項目	1,304	16	0	16	1,325	15	0	15

合計	142,600	8,975	1,693	10,667	175,923	9,834	2,736	12,570

1　標準的アプローチに割り当てられたポストバンクのCIUエクスポージャーを含む。

EADの減少は、中央政府区分のマネー・マーケット・ローンにおけるエクスポージャーの減少、ならびに法人およびリテール区分の貸出金および証券金融取引の減少に主に起因している。

次へ

証券化

証券化についての以下の項（179ページ（訳者注：原文のページ）まで）は、第三の柱に関連する特定の開示を表示している。規制により、第三の柱の開示の監査は要求されていない。したがって、この項は無監査である。表示されている定量的情報は、規制上の連結の範囲に従っている。

当行の証券化活動の概要

当行は、証券化ストラクチャーを使用する様々な事業活動に従事している。主な目的は、資産の特定のポートフォリオに関連するリスクおよびリターンへのアクセスを投資家たる顧客に提供すること、資金調達へのアクセスを借入を行う顧客に提供すること、ならびに当行の自己の信用リスク・エクスポージャーを管理することである。

証券化市場の参加者は、通常は、ドイツ銀行法（KWG第1b条）で定義されているとおり、オリジネーター、スポンサー、または投資家としての3つの異なる役割を選択することができる。オリジネーターとは、証券化エクスポージャーの組成または購入に際し、それ自体で、または関連する事業体を通じて、直接的または間接的に関与する機関である。スポンサーの役割で、機関は資産担保コマーシャル・ペーパー・プログラム（以下「ABCP」という。）またはその他の証券化取引の創設および管理は行うが、組成または購入資産の貸借対照表上への計上は行わない。当行が締結したその他すべての証券化ポジションは、投資家としての立場で引き受けられている。当行は事業目標を達成するために、証券化市場における3つのすべての役割を果たしている。

バンキング勘定の証券化

当行は、オリジネーターとして、主に信用リスクを軽減する戦略から、主に信用ポートフォリオ戦略グループ（以下「CPSG」という。）を通じて証券化商品を使用している。このグループは、CB&Sコーポレート部門およびGTBコーポレート部門内の国際的投資適格ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中規模企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの信用リスクを管理するために、特にシンセティック証券化商品を使用する。信用リスクは、シンセティック・ローン担保証券を通じて主に金融保証の形態で、そして、それより程度は少ないが、ファースト・ロス・プロテクションを提供するクレジット・デリバティブとして、主に相手先に移転される。

オリジネーターとして移転した信用リスクの全体量は、CB&Sおよび GTB においては緩やかに純額が減少した。これは主に、2013年度における新たなオリジネーションにより相殺されたヨーロッパの資産に関する終了および規制上の認識中止に起因した。これらの取引はヨーロッパの中小企業（以下「SME」という。）ならびに大企業・大規模機関に関連するヨーロッパおよびアメリカの資産に関連している。PBCにおける信用リスクの移転量は、ある大規模取引の予定期限およびポストバンクの取引における原プールの返済に起因して、より著しく減少した。

当行は2008年度および2009年度に、積極的な流動性リスク管理戦略の一環として、制限付きで証券化取引を開始した。これらの取引は信用リスクを移転しないため、この項の定量的部分には含まれていない。

当行は、第三者により組成された資産の証券化を通じて、多くのABCPプログラムを創設し、スポンサーとなり、管理を行っている。これらのプログラムは、コマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）市場での資金調達へのアクセスを顧客に提供し、顧客のために投資商品を創出する。各プログラムは、CPを発行する特別目的事業体（いわゆる「コンジット」）、およびそれを補佐する1社以上のSPEから構成されており、これらを通じて資産が購入されている。コンジットおよびSPEは、有限責任会社として、または同等の法的形態で組織化されている。ABCPプログラムを通じて証券化された資産には、オート・ローン、オート・リース、自動車ディーラー向けフロア・プラン債権、学生ローン、クレジット・カード債権、営業債権、キャピタル・コール債権、住宅用および商業用モーゲージ・ローン、将来フローならびにその他の資産が含まれている。当行は、CPプログラムの事務管理代行機関として、CPコンジットによるドイツ銀行グループ以外の貸出金、有価証券およびその他の債権の購入に便宜を図り、そこでコンジットは、購入資金を得るために、原資産を担保とする高格付け短期CPを市場に発行する。コンジットは、CPに関して投資適格格付を維持するため、十分な担保、信用補完および流動性サポートを必要とする。当行は、これらのコンジットに対する流動性および信用補完の提供者として活動しており、関連する与信枠が規制上のバンキング勘定に計上されている。また、当行は、為替および金利スワップに係るコンジットに直面する場合もあり、これらはトレーディング勘定に計上される。ABCPプログラムの一部としての当行のコンジット・エクスポージャーの詳細については、「証券化のスポンサーとしてドイツ銀行が使用する特別目的事業体の種類」の項で提供されている。

さらに、当行は第三者が発行した証券化商品からのトランシェの購入を通じて、または流動性、信用サポートもしくはその他の形態の融資を提供することによって、第三者の証券化に対する投資家として活動している。加えて、当行は証券化ストラクチャーに関連するデリバティブを提供することにより、第三者の証券化を支援している。これらには、通貨、金利、エクイティおよびクレジット・デリバティブが含まれている。

当行の2013年度の証券化勘定の約45%は、主にCPSGにおける取引、すなわち当行の既存の貸出金ポートフォリオに関するリスク圧縮活動を通じたオリジネーション活動に関連している。当行の証券化エクスポージャーの約3分の1は投資家としての役割と考えられ、その残りはスポンサーとして活動したものであった。

2013年度において、証券化勘定の合計は、137億ユーロ減少し515億ユーロとなった。主な要因は、上記の信用リスク・カバレッジの終了／規制上の認識中止、および年間を通じて促進された継続中のリスク圧縮戦略であった。この減少の約55%は、法人およびSMEに対する貸出金に関連していた。

全体として、証券化ポジションは、多様な資産クラスのパフォーマンスにさらされている。これには主に、コーポレート・シニア・ローンまたは無担保貸出金、オート・ローンまたは学生ローン等の消費者貸出金、ならびに住宅用または商業用の第1順位および第2順位モーゲージが含まれている。当行は資本構成全体にわたって活動しており、より上位のシニア・トランシェに重点を置いている。再証券化の一部は、主に米国の住宅用モーゲージ担保メザニン債が裏付けとなっている。

証券化エクスポージャーに関する遡及は最初に原資産に対して行われる。関連するリスクは、通常は超過担保、優先劣後構造の順位、準備金勘定、超過利息またはその他のサポート契約の形態での信用補完により軽減される。そのほかのプロテクションの特徴には、業績のトリガー、財務制限条項ならびに債務不履行事象が含まれており、不履行時の期限の利益の喪失、差押権および／またはその他の改善事項を定めている法定書類に明記されている。

新たなバンキング勘定のエクスポージャーに対する当初のデュー・デリジェンスは通常、取引の特徴に応じて、以下のいずれかまたはすべてを含んでいる：(a)条件概要書、サービサー報告書またはその他の過去の業績データ、格付機関による分析等の第三者評価報告書（外部で格付けされている場合）等の関係書類のレビュー、(b)資産クラスに特有のキャッシュ・フロー・モデルを通じた基本および下振れシナリオのモデリング、(c)サービサーのプロセスおよび財務健全性に関する信頼性を評価するためのサービサー・レビュー。当該デュー・デリジェンスの結果は、エクスポージャーの規模および割り当てられた内部格付により、適切な与信権限レベルによる承認を要する、信用および格付のレビューに要約される。

適用される規制上の要件に従った、リスク保持、デュー・デリジェンスおよびモニタリングに関する規制上の要件の遵守は、当行の信用レビュー・プロセスの一部であり、関連データは、信用レビュー・プロセスおよび財務報告プロセスに使用されるITシステムの支援を受けて報告目的で集約される。

現在行われている定期的な業績レビューには、貸出契約書の業績のトリガー／財務制限条項に対する定期的なサービサー報告書のチェック、ならびに経済、地域、セクターおよびサービサーの発展に照らした全体的な業績動向のチェックが含まれる。再証券化の一部を監視する際には、証券化されたトランシェの原資産の業績を入手可能な範囲で考慮する。

より長期の貸出関連コミットメントに関しては、内部格付の見直しが少なくとも年１回必要である。資産の業績が著しくマイナス（またはプラス）に変動することにより、見直しの日程が早まることがある。全面的な信用レビューも年１回必要であり、高格付のエクスポージャーに関しては、隔年の実施が必要である。さらに、損失リスクがより高いと識別されたエクスポージャーに関しては、個別の要注意先リスト・プロセス（通常四半期ごとに実施）があり、このプロセスでは資産およびサービサーの業績の個別の評価が必要である。それは、エクスポージャー戦略の見直しを含み、また損失の可能性を軽減するために取るべき次の方策を識別する。再証券化取引に対するアプローチに差異はない。

構造上の完全性の評価は、証券化におけるリスク管理のもう一つの重要な構成要素である。その評価は、法定書類で定められている証券化の構造上のプロテクション（すなわち、担保権の完全化、支払フローの分離および監査権）に焦点を当てている。各証券化の評価は、第三者である監査人と契約し、監査範囲を決定し、その外部監査の結果を査閲する専門チームによって行われる。これらのリスク・レビューおよび評価の結果は、信用リスク管理部によって実施された信用および格付レビュー・プロセスを補完している。

証券化活動は、当行の流動性活動に影響を及ぼす。前述のとおり、当行は2008年度および2009年度に、積極的な流動性リスク管理戦略の一環として証券化取引を開始したが、一方で、当行は、ドイツ銀行をスポンサーとする資産担保コマーシャル・ペーパーまたはその他のリボルビング・コミットメントを支援する流動性のバックストップ機能のもとで、流動性が低下する可能性にさらされている。この流動性リスクは、当行の財務部門によって監視されており、当行の流動性計画および定期的なストレス・テストに含まれている。

当行は、証券化取引の既存の勘定の一部を、リスク圧縮のために割り当てた「レガシー勘定」として識別した。これは当行のNCOUの一部を形成している。リスクを圧縮するということは、通常、既存の当行の勘定上のポジションの一部またはすべてが、適正な価格が成立し得る限り、市場に売却されることを意味する。これらのポジションは償却（該当がある場合）を通じた減少からも利益を享受する。2013年度には、このレガシー勘定は110億ユーロ純減し、76億ユーロを計上した。

証券化エクスポージャーに関する信用ヘッジ要件は、個々の与信承認時に求められ、内部信用レビューまたは格付レビューごとに再度確認される。ただし、信用リスク管理は、そのほとんどが借手、サービサーおよび資産クラスのレベルに対する過度なリスクの集中を回避することにより行われている。当初引き受けたより高めのリスクはいずれも、主にシンジケーションまたは流通市場での売却を通じて、与信承認時に求められた最終保有にまで圧縮される。リスク圧縮が成功しているかどうかは監視されており、上級管理職に定期的に報告される。バンキング勘定では、かなり限定された信用ヘッジ活動のみが行われている。

さらに、証券化取引を構築する中で、ヘッジは通常、含まれている資産によって左右される金利リスクおよびクロス・カレンシー・リスクをSPEから切り離す（必要がある場合）ために取り組まれる。このヘッジが当行によって提供されるものである場合、証券化構造に係る関連する相手先リスクは、信用リスク管理部のレビュー・プロセスに含まれており、実際は当行のトレーディング勘定の一部であるが、バンキング勘定のエクスポージャーの一部として以下で報告されている。このヘッジが当行によって提供されるものではない場合、その大部分は、強固な財務基盤を備えた国際的な大規模金融機関で取り組まれている。このような間接的な相手先リスクは、ヘッジの相手先の信用責任者に報告され、その信用評価の一部となる。

トレーディング勘定の証券化

トレーディング勘定では、当行はオリジネーター、スポンサーおよび投資家として活動している。投資家の役割では、当行の主な目的は、流通市場におけるマーケット・メーカーとしての役割を果たすことである。マーケット・メーキング機能は、トレーディング収益のフローを生み出すため、当行の顧客に流動性を提供すること、および双方向の市場（買いおよび売り）を提供することから成る。オリジネーターの役割では、当行は主に、法人またはSMEに対する貸出金を裏付けとした短期のシンセティック・シングル・トランシェCDO（以下「SST－CDO」という。）を取り扱っている。さらに、オリジネーターとしての役割では、主に商業用不動産事業において、当行は証券化予定の貸出金に融資している。当行がスポンサーの役割を持つトレーディング勘定での活動（すなわち、マルチ・セラー型のオリジネーター取引から派生する活動を除く。）はごく僅かである。

当行は、徐々に縮小しつつあるあるNCOUのポートフォリオ内に資産担保証券（以下「ABS」という。）のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオを有している。リスク圧縮促進以外に新しい活動は生じていない。当該ポジションは管理されており、後述のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークの一部である。

当行の証券化デスクは、証券化および再証券化の両方を通じて、大規模な優先劣後構造を備えたシニア債からファースト・ロス劣後トランシェまでのすべての資本構造にわたる資産を取引している。トレーディング勘定内の再証券化に対する当行のエクスポージャーは、前年度末時点の858百万ユーロと比較して2013年12月31日現在1,025百万ユーロで、その大部分が古くからのローン担保証券（証券化商品の持分を含む。）で構成されており、格付は中位のA-である。資本構造に係る様々なリスクの程度は、資産が取引される価格に反映される。これは、市場がそれらの投資に対して損失の調整後に得られる最低限のリターンを求めているためである。証券化ポジションは、そのほとんどが第1順位と第2順位の担保付貸出金に裏付けされた住宅用モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）および商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、コーポレート・シニア・ローンおよび無担保貸出金に裏付けされたローン担保証券（以下「CLO」という。）、ならびに有担保および無担保クレジットに裏付けされた消費者ABSから構成される。

その他の固定利付および信用資産と同様に、証券化の取引高は、危機的局面において観察されたとおり、流動性に影響を与え、取引高の減少をもたらし得るグローバルな経済成長および地政学的な事象と連動している。2012年度から世界経済が安定し、市場に流動性が戻ってきたため、証券化商品に対する投資家の需要が高まった。2013年度には、連邦準備金の量的緩和の縮小時期、および米国の債務上限を巡る法的論争を巡って不確実性が高まった。これにより、すべての固定利付商品にわたってボラティリティの上昇および流動性／取引量の減少につながった。証券化資産に内在するその他の潜在的リスクは、期限前償還、債務不履行、損失の強度およびサービサーの履行である。ここで留意すべきことは、トレーディング勘定の資産は時価評価され、前述のリスクはポジションの価格に反映されるということである。

当行のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークは、トレーディング勘定内で保有するすべての証券化ポジションに適用される。証券化に適用されたリスク・ガバナンスのフレームワークには、新商品の承認、新しい取引の承認、リスク・モデルおよび測定、ならびに資産管理システムおよび取引の開始に関連する方針と手続が含まれている。すべての証券化ポジションは、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよび経済的資本を用いて把握および測定される。当該測定は、内部・外部のモデルおよびプロセスに依拠しており、それには基礎となる担保に関連するリスクの第三者評価の使用を含んでいる。トレーディング勘定内で保有するすべての証券化ポジションは、グローバル、地域および商品レベルで、リスク・ガバナンスのフレームワーク内で把握、報告および制限され、信用リスクおよびマーケット・リスクの変動はいずれも報告される。

制限の仕組みには、バリュー・アット・リスクおよび商品への特定の限度枠が含まれる。資産クラスの市場価額の限度枠は順位／格付および流動性に基づいており、そこでは格付の低いポジションまたは流動性の低い資産クラスのポジションであれば、取引の限度枠も低く設定される。限度枠監視システムは、エクスポージャーを把握し、限界値を超えると注意喚起する。限度枠を超える取引はすべて、マーケット・リスク管理部の承認が必要である。証券化および再証券化のプロセスも同様である。

当行の取引信用ポジション（以下「TCP」という。）・プロセスは、トレーディング勘定における証券化ポジションに関する発行体（信用）リスクを把握する。マーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークが、ポートフォリオおよび資産クラスのレベルでリスクを管理している場合、TCPの証券化では、リスクの集中を管理し、ポジション・レベルでの限度枠を設定する。限度枠の構造は資産クラスおよび格付に基づいており、流動性の低いポジションおよび格付の低いポジションであれば低い取引限度枠が割り当てられる。限度枠管理報告書は、ポジション・レベルの限度枠の遵守性を推進し、いかなる限度枠超過の可能性をも検知するために作成される。ポジションがグローバル基準でそれぞれ市場価額の限度枠を超える場合は、TCPの

承認が必要である。TCP取引の承認を必要とするポジションについては、さらなるデュー・デリジェンスが実施される。これには、有価証券の信用パフォーマンスの分析および取引リスクの評価が含まれる。さらに、担保レベルのストレス・テストおよび業績の監視が、リスク管理プロセスに組み込まれている。TCPプロセスは、証券化および再証券化の両方をカバーしている。

証券化デスクは、証券化ポートフォリオ全体の信用リスク、金利リスクおよび一定のテール・リスクを軽減するために、マクロ・ヘッジおよびポジション・レベルのヘッジの組み合わせを取り入れている。デュレーションおよび信用感応度（DV01およびCS01）は、適切なヘッジの計算に使用される主要なリスク感応度の測定尺度である。いくつかの利用されたヘッジ商品には、バニラ金利スワップ、米国財務省証券および商品特有の流動性指数を含んでいる。当該ヘッジ（資金調達型および資金未調達型の両方）のマーケット・リスクは、上述のマーケット・リスク管理のガバナンスのフレームワークに組み込まれ、管理されている。また、当該ヘッジ（資金調達型および資金未調達型の両方）の相手先リスク（主に主要なグローバル金融機関から成る。）は、信用リスク管理部によって行われる正式なリスク管理プロセスを通じて管理および承認される。

バーゼル2.5およびCRR／CRD 4の資本フレームワークの規定とおりに準拠すると、すべての関連するポジションについて取引前にデュー・デリジェンスを実施することが要求される。各取引デスクは、取引前のデュー・デリジェンスを実施し、その後関連するデュー・デリジェンス項目が実施されたか否かを示すために、取引実行時に適切なデータ・レコードを記録する責任がある。取引前のデュー・デリジェンス項目には、取引の構造上の特性の確認、基礎となるポートフォリオの実績の監視、および関連する保有高の開示が含まれる。該当する関連ポジションが事前に定義した限度枠を超える場合、個別のバーゼル2.5またはCRR／CRD 4に関して信用リスク管理部内のTCP証券化チームにより、さらなる取引前のデュー・デリジェンスが実施される（上述のとおりのプロセス）。

証券化に関する会計方針および評価方針

当行の会計方針は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に含まれている。当行が組成した証券化プログラム、および当行が証券化する意図で購入した資産を保有している場合の最も関連性のある会計方針は、「連結の原則」、「金融資産および金融負債」ならびに「金融資産および金融負債の認識の中止」である。さらに注記14「公正価値で計上される金融商品」も参照のこと。

証券化のスポンサーとしてドイツ銀行が使用する特別目的事業体の種類

当行は、第三者から取得した資産を証券化する、資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）プログラムの創設および管理をスポンサーとして行っている。各プログラムは、コマーシャル・ペーパーを発行する特別目的ビークル（いわゆる「コンジット」）、およびそれを補佐する1社以上の特別目的事業体（以下「SPE」という。）から構成されており、これらを通じて資産が購入されている。ABCPプログラムを通じて証券化された資産には、オート・ローン、オート・リース、自動車ディーラー向けフロア・プラン債権、学生ローン、クレジット・カード債権、営業債権、キャピタル・コール債権、住宅用および商業用モーゲージ・ローン、将来フローならびにその他の資産が含まれている。

コマーシャル・ペーパーの発行に使用されるコンジットは、Gemini Securitization Corp.、Aspen Funding Corp.、Newport Funding Corp.、Rhein-Main Securitization Ltd.、Sword Securitization Ltd.、Scimitar Securitization Ltd.である。資産購入SPEはコンジット発行社債（多様な資金調達社債を含む。）により資金拠出されるか、または与信枠を締結する。除外されるのは、Geminiにコマーシャル・ペーパーを発行するコンジットGeminiを支援するSPE（Montage Funding LLC、Saratoga Funding Corp., LLC、Sedona Capital Funding Corp., LLC）である。以下の表は、主なコンジット別の証券化フレームワークにおいて規制上の計算目的で適用されるABCP関連エクスポージャーを表している。

主なコンジット別のABCPプログラム・エクスポージャー

	2013年12月31日現在
単位：百万ユーロ	エクスポージャー
Aspen Funding Corp.	959
Newport Funding Corp.	582
Gemini Securitization Corp. LLC[1]	6,176
Sedona Capital Funding Corp. LLC	1,659
Montage Funding LLC	894
Saratoga Funding Corp. LLC	1,047
Rhein Main Securitization Ltd.	3,195
RM Multi-Asset Ltd.	215
RM Fife Ltd.	922
RM AYR Ltd.	551

RM Sussex Ltd.	963
RM Chestnut LTd.	543
Sword Securitization Ltd.、Scimitar Securitization Ltd.	338
SPAN NO 9 PT LIMITED	338
合計	**11,250**

1 Gemini Securitization Corp. LLCは、26億ユーロの直接エクスポージャーおよびSedona Capital Funding Corp. LLC、Montage Funding LLCおよびSaratoga Funding Corp. LLCからの36億ユーロのサポート・エクスポージャーから成る。

当行は、SPVまたは関連するコンジットに付与された流動性与信枠、信用状、トータル・リターン・スワップまたは類似の信用補完、金利および為替関連デリバティブならびにコマーシャル・ペーパーから生じるオンバランスおよびオフバランス両方のエクスポージャーを引き受ける。

当行は取引ごとに当行の全体的な貢献度（例えば、証券化資産の選択およびトランシェの構築に対する当行の影響力）を検討し、当行がスポンサーとして適格である場合は、特別目的事業体による第三者資産の取得を支援することもある。この種の取引には、証券化資産のごく一部（例えば住宅用・商業用モーゲージ・ローンの正常債権および不良債権）が当行によって組成されたマルチ・セラー型の証券化が含まれている可能性がある。当行は、ファースト・ロス・トランシェまたは金利および為替関連デリバティブを含むオンバランスおよびオフバランスのエクスポージャーを引き受ける。

当行は、証券化取引のオリジネーターまたはスポンサーとして、ABCPおよびその他の証券化トランシェを、「取引執行のみ（execution only）」の取引形態でのみ、かつ自己のリスク評価に依拠する取引に精通した現法人顧客に対してのみ販売する（または指定のマーケット・メーキング機関を通じた販売の手配を行う。）。通常の事業の過程で、当行は、投資アドバイザリー・サービスを同時に提供する現法人顧客に対しては、このようなトランシェを提案しない。

当行の部門のドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）は、集団投資（ミューチュアル・ファンドおよびオルタナティブ投資ファンドを含む。）に係る事業者に対して、およびすべての主要な資産クラス（証券化ポジションを含む。）にわたる伝統的およびオルタナティブ投資へのアクセスを申し入れる私人に対して、資産運用サービスを提供している。それらのポジションの1.6%未満のごく一部が、ドイツ銀行がオリジネーターまたはスポンサーとして行動する証券化取引におけるトランシェで構成された。

規制上の証券化フレームワーク

KWG第1b条は、規制上の報告上、どのような取引種類およびポジションが証券化取引および証券化ポジションとして分類されなければならないかを定義していた。

証券化取引とは、証券化ポートフォリオの信用リスクが2つ以上の証券化トランシェに分割されており、かつトランシェ保有者に対する支払いが証券化ポートフォリオの業績に依拠している取引として基本的に定義されている。それぞれのトランシェには、優先順位の序列（ウォーターフォール）があり、それがトランシェ保有者に対する支払いまたは損失の分配の順序および金額を決定している。ジュニア・トランシェに対する損失の分配をもって、全証券化取引の終了とはならない。すなわち、シニア・トランシェは存続し、劣後トランシェに対して損失を分配する。

証券化ポジションは、証券化トランシェに対する投資、ウォーターフォールに含まれる金利および外国為替リスクをヘッジするためのデリバティブ取引、流動性与信枠、信用補完、資金未調達型信用プロテクションまたは証券化トランシェに関する担保を含む様々な形態で取得することができる。

証券化の意図を持って組成または取得された資産は、規制上のバンキング勘定またはトレーディング勘定への割り当てのため全般的なアプローチに従う。詳細は「規制上のトレーディング勘定に対するポジションの配分」の章に記載されている。

バンキング勘定およびトレーディング勘定の証券化ポジションに関する所要規制自己資本の計算アプローチは、ドイツのソルベンシー規制（Solvabilitätsverordnung-以下「SolvV」という。）で規定されている。

バンキング勘定の証券化に関する所要規制自己資本の計算

バンキング勘定の証券化の信用リスクに関する所要規制自己資本は、SolvV第225条から第268条に準拠した証券化のフレームワークに基づいて決定された。それは、信用リスク標準的アプローチ（以下「CRSA」という。）の証券化ポジションと内部格付手法（以下「IRBA」という。）の証券化ポジションに区分している。証券化ポジションのCRSAの証券化ポジションまたはIRBAの証券化ポジションのいずれかへの分類は、証券化ポートフォリオの性質によって決まる。基本的に、CRSAの証券化ポジションとは、証券化ポートフォリオが主に信用リスク・エクスポージャーを含んでいる場合のポジションであり、それらが当行によって直接保有されている場合には、信用リスクのフレームワークに基づきCRSAのエクスポージャーとして適格となる。一方で、証券化ポートフォリオの大部分がIRBAのエクスポージャーとして適格となる場合、その証券化ポジションはIRBAの証券化ポジションとして適格となる。

CRSAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、それらの関連する外部格付（利用可能な場合）から導き出される。外部格付をリスク・ウェイトの計算で使用するためには、一定の適格基準を満たさなければならない。適格な外部格付は、スタンダート・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスおよびDBRSから得られる。特定の証券化ポジションに対して、適格な格付が1つ以上利用可能な場合、SolvV第236条から第237条に定められた規定に準拠して、関連する外部格付は、2番目に高い適格な格付として決定された。適格な外部格付がないCRSAの証券化ポジションについては、SolvV第243条第2項に準拠するリスクの集中アプローチの適用が適格でなかった場合、規制自己資本から控除されたが、この場合のリスク・ウェイトは1,250%未満となる可能性がある。

IRBAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、以下のヒエラルキーに従って決定される。

- IRBAの証券化ポジションについて、適格な外部格付が1つ以上存在する場合、または外部格付をベンチマークとなる証券化ポジションの適格な外部格付から推量することができる場合、リスク・ウェイトは関連する外部格付から導き出される（格付に基づくアプローチ）。
- 一方、適格な外部格付が存在しない、または推量することができない場合、IRBAの証券化ポジションのリスク・ウェイトは、通常、SolvV第258条に準拠したスーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチまたはSolvV第259条に準拠した内部評価アプローチに基づいて決定されることになる。
- 前述のアプローチのどちらも適用することができない場合、ポジションは規制自己資本から控除された。

格付に基づくアプローチは、当行のIRBAの証券化ポジションおよびCRSAの証券化ポジションの大部分に適用されており、ほとんどがより低い（良い）リスク・ウェイト帯におさまっている。当行は、主にスタンダート・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスならびにDBRS（ごく限られた場合のみ）の外部格付を使用している。適格な外部の信用評価または推量された外部の信用評価がある証券化ポジションの大部分は、当行のシンセティック証券化の留保されたポジションまたは投資家として保有する証券化ポジションである。リスクの集中アプローチは、当行のバンキング勘定の証券化エクスポージャー総額に比べて少ない、少額のCRSAの証券化エクスポージャーに適用されている。スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチおよび内部評価アプローチの適用範囲は以下のとおりである。

当行が証券化取引のオリジネーターに関する特別規定を適用している証券化ポジション（SolvV第245条以下および第262条以下それぞれに準拠して、オリジネーターが認識することになる投資家の持分を含む。）はない。

スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチおよび内部評価アプローチ

スーパーバイザリー・フォーミュラ・アプローチ（以下「SFA」という。）の対象となる証券化ポジションのリスク・ウェイトは、特に証券化ポートフォリオの所要自己資本およびウォーターフォールにおける上位の証券化ポジションを入力値として使用する計算式に基づいて決定された。SFAを適用する場合、当行は、証券化ポートフォリオに含まれる資産に関するリスク・パラメータのPDおよびLGDを、これらの資産を対象に内部で開発された承認済みの格付システムを使って見積もっている。当行は、当行が組成していない資産に適用される予定の同質の資産プールを対象とする新しい格付システムの開発を継続している。この格付システムは、比較可能な資産の過去の債務不履行および損失に関する情報に基づいている。リスク・パラメータのPDおよびLGDは、リスク・プールのレベルで導き出される。

バンキング勘定の証券化ポジション合計の約50%がSFAの対象である。このアプローチは、主に法人貸出金、自動車関連の債権および商業用不動産に裏付けされたポジションの格付けに使用される。

ABCPプログラムに関連しているが、資産担保コマーシャル・ペーパーではない、未格付のIRBAの証券化ポジションについては、リスク・ウェイトは内部評価アプローチ（以下「IAA」という。）に基づいて計算される。規制目的でこの概念を使用することとは別に、内部格付は予想損失および経済的資本の計算にも使用され、与信意思決定および監視プロセスの場面でも重要な役割を果たしている。

当行は、当行のABCPコンジット証券化エクスポージャーの約85%にIAAを適用することについて、BaFinから承認を得ている。

IAAの対象となる資産クラスは、資産クラス別の特定の詳細な一連の規則によって管理されている。これらの資産クラスの規則文書（以下「ACW」という。）は、信用リスク管理部、リスク分析＆リビング・ウィル部およびフロント・オフィスを含む銀行のすべての関連部署が協力して設定された。当該規則は、公式な内部プロセスにおいてレビューおよび承認され、少なくとも年１回のレビューの対象となっている。BaFinにより承認された資産クラスについて、レビュー・プロセスにおいて重要な変更がある場合には、ACWは規制当局による再承認を必要とする。

現在、消費者用および商業用の両方の資産のうち14の異なる資産クラスについて、IAAに関するBaFinの承認を受けている。ストレス・ファクターは、資産クラス毎および格付等級毎に異なる。それらは「有力な」外部格付機関が設定した基準に基づいて設定されており、内部の定性的および定量的な格付分析の基礎を形成している。ストレス・ファクター乗数は、予想損失プールのレベルと比較して特定の格付を得るためにどれほどの信用補完が必要であるかを示している。

以下の表は、(a)格付等級毎のストレス・ファクター乗数、または(b)所定のストレス・ファクター乗数を使用しない場合の主要なストレス・テスト手法（それぞれの有力格付機関によって公表された手法に基づいている。）を要約している。

有力格付機関別格付等級毎のストレス・ファクター乗数

資産クラス	オート・ローン	CDO	商業用リースおよび貸出金	消費者貸出金	クレジット・カード	営業債権
有力格付機関	S&P	ムーディーズ	S&P	S&P	S&P	S&P
AAA	3.75-5	1.95	5	4-5	3-6.6	2.5
AA	3-4	1.8-1.76	4	3-4	2.5-5	2.25
A	2-3	1.73-1.69	3	2-3	2-3.75	2
BBB	1.75-2	1.67-1.63	2	1.5-2	1.5-2.5	1.5
BB	1.5-1.75	1.5-1.2		1-1.5	1.25-1.5	

所定のストレス・ファクター乗数を使用しない場合の格付機関のストレス・ファクター手法の要約

資産クラス	キャピタル・コール	MBS サービサー・アドバンス	MV CDO	RMBS オーストラリア	RMBS ヨーロッパ	RMBS 米国	賠償金年金払決済（Structured Settlements）	学生ローン FFELP
有力格付機関	ムーディーズ	ムーディーズ	S&P	S&P	S&P	S&P	S&P	ムーディーズ
コメント	債務者の格付および回収率に関する保守的な仮定に基づく手法（保守的な相関関係基準により裏付けされている）。	サービサー・アドバンスの種類別に、格付固有のストレスのかかった回収曲線を適用する手法。キャッシュ・フローはマルチプル金利ストレス・シナリオのもとで流出入する。	S&Pおよびムーディーズの両社がストレス・ファクター乗数の代わりに使用するアドバンス・レートを用いる手法（それぞれのウェブ・サイトから入手可能）。	ベンチマークとなるプールに基づく格付等級毎の債務不履行および損失仮定を用いる手法（比較されるそれぞれのプールに対して適宜調整を加える）。	ベンチマークとなるプールに基づく格付等級毎の債務不履行および損失仮定を用いる手法（比較されるそれぞれのプールに対して適宜調整を加える）。	プール内の各個別貸出金に係る格付等級毎のS&Pの債務不履行および損失仮定を適用するストレス・テスト。	業界特有の回収率が用いられるポートフォリオに関して、各格付等級ごとに、潜在的なデフォルト（債務不履行）確率の確率分布を生成する。大口の債務者および大口の業種の債務不履行に関しては追加的なストレス・テストを実施する。	所定の累積デフォルト率、自発的期限前返済率、サービサーのリジェクト率および借手のベネフィット・レートを含む特定のストレスをかけた格付等級の適用。

それぞれの有力格付機関によって確立された手法に基づく情報（随時改訂される可能性がある。）。

さらに、資産クラス毎の基礎となるキャッシュ・フロー・モデルも、定期的なレビュー・プロセスの対象である。これらの資産クラスの証券化については、当行は、外部信用評価機関、すなわち上表に示されているスタンダート・アンド・プアーズおよびムーディーズを利用している。

トレーディング勘定の証券化に関する所要規制自己資本の計算

トレーディング勘定の証券化のマーケット・リスクに関する所要規制自己資本は、内部モデルとSolvV第314条以下に準拠した規制上の標準的アプローチの組み合わせに基づいて決定された。

トレーディング勘定の証券化ポジションの通常のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、(i)通常のマーケット・リスクに対するバリュー・アット・リスクに基づいた所要自己資本、および(ii)通常のマーケット・リスクに関するストレスのかかったバリュー・アット・リスクに基づく所要自己資本の合計として決定される。

トレーディング勘定の証券化ポジションの特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、当該ポジションが規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ（以下「CTP」という。）に割り当てられるかどうかによって左右される。

CTPに割り当てられない証券化ポジションについては、特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、マーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）に基づいて計算される。トレーディング勘定の証券化ポジションに関するMRSAのリスク・ウェイトは、通常、バンキング勘定の証券化ポジションに適用されるのと同じ手法を使用することにより計算される。唯一異なるのは、トレーディング勘定の証券化ポジションに対してSFAが使用されることに関連している。ここでの証券化ポートフォリオの所要自己資本は、追加的リスクに係る自己資本賦課モデルに基づき、リスク・パラメータ（デフォルト確率およびデフォルト時損失）を使用することによって決定される。特定のリスクに関するMRSAに基づく所要自己資本は、CTPを除くすべての証券化の正味ロング・ポジションおよび正味ショート・ポジションに関する所要自己資本のより大きい額として決定される。特定のリスクに関するMRSAの計算に含まれた証券化ポジションは、さらに特定のリスクに関するバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算にも含められる。

MRSAによる処理の対象となるトレーディング勘定の証券化は、それぞれ基礎となる担保の種類ごとに区別された様々な資産クラスを含んでいる。

― 住宅用モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）

― 商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）
― ローン担保証券（以下「CLO」という。）
― 債務担保証券（以下「CDO」という。）
― 資産担保証券（クレジットカード、オートローンおよびオートリース、学生ローン、設備ローンおよびリース、ディーラー向けフロア・プラン融資等を含む。）

それらはまた、上記の商品に基づくシンセティック・クレジット・デリバティブおよび一般的に取引されているインデックスを含んでいる。

逆に、CTPに割り当てられる証券化ポジションの特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本は、(i)特定のリスクに関するバリュー・アット・リスクに基づく所要自己資本、(ii)特定のリスクに関するストレスのかかったバリュー・アット・リスクに基づく所要自己資本、および(iii)包括的なリスク計測（以下「CRM」という。）モデルから導き出される特定のリスクに関する所要自己資本の合計として決定される。CRMに基づく所要自己資本は、MRSAに基づくすべての証券化の正味ロング・ポジションおよび正味ショート・ポジションの特定のリスクに関する所要自己資本のより大きい額の8%に等しい下限の対象となっている。

CTPには、主に以下の要件を満たすトレーディング・コリレーション目的で保有する証券化ポジションおよび特定順位参照型クレジット・デリバティブが含まれている。

― すべての参照商品は、シングル・ネーム・クレジット・デリバティブ（双方向の流動性のある市場が存在する。）を含むシングル・ネーム商品、またはそれらの参照事業体に基づく一般的に取引されているインデックスのいずれかである。
― ポジションは、再証券化ポジションでも、証券化トランシェに係るオプションでも、証券化トランシェからの収入に対する比例持分を提供しない証券化エクスポージャーのその他のいかなるデリバティブでもない。
― ポジションは、特別目的事業体に対する債権、不動産またはリテールに係る債権または偶発債権を参照しない。

CTPには、ポートフォリオ内の証券化および特定順位参照型ポジションに対するヘッジ取引も含まれるが、ただし、当該商品またはその原資産に双方向の流動性のある市場が存在している場合に限る。CTPに割り当てられた典型的な商品は、シンセティックCDO、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）ならびにインデックスおよびシングル・ネームCDSである。規制上のCTPをカバーするCRMに関する詳細については、「トレーディング・マーケット・リスク」の項を参照のこと。

規制上のグッド・プラクティス・ガイドライン

欧州銀行連盟、欧州金融市場協会（旧ロンドン投資銀行協会）、欧州貯蓄銀行グループ、および欧州公的銀行および資金提供機関協会は、2008年12月に「証券化に関する第三の柱の開示要求事項に関する業界のグッド・プラクティス・ガイドライン」を公表した。これは、2009年度/2010年度に若干改訂された。このガイドラインがバーゼル2.5を踏まえた改訂後の規制に置き換えられていない限り、当行の第三の柱の開示はこのガイドラインの趣旨を遵守している。

証券化の詳細

以下の表における報告金額は、規制上のバンキング勘定およびトレーディング勘定別に、当行の証券化エクスポージャーの詳細を提供している。バンキング勘定およびトレーディング勘定のエクスポージャーの表示は、前年度の開示に則している。MRSAの対象となる当行のトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細はこの章に含まれているが、包括的なリスク計測（以下「CRM」という。）の対象となるトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細は「トレーディング・マーケット・リスク」の章に記載されている。

証券化エクスポージャー残高

当行は、以下に示すように、証券化エクスポジャーに関連して、当行が関連する証券化ポジションを留保または購入している範囲で、その信用リスクまたはマーケット・リスクにのみさらされている。留保または購入したポジションのリスクは、証券化取引の支払いにおけるウォーターフォール構造の中での順位に左右される。開示目的上、マルチ・セラー型の証券化の場合は、当行はオリジネーターのほか、スポンサーとしてみなされる。これは、スポンサー欄の証券化エクスポージャー残高合計およびオリジネーター欄の同エクスポージャーの当行持分の開示に反映されている。

当行はオリジネーターまたはスポンサーのいずれかの役割で、当行の能力の範囲内で伝統的な証券化取引またはシンセティック証券化取引を通じた証券化を行っており、以下の表はエクスポージャーの種類別に分割したバンキング勘定のエクスポージャー残高合計、すなわちプール規模合計の詳細である。当表は、オリジネーター欄の中で、当行の貸借対照表を元としていたか、または第三者から取得したかいずれかの基礎となる証券化資産プールの情報を提供している。報告金額は、シンセティック証券化のオンバランスのエクスポージャーに関する当行の連結財務諸表上で報告された帳簿価額か、または伝統的な証券化およびシンセティック取引のオフバランスのエクスポージャーに関する想定元本金額のいずれかである。以下の表において、オリジネーターとして報告された2013年12月31日現在の証券化エクスポージャー残高合計423億ユーロのうち、当行が留

保した金額は227億ユーロであり、2012年12月31日現在の証券化残高および留保したエクスポージャー（それぞれ532億ユーロおよび309億ユーロ）に比べて減少している。

スポンサーとしての関連では、以下の表で報告された証券化エクスポージャー残高合計は、有価証券およびその他の債権を発行する事業体のエクスポージャー残高の想定元本金額を表している。2013年12月31日現在、マルチ・セラー型取引を含むスポンサー欄に表示された証券化エクスポージャー残高合計772億ユーロのうち、当行が留保または買い戻したエクスポージャーは130億ユーロであった。残りのエクスポージャーは、第三者が保有している。2012年12月31日現在、マルチ・セラー型取引を含むスポンサー活動による証券化エクスポージャー残高合計1,166億ユーロに関する当行のエクスポージャーは170億ユーロであった。当行のエクスポージャーの減少は、主に証券化勘定を縮小させるという経営陣の決定に起因するものであった。報告された証券化エクスポージャー残高合計は、コンジットと関係がある第三者のサービサー報告書から入手した情報を使用して算出されている。

バンキング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	オリジネーター		スポンサー[1]		オリジネーター		スポンサー[1]	
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	8,277	2,945	2,312	0	10,954	3,516	4,276	0
商業用モーゲージ	9,265	0	7,980	0	13,682	0	7,991	0
クレジット・カード債権	0	0	4,118	0	0	0	1,742	0
リース	0	0	8,324	0	0	0	5,967	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[2]	2,215	18,522	12,950	0	2,772	20,014	21,256	781
消費者貸出金	0	0	15,185	0	0	0	17,932	0
営業債権	0	0	193	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	1,101	0	2,531	0	1,642	590	3,467	0
その他の資産[3]	0	0	23,638	0	0	0	53,166	0
証券化エクスポージャー残高合計[4]	**20,858**	**21,467**	**77,232**	**0**	**29,050**	**24,120**	**115,797**	**781**

1 2013年12月31日現在、スポンサー欄に含まれるマルチ・セラー型関連の証券化エクスポージャーの金額110億ユーロのうち、当行が組成したものは58億ユーロである。したがって、この金額はオリジネーター欄の金額にも含まれている。2012年12月31日現在、当該金額はそれぞれ172億ユーロおよび81億ユーロであった。

2 SMEは中小企業を指す。

3 主に2013年度におけるレンタカーおよびディーラー向けフロア・プラン活動を支援する証券化から成る。

4 バンキング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。

以下の表は、オリジネーターおよびスポンサーとしての活動別に分けて、当行の規制上のトレーディング勘定で保有する証券化ポジションに関連する証券化エクスポージャー残高合計を提供しており、さらに伝統的な取引およびシンセティック取引別に分類している。短期シンセティック・シングル・トランシェCDOは、オリジネーターのポジションとして反映されており、そのシンセティックのプール規模は、所与のシンセティック・プールを参照する当該ポジションの集合体の最大プール規模として決定された。以下の表に示されている証券化エクスポージャー残高合計は、当行のリスクを反映していない。それは、この残高合計には当行が留保していないエクスポージャーを含んでいること、関連するポジションのウォーターフォールにおける様々な順位を考慮していないこと、また特に同一のトランシェに係るヘッジ以外のヘッジを反映していないことによる。前年度と比較して、シンセティック証券化に関する証券化エクスポージャー残高のプールは著しく減少した。

トレーディング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	オリジネーター	スポンサー[1]	オリジネーター	スポンサー[1]

単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	10,347	0	5,088	0	7,545	0	7,105	0
商業用モーゲージ	28,295	0	52,633	0	29,185	0	50,308	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0	0	0	0
リース	494	0	0	0	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[2]	1,978	91,965	3,720	0	1,902	234,619	3,805	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	2,118	0	112	0	3,543	0	117	0
その他の資産	0	0	0	0	1,189	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計[3]	**43,232**	91,965	**61,553**	**0**	**43,364**	**234,619**	**61,335**	**0**

1 2013年12月31日現在、スポンサー欄に含まれるマルチ・セラー型関連の証券化エクスポージャーの金額565億ユーロのうち、当行が組成したものは225億ユーロである。したがって、この金額はオリジネーター欄の金額にも含まれている。2012年12月31日現在、当該金額はそれぞれ569億ユーロおよび230億ユーロであった。

2 SMEは中小企業を指す。

3 トレーディング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。この表はオリジネーターとしての証券化エクスポージャー157億ユーロおよびスポンサーとしての証券化エクスポージャー112億ユーロを含んでおり、「バンキング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）」の表に既に反映されている。

以下の表は、当行がオリジネーターで、規制上のバンキング勘定にポジションを有している証券化エクスポージャー残高の原資産プールの質の詳細を提供している。エクスポージャーは、30日以上延滞している状況であるが、未だ減損として含まれていない場合には、延滞として報告されている。当行が組成したシンセティック証券化商品については、減損および延滞エクスポージャーの金額は、当行内部の管理組織を通じて決定される。一方、当行が組成した伝統的な証券化商品については、減損および延滞エクスポージャーの金額は、主に基礎となるエクスポージャーの投資家報告書から導き出されている。

さらに、当表は、オリジネーターとして留保または購入した証券化ポジションに関して、2013年度および2012年度に当行が認識した損失のエクスポージャー種類別の詳細である。この損失は、連結損益計算書で報告されている損失である。これらの損失がすべての適格な信用プロテクションを考慮した後に、当行が留保または購入した証券化ポジションに配分される限りでは、当該金額は原資産プールの実際の損失である。これは伝統的な取引およびシンセティック取引の両方に適用される。

オリジネーターとしてのエクスポージャー種類別減損および延滞証券化エクスポージャーならびに認識した損失（プール規模合計）

	2013年12月31日		2012年12月31日	
	現在	2013年度	現在	2012年度
単位：百万ユーロ	減損／延滞[1]	損失	減損／延滞[1]	損失
住宅用モーゲージ	2,853	21	3,639	14
商業用モーゲージ	0	17	79	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0
リース	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[2]	32	17	256	11
消費者貸出金	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0
証券化（再証券化）	265	19	368	5
その他の資産	0	0	0	0
減損および延滞証券化エクスポージャー合計および認識した損失合計[3]	3,150	74	4,342	30

1 マルチ・セラー型の証券化のプール全体に関連する減損および延滞エクスポージャーを含む。これらは、当行が組成した部分以外も反映している可能性がある。

2 SMEは中小企業を指す。

3 バンキング勘定における証券化活動に関連する信用リスクに対する当行のエクスポージャーの規制上の評価については、「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」の表を参照のこと。

2013年度において、減損または延滞証券化エクスポージャー合計は12億ユーロ減少した。この減少は、主にエクスポージャー種類の「住宅用モーゲージ」および「法人またはSMEに対する貸出金」に起因していた。2013年度に当行が計上した損失は、2012年度の30百万ユーロから74百万ユーロにまで増加した。

以下の表は、エクスポージャー種類別に分けたバンキング勘定およびトレーディング勘定の既存のエクスポージャー残高の詳細を提供している。近い将来、経営陣は既存または新しい証券化取引のいずれかで、これらを証券化する意向である。証券化を控えているエクスポージャー残高には、リスクの移転のない証券化予定の資産（すなわち当行がすべてのトランシェを保有する場合の証券化）は含まれていない。

証券化を控えているエクスポージャー残高

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	バンキング勘定	トレーディング勘定	バンキング勘定	トレーディング勘定
単位：百万ユーロ				
住宅用モーゲージ	0	0	0	0
商業用モーゲージ	0	2,295	0	1,783
クレジット・カード債権	0	0	0	0
リース	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[1]	0	0	6,358	0
消費者貸出金	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0
証券化（再証券化）	0	741	0	372
その他の資産	0	0	0	0
証券化を控えているエクスポージャー残高	0	3,036	6,358	2,155

1 SMEは中小企業を指す。

証券化を控えているエクスポージャー残高の大部分は、「商業用モーゲージ」であり、これらは当行の米国CB&S事業による証券化の対象である。

留保または購入した証券化ポジション

以下の表はバンキング勘定において留保または購入した証券化ポジションの金額を示している。報告金額は、信用リスクの軽減を適用する前の規制上のエクスポージャーの値に基づいている。規制上のトレーディング勘定の証券化ポジションは、同一の、または密接に適合する有価証券およびデリバティブは相殺して純額ポジションとするSolvV第299条のエクスポージャーの定義に基づいて報告されていた。2014年1月1日から、このような証券化ポジションは、CRR第327条から第331条におけるエクスポージャーの定義に基づいて報告されることになる。証券化ポジション（規制上のバンキング勘定および規制上のトレーディング勘定の両方）に関する所要自己資本は、さらに原エクスポージャーの種類別に報告されている。

エクスポージャー種類別の留保または購入した証券化ポジション

2013年12月31日現在

	バンキング勘定				トレーディング勘定			
単位：百万ユーロ	オンバランス証券化ポジション	オフバランスのデリバティブおよびSFT証券化ポジション	規制上のエクスポージャーの値	所要自己資本	オンバランス証券化ポジション	オフバランスのデリバティブおよびSFT証券化ポジション	規制上のエクスポージャーの値	所要自己資本
住宅用モーゲージ	4,705	3,160	7,865	227	2,358	44	2,402	544
商業用モーゲージ	806	558	1,363	187	1,957	3,090	5,047	544
クレジット・カード債権	0	1,520	1,520	12	91	0	91	5
リース	1,749	690	2,439	27	17	0	17	1
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[1]	19,275	3,409	22,683	270	796	4,078	4,874	254
消費者貸出金	2,142	2,713	4,854	107	370	0	370	55
営業債権	0	158	158	1	1	0	1	0
証券化（再証券化）	562	1,655	2,216	130	950	26	976	324
その他の資産	4,880	3,773	8,652	168	917	118	1,035	231
留保または購入した証券化ポジション合計[2]	**34,117**	**17,634**	**51,751**	**1,130**	**7,458**	**7,356**	**14,814**	**1,958**

1 SMEは中小企業を指す。

2 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

2012年12月31日現在

	バンキング勘定				トレーディング勘定			
単位：百万ユーロ	オンバランス証券化ポジション	オフバランスのデリバティブおよびSFT証券化ポジション	規制上のエクスポージャーの値	所要自己資本	オンバランス証券化ポジション	オフバランスのデリバティブおよびSFT証券化ポジション	規制上のエクスポージャーの値	所要自己資本
住宅用モーゲージ	5,484	3,331	8,815	385	1,553	92	1,645	220
商業用モーゲージ	2,712	934	3,646	391	2,263	3,319	5,582	291
クレジット・カード債権	0	920	920	7	46	0	46	1
リース	2,227	1,291	3,518	98	0	0	0	0

法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[1]	25,568	4,791	30,359	494	272	4,526	4,798	133
消費者貸出金	2,818	2,470	5,288	398	109	0	109	6
営業債権	0	0	0	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	1,593	2,398	3,991	466	729	56	785	260
その他の資産	5,044	3,887	8,931	212	1,099	33	1,132	155
留保または購入した証券化ポジション合計[2]	**45,446**	**20,022**	**65,468**	**2,451**	**6,071**	**8,026**	**14,097**	**1,066**

1 SMEは中小企業を指す。

2 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

留保または購入した証券化ポジションは、過年度と同様に継続されたリスク圧縮戦略により、2013年度を通じてほとんどのエクスポージャー種類で減少している。特に、シンセティック取引の認識の中止およびさらなるリスク圧縮活動に起因して、「法人またはSMEに対する貸出金」のエクスポージャー種類で大幅に減少している。トレーディング勘定において、主に「住宅用モーゲージ」および「消費者貸出金」のエクスポージャー種類が、「商業用モーゲージ」のエクスポージャー種類の減少と部分的に相殺され、証券化エクスポージャーは718百万ユーロ（5%）増加した。

地域別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	バンキング勘定	トレーディング勘定	バンキング勘定	トレーディング勘定
ヨーロッパ	22,017	3,371	28,601	3,699
アメリカ	26,837	9,680	33,158	9,198
アジア／太平洋	2,849	1,355	3,616	979
その他	49	408	93	221
留保または購入した証券化ポジション合計[1]	**51,751**	**14,814**	**65,468**	**14,097**

1 証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」および表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

上記の表に記載された金額は、証券化されたエクスポージャーの債務者の居住国に基づく。バンキング勘定における137億ユーロのエクスポージャーの減少は、証券化ポジションの全体規模を減少させる経営者の決断に起因した。当該減少は、すべての主な地域にわたって一律に約20%であった。

バンキング勘定における証券化エクスポージャー

リスク・ウェイト帯別の留保または購入したバンキング勘定証券化ポジション

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	エクスポージャーの金額	所要自己資本 IRBA[1]	所要自己資本 標準的アプローチ	エクスポージャーの金額	所要自己資本 IRBA[1]	所要自己資本 標準的アプローチ
≦ 10%	36,301	192	0	40,929	201	0
> 10 ≦ 20%	5,759	50	12	5,900	43	14
> 20 ≦ 50%	4,895	171	9	9,816	420	20
> 50 ≦ 100%	2,385	77	74	3,666	108	75
> 100 ≦ 350%	283	29	1	1,167	90	8
> 350 ≦ 650%	247	75	0	364	118	0
> 650 < 1250%	91	33	0	337	86	0
1250%／控除	1,789	349	58	3,289	1,174	94

留保または購入した証券化ポジション合計	**51,751**	**976**	**154**	**65,468**	**2,240**	**211**

1 SolvV第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。これに応じて2012年12月31日現在の金額は修正されている。

上記の表の金額は、信用リスクの軽減を適用する前のものである。当行のリスク圧縮戦略を受けて、ほとんどのリスク・ウェイト帯でエクスポージャーが減少していることがわかる。自己資本控除の対象となるエクスポージャーは、ポジションの終了、売却、条件変更、またはBB－以上の外部格付けのいずれかの理由により46%減少した。バンキング勘定における証券化に関する所要自己資本は、全体で54%減少した。

バンキング勘定におけるIRBA適格証券化エクスポージャーの最大部分は、指定関数方式（以下「SFA」という。）に従い処理されている。バンキング勘定における残りのIRBA適格証券化エクスポージャーについては、主にABCPスポンサー活動に関して内部評価方式（以下「IAA」という。）または外部格付準拠方式（以下「RBA」という。）を使用している。

バンキング勘定におけるIRBA外部格付準拠方式（RBA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA[1]		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA[1]	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化[2]	再証券化	証券化	再証券化	証券化[2]	再証券化
10%	6,449	0	35	0	10,558	0	47	0
> 10 20%	1,463	0	14	0	2,939	0	21	0
> 20 50%	1,378	1,564	85	44	2,163	3,545	237	96
> 50 100%	1,020	0	63	0	1,481	610	58	26
> 100 350%	59	108	2	11	694	159	43	20
> 350 650%	235	0	71	0	266	79	84	27
> 650 < 1250%	13	64	7	12	278	58	53	33
1250%／控除	662	152	253	22	2,748	294	925	127
留保または購入した証券化ポジション合計	**11,279**	**1,889**	**531**	**89**	**21,127**	**4,745**	**1,468**	**329**

1 SolvV第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。

2 原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。これに応じて2012年12月31日現在の金額は修正されている。

バンキング勘定におけるIRBA内部評価方式（IAA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA[1]		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA[1]	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%	4,670	0	29	0	4,948	0	31	0
> 10 20%	3,319	0	33	0	1,783	0	18	0
> 20 50%	1,283	351	28	11	2,291	1,093	52	32
> 50 100%	210	5	12	0	191	119	12	5
> 100 350%	0	33	0	4	17	80	1	10
> 350 650%	0	0	0	0	0	4	0	2
> 650 < 1250%	0	0	0	0	0	0	0	0
1250%／控除	0	0	0	0	20	0	20	0
留保または購入した証券化ポジション合計	**9,482**	**389**	**102**	**16**	**9,250**	**1,296**	**134**	**49**

1 SolvV第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。

バンキング勘定におけるIRBA指定関数方式（SFA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	エクスポージャーの金額	所要自己資本、IRBA-SFA[1]	エクスポージャーの金額	所要自己資本、IRBA-SFA[1]

単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%	25,182	0	128	0	25,423	0	123	0
> 10 20%	172	0	2	0	340	0	4	0
> 20 50%	81	0	2	0	165	0	4	0
> 50 100%	32	0	2	0	130	0	7	0
> 100 350%	74	0	12	0	127	0	15	0
> 350 650%	13	0	4	0	13	0	5	0
> 650 < 1250%	14	0	14	0	1	0	1	0
1250%／控除	917	0	74	0	70	62	40	62
留保または購入した証券化ポジション合計	**26,485**	**0**	**239**	**0**	**26,269**	**62**	**199**	**62**

1　SolvV第253条第3項および第268条第2項による価値修正を加味している。

原ポートフォリオが主に信用リスク・エクスポージャーに関連する証券化ポジションに対しては、信用リスク標準的アプローチ（以下「CRSA」という。）が使用される。当行が直接的に当該エクスポージャーを有する場合に、CRSAの適用対象となる。

バンキング勘定における信用リスク標準的アプローチ（CRSA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%	0	0	0	0	0	0	0	0
> 10 20%	802	3	12	0	839	0	13	0
> 20 50%	238	0	9	0	295	263	12	8
> 50 100%	1,119	0	74	0	1,137	0	75	0
> 100 350%	9	0	1	0	91	0	8	0
> 350 650%	0	0	0	0	1	0	0	0
> 650 < 1250%	0	0	0	0	0	0	0	0
1250%／控除	16	41	16	41	25	69	25	69
留保または購入した証券化ポジション合計	**2,184**	**44**	**113**	**41**	**2,388**	**332**	**133**	**77**

トレーディング勘定における証券化エクスポージャー

CRMにおいてカバーされないトレーディング勘定における証券化ポジションについては、特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本はMRSAに基づいて計算される。トレーディング勘定における証券化ポジションのMRSAリスク・ウェイトの計算は、通常バンキング勘定における証券化ポジションに適用されるものと同じ手法に基づく。当該アプローチの詳細は、「規制証券化フレームワーク」の項および「トレーディング・マーケット・リスク」の項に記載されている。

トレーディング勘定におけるマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA	
単位：百万ユーロ	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%	5,254	0	30	0	5,298	0	30	0
> 10 20%	4,677	0	52	0	4,637	0	53	0
> 20 50%	1,095	338	32	10	1,175	309	28	10
> 50 100%	674	141	42	10	958	170	61	12
> 100 350%	558	132	88	20	494	80	72	12
> 350 650%	237	100	77	44	182	33	68	14
> 650 < 1250%	118	6	65	3	102	21	56	12

1250%／控除	1,177	308	1,177	308	392	245	392	245
留保または購入した証券化ポジション合計	**13,790**	**1,025**	**1,563**	**395**	**13,239**	**858**	**761**	**305**

前年比では、トレーディング勘定の証券化ポジションは、主に1250%資本控除のリスク・ウェイト区分において増加した。

再証券化ポジション

トレーディング勘定再証券化エクスポージャーは、SolvV第299条に従ってヘッジを認識した結果、68%減少した。2014年1月1日から、ヘッジされたエクスポージャーは、CRR第327条から第331条で示されている定義に基づいて報告されることになる。

留保または購入した再証券化ポジション

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
	バンキング勘定		トレーディング勘定		バンキング勘定		トレーディング勘定	
	エクスポージャーの金額		エクスポージャーの金額		エクスポージャーの金額		エクスポージャーの金額	
単位：百万ユーロ	ヘッジ／保険前	ヘッジ／保険後	ヘッジ／保険前	ヘッジ／保険後	ヘッジ／保険前	ヘッジ／保険後	ヘッジ／保険前	ヘッジ／保険後
再証券化ポジション	2,322	2,320	3,190	1,025	6,435	6,434	2,910	858

金融保証の形でのリスク軽減策は、バンキング勘定またはトレーディング勘定のどちらにおいても、当行の再証券化ポジションに対して適用されなかった。

証券化活動

以下の表の2013年度末残高は、当行の証券化スポンサー活動が、2012年度と比較して増加したことを示している。2013年度末における当行の証券化オリジネーター活動の増加は、「法人またはSMEに対する貸出金」のエクスポージャー種類に主に関連し、信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）が行ったシンセティック取引からなっていた。「商業用モーゲージ」における増加は、主にアメリカからの資産に基づく、マルチ・セラー型取引として行われた、新しい伝統的な取引に起因している。

証券化活動－バンキング勘定内のエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（すなわち、原プール）合計

	オリジネーター			スポンサー	
	2013年12月31日現在		2013年度	2013年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	売却／清算による実現利得（損失）	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	1,551	0
商業用モーゲージ	2,328	0	52	2,880	0
クレジット・カード債権	0	0	0	2,455	0
リース	0	0	0	4,036	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[1]	0	10,069	0	2,291	0
消費者貸出金	0	0	0	3,532	0
営業債権	0	0	0	193	0
証券化（再証券化）	0	0	0	114	0
その他の資産[2]	0	0	0	5,211	0
証券化エクスポージャー残高合計[3]	2,328	10,069	52	22,263	0

1　スポンサー欄には証券化エクスポージャー28億ユーロが含まれる。そのうち15億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。
2　SMEは中小企業を指す。
3　バンキング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

	オリジネーター			スポンサー	
	2012年12月31日現在		2012年度	2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	売却／清算による実現利得（損失）	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	0	0
商業用モーゲージ	260	0	1	1,416	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	234	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[1]	108	3,566	0	1,460	0
消費者貸出金	0	0	0	251	0
営業債権	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	0	590	0	2,107	0
その他の資産[2]	0	0	0	702	0
証券化エクスポージャー残高合計[3]	368	4,156	1	6,170	0

1　SMEは中小企業を指す。
2　一つの有価証券が当行の2つのコンジット間で振り替えられたスポンサーとしての再編活動を除く。それぞれの当該有価証券の証券化エクスポージャー残高は、表「バンキング勘定におけるエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高（プール規模合計）」に報告されている。
3　バンキング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

2012年度と比較して、2013年度における伝統的証券化によるより高いエクスポージャーは、主に当該セグメントにおける全体的な市場回復に起因する、CMBS証券化における市場活動の増加によるものである。新しいシンセティック証券化の減少は、当該事業セグメントにおける当行のリスク圧縮戦略を受けたものである。

証券化活動－トレーディング勘定内のエクスポージャー種類別の証券化エクスポージャー残高合計

	オリジネーター			スポンサー[1]	
	2013年12月31日現在		2013年度	2013年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	売却／清算による実現利得（損失）	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	2,989	0
商業用モーゲージ	7,162	0	173	12,475	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[2]	0	584	0	0	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	528	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計[3]	**7,690**	**584**	**173**	**15,464**	**0**

1　スポンサー欄には証券化エクスポージャー125億ユーロが含まれる。そのうち53億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。

2　SMEは中小企業を指す。

3　トレーディング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

	オリジネーター			スポンサー[1]	
	2012年12月31日現在		2012年度	2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	伝統的	シンセティック	売却／清算による実現利得（損失）	伝統的	シンセティック
住宅用モーゲージ	0	0	0	2,115	0
商業用モーゲージ	3,908	0	170	6,823	0
クレジット・カード債権	0	0	0	0	0
リース	0	0	0	0	0
法人またはSME（法人扱い）に対する貸出金[2]	0	16,284	0	0	0
消費者貸出金	0	0	0	0	0
営業債権	0	0	0	0	0
証券化（再証券化）	1,033	0	85	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
証券化エクスポージャー残高合計[3]	**4,941**	**16,284**	**255**	**8,938**	**0**

1　スポンサー欄には証券化エクスポージャー68億ユーロが含まれる。そのうち25億ユーロは当行が組成しており、オリジネーター欄にも含まれる。

2　SMEは中小企業を指す。

3　トレーディング勘定内の証券化活動に関連する当行の信用リスク・エクスポージャーに対する規制上の評価については、表「トレーディング勘定におけるMRSAの対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション」を参照のこと。

次へ

『

トレーディング・マーケット・リスク

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの不利な変動から発生し得る。

当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主な目的は、当行の各業務ユニットが、リスクと経済価値の関係を最適化し、許容できない当行のリスク選好の範囲を超える損失に当行をさらさないことを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（業務ユニット）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大幅に異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、CB&S部門のマーケット・メーキング活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

トレーディング・マーケット・リスク管理のフレームワーク

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスク（トレーディング・マーケット・リスク、取引債務不履行リスクおよびトレーディング以外のマーケット・リスクを含む。）の監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を確保するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。』

マーケット・リスクの測定および評価

マーケット・リスク管理部は、経済上および規制上の要件を反映した包括的な一連のリスク測定基準により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

経済上および規制上の要件に従って、当行は、以下のいくつかの主要なリスク測定基準によってマーケット・リスクおよび関連するリスクを測定している。

- バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスク
- 特定のリスクに関する3つの測定基準：追加的リスクに係る自己資本賦課、包括的リスク計測およびマーケット・リスク標準的アプローチ
- 3種類のストレス・テスト：ポートフォリオ・ストレス・テスト、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ
- マーケット・リスクに関する経済的資本（取引債務不履行リスクを含む。）
- 感応度
- 時価／想定元本（集中リスク）
- デフォルト時損失

これらの測定基準は、相互に補完するものと考えられ、全体としてマーケット・リスクのフレームワークを明確化している。これにより全業務の測定および監視が可能となる。

所要規制自己資本およびアプローチおよびリスク種類別の表示を含むトレーディング・マーケット・リスクに関するRWAに係る詳細については、「所要規制自己資本」の項に記載されている。

『

マーケット・リスクの監視

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、当行の限度枠フレームワークの適用である。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テスト（極端なシナリオ）の限度枠を設定する。

マーケット・リスク管理部は、この全体の限度枠を、予想されるビジネス・プランおよびリスク選好に基づいて、当グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（すなわち、グローバル・レートおよびクレジット、エクイティ等）に配分する。個々の業務ユニット内において、ビジネス・リーダーは、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することにより、各業務の限度枠を設定する。

実際には、マーケット・リスク管理部は、特定のリスク要因に対するエクスポージャーを把握するために重要な限度枠を設定するが、これは本質的にグローバルな傾向にある。各業務の限度枠は、特定の地域または特定のポートフォリオを含む多様な要因に特有のものである。

バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよび経済的資本の限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析およびストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中／流動性、ポートフォリオ・ストレス・テスト、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、日次、週次および月次で監視される。限度枠の超過があった場合には、マーケット・リスク管理部が、それらの超過額を適時に識別および上申することに責任を負う。

各業務ユニットは、限度枠内のエクスポージャーを管理するためにいくつものリスク軽減策を講じているが、とりわけ以下を使用している。

- **ポートフォリオ管理：**様々なポジションからなるポートフォリオにおいてはリスクの分散が生じる。価値が上昇する投資もあれば下落する投資もあるため、分散はポートフォリオの全般的なリスク・プロファイル水準を下げるのに役立ち得る。
- **ヘッジ：**ヘッジには、先物およびスワップ等の関連金融資産のポジション・テイキングが含まれ、またデリバティブ商品（先物、スワップおよびオプション等）が含まれる。ヘッジ活動は、条件の違い、固有の特質、またはヘッジ手段とヘッジ対象エクスポージャーとの間に存在し得るその他のベーシス・リスクのため、常に有効に損失を軽減するわけではない。』

マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各資産クラスの限度枠超過に関する報告書を作成する。

『

マーケット・リスクの測定

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のバリュー・アット・リスク

バリュー・アット・リスクは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因するトレーディング・ポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部バリュー・アット・リスク・モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてバリュー・アット・リスクの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告バリュー・アット・リスク以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイテッド・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データを使用して、バリュー・アット・リスクを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。バリュー・アット・リスク総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のバリュー・アット・リスク・モデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ／国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティで

ある。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベーシス、短期金融市場のベーシス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、バリュー・アット・リスクの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、クレジット・スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のバリュー・アット・リスクが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるバリュー・アット・リスク総額が、個々のリスクに関連するバリュー・アット・リスクの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のバリュー・アット・リスク数値を単純に合計してバリュー・アット・リスク総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、固定価格のインプライド・ボラティリティのグリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形的および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

バリュー・アット・リスクの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

バリュー・アット・リスク見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）バリュー・アット・リスクによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、バリュー・アット・リスクによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- バリュー・アット・リスクは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは把握されない。
- トレーディング勘定内にはバリュー・アット・リスク・モデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行は、独自リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビューおよび改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行は、現在当行のバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスの更なる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないすべてのリスクは定期的に監視され評価される。

2013年度において、バリュー・アット・リスクの計算に、以下のリスクの当行の内部モデルへの組み込みを伴う改善がなされた。

- 基礎となるコモディティの価格およびボラティリティが連動することによるP&Lの変動を把握することを目的としたコモディティの大量発注のリスク
- 貴金属のオプションに関するボラティリティ・スキューおよびボラティリティ・スマイルに伴うリスク
- 株式レポに関するレポ相場の変動
- クレジットにある劣後債務と優先債務との間のクレジット・スプレッドの変動
- クロスカレンシー・スワップに関するスワップ・レートおよびクロスカレンシー・ベーシスのスプレッドの連動

既存の手法は他の勘定でも以下を把握するために展開されている。

- 配当リスク
- すべてのソブリンおよび法人に関するCDSクオント
- 短期金融市場ベーシスのリスク

すべてのリスク要因を含めるために、時系列リスク要因リターンのモデリングにおいて非正規分布（NND）を使用する能力も、外国為替およびコモディティから拡大適用されている。

また、市場データの粒度（granularity）が、第1世代商業用モーゲージ担保証券（CMBS 1.0）と次世代CMBS 2.0を区別することにより、さらに増加した。CMBS 2.0の商品は、CMBS 1.0と比較すると引受や証券化の基準がより保守的であるために、個別の時系列市場データに適している。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテスティング

当行は、バックテスティング等の統計的手法を使用して当行のバリュー・アット・リスク・モデルの潜在的な脆弱性について継続的に分析すると同時に、リスク管理の経験も利用している。

バックテスティングとは、長期保有の前提に基づく仮定の日次損益の比較を含め、当行のバリュー・アット・リスク計算の予測力を立証するために、ドイツの規制上の要件に準拠して当行が用いる手続きをさす。当行は、この前提の下で、現在の市場価格およびパラメータで評価されたあるトレーディング日のポートフォリオ（ただし当日全く動きがないという仮定に基づく）に与えたであろうP&Lの影響を予測し、当該予測を前日のバリュー・アット・リスク・モデルの予測と比較する。前日からの当行のバリュー・アット・リスクを超過する仮定の長期保有トレーディング損失が異常値となる。平均すると、当行では99%の信頼水準で、ある1年において約260日のトレーディング日の1%に相当する2～3の異常値が生じると予想している。当行は、異常値の背景にある理由を分析および文書化し、それらを、市場の変動、バリュー・アット・リスク・モデルに含まれないリスク、またはモデルやプロセスの欠陥のいずれかに分類する。当行は、バリュー・アット・リスク・モデルの手法をより高めるために当該結果を使用している。グループ・レベルでのすべての異常値の裏側にある理由を説明する公式な連絡はBaFinに提供される。

バリュー・アット・リスクの分位点における標準的なバックテスティング分析に加えて、分布全体にわたる分布適合度を分析すること（全分布バックテスティング）により、バリュー・アット・リスク・モデルのパフォーマンスの更なる検証を行っている。特定の商品およびそのヘッジのバリュー・アット・リスクのパフォーマンスをテストするために、仮定のポートフォリオについても定期的なバックテスティングが実施される。

マーケット・リスク管理部、マーケット・リスク・オペレーション部、リスク分析およびリビング・ウィル部、ならびに財務部が参加するグローバル・バックテスティング委員会が定期的に開催され、全体および各業務のバックテスティング結果をレビューする。当委員会はパフォーマンスの変動を分析し、当行のバリュー・アット・リスク・モデルの予測力を評価して、それをその後のリスク見積プロセスの改善および調整につなげる。

独立したモデル検証チームが、当行のバリュー・アット・リスク・モデルのすべての定量的な側面を定期的にレビューしている。このレビューは、リスク要因の分布の仮定の適切性、リスク・パラメータの再調整アプローチおよびモデルの仮定をカバーしているが、これらに限定されない。検証結果および是正措置は上級管理職に提示され、確実に期限を守るための追跡が行われる。

ホリスティックVaR検証プロセス

ホリスティックVaR検証（HVV）のプロセスは、5つの統制分野（限度枠、バックテスティング、プロセス、モデルの検証およびVaRに含まれないリスク）にわたるバリュー・アット・リスクのモデルおよびフレームワークの包括的な評価を提供する。HVVは、四半期ごとに実施され、統制分野のそれぞれに関する詳細な報告書（HVV統制パック）および各統制分野の健全性を示すHVVダッシュボードを提供する。これに加えて、四半期ビジネス・ライン・レビュー（QBLR）がビジネス・ラインのトレーディング戦略および対応するリスク・リターン・プロファイルの概観を提供する。四半期ごとの関連する正式なHVVガバナンスのフレームワークは、以下のとおりである。

- レベル1：資産クラス・レベルのHVV統制パック・レビューの一連の会議（マーケット・リスク管理部の各資産クラスのリーダーが議長を務める。）。この会議では、HVV統制パックをレビューし、HVVダッシュボードの状況について合意する。
- レベル2：HVVガバナンス委員会（マーケット・リスク管理部のグローバル・リーダーが議長を務める。）。この委員会では、QBLRを提示し、HVVダッシュボード全体について合意する。
- レベル3：CB&S執行委員会、資本およびリスク委員会、取締役会および監査役会に対するものを含む、上級管理職による一連の要約の報告を通じて、トップレベルのHVVガバナンスを達成する。この要約の報告は、業務にわたるバリュー・アット・リスクの質および統制の概要、CB&S業務のトレーディング戦略および対応するリスク管理戦略の概観を提供する。

2013年度において、規制上の乗数の下限である3に対して、当行のバリュー・アット・リスクの乗数およびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの乗数は4で維持された。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の極端な変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用する中核的な定量的ツールの1つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト、すなわち、ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の業務レベルのストレス・テスト、イベント・リスク・シナリオを実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。

ポートフォリオ・ストレス・テストは、異なる強度の既定のシナリオ（ヒストリカル・シナリオまたは仮定のシナリオのいずれかであり、マクロ・レベルで定められる。）に基づき、潜在的な市場イベントによる損益への影響を測定する。ポートフォリオ・ストレス・テストの範囲が最も極端なシナリオ（経済的資本）と潜在的な日々の損失（バリュー・アット・リスク）とのギャップを埋めているという前提で、マーケット・リスク管理部は、その他の測定基準が提供するリスクの全体像を

ポートフォリオ・ストレス・テストを用いて完成させる。動的シナリオに加えて、当行は3つの静的シナリオを有している。これらは限度枠に対して週次で計算され、監視される。

各業務レベルのストレス・テストについて、マーケット・リスク管理者は、関連するリスク要因を識別し、マクロ経済的動向または業務特有の動向のいずれかに関連したストレス・シナリオを策定する。業務レベルのストレス・テストは、固有リスクおよびベーシス・リスクを把握する。

イベント・リスク・シナリオは、特定の新興市場の国および地域に関するトレーディング・ポジションの過去に観察可能であったイベントまたは仮定的な状況の損益に対する影響を測定する。個別の国に対する当行のトレーディング勘定のエクスポージャーは、重大な市場の危機および流動性の低下が発生した際の同国にわたる市場の変動を再現する、単一のシナリオのもとでストレスがかけられる。

これらのマーケット・リスク特有のストレス・テストに加えて、マーケット・リスク管理部はグループ全体のストレス・テスト・プロセスにも参加している。この場合、マクロ経済上のシナリオがDBリサーチにより定められ、各リスク部門はその同じシナリオを当該リスク部門のポートフォリオに適用することが要求される関連するショックに変換する。これには、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクが含まれる。ストレス・テスト監視委員会が結果をレビューする。

テール・リスク、すなわち報告されたバリュー・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

トレーディング・マーケット・リスク要件

『

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- **ストレスのかかったバリュー・アット・リスク**：ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- **追加的リスクに係る自己資本賦課**：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュー・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- **包括的リスク計測**：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- **マーケット・リスク標準的アプローチ**：証券化商品および特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測は、関連するすべてのポートフォリオにつき計算される。モデルの計算結果は、当行の日々のリスク管理に使用され、また規制自己資本の定義にも使用される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%および保有期間1日を用いて計算する。規制目的では、保有期間は10日である。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同一のシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データが、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、高いレベルのボラティリティおよび最上位のバリュー・アット・リスク貢献額の極端な変動を特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。これらの2つの指標（ボラティリティおよび異常値の数）からの結果は、定性的側面も考慮に入れること（すなわち、重要な危機の期間の包含）を確保することを目的として選択されたウェイトを使用して組み合わせられる。

追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、当行の内部モデルに基づいており、バリュー・アット・リスクのモデリング・フレームワークを補完することを意図している。これは、証券化されていないクレジット商品の債務不履行リスクおよび格付遷移リスクに係る、資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とした見積りを示すものであり、個別ポジションまたはポジション・セットの流動性ホライズンを考慮に入れている。当行は、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・

シミュレーションを使用している。このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。

当行は、追加的リスクに係る自己資本賦課を週次に計算している。当該賦課は、直近12週間の追加的リスクに係る自己資本賦課平均値と直近の追加的リスクに係る自己資本賦課とのいずれか大きい方として決定される。市場およびポジションのデータはフロント・オフィス・システムから収集され、厳しい品質統制を受ける。追加的リスクに係る自己資本賦課の値は注意深く監視され、追加的リスクに係る自己資本賦課計算対象のポートフォリオ管理において重要な役割を果たす。さらに、追加的リスクに係る自己資本賦課は、リスク管理者がレビューするヘッジ手段のポジションの有効性について情報を提供する。

予想される不足額の配分により計算される個別ポジションの追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額は、ポートフォリオ内のリスクの集中の識別およびポートフォリオ全体のリスク削減戦略の策定に対し、基礎を提供する。

当行は追加的リスクに係る自己資本賦課の計算に、当行の経済的資本手法の中核部分である信用ポートフォリオ・モデルを用いている。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率、格付遷移、期限、ならびに個別ポジションの流動性ホライズンである。

流動性ホライズンは、ストレスのかかった市場においてポジションを売却するために、または重要な関連価格リスクをすべてヘッジするために要する期間として保守的に設定される。流動性ホライズンは商品レベルで特定され、システマティックおよび固有ストレス期における実際の実務および経験を反映している。当行は、流動性ホライズンの適用に用いるポジション・セットを、各セットの流動性の差異を有意に反映するような方法で定めている。各商品種類に専門性を持ったマーケット・リスク管理者が、流動性ホライズンの下限を3ヶ月として流動性ホライズンを決定する。流動性ホライズンは、売却またはヘッジの活動それ自体が価格に重要な影響を与えないよう、定期的にレビューされる。デフォルト確率および格付遷移確率は、外部の格付実績データに基づいて調整される格付遷移マトリクスにより定められる。マトリクスの粒度と安定性との間の折り合いを考慮して、当行は7つの主要な格付バンドから成る、世界的な企業マトリクスおよび国家マトリクスを適用する。このため、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの格付機関による証券または発行体の格付けが各ポジションに割り当てられる。

格付遷移による損失を定量化するため、新たな格付けの下でポジションの再評価が実施される。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、追加的リスクに係る自己資本賦課モデルの格付遷移および格付けの相関関係によって決定される。これらの相関関係は、地理的地域および業界の典型を表すシステマティックな要因を通じて特定され、過去の格付遷移および時系列の株価で調整される。シミュレーション・プロセスには、リスク水準を一定と仮定したロールオーバー戦略が組み入れられている。この仮定は、流動性ホライズンの間に債務不履行または格付遷移を経験したポジションが、その流動性ホライズン末において再バランスし、当初のリスク水準に達することを含意する。異なる流動性ホライズンを有するポジション間の相関関係は、基礎となるシステマティック・リスク要因および固有リスク要因の依存構造から黙示的に特定され、これにより流動性ホライズンを横断してポートフォリオの集中が識別されることを確保する一助としている。特に、ヘッジおよびヘッジ対象ポジションの流動性ホライズンおよび期限の差異が認識される。

定期的な再調整を除き、2013年度に重要なモデルの変更はなかった。

バックテスティング法による追加的リスクに係る自己資本賦課の直接的検証は不可能である。自己資本賦課は、コンセプトの健全性の評価、継続的な監視、プロセス検証ならびにベンチマーキングおよび結果分析といった検証原則の対象となっている。追加的リスクに係る自己資本賦課の手法に関する検証は、追加的リスクに係る自己資本賦課特有の側面に特に焦点を当てる形で、当行の信用ポートフォリオ・モデルを対象とした検証プロセスに組み込まれている。モデルの検証は、ストレス・テストおよび感応度分析を含む間接的手法に、より多く依拠している。関連するパラメータは、現行の規制上のフレームワークにおいて確立された年次検証サイクルに含まれている。追加的リスクに係る自己資本賦課は、当行の信用エンジン内のストレス・テスト機能を用いる四半期ごとのグループ全体のストレス・テストの一部をなしている。ストレスのかかった追加的リスクに係る自己資本賦課の値は、グループ・レベルで報告され、ストレス・テスト監視委員会およびクロス・リスク・レビュー委員会に提出される。

包括的リスク計測

コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行の内部モデルに基づいている。当行は、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行のモデルは、適格コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップならびにインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。再証券化またはリテールの債権もしくは不動産のエクスポージャーを参照している商品は適格でない。さらに、包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

包括的リスク計測は、債務不履行およびリスク・ドライバー（金利、信用スプレッド、回収率、外国為替レートおよびベース相関、インデックス対構成要素およびベース相関のベーシス・リスク）を把握するよう設計されている。

包括的リスク計測は週次に計算される。最初にコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ内の適格な取引母集団が識別され、次に損益のリスク・ドライバーが1年のタイム・ホライズンでシミュレートされる。その際、取引母集団は、様々なモンテカルロ・シミュレーションに基づいて再評価され、損失分布の99.9%分位点が抽出される。

市場およびポジションのデータはフロント・オフィス・システムから収集され、厳しい品質統制を受ける。包括的リスク計測の値は注意深く監視され、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの管理において重要な役割を果たす。当行は、包括的リスク計測のリスク・ドライバーの見積りに、3年までの履歴による過去の市場データを使用する。

当行の包括的リスク計測モデルにおいて、流動性ホライズンは12ヶ月に設定される。これは資本ホライズンと等しい。

当行の包括的リスク計測モデルの品質を維持するため、当行はこのモデルの潜在的な欠陥を継続的に監視している。取引の評価および単一のリスク要因の伝播のバックテスティングが月次で実施され、四半期ごとにパラメータの再調整が行われる。さらに、一連のストレス・テストがコリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて定められており、そこでは、ショックの規模は過去の困窮した市場状況に関連付けられている。

モデルの検証は、独立したチームにより実施され、上記のバックティスティング、リスク要因を導き出すモデル、リスク要因の適切性および網羅性、モンテカルロ・シミュレーションによる安定性（ただしこれらに限定されない。）をレビューし、感応度分析を実施する。

2013年度に当行は当行の包括的リスク計測モデルを以下のとおり改善した。

－　一年の信用スプレッドに基づく債務者デフォルトのシミュレーション
－　貸借対照表項目をさらに含めるためのFXリスクの拡大
－　信用スプレッドとFXの相関関係の再調整

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーを監視し、リスクの問題および一定のエクスポージャーの集中に対応する。当行は、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップの金利リスクおよび包括的リスク計測に適格でないコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの証券化ポジションに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。当行はこれらのポジションに対して、未格付けまたはBBより低い格付けの留保される証券化ポジションすべてに、エクスポージャーに対する1,250パーセントのリスク・ウエイトを割り当てるか、または直接資本から控除する。当該資本控除項目（以下「CDI」という。）は、Tier1資本およびTier2資本から均等に控除される。

当行はまた、SolvV規則に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。

さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行の内部報告フレームワークに含まれる。

フロント・オフィスのモデルの検証

マーケット・リスク管理部は、トレーディング・ポジションの正式なプライシングおよびリスク管理に使用されるフロント・オフィスのモデルを検証している。新モデルの承認、継続モデルの承認およびモデル・リスクの評価はチームの重要な活動であり、関連するタスクは以下を含んでいる。

－　モデルの数学的完全性およびその導入を検証する。
－　異なる市場の状況においてもモデルの有効性が維持されることを確保することを目的として、モデルを定期的にレビューする。
－　意図した業務目的に関するモデルの適合性を評価する。
－　モデル引当金を示唆するモデルの限界を識別する。
－　業務にわたる適切なモデルの使用を強化する統制を確立する。

『

ポストバンクのトレーディング・マーケット・リスク管理のフレームワーク

ポストバンクに起因するマーケット・リスクは、2010年度から当行の報告に含まれている。2012年9月にドイツ銀行とポストバンクとの支配の取決めに効力が生じてから、ポストバンクに関するマーケット・リスク総限度枠が当行のマーケット・リスク限度枠のフレームワークに従ってドイツ銀行により設定された。ポストバンクのマーケット・リスク管理のリーダーには当行のマーケット・リスク管理組織に対する機能上の報告ラインがあり、ポストバンクに割り当てられたマーケット・リスク限度枠に従って、マーケット・リスク・エクスポージャーの監視、報告および管理に関して委譲された権限に基づく活動を行っている。』

ポストバンク・マーケット・リスク委員会によって個々のオペレーティング業務ユニットにサブ限度枠が配分される。ポストバンク・マーケット・リスク委員会において、ドイツ銀行からは、マーケット・リスク管理部のシニア・メンバーが代表を務めている。特定の事業活動に配分されたリスク経済的資本限度枠は、ポストバンクにとって収益の観点から合理的かつ望ましいマーケット・リスクの水準を定めている。

ポストバンクのマーケット・リスクは、バリュー・アット・リスクに基づく限度枠のシステムを用いて日次で監視されている。さらに、ポストバンクのマーケット・リスク委員会は、トレーディング勘定およびバンキング勘定ならびに重要なサブ・ポートフォリオに関して感応度の限度枠を定めている。ポストバンクは、バリュー・アット・リスクの計算に加えて、シナリオ分析およびストレス・テストも実施している。ストレス・テストの基礎となる仮定は、継続ベースでレビューされ、検証される。

『

ポストバンクのバリュー・アット・リスク

ポストバンクもまた、引き受けるマーケット・リスクを定量化および監視するためバリュー・アット・リスクの概念を使用している。バリュー・アット・リスクは、モンテカルロ・シミュレーションを用いて計算される。バリュー・アット・リスクにおいて考慮されるリスク要因には、信用スプレッドの変動から生じるリスクに加えて、金利、株価、外国為替レートおよびボラティリティが含まれている。リスク要因間の相関関係の影響は、均等加重した過去のデータから算出される。』

ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、現在、残りのグループのバリュー・アット・リスクに統合されていない。しかし、バリュー・アット・リスクの内部報告において個別に表示される。

当行は、ポストバンクのトレーディング・マーケット・リスクに係る規制自己資本賦課の算定にも、MRSAを適用している。

マーケット・リスクに関する経済的資本

マーケット・リスクに関する経済的資本は、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定する。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。

当行の経済的資本モデルは、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」構成要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、業務特有のストレス・テスト（BSST）一式は「共通リスク」構成要素を強化する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに調整されている。

取引マーケット・リスク経済的資本モデルの「共通リスク」構成要素は、当行の規制上のストレスのかかったバリュー・アット・リスク・アプローチの修正版に基づいている。したがって、経済的資本モデルはバリュー・アット・リスク・モデルの恩恵を受けている。

当行は2013年度に、基礎となる流動性ホライズン・フレームワークを改善することにより、当行のマーケット・リスクECモデルを変更した。流動性ホライズンは、深刻な市場のストレス期において、経営陣の介入がいかに早く当行のリスク・ポジションの手仕舞いや実質的なヘッジにつながるかを評価するパラメータである。主な変更は以下のとおりである。

- 流動性ホライズンのより粒度の高い割当
- 現在は深刻な市場のショックに続くマーケット・メイキング活動から生じる潜在的な残存リスクをも組み込む流動性ホライズン

トレーディング・ユニットから生じるマーケット・リスクに関する経済的資本の計算は、毎週行われる。モデルには、金利、信用スプレッド、株価、外国為替レート、コモディティ価格および相関関係といったリスク要因が組み込まれる。

当行はまた、継続的にBSSTの評価および精緻化を行い、それらが重要なリスクを捉えることを促進するとともに、可能性のある極端な市場の動きを反映するよう努めている。さらに、リスク管理者が、最悪事例のシナリオを定義するために、過去の極端な市場の動きに関する知識に基づいて専門家の判断を行っているにも係わらず、すべての下方シナリオを予測しシミュレートすることはできないことから、当行のマーケット・リスク・ポジションが経済的資本の見積額を超えて価値を下げる可能性はある。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、クレジット商品の債務不履行リスクおよび格付遷移リスクに係る、信頼水準を99.98%とした見積りを示すものであり、各サブ・ポートフォリオの流動性ホライズンを考慮に入れている。これは、以下のポジションを対象としている。

- バンキング勘定の公正価値資産
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオを除くトレーディング勘定の証券化されていないクレジット商品
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオを除くトレーディング勘定の証券化商品
- コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ

コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、包括的リスク計測を使用して計算される。他のすべてのポジションについては、取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、当行の信用ポートフォリオ・モデルに基づく。取引債務不履行リスクは、当行のトレーディング勘定にわたる信用エクスポージャーを把握し、

格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中制限およびポートフォリオ限度枠により監視される。さらに、取引債務不履行リスクに関する経済的資本の限度枠が、マーケット・リスクに関する経済的資本のフレームワーク内で設定され、その一方で追加的リスクに係る自己資本賦課がこれらのポジションに関連する所要規制自己資本を監視する。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率は、トレーディング勘定については市場情報および外部格付けから、バンキング勘定の信用リスクに関する経済的資本については内部評価から導き出される。格付遷移は、格付機関および内部の観察による過去の格付の時系列から得られる格付遷移マトリクスにより統治されている。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステマティックな要因を通じて特定される。

マーケット・リスクに関する経済的資本の検証は、独立したチームにより実施される。定期的なレビューは、リスク要因の適切性、調整技法、パラメータ設定およびモデルの仮定をカバーするが、これらに限定されない。

規制上のトレーディング勘定に対するポジションの配分

ドイツの規制目的では、当行のすべてのポジションは、トレーディング勘定またはバンキング勘定に割り当てられなければならない。当該ポジションの分類は、その規制上の取り扱い、とりわけポジションに関する規制自己資本賦課の計算に影響を与える。当行は、トレーディング勘定またはバンキング勘定へのポジションの配分に関する規準を内部方針文書に列挙しており、当該規準はドイツ銀行法（KWG）第1a条に記載されるグループに適用される要件に基づいていた。

財務部の中枢機能は、方針ガイダンスに関する責任を有しており、その適用に係る質問に関する集中的な権限を有している。個別の業務領域に係る財務部機能は、方針要件に基づくポジションの分類に責任を有する。

当行は、トレーディング目的または他のトレーディング勘定ポジションのマーケット・リスクをヘッジする目的で保有する金融商品またはコモディティであるポジションをトレーディング勘定に含めている。

トレーディング勘定に含まれるポジションは、その譲渡可能性またはヘッジ能力に関する制限条項が一切ないことが求められる。

さらに、トレーディング勘定に割り当てられたポジションは、日次で評価されなければならない。当行が使用した評価手法に関する詳細な情報は、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されている。

ポジションをトレーディング勘定に含めることが上述の内部方針ガイダンスと継続的に合致していることを確認するために行われている手続きの一部として、トレーディング業務のための財務部機能は、ポジションの分類について四半期ごとにグローバル・レベルでレビューを行う。レビュー結果は文書化され、財務部と法務部の代表者で構成されるトレーディング勘定レビュー委員会に提示される。

内部方針ガイダンスの範囲内でのみ、トレーディング勘定とバンキング勘定の間でポジションを再配分することが可能である。当該再配分は文書化され、上述した財務部の中枢機能による承認が必要となる。

貸借対照表ならびにトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債

下表は、規制の観点から当行の貸借対照表の資産および負債をトレーディング勘定またはバンキング勘定に区分したものを表示している。

貸借対照表の一部としての規制上のトレーディング勘定資産とトレーディング勘定負債

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定[1]	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定[1]
資産						
現金および銀行預け金	17,155	91	17,063	27,877	251	27,626
利付銀行預け金	77,984	4,391	73,593	120,637	3,706	116,931
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）[2]	27,363	5,784	21,578	36,570	18,872	17,698
借入有価証券	20,870	20,712	157	24,013	23,911	102
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	899,257	843,374	55,883	1,209,839	1,155,080	54,759
トレーディング資産[3]	210,070	187,939	22,131	254,459	231,319	23,139
デリバティブ金融商品のプラスの時価	504,590	499,279	5,311	768,353	754,830	13,524
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	184,597	156,155	28,441	187,027	168,931	18,096
売却可能金融資産	48,326	600	47,725	49,400	527	48,873
持分法適用投資	3,581	8	3,573	3,577	0	3,577
貸出金	376,582	1,617	374,964	397,377	4,368	393,009
土地建物および設備	4,420	0	4,420	4,963	0	4,963
のれんおよびその他の無形資産	13,932	0	13,932	14,219	0	14,219
その他の資産[4]	112,539	34,995	77,545	123,702	47,708	75,993
当期税金資産	2,322	0	2,322	2,389	0	2,389
繰延税金資産	7,071	0	7,071	7,712	0	7,712
資産合計	**1,611,400**	**911,574**	**699,826**	**2,022,275**	**1,254,423**	**767,851**

1　規制上連結対象とならない事業体に関連するエクスポージャーを含む。

2　2013年12月31日現在および2012年12月31日現在の売戻条件付買入有価証券のみを含む。

3　規制上のバンキング勘定は、主に当行の流動性ポートフォリオの一部である負債証券および規制上のトレーディング勘定に配分されるための基準を満たさないトレーディング可能債権を含む。

4　規制上のトレーディング勘定のポジションは、主にブローカー業務に関連する債権およびヘッジ会計に適格なデリバティブを含む。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定	貸借対照表	トレーディング勘定	バンキング勘定
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	637,404	631,182	6,222	925,193	910,970	14,223
トレーディング負債	55,804	55,604	200	54,400	54,195	205
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	483,428	478,005	5,423	752,652	738,634	14,018
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	90,104	89,505	599	110,409	110,409	0
投資契約負債	8,067	8,067	0	7,732	7,732	0
残りの負債	919,030	65,733	853,298	1,042,842	84,122	958,720
負債合計	**1,556,434**	**696,914**	**859,520**	**1,968,035**	**995,092**	**972,944**

当行の貸借対照表におけるトレーディング勘定資産の大半は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産である。2013年12月31日現在で前年度末比27%減少（特にデリバティブ金融商品のプラスの時価が減少）しているのは、主に金利デリバティブおよびイールドカーブのシフトに関連するものならびに当行のレバレッジ圧縮イニシアチブの結果によるものである。

負債において当行のトレーディング勘定の大半を占めるのは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債である。2013年12月31日現在で前年度末比31%減少（特にデリバティブ金融商品のマイナスの時価が減少）しているのは、主に金利デリバ

ティブに影響を与えるイールドカーブのシフトに関連するものおよび当行のレバレッジ圧縮イニシアチブの結果によるものである。

当行のトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る当行の純利息収益および純利得または損失のより詳細な内訳は、注記5「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）」を参照のこと。

『

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準

以下の表およびグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
金利リスク	27.2	27.6
信用スプレッド・リスク	37.9	47.2
株価リスク	20.2	11.6
外国為替リスク[2]	12.4	9.1
コモディティ価格リスク	7.8	7.4
分散効果	-57.7	-44.8
バリュー・アット・リスク合計	**47.9**	**58.1**

1 リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。

2 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

』

報告期間におけるトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク[1]		コモディティ価格リスク	
単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]
平均	53.6	57.1	-50.0	-66.3	26.5	33.1	41.6	50.2	13.4	14.6	13.8	15.4	8.3	10.1
最大	69.0	80.1	-62.1	-89.4	36.6	49.0	48.0	64.3	23.9	27.4	27.8	43.2	12.8	18.0
最小	43.0	43.3	-38.5	-44.2	18.7	24.9	34.9	39.3	8.8	7.5	5.8	4.1	5.5	7.4

1　金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2　リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。

2013年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移
単位：百万ユーロ

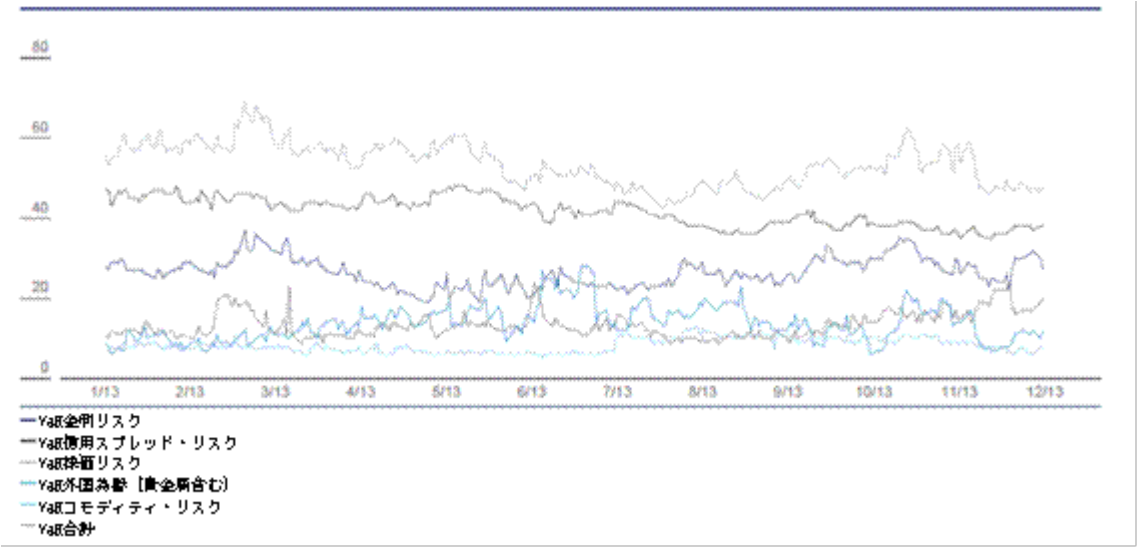

2013年度の平均バリュー・アット・リスクは53.6百万ユーロであり、2012年度通年と比較すると3.5百万ユーロの減少である。リスク種類すべてにおいて平均バリュー・アット・リスクは減少したが、とりわけ信用スプレッド・リスク（8.6百万ユーロ減少）および金利リスク（6.6百万ユーロ減少）の水準が減少した。2013年度の計算で使用された実績データの1年以内のボラティリティの水準が概ね低下していることがこの減少に貢献しているものの、ポートフォリオ全般の分散効果が小さくなっている影響により相殺されている。2013年度の最小および最大のバリュー・アット・リスクはそれぞれ43.0百万ユーロおよび69.0百万ユーロであり、2012年度の43.3百万ユーロおよび80.1百万ユーロと比較すると、バリュー・アット・リスク全体の変動幅は縮小している。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定尺度（ポストバンクを除く。）

『

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のストレスのかかったバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
金利リスク	53.0	79.1
信用スプレッド・リスク	114.4	124.5
株価リスク	27.5	16.0
外国為替リスク[2]	27.0	27.4
コモディティ価格リスク	8.9	13.6
分散効果	-125.3	-114.3

トレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク合計	105.5	146.3

1　リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。
2　金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

』

リスク種類別の平均、最大および最小のストレスのかかったバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク[1]		コモディティ価格リスク	
	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]
平均	114.0	120.6	-127.5	-129.5	59.3	73.3	118.1	119.4	19.2	19.8	29.6	21.1	15.2	16.4
最大	169.2	152.2	-166.8	-166.1	93.1	112.6	149.5	153.0	53.6	47.8	59.2	50.8	37.1	33.3
最小	75.1	91.0	-105.5	-101.8	44.4	49.2	90.0	93.5	4.3	7.7	12.1	7.1	7.1	10.2

1　金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。
2　リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。

2013年度の平均のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは114.0百万ユーロであり、2012年度通年と比較すると6.6百万ユーロの減少であった。これは主として、全般的なUSD金利リスク全体の減少を反映した、2013年度の金利のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少によるものである。さらに、2012年度と比較すると、信用スプレッド、株価、コモディティにおいても平均的に小幅の減少が見られた。この減少の一部は、年間を通じて増加した方向上の外国為替エクスポージャーに起因する外国為替のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの増加により相殺されている。

以下のグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュー・アット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

2013年度のバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの推移
単位：百万ユーロ

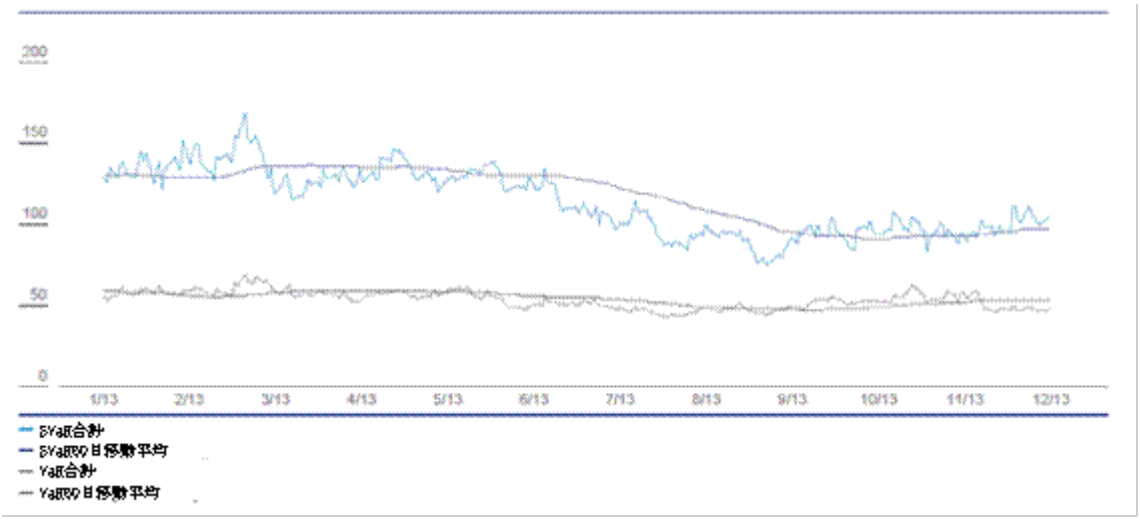

』

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。これに対して、以下の報告日および報告期間について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課の金額は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間における平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの、追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
グローバル・ファイナンスおよび外国為替	82.4	70.8

レートおよびクレジット・トレーディング[1]	563.4	315.5
NCOU	-3.9	-20.9
新興市場－債券	168.3	224.6
その他[1]	185.5	122.8
追加的リスクに係る自己資本賦課合計	**995.6**	**712.8**

1　ストラクチャード・ファイナンス業務部のIRC費用は、「レートおよびクレジット・トレーディング」から「その他」に再配分された。2012年12月31日現在の金額はそれに応じて修正された。

』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

	2013年度				2012年度			
単位：百万ユーロ	加重平均流動性ホライズン（月）	平均[1]	最大[1]	最小[1]	加重平均流動性ホライズン（月）	平均[1]	最大[1]	最小[1]
グローバル・ファイナンスおよび外国為替	6.0	66.9	82.4	43.5	6.0	107.4	139.3	70.1
レートおよびクレジット・トレーディング[2]	6.0	505.8	603.4	414.2	6.0	338.4	426.9	288.1
NCOU	6.0	-20.6	-3.7	-36.6	6.0	-23.0	29.1	-120.9
新興市場－債券	6.0	179.5	205.0	156.1	6.0	197.2	273.5	150.0
その他[2]	6.0	236.5	323.9	185.1	6.0	140.7	185.5	106.1
トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課合計	**6.0**	**968.2**	**1,044.8**	**928.5**	**6.0**	**760.7**	**821.5**	**705.9**

1　金額は、2013年12月31日および2012年12月31日に先立つ12週間の価額の変動幅を示している。
2　ストラクチャード・ファイナンス業務部のIRC費用は、「レートおよびクレジット・トレーディング」から「その他」に再配分された。2012年12月31日現在の金額はそれに応じて修正された。

52週に基づく、当行の追加的リスクに係る自己資本賦課合計の年平均は、2012年度に760百万ユーロであったのに対して、2013年度は877百万ユーロであった。追加的リスクに係る自己資本賦課の最大および最小は、2012年度にそれぞれ878百万ユーロおよび673百万ユーロであったのに対して、2013年度はそれぞれ1,164百万ユーロおよび667百万ユーロであった。この増加は、計算の中でより保守的なパラメータを選択したこと、およびシングル・ネーム・エクスポージャーが増加したことによるものであった。

『

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。これに対して、以下の報告日について表示した包括的リスク計測は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間における平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
コリレーション・トレーディング	223.8	543.8

』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

	2013年度				2012年度			
単位：百万ユーロ	加重平均流動性ホライズン（月）	平均[1]	最大[1]	最小[1]	加重平均流動性ホライズン（月）	平均[1]	最大[1]	最小[1]

コリレーション・トレーディング	12.0	316.0	359.6	285.9	12.0	613.4	650.9	562.8

1　平均、最大および最小は、12月31日に終了する12週間について計算されている。

52週に基づく、当行の包括的リスク計測合計の年間平均は、2012年度に693百万ユーロであったのに対して、2013年度は435百万ユーロであった。包括的リスク計測の最大および最小は、2012年度にそれぞれ884百万ユーロおよび418百万ユーロであったのに対して、2013年度はそれぞれ673百万ユーロおよび199百万ユーロであった。この減少は、主として、非中核事業ユニットにおけるリスク圧縮によるものであり、これには、担保解除、借り換え、およびポートフォリオのリスク・バランスに対する改善が含まれる。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2013年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いて特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、所要自己資本473百万ユーロ、対応するリスク・ウェイテッド・アセット59億ユーロ、および更なる自己資本の控除項目15億ユーロ、対応するRWA相当149億ユーロが算出された。2012年12月31日現在、当該ポジションにより、それぞれ429百万ユーロ、54億ユーロ、637百万ユーロおよび64億ユーロが算出された。RWAとCDIの増加は、主として、トレーディング勘定の証券化に関する現行の取引の取扱いが規制に基づき変更されたことに起因する。さらに、リスク加重1,250%に設定された留保した証券化ポジションの増加（さらにこの一部が借り換えポジションを置き換えた。）は、RWA減少の相殺をもたらしたものの、CDIの増加をさらに招いた。当該RWAおよびCDIの増加は、外国為替が変動した結果、部分的に相殺された。

さらに、2013年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づくCIUに係る所要自己資本は78百万ユーロ、対応するリスク・ウェイテッド・アセットは977百万ユーロであった。これらはマーケット・リスク標準的アプローチに新たに配分されたポジションから算出された。

特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップに関する所要自己資本は5百万ユーロに減少し、対応するリスク・ウェイテッド・アセットは63百万ユーロであった。一方、2013年12月31日現在はそれぞれ14百万ユーロおよび172百万ユーロであった。当該推移は、改善されたマーケット流動性に基づく当行の包括的リスク計測モデルについて、特定のポジションが適格になったことによるものであった。

マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本29百万ユーロ、対応するリスク・ウェイテッド・アセット363百万ユーロは、2013年12月31日現在の32百万ユーロおよび404百万ユーロと比較すると、わずかに減少した。

『

ポストバンクのバリュー・アット・リスク

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスク測定基準を示している。

ポストバンクのトレーディング勘定におけるトレーディング勘定のバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
金利リスク[1]	0.0	0.4
信用スプレッド・リスク[1]	0.0	1.2
株価リスク	0.0	0.1
外国為替リスク	0.1	0.2
コモディティ価格リスク	0.0	0.0
分散効果[1]	0.0	-0.6
ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスク合計	**0.1**	**1.2**

1　信用スプレッド・リスクを分離したことにより、2012年12月31日の金額が修正された。

』

ポストバンクのバリュー・アット・リスクの、2012年度末現在の1.2百万ユーロから2013年度末現在の0.1百万ユーロへの減少は、その大部分が、ポストバンクのトレーディング勘定戦略に沿ったポジション・テイキング全体の更なる減少および規制上のバンキング勘定へのポジションの振り替えに起因している。「分散効果」とは、所与の1日におけるバリュー・アット・リスク総額が、個々のリスク・クラスに関連するバリュー・アット・リスクの合計を下回る効果をいう。個々のリスク・クラスのバリュー・アット・リスク数値を単純に合計してバリュー・アット・リスク総額とすることは、すべてのリスク区分における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

ポストバンクのトレーディング勘定の平均、最大および最小バリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	合計		分散効果[1]		金利リスク[1]		信用スプレッド・リスク[1]		株価リスク		外国為替リスク		コモディティ価格リスク	
	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
平均	0.3	3.4	-0.2	-1.9	0.2	1.9	0.1	3.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
最大	1.1	5.9	-0.9	-3.8	0.5	3.5	1.1	5.0	0.1	0.2	0.5	0.7	0.0	0.0
最小	0.1	0.9	0.0	-0.6	0.0	0.4	0.0	0.9	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0

1　信用スプレッド・リスクを分離したことにより、2012年12月31日の金額が修正された。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテスティングの結果

2013年度において、2012年度の2つの異常値に対して、当行は、2つのグローバルな異常値を観察した。これは信頼水準99%の適用に基づく当行の予想に沿った結果であった。異常値（2013年6月に1つおよび2013年8月に1つ生じた。）は、主として過去の1年間の99パーセンタイル値を超過する市場の変動により生じた。バックテスティングの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行のバリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行は、当行のバリュー・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。

以下のグラフは、報告期間のトレーディング日について、前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクと長期保有トレーディングの日次損益との比較を示している。当行のトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

2013年度のトレーディング・ユニットのトレーディング損益の日次長期保有収益とバリュー・アット・リスクの比較
単位：百万ユーロ

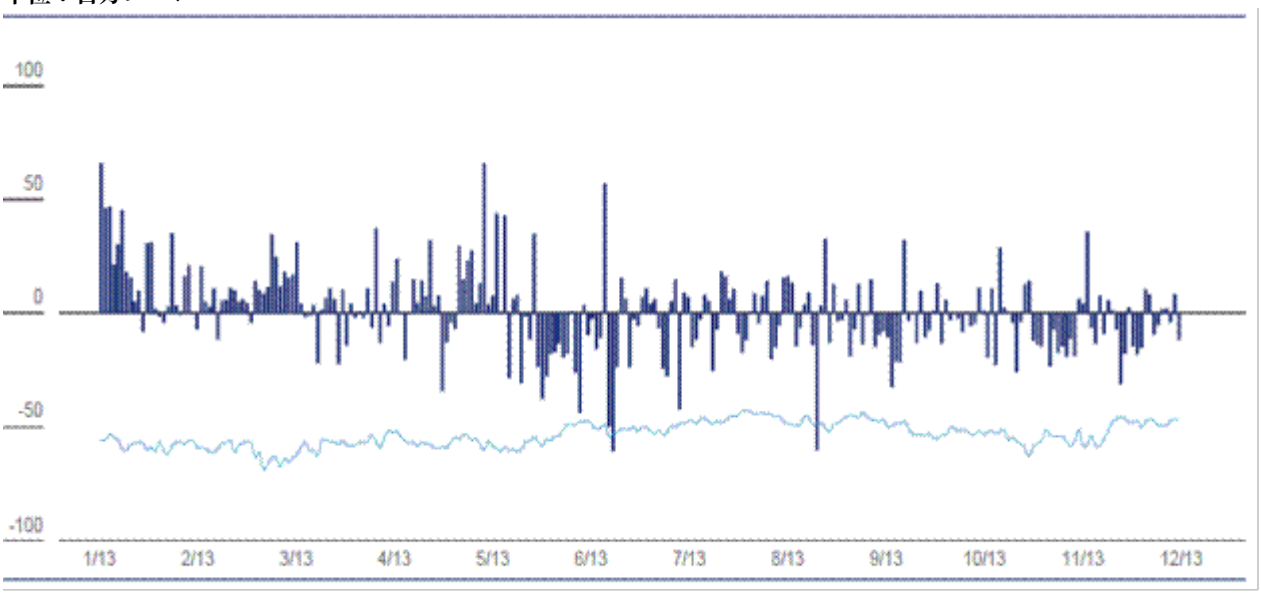

トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益（ポストバンクを除く。）の分布を示している。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2013年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布
日数

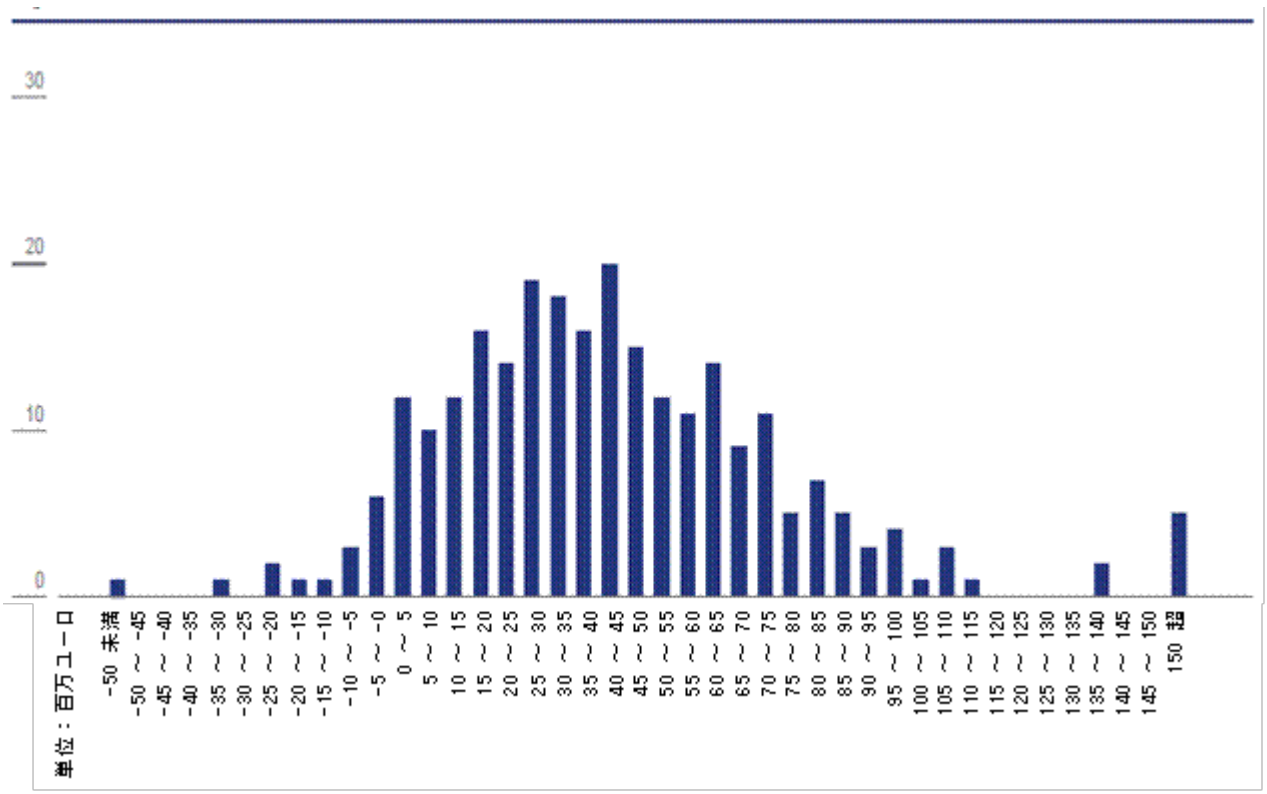

当行のトレーディング・ユニットは、2013年度に94%（2012年度：96%）の取引日においてプラスの実際収益を達成した。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2012年度末現在の47億ユーロに対して、2013年度末現在は42億ユーロであった。当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、約493百万ユーロ（11%）減少した。当該減少は、主として、NCOU内の減額によるものである。

当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本使用額に対するポストバンクの貢献は僅かであった。

マーケット・リスク・ポジションの評価

公正価値の決定方法の詳細に関しては、当行の財務諸表の注記01「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」の各項を参照のこと。

次へ

『

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的外国為替リスクおよび株式報酬リスク

当行のトレーディング以外の活動のマーケット・リスクの構成要素は、当行のリスク管理組織内の専門のグループが監視している。トレーディング以外のマーケット・リスクにさらされる業務およびイニシアチブの多様性により、対象範囲は以下の3つの主要な分野に分けられる。

- マーケット・リスク管理　－　PBC、GTB、DeAWMの業務ユニットならびに財務部およびNCOUによる活動で生じるマーケット・リスク（構造的外国為替リスクおよび株式報酬リスク等）ならびに年金リスクをカバーする。
- CRM自己勘定投資　－　トレーディング以外のオルタナティブ資産に係る活動のリスク関連の側面を専門的に取り扱い、銀行のオルタナティブ資産ポートフォリオのリスク・プロファイルについて定期的なレビューを実施する。
- 資産運用リスク　－　DeAWMコーポレート部門の資産運用およびファンド運用業務の信託リスク関連の側面を専門的に取り扱っている。この分野における重要なリスクは、営業上の保証および／または元本保証、ならびに顧客資金の運用管理に関連した風評リスクから生じる。

リスク執行委員会ならびに資本およびリスク委員会が、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視している。戦略的投資に関する投資の提案は、グループ投資委員会によって分析される。戦略的投資には、投資のサイズに応じて、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要となることがある。戦略的投資の動向は、グループ投資委員会によって定期的に監視される。資本およびリスク委員会ならびにリスク執行委員会の複数のメンバーはグループ投資委員会のメンバーでもあり、委員会間で密接な連携が確立されている。

リスク部の独立したチームが、トレーディング以外のマーケット・リスクのモデルを検証している。通常、この検証には、リスク要因、パラメータ、パラメータの調整およびモデルの仮定の適切性のレビューが含まれる。検証の結果は上級管理職に提示され、マーケット・リスク管理手法部により、様々なリスクの種類に使用される特定のモデルを改善するために適切な是正措置が取られる。

トレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの評価

当行のトレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの大部分は、ストレス・テスト手続を用いて定量化される。当行は、各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたストレス・テストを使用する。この評価は、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視し、集計および管理することを可能にする経済的資本の計算の基礎を形成する。』

バンキング勘定における金利リスク

トレーディング以外の資産および負債ポジション（一部の事業体およびポートフォリオを除く。）に起因する金利リスクの大部分は、内部取引を通じてCB&S部門に移転されている。この内部で移転された金利リスクは、トレーディング・ポートフォリオの数値に反映されているように、バリュー・アット・リスクに基づいて管理される。当行のトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュー・アット・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落からの最も顕著な例外は、ポストバンクを含むドイツのPBCコーポレート部門および米国ユニットのDeAWMモーゲージ業務である。これらの事業体は、マーケット・リスク管理部が設定し監視するバンキング勘定のバリュー・アット・リスク限度枠に従い、専門的な資産負債管理部門を通じて金利リスクを個別に管理する。これらの専門的な資産負債管理機能が管理する金利リスクの測定および報告は、PBC部門においては日次で、DeAWMについては週次で実施される。バンキング勘定におけるグローバルの金利は月次で報告される。

規制上要求される、イールドカーブの-200ベーシス・ポイントおよび+200ベーシス・ポイントの平行シフトが適用される際、バンキング勘定のポジションの現在価値の変動は、2013年12月31日現在の当行の総規制自己資本の1%を下回っていた。したがって、バンキング勘定における金利リスクは、当行にとって重要でないと考えられる。

当行のPBC、GTBおよびDeAWM業務は、顧客預金ならびに貯蓄および貸出金商品に関するモデル・リスクにさらされている。バンキング勘定におけるこれらの商品種類の金利リスクの測定は、顧客行動、預金残高の将来の利用可能性および市場金利に対する預金金利の感応度（契約上の期間よりも長期の実効デュレーションとなる）に関する仮定に基づく。これらのパラメータは、当行の経済的資本フレームワークにおけるストレス・テストの対象である。さらに、貸出金商品については期限前返済行動に関する検討が行われる。パラメータは、実績の観察、統計的分析および専門家の評価に基づいている。残高、金利または顧客行動の将来の動向がこれらの仮定と異なる場合、これはバンキング勘定における金利リスクに影響を及ぼす可能性がある。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、CB&S内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されており、したがって、残余リスクのみがポートフォリオ内に残っている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のMRMの監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行の米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的外国為替エクスポージャーに関連している。構造的外国為替エクスポージャーは、当行の連結子会社および支店が保有する現地資本（利益剰余金を含む。）および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動の結果、資本および利益剰余金が再評価され、為替換算調整（以下「CTA」という。）としてその他の包括利益に認識される。

構造的外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイテッド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

投資リスク

投資エクスポージャーからのトレーディング以外のマーケット・リスクは、主に戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分されるバンキング勘定の非連結投資の保有に起因するエクイティ・リスクである。

戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために当行が行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ（レバレッジド・バイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。）、不動産（メザニン債を含む。）およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。非戦略的投資ポートフォリオの大部分は、リスク圧縮の加速化および自己資本軽減効果を達成するため、NCOUおよびその権限のもとに移管された。

年金リスク

ドイツ銀行は、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行の確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。当行の確定給付年金制度債務の詳細については、追加的注記35「従業員給付」を参照のこと。

その他のリスク

上記のリスクに加えて、マーケット・リスク管理部は、当行の財務部門による資本および流動性リスク管理活動から生じるマーケット・リスクを監視し、管理する義務を負う。構造的外国為替資本ヘッジのプロセスに加えて、これには当行の株式報酬制度に起因するマーケット・リスクが含まれる。

当行のDeAWMの資産管理活動におけるマーケット・リスクは主に元本保証型ファンドから生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

業務分野別のトレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオに関する経済的資本使用額

業務部門別のトレーディング以外のポートフォリオに関する経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2012年度から2013年度の増加（減少） 金額	比率（%）
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	333	818	-485	-59
グローバル・トランザクション・バンキング	143	136	7	5
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	1,295	1,235	60	5
個人顧客および中堅企業	2,964	3,162	-198	-6
非中核事業ユニット	1,362	2,336	-974	-42
連結および調整	2,444	808	1,636	202
合計	**8,541**	**8,495**	**46**	**1**

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2013年12月31日現在、合計8,541百万ユーロであり、2012年度末現在の経済的資本使用額から46百万ユーロ（0.5%）増加した。

経済的資本使用額の増加は主に、構造的外国為替リスクおよび年金リスクに関連して適用される流動性ホライズンおよび長寿リスクの扱いに関してより保守的な手法を導入したことによるものであり、バンキング勘定の重要な信用スプレッド・リスクを有するエクスポージャーの大幅な減少によって相殺された。

CB&Sの経済的資本使用額の減少は主に、保証型ファンド・リスクに関連したDeAWMへの資産の移管および金利リスク・エクスポージャーの減少によるものであった。DeAWMでは、リスク軽減ポジションに起因した金利リスクの低下を受けて、経済的資本使用額がさらに減少した。信用スプレッド・リスクの減少は主に、PBCおよびNCOUにおける経済的資本の変動に起因していた。構造的外国為替リスクの大幅な増加および年金リスクの増加はともに、連結および調整に反映されている。

『

トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

トレーディング以外のポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	帳簿価額 2013年12月31日現在	帳簿価額 2012年12月31日現在	経済的資本使用額 2013年12月31日現在	経済的資本使用額 2012年12月31日現在
戦略的投資	3,257	3,015	1,277	1,230
オルタナティブ資産	4,761	5,666	1,722	1,966
自己勘定投資	1,526	2,061	718	898
その他の非戦略的投資資産	3,234	3,605	1,004	1,068
その他のトレーディング以外のマーケット・リスク[1]	N/A	N/A	5,542	5,299
このうち：				
金利リスク	N/A	N/A	1,557	1,390
信用スプレッド・リスク	N/A	N/A	444	1,636
株式報酬リスク	N/A	N/A	-262	-303
年金リスク	N/A	N/A	734	340
構造的外国為替リスク	N/A	N/A	2,037	828
保証型ファンド・リスク	N/A	N/A	988	1,364
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	**8,018**	**8,681**	**8,541**	**8,495**

1　N/Aは、リスクがオフバランス項目および負債項目に主に関連していることを示す。

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本合計の数値においては、バンキング勘定の金利および信用スプレッド・リスク、株式報酬リスク、年金リスクならびに構造的外国為替リスクに関するものを除き、資産区分間の分散効果は現在考慮されていない。

- **戦略的投資。**　経済的資本使用額は主に、華夏銀行股份有限公司に対する当行の参加持分に起因していた。
- **オルタナティブ資産。**　トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本が2013年度に減少したのは、主にオルタナティブ資産ポートフォリオ内のさらなるリスク圧縮イニシアチブ、評価および外国為替の影響によるものであった。

- **その他のトレーディング以外のマーケット・リスク：**
  - **金利リスク。** トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオにおける明白な残余金利リスクへの経済的資本の配分に加え、この区分の主な構成要素は、契約上短期の定期預金の返済期限の変更である。契約上短期の定期預金の実効デュレーションは、観察可能な顧客の行動、市場金利に対する預金金利の弾力性(以下「DRE」という。)、預金残高のボラティリティおよびドイツ銀行の自己の信用スプレッドに基づく。経済的資本は、翌日物預金の実効デュレーションに関するモデル仮定（特にDRE）にストレスを与えることによって算出される。当行のモーゲージ業務の実効デュレーションおよび任意のエクスポージャーを計算する際には、行動および経済特性が考慮される。2013年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,557百万ユーロ（2012年12月31日現在では1,390百万ユーロ）であり、主にPBC（ポストバンク、BHWおよびDeutsche Bank Bausparを含む。）に起因していた。
  - **信用スプレッド・リスク。**重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本使用額。2013年12月31日現在の経済的資本使用額は444百万ユーロであり、これに対して2012年12月31日現在では1,636百万ユーロであった。経済的資本使用額の減少は、リスク圧縮活動に起因したエクスポージャーの大幅な減少、および計算手法をトレーディング・マーケット・リスクの手法と整合させたことによる分散効果の増加によるものであった。
  - **株式報酬リスク。** 制限付エクイティ・ユニットから生じる、当行の株価への構造的なショート・ポジションから発生するリスク。2013年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで(262)百万ユーロであり、これに対して2012年12月31日現在では(303)百万ユーロであった。分散後ベースの経済的資本への貢献はマイナスであったが、これは、経済的資本の計算手法で表現した場合、下方シナリオにおいて当行の株価が下落すると、株式報酬負債による当行の資本ポジションへのマイナスの影響が低減される、という事実から生じた。
  - **年金リスク。** 金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行の確定給付制度債務から生じるリスクである。経済的資本使用額は、2013年12月31日および2012年12月31日現在、それぞれ734百万ユーロおよび340百万ユーロであった。増加は主に、モデルにおける長寿リスクのより保守的な処理、および計算手法をトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本の計算と整合させた後の分散効果の減少によるものであった。
  - **構造的外国為替リスク。** 一定子会社のヘッジされていない非ユーロ建ての資本および利益剰余金から生じる外国為替エクスポージャー。2013年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで2,037百万ユーロであり、これに対して2012年12月31日現在では828百万ユーロであった。増加は主に、経済的資本ポジションにおける外国為替ショックの算出に、当該ポジションの長期戦略性を反映して、より保守的な流動性ホライズンを導入したことに起因している。
  - **保証型ファンド・リスク。** 2013年12月31日現在の経済的資本使用額の988百万ユーロへの減少は、主に、リスク軽減ポジションに起因した金利リスクの低下によって引き起こされた。2012年12月31日現在、経済的資本は1,364百万ユーロであった。』

持分投資の会計処理および評価

トレーディング業務の範囲外で、規制目的上の連結対象ではなく、規制自己資本からの控除項目でもない持分投資が、規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションとして保有されている。当行の連結貸借対照表において、これらの持分投資は「売却可能金融資産（以下「AFS」という。）」または「持分法適用投資」のいずれかに分類される。

AFS資本性金融商品ならびに関連会社および共同支配企業に対する投資に関連した当行の会計方針および評価方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」、14「公正価値で計上される金融商品」および17「持分法適用投資」を参照のこと。

保有する持分投資

206ページ（訳者注：原文のページ）で終了する、保有する持分投資に関する以下の項では、第三の柱に関連する特定の開示を表示している。規則では、第三の柱に関連する開示の監査は要求されない。したがって、当項は無監査に分類される。

以下の表は、IFRSの分類および保有する持分投資に係る利得（損失）を表示している。これらの持分投資は、主に規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションまたはKWG第10条第6項に基づく自己資本からの控除項目である。しかしながら、保有する持分投資（以下に表示）を規制上のバンキング勘定のエクイティ・ポジションと比較する際には、以下の点を考慮する必要がある。

- 事業体が保有する持分投資で、IFRS目的上連結対象であるが、規制目的上は連結対象でないものが、これらの表には含まれている。
- 集団的投資事業は、IFRS目的上は開示されるが、規制目的上は扱いが異なり、これらの表には含まれていない。
- 規制目的上連結対象であるがIFRSに従って連結されていない、持分投資を保有する事業体については、IFRSの貸借対照表および損益情報は提供しておらず、これらの表から除外されている。これらの除外された持分投資の規制上のエクスポー

ジャー価値（以下「EAD」という。）は、2013年12月31日現在で176百万ユーロ、および2012年12月31日現在で246百万ユーロであった。

- デリバティブ取引から生じた資本性の原資産や、規制上の観点から「バンキング勘定におけるエクイティ」のエクスポージャー・クラスにも割り当てられる特定の劣後債等のその他のポジションは、表から除外されている。これらのEADは、2013年12月31日現在で167百万ユーロ、および2012年12月31日現在で217百万ユーロであった。
- この規制上のエクイティ・ポジションには、IFRSの観点から当グループ内部の持分投資に関して、2013年12月31日現在で33億ユーロのEADおよび2012年12月31日現在で32億ユーロのEADが含まれている。
- 「取引所売買以外のポジション」は、SolvV第78条に基づく「取引所売買でないが適切に分散されたエクイティ・ポートフォリオに属するもの」と「その他のエクイティ・ポジション」の2つの規制上のエクイティ・クラスを組み合わせている。

IFRSの分類に基づく持分投資

	帳簿価額	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
売却可能金融資産－資本性金融商品	**1,226**	**1,179**
取引所売買ポジション	327	616
取引所売買以外のポジション	899	563
持分法適用投資	**3,574**	**3,575**
取引所売買ポジション	52	2,395
取引所売買以外のポジション	3,522	1,180
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産－資本性金融商品	**119**	**104**
取引所売買ポジション	0	0
取引所売買以外のポジション	119	104
持分投資合計	**4,919**	**4,858**

投資ポジションの帳簿価額とその公正価値の差額は、取引所売買の持分法適用投資についてのみ観察可能であり、当該投資は、2013年12月31日現在の帳簿価額が26億ユーロ、公正価値が19億ユーロであり、一方2012年12月31日現在の帳簿価額が24億ユーロ、公正価値が18億ユーロであった。

持分投資からの報告期間における実現利得（損失）および期末における未実現利得（損失）

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
処分に係る利得および損失	97	325
減損	-110	-402
純利益（損失）に対する比例持分	433	397
持分投資による実現利得（損失）合計	**420**	**320**

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
未実現再評価利得（損失）	424	345
帳簿価額と公正価値の差額	-682	-568
持分投資による未実現利得（損失）合計	**-258**	**-223**

AFS持分投資に関して、考慮された構成要素は、売却および清算による実現利得および損失ならびに未実現再評価利得および損失ならびに減損である。持分法適用投資に関して、利得および損失の要素は、売却および清算による実現利得および損失、純利益（損失）に対する比例持分、減損および帳簿価額と公正価値との差額で表される未実現再評価利得（損失）から成る。これに関して、処分に係る実現利得（損失）、減損および純利益（損失）に対する比例持分は、2013年度および2012年度の報告期間に言及しているが、未実現再評価利得（損失）および持分投資の帳簿価額と公正価値との差額は2013年12月31日現在および2012年12月31日現在の金額を表示している。

表示されている評価利得（損失）は持分投資に関連している。規制目的で算出された上場有価証券に係る未実現利得（損失）合計は、2013年12月31日現在で294百万ユーロであり、そのうち45%はTier 2資本に含まれていた。また、2012年12月31日現在では122百万ユーロであり、そのうち45%はTier 2資本に含まれていた。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

オペレーショナル・リスクの特に顕著な例は、以下のとおりである。

- 不正リスクは、個人的なおよび／または業務上の利得のためにまたは個人的なおよび／または業務上の損失の回避を目的とした、記録および／または報告の偽造および／または変造等の不正行為、個人的な利得、業務上の利益を得ることおよび／または不適切な／未承認の活動を隠蔽することを目的とした、援助、背任行為、故意の遺漏、虚偽の表示、隠蔽、誤解させること、および地位の乱用を含む、従業員または第三者による故意の行動または不作為の結果として損失を被るリスクである。
- 事業継続リスクは、通常の業務活動の中断から発生する損失を被るリスクである。当行のインフラ、当行の業務を支えるインフラ（第三者ベンダーを含む。）および当行が所在するコミュニティを支えるインフラ（電気、通信、運輸といった公共インフラを含む。）の中断は、（ⅰ）サボタージュ、テロ行為、爆弾脅迫、ストライキ、暴動および当行の従業員に対する攻撃等の故意の行動、（ⅱ）竜巻、吹雪、洪水、パンデミックおよび地震等の自然災害、または（ⅲ）事故、火災、爆発、停電および政情不安等その他の不測の出来事により引き起こされることがある。
- 規制遵守リスクは、規制上の制裁（業務活動に対する制限、罰金または報告要件の強化等）や、適用される法令、規則および規制の不遵守から生じる財務上および／または風評上の損害を当行が受ける可能性である。
- 情報技術リスクは、当行の情報技術が数値化できる損失を招くリスクである。これは、管理可能性、排他性、完全性、制御可能性および継続性の観点から不適切な情報技術および処理に起因する。
- ベンダー・リスクは、ベンダーの選択の失敗、ベンダーおよび／またはベンダーが提供するサービスに対する不十分な管理・監督、ならびに性質、強度または頻度によって当行では発生しないがベンダーが受けるその他の影響による、悪影響を及ぼすイベントおよびリスクの集中に起因している。

法務リスクは、上記のリスク区分のいずれにおいても実体化することがある。これは、各区分において当行が契約上または他の法的もしくは法令上の責任の不遵守を申立てる請求もしくは手続の対象となる可能性があるという事実、または、それ以

外で当行が上述のいずれの区分にも該当する他の法律もしくは法的状況から発生するとされる損失にさらされる可能性があるという事実による。

組織構造

オペレーショナル・リスク管理部（以下「ORM」という。）のリーダーは、オペレーショナル・リスク管理委員会（以下「ORMC」という。）の議長を務める。オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスク執行委員会の常設小委員会であり、業務部門およびインフラ機能のオペレーショナル・リスク責任者から成る。オペレーショナル・リスク管理委員会は、すべてのオペレーショナル・リスク管理事項に関する主要な意思決定委員会である。

日々のオペレーショナル・リスク管理の責任は業務部門およびインフラ機能にある。一方、オペレーショナル・リスク管理機能は、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理戦略の一貫した適用を促進する。この業務パートナーシップ・モデルに基づき、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

オペレーショナル・リスク管理

当行は、グループ全体で一貫したフレームワークに基づいてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、当行のリスク選好と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、およびリスクを軽減する手段および優先度を明確にするためにオペレーショナル・リスク・テーマおよび集中を系統的に識別することが可能となる。グローバルのオペレーショナル・リスクのフレームワークは、オペレーショナル・リスクの定義に含まれるリスクの種類のすべてに適用されるため、上記で定義された個別のリスクの種類のそれぞれにも適用される。

オペレーショナル・リスクの定義で要約した広範なオペレーショナル・リスクをカバーするために、当行のフレームワークは、多くの技法を適用している。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

適用する技法は以下のとおりである。

- オペレーショナル・リスクの損失イベントの継続的な収集は、詳細な分析、軽減措置の規定および上級管理職への適時の情報提供を含むオペレーショナル・リスク管理の前提条件である。当行は、10,000ユーロを超えるすべての損失を当行の「dbインシデント・レポーティング・システム」（以下「dbIRS」という。）に収集している。
- 当行の教訓プロセスは、1百万ユーロを超えるイベント（ニアミスを含む。）に関して必要である。このプロセスには以下を含むが、これに限定されない。
  - 損失が発生した事業環境（過去のイベントを含む。）、ニアミスおよびイベント固有の主要リスク・インディケータ（以下「KRI」という。）の記述を含む系統的なリスク分析。
  - とられた特定のリスクに関するリスク管理上の意思決定の検討。
  - 根本原因の分析。
  - 再発を防止および／または低減するための統制の改善およびその他の措置の識別。
  - 残余するオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの評価。
- 教訓プロセスは、リスクの固有の分野を識別し、適切なリスク軽減措置を規定するための重要な方法として機能している。すべての是正措置は、解決のために、当行のトラッキング・システムである「dbトラック」の行動計画を通じて把握および監視される。是正措置のパフォーマンスは、ORMCを通じて月次で上級管理職に報告される。
- 銀行業界で発生した外部イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行に発生することを防止する（例えば、特別なディープ・ダイブ分析またはリスク・プロファイル・レビューによる。）。
- 内部および外部の損失情報のほかに、シナリオを利用し、そこから対応を導き出す。シナリオのセットは、公開データベースの提供する関連ある外部シナリオ、および内部シナリオからなり、後者は当行のリスク・プロファイルを網羅するよう作成される。
- 各業務部門、当行が営業活動を行う国々および当行のインフラ機能についてのグループ・レベルのオペレーショナル・リスク・プロファイルに関する定期的な報告が、部門の上級管理職と共にレビューおよび協議される。リスク・プロファイルのレビューを定期的に実施することで、各業務ユニットのリスク・プロファイルおよびグループ全体のリスクの集中の変動を早期に発見し、是正措置を講じることが可能となる。
- 当行は、新商品、アウトソーシング、戦略的イニシアチブならびに取得および処分の結果としての、当行のリスク・プロファイルの変動の影響を評価し、承認する。
- オペレーショナル・リスクが識別された場合には、「合理的に実施可能な限り低減する（ALARP）」原則にしたがって、軽減コストとその便益とのバランスをとり、残存オペレーショナル・リスクについては正式に許容することにより、これを軽減することが求められる。適用される国内または国際的な法規制に違反するリスクは許容できないため、こうしたリスクは、識別した時点で、常に、軽減しなければならない。

- 解決に向けて、オペレーショナル・リスク管理技法を通じて識別したリスク軽減手段を、トラッキング・ツールである「dbトラック」内で監視する。「重要」を超えると評価された残存オペレーショナル・リスクについては、負担する部門およびORMCの承認を必要とする。
- 当行は、上述の活動の結果を検討する、トップ・リスク分析を実施する。トップ・リスク分析は、年間のオペレーショナル・リスク管理戦略および計画プロセスにとっての主要な入力値である。オペレーショナル・リスク管理の戦略的および戦術的計画に加えて、資本および予想損失の目標を定義する。これらの目標は、四半期毎の予測プロセスの中で定期的に監視される。
- オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するためにKRIを使用する。KRIにより、当行の「dbスコア」というツールを通じて、当行の統制文化および事業環境の監視が可能となり、また、リスク軽減措置が発動される。KRIにより、KRIから発せられる早期の警告に基づく、将来を見据えたオペレーショナル・リスクの管理が容易になる。
- 少なくとも年1回実施する、ボトムアップの自己評価（以下「SA」という。）プロセスにおいて、潜在的リスクの高い分野を浮き彫りにし、問題解決のためのリスク軽減手段を識別する。これは通常、当行の「db-SAT」というツール内で実施される。当行はリスク・ワークショップを定期的に実施する。これは、当行が営業活動を行う国々および現地の法人企業に特有のリスクを評価し、適切なリスク軽減措置を講じることを目的としている。

グローバルのオペレーショナル・リスク・フレームワークを補完し、各リスクの種類に個別に対応するために、責任を負う部門が導入した追加的な手法およびツールが利用される。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 当行は、法務部内に新たな「法務リスク管理」（以下「LRM」という。）機能を設置した。この機能は、法務リスクの識別および管理に特化している。LRM分析は、報告目的に使用されることに加え、独立したポートフォリオ管理／リスク選好の評価に関連して、（新たなまたは既存のイニシアチブにより）浮き彫りになった問題の改善を通じて、また、当行の業務のための重要な意思決定基準である法務部の情報のさらなる手段として適用される。LRM機能は、法務リスクの積極的な管理を目的とした幅広い種類の任務にあたる職責を負う。これには、年間法務リスク評価プログラムの考案、実行および監視、結果として行われるポートフォリオ・レビューおよび軽減計画への合意および参加、法務教訓プロセス（下記参照。）の管理、ならびに当行の法務リスク選好評価への参加が含まれる。
- 法務教訓プロセス：LRM機能が、法務教訓プロセスに対する責任を負う。LRMは、四半期ごとに、法務部（訴訟弁護士および企業法務弁護士の両方）および部門オペレーショナル・リスク責任者（以下「DORO」という。）から、当行の業務から発生する潜在的な法務リスク問題に関する詳細を得る。法務部、ORMおよびDOROの間の討議を通じて、こうした問題の改善に必要なステップが識別されなければならない。これらのステップは次に、完了までORMによって追跡される。
- アウトソーシングによるオペレーショナル・リスクは、ベンダー・リスク管理（以下「VRM」という。）プロセスにより管理され、VRMデータベースにおいて文書化される。アウトソーシング・リスクは、全般的なORMフレームワークに沿って、ベンダー・リスク管理方針に従って、すべてのアウトソーシング契約に関して個別に評価され、管理される。適切なリスク水準を促進するために、広範なガバナンス構造が構築されている。
- 不正リスクは、ドイツ銀行法第25a条ならびにその他の法律上および規制上の要件に基づき、リスクに基づくアプローチで管理され、グローバル反トラスト方針および対応する法令遵守および反マネーロンダリング（AML）のフレームワークが適用される。規制上の要件にしたがって、グローバルのリスク評価が定期的に実施される。オペレーショナル・リスクの通常の管理において、専門的な不正リスクの関連側面は自己評価の一部である。
- ドイツ銀行は、事業継続管理（以下「BCM」という。）プログラムで事業継続（以下「BC」という。）リスクを管理している。同プログラムは、中断の様々なレベルに応じて事業の移転または回復についての中核となる手続を要約している。このプログラム内で、中核業務機能およびインフラ・グループのそれぞれは、事業継続計画（以下「BC計画」という。）を設定、維持および定期的にテストして、継続的かつ信頼性のあるサービスを確保する。BCMプログラムには明確な役割と責任があり、それらは企業の基準で文書化されている。これらの基準の遵守は専門の事業継続チームにより地域ごとに監視されている。グループ運営委員会の小委員会であるグループ・レジリエンシー委員会への報告が、四半期ごとに要求される。さらに、確立したBCM統制環境の重要な情報が、KRIに関して通常のオペレーショナル・リスクにおいて使用される。
- テクノロジー・リスクのオペレーショナル・リスクは、IT管理の国際的な基準に従って技術の分野内で管理される。アプリケーションおよびITインフラは、分類され定期的に評価されており、安定性の監視が確立されている。確立した評価および統制環境の重要な結果は、KRIおよびSAに関して通常の管理またはオペレーショナル・リスクにおいて使用される。
- 当行は、銀行変革活動に係るオペレーショナル・リスク評価のための組み込まれたORMフレームワークを通じて、プロセス／システム変更から生じる重要なオペレーショナル・リスクを評価するための強化されたアプローチを導入する過程にある。識別されたリスクおよび軽減措置は、上述のように、ドイツ銀行のシステムにおいて追跡される。

オペレーショナル・リスクの測定

当行は、内部的な先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行のAMAによる資本計算は、損失分布アプローチ（以下「LDA」という。）に基づい

ている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクスチェンジ・アソシエーション（以下「ORX」という。）協会のデータ）からの総損失に直接回収額を調整した金額ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベースからの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。次に、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。資本はその後、各業務部門に割り当てられ、質的調整（以下「QA」という。）および予想損失（以下「EL」という。）の控除の双方が行われる。

質的調整（以下「QA」という。）は、KRIおよび自己評価スコアを通じて日々のオペレーショナル・リスク管理活動の有効性およびパフォーマンスを反映するものであり、事業環境および内部統制要因に重点を置いている。質的調整は、最終的な資本数値に対するパーセンテージ調整として適用される。このアプローチにより、各業務の管理者にとって質的調整が透明なものになるとともに、リスク・プロファイルおよびオペレーショナル・リスク管理の成功に関するフィードバックが提供される。このため、当該アプローチは、各業務が自らの分野におけるオペレーショナル・リスク管理を継続的に改善する動機を提供する。

オペレーショナル・リスクに関する予想損失（以下「EL」という。）は、過去の損失経験、および事業における営業上の損失の予想コストを意味する事業の変化を考慮した専門家の判断に基づいている。これは、部門の業務計画で検討される範囲で、一定の制約内でAMAの資本数値から控除される。各業務部門の非予想損失（QAおよびELを控除後）は合算され、グループのAMAの資本数値が算定される。

オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本の計算は、四半期ごとに行われる。使用される内部データは、四半期生産サイクルの始めのスナップショットにおいて捕捉され、品質保証および承認プロセスを受ける。このため、前四半期の内部損失に係る全実績が、自己資本数値の計算に考慮される。ORX外部データがORXメンバーから送付され、当該データもまた品質保証および承認プロセスを受ける。このデータは最も早くて6ヶ月後に自己資本の計算に認識される。IBM OpData（以前はOpVantageという名称であった。）から提供される追加的な外部損失データについては、当行は利用可能なデータを年に2回（第1および第3四半期に）利用している。

経済的資本は、99.98%パーセンタイル値から算出され、各業務部門に割り当てられ、業績の測定および資源の配分に使用される。このことは、オペレーショナル・リスクを管理する動機を与えるとともに、経済的資本の利用を最適化する。オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本については、99.9%パーセンタイル値が適用される。

2007年12月以降、当行は、AMAの使用に対するBaFinからの承認を維持している。2012年度に、ポストバンクの当行のグループ全体のフレームワークへの統合が完了した。2013年5月15日、BaFinは当行の規制自己資本の計算へのポストバンクの統合を承認し、これは2013年度第2四半期から反映されている。

オペレーショナル・リスク－リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
顧客、商品および商慣行	2,384	1,989
内部不正行為	970	861
外部不正行為	-69	28
決済、販売およびプロセス管理	53	54
その他	32	19
合計	**3,370**	**2,951**

損益ベースのオペレーショナル損失は、2012年度末と比較して420百万ユーロ（14%）増加した。この増加の大部分を「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプが占めており、和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の増加によるものであった。「外部不正行為」の減少は主に、直接回収からの利得に起因している。「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプは安定的であり、他のイベント・タイプは僅かに増加した。

2009年から2013年（2008年から2012年）(1)の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）　　オペレーショナル損失の分布（計上日）

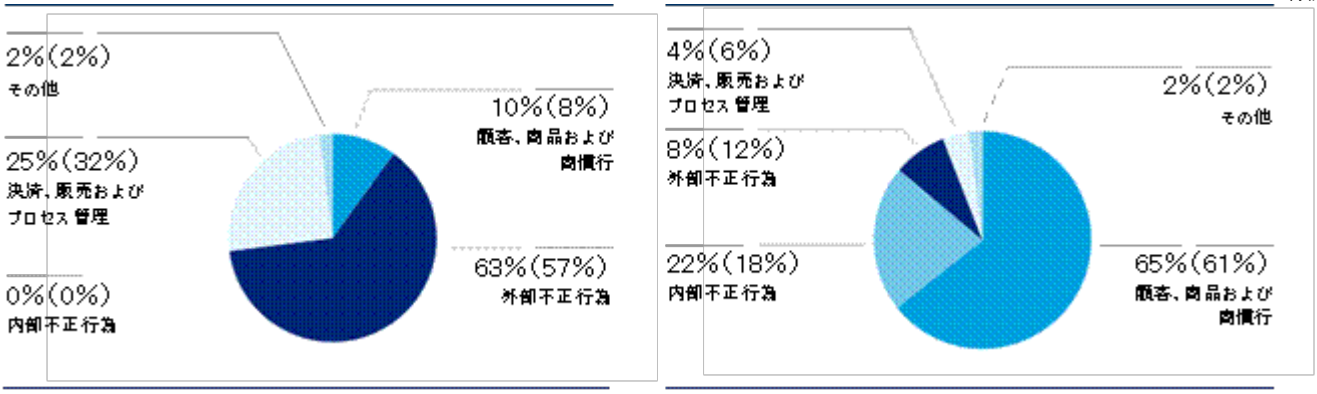

1　括弧内の比率は、2008年から2012年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。

上の左の円グラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2009年から2013年までの5年間に発生したオペレーショナル・リスク・イベントを、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している。例えば、2002年に最初に認識され、2013年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。頻度の大部分（観察された全損失イベントの63%）を「外部不正行為」イベント・タイプが占めており、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが25%、および「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが10%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2009年から2013年の期間における損失イベントの0.3%となり、2008年から2012年の期間から変わっていない。

上の右の円グラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2009年から2013年までの5年間に損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（65%の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「内部不正行為」は22%と2番目に割合が高く、これは当行が近年経験した規制上の問題に関連している。最後に、「外部不正行為」イベント・タイプは8%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプは4%と、他のイベント・タイプと比較して少ない。

オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額

オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は、235百万ユーロ（4.7%）増加し、2013年12月31日現在で53億ユーロであった。

業務部門別のオペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額

			2012年度から2013年度の増加（減少）	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	金額	比率（%）
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	2,475	2,049	426	21
グローバル・トランザクション・バンキング	96	38	59	156
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	580	559	22	4
個人顧客および中堅企業	803	227	576	253
非中核事業ユニット	1,298	2,145	-847	-40
オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額合計	**5,253**	**5,018**	**235**	**5**

オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は、2012年度末では50億ユーロであったのに対し、2013年12月31日現在では53億ユーロに増加した。これは主に、ドイツ銀行特有のオペレーショナル・リスク損失の頻度の見積りを向上させるために、当行のAMAモデルの変更を導入したことに起因している。この変更により、経済的資本使用額が191百万ユーロ増加した。さらなる要因は、ドイツ銀行および業界全体のオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加であった。既に実体化し、経済的資本使用額の増加をもたらす関連オペレーショナル・リスク損失は主に、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローに起因している。経済的資本は、引き続き当行のAMAモデルで適用される余裕安全率を含んでいる。これは、最近の金融危機からの不測の法務リスクをカバーするために2011年度に導入された。

NCOUにおける事業売却戦略の実行が貸借対照表の圧縮につながり、結果として当行のオペレーショナル・リスクの配分フレームワークの見直しが行われた。NCOU業務の段階的縮小に沿って、当行は2013年度第3四半期にオペレーショナル・リスクに関する経済的資本892百万ユーロをNCOUからコア・バンクに再配分した。

オペレーショナル・リスク管理におけるストレス・テストのコンセプト

当行は、ストレス・テストを、定期的に、また当行のAMA手法から切り離して実施することにより、極端な状況が当行の資本および損益勘定に与える影響を分析している。2013年度において、オペレーショナル・リスク管理部が銀行全体のすべてのストレス・テストのシナリオに参加し、様々なストレス・レベルのシナリオに対するオペレーショナル・リスクの影響を評価した。ストレス・テストのシナリオに対するオペレーショナル・リスクの影響は、資本に関しては緩やかで、予想された範囲にとどまったが、シミュレートした低頻度で影響力の大きいイベントは連結損益計算書に強い影響を与えた。

AMAモデルの検証および品質保証のレビューのコンセプト

当行は、AMAモデルのすべての構成要素（シナリオ分析、KRIおよび自己評価、予想損失ならびに内部損失データを含むが、これに限定されない。）を個々に、独立して検証する。検証の実施結果は、検証報告書に要約され、識別された問題は解決に向けて追跡される。このことにより、手法の向上が促進される。2013年度に実施された検証活動では、当行のAMAモデルにおいて損失頻度の見積りに関する改善分野が検出された。これは既に対処されており、結果として経済的資本が191百万ユーロ増加した。

また、品質保証レビューが、AMAの構成要素について実施される。当該レビューでは、各業務部門によるデータ入力値の提供が求められ、また、レビューの結果は資本に影響を与える。資本の計算の一貫性および適正性の維持を容易にするため、AMAの構成要素のデータおよび文書は批判的に検討され、また各業務部門間で比較される。

コーポレート・インシュアランス／Deukonaの役割

当行の保険戦略ならびに支えとなる保険契約およびガイドラインを定義するのは、当行の専門のユニットであるコーポレート・インシュアランス／Deukona（以下「CI/D」という。）の責任である。CI/Dは、当行の全世界の企業保険契約に責任を負い、当該契約は取締役会により承認される。

CI/Dは、保険担保の獲得、ならびに契約条件および保険料の交渉に責任を負う。CI/Dはさらに、保険料を各業務に割り当てる役割を有する。CI/Dの専門家は、資本計算に保険を反映するための手法の考案、および規制上の要件を反映するためのパラメータの決定を支援する。それらは、AMAモデルにおいて使用される保険パラメータの設定を検証し、それぞれの更新を行う。CI/Dは、保険による影響を資本計算の結果に反映させる業界の取り組みに積極的に関与している。

当行は、不測かつ多額の予測不能な損失に対して自らを保護する目的で保険を購入している。識別、規模の定義および使用する見積手続は、広く認められている「常識的」、「最先端」および／または「ベンチマーク」保険条件に基づく。保険対象リスクごとの最大限度枠には、保険市場が保険契約の制限的／限定的文言および特定の免責により保険担保を減少させようとする場合には特に、保険会社の信頼性および費用便益比率が考慮される。

当行は、多数のキャプティブ保険会社（元受保険会社および再保険会社の双方）を維持している。しかし、提供される保険契約は、リスクが外部の保険市場において再保険される場合のみ、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本の保険関連の控除額のモデリング／計算において考慮される。

規制自己資本の数値には、保険担保に関する控除額が2013年12月31日現在で522百万ユーロ、2012年12月31日現在で474百万ユーロ含まれている。現在、AMAモデルに認識されている保険以外のその他のリスク移転技法はない。

CI/Dは、ソルベンシー規制の規定する規制上の要件および先進的計測手法における保険の認識に関するオペレーショナル・リスクの専門家グループによる提言に厳密にしたがって、保険パートナーを選定する。保険ポートフォリオ、およびCI/Dの活動は、グループ監査部によりリスクに基づくアプローチで監査される。

『

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。

当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2013年度において十分な流動性の維持および資金調達プロファイルの管理における重要な要素である。

流動性リスク管理のフレームワーク

取締役会は、当行の流動性リスク戦略を定め、資本およびリスク委員会による提言に基づき、特に当行の流動性リスクの許容度を定める。少なくとも毎年1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するためにグループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

流動性リスク戦略において定められたとおり、当行の財務機能が、グローバルでの流動性および資金調達リスクの管理に責任を負う。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、当行の流動性リスク・ポジションを識別、測定および管理するために設計されている。流動性リスク統制部が、流動性および資金調達に関する内部報告に責任を負い、当該報告は流動性スコア

カードにより少なくとも週1回取締役会に提出される。流動性リスク統制部はさらに、当行の流動性リスク・フレームワークの監視および検証に責任を負う。当行の流動性リスク管理アプローチは、日次の支払行列、キャッシュ・フロー予測および中央銀行の利用を日中レベルで管理するところから始まる（業務上の流動性）。次に、担保付および無担保資金調達源泉の利用を取り扱う戦術的流動性リスク管理を対象とする。最後に、戦略的見通しは、すべての資産および負債の期限プロファイル（資金調達マトリクス）ならびに発行戦略から成っている。

キャッシュ・フローに基づく当行の報告システムは、日次の流動性リスク情報を世界レベルおよび地域レベルの経営陣に提供している。

ストレス・テストおよびシナリオ分析は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて中心的役割を果たす。これには、様々なストレス・シナリオにおける資産の流動性（すなわち、手許資産の特性）ならびにオフバランスのコミットメントからの偶発的資金調達要求の評価も組み込まれている。毎月のストレス・テストの結果は、短期のホールセール資金調達プロファイル限度枠（無担保および担保付の両方）の調整に使用される。当該限度枠は、取締役会の全体的な流動性リスクの許容度への遵守を支える重要なツールである。

短期流動性およびホールセール資金調達

当行のグループ全体の報告システムは、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡する。当行は、この目的で、主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務が調達する無担保負債ならびに主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務およびエクイティズ業務が調達する担保付負債をホールセール資金調達と考えている。このような負債は、主に企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家から発生する。ホールセール資金調達プロファイル限度枠は、当行のストレス・テストの結果に対して調整され、内部ガバナンスに従い取締役会によって承認されるが、流動性リスクに関する当行の最大許容度を表すものである。ホールセール資金調達限度枠は、世界レベルのそれぞれの累積的キャッシュ・アウトフローおよび無担保ホールセール資金調達総額に適用され、日次で監視される。当行の流動性準備金は、短期のホールセール資金調達市場におけるストレスに対する主な軽減策である。個々の事業体レベルで、当行は、重要または適切と考えられる場合に、キャッシュ・フローの広範囲にわたる流動性アウトフロー限度枠を設定できる。

資金調達市場および資本市場発行

2013年の信用市場は、ユーロ圏および米国の継続的な政情不安、継続中の低金利環境、ならびに米連邦準備理事会による量的緩和プログラムの縮小計画による影響を受けた。当行の5年物CDSは81-136ベーシス・ポイントで取引され、3月にピークとなった。それ以降、スプレッドは減少し、年末時点で取引は年間の最安値に接近した。当行の債券のスプレッドも類似のボラティリティを示した。例えば、当行の4年物ユーロのベンチマーク（5.125%クーポン、2017年8月に期日到来）は20-57ベーシス・ポイントで取引され、これも年末には最安値に接近した。

2013年度の当行の最大18十億ユーロの資金調達計画（当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。）は、すべて完了し、ターム・ファンディングで186億ユーロを調達して2013年度を締めくくった。この資金調達の源泉は、無担保ベンチマーク債（45億ユーロ）、劣後ベンチマーク債（11億ユーロ）、無担保リテール・ターゲット債（56億ユーロ）、ならびに無担保および担保付私募債（75億ユーロ）の多岐にわたった。合計186億ユーロのうち、大部分はユーロ建て（102億ユーロ）であった。さらに、当行は、米ドル建てで56億ユーロを発行し、日本円および英ポンド建てでさらに少ない金額の発行を行った。直接発行に加えて、当行は、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。当行の投資家基盤は、リテール顧客（30%）、銀行（23%）、資産運用会社および年金基金（20%）、保険会社（4%）および機関投資家を含むその他（23%）から成っていた。地理的分布は、ドイツ（25%）、残りのヨーロッパ（45%）、米国（19%）、アジア太平洋（9%）およびその他（2%）に分かれていた。2013年12月31日現在の当行の資本市場発行合計残高のうち、約80%は無担保ベースで発行された。

関連する変動指標（例えば、Libor）に対する当行の発行の平均スプレッドは、通年で36ベーシス・ポイントであり、平均残存期間は4.4年であった。当行の発行活動は上半期の方が活発で、2013年度下半期には発行量が減少した。当行は、各四半期において、それぞれ60億ユーロ、65億ユーロ、27億ユーロおよび34億ユーロを発行した。』

2014年度において、当行のベースケースの資金調達計画は20十億ユーロであり、当行は、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか1つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行はこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、2014年に、資本市場発行の合計約20十億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。

ホールセール資金調達および資本市場発行の期限プロファイルに関する情報については、217ページ（訳者注：原文のページ）の表を参照のこと。

『

資金調達の分散

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行の資金調達プロファイルの分散は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて重要な要素である。当行の最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金およびホールセール顧客からの借入は、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主にグローバル・リクイディティ・マネジメント業務からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に現金および流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするファンドブリーフ債のライセンスを有している。

2013年度において、当行では、広範な貸借対照表の債務圧縮に沿って、全般的な資金調達量を減少させた。外部資金調達総額は期中に117十億ユーロ（11%）減少したが、その大部分がCB&S業務によるものであり、当行は特に無担保ホールセール資金調達を20十億ユーロ（21%）、担保付資金調達およびショートを43十億ユーロ（22%）減少させた。資本市場およびエクイティ（17十億ユーロ、8%）、トランザクション・バンキング（16十億ユーロ、8%）ならびにリテール顧客（9十億ユーロ、3%）からの資金調達にも、より少ないが減少が見られた。当行の最も安定した資金調達源泉（資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。）の全体的な割合は、62%から66%に上昇した。

無担保ホールセール資金調達は、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマーシャル・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。さらに、資金調達ビークルには、コンジットを通じて発行した資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）11十億ユーロが含まれている。

無担保ホールセール資金調達および担保付資金調達の全体量は、当行の基礎となる事業活動に基づき報告日間で変動した。主として担保付資金調達取引における取引増加は、大部分は顧客関連の証券金融業務の増加および流動性の高いトレーディング資産の手元有高の四半期中の増加により生じている。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク許容度に従った正常な短期の資金調達プロファイルを促進するため、当行はこれらの資金調達源泉に対する限度枠の構造（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行は、全般的な資金調達の分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

下のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。

外部資金調達源泉の構成

単位：十億ユーロ

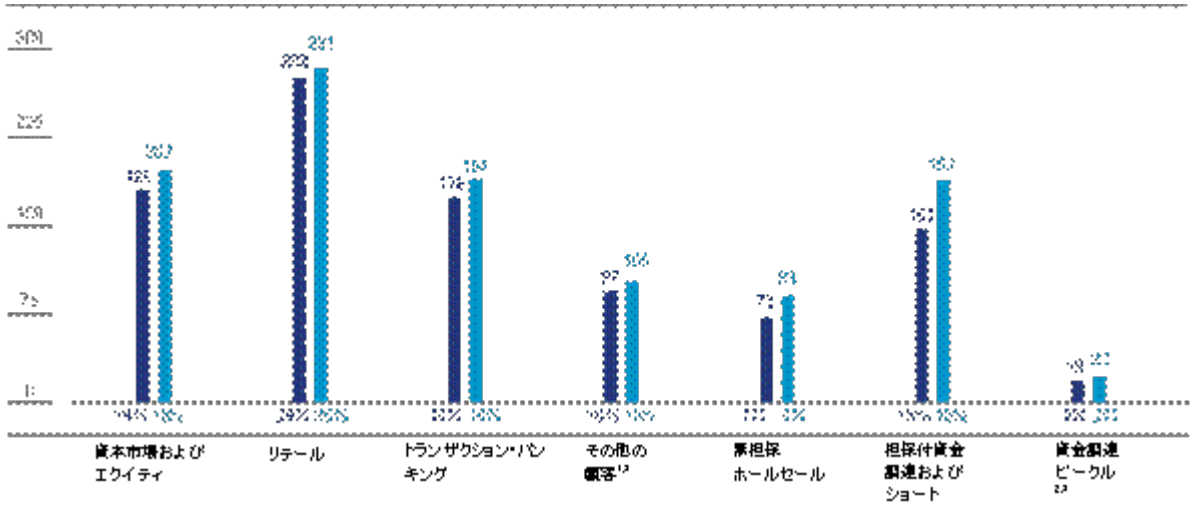

■ 2013年12月31日現在：総額984十億ユーロ

■ 2012年12月31日現在：総額1,101十億ユーロ

1　その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金／プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

2　ABCPコンジットを含む。

3　2012年度末について、当行は単一の事業体に関連する金額37億ユーロをその他の顧客から資金調達ビークルに分類変更した。金額はそれに応じて修正されている。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2013年12月31日および2012年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高524十億ユーロ（786十億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネッティングの影響に関する加算50十億ユーロ（71十億ユーロ）、その他の非資金調達負債55十億ユーロ（65十億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。』

以下の表は、短期のホールセール資金調達（無担保ホールセール資金調達に資産担保コマーシャル・ペーパーを加えたものから成る。）および資本市場発行の契約上の返済期限を示している。

ホールセール資金調達および資本市場発行の返済期限

							2013年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	14,446	5,704	5,536	1,350	27,035	9	148	27,192
その他のホールセール顧客からの預金	5,589	4,419	861	259	11,127	129	128	11,384
CDおよびCP	4,819	19,135	7,188	3,646	34,789	31	14	34,834
ABCP	5,221	4,833	541	0	10,596	0	0	10,596
シニア無担保プレーンバニラ債	2,364	1,632	3,203	3,561	10,760	10,014	32,851	53,625
シニア無担保仕組みノート	470	1,566	1,257	3,585	6,877	4,312	19,746	30,935
カバード・ボンド／ABS	149	1,208	113	1,660	3,130	1,677	20,457	25,263
劣後負債	255	4,527	1,137	670	6,588	2,511	10,948	20,048
その他	70	21	6	0	97	0	76	173
合計[1]	**33,382**	**43,046**	**19,841**	**14,730**	**110,999**	**18,683**	**84,368**	**214,050**
このうち担保付きのもの	5,370	6,042	654	1,660	13,726	1,677	20,457	35,859
このうち無担保のもの	28,012	37,004	19,187	13,070	97,274	17,006	63,911	178,190

1　コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

1年以内に満期が到来するホールセール負債および資本市場発行の合計金額（2013年12月31日現在で111十億ユーロ）は、流動性準備金合計の196十億ユーロとの関連で考えられるべきである。1年以内に満期が到来する金額の減少は主に、当行の貸借対照表の債務圧縮イニシアチブによるものである。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	24,627	5,820	2,542	870	33,859	25	214	34,098
その他のホールセール顧客からの預金	20,776	1,996	779	465	24,015	185	294	24,495
CDおよびCP	9,978	14,880	5,329	3,625	33,812	283	183	34,277
ABCP[2]	6,127	5,614	575	0	12,316	0	0	12,316
シニア無担保プレーンバニラ債	1,972	4,921	5,101	4,489	16,483	6,929	37,419	60,832
シニア無担保仕組みノート	969	1,271	1,331	2,640	6,210	4,611	21,184	32,005
カバード・ボンド／ABS	1,501	1,120	0	11	2,631	3,555	25,316	31,502
劣後負債	2,180	4,704	1,750	1,262	9,898	1,069	11,940	22,906
その他	7	33	12	6	58	18	227	303
合計[1,2]	**68,137**	**40,358**	**17,419**	**13,368**	**139,283**	**16,675**	**96,777**	**252,735**
このうち担保付きのもの	7,628	6,734	575	11	14,947	3,555	25,316	43,818
このうち無担保のもの	60,509	33,625	16,844	13,357	124,335	13,120	71,461	208,917

1　コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

2　2012年度末について、当行は単一の事業体に関連する金額37億ユーロをABCPにおいて追加的に考慮している。金額はそれに応じて修正されている。

以下の表は、短期のホールセール資金調達および資本市場発行の通貨別内訳を示している。

ホールセール資金調達および資本市場発行（通貨別内訳）

	2013年12月31日現在					2012年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	2,630	19,453	1,516	3,592	27,192	3,924	18,121	6,336	5,717	34,098
その他のホールセール顧客からの預金	2,177	6,413	667	2,127	11,384	3,139	15,709	778	4,868	24,495
CDおよびCP	6,291	22,467	4,394	1,682	34,834	5,715	20,341	4,524	3,698	34,277
ABCP	1,245	8,132	1,219	0	10,596	848	9,975	1,493	0	12,316
シニア無担保プレーンバニラ債	39,500	8,676	1,794	3,656	53,625	43,220	12,918	24	4,670	60,832
シニア無担保仕組みノート	13,381	12,072	164	5,319	30,935	12,594	12,245	223	6,943	32,005
カバード・ボンド／ABS	25,263	0	0	0	25,263	31,484	11	7	0	31,502
劣後負債	11,264	8,028	176	579	20,048	14,673	7,289	221	724	22,906
その他	72	2	2	97	173	72	173	0	59	303
合計	**101,823**	**85,243**	**9,932**	**17,052**	**214,050**	**115,670**	**96,780**	**13,606**	**26,679**	**252,735**
このうち担保付きのもの	26,508	8,132	1,219	0	35,859	32,333	9,985	1,500	0	43,818
このうち無担保のもの	75,314	77,111	8,713	17,052	178,190	83,337	86,795	12,105	26,679	208,917

『

資金調達マトリクス

当行は、期限プロファイル（資金調達マトリクス）を作成するため、すべての資金調達関連資産およびすべての負債をその経済的期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。資金調達マトリクスは、全通貨ベースに加え、選定された個別の通貨および法人企業に関しても作成される。当行は、トレーディング資産の流動性は概して契約上の期限が示唆するよりも高いと仮定し、相対的な流動性価値を反映した個々の流動性プロファイルを決定している。当行は、資本市場の状況に関わらず更新または期限延長される傾向にあるリテール・バンキング業務からの資産および負債（モーゲージ貸出金およびリ

テール預金）については、予想される期限延長を反映したタイム・バケットに割当てている。ホールセール・バンキング商品は、契約上の期限で含められている。

資金調達マトリクスは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することにより、未手当の流動性エクスポージャーの管理を容易にする。資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当期中に、取締役会は当行の米ドルの資金調達マトリクスに関する特定のリスク許容度を導入した。これは、あらゆるタイム・バケット（＞1年から＞10年）における最大ショート・ポジションを10十億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（＞1年から＞10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク許容度を補完するものである。2013年度および2012年度末現在、両方の資金調達マトリクスが各リスク許容度に従っていた。』

移転価格決定

当行は、すべての業務に適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産、(ii)資金調達期限に従った負債および(iii)予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進する移転価格決定のフレームワークを運営している。

この移転価格決定のフレームワーク内で、当行は資金調達および流動性リスクの費用および便益を当行の業務ユニットに配分し、当行の流動性リスク・ガイドラインに従った財務上のインセンティブを設定する。移転価格は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムの対象となる。流動性プレミアムは財務部によって設定され、分離された流動性勘定に集められる。財務部の流動性勘定は長期流動性費用の集合である。流動性勘定の管理および費用配分は、ドイツ銀行内の移転価格決定の資金調達コストにとって重要な変数である。

流動性準備金

『

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。』

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想されるストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社レベルまたは在外支店レベルで集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。以下に報告された流動性準備金に加え、現地のストレス時のアウトフローを超える、19十億ユーロの流動性準備金が存在していた。これは、現地の関連する貸出要件または同様の規制上の制約により移転制限の対象となる事業体に留保されている。このため当行は、この金額を自由に移転可能な流動性準備金には含めていない。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：十億ユーロ	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	78	77	128	128
親会社（在外支店を含む）	68	67	112	112
子会社	10	10	16	16
流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む）	95	89	91	82
親会社（在外支店を含む）	71	67	56	52
子会社	24	22	35	30
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	23	17	13	10
親会社（在外支店を含む）	17	13	12	9
子会社	6	4	1	1
流動性準備金合計	**196**	**183**	**232**	**220**
親会社（在外支店を含む）	156	147	180	173

子会社	41	36	52	47

2013年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2012年12月31日現在232十億ユーロであったのに対し、196十億ユーロであった。2013年度における36十億ユーロの減少の主な要因は、期中の無担保ホールセール資金調達の20十億ユーロの減少に加え、他の負債源泉における減少であった。当期中の当行の平均流動性準備金は、2012年度が211十億ユーロ（2012年度の数値はポストバンクを除外している。）であったのに対し、216十億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

『

ストレス・テストおよびシナリオ分析

当行は、当行の流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行が適用するシナリオは、過去のイベント（1987年の株式市場暴落、1990年の米国における流動性危機、および2001年9月のテロ攻撃等）、流動性危機の事例研究および仮定のイベントならびに最近の金融市場危機から学んだ教訓に基づいている。

これらには、長期にわたる短期金融市場および担保付資金調達の停滞、担保放棄、通貨の交換可能性の減少、シンジケーションの頓挫ならびにその他のシステミックな連鎖反応が含まれている。シナリオの種類は、機関特有のイベント（例えば、格下げ）、市場関連のイベント（例えば、システミック・マーケット・リスク）およびシステミックなマーケット・ショックと複数段階の格下げを結びつける両方の複合シナリオをカバーしている。当行は、特定の重要な通貨および事業体にストレス・シナリオを適用する。

これらの各シナリオの下で、当行は、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金の貸換率が高く（フランチャイズ価値を支えるため）、一方で負債の借換えには部分的または完全に失敗することにより資金調達ギャップが生じる、と仮定する。これに関連して、最もリスク感応度の高い源泉（商業銀行からの無担保資金調達、短期金融市場投資信託および資産担保コマーシャル・ペーパーを含む。）からのホールセール資金調達は、ストレスの深刻な局面において契約上借換えできないことが仮定されている。さらに、当行は、ストレス下において実現する恐れのある偶発リスクからの潜在的な資金調達要求を分析する。これには与信枠の引出、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加、および契約上格付トリガーのある預金からのアウトフローが含まれる。次いで当行は、結果として生じた資金の純不足額を埋め合わせる対策をモデリングする。この対策には、当行の流動性準備金およびその他の制約を受けない有価証券からの潜在的なさらなる資産の流動性が含まれる。ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび各国レベルで、重要なユーロ圏外の通貨（特にユーロ以外の主要な資金調達通貨としての米ドル）にわたって実施される。当行は、ストレス・テストの重要な仮定を定期的にレビューし、2013年度にわたって多数の仮定の強度を増加させている。

ストレス・テストは当行の流動性リスク管理のフレームワークの中に完全に統合されている。当該目的上、当行は、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行が考えるもの）にわたり契約上のホールセール・キャッシュ・フローを通貨別、商品別に使用し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのすべての潜在的リスク・ドライバーに対して関連のストレス・ケースを適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行は、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を月次で分析する。流動性ストレス・テストは、当行の緊急時資金調達計画（取締役会によって承認される。）のための基礎を提供する。』

当行のストレス・テスト分析は、極端な状況下で十分な流動性を生み出す能力について評価するものであり、目標とする流動性リスク・ポジションを定義する際の重要な情報となっている。当該分析は月次で行われる。以下の表は、定義され、定期的にレビューされた各シナリオの下で、当行がプラスの正味流動性ポジションを維持することを示している。これは、異なる源泉を通じて当行が創出できる埋め合わせ流動性が、トリガー・イベントが起こった後8週間のタイム・ホライズンにわたる当行の累積的資金調達ギャップを相殺して余りあることによる。

全通貨の世界的なストレス・テストの結果

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在[1]		
単位：十億ユーロ	資金調達ギャップ[2]	ギャップ解消[3]	正味流動性ポジション	資金調達ギャップ[2]	ギャップ解消[3]	正味流動性ポジション
システミック・マーケット・リスク	31	179	148	39	217	178
新興市場	10	195	185	15	216	201
1段階の格下げ（DB独自）	37	178	141	45	222	177

A-2/P-2への格下げ（DB独自）	170	208	37	215	262	47
複合シナリオ[4]	181	204	23	227	255	28

1 2012年度の数値は当時の手法に基づいており、当期中に導入されたストレス・テストに関する仮定の変更を反映するための修正は行われていない。
2 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
3 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
4 システミック・マーケット・リスクとA-2/P-2への格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的なストレス・テストの結果

	2013年12月31日現在		
単位：十億ユーロ	資金調達ギャップ[1]	ギャップ解消[2]	正味流動性ポジション
複合シナリオ[3]	89	132	43

1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
3 システミック・マーケット・リスクとA-2/P-2への格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

追加的な契約上の義務

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	5,459	9,071	3,593	6,912
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	0	502	544	1,080

金融業界において流動性管理の重要性が増しているため、当行では、流動性リスク関連事項について中央銀行、監督機関、格付機関および市場参加者との活発な協議を継続している。当行は流動性に関し多数のワーキング・グループに参加しており、金融機関における流動性リスクの評価および管理のための業界標準の創設への取り組みを支援している。当行の内部流動性管理システムに加え、ドイツの銀行の流動性エクスポージャーは、銀行法およびBaFinにより公表された規則により規制されている。

CRRに基づく流動性要求

バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）は、バーゼル3規則の一部として、銀行の最低流動性基準である流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）を定めた。LCRは、ストレス・シナリオにおける30日のタイム・ホライズンにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。LCRは、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額と、ストレス時の正味アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）との比率である。

この要求は、所要自己資本規制（以下「CRR」という。）を通じて欧州法に導入されている。CRRは、2014年からLCRの構成要素が監督機関に報告されなければならない旨を規定している。しかし、当該基準（その最終的な形態は欧州委員会によって設定される。）への遵守は、2015年まで要求されない。2015年に遵守が求められる当初の最低比率は60%である。LCRの規定は依然として2014年中にさらなるレビューの対象となることを踏まえ、比較可能性の向上の目的で、バーゼル3の規定に基づく当行の想定上のLCR（2013年12月31日現在107%）が計算されている。

2番目の基準である安定調達比率（以下「NSFR」という。）に関する提案が、当初2010年12月にBCBSによって公表され、アップデートが2014年1月に公表された。現在のところ協議段階ではあるが、NSFRは、より長期のタイム・ホライズンにわたり負債の期限を資産と正確にマッチさせるよう銀行に要求すると予想されている。NSFRもまた、CRRに基づく欧州の銀行の報告要求の一部を成す。NSFRの定義は、未だCRR/CRD 4によって規定されていない。その最終的な定義は、監督機関の報告結果の評価に基づいて詳しく規定される。NSFRは、欧州委員会からの法案に基づいて、法律制定プロセスを経て、2018年までに最低基準として導入される見込みである。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差し入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。さらに当行は、保険子会社が保有し、保険負債を支えるために実質的に利用可能な

オンバランスの資産、およびストラクチャード・エンティティが受益者（通常は当該企業が発行した債券を購入した当事者）のために担保として保有する資産も、制約を受ける資産と見なしている。すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、この項の流動性準備金の開示を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差し入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。例えば、その他には、現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金のうち、中央銀行に対する最低預金準備の充当に必要な残高、ならびに第三者が保有する一般的な銀行の資金調達に利用できない分別現金残高が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

	2013年12月31日現在			
			制約を受けない資産	
単位：十億ユーロ オンバランス	資産	制約を受ける資産[1]	すぐに利用可能	その他
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	95.1	1.1	86.8	7.2
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	245.4	94.4	151.0	0
売却可能金融資産	48.3	7.8	40.5	0
貸出金	376.6	56.6	10.1	309.9
その他	143.9	7.7	0	136.2
オンバランス合計（デリバティブ、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券を除く。）	909.3	167.6	288.5	453.3

1　制約を受ける資産はIFRS第12号の制限された資産の定義に従っている。

	2013年12月31日現在			
			制約を受けない資産	
単位：十億ユーロ オフバランス	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
担保として受け入れた有価証券の公正価値	282.0	241.7	40.3	0

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。デリバティブ、借入有価証券、および売戻条件付買入有価証券は上記の表のオンバランス合計から除外されている。逆レポ契約および借株契約に基づいて受け入れた有価証券はいずれも、担保として受け入れた有価証券の公正価値に含まれている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、特定の保険会社またはストラクチャード・エンティティで保有される資産を除いて、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。

2013年12月31日現在、当グループのオンバランスの資産のうち制約を受けるものは僅か168十億ユーロであった（デリバティブ、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券を除く。）。制約を受けるオンバランスの資産は主に、トレーディング・ポートフォリオおよびその他の有価証券に関する企業融資、ならびにローン担保に裏付けされた資金調達（例えばファンドブリーフ債やカバード・ボンド）に関連していた。

2013年12月31日現在、当グループが担保として受け入れていた有価証券の公正価値は282十億ユーロであり、このうち242十億ユーロは売却されたかまたは担保として差し入れられていた。こうしたオーバーナイト担保は通常、プライム・ブローカレッジを含む顧客活動を促進するための取引に加え、取引所取引ファンドに関して差し入れられた担保およびデリバティブの委託証拠金要求に関連している。

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じても一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「ストレス・テスト」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「資金調達マトリクス」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、2013年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払（オーバーナイトおよび1日前通知を含む。）	1ヶ月以内	1ヶ月超3ヶ月以内	3ヶ月超6ヶ月以内	6ヶ月超9ヶ月以内	9ヶ月超1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超	合計
現金および銀行預け金	86,474	6,911	50	131	1,383	26	55	38	70	95,139
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	529	10,359	6,437	4,917	3,449	665	999	8	0	27,363
対銀行	304	3,564	786	1,028	0	0	77	8	0	5,766
対顧客	225	6,795	5,651	3,890	3,449	665	923	0	0	21,596
借入有価証券	20,648	171	0	0	0	0	0	22	30	20,870
対銀行	1,664	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
対顧客	18,983	171	0	0	0	0	0	22	30	19,205
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産－トレーディング	738,021	101,913	17,680	6,432	2,658	1,027	4,086	6,393	21,046	899,257
トレーディング資産	210,070	0	0	0	0	0	0	0	0	210,070
固定利付有価証券および貸出金	143,947	0	0	0	0	0	0	0	0	143,947
持分証券およびその他の変動利付有価証券	61,393	0	0	0	0	0	0	0	0	61,393
その他のトレーディング資産	4,730	0	0	0	0	0	0	0	0	4,730
デリバティブ金融商品のプラスの時価	504,590	0	0	0	0	0	0	0	0	504,590
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	23,360	101,913	17,680	6,432	2,658	1,027	4,086	6,393	21,046	184,597
売戻条件付買入有価証券	8,485	84,607	13,783	3,789	2,054	749	1,914	1,081	301	116,764
借入有価証券	14,875	14,187	3,424	0	0	0	0	0	0	32,485
固定利付有価証券および貸出金	0	3,109	474	2,531	598	273	2,106	5,128	10,806	25,025
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	10	0	0	1	0	16	0	9,872	9,898
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0	0	111	6	5	50	185	67	424
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	15	82	163	31	37	227	1,562	1,895	4,011
売却可能金融資産	0	1,533	1,641	1,900	749	737	4,756	20,317	16,692	48,326
固定利付有価証券および貸出金	0	1,533	1,641	1,900	749	737	4,572	20,317	14,962	46,413
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	0	183	0	1,730	1,913

貸出金	18,458	41,810	21,623	20,283	9,662	9,730	26,867	64,249	163,899	376,582
対銀行	322	4,043	5,152	4,236	1,752	882	2,610	4,053	389	23,440
対顧客	18,136	37,767	16,470	16,047	7,909	8,848	24,258	60,196	163,510	353,142
リテール	3,911	13,715	2,973	5,204	3,257	3,177	9,294	24,055	124,745	190,331
法人およびその他の顧客	14,226	24,052	13,497	10,844	4,652	5,671	14,961	36,139	38,770	162,810
その他の金融資産	87,181	780	353	216	93	103	40	0	3,541	92,307
金融資産合計	**951,311**	**163,492**	**47,865**	**34,042**	**18,025**	**12,326**	**37,031**	**92,588**	**207,173**	**1,563,854**
その他の資産	**19,633**	**3,374**	**988**	**703**	**372**	**254**	**426**	**1,064**	**20,733**	**47,546**
資産合計	**970,944**	**166,866**	**48,852**	**34,745**	**18,397**	**12,581**	**37,457**	**93,652**	**227,906**	**1,611,400**

以下の表は、2013年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払（オーバーナイトおよび1日前通知を含む。）	1ヶ月以内	1ヶ月超3ヶ月以内	3ヶ月超6ヶ月以内	6ヶ月超9ヶ月以内	9ヶ月超1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超	合計
預金	290,284	66,181	117,026	16,936	7,290	6,258	4,849	8,203	10,721	527,750
対銀行	61,302	15,357	9,993	6,987	1,503	1,154	2,801	5,982	9,099	114,176
対顧客	228,982	50,824	107,034	9,949	5,788	5,104	2,048	2,222	1,623	413,574
リテール	89,689	5,874	90,186	3,695	2,825	2,478	1,144	1,065	194	197,149
法人およびその他の顧客	139,294	44,950	16,848	6,254	2,963	2,626	904	1,157	1,429	216,425
トレーディング負債	539,232	0	0	0	0	0	0	0	0	539,232
トレーディング証券	54,951	0	0	0	0	0	0	0	0	54,951
その他のトレーディング負債	853	0	0	0	0	0	0	0	0	853
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	483,428	0	0	0	0	0	0	0	0	483,428
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（貸出コミットメントおよび金融保証を除く。）	25,428	12,660	39,535	1,639	654	770	1,835	4,673	2,717	89,911
買戻条件付売却有価証券	22,870	11,887	38,221	639	26	0	0	0	0	73,642
長期債務	531	16	774	479	425	637	1,387	2,649	2,443	9,342
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	2,028	757	540	521	202	133	449	2,023	274	6,927
投資契約負債	0	25	50	50	50	692	72	1,255	5,871	8,067
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	1	19	17	13	5	57	181	323	616
中央銀行ファンド借入金	2,056	0	0	0	0	400	0	0	0	2,455
買戻条件付売却有価証券	6,477	3,227	703	519	0	0	0	0	0	10,926
対銀行	6,405	2,077	469	447	0	0	0	0	0	9,399
対顧客	72	1,150	234	71	0	0	0	0	0	1,528
貸付有価証券	2,079	27	0	0	0	0	0	0	198	2,304
対銀行	215	15	0	0	0	0	0	0	0	230
対顧客	1,865	12	0	0	0	0	0	0	198	2,075

その他の短期借入金	36,693	6,950	9,252	5,076	408	1,388	0	0	0	59,767
長期債務	0	8,903	6,692	5,685	4,690	5,395	17,636	42,665	41,417	133,082
負債証券－優先	0	2,704	4,026	4,251	3,804	5,009	15,751	37,412	30,500	103,457
負債証券－劣後	0	62	2,318	871	152	241	763	620	2,550	7,578
その他の長期債務－優先	0	6,133	337	336	705	126	920	3,919	8,033	20,508
その他の長期債務－劣後	0	5	10	227	28	19	201	714	334	1,539
信託優先証券	0	1,101	3,219	483	107	280	1,544	5,018	174	11,926
その他の金融負債	131,965	525	3,374	91	350	226	468	254	107	137,362
金融負債合計	**1,034,216**	**99,602**	**179,871**	**30,496**	**13,562**	**15,413**	**26,461**	**62,249**	**61,528**	**1,523,400**
その他の負債	**32,841**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**32,841**
資本合計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**54,966**	**54,966**
負債および資本合計	**1,067,057**	**99,602**	**179,871**	**30,496**	**13,562**	**15,413**	**26,461**	**62,249**	**116,494**	**1,611,207**
オフバランスのコミットメントの付与	5,249	11,088	11,871	15,458	9,783	14,173	26,565	74,145	23,957	192,290
銀行	9	1,327	1,580	2,280	1,074	1,025	1,980	1,250	314	10,841
リテール	567	372	218	481	743	629	2,321	759	7,393	13,484
法人およびその他の顧客	4,673	9,390	10,073	12,696	7,966	12,519	22,264	72,136	16,250	167,966

次へ

『

資本管理

当行の財務機能は、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルの両方で、資本を管理している　財務部は、株式の発行および買戻しを含む、資本戦略（それ自体は資本およびリスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の最善のバランスを達成するために、当行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSの会計基準に基づく帳簿上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

当行の全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に１回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。現地の資産負債委員会は、当行の地域の財務チームの管理下でそのニーズに応える。現地の資産負債委員会はさらに、ドイツ銀行AGへの送金が可能な配当金に係る制限または親銀行に対し貸出を行う子会社の能力に係る制限といったあらゆる要件への準拠性を確保する。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を考慮に入れる。

当行のコアの通貨は、ユーロ、米ドルおよび英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行の在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。

財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行の資本基盤を保護することを意図している。

財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を創出する、逆循環的な機会を示している。

2013年度第2四半期に、当行は、授権資本から新株引受権を除外した新株90百万株の発行により資本を調達した。結果として、発行済株式総数は1,019,499,640株に増加した。新株は、2013年4月30日にアクセレレーテッド・ブックビルディング・オファリングにより機関投資家に発行された。当該株式発行による収入総額は30億ユーロであった。この増資の目的は、当行の規制自己資本の一層の強化であった。

2013年度より、当グループは、CRR/CRD4に基づく規制上の要件の一層の増加を反映するため、ならびに資本の配分を当行の伝達済みの資本目標および資本利益率目標と整合させるために、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分を精緻化した。現在のところ、所要規制自己資本が経済的観点からの所要額を上回っている。新手法のもとでは、内部的な所要規制自己資本は、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率を10.0%とし、CRR/CRD4規則の完全実施を仮定して算出されている。このため、帳簿上の資本の配分フレームワークは現在、CRR/CRD 4（完全適用）に基づくリスク・ウェイテッド・アセットおよび一定の規制自己資本の控除項目に左右される。結果として、各セグメントに配分される資本の金額が主にCB&SおよびNCOUにおいて増加した。2012年度の数値はこの影響を反映するように調整された。2012年度において、当行は、（バーゼル2.5規則に基づき）コアTier 1資本比率を9.0%と仮定して所要規制自己資本を算出していた。当行の平均アクティブ資本が、全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を超過する場合、当該超過金額は連結および調整に割り当てられる。2013年7月1日より、アクティブ資本の定義はCRR/CRD 4フレームワークに揃えられており、外貨換算調整額を除く、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）は現在、アクティブ資本の一部となっている。

2012年度年次株主総会では、2016年11月末までに上限92.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち46.5百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。2012年度年次株主総会時点で、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は合計10.9百万株であった。2012年度年次株主総会（2012年5月31日）から2013年度年次株主総会（2013年5月23日）までの間に16.8百万株が購入され、このうち6.8百万株はエクイティ・デリバティブを通じて行われた。同じ期間中に、27.7百万株が株式報酬目的で使用された。このため、2013年度年次株主総会時点で、自社株買いにより自己株式に保有する株式数はゼロに近かった。

2013年度年次株主総会では、2018年４月末までに上限101.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち51.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、2012年度年次株主総会の権限は置き換えられた。2013年度年次株主総会から2013年12月31日までの間に20.0百万株が購入され、このうち5.4百万株はエクイティ・デリバティブを通じて行われた。買い戻した株式は同じ期間中に株式報酬目的で使用されたため、2013年12月31日現在、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は依然としてゼロに近かった。

2013年度年次株主総会ではさらに、既存の額面価格230.4百万ユーロ（90百万株）の授権資本を、同じ金額だがより広範で、新株引受権を除外した株式発行も認める新たな権限に置き換えた。利用可能な授権資本の額面価格の総額は922百万ユーロ（360百万株）である。さらに、取締役会が利用可能な条件付資本の額面価格の総額は691百万ユーロ（270百万株）である。

2013年12月31日現在、バーゼル2.5規則に基づくその他Tier 1資本残高合計（ほぼ全額が非累積的信託優先証券）は、2012年12月31日現在125億ユーロであったのに対し、122億ユーロであった。この減少は、主に、米ドル建その他Tier 1資本への外国為替の影響によるものであった。2013年度において、当行は、その他Tier 1資本を調達も償還もしなかった。

バーゼル2.5規則に基づく利益参加権は、2012年12月31日現在11億ユーロであったのに対し、8億ユーロであった。2013年12月31日現在、バーゼル2.5規則に基づくLower Tier 2資本合計は、2012年12月31日現在91億ユーロであったのに対し、73億ユーロであった。償還および規制上の満期控除は、2013年度第2四半期における15億米ドルの劣後Tier 2ノートの発行により一部相殺された。2013年12月31日現在、バーゼル2.5規則に基づく累積的優先証券は、2012年12月31日現在292百万ユーロであったのに対し、287百万ユーロであった。

規制自己資本

適正自己資本

2008年度より、当行は、バーゼル銀行監督委員会による2004年度からの改訂版自己資本のフレームワーク（以下「バーゼル2」という。）をドイツ法に組み入れた、ドイツ銀行法およびドイツ・ソルベンシー規制に従って、ドイツ銀行機関グループの連結自己資本比率の計算および公表を行っている。2011年12月31日より、当行の自己資本比率の計算には、ドイツ銀行法およびドイツ・ソルベンシー規制によってドイツ法に移行された「バーゼル2.5」のフレームワークに従って、トレーディング勘定および証券化ポジションに関して修正された所要自己資本が組み入れられている。「バーゼル2.5」のフレームワークは、2013年12月31日現在も、当行の適正自己資本の計算における法的根拠である。

前述の通り、欧州連合では、新たなバーゼル3の自己資本フレームワークが、2013年6月27日公表の所要自己資本規制（以下「CRR」という。）および所要自己資本指令第4次改正（以下「CRD 4」という。）によって導入されている。これらは特に、規制自己資本に関する新たな規制上のフレームワークを表すものである。新たな規制自己資本のフレームワークは2014年1月1日から適用されており、一方、資本バッファーは2016年から段階的に導入される予定である。当行は、開示の明確化を目的として、以下の項ならびに適正自己資本および規制自己資本に関する表において、CRR/CRD 4からの用語を使用している。しかしながら、本書の各対象期間に関して開示されている数値は、別途記載のない限り、ドイツ法に移行され、当該期間に関して依然として有効であるバーゼル2.5のフレームワークに基づいている。

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本（以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。）の計算に含められる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

上述の規制を踏まえて、以下の情報は銀行規制上の連結の原則に基づいている。

2013年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本、Tier 2資本およびTier 3資本から構成されていた。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本（以前はコアTier 1資本と呼ばれていた。）およびその他Tier 1資本から構成されていた。

普通株式等Tier 1資本は、主に普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金およびその他の包括利益から構成されており、規制上の調整の対象であった。規制上の調整として、当機関グループ以外の企業の資本を除外すること、および自己の信用リスクに起因する、金融負債に公正価値オプションを適用したことにより生じた資本への影響を取り除くことが挙げられる。当該調整にはさらに、のれんおよびその他の無形資産の控除に加え、Tier 1資本から半分、Tier 2資本から半分控除することが要求される以下の項目が含まれていた。すなわち、（ｉ）当行が10%（保険会社の場合、金融コングロマリットのソルベンシー・マージンの計算に含まれる場合を除き、最低20%の資本かまたは議決権）を超える資本を保有する連結対象外の銀行、金融機関および保険会社に対する投資、（ii）当行の内部格付手法（以下「IRBA」という。）モデルに基づき測定された中央政府、機関および法人ならびにリテール顧客に対するエクスポージャーに係る予想損失が、当該エクスポージャーに係る価値修正および引当金を上回る金額、（iii）一定の株式エクスポージャーに係る予想損失、リスク・ウェイテッド・アセットに含まれていない証券化ポジション、ならびに（iv）受渡し後5営業日以内に相手先による必要な支払がなされない場合の、相手先に受渡された有価証券の価値および再調達原価（ただし、取引が当行のトレーディング勘定に割り当てられている場合）である。

その他Tier 1資本は、非累積的信託優先証券等のハイブリッド資本項目から構成されていた。ハイブリッド資本性金融商品の金額には、その質に応じて、一定の限度が設けられていた。一般に、緊急時には転換が要求され、また管轄当局の主導によりいつでも転換可能なハイブリッドTier 1資本性金融商品は、普通株式等Tier 1資本の50%までに制限されていた。この限度内で、他のすべてのハイブリッドTier 1資本性金融商品は、普通株式等Tier 1資本の35%までに制限されていた。最後に、上述の2つの限度内で、期限付きのハイブリッドTier 1資本性金融商品および償還インセンティブを規定する条項の付された金融商品は、普通株式等Tier 1資本の15%の上限を超えてはならないとされた。

Tier 2資本は、主に累積的信託優先証券、一定の利益参加権および長期劣後債務、ならびに一定の上場有価証券に係る未実現利得の45%から構成されていた。Tier 2資本として含められる長期劣後債務の金額は、Tier 1資本の50%までに制限されていた。Tier 2資本の合計額は、Tier 1資本の100%までに制限されていた。

』

想定上のCRR/CRD 4ソルベンシー尺度

当行の規制上のリスク・ウェイテッド・アセット、自己資本および関連比率は、本書全体を通じてバーゼル2.5規則に基づいて記載されているが、当社はいくつかの箇所においてCRR/CRD 4規則の想定上の適用に基づいて追加的に計算した当行の規制上のリスク・ウェイテッド・アセット、自己資本および関連比率の尺度も記載している。当行の解釈は、当行がバーゼル2.5規則に基づくリスク・ウェイテッド・アセットおよび普通株式等Tier 1資本の計算に使用する方針と同じ組織および委員会によって支配される方針に正式に組み込まれている。CRR/CRD 4規則は2013年12月31日時点では未だ施行されていなかったため、この報告日において当該尺度は非IFRS財務尺度であり、無監査である。これらの想定上のCRR/CRD 4の計算が将来の規制上の自己資本基準に対する当行の進捗を反映することから、当行は想定上のCRR/CRD 4の計算が投資家に有用な情報を提供すると信じている。

完全適用されたCRR/CRD 4マトリクスは、想定ベースで実行されているが、銀行による完全適用された自己資本規則への移行を円滑化するために認められる規定の段階的導入および段階的廃止（すなわち、新たな規則の下ではもはや適格とされない金融商品の段階的廃止、および規制上の調整に関する新たな規則の段階的導入）を考慮していない。2012年12月31日現在の規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本および普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計は、利益剰余金に関する連結除外調整（合計727百万ユーロ）が規制上の調整前のCET 1資本から直接控除されたことから、修正されている。

『

バーゼル2.5に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	53,558	52,702
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-15,024	-14,746
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**38,534**	**37,957**
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	12,701	13,025
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	-519	-499
その他Tier 1（AT1）資本	**12,182**	**12,526**
Tier 1資本（T1 = CET 1 + AT1） [1]	**50,717**	**50,483**
規制上の調整前のTier 2（T2）資本	7,787	9,569
Tier 2（T2）資本に対する規制上の調整合計	-3,040	-3,037
Tier 2（T2）資本	**4,747**	**6,532**
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	**55,464**	**57,015**
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**300,369**	**333,605**

自己資本比率		
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	12.8	11.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	16.9	15.1
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	18.5	17.1

』

想定上のCRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要（無監査）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	53,846
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-19,850
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**33,995**
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	0
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	0

その他Tier 1（AT1）資本	**0**
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**33,995**
規制上の調整前のTier 2（T2）資本	**14,291**
Tier 2（T2）資本に対する規制上の調整合計	**-107**
Tier 2（T2）資本	**14,184**
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	**48,179**
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**350,143**

自己資本比率	
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	**9.7**
Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	**9.7**
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	**13.8**

想定上のCRR/CRD 4（無監査）およびバーゼル2.5（監査済）に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在
単位：百万ユーロ	想定上のCRR/CRD 4の完全適用（無監査）	バーゼル2.5（監査済）	バーゼル2.5（監査済）
普通株式等Tier 1（CET 1）資本：金融商品および準備金			
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	28,789	28,789	26,096
このうち、金融商品タイプ1[1]	N/A	N/A	N/A
利益剰余金	27,194	27,195	28,209
その他の包括利益累計額	-2,039	-2,457	-1,294
一般的な銀行リスクに関する資金	0	0	0
CET 1からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(3)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	N/A	N/A
2018年1月1日まで新規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A
非支配持分（連結CET 1に認められる金額）	0	130	124
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後）	-98	-98	-432
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	**53,846**	**53,558**	**52,702**
普通株式等Tier 1資本：規制上の調整			
追加的な価値の調整（マイナスの金額）[2]	N/A	N/A	N/A
無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-11,466	-11,466	-11,579
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,203	N/A	N/A
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金	-93	N/A	N/A
予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	-987	-430	-440
証券化資産に起因する資本の増加（マイナスの金額）	0	0	0
自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失[3]	-533	-1	-2
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-663	N/A	N/A
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有[4]	-36	-3	-5
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のCET 1金融商品の保有（マイナスの金額）	0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）[5]	0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）[6]	0	-1,589	-1,493
機関が控除の選択肢を選択した場合に1,250%のリスク・ウェイトが適用される以下の項目に関するエクスポージャー金額	0	-945	-953
このうち、金融部門以外の適格な保有（マイナスの金額）	0	0	0
このうち、証券化ポジション（マイナスの金額）	0	-945	-953
このうち、フリー・デリバリー（マイナスの金額）	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（10%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,667	N/A	N/A
15%基準超過額（マイナスの金額）	-1,828	N/A	N/A

このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有	-839	N/A	N/A
このうち、一時差異から生じた繰延税金資産	-989	N/A	N/A
当期損失（マイナスの金額）	0	0	0
CRR前措置の対象となる金額に関してCET 1資本に適用される規制上の調整	N/A	N/A	N/A
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整[7]	N/A	-215	-261
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してCET 1資本に対して減算または加算される金額[8]	-374	-374	-13
機関のAT1資本を超過する適格なAT1控除（マイナスの金額）	0	0	0
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	**-19,850**	**-15,024**	**-14,746**
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**33,995**	**38,534**	**37,957**

その他Tier 1（AT1）資本：金融商品			
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	0	12,701	13,025
このうち、適用される会計基準の下で資本に分類されるもの	0	0	0
このうち、適用される会計基準の下で負債に分類されるもの	0	12,701	13,025
AT1からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	N/A	N/A
2018年1月1日まで新規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A
子会社が発行し第三者が保有する、連結AT1資本に含まれるTier 1資本	0	0	0
このうち、段階的廃止の対象となる子会社発行の金融商品	N/A	N/A	N/A
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	**0**	**12,701**	**13,025**

その他Tier 1（AT1）資本：規制上の調整			
機関による自己のAT1金融商品の直接的または間接的な保有（マイナスの金額）[9]	0	-519	-499
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のAT1金融商品の保有（マイナスの金額）	0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを控除後）（マイナスの金額）[5]	0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）[6]	0	0	0
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、AT1資本に適用される規制上の調整（すなわち、残存金額）	N/A	N/A	N/A
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/A	N/A	N/A
このうち、無形資産	N/A	N/A	N/A
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	N/A	N/A	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要な投資	N/A	N/A	N/A
CRR第475条に従って移行期間中にTier 2（T2）資本からの控除に関してAT1資本から控除される残存金額	N/A	N/A	N/A
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してAT1資本に対して減算または加算される金額	N/A	N/A	N/A
機関のT2資本を超過するT2控除（マイナスの金額）	0	0	0
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	**0**	**-519**	**-499**
その他Tier 1（AT1）資本	**0**	**12,182**	**12,526**
Tier 1資本（T1 = CET 1 + AT1）[10]	**33,995**	**50,717**	**50,483**

Tier 2（T2）資本：金融商品および引当金

資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定[11]	14,291	7,787	9,569
T2からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(5)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/A	N/A	N/A
2018年1月1日まで新規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/A	N/A	N/A
子会社が発行し第三者が保有する、連結T2資本に含まれる適格な自己資本金融商品	0	0	0
このうち、段階的廃止の対象となる子会社発行の金融商品	N/A	N/A	N/A
信用リスク調整	0	0	0
規制上の調整前のTier 2（T2）資本	**14,291**	**7,787**	**9,569**

Tier 2（T2）資本：規制上の調整

機関による自己のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額）[9]	-107	-75	-152
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの保有（マイナスの金額）	0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）[5]	0	0	0
このうち、移行措置の対象とならない新規の保有	N/A	N/A	N/A
このうち、2013年1月1日より前に存在し、移行措置の対象となる保有	N/A	N/A	N/A
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）[6]	0	0	0
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、Tier 2資本に適用される規制上の調整（すなわち、残存金額）	N/A	N/A	N/A
CRR第472条に従って移行期間中に普通株式等Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/A	N/A	N/A
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	N/A	N/A	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要な投資	N/A	N/A	N/A
CRR第475条に従って移行期間中にその他Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/A	N/A	N/A
このうち、AT1金融商品の相互持合い	N/A	N/A	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の直接的な保有	N/A	N/A	N/A
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してTier 2資本に対して減算または加算される金額	0	-2,965	-2,885
Tier 2（T2）資本に対する規制上の調整合計	**-107**	**-3,040**	**-3,037**
Tier 2（T2）資本	**14,184**	**4,747**	**6,532**
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	**48,179**	**55,464**	**57,015**
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関連したリスク・ウェイテッド・アセット（すなわち、残存金額）	N/A	N/A	N/A
このうち、CET 1から控除されない項目（CRR残存金額）	N/A	N/A	N/A
このうち、AT1項目から控除されない項目（CRR残存金額）	N/A	N/A	N/A
T2項目から控除されない項目（CRR残存金額）	N/A	N/A	N/A
このうち、自己のT2金融商品の間接的またはシンセティックな保有	N/A	N/A	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の間接的またはシンセティックな保有	N/A	N/A	N/A
このうち、他の金融部門事業体の資本に対する重要な投資の間接的またはシンセティックな保有	N/A	N/A	N/A
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**350,143**	**300,369**	**333,605**
このうち、信用リスク	232,356	202,219	228,952
このうち、マーケット・リスク	66,896	47,259	53,058

このうち、オペレーショナル・リスク	50,891	50,891	51,595
自己資本比率およびバッファー			
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	9.7	12.8	11.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	9.7	16.9	15.1
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	13.8	18.5	17.1
機関特有のバッファー要求（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率で表した、CRR第92条(1)(a)に基づくCET 1要求、資本保全およびカウンターシクリカル・バッファー要求、システミック・リスク・バッファー、ならびにシステム上重要な機関のバッファー（G-SIIまたはO-SIIバッファー））[12]	9.0	N/A	N/A
このうち、資本保全バッファー要求	2.5	N/A	N/A
このうち、カウンターシクリカル・バッファー要求[13]	N/A	N/A	N/A
このうち、システミック・リスク・バッファー要求	0.0	N/A	N/A
このうち、グローバルなシステム上重要な機関（G-SII）またはその他のシステム上重要な機関(O-SII）のバッファー[14]	2.0	N/A	N/A
バッファーを満たすために利用可能な普通株式等Tier 1資本（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）[15]	3.7	N/A	N/A
控除の基準未満の金額（リスク・ウェイト前）			
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体の資本の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後）[5]	3,097	N/A	N/A
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後）[6]	2,340	N/A	N/A
一時差異から生じた繰延税金資産（10%基準未満の金額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）	2,760	N/A	N/A
Tier 2資本への引当金の算入に適用される上限			
標準的アプローチの対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整（上限適用前）	0	N/A	N/A
標準的アプローチに基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	488	N/A	N/A
内部格付手法の対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整（上限適用前）	0	0	0
内部格付手法に基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	984	894	1,006
段階的廃止措置の対象となる資本性金融商品			
段階的廃止措置の対象となるCET 1金融商品に対する現行の上限	N/A	N/A	N/A
上限によりCET 1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	N/A	N/A
段階的廃止措置の対象となるAT1金融商品に対する現行の上限	N/A	N/A	N/A
上限によりAT1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	N/A	N/A
段階的廃止措置の対象となるT2金融商品に対する現行の上限	N/A	N/A	N/A
上限によりT2から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/A	N/A	N/A

N/A－意味なし

1 CRR第26条(3)に言及されているEBAリストは、未だ公表されていない。

2 EBAの最終基準を待っている。このため、想定上のCRR/CRD 4の計算には含まれていない。

3 CRR第33条(1)(b)に基づく機関の自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で評価される機関の負債に係る利得および損失、ならびにCRR第33条(1)(c)に基づくデリバティブ負債に関連した機関の自己の信用リスクから生じるすべての公正価値利得および損失。

4 普通株式等の会計上の基礎額に既に考慮されている保有持分を除く。バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有のみ）。

5 当行の現在の解釈に基づき、控除は見込まれていない。バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有およびバーゼル2.5の閾値のみ）。

6 バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有およびバーゼル2.5の閾値のみ）。

7 バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、連結財務諸表調整規則(Konzernabschlussüberleitungsverordnung)に基づくプルデンシャル・フィルター）。

8　住宅ローンおよび預金保護のための資金（Fonds zur bauspartechnischen Absicherung）ならびに非金融持分法適用投資から生じる資本への影響に関するプルデンシャル・フィルター。
9　バーゼル2.5：バーゼル2.5規則に基づく数値（特に、直接的な保有のみ）。
10　バーゼル2.5：2013年12月31日および2012年12月31日現在、匿名参加分20百万ユーロが含まれていた。
11　償却が考慮されている。
12　CRR第92条(1)(a)では、最低4.5%の普通株式等Tier 1資本比率（追加的な資本バッファーを除く。）を要求している。
13　カウンターシクリカル・バッファー比率は未だ入手できない。
14　金融安定理事会が2013年11月に公表したG-SIIバッファー。
15　CET 1資本から、Tier 1および合計所要自己資本を満たすために使用されるCET 1項目を控除したものとして計算された。

以下の表は、2013年度および2012年度の期首から期末までの当行の普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1資本およびTier 2資本の主な変動の詳細を示している。

規制自己資本の変動

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
普通株式等Tier 1資本－期首残高	**37,957**	**36,313**
普通株式、発行（＋）および消却（－）の純影響	230	0
資本剰余金	2,428	83
利益剰余金	-57	-234
このうち、確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税金／外貨換算調整額を控除後	-659	-480
このうち、ドイツ銀行株主に帰属する純利益	666	263
自己普通株式、売却（＋）および購入（－）の純影響	47	763
その他の包括利益累計額の増減	-1,121	-424
外貨換算調整勘定、税引後	-1,121	-424
未払配当金	-765	-697
自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得／損失（税引後）の除外	1	126
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後の控除）	113	1,330
非支配持分	6	-875
銀行、金融会社および保険会社に対する控除可能な投資	-96	-161
リスク・ウェイテッド・アセットに含まれない証券化ポジション	7	1,911
リスク引当金を上回る予想損失	9	69
その他（規制上の調整を含む）	-225	-247
普通株式等Tier 1資本－期末残高	**38,534**	**37,957**
その他Tier 1資本－期首残高	**12,526**	**12,734**
その他Tier 1に適格な資本の新規発行	0	0
買戻し	0	0
その他（規制上の調整を含む）	-344	-208
その他Tier 1資本－期末残高	**12,182**	**12,526**
Tier 1資本	**50,717**	**50,483**
Tier 2資本－期首残高	**6,532**	**6,179**
Tier 2に適格な資本の新規発行	1,090	0
買戻し	-193	-179
償却	-2,766	-1,071
その他（規制上の調整を含む）	85	1,603
Tier 2資本－期末残高	**4,747**	**6,532**
規制自己資本合計	**55,464**	**57,015**

2013年度におけるCET 1資本の577百万ユーロの増加は主に、第2四半期における当行の株式発行による収入総額（合計30億ユーロ）に起因しており、外貨換算調整勘定および確定給付制度に関連した再測定の影響からのマイナスの影響11億ユーロ（659百万ユーロの税金を控除後）によって一部相殺されている。

普通株式は、ドイツ銀行AGの記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、2013年12月31日現在の各株式の名目価値は2.56ユーロであり、2012年12月31日から変わっておらず、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。2013年12月31日現在、合計1,019,499,640株が発行済みかつ全額払込済みであり、このうち171,904株を当行が保有し、1,019,327,736株が社外に流通していた。2012年12月31日現在、合計929,499,640株が発行済みかつ全額払込済みであり、このうち315,742株を当行が保有し、929,183,898株が社外に流通していた。全額払込済みでない発行普通株式はない。関連する株式プレミアムは資本剰余金に含まれている。

次へ

IFRSに準拠した連結貸借対照表から規制上の貸借対照表への調整（無監査）

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	連結貸借対照表	事業体の非連結／連結	規制上の貸借対照表
資産：			
現金および銀行預け金	17,155	-318	16,836
利付銀行預け金	77,984	-838	77,146
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,363	0	27,363
借入有価証券	20,870	-15	20,855
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産	210,070	-9,921	200,149
デリバティブ金融商品のプラスの時価	504,590	779	505,369
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	184,597	-11,985	172,611
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	899,257	-21,128	878,129
売却可能金融資産	48,326	-2,738	45,588
持分法適用投資	3,581	-195	3,386
貸出金	376,582	-7,413	369,168
土地建物および設備	4,420	-166	4,254
のれんおよびその他の無形資産	13,932	-1,943	11,990
その他の資産	112,539	4,200	116,739
当期税金資産	2,322	-6	2,317
繰延税金資産	7,071	-83	6,987
資産合計	1,611,400	-30,643	1,580,758

負債および資本：			
預金	527,750	5,167	532,917
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	13,381	0	13,381
貸付有価証券	2,304	-12	2,292
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング負債	55,804	-219	55,585
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	483,428	1,512	484,941
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	90,104	-2,307	87,797
投資契約負債	8,067	-8,067	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	637,404	-9,081	628,323
その他の短期借入金	59,767	-11,784	47,983
その他の負債	163,595	13,639	149,956
引当金	4,524	-88	4,435
当期税金負債	1,600	-45	1,556
繰延税金負債	1,101	-331	769
長期債務	133,082	-1,057	132,025
信託優先証券	11,926	455	12,380
負債合計	**1,556,434**	**30,416**	**1,526,019**
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	2,610	0	2,610
資本剰余金	26,204	-12	26,192
利益剰余金	28,376	-516	27,860
自己普通株式、取得原価	-13	0	-13
その他の包括利益累計額、税引後	-2,457	418	-2,039
株主持分合計	**54,719**	**-110**	**54,609**
非支配持分	247	-117	130
資本合計	54,966	-227	54,739
負債および資本合計	**1,611,400**	**-30,643**	**1,580,758**

以下の2つの表は、第三の柱に関連した特定の開示を示している。規制により、第三の柱に係る開示の監査は要求されていない。

社外流通の追加的Tier 1資本性金融商品に関する条件（無監査）

発行体	金額（単位：百万）	通貨	利払義務	発行体による終了権	ステップ・アップ条項等の早期償還のインセンティブ
DB Capital Trust Ⅰ	318	USD	・2009年3月30日まで：3ヶ月物LIBOR＋1.7% 2009年3月30日から：5年物米ドル・スワップ・レート＋2.7%	2009年3月30日以降5年ごとの3月30日。期間は90日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Trust Ⅱ	20,000	JPY	・2029年4月27日まで：年率5.2% 2029年4月27日から：5年物日本円スワップ・レート＋1.62%	最も早くて2029年4月27日。期間は90日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Trust Ⅲ	113	USD	・2014年6月30日まで：3ヶ月物LIBOR＋1.9% 2014年6月30日から：5年物米ドル・スワップ・レート＋2.9%	最も早くて2014年6月30日。期間は90日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Trust Ⅳ	153	USD	・2011年6月30日まで：3ヶ月物LIBOR＋1.8% 2011年6月30日から：5年物米ドル・スワップ・レート＋2.8%	2011年6月30日以降5年ごとの6月30日。期間は90日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Trust Ⅴ	147	USD	・2010年6月30日まで：3ヶ月物LIBOR＋1.8% 2010年6月30日から：5年物米ドル・スワップ・レート＋2.8%	2010年6月30日以降5年ごとの6月30日。期間は90日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Funding Trust Ⅰ	625	USD	・2009年6月30日まで：年率7.872% 2009年6月30日から：3ヶ月物LIBOR＋2.97%	2009年6月30日以降3ヶ月ごと。期間は30日間。	あり。利払義務参照。

発行体	金額（単位：百万）	通貨	利払義務	発行体による終了権	ステップ・アップ条項等の早期償還のインセンティブ
DB Capital Funding Trust Ⅳ	1,000	EUR	・2013年9月19日まで：年率5.33% 2013年9月19日から：3ヶ月物EURIBOR＋1.99%	2013年9月19日以降。期間は30日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Funding Trust Ⅴ	300	EUR	・年率6.15%	2009年12月2日以降3ヶ月ごと。期間は30日間。	なし。
DB Capital Funding Trust Ⅵ	900	EUR	・2010年1月28日まで：年率6% 2010年1月28日から：10年物CMSレートと2年物CMSレートの差の4倍（10%を上限、3.5%を下限とする）	2010年1月28日以降毎年1月28日。期間は30日間。	なし。
DB Capital Funding Trust Ⅶ	800	USD	・2016年1月19日まで：年率5.628% 2016年1月19日から：年率5.628%＋100bp	最も早くて2016年1月19日。期間は30日間。	あり。利払義務参照。
DB Capital Funding Trust Ⅷ	600	USD	・年率6.375%	2011年10月18日以降3ヶ月ごと。期間は30日間。	なし。
DB Capital Funding Trust Ⅸ	1,150	USD	・年率6.625%	2012年8月20日以降。期間は30日間。	なし。
DB Capital Funding Trust Ⅹ	805	USD	・年率7.350%	2012年12月15日以降。期間は30日間。	なし。
DB Capital Funding Trust Ⅺ	1,300	EUR	・年率9.5%	最も早くて2015年3月31日。期間は30日間。	なし。
DB Contingent Capital Trust Ⅱ	800	USD	・年率6.55%	最も早くて2017年5月23日。期間は30日間。	なし。
DB Contingent Capital Trust Ⅲ	1,975	USD	・年率7.6%	最も早くて2018年2月20日。期間は30日間。	なし。
DB Contingent Capital Trust Ⅳ	1,000	EUR	・年率8.0%	最も早くて2018年5月15日。期間は30日間。	なし。
DB Contingent Capital Trust Ⅴ	1,385	USD	・年率8.05%	最も早くて2018年6月30日。期間は30日間。	なし。

発行体	金額（単位：百万）	通貨	利払義務	発行体による終了権	ステップ・アップ条項等の早期償還のインセンティブ
Deutsche Postbank Funding Trust Ⅰ	300	EUR	・2005年12月2日まで：年率6% 2005年12月2日から：10年物ユーロ・スワップ・レート＋0.025%（最高8%）	2010年12月2日以降の各利払日。	なし。
Deutsche Postbank Funding Trust Ⅱ	500	EUR	・2009年12月23日まで：年率6% 2009年12月23日から：10年物CMSレートと2年物CMSレートの差の4倍（最低CMSレートを3.75%、最高CMSレートを10%とする）	2009年12月23日以降の各利払日。	なし。
Deutsche Postbank Funding Trust Ⅲ	300	EUR	・2008年6月7日まで：年率7% 2008年6月7日から：10年物ユーロ・スワップ・レート＋0.125%（最高8%）	2011年6月7日以降の各利払日。	なし。
Deutsche Postbank Funding Trust Ⅳ	500	EUR	・2017年6月29日まで：年率5.983% 2017年6月29日から：3ヶ月物EURIBOR＋2.07%	最も早くて2017年6月29日。その後の各利払日。	あり。利払義務参照。
ドイツ・ポストバンクAG－匿名参加分	10	EUR	・年率8.15%	2018年12月31日の固定期限。	なし。
ドイツ・ポストバンクAG－匿名参加分	10	EUR	・年率8.15%	2018年12月31日の固定期限。	なし。

追加的Tier 1資本122億ユーロのうち95億ユーロには、ステップ・アップ条項等の早期償還のインセンティブは付されていない。普通株式への転換オプションが付された金融商品はない。すべての追加的Tier 1資本性金融商品は、ドイツ銀行法第64m条第1項に基づくTier 1資本として適格である。破産処理手続または清算が開始された場合、追加的Tier 1資本性金融商品は、すべての債権者が支払いを受けた後に返済される。

当行のTier 2資本性金融商品は、ドイツ銀行法第10条第5項および第5a項に基づく規制自己資本として適格である。したがって、すべてのTier 2資本性金融商品は、当初の期限が最低5年である。しかし、当行のTier 2金融商品の大部分は、当初の期限が10年以上であり、発行体のコール権は5年後以降である。金融商品の期限前の最後の2年間においては、払込済資本のうち規制自己資本として適格なはものはわずか40%である。

数百の個々のTier 2資本性金融商品は、以下のようにまとめられる。

社外流通のTier 2資本性金融商品に関する条件（無監査）

発行体	期限（年）	金額（単位：百万）	通貨	Tier 2資本性金融商品の種類	早期償還オプション	利払義務
Deutsche Bank Capital Finance Trust I	無期限	300	EUR	累積的信託優先証券	最も早くて2015年6月27日。その後毎年の利払日（6月27日）。期間は30日間。	利払の最初の５期間中は年率7%の固定金利。その後は、10年物CMSレートと2年物CMSレートの差の10倍（10年物CMSを上限、1.75%を下限とする）。
ドイツ・ポストバンクAG	2014	100	EUR	利益参加権	なし。	6.00%（固定）－6.26%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2015	197	EUR	利益参加権	なし。	5.13%（固定）－5.65%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2016	670	EUR	利益参加権	なし。	4.40%（固定）－4.72%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2017	21	EUR	利益参加権	なし。	5.12%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2018	91	EUR	利益参加権	なし。	5.14%（固定）－5.53%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2020	14	EUR	利益参加権	なし。	5.10%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2021	24	EUR	利益参加権	なし。	4.53%（固定）－4.73%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2023	10	EUR	利益参加権	なし。	5.50%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2027	20	EUR	利益参加権	なし。	5.25%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2014	83	EUR	劣後負債	なし。	4.50%（固定）－6.00%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2015	508	EUR	劣後負債	500百万。2011年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	1.03%（変動）－5.50%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2016	30	EUR	劣後負債	なし。	4.92%（固定）－5.01%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2017	60	EUR	劣後負債	なし。	5.21%（固定）－5.83%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2018	303	EUR	劣後負債	なし。	5.19%（固定）－6.63%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2019	64	EUR	劣後負債	なし。	5.14%（固定）－5.46%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2022	15	EUR	劣後負債	なし。	4.63%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2023	83	EUR	劣後負債	なし。	5.60%（固定）－5.90%（固定）

発行体	期限（年）	金額(単位：百万)	通貨	Tier 2資本性金融商品の種類	早期償還オプション	利払義務
ドイツ・ポストバンクAG	2024	43	EUR	劣後負債	なし。	5.15%（固定）－5.45%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2027	13	EUR	劣後負債	なし。	6.50%（固定）
ドイツ・ポストバンクAG	2036	166	JPY	劣後負債	なし。	2.76%（固定）－2.84%（固定）
Bankers Trust Corporation-New York	2015	102	USD	劣後負債	なし。	7.50%（固定）
BHF-BANK AG	2015	50	EUR	劣後負債	なし。	4.46%（固定）
BHF-BANK AG	2019	50	EUR	劣後負債	なし。	4.80%（固定）
BHF-BANK AG	2020	57	EUR	劣後負債	なし。	4.59%（固定）－4.63%（固定）
BHF-BANKAG	2025	47	EUR	劣後負債	なし。	4.75%（固定）
ドイツ銀行AG	2014	159	AUD	劣後負債	2009年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	3.59%（変動）
ドイツ銀行AG	2016	150	CAD	劣後負債	2011年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	1.98%（変動）
ドイツ銀行AG	2014	236	EUR	劣後負債	76百万。2009年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	4.16%（固定）－4.68%（変動）
ドイツ銀行AG	2015	684	EUR	劣後負債	2010年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	0.99%（変動）－1.13%（変動）
ドイツ銀行AG	2016	430	EUR	劣後負債	2011年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	1.10%（変動）
ドイツ銀行AG	2017	505	EUR	劣後負債	465百万。2012年以降、発行体の選択により早期償還。	1.00%（変動）－5.82%（固定）
ドイツ銀行AG	2018	100	EUR	劣後負債	10百万。2013年に、発行体の選択により早期償還。	5.50%（固定）－6.50%（変動）
ドイツ銀行AG	2019	249	EUR	劣後負債	238百万。2014年に、発行体の選択により早期償還。	5.00%（固定）－6.00%（固定）
ドイツ銀行AG	2020	1,235	EUR	劣後負債	85百万。2015年に、発行体の選択により早期償還。	4.00%（変動）－5.00%（固定）

発行体	期限（年）	金額（単位：百万）	通貨	Tier 2資本性金融商品の種類	早期償還オプション	利払義務
ドイツ銀行AG	2024	20	EUR	劣後負債	なし。	5.10%（固定）
ドイツ銀行AG	2035	23	EUR	劣後負債	2010年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	3.00%（固定）
ドイツ銀行AG	2015	185	GBP	劣後負債	2010年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	1.42%（変動）
ドイツ銀行AG	2014	21	JPY	劣後負債	2009年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	0.90%（変動）
ドイツ銀行AG	2014	127	NZD	劣後負債	2009年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	3.54%（変動）
ドイツ銀行AG	2015	244	USD	劣後負債	2010年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	1.04%（変動）
ドイツ銀行AG	2024	1,090	USD	劣後負債	なし。	4.30%（変動）
Deutsche Bank Financial Inc.	2015	565	USD	劣後負債	なし。	5.38%（固定）
Deutsche Bank S.A.E., Barcelona	2014	40	EUR	劣後負債	なし。	5.72%（変動）
Deutsche Bank S.p.A., Mailand	2018	430	EUR	劣後負債	2013年に、各利払日に、発行体の選択により早期償還。	0.23%（変動）
Deutsche Bank Morgan Grenfell Group PLC	無期限	4	USD	劣後負債	1991年以降、各利払日に、発行体の選択により早期償還。最低期間は30日間。	0.64%（変動）
BHW Bausparkasse	2014	55	EUR	劣後負債	なし。	1.69%（変動）－5.60%（固定）
BHW Bausparkasse	2017	5	EUR	劣後負債	なし。	5.69%（固定）
BHW Bausparkasse	2018	6	EUR	劣後負債	なし。	6.08%（固定）
BHW Bausparkasse	2019	48	EUR	劣後負債	なし。	4.27%（固定）－5.83%（固定）
BHW Bausparkasse	2023	38	EUR	劣後負債	なし。	5.45%（固定）－6.13%（固定）
BHW Bausparkasse	2024	10	EUR	劣後負債	なし。	5.64%（固定）

『

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	**54,719**	**54,001**
普通株式	2,610	2,380
資本剰余金	26,204	23,776
利益剰余金	28,376	29,199
このうち、確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税金／外貨換算調整額を控除後	-634	26
このうち、ドイツ銀行株主に帰属する純利益	666	263
自己普通株式、取得原価	-13	-60
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益累計額、税引後	-2,457	-1,294
プルデンシャル・フィルター	**-216**	**-263**
公正価値で測定するものとして指定された負債に係る自己の信用スプレッド	-1	-2
未実現利得および損失	-215	-261
会計上の基礎額への規制上の調整	**-15,968**	**15,781**
未払配当金	-765	-697
のれん	-8,380	-8,583
貸借対照表上の数値	-9,074	-9,297
持分法適用投資に係るのれん	-25	-30
規制上の連結範囲外に関連したのれん	719	745
無形資産	-3,086	-2,996
貸借対照表上の数値	-4,858	-4,922
繰延税金負債	548	583
規制上の連結範囲外に関連した無形資産	1,223	1,343
非支配持分	130	124
貸借対照表上の数値	247	239
規制上の連結範囲外に関連した非支配持分	-118	-115
証券化ポジション	-945	-953
予想損失に対する引当金の不足額	-430	-440
フリー・デリバリー残高	0	0
金融部門事業体の資本に対する重要な投資	-1,589	-1,493
その他（連結上および規制上の調整を含む）	-903	-743
普通株式等Tier 1資本	**38,534**	**37,957**
追加的Tier 1資本	**12,182**	**12,526**
ハイブリッド資本証券	12,182	12,526
貸借対照表上の数値	11,926	12,091
規制上の調整	257	435
追加的Tier 1資本からの控除	0	0
Tier 1資本	**50,717**	**50,483**
Tier 2資本	**4,747**	**6,532**

劣後債務	7,580	9,362
貸借対照表上の数値	9,274	11,282
償却	-2,109	-2,283
規制上の調整	415	364
Tier 2資本からの控除	-2,965	-2,885
その他	132	55
規制自己資本合計	**55,464**	**57,015**

』

所要規制自己資本

バーゼルのフレームワークに基づき、全体的な所要自己資本が計算され、上述の規制自己資本と比較されなければならない。全体的な所要自己資本はリスク・ウェイテッド・アセットで表現されることが多いが、これによると合計所要自己資本はリスク・ウェイテッド・アセットの8%である。以下の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

2012年12月31日より、当行のRWAおよび自己資本比率の計算には、所要自己資本指令第3次改正によって導入され、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制によってドイツ法に移行された「バーゼル2.5」のフレームワークに従って、トレーディング勘定および証券化ポジションに関して修正された所要自己資本が組み入れられている。

バーゼル2.5のフレームワークでは、内部モデル・アプローチを適用する銀行のマーケット・リスクにつき、モデル・ベースのリスク測定尺度、すなわちストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測が導入された。

- **ストレスのかかったバリュー・アット・リスク**　ストレスのかかったバリュー・アット・リスクを、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- **追加的リスクに係る自己資本賦課（以下「IRC」という。）**　トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについてバリュー・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび遷移リスクを捕捉する。
- **包括的リスク計測（以下「CRM」という。）**　クレジット・コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。CRMは毎週計算しなければならず、モデルによる直近週のCRM賦課、12週間の平均CRM賦課、クレジット・コリレーション・ポートフォリオに係るMRSA（マーケット・リスク標準的アプローチ）による賦課（いわゆるCRM最低値）のうち最も大きい値として決定される。

さらに、バーゼル2.5の規制では、マーケット・リスクに関する自己資本賦課の一環として、包括的リスク計測に適格でない証券化トレーディング・ポジションおよび特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別のマーケット・リスクを、マーケット・リスク標準的アプローチに基づいて計算することが求められる。

こうした背景の下、当行は以下のアプローチに基づいて当行のRWAを計算している。

2007年12月、BaFinは、当行の相手先の信用リスク・ポジションの大部分（ポストバンクに連結されているエクスポージャーを除く。）について、先進的IRBAの使用を承認した。2008年から2013年の期間中に、先進的IRBAに関連したBaFinによるさらなる承認が得られた。先進的IRBAは、バーゼル体制の下で利用可能な最も洗練されたアプローチを成す。ポストバンクは、リテール業務および「機関」や「法人」のエクスポージャー・クラスの一定のエクスポージャーに適用される先進的IRBA、ならびに他の相手先の信用リスク・エクスポージャーの一部に適用される基礎的IRBAについてBaFinの承認を得ている。

IRBAに適格な残りのエクスポージャーは、標準的アプローチ内で、一時的に（一定の残りの小規模なポートフォリオについて当行が規制上の承認を求めている場合）または恒久的に（ソルベンシー規則（SolvV）第70条に従ってエクスポージャーが標準的アプローチの下で処理される場合）カバーされる。このトピックに関する詳細は「相手先の信用リスク：規制上の評価」の項に記載されている。

証券化ポジションに関する所要自己資本は、概ねIRBAアプローチを使用して計算され、重要性の低いエクスポージャーのみ、標準的アプローチに基づいて捕捉される。バーゼル2.5の導入により、バンキング勘定およびトレーディング勘定内の再証券化ポジションの識別が要求される。当該ポジションについては、リスク・ウェイトが引き上げられるため、結果として、それぞれ、信用リスクおよびマーケット・リスクに関する自己資本賦課が増加することとなる。証券化ポジションの処理に関する詳細は「証券化」の項に記載されている。

2008年1月1日より前に締結された持分投資については、当行はこれらのポジションのIRBA処理を免除する移行措置を使用し、グランド・ファーザー規定を適用して、100%のリスク・ウェイトを使用している。2008年1月1日以降に締結した持分ポジションに対する投資について当行は、当行のエクスポージャーに関するIRBA内の簡便なリスク・ウェイト・アプローチを適用

している。持分投資に関する詳細は「トレーディング以外のマーケット・リスク－投資リスク」の項および「トレーディング以外のマーケット・リスク－保有持分投資」の項を参照のこと。

マーケット・リスクに関する所要規制自己資本の計算は通常、当行のマーケット・リスク・エクスポージャーに関して1998年10月にBaFinが承認した内部バリュー・アット・リスク・モデルに基づいて行われる。2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測につき、BaFinよりモデル承認を受けた。トレーディング勘定の証券化および特定順位参照型クレジット・デリバティブの特定の金利リスクに関する当行の規制自己資本の計算は、マーケット・リスク標準的アプローチに基づいて行われる。標準的アプローチでカバーされるその他のマーケット・リスク・ポジションには、例えば、ポストバンクに関連したエクスポージャー、長寿リスクおよび一定の種類の投資ファンドがある。前述の内部モデルに関する詳細は「トレーディング・マーケット・リスク」の項に記載されている。

2007年12月、当行は、当行のオペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本の算定に先進的計測手法（AMA）を適用するための承認を得た。2013年5月15日に、BaFinは当行の規制自己資本の計算にポストバンクを組み込むことを承認し、これは2013年度第2四半期以降反映されている。

リスク・ウェイテッド・アセットの変動

下表は、バーゼル2.5に基づくリスク・ウェイテッド・アセットの概要を、モデル・アプローチおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいるが、ドイツ銀行法第64h条第3項に従った暫定的な調整は含んでいない。比較期間はこれに応じて修正されている。2013年度第2四半期におけるBaFinの各承認に基づき、ポストバンクは、オペレーショナル・リスクに関するRWAを算定するため当行グループの先進的計測手法に組み込まれている。

モデル・アプローチおよび業務部門別のリスク・ウェイテッド・アセット

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ[1]	グローバル・トランザクション・バンキング[1]	ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整等	合計
信用リスク	**61,619**	**35,418**	**5,809**	**65,909**	**22,632**	**10,832**	**202,219**
セグメント間の再配分	-658	1,912	259	553	86	-2,152	0
先進的IRBA	55,745	26,140	2,589	42,651	11,957	813	139,894
中央政府	2,927	896	5	90	253	181	4,353
機関	5,438	1,921	80	803	922	12	9,175
法人	43,075	22,378	2,398	5,638	7,288	620	81,397
リテール	124	33	106	35,844	1,027	0	37,134
その他	4,181	911	0	276	2,466	0	7,834
基礎的IRBA	0	0	0	5,937	264	0	6,202
中央政府	0	0	0	0	2	0	2
機関	0	0	0	1,059	261	0	1,320
法人	0	0	0	4,879	1	0	4,880
リテール	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
その他のIRBA	2,596	87	440	8,046	2,897	2,424	16,490
中央政府	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	1,367	67	0	4,630	2	0	6,067
リテール	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,229	20	440	3,415	2,896	2,424	10,424
標準的アプローチ	3,935	7,279	2,521	8,722	7,428	9,748	39,633
中央政府	61	39	0	73	40	0	213
機関	28	12	8	116	32	1	198
法人	2,929	6,106	937	2,004	2,788	470	15,235
リテール	10	916	49	4,654	2,627	0	8,257
その他	906	206	1,526	1,876	1,940	9,275	15,729
マーケット・リスク	**34,473**	**562**	**2,085**	**128**	**10,011**	**0**	**47,259**
内部モデル・アプローチ	29,156	562	1,102	0	8,892	0	39,712
標準的アプローチ	5,317	0	983	128	1,120	0	7,547
オペレーショナル・リスク	**22,598**	**832**	**4,659**	**6,964**	**15,839**	**0**	**50,891**
先進的計測手法	22,598	832	4,659	6,964	15,839	0	50,891
合計	**118,689**	**36,811**	**12,553**	**73,001**	**48,483**	**10,832**	**300,369**

[1] グローバル・トランザクション・バンキングにおけるリスク・ウェイテッド・アセットの増加は、主に2013年度第3四半期の組織構造の変更に起因しており、その結果コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズにおいて相当する額が減少した。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整等	合計
信用リスク	**69,763**	**26,696**	**6,359**	**67,804**	**42,197**	**16,133**	**228,952**
セグメント間の再配分	-827	299	224	294	1,868	-1,858	0
先進的IRBA	63,727	18,464	2,823	38,637	19,501	573	143,725
中央政府	2,440	818	11	76	266	151	3,762
機関	5,686	1,607	93	200	1,333	27	8,946
法人	49,258	15,610	2,589	2,796	10,999	395	81,646
リテール	217	20	130	34,529	1,150	0	36,046
その他	6,125	409	1	1,037	5,753	0	13,325
基礎的IRBA	0	0	0	8,726	1,813	0	10,539
中央政府	0	0	0	32	2	0	35
機関	0	0	0	2,217	939	0	3,156
法人	0	0	0	6,477	872	0	7,349
リテール	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
その他のIRBA	2,487	261	455	9,042	8,027	2,321	22,592
中央政府	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	1,341	240	0	5,574	3,802	0	10,957
リテール	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,146	20	455	3,467	4,225	2,321	11,635
標準的アプローチ	4,376	7,673	2,856	11,105	10,988	15,096	52,096
中央政府	2	68	0	87	222	1	379
機関	13	16	9	112	77	3	230
法人	3,070	7,125	1,038	2,733	4,273	401	18,640
リテール	16	392	134	5,991	2,758	1	9,292
その他	1,275	73	1,675	2,183	3,658	14,691	23,555
マーケット・リスク	**35,656**	**365**	**1,166**	**360**	**15,512**	**0**	**53,058**
内部モデル・アプローチ	31,280	365	1,166	0	13,761	0	46,571
標準的アプローチ	4,376	0	0	360	1,751	0	6,487
オペレーショナル・リスク	**19,221**	**331**	**4,904**	**4,530**	**22,609**	**0**	**51,595**
先進的計測手法	19,221	331	4,904	4,530	22,609	0	51,595
合計	**124,640**	**27,392**	**12,429**	**72,695**	**80,317**	**16,133**	**333,605**

信用リスク内の先進的IRBAの「その他」の項目は主に、バンキング勘定における証券化ポジションからのRWAを反映している。その他のIRBAには主に、持分ポジション、および「その他」の項目に債権以外の資産が含まれている。標準的アプローチ内では、「その他」の項目の大部分が当行の年金ファンド資産からのRWAであり、残りがバンキング勘定の証券化からのRWA、ならびに標準的アプローチ内の中央政府、機関、法人およびリテール以外のその他のエクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーである。

NCOUにおける当行の事業分割戦略の実行の結果、貸借対照表が縮小した。これは当行のオペレーショナル・リスク配分のフレームワークを見直すきっかけとなった。NCOUにおける事業が段階的に縮小するのに合わせて、2013年度第3四半期において、当行は総額892百万ユーロのNCOUに関する経済的資本を当行のコア・バンクに再配分した。

所要規制自己資本およびリスク・ウェイテッド・アセット

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	所要自己資本	RWA	所要自己資本	RWA
相手先の信用リスク				
先進的IRBA				
中央政府	348	4,353	301	3,762
機関	734	9,175	716	8,946
法人	6,512	81,397	6,532	81,646
リテール（ポストバンクを除く）	1,787	22,342	1,727	21,583
リテール（ポストバンク）	1,183	14,792	1,157	14,462
その他の債権以外の資産	459	5,739	494	6,180
先進的IRBA合計	**11,024**	**137,798**	**10,926**	**136,580**
基礎的アプローチ				
中央政府	0	2	3	35
機関	106	1,320	252	3,156
法人	876	10,946	1,465	18,306
基礎的アプローチ合計	**981**	**12,268**	**1,720**	**21,496**
標準的アプローチ				
中央政府	2	28	0	1
地域政府および地方自治体	5	68	4	55
その他の公共部門事業体	9	118	26	323
国際開発金融機関	0	0	0	0
国際機関	0	0	0	0
機関	16	198	18	230
金融機関が発行したカバード・ボンド	0	3	1	8
法人	1,219	15,235	1,491	18,640
リテール	479	5,982	525	6,564
不動産担保付債権	182	2,275	218	2,728
集団的投資事業	54	670	196	2,444
その他の項目	738	9,223	1,176	14,702
延滞項目	124	1,553	130	1,625
標準的アプローチ合計	**2,828**	**35,354**	**3,786**	**47,320**
証券化ポジションからのリスク				
証券化（IRBA）	627	7,834	1,066	13,325
証券化（標準的アプローチ）	98	1,222	117	1,457
証券化ポジションからのリスク合計	**725**	**9,057**	**1,183**	**14,782**
持分ポジションからのリスク				
持分ポジション（グランド・ファーザー規定を適用）[1]	242	3,023	262	3,273
持分ポジション（IRBAの簡便なリスク・ウェイト・アプローチ）	375	4,685	436	5,455
取引所売買	43	534	51	632
非取引所売買	323	4,033	369	4,616
非取引所売買だが、十分に分散化されているもの	9	118	17	207
持分ポジションからのリスク合計	**617**	**7,709**	**698**	**8,727**
決済リスク	3	34	4	46
相手先の信用リスク合計[2]	**16,178**	**202,219**	**18,316**	**228,952**
トレーディング勘定におけるマーケット・リスク				

内部モデル・アプローチ	3,179	39,738	3,726	46,571
バリュー・アット・リスク	674	8,427	761	9,510
ストレスのかかったバリュー・アット・リスク	1,254	15,673	1,641	20,518
追加的リスクに係る自己資本賦課	996	12,446	761	9,509
包括的リスク計測（コリレーション・トレーディング）	255	3,193	563	7,035
標準的アプローチ	602	7,521	519	6,487
金利リスク－証券化	473	5,908	429	5,361
金利リスク－特定順位参照型デリバティブ	5	63	14	172
金利リスク－その他	1	13	2	26
エクイティ・リスク	0	0	0	0
外国為替リスク	16	200	42	524
コモディティ・リスク	0	0	0	0
その他のマーケット・リスク	107	1,338	32	404
トレーディング勘定におけるマーケット・リスク合計	**3,781**	**47,259**	**4,245**	**53,058**
オペレーショナル・リスク				
先進的計測手法	4,071	50,891	4,128	51,595
所要規制自己資本およびRWA合計	**24,030**	**300,369**	**26,688**	**333,605**

1　ポストバンクのその他の債権以外の資産は、先進的IRBAの項目に組み込まれた。
2　2013年12月31日現在の154百万ユーロおよび2012年12月31日現在の236百万ユーロのドイツ銀行法第64h条第3項に従った暫定的な調整は除外している。

下表は、当報告期間に信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察された、バーゼル2.5に基づくRWAの変動の主な要因の分析である。

信用リスクに関するリスク・ウェイテッド・アセットの変動

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	相手先の信用リスク	このうち、デリバティブおよびレポ形式の取引	相手先の信用リスク	このうち、デリバティブおよびレポ形式の取引
信用リスクRWAの残高、期首現在	**228,952**	**35,274**	**262,460**	**50,973**
勘定の規模	-4,516	-2,167	-11,898	-9,516
勘定の質	-9,701	-2,247	N/A	N/A
モデルの更新	-2,061	0	-7,302	-4,180
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	-5,467	-3	-12,670	-1,567
外国為替の変動	-4,988	-1,403	-1,639	-436
信用リスクRWAの残高、期末現在	**202,219**	**29,454**	**228,952**	**35,274**

N/A－意味なし

当行は、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）の推奨と完全に一致させるために、RWA信用リスクの変動表に関する主要な要素の分類を若干見直した。2012年12月31日現在の数値はこれに応じて修正されている。2012年12月31日現在に関してのみ、勘定の規模および勘定の質に関連するRWAの変動は「勘定の規模」の項目に累積して表示されている。主な変更は次の事項を含んでいる。当行は、「勘定の規模」から「勘定の質」を分割し、その「勘定の質」は主にポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデルのパラメータの再調整ならびに担保によるカバレッジ業務による影響を示している。当行のポートフォリオの規模および構成における自律的変化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「モデルの更新」にはモデルの改善および先進的モデルの公表が含まれている。新しい規制の適用などの外部の規制上の変更に起因するRWAの変動は、現在は「手法および方針」の項目において考慮されている。「取得および処分」は新規事業および処分に関連する業務に明らかに割り当てることができる重要なエクスポージャーの変動を示すために用意されている。

2012年12月31日以降の相手先の信用リスクに関するRWAの11.7%の減少は、主にリスク圧縮活動による低減努力を反映している。この影響は「取得および処分」の項だけではなく「勘定の質」および「勘定の規模」にも反映されており、主にパラメータの再調整、担保およびネッティングによるカバレッジの改善、またはプロセスの向上に関連している。「モデルの更新」の

項目における減少は、主にポストバンクに関して受けたBaFinの追加的な承認の影響（「機関」および「法人」のエクスポージャー・クラスにおける一定のエクスポージャーが新たに先進的IRBAに割り当てられる。）を示している。

マーケット・リスクに関するリスク・ウェイテッド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
マーケット・リスクRWAの残高、期首現在	**53,058**	**68,095**
リスク水準の変動	-8,598	-322
市場データの変動および再調整	1,136	-2,577
モデルの更新	542	-707
手法および方針	1,200	-11,215
取得および処分	0	0
外国為替の変動	-79	-216
マーケット・リスクRWAの残高、期末現在	**47,259**	**53,058**

マーケット・リスクに関する分析は、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測に関する当行の内部モデルにおける変動、ならびに（例えば、トレーディング証券化および特定順位参照型デリバティブまたはポストバンクのトレーディング・エクスポージャーに関する）マーケット・リスク標準的アプローチからの結果をカバーしている。

2012年12月31日以降のマーケット・リスクに関するRWAの58億ユーロ（11%）の減少は、主に「リスク水準の変動」の項目の減少によるものであり、「市場データの変動」および「手法および方針」によるものと一部相殺されている。リスク水準は、ほとんどの資産種類にわたっているが特に信用スプレッド・エクスポージャー内での低減に起因して、内部バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスク・モデル内で著しく低下した。減少は、NCOU内のリスク低減による包括的なリスク測定にもみられたが、追加的リスクにおいては一部増加があった。市場データ水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の項目に含まれている。2013年度における増加は、計算における保守的なパラメータの選択に基づく追加的リスクに係る自己資本賦課における増加によるものであった。「手法および方針」の項目において、当行は、当行のマーケット・リスクRWAモデルおよび計算に対する規制上の変更を反映している。手法の改善やリスク範囲の拡大といった、当行のマーケット・リスクRWA内部モデルの変更は、「モデルの更新」の項目に含まれている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に割り当てられるが、当報告期間においては該当がなかった。

オペーレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイテッド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期首現在	**51,595**	**50,695**
損失プロファイルに係る賦課（外部および内部）	2,623	3,496
予想損失の変動	-959	-1,115
将来のリスクの構成要素	-515	-2,671
モデルの更新	1,885	1,551
手法および方針	0	0
取得および処分	-3,738	-361
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期末現在	**50,891**	**51,595**

2013年度第2四半期において、BaFinは、当グループの規制自己資本の計算へのポストバンクの組み込みを承認した。したがって、ポストバンクに関して適用された取得の追加額は取り消され、ポストバンクのリスク・プロファイルは当行の先進的計測手法モデルに組み込まれた。これによりRWAは2012年度末と比較して38億ユーロの圧縮（多角化の影響を含む。）となった。DB Investment Services（旧 Xchanging Transaction Bank）に関する取得の追加額109百万ユーロは、同社の先進的計測手法モデルに基づいて計算されており、当行の先進的計測手法モデルへのDB Investment Servicesの組み込みは2014年度に計画されている。

RWAの24億ユーロ増加につながった損失頻度に関連するモデルの向上の推進を含むモデルの更新19億ユーロは、モデルの末端の再調整によるRWAの減少500百万ユーロと一部相殺された。当行の先進的計測手法モデルにより計算された予想損失の増加により、当行はより大きな予想損失の控除が認められ、これによりRWAは959百万ユーロの圧縮となった。残りの変動は、将来のリスクの構成要素（質的調整）の変動、ならびに内部および外部の使用データの損失プロファイルの変動に起因していた。

規制自己資本比率

ドイツ銀行法およびソルベンシー規則は、バーゼル2.5の適正自己資本の規則を反映しており、ドイツの銀行に対し、相手先の信用リスク、オペレーショナル・リスクおよびマーケット・リスクから構成される所要規制自己資本に関連する適正水準の自己資本を維持することを要求している。相手先の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクはTier 1資本およびTier 2資本（合わせて「規制銀行資本」という。）でカバーされなければならない。マーケット・リスクは規制銀行資本（相手先の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクのカバーに要求されない範囲で）またはTier 3資本（規制銀行資本と合わせて「自己資本」という。）でカバーされなければならない。

以下の表は、リスク・タイプ別の最低所要自己資本のカバーに利用可能な適格規制自己資本（ドイツ銀行法第64h条第3項に従った暫定的な項目を含む。）を示している。

最低所要自己資本のカバレッジ

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	所要規制自己資本	利用可能な規制自己資本	所要規制自己資本	利用可能な規制自己資本
相手先の信用リスクおよびオペレーショナル・リスク	20,261	55,618	22,464	57,251
マーケット・リスク	3,781	35,357	4,245	34,787

2013年12月31日および2012年12月31日の各日現在において、当行は要求された最低基準を十分に上回る規制自己資本を保有していた。2013年度の規制自己資本の減少16億ユーロは、Tier2資本の減少（18億ユーロ）によるものであり、主にTier2資本性金融商品の満期償還および償却を反映していた。

ドイツ銀行法およびソルベンシー規制の規則では、当行は、2013年12月31日現在のマーケット・リスクを、38億ユーロ（2012年12月31日現在では42億ユーロ）の規制自己資本合計（Tier 1＋2＋3）でカバーすることが要求された。信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについては最低カバレッジに関してこの要求は求められていなかったが、当行は、Tier 1およびTier 2資本をもって当該要求を完全に充足していた。

バーゼル2.5は、Tier 1資本からののれんの控除を要求している。しかしながら、移行期間では、ドイツ銀行法第64h条第3項に従い、一定ののれんの構成要素をTier 1資本に部分的に含めることが認められている。

2013年12月31日現在、暫定的な項目の金額は、2012年12月31日現在236百万ユーロであったのに対し、154百万ユーロであった。当行のドイツ規制当局に対する報告において、当該金額は上記の表に示されたTier 1資本、規制自己資本合計およびリスク・ウェイテッド・アセット合計に含まれている。したがって、当行がドイツ規制当局に報告した当該項目を含むTier 1資本比率および合計自己資本比率は、2012年12月31日ではそれぞれ15.2%および17.1%であったのに対し、2013年12月31日ではそれぞれ16.9%および18.5%であった。

2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGならびにその子会社であるDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG、norisbank GmbH、Deutsche Bank Europe GmbH、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co.KgaA、Deutsche Oppenheim Family Office AG、Deutsche Immobilien Leasing GmbHおよびLeasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbHは、ドイツ銀行法第2a条の免除規定に定められている免除を適用していたため、単独ベースの規制自己資本比率の計算も報告もしなかった。その結果、当該会社は単独ベースの規制自己資本に関する銀行法の一定の規制上の要件（ソルベンシー計算および規制自己資本比率の報告を含む。）を遵守する義務を免除されている。これらの免除規定は、ドイツ国内のグループ会社に対してのみ適用可能であり、とりわけ、ドイツ銀行AGのリスク戦略およびリスク管理プロセスが当該免除規定を適用する会社も含んでいる場合、ドイツ銀行AGから各子会社への、または当グループ内の全子会社からドイツ銀行AGへの、自己資本の迅速な振替または債務の返済に対する重要な実務的または法的障害がない場合、および各子会社によりもたらされるリスクが重要でない場合を除きドイツ銀行AGがそれらの債務に対する責任を負う場合にのみ適用される。

2010年12月3日から連結されているドイツ・ポストバンクAG、ならびにDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGおよびDeutsche Bank Securities Inc.は、当グループの重要な子会社と考えられている。ここでいう「重要」とは、当行のリスク・ウェイテッド・アセットに対する相対的な個別の貢献がRWA全体の5%を上回る企業として定義される。2012年12月、ドイツ・ポストバンクAGは、ドイツの監督当局に対して、ドイツ銀行法第2a条に従った免除の通知を行った。この適用については、現在ドイツ・ポストバンクAGと監督当局との間で協議が行われている。もし適用されなかったとしても、ドイツ・ポストバンク・グループ（ドイツ・ポストバンクAG を含む。）に関する2013年12月31日現在のドイツ銀行法第64h条第3項に従って認められているのれんの構成要素を含めたTier 1資本比率および合計自己資本比率はそれぞれ10.9%および15.4%であり、2012年12月31日現在では12.0%および15.9%であった。Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGに関して、この免除規定の適用により開示される自己資本比率はなかった。Deutsche Bank Securities Inc.は、証券取引委員会（SEC）の規制の下で、ブローカー・ディーラーの事業体としての立場に基づき、バーゼルのフレームワークに準拠した規制自己資本比率の報告を免除された。同社はブローカー・ディーラーに要求される最低基準を大幅に超過する純資本を報告している。

『

所要最低自己資本を満たさなかった場合、BaFinにより、規制自己資本に係る配当金の支払いまたはその他の利益分配を停止または減少させる命令および裁量的措置が発せられることがある。そうした措置が取られた場合は、当行の事業に直接重要な影響を与える可能性がある。2013年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、2013年度において資本の欠損を報告しなかった。

』

バーゼル2.5からCRR/CRD 4の非IFRS財務尺度へのリスク・ウェイテッド・アセットの調整

CRR/CRD 4規則は2014年1月1日以降（CRD 4は国内法導入後）の適用が要求されるが、当行はCRR/CRD 4に基づくソルベンシー規則に準拠した想定上の普通株式等Tier 1資本（CET 1資本）および想定上のリスク・ウェイテッド・アセット（RWA）を算定している。当行の解釈は、当行がバーゼル2.5の規則に基づくRWAおよびCET 1資本の計算に使用する方針と同じ組織および委員会によって支配される方針に正式に組み込まれている。

「完全適用」されたCRR/CRD 4マトリクスは、想定ベースで実行されているが、関連する法律に従って2019年現在で当行が準拠すると見込まれる規則の適用を反映している。「移行段階」のCRR/CRD 4の尺度は、銀行による「完全適用」された自己資本規則への移行を円滑化するために認められると見込まれる規定に関する可能性の高い段階的導入を考慮している。CRR/CRD 4の最終的な施行が当行の以前の予想とは異なる可能性があること、および当該施行に関する当行の競合他社の仮定および見積りが異なる可能性があることから、当行のCRR/CRD 4の非IFRS財務尺度は当グループの競合他社が使用する同様の名称の尺度とは比較できない可能性がある。

バーゼル2.5による報告、想定上のCRR/CRD 4の「移行段階」および想定上のCRR/CRD 4の「完全適用」に基づくリスク・ウェイテッド・アセットの比較

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	バーゼル2.5による報告（監査済）	想定上のCRR/CRD 4の移行段階（無監査）	想定上のCRR/CRD 4の完全適用（無監査）	バーゼル2.5による報告（監査済）	想定上のCRR/CRD 4の移行段階（無監査）	想定上のCRR/CRD 4の完全適用（無監査）
リスク・ウェイテッド・アセット	**300**	**0**	**0**	**334**	**0**	**0**
CRR/CRD 4によるRWAへの影響						
信用評価調整（CVA）に関する新たな賦課	0	12	12	0	28	28
高リスクの証券化ポジションのCET 1資本控除項目からRWAへの分類変更	0	23	23	0	24	24
セントラル・カウンターパーティーおよびクリアリング・ハウスとの取引に関する新たな賦課	0	2	2	0	4	4
その他[1]	0	17	12	0	19	12
想定上のリスク・ウェイテッド・アセット	**0**	**355**	**350**	**0**	**408**	**401**

1　信用リスクおよびマーケット・リスクに関するRWAの計算の変更ならびにRWA関連の資本控除を含む。

次へ

貸借対照表の管理

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、資本およびリスク委員会による議論および管理活動を発動する。当行はIFRSに基づく貸借対照表の動向を監視するが、当行の貸借対照表の管理は主に、当行の調整後レバレッジ比率に使用される調整後の価値（調整後の総資産と調整後の総資本の数値を用いて計算される）、およびCRR／CRD 4により定義されているレバレッジ比率目的のエクスポージャー測定尺度）に重点を置く。

内部定義に従ったレバレッジ比率（無監査）

当行は、GAAP以外の財務的測定尺度として、総資産を総資本で除すことにより、レバレッジ比率を計算している。当行は、調整後レバレッジ比率を開示しており、これについて、報告されたIFRS上の資産および資本に対し、以下の調整が行われている。

- IFRSに基づく総資産に対し、追加的なネッティング条件を反映するよう調整を行うことにより、調整後総資産を算出する。IFRSの下では、金融資産と金融負債の相殺は、企業が、(1)認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を現在有しており、かつ、(2)純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合に要求される。IFRSでは特に、債務不履行時の権利にかかわりなく、通常の事業過程における純額決済の意思を重視する。ほとんどのデリバティブ契約は、マスター・ネッティング契約でカバーされており、通常の事業過程においては純額決済されないため、IFRSの下では総額で表示しなければならない。レポおよび逆レポ契約は通常、マスター・ネッティング契約でカバーされていても、通常の事業過程においては純額決済されないため、総額表示となる。しかし、IAS第32号のネッティング要件が満たされる一定の状況においては、レポおよび逆レポ契約は、財務諸表において純額表示されることになる。米国では、未決済の普通取引の債権債務を純額決済することが、業界の実務慣行であったが、これは、IFRSの下では認められない。
- IFRSに基づく総資本に対し、自己債務の見積公正価値による利得および損失（税引後。自己債務の実質的にすべてが公正価値で測定するものとして指定されたとの仮定による見積り）を反映するよう調整を行うことにより、調整後総資本を算出する。この計算に適用される税率は、混合一律税率の35%である。

当行は、競合他社との比較可能性を改善するため、調整後レバレッジ比率の計算に当たり、これらの調整を適用する。調整後レバレッジ比率の定義は、各事業の管理において、グループ全体にわたり一貫して使用される。競合他社のレバレッジ比率の計算方法は、当行の調整後レバレッジ比率の定義と比較すると、依然として差異がある。したがって、当行の調整後レバレッジ比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社のレバレッジ比率と比較すべきではない。当行の調整後レバレッジ比率は、現在または将来の銀行規制上のレバレッジ比率要件の下で想定される当行のレバレッジ比率と、当然に一致するようなものではなく、また必ずしもそれを示唆するものでもない。

CRR／CRD 4に従ったレバレッジ比率（無監査）

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する今後の補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。銀行は2018年1月1日までに、提示された最低限のレバレッジ比率である3%を超過することが要求される。2018年1月1日より前には、この基準値の超過に対する規制上の要求事項はないが、レバレッジ比率およびその構成要素の開示は、2015年1月1日から開始することが要求される。

CRR/CRD 4のレバレッジ比率目的のエクスポージャー測定尺度は、当行の総資産（調整後）よりも高い。これは、主に名目金額に基づくデリバティブへの規制上のアドオンおよび加重オフバランス項目のエクスポージャーの対価に起因する。

当行のCRR/CRD 4レバレッジ比率目的のエクスポージャー測定尺度の定義に基づく、IFRS総資産に対する主要な調整は以下のとおりである。

- **デリバティブ：**規制上の目的で認められた対応する負債に対するネッティングを反映し、潜在的な将来エクスポージャー（商品および期日に左右される、名目倍率の管理上の追加要因）の認識により一部相殺される。
- **証券金融取引：**規制上のネッティング、担保の認識および管理上のヘアカットを含む「管理上のボラティリティ調整アプローチ」に基づき、貸借対照表上では報告されない非資金SFTにも適用される。
- **残余資産：**当行は、各資産の物理的な受渡しを必要とする金融資産の購入および販売について取引日会計を適用しており、決済が行われるまで一時的な貸借対照表上のグロスアップが生じる。当行は、取引日会計の使用から生じるエクスポージャー測定尺度の増加は、取引日会計の適用対象となる未決済のポジションについて、その会計処理にかかわらず直ちに決済されると仮定することにより調整しなければならないと考えている。

- **オフバランス・エクスポージャー：未引出のコミットメントは、優先加重10%に達する無条件に解約可能なコミットメントに、その他のオフバランス・エクスポージャー（例えば、100%の加重または代替的に一定の取引に係る金融関連商品に関して50%もしくは20%のいずれかの加重を受ける保証または信用状の形態を取るもの）を加算したものを除き、その名目金額の100%のエクスポージャー測定尺度で認識される。**
- **会計目的から規制目的（例えば、連結領域の違い、および比率の分子と分母との間の一貫性を確保するためにエクスポージャー測定尺度から控除することも可能な、のれんおよび無形資産、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を含む規制上の資本控除項目）への移行上の影響を含む、規制上の調整。**

当行に関するこの新しい規制上のレバレッジ比率の潜在的な影響に係る表示を提供するため、当行は以下に示すとおり、当行の想定上のCRR／CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）を見積もった。2013年12月31日現在では、CRR／CRD 4は未だ施行されていないため、このような測定尺度もGAAP以外の財務的測定尺度である。この表には、内部定義およびCRR／CRD 4に対する、IFRSに基づくエクスポージャー測定尺度の調整も含まれている。

想定上の調整後CRR／CRD 4によるレバレッジ比率計算に適用されたエクスポージャー測定尺度の調整

		2013年12月31日現在			2012年12月31日現在
単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く）	**IFRS総資産（監査済）**	**総資産（調整後／無監査）**	**想定上のCRR／CRD 4（無監査）**	**IFRS総資産（監査済）**	**総資産（調整後／無監査）**
エクスポージャー測定尺度（報告日時点のスポット価額）	**1,611**	**1,066**	**1,445**	**2,022**	**1,209**
IFRSに対する差分合計		-545	-167		-813
主なエクスポージャーの構成要素およびIFRSに対する差分の内訳：					
デリバティブ[1]	**509**	**51**	**373**	**777**	**71**
IFRSに対する差分					
ネッティング[2]		-410	-401		-639
受入現金担保の適用		-47			-66
アドオン			266		
証券金融取引[3]	**207**	**190**	**44**	**220**	**194**
IFRSに対する差分					
ネッティング		-17			-26
管理上のボラティリティ調整アプローチ[4]			-163		
残余資産	**896**	**826**	**866**	**1,026**	**944**
IFRSに対する差分					
差入現金担保および未決済残高のネッティング		-70	-30		-82
オフバランス・エクスポージャー			**199**		
100%の与信換算掛目			185		
50%の与信換算掛目			2		
20%の与信換算掛目			8		
10%の与信換算掛目			5		
調整[5]			**-38**		
総資本（IFRS）	**55.0**			**54.2**	
当グループの自己債務の見積公正価値による利得（損失）に対する調整（税引後）[6]		1.7			1.7
総資産（調整後）		**56.7**			**55.9**
完全適用した普通株式等Tier 1資本			**34.0**		
フェーズ・アウト法に基づき適格であるその他Tier 1資本性金融商品			11.2		
調整後Tier 1資本			**45.2**		

レバレッジ比率（x）	29.3	18.8	37.3	21.6
想定上のCRR／CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）（%）		3.1		

1 ヘッジ会計に適格なデリバティブが含まれる。
2 総資産（調整後）：クレジット・ラインのネッティング、想定上のCRR／CRD 4：規制上のネッティング。
3 プライム・ブローカレッジ債権が含まれる。
4 規制上のネッティング、担保の認識および管理上のヘアカット、非現金SFTに対するものも含まれる。
5 会計目的から規制目的への移行および規制上の調整が含まれる。
6 このような自己債務に関する見積公正価値による利得（損失）に係る見積累積税効果は、2013年12月31日時点および2012年12月31日時点でいずれも(9)億ユーロであった。

2013年12月31日現在、当行の調整後レバレッジ比率は19であり、前年度末現在の22から減少した。

IFRSに基づく総資本に対するIFRSに基づく総資産の比率として計算された当行のレバレッジ比率は、2013年12月31日現在29であり、2012年度末現在の37と比較して著しく減少した。

2013年6月27日のCRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は将来の法律上拘束力のあるフレームワークに従った新たなレバレッジ比率の計算を設定した。2013年12月31日現在、適用されるエクスポージャーの測定尺度1,445十億ユーロに対する想定上の調整後Tier 1資本452億ユーロを考慮すると、当行の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）は3.1%であった。想定上の調整後Tier 1資本は、当行の想定上の完全適用による普通株式等Tier 1資本に、CRR/CRD 4の段階的廃止手法に従ってまだ適格であったすべてのその他Tier 1商品を加えたもので構成されている。2012年12月31日現在、バーゼル2.5に準拠した発行による当行のその他Tier 1商品は合計125億ユーロであった。段階的廃止の移行期間中に、これらのその他Tier 1商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2013年12月31日に関しては、当行の想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）に含まれていた、CRR/CRD 4に従って適格なその他Tier 1商品は112億ユーロとなった。当行は、CRR/CRD 4に基づく段階的廃止の影響を補填するため、新たにCRR/CRD 4に適格なその他Tier 1商品を徐々に発行する予定である。

総合的リスク・ポジション

経済的資本

当行は通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、単純加算で集計するビジネス・リスクを除き、リスク種類間の分散効果を考慮している。

経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2012年度からの2013年度の増加（減少） 単位：百万ユーロ	単位：%
信用リスク	12,013	12,574	-561	-4
マーケット・リスク：	12,738	13,185	-447	-3
トレーディング・マーケット・リスク	4,197	4,690	-493	-11
トレーディング以外のマーケット・リスク	8,541	8,495	46	1
オペレーショナル・リスク	5,253	5,018	235	5
信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク間の分散効果	-4,515	-4,435	-80	2
信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの小計	**25,489**	**26,342**	**-853**	**-3**
ビジネス・リスク	1,682	2,399	-718	-30
経済的資本使用額合計	**27,171**	**28,741**	**-1,570**	**-5**

2013年12月31日現在、当行の経済的資本使用額合計は、2012年12月31日現在の経済的資本使用額287億ユーロに対し、16億ユーロ（5%）減の272億ユーロとなった。この総合的リスク・ポジションの減少は主に、リスク種類にわたって更新された手法により一部相殺されたリスク圧縮活動を反映していた。

2013年12月31日現在の経済的資本使用額には、ポストバンクに関連する43億ユーロが含まれており、2012年12月31日現在の経済的資本使用額53億ユーロに対し、10億ユーロ（19%）の減少であった。この減少は、ポストバンクのバンキング勘定の信用スプレッド・リスク・エクスポージャーに係るリスク圧縮活動によるもので、オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額の増加により一部相殺された。

当行の信用リスクに関する経済的資本使用額は、2013年12月31日現在合計120億ユーロであった。561百万ユーロ（4%）の減少は主としてNCOUにおけるプロセスの向上およびエクスポージャーの減少を主に反映しており、内部モデルの再調整の増加により一部相殺された。

マーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、447百万ユーロ（3%）減少して、2013年12月31日現在127億ユーロとなった。これはトレーディングに係るマーケット・リスクが493百万ユーロ（11%）減少したことに起因していた。この減少は主にNCOU内の減少によるものであった。トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は46百万ユーロ（1%）増加した。これは主として、構造的外国為替リスクおよび年金リスク（適用された流動性ホライズン、および重要な信用スプレッド・リスクを伴うバンキング勘定のエクスポージャーの実質的な減少により相殺された長寿リスクの取扱いに関するもの）についてのより保守的な手法の導入によるものであった。

オペレーショナル・リスクに関する経済的資本使用額は、2012年度末現在の50億ユーロと比較して、2013年12月31日現在53億ユーロに増加した。これは主に、ドイツ銀行に固有のオペレーショナル・リスク損失の頻度をより良く見積もるために、当行のAMAモデルの変更を行ったことによるものである。この変更は経済的資本使用額191百万ユーロの増加をもたらした。追加的な要因は、ドイツ銀行および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加であった。経済的資本使用額の増加を実現および生じさせる、関連するオペレーショナル・リスク損失は、主に訴訟、調査および執行措置に関連するアウトフローによるものである。この経済的資本には引き続き、近年の金融危機による予測不能な法的リスクをカバーする目的で2011年度に導入されたAMAモデルに適用された余裕安全率が含まれている。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスク、ならびに税務リスク要素も暗に含む戦略的リスクを把握する。このビジネス・リスクに関する経済的資本使用額は、2012年12月31日現在の経済的資本使用額24億ユーロから718百万ユーロ（30%）減少し、2013年12月31日現在合計17億ユーロとなった。この減少は、2013年のビジネス・プランと比較してより楽観的な2014年のビジネス・プランを受けて、戦略的リスク要素に関する経済的資本使用額が減少したことによるものであった。

信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に定期的なモデルの再調整からの影響を反映して、2013年12月31日現在80百万ユーロ（2%）増加した。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル2の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス
- 承認されたリスクおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスクおよび資本に関する経営陣への頻繁な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

主要なリスク項目ごとにまとめたリスク管理に関するより詳細な情報は、「リスク管理原則－リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。2013年度において、当行の資本供給の定義は、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る未実現利得または損失の調整を中止し、債務評価調整を含めることにより、CRR／CRD 4の資本フレームワークと一致した。前年度の比較情報は、それに応じて変更されている。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資本供給		
株主持分	54,719	54,001
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整[1]	-537	-569
繰延税金資産	-7,071	-7,712
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正[2]	-363	-1,991
非支配持分[3]	0	0
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	12,182	12,526
Tier 2資本性金融商品[4]	9,689	11,646
資本供給	**68,619**	**67,901**
資本需要		
所要経済的資本	27,171	28,741
無形資産	13,932	14,219
資本需要	**41,103**	**42,960**
内部適正自己資本比率	**167%**	**158%**

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。
2 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。
3 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。
4 Tier 2資本性金融商品は、ドイツ銀行法第10条第6項および第6a項に従いTier 2資本から部分的に控除される項目、上場有価証券未実現利得（45%適格）、ならびに規制自己資本の評価にのみ適用される一定のヘアカットの額を除く。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2012年12月31日現在の158%と比較して、2013年12月31日現在167%であった。株主持分の増加および控除項目の減少に起因した資本供給の増加、ならびに観察された資本需要の減少は、比率の引き上げを決定した。株主持分の718百万ユーロの増加は、主に第2四半期における増資を反映しており、外国通貨の換算による影響により一部相殺された。貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正は、主にリスク圧縮活動およびIFRS第10号に基づく特別目的ビークルの連結を反映して、16億ユーロ減少した。資本需要の減少は、「総合的リスク・ポジション」の項で説明した所要経済的資本の減少に起因するものであり、これは2013年度第4四半期におけるのれんおよびその他の無形資産の減損により一層助長された。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本報告書の他の項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

次へ

報酬報告書

はじめに

2013年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstitutsVergV」という。））に基づき識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- 概要
- グループ報酬の概要および開示
- 取締役会の報告書および開示
- InstitutsVergVにおいて規制されている従業員
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「 HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、InstitutsVergV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

概要

グループ報酬

外部規制要件および企業文化変化の内部要因が引き続き、当グループ内の報酬方針および制度を形成している。その結果、2013年度に取締役会レベルと当グループ全体の両方で全体的な報酬戦略、構造およびガバナンスのフレームワークが大幅に進展した。

当行は引き続き、変動報酬の利点を支援し、評価する。変動報酬は、健全なリスク管理フレームワーク内で運用および管理されることにより、高い業績をあげる人材を惹きつけ、定着させ、適切なインセンティブを与えるために欠かせない手法である。この点において、2013事業年度の当グループの変動報酬プールは31.6億ユーロであった。過去のアプローチに沿って、プールの44%が3年から5年繰延べられ、行動および業績に基づく失効規定の組合せの対象となっている。失効規定の範囲は当年度に大幅に拡大された。

取締役会

監査役会は、取締役報酬制度を再構築した。この変更は、5月に株主総会で承認され、2013年1月1日より有効となった。再構築は、2012年度に設置された「独立委員会」の提言に大部分が基づいており、戦略2015プラスの追加的な実施項目を構成している。報酬が現在さらに、ドイツ銀行の戦略目標および価値と連動していることは明白である。具体的には、変動報酬項目の業績基準を広げることは、報酬のさらなるバランスおよび持続性を明示している。

InstitutsVergVの要件に従い、2014年1月1日以降義務的となる新たな報酬統制委員会が監査役により設置された。当該委員会は、具体的には、報酬制度の策定および取締役報酬の決定の準備に関する会長委員会の機能を引き受けることになる。報酬統制委員会は、2013年度末より既に始動している。

規制従業員

InstitutsVergVに従い、当行は2013年度に関して1,295人の重要なリスク・テイカー（以下「規制従業員」という。）を識別した。これは2012年度から7%の増加を示しているが、その一部は、識別されたリスク機能担当者の増加および従業員が自動的に重要なリスク・テイカーとみなされる報酬基準値の減少によるものである。この行為は自主的なものであり、2013年12月に欧州銀行監督局（EBA）から委員会へ提出され、2014年に公表予定の最終版のEBA技術基準に先行している。

規制従業員グループのうち約560人は、欧州連合（EU）を本拠地としている。規制従業員集団から、当行はさらに、133人の従業員から構成される中核上級管理職グループを識別した。当行のリーダーおよび幹事として、その報酬の大部分が当グループの長期的成功に結び付くように慎重である。そのため、その繰延エクイティ報奨は5年の繰延および保有期間の組合せの対象であり、当該グループの変動報酬の平均繰延率は85%を超えている。

グループ報酬の概要および開示

文化および規制の影響

2013年度は、所要自己資本指令（CRD）第4次改正終了後にEU内の銀行に適用される報酬規制に関する重要な年であった。新たな報酬要件（変動報酬に対する固定報酬の比率を制限する主要な措置を含む。）が2014年1月1日に発効したが、2013業績年度に関する報酬には適用されない。この点についてまだいくつかの解釈上の不明確さが残っているが、当行は、報酬規制の変更を率先するよう努力し、この新たな要件のすべてを完全に遵守することを確実にする。具体的には、当行は引き続き、InstitutsVergVおよびドイツ銀行法（CRD 4の要件を反映するための2014年1月1日施行の改正法）に準拠する。

外部の進展と関連して、当行における文化および企業文化変化は依然として戦略2015プラスの不可欠な一部である。当行の活動の中核となる新たなドイツ銀行の価値および信念を開始した2013年度半ばに、これに関する重要な段階に到達した。報酬は成功する持続的な組織の不可欠な構成要素であり、当行の新たに構築した報酬戦略の目標および目的が価値および信念と連動することを確実にしてきた。

当行の報酬戦略は、当行の価値と連動した安全な報酬慣行を有する多様化されたユニバーサル・バンキング・モデルを支援するものである。具体的には、報酬戦略には5つの目的がある。

- 多様なビジネスモデルおよび65ヶ国にわたり人材を惹きつけ、定着させることにより、ドイツ銀行の顧客重視のユニバーサル・バンク戦略の推進を支援すること
- 当行の長期的業績、機関の持続的発展およびこれから生じるリスク戦略を支援すること
- 費用抑制および効率に基づく長期的業績を支援すること
- 実績のリスク調整、不適切なリスク負担の防止、資本および流動性計画との確実な一致ならびに規制の遵守において、当行の報酬慣行が安全であることを確実にすること
- 公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制およびパートナーシップに関する当行の表明した価値を支えること

さらに、報酬戦略はドイツ銀行の戦略2015プラスの5つの方策のすべてを推進するために重要である。

- 顧客：フランチャイズ競争力および顧客重視を確実にすることにより当行の顧客フランチャイズに戦略の重点を置くこと
- 能力：当行が商品および統制機能／インフラストラクチャー分野にわたり適切な人材を惹きつけ、定着させることを確実にすること
- 資本：有機的資本成長、リスク・ウェイテッド・アセットの削減および当行の資本計画を支援する報酬制度を促進すること
- 費用：長期的費用目標および継続的費用抑制を推進する行為にインセンティブを与えること
- 文化：持続的業績、金融統制および適切なリスク文化を支える行動にインセンティブを結び付けること。具体的には、改善された失効規定を通して報酬実績が懲戒行為にさらに密接に結び付けられた。

報酬ガバナンス

強固で効果的なガバナンス・フレームワークにより、当行の報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が確実になっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。

改訂された報酬ガバナンス構造

（ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstitutsVergVに基づく）

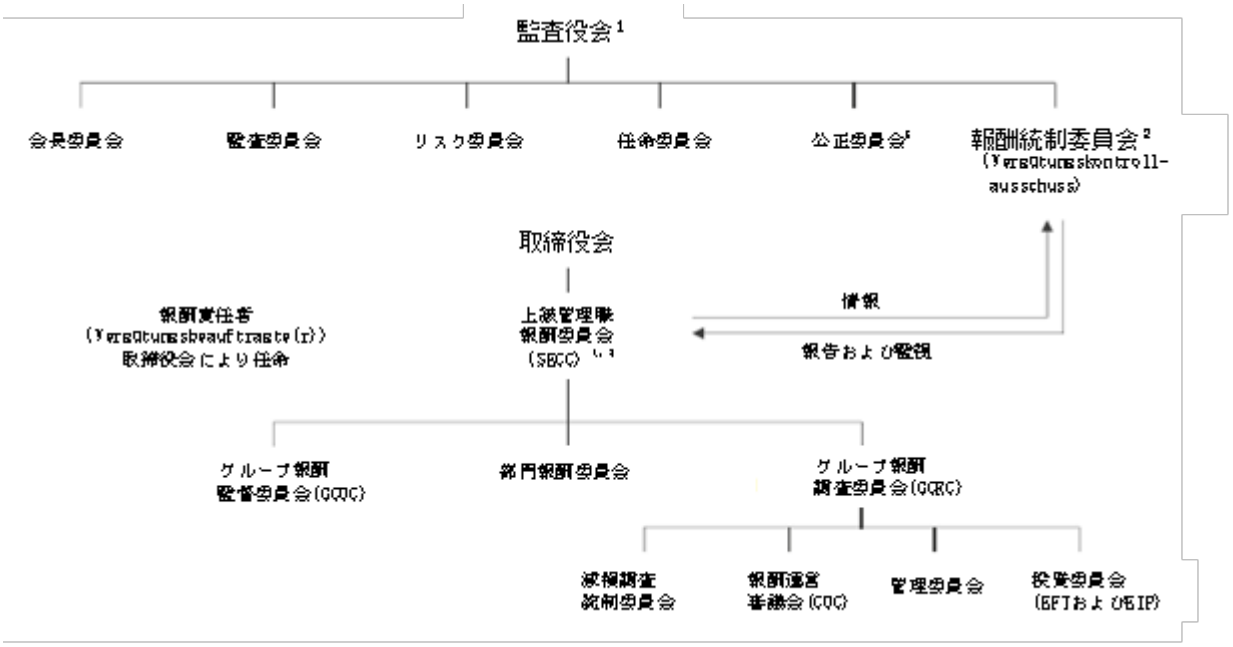

1 任意：独立した外部の顧問。
2 2013年度の新委員会。
3 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

ドイツ・ツー・ティアー・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、取締役会は上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という）に支援され、当グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。最新のInstitutsVergVに従い、SECCは現在、当グループの事項に関して新たに設置された報酬統制委員会（以下「CCC」という。）と連携している。CCCは、監査役で構成され、監査役会によるグループ報酬事項とより密接に連動することおよび当該事項へ焦点を当てることを確実にする。

SECCでは、両者とも取締役であるStefan Krause（CFO)およびStephan Leithner（ヨーロッパ（ドイツおよび英国は除く。）のCEO、人事、法務およびコンプライアンス、政府および規制関連業務)が共同会長を務めている。残りは、Stuart Lewis（CROおよび取締役）ならびに財務および人事の上層部の従業員で構成されている。独立性を維持するため、SECCの委員には当行のいずれの業務部門関連の従業員も含まれていない。SECCは、小委員会を通して報酬戦略および構造に関する重要なグループレベルの決定事項の作成および取締役会へ提言ならびに全体的な報酬プロセスの監督を行う。

報酬ガバナンス強化

CCCの設置のほか、2013年度にいくつかの追加的なガバナンス強化が行われ、グループ報酬監督委員会（以下「GCOC」という）の権限および業務に具体的な焦点が当てられた。

SECCの受任組織として、GCOCは部門の年度末の報酬プロセスの監督に責任を有する。そのため、GCOCは、部門報酬フレームワークを確立するため部門報酬委員会（以下「DCC」という。）へ報酬フレームワークおよびガイダンスを提供する。GCOCはまた、当該フレームワークとDCCの通常の慣行の両方が当行の報酬原則および方針ならびに外部規制要件に準拠することを確実にするため、これらのフレームワークの見直しを行う。

GCOCの目的は多様である。

具体的には以下を参照して、変動報酬プールを部門内で配分する際に健全な報酬パラメータおよび測定基準（財務および非財務）が部門により考慮されることを確実にすること。

― より広範な事業戦略において、各部門および下位部門の業務分野の財務実績
― 異なる種類のリスク（すなわちオペレーショナル・リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、風評リスク、規制リスクおよび信用リスク）に基づく固有のリスク・プロファイルの考慮
― その他の戦略的定性的要因

以下を行うために、個々の従業員レベルにおける変動報酬の決定を支援する部門ガバナンス構造（およびそのコミュニケーション）およびプロセスを見直すこと。

― 確立された報酬ガバナンス要件への準拠の広範な評価
― 部門の報酬ガバナンス・プロセスのさらなる強化が必要か否かの決定

GCOCは、当グループの各年度末の報酬プロセスにわたる確立された報酬ガバナンス要件に関するDCCの進展を監視し、プロセス終了前にSECCへ発見事項および提言の要約を提供する。

GCOCは、2013年度の報酬ガバナンス・プロセスに関していくつかの強化を行った。これらの強化には以下のものが含まれるが、それらに限定されなかった。

― すべての現行の報酬ガバナンス要件の見直し
― DCCに採用されている報酬パラメータの適切性に関するDCCとの関与の増加
― 変動報酬の決定の文書化に関する大幅に強化された要件の導入

これらの強化の結果、ガバナンスは2013年度にGCOCを通して明確に改善された。

さらに、GCOCは、変動報酬の決定の文書化に対して行われた強化がすべての規制従業員に適用されることを求め、規制従業員の変動報酬の配分決定を行うマネジャーが決定を行う際に考慮した測定基準が適切に文書化されることを確実にした。

報酬構造

当行の報酬は、固定報酬と変動報酬とに分割される。固定報酬は、従業員の技術、経験および能力、要件との合致、業務の規模および範囲に関する報酬に使用される。各業務に関する固定報酬の適切なレベルは、当該業務の実勢市場価額を参照して決定され、報酬総額構造の規制要件の影響を受ける。

固定報酬には、基本給、追加給または手当項目および、該当する場合には、特別地域手当（すなわち自動車手当）を含めることが可能である。固定報酬は契約であり、多くの法域で取消不能である。

ドイツ銀行の従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

多くの国およびビジネスモデルにおいて適切な人材を惹きつけ、定着させるのを支援するために、市場競争力のある固定報酬レベルは、当行が戦略目的を達成するために必要な十分な競争力を有することを確実にするための重要な役割を果たす。

変動報酬は、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。変動報酬にはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、変動報酬は、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。固定報酬と共に、費用効果および柔軟性の両方がある報酬総額実績となっている。

グループ全体の変動報酬の決定

当行は、形式化した透明性のあるプロセスを使用し、当グループ全体の推奨変動報酬プールを算出している。事業部門ごとに、部門の支給率を部門の賞与に適格なリスク調整後業績に適用することにより推奨変動報酬プールが計算される。部門の支給率は、過去の平均支給額と競合他社のベンチマークの両方に調整され、当初の推奨プールの透明性を確保している。

算出された推奨プールはその後、その他の戦略的定性的要因および外部ベンチマークを考慮に入れて、検討および見直しが行われる。InstitutsVergVに従い、具体的には重要な統制機能におけるインフラストラクチャー担当従業員の大半の報酬は、固定報酬に重点が置かれている。

変動報酬プールを決定する際の優先的な検討事項は、当グループの負担能力と競争力のバランスをとることである。InstitutsVergV規制に沿って、負担能力が検討される際に当グループ全体の財務実績が考慮に入れられ、当グループが全体として負担可能なレベル内に変動報酬プールがあることを確実にする。再度、InstitutsVergV規制に沿って、変動報酬プールの総額は、リスク負担能力、複数年の資本および流動性計画ならびに収益性を考慮に入れ、適正自己資本および流動性レベルを支援しなければならない。

変動報酬プールの決定プロセスおよび包括的ガバナンス・フレームワークの要約

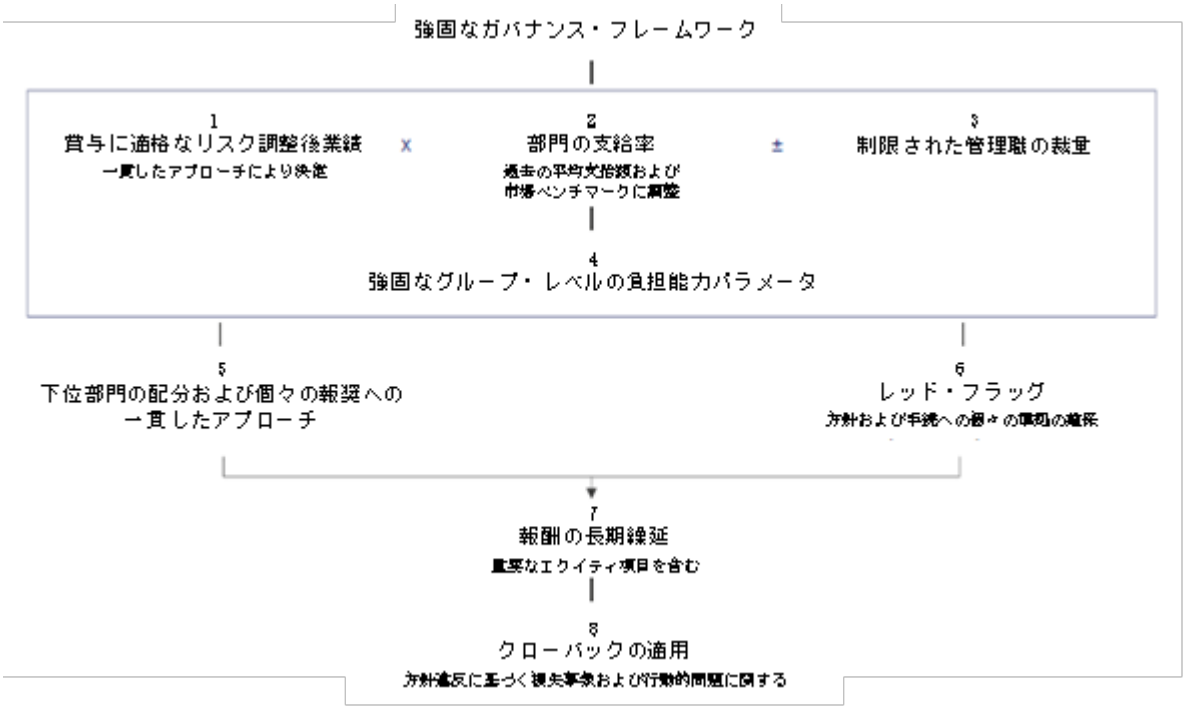

変動報酬構造およびビークル

変動報酬は、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。上層部レベルにおいて、変動報酬報奨の大部分が、適切な業績条件および失効規定と共に、最低3年間の報奨繰延構造を通して当行の長期的発展および業績に結び付くことが確実になることを当行は約束している。

繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延レベルの影響と注意深くバランスがとられなければならない。適切なバランスを保つために、2013年度のグループ全体の賞与プールの44%（エクイティ・アップフロント報奨を含まない。）が繰延報酬の形をとると決定された。

個別ベースで、繰延基準値は100,000ユーロに設定されており、この額を超える変動報酬の少なくとも50%が繰延べられた。前年度と同様に、当行の最上層部の従業員は、変動報酬の大半が当行と所属部門の両方の将来の業績と結び付いていた。その結果、1百万ユーロを超える変動報酬の100%が全額繰延べられた。この措置をとることにより、従業員が受領することのできる最高アップフロント・キャッシュ支払額が300,000ユーロ（またはEUA保有期間の結果、規制従業員については150,000ユーロ。後述のEUAを参照のこと。）であることが確実になった。

上層部の従業員集団グループおよび変動報酬の平均繰延率

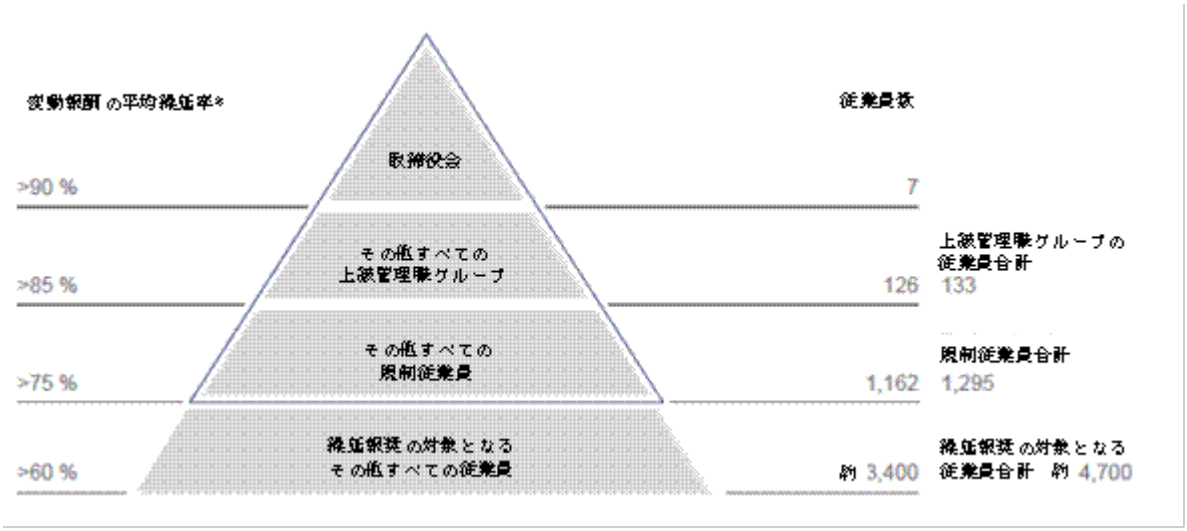

△ InstitutsVergVに従って規制される全集団（以下「規制従業員」という。）
* 該当する場合、百分率の各数値には、より上層の集団の繰延の数値が含まれる。例えば、上級管理職グループの＞85%には取締役会の数値が含まれる。

2013年度の繰延変動報酬報奨の対象となる従業員は、報奨の50%を繰延エクイティの形で、50%を繰延現金の形で受領した（注：当行のDeAWM部門の上層部の従業員の少数は、繰延報奨の一部を従業員奨励制度（EIP）報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。）。これを達成するために以下の手段が使用された。

制限付エクイティ報奨

繰延エクイティ部分は、最低3年間（または上級管理職グループについては4.5年間）にわたって案分して権利確定する制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）として交付された。REAの価値は、権利確定期間（該当する場合は保有期間）にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。特定の失効規定が繰延期間中に、該当する場合には保有期間中に適用される。

制限付奨励報奨

株式を基礎としない部分は、最低3年間（取締役にはより長期の繰延期間が適用される。）にわたって案分して権利確定する繰延現金報酬（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。））として付与される。特定の失効規定が繰延期間中に適用される。

エクイティ・アップフロント報奨

上記の繰延報奨に加えて、すべての規制従業員はアップフロント（非繰延）報奨をエクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で受領する。

EUAは、付与時に権利確定するが、保有期間の対象である。EUAの価値は、保有期間中の当行の株価と結び付いているため、当行の持続的業績と結び付いている。勤務要件に加えて特定の失効規定が保有期間中に適用される。

以下の図は、規制従業員および繰延報奨の対象となるその他すべての従業員に関して使用された上記の報酬ビークルの要約である。

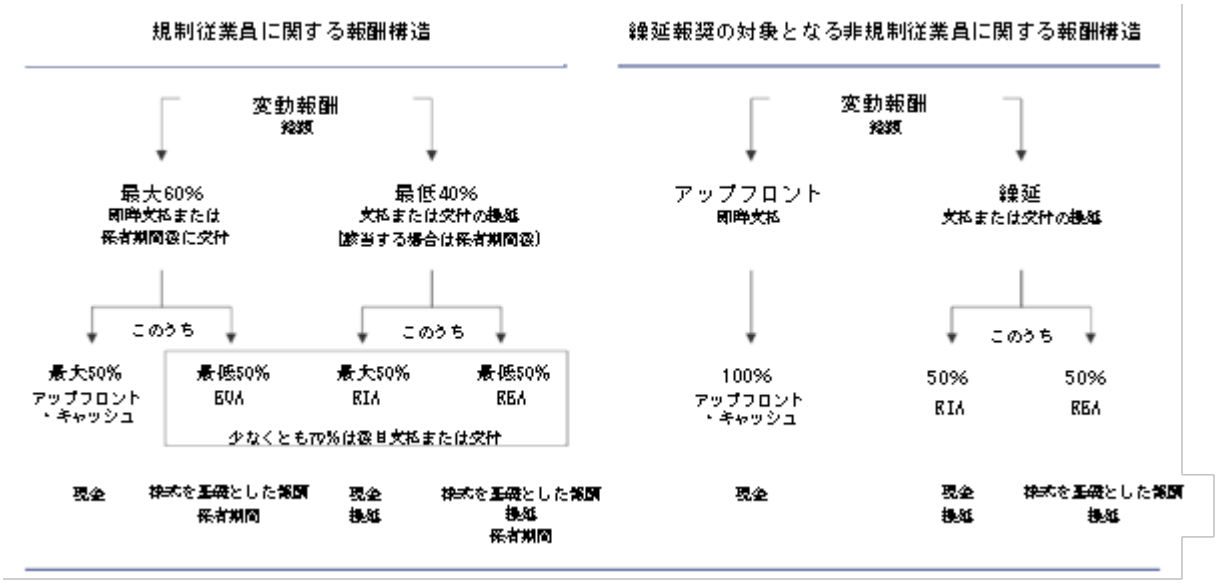

EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

繰延スケジュール

規制要件は、重要なリスク・テイカー（規制従業員）の繰延期間が最低3年でなければならない旨を求めている。前年度と同様に、当行はこれらの最低要件を繰延報奨の対象となるすべての従業員に適用することを選択した。当行はまた、最上層部の規制従業員の小集団を再度識別した。この上級管理職グループ（133人の従業員から構成される。）は、REAに関して4.5年の（一括型権利確定）繰延期間の対象である。これは、上級管理職グループがその他の従業員よりも当行の長期の持続的業績における権利確定の利益を有することを確実にする意図である。

また6ヶ月の保有期間が、規制従業員の各REAトランシェの権利確定後に適用される。上級管理職グループについては、6ヶ月の保有期間が4.5年の権利確定期間の後に続く。そのため、上級管理職グループは2014年度のREAの価値を少なくとも2019年2月まで（付与後5年）実現しない。

すべての規制従業員はまた、アップフロント報奨の50%をEUAの形で受領する。EUAは、付与時に権利確定するが、（規制要件に加えて）失効規定が適用される6ヶ月の保有期間の対象である。

以下は、繰延報奨の対象となる従業員の各集団（取締役会を除く。）に関する権利確定構造の要約である。

2013年度の繰延報酬構造

従業員集団		アップフロント		繰延	
		現金賞与（アップフロント報奨の50%）	エクイティ・アップフロント報奨(EUA)（アップフロント報奨の50%）	制限付奨励報奨(RIA)（繰延現金）（繰延報奨の50%）	制限付エクイティ報奨(REA)（繰延エクイティ）（繰延報奨の50%）
上級管理職グループ1	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）		付与時に全額権利確定（2014年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	4-5年一括型権利確定（2018年8月）
	保有期間（権利確定期間後）		保有期間終了 2014年8月		保有期間終了 2019年2月
その他のInstitutsVergV規制従業員	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）		付与時に全額権利確定（2014年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）
	保有期間（権利確定期間後）		保有期間終了 2014年8月		保有期間終了 2015年、2016年、2017年8月
繰延報奨の対象となるその他すべての従業員	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）			3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）
	保有期間（権利確定期間後）				

1 取締役会を除く。

変動報酬のリスク調整

一連の措置を通して、当行は、事前調整と事後調整の両方を取扱う効果的なリスク管理プロセスが報酬制度に組み込まれることを確実にしている。

事前リスク調整

適切な事前リスク調整を確実にするため、当行は、事業ごとの賞与に適格なリスク調整後業績を測定するための一貫した銀行全体の標準手法（賞与に適格なリスク調整後純利益（賞与および税引前）（以下「NIBBT」という。））を使用する。この措置はNIBBTに基づいているが、NIBBTは月次の事業検討会議において見直され、業績関連項目および特定の非中核事業ユニット項目の配分に関して調整され、その後、経済的資本賦課に基づきリスク調整される。

経済的資本は、非予想損失に関連する資本を測定する。それは当行が負担するリスクを定量化する将来予想であり、すなわち、ある時点のリスク・プロファイルを測定する。経済的資本は、当行の最善の将来見積りであるが現行のポートフォリオから実現していない損失として、したがって、変動報酬プールを調整するための最善の測定基準として、リスク機能によって検証された。SECCは、リスク調整手法の適切性を見直したが、この見直しは毎年行われる。

当行は原則的に、当行の経済的資本フレームワークの主要な4種類のリスク（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスク）内のすべての重要なリスクを捕捉する。その他のリスクは、適切な包括的リスク種類に割り当てられる。各サブ・リスク種類内で捕捉されるリスクの具体例は以下のとおりである。

信用リスク

― 格付遷移リスク、カントリー移転リスク、決済リスク、

マーケット・リスク

― バンキング勘定金利リスク、デポジット・モデリング・リスク、ファンド保証リスク（部分的に風評リスクを含む。）、住宅金融組合業務および集合的リスク

オペレーショナル・リスク

― 法的規制リスク、ITリスク、従業員リスク、事業継続リスク、ベンダー・リスク、取引処理リスク、発行業務および実行リスク、業務支援リスク、財務報告／記録リスク、受託業務リスク、不動産リスク、セキュリティー・リスク

ビジネス・リスク

― 戦略的リスク（一般風評リスクを含む。）、税務リスク

NIBBTは既に、資金調達コストの移転価格設定を通した流動性リスク、貸出金勘定に貸倒引当金および一般価値調整として計上される信用損失の認識を通した信用リスク（非予想損失については1年）、デリバティブ勘定の信用評価調整の適用を含む時価会計を通したマーケット・リスク、および適切な収益認識手法を通した長期リスクを考慮に入れている。

事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを確実にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となる変動報酬報奨の割合ならびに業績および失効条件は、優先順位に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要である。当行は、これら要素の両方について2013年度の繰延報奨に関する失効規定を強化した。

以下の業績および失効規定は2013年度の繰延変動報酬報奨（2014年2月に付与）に適用された。

グループ・クローバック

この業績条件は、グループ税引前純利益（NIBT）がゼロ以上の場合にのみ満たされる。グループNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであると取締役会がその裁量において決定した場合、業績条件は満たされず、全従業員について当該年度に権利確定予定のREAトランシェの100%が失効する。さらに、取締役会の裁量において、200ベーシス・ポイントの追加のリスクバッファーを含めても、権利確定日前の四半期末に当グループの普通株式等Tier 1資本比率が、適用される最低所要自己資本水準を下回った場合、権利未確定REAの全額が失効する（CET 1規定）。2014年度より、この業績条件は繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。これにより初めて、繰延報奨の対象となる非規制従業員（約3,400人）が特定のグループ業績失効規定の対象となった。これは重要なガバナンス強化であり、以前よりも大規模な従業員グループの報酬を当行の将来の業績に連動させている。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度においてグループNIBTがマイナスであった場合（ただし、CET 1規定には該当しない。）、当該年度の報奨の20%が失効する。

規制従業員に関して、グループNIBT規定のトランシェの側面もまたRIAに適用されて、グループNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであると取締役会が決定した場合、業績条件は満たされず、当該年度に権利確定予定のRIAトランシェの100%が失効する。

部門クローバック

この業績条件は、規制従業員にのみ適用され、従業員の各部門のNIBTがゼロ以上の場合に満たされる。ある部門のNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであった場合、グループ業績が依然としてプラスであっても、業績条件は満たされず、（取締役会の裁量により）当該部門の全規制従業員について当該年度に権利確定予定のREAおよびRIAトランシェの100%が失効する。5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度において部門NIBTがマイナスであった場合、当該年度の報奨の20%が失効する。部門クローバック措置は、取締役会またはリージョナル・マネジメントもしくはインフラストラクチャー部門で働く従業員に対しては適用されない。グループ・クローバックのみが適用される。

収益減損規定

このクローバックはRIAおよびREAに適用され、これにより当行は、報奨後の実績に基づき調整が必要か否かを決定することができる。業績の測定が後に著しく不正確であるとみなされたため当初の報奨の価値が適切でないことが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合、従業員報奨の100%までが失効可能となる。

この規定は、2013年度に初めて規制従業員のEUAを含むように拡大され、以前よりも大きい割合の規制従業員の報奨が潜在的な業績に基づく失効の対象となることが確実になっている。さらに現在では、REAの権利確定後の保有期間中にも適用されて、業績失効措置は規制従業員のエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）にわたり拡張されることを確実にしている。

方針／規制違反規定

この行動に基づくクローバックはREAとRIAの両方に適用され、不正行為（不正、詐欺、虚偽記載、信託違反を含むがそれに限定されない。）の結果未払の繰延報酬の100%まで失効するという規定を含んでいる。報奨は、内部方針および手続の違反または当行以外から課せられた該当する法令の違反があった場合にクローバックされることがある。

この規定はREAの権利確定後の6ヶ月の保有期間を含むように拡大されて、行動に基づく失効措置が規制従業員に付与されたエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）は依然として適用されることを確実にしている。

上記の規定および2013年度に行った強化の要約は以下のとおりである。

2013年度の繰延報酬報奨：失効規定の拡大

現行の業績条件および失効規定	上級管理職グループおよびその他の規制従業員	繰延報奨の対象となるその他すべての従業員
グループ業績（マイナスのNIBT）－ 権利確定期間中のREAおよびRIAトランシェに適用可能	適用	

部門業績（マイナスのNIBT）― 権利確定期間中のREAおよびRIAトランシェに適用可能	適用	
収益減損失効 ― 権利確定期間中のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
方針違反 ― 権利確定期間中のRIAおよびREAに適用	適用	適用
方針違反 ―規制従業員のエクイティ・アップフロント報奨（EUA）に適用	適用	
2013業績年度について2014年度に付与された報奨に関して合意された失効規定の拡大		
グループ業績（マイナスのNIBT）規定の定義および範囲の拡大 繰延報奨の対象となる全従業員の権利確定期間中のREAに適用可能 ― グループNIBTがマイナスの場合のトランシェ失効。 CET 1資本比率が最低所要自己資本水準を（200ベーシス・ポイントのリスクバッファーを含めても）下回った場合に権利未確定の報奨の全額失効	適用	適用
EUAおよび規制従業員のREAトランシェの権利確定後の保有期間（6ヶ月）に収益減損規定を追加	適用	
過去の損失の実現を「振り返る」ことができるよう収益減損規定も強化	適用	適用
規制従業員のREAの権利確定後の保有期間（6ヶ月）に方針違反規定を追加	適用	
懲戒処分の基準を下げて方針違反規定も強化	適用	適用

InstitutsVergV第7条に従った報酬の開示

2013年度の変動報酬報奨（前年度の繰延費用を除くが、将来償却される当年度の報奨を含む。）は、総額32億ユーロであった。グループ全体の繰延率（EUAを含む。）は49%であった。

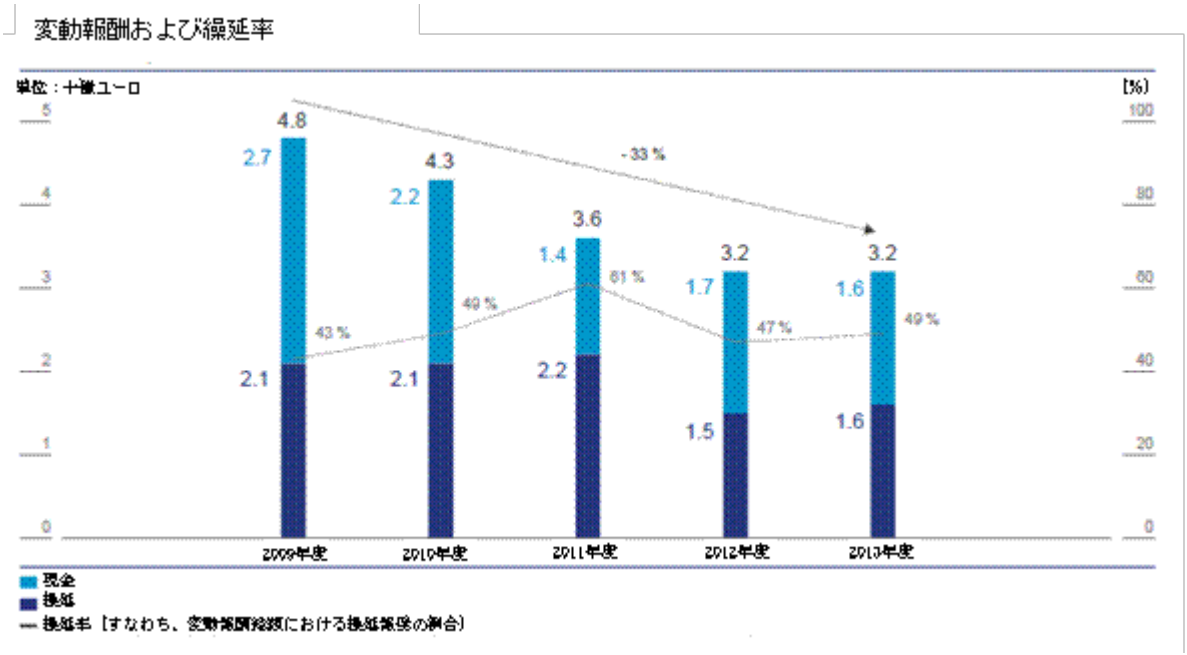

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）[1]	CB&S	GTB	DeAWM	PBC	NCOU	2013年度 グループ合計	2012年度 グループ合計
報酬総額	**4,505**	**956**	**1,366**	**2,782**	**263**	**9,871**	**10,191**
このうち：固定報酬	2,373	721	937	2,472	205	6,707	7,025
変動報酬	2,132	235	429	310	58	3,164	3,166
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	**25,608**	**11,502**	**11,465**	**46,800**	**2,879**	**98,254**	**98,219**

1 従業員数およびポストバンクの変動報酬の任意部分からなる。

上記の表のすべての数値には、当行の確立された費用配分基準に従って配分されたインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。

付与された変動報酬の認識および償却

2013年12月31日現在、2014年2月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬費用は、約25億ユーロである。

変動報酬

2013年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定

単位：十億ユーロ

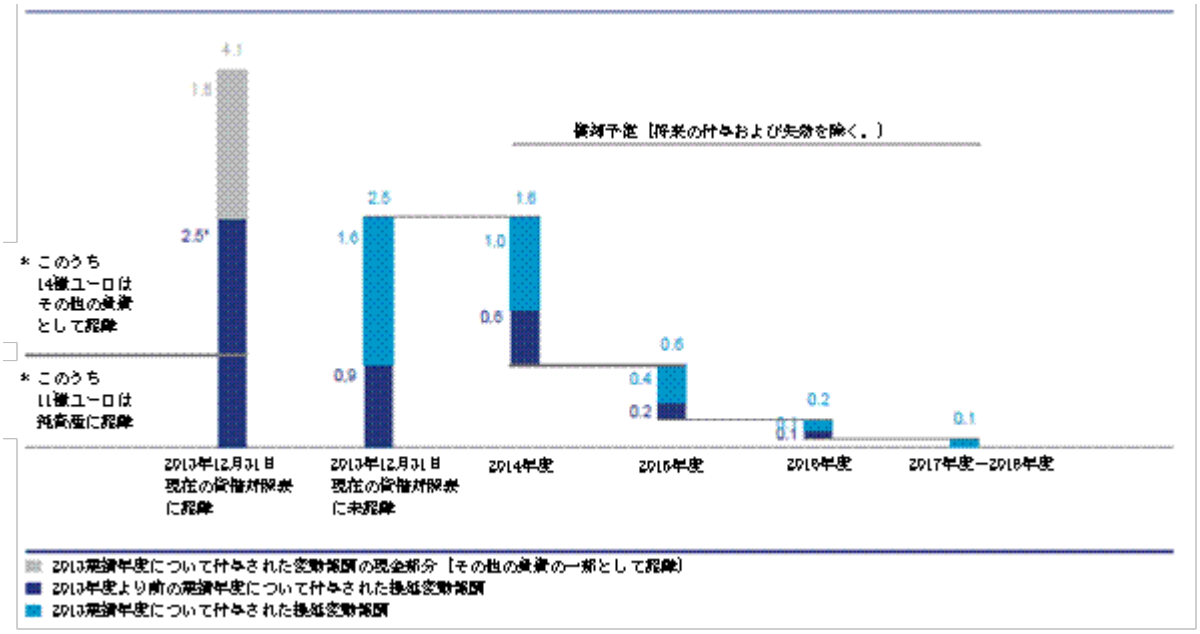

付与された変動報酬と損益計上との調整

単位：十億ユーロ

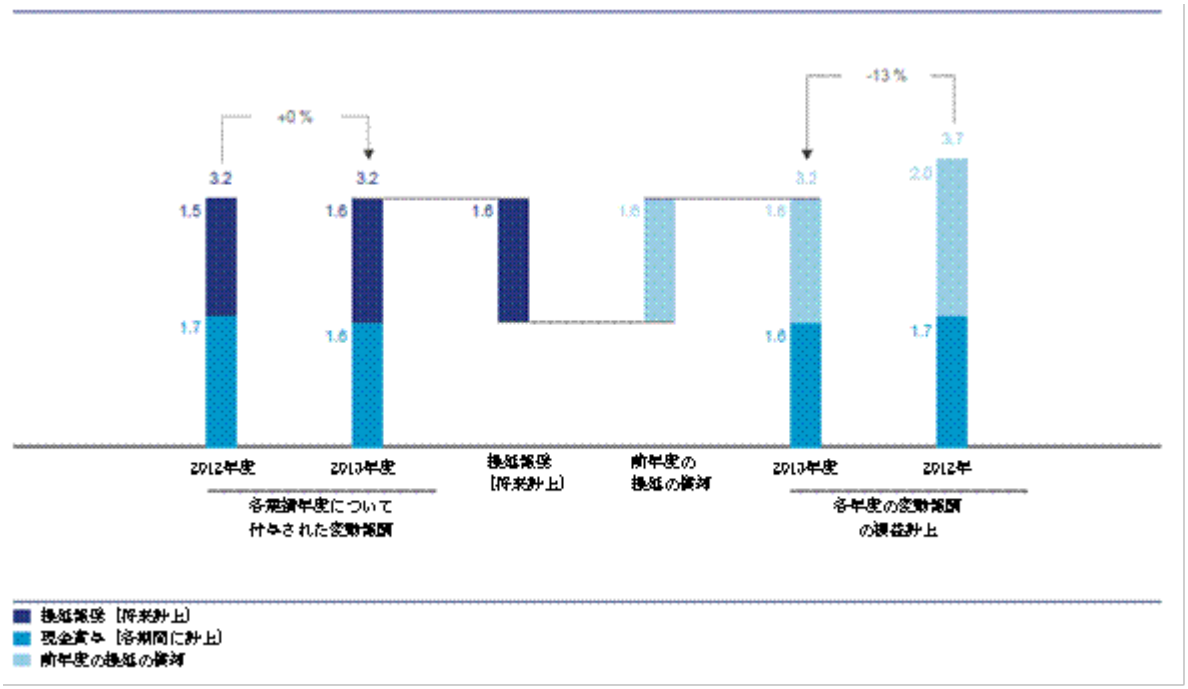

取締役会の報告書および開示

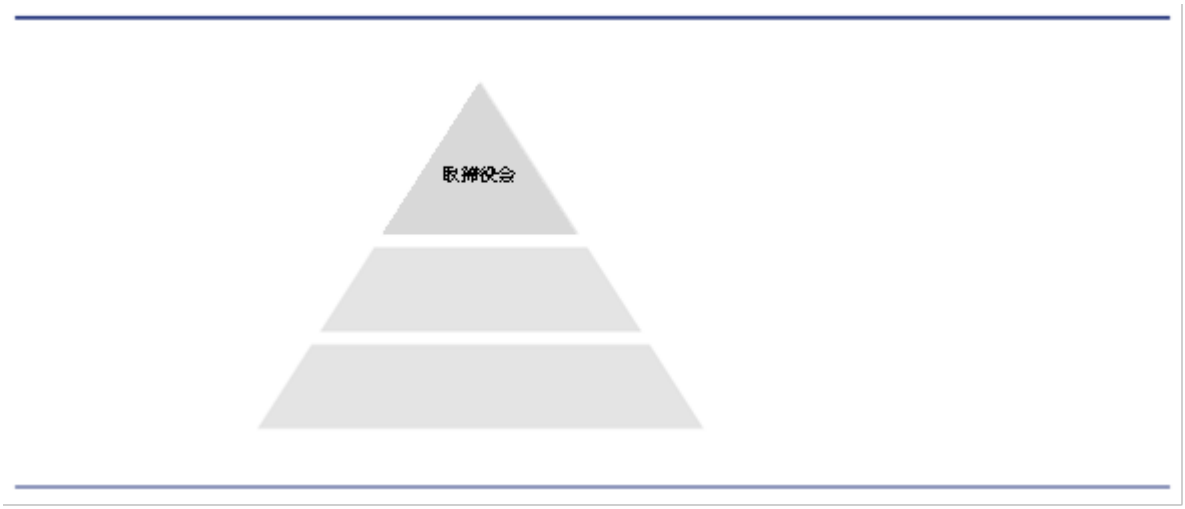

取締役報酬制度の目的および原則

取締役報酬制度を構築するにあたり、監査役会の目的は、当行の長期的業績全体と共に取締役の活動および責任の範囲ならびにその集合的および個人的業績を考慮の上、市場および競合他社に沿って、また法令上および規制上のすべての要件に準拠して、十分な取締役報酬を支払う制度を策定することであった。

この点において、監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。具体的には、報酬制度の構造が適切であるか否かについて、および新しい規制要件への必要な調整事項について見直しの焦点が当てられる。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））により株主総会が取締役報酬制度を承認することが可能になったことを考慮する。当行の目的は、取締役報酬制度の構造に関して可能な最高水準の透明性を株主に与えることである。VorstAGが2009年に施行されて以降、報酬制度は、具体的には新しい規制要件の実施に関連して株主総会に3回提示され、各回とも大多数により承認された。直近では2013年5月に、株主総会は、基本的な再構築にあたり、監査役会が以前に2013年1月1日に遡って2013年4月11日に88.71%の多数により採択した報酬制度を承認した。

再構築の大部分は、委員長のDr. Jürgen Hambrechtが率いる独立報酬調査委員会の提言に基づいている。2012年度に、委員会は、とりわけ、現行の取締役報酬制度を詳細に調査するよう求められた。委員会は、5人の外部の一流専門家から構成されていた。2013年度中に提言が完成され、報酬制度を再構築する際に監査役会により考慮に入れられた。2013年1月1日に発効する新しい報酬制度の重要な特徴は、本報酬報告書に詳細に記載されている。

責任

本会議体としての監査役会は、報酬制度の構築および各取締役の各報酬額の決定に対する責任を有する。

2013年度以前は、会長委員会がこのプロセスにおいて監査役会の支援を行っていた。その機能には、具体的に、取締役の報酬に関連するすべての事項についての監査役会に対する助言が含まれていた。さらに、報酬制度および各取締役の各報酬額の決定に関するすべての決議案を作成した。監査役会の会長委員会は合計4人の委員で構成され、そのうち2人は当グループ従業員の代表者である。会長委員会は2013年度において定例会議を開催し、具体的には取締役報酬制度を広範囲にわたって再構築した。

2014事業年度現在、監査役会は新しい報酬統制委員会により支援され、新しい報酬統制委員会は以前は会長委員会により行われていた取締役報酬制度および各報酬額の決定に関する重要な機能を引き受けている。監査役から成る追加的な当該委員会の設置要求は、CRD 4に基づく新しい規制アプローチの結果である。この指令は国レベルで、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））の改正およびInstitutsVergVの改訂を経て、CRD 4施行法によりドイツ法への整合および移行が行われた。取締役会に関して、報酬統制委員会の業務には、具体的に、報酬制度の適切な構築ならびに各報酬額に関する監査役会の決議案の作成において監査役会を支援および監視することが含まれる。

委員会の設置は2014年1月1日より義務的である。しかし、監査役会は、2013年度の第4四半期の早い段階で委員会の構成および機能に取り組み、報酬統制委員会を設置し、また付与される機能および要件について広範囲にわたり議論した。法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならず、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

取締役の変動報酬の決定に関する監査役会の決議案が、2014年1月末に報酬統制委員会により詳細に議論され、本会議体としての監査役会のために作成された。考慮にあたり、具体的には当行の競合他社との水平的分析ならびにドイツ・コーポレート・ガバナンス法の要件上の垂直的分析における報酬の適切性の見直しに焦点が当てられた。この比較検討において、報酬の適切性は以下の点に関して見直しが行われた。

- 変動報酬に対する固定報酬の比率
- 長期的報奨に対する短期的報奨の比率
- 繰延報酬項目に対する即時支払報酬の比率
- 失効条件の対象となる報酬項目に対する即時に権利確定する報酬項目の比率

さらに、従業員の平均所得に対する報酬総額の適切性が考慮された。

原則

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。とりわけ、ドイツ銀行のようなグローバル企業に課せられる世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、より広範囲の要件および側面を統一の報酬制度へ統合し、内在する複雑性と必要な透明性とのバランスをとるという課題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年にわたってのみ支払が有効になる。市場の他の企業と比較したドイツ銀行の業績は、報酬の構築と報酬額の決定におけるもう一つの重要な基準である。

さらに、取締役報酬制度は業績と目標達成に連動している。当行の長期的な視点ならびに測定尺度の適切性および持続性に具体的な重点が置かれている。報酬制度の構造を通して、取締役が不当に高いリスクを回避し、当行の戦略に定められた目的を達成し、当グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。監査役会が変更が必要であると判断した場合は、報酬統制委員会からの提案を厳密に見直した後、適宜フレームワークを調整する。

2013年1月以降の報酬構造

監査役会による取締役報酬制度の基本的な変更は2013年1月1日に発効した。監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。構造の特徴の詳細は以下のとおりである。

年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

業績非連動項目

業績非連動項目は、主に固定報酬から構成されている。固定報酬は、12ヶ月にわたり均等に支給される基本給として支出される。

再度の策定において、現行の取締役の基本給の金額は調整されず、したがって以下のとおり前年度からの変更はなかった。

単位：ユーロ	2013年度	2012年度
基本給		
共同会長	2,300,000	2,300,000
一般の取締役	1,150,000	1,150,000

監査役会は、2014年度中に新しい規制要件に照らして取締役の固定報酬を見直し、必要な変更を採択する。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。これもまた、報酬制度の再構築において変更されなかった。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

－ 年間業績報奨（以前の賞与）

－ 長期業績報奨

以下の表は、2012年12月31日までの報酬構造と2013年1月1日から適用される構造との比較である。

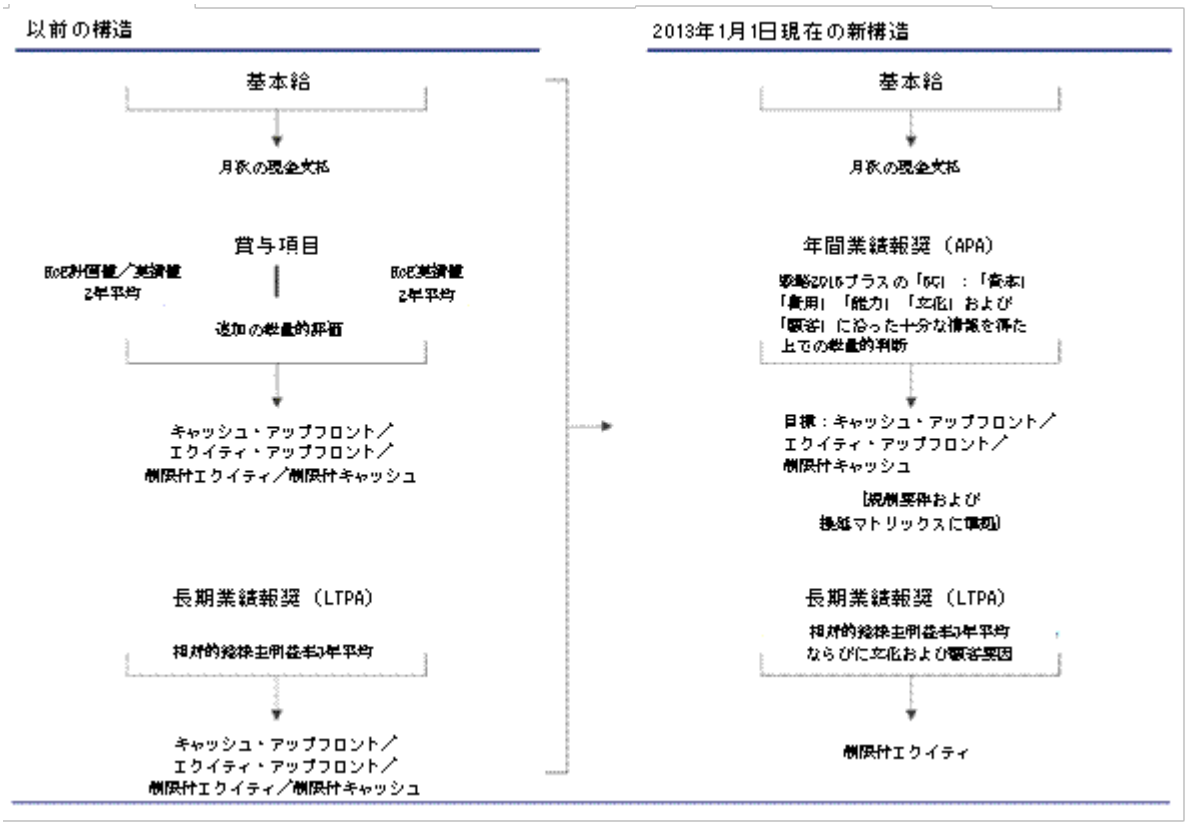

以前の報酬制度と比較して、2013事業年度から決定される業績連動報酬は、当行の設定された（戦略的）目標の達成とさらに連動している。

年間業績報奨（APA）

取締役の変動報酬の一部として、APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

― 報奨額の60%は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。

― 報奨額の残りの40%は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。

戦略2015プラスに関して、目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。これらのカテゴリーから選択された目標は、全般的な条件と戦略の両方の変更を反映するよう定期的に見直される。

2013事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2013事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

― **資本**カテゴリー：コアTier 1比率（普通株式等Tier 1比率（CET 1））およびレバレッジ比率

― **費用**カテゴリー：費用収益比率（CIR）

― **能力**カテゴリー：報告された付加価値

― **文化／顧客**カテゴリー：従業員コミットメント指標およびレピュテーション指標

これらの目標の各カテゴリーは、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60%に等しい。

個人的業績項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

― **資本／費用／能力**カテゴリーにおける定量的目標

― **文化／顧客**カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標の各々はまた、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30%である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90%である。追加の最大10%については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

一般の取締役および取締役会の共同会長の2013年度のAPAの目標値および最高値は、以下のとおりである。

	2013年12月31日現在		
単位：ユーロ	最低	目標	最高
共同会長			
目標の15%	0	345,000	690,000
APA合計	**0**	**2,300,000**	**4,600,000**
一般の取締役			
目標の15%	0	225,000	450,000
APA合計	**0**	**1,500,000**	**3,000,000**

長期業績報奨（LTPA）

長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスのみを基礎として決定されることはもはやない。むしろ、非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに確実になる。

したがって、LTPAの水準は引き続き、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、引き続き算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により維持される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は引き続き、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限125%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。過去と同様に、相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額するが、割引規定が修正されている。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。以前と同様に、RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

報酬制度の変更およびドイツ銀行の戦略との連動強化の一環として、相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループが調整された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

同業他社グループを選定するために使用される基準は、基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在である。選定は引き続き、今後も定期的に見直される。

文化および顧客要因

新たに導入された文化および顧客要因を通して、持続的業績を促進するために、顧客対応における倫理基準の遵守と共に、顧客満足度が測定される。今後、この要因は算定式アプローチに基づき決定される。

移行段階について、対応する制度が最終構築および調整されるまでは、監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の125%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

LTPAは、2012年度と比較して、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連してわずかに修正された目標値に基づき計算される。LTPAは最大で各目標値の125%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。

	2013年12月31日現在		
単位：ユーロ	最低	目標	最高
共同会長			
RTSR項目	0	3,066,667	3,833,333
文化および顧客項目	0	1,533,333	1,916,667
LTPA合計	**0**	**4,600,000**	**5,750,000**
一般の取締役			
RTSR項目	0	2,000,000	2,500,000
文化および顧客項目	0	1,000,000	1,250,000
LTPA合計	**0**	**3,000,000**	**3,750,000**

最高報酬額

以下に示す最高額は、報酬構造の変更の結果である。

	2013年12月31日現在			
単位：ユーロ	基本給	APA	LTPA	報酬総額
共同会長				
新構造				
目標	2,300,000	2,300,000	4,600,000	9,200,000
最高	2,300,000	4,600,000	5,750,000	12,650,000
一般の取締役				
新構造				
目標	1,150,000	1,500,000	3,000,000	5,650,000
最高	1,150,000	3,000,000	3,750,000	7,900,000

取締役の報酬総額は、監査役会が2013報酬年度の全体的な報酬総額について任意に設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、共同会長の12.65百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は7.55百万ユーロに制限される。

長期奨励／持続性

有効な各規制要件および銀行特有の要件に従い、APAおよびLTPAの総額は引き続き、主に繰延報酬として、複数年にわたって付与される。これにより複数年度の期間にわたる長期的な奨励効果が確実になっている。

InstitutsVergVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならず、株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続かなければならない。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならず、残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付しなければならない。

以下の図は、InstitutsVergVに従って要求されている変動報酬項目の構造を示している。

取締役変動報酬の分割／構造

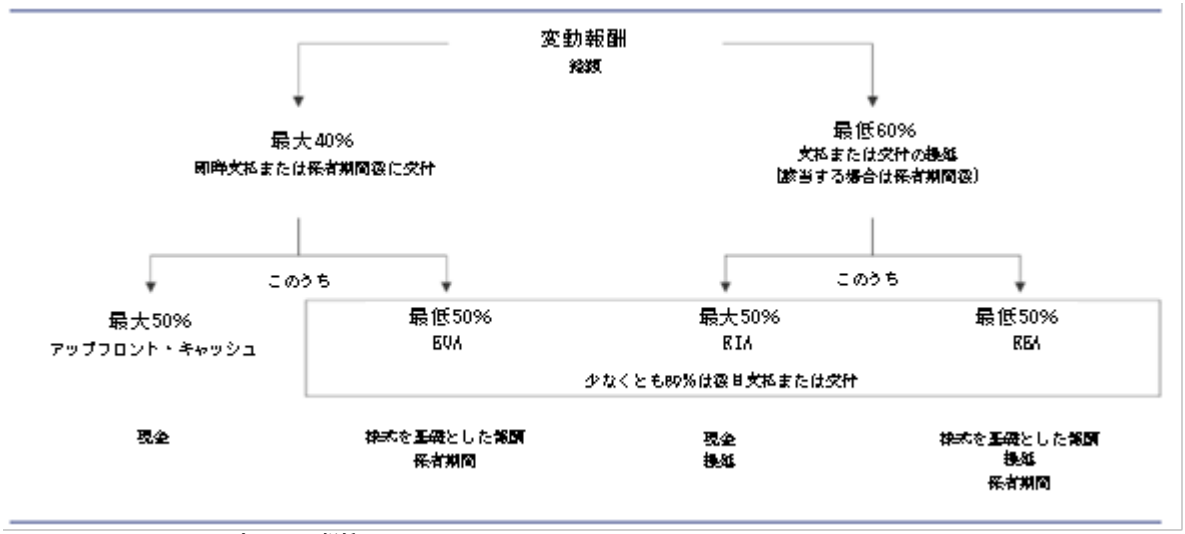

EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

APAは、原則として、非繰延項目として付与される（以下「アップフロント報奨」という。）。アップフロント報奨額は、変動報酬総額の最大40%である。規制要件に従って、アップフロント報奨額の少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目として付与される（以下「エクイティ・アップフロント報奨」という。）。エクイティ・アップフロント報奨は、3年の保有期間の対象である。この保有期間終了後にのみ報奨を売却することができる。残りの部分は、現金で即時支給される（以下「キャシュ・アップフロント」という。）。規制要件または銀行特有の規定により必要である場合、APAの一部は繰延報酬として付与されるが、基本的に繰延現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報奨」という。）。制限付奨励報奨は4つに均等分割したトランシェにて権利確定する。第1トランシェは、付与から約1年半後に権利確定する。残りのトランシェは各々、その後1年間隔で権利確定する。権利確定時に支払が行われる。すなわち、繰延現金報酬は約4年半の期間にわたって支給される。

LTPAは、100%が繰延報奨として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報奨」という。）。制限付エクイティ報奨は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、当該期間中に失効条件への該当による権利の失効がなかった場合、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。

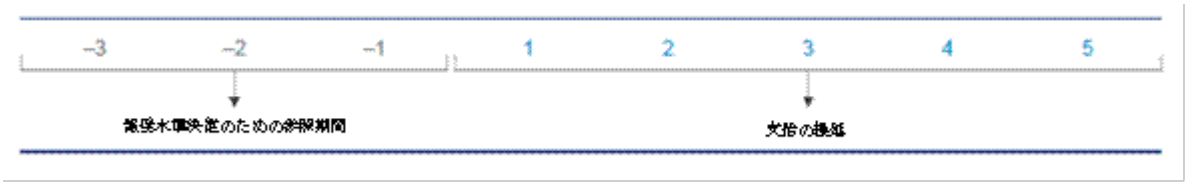

これは、長期的な奨励効果を創造し、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスへの結び付きを確実にし、またLTPAの業績評価対象の3年間を超えている。

以下の図は、即時現金報酬の支払日、およびその他の変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の具体的な時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム

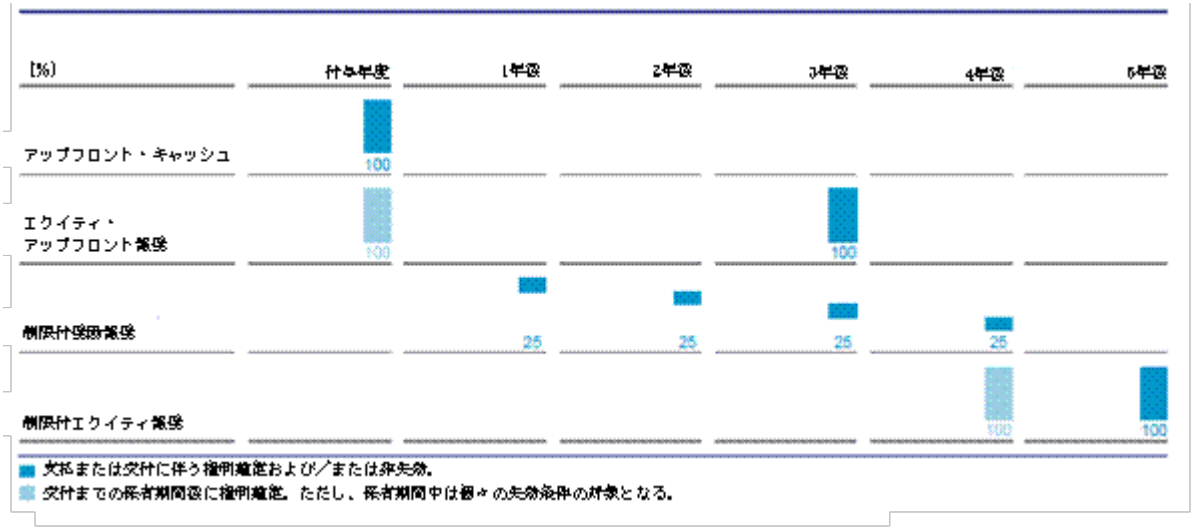

制限付奨励報奨には、支払まで利息が発生しないため、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

付与された株式を基礎とした報奨（エクイティ・アップフロント報奨および制限付エクイティ報奨）は、取締役会の利益と株主の利益をさらに連動させるために、追加の配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定される。

$$\frac{\text{実際の配当} \quad \times \quad \text{株式報奨の数}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

失効条件は、報奨の不可欠な側面であり、報奨が当グループと個人の両方の長期的業績と連動することを確保する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には（例えば、大規模な投資の売却があった場合）、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。変動報酬項目の支払は、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、共同会長については年間基本給の3倍、一般の取締役については年間基本給の2倍に等しいドイツ銀行株式数を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

この要件の履行期限まで、共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間がある。株式保有義務は、共同会長については2016年から、一般の取締役については2015年からのみ有効となる。しかし、すべての取締役は既に、契約上の待機期間終了前の2013年に当該要件を履行していた。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに見直される。株式の必要数を満たしてない場合、取締役は次回の見直しまでに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの他の結び付きが確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

2012年12月までの報酬構造

2012年12月31日まで有効な報酬構造は、業績非連動項目と業績連動項目の両方で構成されていた。業績非連動項目は、基本給およびその他の給付で構成されていた。業績連動報酬は、賞与とLTPAの2つの項目で構成されていた。

賞与総額は、2つの項目を基礎として決定された。これらの水準は、予め設定された目標値に基づいており、毎年計算される係数が乗じられ、資本利益率の推移に依存していた。賞与の第1の項目は、ある年度の資本利益率の実績値の、当該年度に設定された計画値に対する比率に基づき決定された。賞与の第2の項目は、資本利益率の実績値を基礎として決定された。2つの項目は各々、2年（賞与の算定年度およびその前年度）にわたり評価された。賞与総額は以下のとおり計算された。

$$\text{賞与総額} = \frac{\text{賞与項目1}}{\text{目標値1} \times \text{係数1}} + \frac{\text{賞与項目2}}{\text{目標値2} \times \text{係数2}}$$

計算された賞与総額は、目標値合計の1.5倍に上限が設定されていた。各賞与項目について設定された最低水準に達しない場合、各賞与項目または賞与総額は支給されなかった。監査役会が追加の評価を行った結果、計算された賞与総額が増額または減額する可能性があった。裁量により、監査役会は、一般の取締役について計算された賞与総額の50%までの増額または減額、取締役会の共同会長について150%までの増額または100%までの減額を承認することができた。したがって、賞与総額は一般の取締役について最大で目標値合計の2.25倍に、取締役会の共同会長について3.75倍に達する可能性があった。

LTPAの水準は、主要類似銀行6行からなる選定グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率に結び付いていた。その結果が相対的総株主利益率（RTSR）であった。LTPAは直近3事業年度（報告年度とその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算された。主要類似銀行は以下のとおりであった。

- Banco SantanderおよびBNP Paribas（両行ともユーロ圏）
- BarclaysおよびCredit Suisse（両行ともユーロ圏以外のヨーロッパ）
- JPMorgan ChaseおよびGoldman Sachs（両行とも米国）

LTPAは、目標値の125%に上限が設定されていた。設定された数値に達しない場合、LTPAは付与されなかった。

取締役会の報酬

基本給

2013事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は2,300,000ユーロであり、一般の取締役は1,150,000ユーロであった。

変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2013事業年度の取締役の変動報酬を決定した。APAおよびLTPAの金額を計算および決定する際、監査役会はとりわけ、当グループ全体の実績の他に、当行の収益への各取締役の貢献を十分に考慮した。この目的のために、当行の収益への個々の貢献は、合意した目標の達成度を基礎として決定され、各取締役ごとに個別に評価された。

報酬額（合算および個人別）

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役は、2013事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額36,890,500ユーロ（2012年度：23,681,498ユーロ）を受け取った。このうち、10,350,000ユーロ（2012年度：9,599,999ユーロ）が基本給、1,593,250ユーロ（2012年度：1,402,936ユーロ）がその他の給付、23,897,250ユーロ（2012年度：11,396,439ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および1,050,000ユーロ（2012年度：1,282,124ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

2013事業年度に取締役に付与された報奨総額を完全な透明性のあるものとするため、以下の表（ドイツ会計基準第17号に基づく開示から外れるのも）は、2013年度および2012年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について監査役会が決定した報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を示している。

取締役	報酬	給付

		業績連動項目				業績非連動項目					
		長期奨励なし	長期奨励あり								
			現金を基礎とする	株式を基礎とする							
単位：ユーロ		即時支払	制限付奨励報奨付与	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）	基本給	報酬総額	付加給付	年金勤務費用	総額（勤務費用を除く。）	総額（勤務費用を含む。）
Dr. Josef Ackermann[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	150,000	744,600	150,000	730,000	687,500	2,462,100	88,372	405,581	2,550,472	2,956,053
Dr. Hugo Bänziger[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	269,217	134,812	263,938	479,167	1,281,946	36,959	303,183	1,318,905	1,622,088
Jürgen Fitschen	2013年度	150,000	1,347,930	150,000	3,526,667	2,300,000	7,474,597	236,590	290,457	7,711,187	8,001,644
	2012年度	150,000	1,392,555	150,000	1,365,250	1,820,833	4,878,638	240,044	327,364	5,118,682	5,446,046
Anshuman Jain	2013年度	150,000	1,347,930	150,000	3,526,667	2,300,000	7,474,597	804,032	692,433	8,278,629	8,971,062
	2012年度	150,000	1,392,555	150,000	1,365,250	1,820,833	4,878,638	614,588	412,524	5,493,226	5,905,750
Stefan Krause	2013年度	150,000	926,415	150,000	2,300,000	1,150,000	4,676,415	105,609	340,985	4,782,024	5,123,009
	2012年度	150,000	823,140	150,000	807,000	1,150,000	3,080,140	102,301	550,439	3,182,441	3,732,880
Hermann-Josef Lamberti[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	269,217	134,812	263,938	479,167	1,281,946	42,664	180,193	1,324,610	1,504,803
Dr.Stephan Leithner[2]	2013年度	150,000	956,250	150,000	2,300,000	1,150,000	4,706,250	119,905	360,800	4,826,155	5,186,955
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	72,601	210,469	1,869,349	2,079,818
Stuart Lewis[2]	2013年度	150,000	921,825	150,000	2,300,000	1,150,000	4,671,825	89,844	351,335	4,761,669	5,113,004
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	71,187	209,385	1,867,935	2,077,320
Rainer Neske	2013年度	150,000	1,071,000	150,000	2,300,000	1,150,000	4,821,000	104,900	348,352	4,925,900	5,274,252
	2012年度	150,000	823,140	150,000	807,000	1,150,000	3,080,140	127,543	560,153	3,207,683	3,767,836
Henry Ritchotte[2]	2013年度	150,000	921,825	150,000	2,300,000	1,150,000	4,671,825	132,370	344,689	4,804,195	5,148,884
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	6,677	206,692	1,803,425	2,010,117
合計	2013年度	1,050,000	7,493,175	1,050,000	18,553,334	10,350,000	38,496,509	1,593,250	2,729,051	40,089,759	42,818,810
	2012年度	1,282,124	7,154,919	1,282,124	7,014,626	9,599,999	26,333,792	1,402,936	3,365,983	27,736,728	31,102,711

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2013年度および2012年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を受領した。

取締役

		報酬					給付			
		業績連動項目				業績非連動項目				
		長期奨励なし	長期奨励あり							
			現金を基礎とする	株式を基礎とする						
単位：ユーロ		即時支払	制限付奨励報奨支払	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）	基本給	付加給付	年金勤務費用	総額（勤務費用を除く。）	総額（勤務費用を含む。）
Dr. Josef Ackermann[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	150,000	699,347	150,000	730,000	687,500	88,372	405,581	2,505,219	2,910,800
Dr. Hugo Bänziger[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	97,572	134,812	263,938	479,167	36,959	303,183	1,147,260	1,450,443
Jürgen Fitschen	2013年度	150,000	624,644	150,000	3,526,667	2,300,000	236,590	290,457	6,987,901	7,278,358
	2012年度	150,000	273,122	150,000	1,365,250	1,820,833	240,044	327,364	3,999,249	4,326,613
Anshuman Jain	2013年度	150,000	2,378,687	150,000	3,526,667	2,300,000	804,032	692,433	9,309,386	10,001,819
	2012年度	150,000	1,342,968	150,000	1,365,250	1,820,833	614,588	412,524	5,443,639	5,856,163
Stefan Krause	2013年度	150,000	659,784	150,000	2,300,000	1,150,000	105,609	340,985	4,515,393	4,856,378
	2012年度	150,000	309,829	150,000	807,000	1,150,000	102,301	550,439	2,669,130	3,219,569
Hermann-Josef Lamberti[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	97,572	134,812	263,938	479,167	42,664	180,193	1,152,965	1,333,158
Dr.Stephan Leithner[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	119,905	360,800	3,869,905	4,230,705
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	72,601	210,469	1,389,184	1,599,653
Stuart Lewis[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	89,844	351,335	3,839,844	4,191,179
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	71,187	209,385	1,387,770	1,597,155
Rainer Neske	2013年度	150,000	630,801	150,000	2,300,000	1,150,000	104,900	348,352	4,485,701	4,834,053
	2012年度	150,000	279,279	150,000	807,000	1,150,000	127,543	560,153	2,663,822	3,223,975
Henry Ritchotte[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	132,370	344,689	3,882,370	4,227,059
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	6,677	206,692	1,323,260	1,529,952
合計	2013年度	1,050,000	4,293,916	1,050,000	18,553,334	10,350,000	1,593,250	2,729,051	36,890,500	39,619,551
	2012年度	1,282,124	3,099,689	1,282,124	7,014,626	9,599,999	1,402,936	3,365,983	23,681,498	27,047,481

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

2013年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第3トランシェの総額463,254ユーロ、2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,710,153ユーロ、および2011事業年度に関して2012年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額2,120,509ユーロが含まれている。

2012年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,389,536ユーロおよび2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額1,710,153ユーロが含まれている。

以下の表は、在任中に各取締役に対して付与された制限付奨励報奨の詳細を示している。この情報は事業年度に支払われた金額ならびに当初付与された金額（各々、付与された事業年度別）を示している。

取締役

単位：ユーロ	年度[1]	期間配分／トランシェ[2]	報奨額	2013年度の支払額[3]	2012年度の支払額[3]	2011年度の支払額[3]
Dr. Josef Ackermann[4]	2012年度	2014年～2017年／4	744,600	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	3,750,075	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	2,534,089	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	1,925,000	0	699,347	693,139
Dr. Hugo Bänziger[4]	2012年度	2014年～2017年／4	269,217	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	824,399	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	0	97,572	96,706
Jürgen Fitschen	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,347,930**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	1,392,555	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	799,770	199,943	199,943	0
	2009年度	2011年～2013年／3	201,431	68,480	73,179	72,530
Anshuman Jain	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,347,930**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	1,392,555	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	4,207,383	1,051,846	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	4,367,413	1,091,853	1,091,853	0
	2009年度	2011年～2013年／3	691,210	234,988	251,115	248,885
Stefan Krause	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**926,415**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	823,140	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	849,029	212,257	212,257	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	91,306	97,572	96,706
Hermann-Josef Lamberti[4]	2012年度	2014年～2017年／4	269,217	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	799,770	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	0	97,572	96,706
Dr. Stephan Leithner[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**956,250**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
Stuart Lewis[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**921,825**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
Rainer Neske	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,071,000**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	823,140	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	824,399	206,100	206,100	0
	2009年度	2011年～2013年／3	201,431	68,480	73,179	72,530
Henry Ritchotte[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**921,825**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
合計	**2013年度**	**2014年～2017年／4**	**7,493,175**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2013年～2016年／4	7,154,919	0	0	0
	2011年度	2012年～2015年／4	15,081,873	2,120,509	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	10,998,869	1,710,153	1,710,153	0
	2009年度	2011年～2013年／3	3,824,797	463,254	1,389,536	1,377,202

1 報奨が当初付与された事業年度（取締役会の勤務に関する事業年度）。

2 均等分割トランシェ数。

3 2009事業年度に関して付与された制限付奨励報奨は変動項目（RoEに連動する調整）を含むため、トランシェにおける支給、すなわち支払額は、当初付与された金額と異なる。

4 2012年5月31日取締役退任。

5 2012年6月1日取締役就任。

各取締役に対して2013年度に関して2014年度に付与されたエクイティ・アップフロント報奨（EUA）および制限付エクイティ報奨（REA）の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を35.4385ユーロ（2014年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均（前年度：2013年2月1日のドイツ銀行AG株式のXETRA終値38.525ユーロ））で割ることにより算定された。

その結果、付与された株式報奨の数は以下のとおりであった（四捨五入）。

取締役

ユニット	年度	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）
Dr. Josef Ackermann[1]	2012年度	3,893	18,948
Dr. Hugo Bänziger[1]	2012年度	3,499	6,851
Jürgen Fitschen	**2013年度**	**4,233**	**99,515**
	2012年度	3,893	35,438
Anshuman Jain	**2013年度**	**4,233**	**99,515**
	2012年度	3,893	35,438
Stefan Krause	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	3,893	20,947
Hermann-Josef Lamberti[1]	2012年度	3,499	6,851
Dr. Stephan Leithner[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219
Stuart Lewis[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219
Rainer Neske	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	3,893	20,947
Henry Ritchotte[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。この年次拠出額は、所定の上限額までの各取締役の基本給および賞与総額に個々の拠出率を適用して計算され、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均6%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年6%の利息が年金勘定に付与される。これらの年次支払額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

当行からの退職に伴い、Dr. Ackermann、Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは、2013年度に移行報酬を受け取る権利が与えられた。Dr. Ackermannの契約上合意された移行報酬は、2013年度は総額3,384,375ユーロであり、毎月103,125ユーロの1月から11月まで（11月を含む。）の11ヶ月分の支払と、2,250,000ユーロの2013年2月の一時払で構成されていた。Dr. Ackermannに対するその他の一時払は、2014年度に期限が到来する。Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは各々、2013年2月に575,000ユーロの一時払を受領した。現在の契約コミットメントに基づき、Dr. AckermannおよびMr. Lambertiはさらに、月次の移行報酬支払終了後に、すなわち、Dr. Ackermannは2013年12月に、およびMr. Lambertiは2013年度終了後に、毎月29,400ユーロの年金を受け取る権利が与えられている。

以下の表は、2013年度および2012年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2013年12月31日および2012年12月31日現在の各取締役の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役	年間拠出額（各年度）		利息（各年度）		勘定残高（各年度）		勤務費用（各年度）		確定給付制度債務の現在価値（年度末）	
単位：ユーロ	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
Jürgen Fitschen	**230,000**	253,815	**48,633**	31,513	**1,089,173**	810,540	**290,457**	327,364	**1,442,337**	1,093,915
Anshuman Jain	**690,000**	422,625	**0**	0	**1,112,625**	422,625	**692,433**	412,524	**1,129,633**	412,524

Stefan Krause	327,750	560,194	0	0	2,986,137	2,658,387	340,985	550,439	3,036,880	2,564,927
Dr. Stephan Leithner[1]	396,750	241,500	0	0	638,250	241,500	360,800	210,469	586,293	210,469
Stuart Lewis[1]	379,500	231,438	0	0	610,938	231,438	351,335	209,385	571,042	209,385
Rainer Neske	362,250	616,214	0	0	2,796,865	2,434,615	348,352	560,153	2,628,520	2,179,771
Henry Ritchotte[1]	345,000	211,313	0	0	556,313	211,313	344,689	206,692	561,276	206,692

1 2012年6月1日取締役就任。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は再び前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

2012年度の当行からの退職に伴い、Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは、締結した解約合意に基づき退職金を受領した。退職金の2回目の支給は2013年5月31日に権利が確定し、Dr. Bänzigerは3,691,000ユーロおよびMr. Lambertiは3,664,000ユーロであった。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役

費用計上額

単位：ユーロ	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
Dr. Josef Ackermann[1]	**728,432**	5,093,773	**744,600**	4,688,524
Dr. Hugo Bänziger[1]	**341,305**	2,314,873	**269,217**	1,989,185
Jürgen Fitschen	**1,196,942**	967,516	**1,117,213**	819,851
Anshuman Jain	**3,152,852**	2,738,231	**2,693,501**	3,092,210
Stefan Krause	**1,107,799**	981,775	**919,828**	824,961
Hermann-Josef Lamberti[1]	**341,305**	2,485,906	**269,217**	1,974,270
Dr. Stephan Leithner[2]	**103,399**	0	**172,939**	0
Stuart Lewis[2]	**103,399**	0	**172,939**	0
Rainer Neske	**1,103,157**	969,746	**916,694**	827,875
Henry Ritchotte[2]	**103,399**	0	**172,939**	0

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

取締役会の株式所有状況

2014年2月21日および2013年3月28日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役		株式数
Jürgen Fitschen	**2014年度**	**205,173**
	2013年度	183,759
Anshuman Jain	**2014年度**	**615,276**
	2013年度	572,701
Stefan Krause	**2014年度**	**27,442**
	2013年度	0
Dr. Stephan Leithner	**2014年度**	**57,488**
	2013年度	24,632
Stuart Lewis	**2014年度**	**32,530**
	2013年度	20,480
Rainer Neske	**2014年度**	**95,533**
	2013年度	73,940
Henry Ritchotte	**2014年度**	**166,526**
	2013年度	134,082
合計	**2014年度**	**1,199,968**
	2013年度	1,009,594

現取締役は2014年2月21日現在、合計1,199,968株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.12%に相当していた。

以下の表は、2013年3月28日および2014年2月21日の各日現在において取締役が保有していた株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

取締役	2013年3月28日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2014年2月21日 現在の残高
Jürgen Fitschen	146,472	44,192	104,592	0	206,872
Anshuman Jain	344,875	80,537	104,592	0	368,930
Stefan Krause	141,148	52,250	69,667	0	158,565
Dr. Stephan Leithner	180,348	64,235	71,068	0	187,181
Stuart Lewis	77,706	22,659	70,081	0	125,128
Rainer Neske	132,905	44,562	69,667	0	158,010
Henry Ritchotte	144,944	56,788	70,804	0	158,960

InstitutsVergVに基づく規制従業員

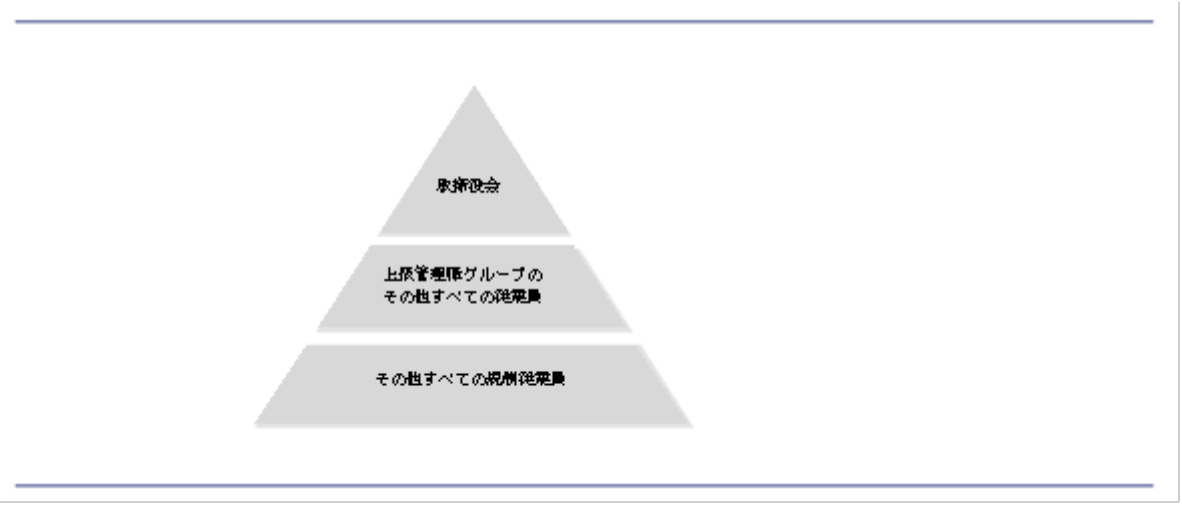

当行は、InstitutsVergVに従い、その業務が当グループのリスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。InstitutsVergVの規制従業員を適切に識別し、その後適切な報酬構造を構築することは、当行が不適切なリスク負担を誘引しないことを確実にするために不可欠である。SECCは2013業績年度に関して、適切な定性的および定量的基準の評価を組み込んだ強固なリスク重視の規制従業員の識別プロセスの構築および実施について監督を行った。当該プロセスにおいて、以下の従業員集団が識別された。

- 当グループの重役（取締役会、グループ執行委員会および重要なグループ子会社における重役（Geschäftsleiter））
- フロント・オフィス部門およびリージョナル・マネジメントにおいて日々の運営に携わる上級管理職
- 当グループの独立した統制機能に携わる上層部の従業員（統制機能のグローバル・リーダー、グローバル・インフラストラクチャー委員会の委員および重要なリスク委員会の委員を含む。）
- 当グループを重大なリスクにさらす可能性のある従業員（CB&Sにおける全マネージング・ディレクターを含む。）（リサーチおよびドイツ・ラージ・コーポレーツを除く。）
- まだ識別されていない場合、上記規準に基づき把握された従業員と同様の報酬を受け取る従業員

全世界規模では、2013業績年度に関して、38ヶ国に及ぶ1,295人の従業員がInstitutsVergVの規制従業員として識別された。これは、1,215人の規制従業員を識別した2012年度と比べて7%の増加を示している。この増加は主に（i）重要な権限を有する重要なリスク委員会の委員の識別、（ii）機関を重大なリスクにさらす可能性のある追加の従業員（CB&S以外）の識別および（iii）SECCによる報酬基準引下げの戦略的決定に起因するものである。前年度と同様に、当行は、規制従業員数が全従業員集団における絶対数および割合の両方において多くの主要な競合他社よりも著しく高い数値になると予想している。

今後の規制要件およびEBA規制専門基準を前提として、当行は規制従業員の識別手法が2014業績年度においてさらに進展すると予想している。

規制従業員に関する報酬構造

規制従業員は、変動報酬の少なくとも40%から60%は繰延べられなければならないという要件を除いては、一般の従業員集団と同じ繰延マトリックスの対象となる。規制従業員の変動報酬が当グループのグローバル繰延マトリックスにおいて少なくとも40%の繰延とならない場合（ただし、変動報酬が50,000ユーロを超える場合）、規制上の義務の履行を確保するために、

当該マトリックスは無効化される。しかし平均して、規制従業員は、最低40%から60%とする規制要件を超える繰延率の対象となっている。

すべての規制従業員は、その繰延変動報酬の50%を制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）の形で、通常は残りの50%を制限付奨励報奨（以下「RIA」という。）の形で受け取る（DeAWM部門の規制従業員の少数は、RIAの一部を従業員奨励制度（EIP）報奨の形で受け取った。これは、事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、RIAと同じである。当該従業員はなお、規制要件に従い、繰延報奨の50%を株式で（REAとして）受け取った。）。各REAトランシェの権利確定時に（または上級管理職グループについては4.5年の権利確定期間の終了時に）、さらに最低6ヶ月の保有期間が適用され、その間は従業員は株式を売却することが認められない。方針／規制違反および収益減損失効規定に基づき、または保有期間中に正当解雇の対象となった場合には、従業員のREAは失効する可能性がある。

繰延報奨に加えて、アップフロント報奨の50%（繰延項目計算後の残余分）はまた、エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で株式で付与される。株式報奨は、最低6ヶ月の保有期間（株式が売却できない期間）の対象となっている。報奨の繰延部分へのEUAの追加は、平均して、規制従業員が2013年度の変動報酬の15%未満を即時現金支払（すなわち、85%超の平均繰延率）で受領するということを意味する。EUAは、保有期間中は方針／規制違反および収益減損失効規定の対象となり、従業員が当グループを自主退職した場合または正当解雇された場合のいずれでもまた失効する。

業績および失効規定の要約についてはグループ報酬の概要および開示の項の「事後リスク調整」を参照のこと。

InstitutsVergV第8条に従った報酬の開示

上記のとおり、当行はInstitutsVergVの要件に従い規制従業員を識別するため、構造化された包括的なアプローチを構築、改善および実行した。当該従業員集団に対する報酬の構成項目全体の詳細は以下の表に示されている。すべての取締役およびInstitutsVergV第1条による他の重要な当グループ子会社の取締役は、Geschäftsleiter欄に記載されている。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）[1]	2013年度 CB&S	GTB	DeAWM	PBC	Geschäftsleiter（重要な機関）	NCOU	グループ合計
報酬総額	**1,388**	**41**	**120**	**48**	**97**	**39**	**1,733**
従業員数	1,093	27	76	35	38	26	1,295
このうち固定報酬	324	9	24	11	20	8	397
このうち変動報酬	1,065	31	96	36	76	32	1,336
変動報酬							
このうち繰延報奨	809	24	74	28	67	25	1,028
このうち繰延エクイティ	406	12	37	14	39	13	521
このうちアップフロント報奨	255	7	22	8	9	6	308
このうちアップフロント・エクイティ[2]	127	4	11	4	5	3	154
このうちクローバックの対象となる報奨	937	28	85	32	72	28	1,182
このうち持続的な業績測定基準の対象となる報奨	809	24	74	28	67	25	1,028
サインオン支払[3,4]	27						37[5]
受益者数	28						38[5]
退職金[4]	18						31[5]
受益者数	55						62[5]

1 ポストバンクを除く。
2 アップフロント報奨のアップフロント・エクイティ部分は、現地の法令上の要件および税法の影響により50%未満となる可能性がある。
3 保証を含む。
4 サインオン支払および退職金には、当グループの合算が開示されている（ただし、CB&Sは受領者が少人数であるため従業員の秘密保持のため除く。）。
5 合計には、他のすべての部門の総額に加えて、CB&Sの数値が含まれる。

表のすべての数値には、当行の費用配分基準に従ったインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれる。

裁量的な退職金は、在職中における当行の成功に対する個々の個人的な貢献の持続的なコミットメントに基づき決定されなければならないことに当行は留意している。2013年度における単一の最高報奨額は3.7百万ユーロであった。

すべての繰延報奨およびEUAは、方針／規制違反または収益減損事由に伴うクローバックの対象となる。また、すべての繰延報奨は、各部門および／または当グループ全体の業績と関連したクローバック規定の対象となる。2013年度おいては、4人の規制従業員について、正当解雇の結果または方針／規制違反の判明の結果として報奨が失効の対象となった。合計失効額（付与時の報奨の価値に基づく。）は、9.24百万ユーロであった。2013年度末現在、17人がまた、当行の委員会による見直しの対象となっており、調査継続中のため繰延報奨の権利確定または交付が停止されていた。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2013年5月23日の年次株主総会で行われた。したがって、2013年1月1日以降は以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

2013年12月31日現在

単位：ユーロ

委員会[1]	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	0	0
調停委員会	0	0
公正委員会[2]	100,000	50,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会[3]	100,000	50,000

1　委員は、財務報告書の478ページ（訳注：原文のページ）にある補足情報に記載されている。
2　2013年5月22日設置。
3　2013年10月29日設置。

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ／切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2012事業年度における監査役報酬に以下の規定が適用された。

報酬は、年60,000ユーロの固定報酬と、当行株主への配当が1株当たり1.00ユーロを上回る増分0.01ユーロ（端数切上げ）ごとの年100ユーロの配当型賞与から構成されていた。監査役はまた、直前3事業年度の純利益の数値に基づき適用される会計原則に従って当行の財務報告書で報告された平均希薄化後1株当たり利益が4.00ユーロの金額を上回る0.01ユーロごとに100ユーロの金額で当行の長期利益に連動した年間報酬も受け取った。

これらの金額は、監査役会の委員会の委員について100%、委員長について200%の増額の対象となった。これらの規定は、共同決定法の第27条第3項に従って設置された調停委員会には適用されなかった。監査役会会長には、通常の監査役の基本報酬の4倍が支払われたが、これは上限額でもあった。監査役会副会長には通常の監査役の基本報酬の1.5倍が支払われた。また、監査役は、監査役会および委員会の各会議に出席するごとに1,000ユーロの会議報酬を受け取った。さらに、当行の利益において、監査役は、当行が適切な金額で付保した金融賠償責任保険契約の対象であった。これにかかわる保険料は、当行が負担した。

さらに監査役は、監査役の業務に関連して負担したすべての費用およびVATの払戻しを受けた。従業員から選任された監査役は、従業員給付も継続して受け取った。在任期間が1年未満の監査役には、報酬総額のうち、在任月数（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ）に応じた部分を支払った。

2008年度の年次株主総会後に初めて設置された任命委員会の委員は、2012年度の任命委員会の業務にかかわるすべての報酬（会議報酬を含む。）を放棄した。

2013事業年度の監査役報酬

各監査役は2013事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2013事業年度報酬		2012事業年度報酬			
単位：ユーロ	固定	2014年度に支払	固定	変動	会議報酬	合計
Dr. Paul Achleitner[1]	645,833	484,374	160,000	0	13,000	173,000
Dr. Clemens Börsig[2]	0	0	100,000	0	12,000	112,000

Karin Ruck[4]	125,000	125,000	210,000	0	19,000	229,000
Alfred Herling	187,500	140,625	120,000	0	12,000	132,000
Wolfgang Böhr[4]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Frank Bsirske[3]	95,833	71,874	0	0	0	0
John Cryan[3]	233,333	174,999	0	0	0	0
Dina Dublon[6]	33,333	24,999	0	0	0	0
Dr. Karl-Gerhard Eick[4]	125,000	125,000	180,000	0	13,000	193,000
Katherine Garrett-Cox	100,000	75,000	60,000	0	6,000	66,000
Timo Heider[3]	87,500	65,625	0	0	0	0
Gerd Herzberg[2]	0	0	25,000	0	4,000	29,000
Sabine Irrgang[3]	87,500	65,625	0	0	0	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	200,000	150,000	120,000	0	12,000	132,000
Martina Klee	129,167	96,875	60,000	0	6,000	66,000
Suzanne Labarge	200,000	150,000	120,000	0	12,000	132,000
Maurice Lévy[2]	0	0	25,000	0	3,000	28,000
Peter Löscher	129,167	96,875	40,000	0	2,000	42,000
Henriette Mark	200,000	150,000	120,000	0	13,000	133,000
Gabriele Platscher	158,333	118,749	60,000	0	6,000	66,000
Bernd Rose[3]	116,667	87,500	0	0	0	0
Dr. Theo Siegert[2]	0	0	75,000	0	8,000	83,000
Rudolf Stockem	158,333	118,749	35,000	0	2,000	37,000
Stephan Szukalski[3]	58,333	43,749	0	0	0	0
Dr. Johannes Teyssen	100,000	75,000	60,000	0	6,000	66,000
Marlehn Thieme[4]	83,333	83,333	120,000	0	13,000	133,000
Georg Thoma[3]	116,667	87,500	0	0	0	0
Tilman Todenhöfer[5]	125,000	125,000	120,000	0	12,000	132,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	80,000	0	7,000	87,000
Stefan Viertel[1]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Renate Voigt[4]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Werner Wenning[2]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
合計	3,862,500	3,053,119	2,130,000	0	205,000	2,335,000

1 2012年5月31日就任。
2 2012年5月31日退任。
3 2013年5月23日就任。
4 2013年5月23日退任。
5 2013年10月31日退任。
6 2013年11月1日就任。

2014年2月に明細を提出した後、2013事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、36.939ユーロ（2014年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2013年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2013年度の報酬の一部として監査役について2014年2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）を示している。

監査役	仮想株式数
Dr. Paul Achleitner	4,370.945
Alfred Herling	1,268.984
Frank Bsirske	648.592
John Cryan	1,579.180

Dina Dublon	225.597
Katherine Garrett-Cox	676.791
Timo Heider	592.193
Sabine Irrgang	592.193
Prof. Dr. Henning Kagermann	1,353.583
Martina Klee	874.189
Suzanne Labarge	1,353.583
Peter Löscher	874.189
Henriette Mark	1,353.583
Gabriele Platscher	1,071.586
Bernd Rose	789.590
Rudolf Stockem	1,071.586
Stephan Szukalski	394.795
Dr. Johannes Teyssen	676.791
Georg Thoma	789.590
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	1,353.583
合計	**21,911.123**

従業員より選出された全監査役（Mr. BsirskeおよびMr. Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2013事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.10百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2013年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Achleitnerは無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Achleitnerに対し、当行の利益において当該業務に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitnerとの間のこの契約に基づき、2013事業年度において185,000ユーロに相当する支援サービスが提供され、137,502ユーロの費用が払戻された。

ドイツ銀行の監査役会の会長委員会は、Mr. Thomaが監査役会に任命された時点で存在していたShearman & Sterling LLPとドイツ銀行AG（およびその関係会社）との間のすべての委任事項ならびにドイツ銀行AG（またはその関係会社）がサービスを受けるすべての新しい委任事項を承認した。これらの委任に基づき、約2.3百万ユーロがドイツ銀行グループ会社からShearman & Sterling LLPに対し、Mr. Thomaの任命から2013年12月31日までの間に支払われた。これには、主幹事会社経由で請求されたかなりの金額が含まれていないため、Shearman & Sterling LLPまたは当行のいずれによっても、当行からShearman & Sterling LLPへの支払として計上されていない。Mr. Thomaは、当該委任事項のいずれにも関与しなかった。Mr. Thomaは、159人のエクイティ・パートナーの一人としての地位を通してのみShearman & Sterling LLPの経済的成功に関与している（2013年12月31日現在）。

次へ

企業責任

顧客、株主、従業員および社会に対する責任は、戦略2015プラスを支える当行の企業文化変化プログラムの中心コンセプトである。それは当行の経営判断の影響の理解、当行の環境、社会およびガバナンス（ESG）の課題へのアプローチの強化、ならびに当行の環境および社会活動の直接的および間接的影響の向上に依拠している。

当行の目的は、全事業にわたりESG課題を組み込むことにより、当行のすべての株主へ共有価値を届けることである。2013年度において、当行は引き続き、ESGの要因から生じるビジネス・リスクおよび事業機会の認識を高める。

環境および社会的リスク

効果的なリスク管理は根本的に、従業員が当行の成功および名声に対する責任を引き受けることにある。当行は、従業員がこの責任を果たすのに役立つガイダンスおよび手続を提供している。

2012年度において当行は、一定の顧客との関係および関連業務から生じる可能性のある当行の風評リスクにより焦点を当てるため風評リスク管理プログラム方針（RRMPP）内で環境および社会的リスク・フレームワーク（ESリスク・フレームワーク）を導入した。2013年度において当行は、このESリスクの認識を強化するためのより広範な研修コンセプトを構築し、2014年度にはグローバル展開する予定である。

このフレームワークは、業務部門が、資源採掘産業、公共事業、農業および防衛のような一定の分野における環境および社会的リスクを評価するのに役立つ。取引の提案を承認する前に、潜在的な環境および社会的リスクを評価する必要があり、該当する場合には、可能な軽減措置について顧客と協議しなければならない。特定の状況において重大なリスクが当行に生じる可能性がある。そのような場合のために、デュー・ディリジェンスの問題を含め特別なガイドラインが構築されている。当行のガイドラインは、可能な場合、例えば国際金融公社のパフォーマンス・スタンダードのような国際基準を参照している。そのような基準が存在しないか、またはまだ構築中である場合には、当行はデュー・ディリジェンス手続のために内部および外部の専門家を利用する。

2013年度において、ESリスク・フレームワークにおいてレビューされた取引数は大幅に増加し、これらのリスクの認識の高まりを示している。さらに同年度中、106件の取引がリージョナルまたはグループ風評リスク委員会に上申され（2012年度：102件）、このうち7件は環境および社会的リスクに関するものであった（2012年度：16件）。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントへの責任のある投資

2013年度におけるドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）の設置に伴い、当行はDeAWMの基盤全体にわたりESGを統合および推進するために既存の戦略を強化している。新たに設置されたESG本部は、戦略の実施だけでなく、ESG投資能力の連携、開発および強化にも責任がある。この新しいESG戦略は3本の柱で定義付けられている。

- **リスク管理**：投資判断の支援およびビジネス・リスクの削減のための詳細なESG研究を実施する。
- **ガバナンス**：全従業員が入手可能な情報を認識し、手続を遵守することを確実にするため、すべてのDeAWM資産に関して一貫したESG方針および手続を展開する。
- **価値創造**：既存の商品ギャップを識別し、新しいESG商品およびサービスを開発する。

2013年度末においてDeAWMは、ESG基準に従って投資された資産約51億ユーロを管理していた（2012年度：37億ユーロ）。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよびグローバル・トランザクション・バンキングにおける再生可能エネルギー・プロジェクトの資金調達

ごく緩やかな経済成長にもかかわらず、2013年度も再生可能エネルギーの重要性は引き続き増加した。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズにおいて、インフラストラクチャー・アンド・エネルギー・バンキング・チームは、当該プロジェクトの構築、建設および運営のための融資ソリューションを構造化した。2013年度において当行は、合計1,185メガワットを上回る容量および36億米ドルを上回る価値のソーラー、風力、流れ込み式水力発電および廃棄物利用エネルギー・プロジェクトの建設を促進するための融資の助言および／または提供を行った。ドイツ銀行は、13.6億米ドル超を再生可能エネルギー・プロジェクトに配分した。これにより当行は、ヨーロッパ、北アメリカおよび中東のクリーンエネルギーにおける三大民間部門プロジェクト融資企業の1つとなっている。

グローバル・トランザクション・バンキングにおいて、トラスト・アンド・エージェンシー・サービシズ・プロジェクト融資グループの取引の40%は、2013年度において再生可能エネルギーに関連していた。合計すると、当行は、1,250メガワットおよび23億ユーロの価値の15件の再生可能エネルギー・プロジェクトを支援した。

グリーンボンド

当行は、環境に優しい活動に融資するため「グリーンボンド」の任意ガイドラインを支援している13社の主要金融機関連合に参加した。当該ガイドラインは、この急成長市場において投資家のために公正性および透明性を確保するのに役立つ。当該

原則は、グリーンボンドで調達した資本をどのように使用するかについての指定、開示、管理および報告のプロセスを提案する。

事業のカーボン・ニュートラルの維持

当行は引き続き、エネルギー効率化プロジェクトに投資し、オンサイト再生可能電気を購入および発電し、高水準のオフセット証書を購入および償却して残存する放出量をオフセットすることにより、当行の事業をカーボン・ニュートラルにした。当行の広範で効果的な気候変動活動により、2年連続してカーボン・ディスクロージャー・リーダーシップ・インデックスに選出された。

コーポレート・シチズンシップ

当行のコーポレート・シチズンシップ・プログラムは、可能な場合には非営利組織および主要機関と協力して、重要な社会的問題に取り組んでいる。2013年度には合計78.2百万ユーロ（2012年度は82.8百万ユーロ）を投資し、当行は引き続き世界で最も活動的なコーポレート・シチズンであった。19,500名を上回る従業員が、コミュニティ・プログラム強化のために自らの時間、専門知識および技術を利用して25,000日のボランティア活動を行った。このコミットメントを認識するため、当行は全地域にわたってグローバル・ボランティア報奨を開始した。

従業員

当グループの従業員数

2013年12月31日現在、雇用従業員数は合計98,254名であった（2012年12月31日現在は98,219名）。当行は従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2013年、2012年および2011年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数[1]	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
ドイツ	46,377	46,308	47,323
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	23,372	23,952	24,265
アジア／太平洋	18,175	17,630	18,273
北アメリカ[2、3]	9,752	9,787	10,610
ラテン・アメリカ	578	542	525
従業員合計[3]	**98,254**	**98,219**	**100,996**

1 フルタイム換算の従業員数。2013年度に、以前はアジア／太平洋に含まれていたパキスタンの従業員が中東に割り当てられた。2012年度の人数（従業員79名）および2011年度の人数（従業員78名）はこれを反映して再分類された。2012年度に、以前は北アメリカに含まれていたメキシコの従業員がラテン・アメリカに割り当てられた。2011年度の人数（従業員90名）はこれを反映して再分類された。2012年度に、インドの「モバイル営業員」に関してフルタイム換算の従業員の定義の変更を行った結果、300名減少した（2011年12月31日現在）。

2 主に米国。

3 2013年12月31日現在、The Cosmopolitan of Las Vegasの名目上の人数は4,393名である（2012年12月31日現在4,371名。2011年12月31日現在4,256名。）。人数はフルタイムおよびパートタイム従業員により構成されており、これは、フルタイム換算の従業員数の一部を成していない。

当行の従業員数は、以下の要因により、2013年度において35名（0.0%）増加した。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズの従業員数が、主に市場開発に関する調整により210名減少した。
- グローバル・トランザクション・バンキングの従業員数が、具体的にはオランダの商業銀行業務の取得およびドイツのDeutsche Card Servicesの処分に関する調整の結果、247名減少した。
- ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントの従業員数は332名減少した。これは主に、市場開発およびアセット・マネジメントとウェルス・マネージメントを1つの部門に統合したことによる。
- 個人顧客および中堅企業の従業員数は、ドイツのKEBAの統合にかかわらず、53名減少した。
- 非中核事業ユニットの従業員数は、ほとんど変更がなかった。
- インフラストラクチャー事業の従業員数は、主にドイツのDB Investment Servicesの統合により、886名増加した。

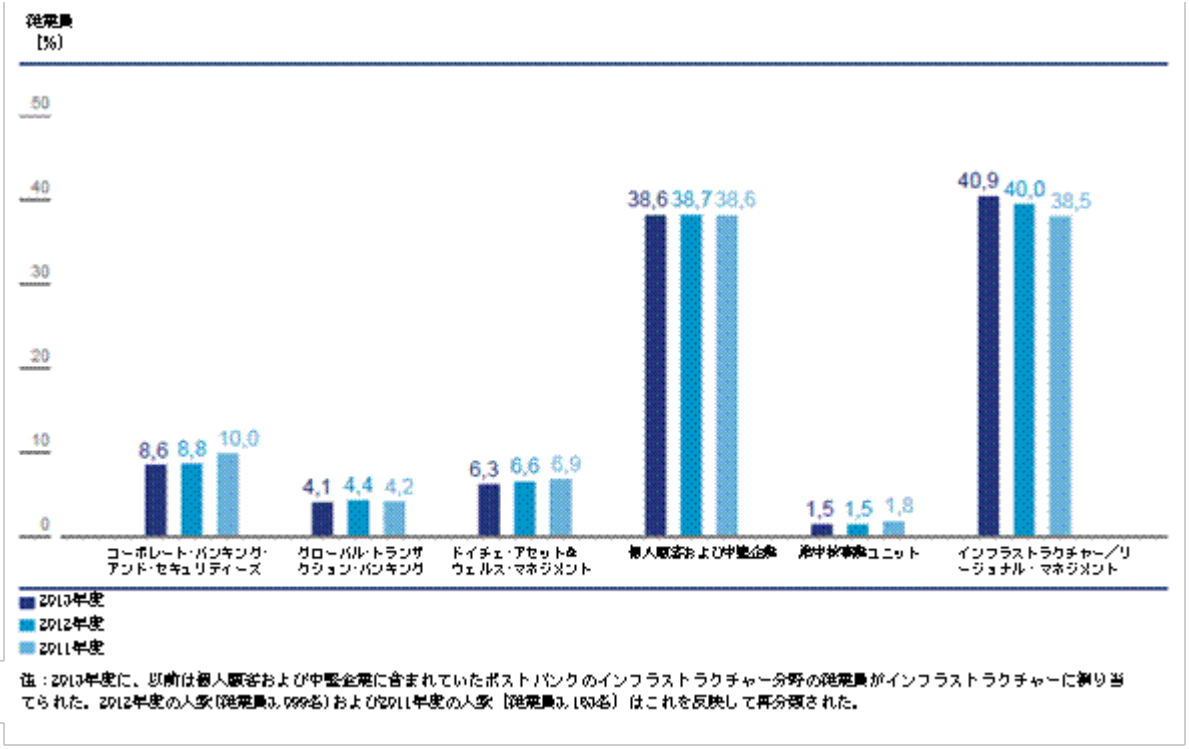

注：2013年度に、以前は個人顧客および中堅企業に含まれていたポストバンクのインフラストラクチャー分野の従業員がインフラストラクチャーに割り当てられた。2012年度の人数（従業員3,099名）および2011年度の人数（従業員3,193名）はこれを反映して再分類された。

労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行の重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

当行の雇用者組合（Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.）は通常、当行の多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を毎年行う。2012年6月に達した現行の協約には、2012年6月の一時払い350ユーロ（実習生の場合100ユーロ）および2012年7月からの賃上げ2.9%および2013年6月からの第2回賃上げ2.5%が含まれる。当該協約は、今のところ2014年4月30日に終了する。当該協約の締結事項には、2012年度／2013年度における各社の医療保障措置の重要性に関する宣言、早期退職協約拡大に関する交渉開始のコミットメント、および土曜出勤の新規則に関する交渉開始のコミットメントが含まれ、これは2014年度の当該協約の再交渉開始前に完了させる必要がある。

当行の雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di（Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft）（2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合）
- Deutscher Bankangestellten Verband（DBV – Gewerkschaft der Finanzdienstleister）
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband（DHV – Die Berufsgewerkschaft）
- Komba Gewerkschaft（ポストバンクのみに関連する公共事業組合）
- DPVKom – Die Kommunikationsgewerkschaft（ポストバンクのみに関連）

ドイツの法律では、当行の従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行は従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行は、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入していると見積っている（労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持しているポストバンクを除く。）。全世界規模では、当行の従業員のうち約15%が労働組合員であると見積っている（25%未満のポストバンクを含む。）。

2013年12月31日現在、ポストバンクの従業員のうち約38%は公務員（フルタイム換算）である（2012年12月31日現在は40%）。

退職後給付制度

当行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度および確定給付制度の両方）のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行の世界的に調整された会計処理において、当行のグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行のグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行はそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細は、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

ドイツ銀行における業績の新しい文化

持続的で動機付けを与える労働環境への拠出

2013年度において当行は、当行の能力を開発し、また規制上の基準および社会の期待の両方に応えるために、重大な拠出を行った。

当行は、以下を行うことにより、当行の価値および信念を従業員実務に定着させる能力開発アプローチに、ドイツ銀行の事業戦略を取り込んだ。

- 組織全体にわたり能力を開発し、将来のリーダーを確保する。
- 当行の戦略に沿った持続的業績を促進する環境を整備する。
- 動機付けを与え、能力を最大化するために、当行の従業員および管理職の職務上および個人の能力開発に投資する。

組織全体にわたる能力開発および将来のリーダーの確保

当行の上層部の人材に対する当グループ全体のアプローチは、長期にわたり当行における持続的業績、成長および適切な企業文化を推進することのできる将来のリーダーの強力なパイプラインを築くために重要である。この目的のため、銀行全体の人材戦略を誘導および監督する正式な組織であり、共同最高経営責任者のJürgen FitschenおよびAnshu Jainが委員長を務める上層部リーダー従業員委員会が2013年度に設置された。

当行の戦略と連動した持続的業績を促進する環境作り

人材および業績管理は、2つの中核となる従業員管理実務である。それは、当行の事業戦略の実施を可能にし、個人の目標と業務上の必要性を合致させる能力を開発する。

人材管理の目的は、持続的で高い業績を確保するために最適な人材を惹きつけ、能力開発しおよび定着させることである。2007年度以降、当行は以下を含む世界的に一貫性のあるプロセスに従っている。

- 業績、潜在能力および即応性の評価手法としての**人材グリッド**
- リーダーシップ・チーム内で当行の従業員の業績および潜在能力について話し合い、キャリアおよび能力開発の選択肢を識別するための重要な基盤としての**人材レビュー会議**
- **個人のキャリア**または**能力開発プラン**に関して人材レビュー会議の後に管理職と従業員との間で行う**フィードバック・ディスカッション**

人材管理が効果的であるためには、事業戦略および当行の将来の人材需要と結び付いていなければならない。新しい価値および信念は、当行の人材管理を誘導するものであり、当行の能力開発アプローチ全体の進展の基準となる。

業績を差別化し、従業員に各自の立ち位置を知らしめること

業績を差別化し、従業員に各自の立ち位置を知らしめることは、当行の従業員に動機付けを与えるために不可欠である。このアプローチは従業員の業績が2つの項目においてレビューされることを要求している。

- 従業員により**どのような**事業目標が達成されたか？
- その目標は**どのように**達成されたか？

業績管理プロセスは、当行の企業文化に不可欠であり、持続的業績の前提条件である。当行は今後、戦略2015プラスに沿った望ましい文化を構築する努力を統合して、人材および業績管理の現在のアプローチを進展させなければならない。

ドイツ銀行従業員調査および企業文化変化のための尺度としての企業文化評価

当行の従業員がどのように感じ、考えおよび行動するかを理解すること

ドイツ銀行は過去13年間、従業員の当行に対するコミットメントを評価し、例えば企業文化、リーダーシップおよび戦略等の当行の業務の他の側面についての意見を得るため、定期的に従業員調査を実施している。

2012年10月、戦略2015プラスの発表の後、従業員は拡張された従業員調査に参加したが、この調査は、近年当行が実行した中で最も強化された企業文化の一環であり、3.8百万データポイントを超えるものであった。52,000名を超える従業員が組織の強みおよび重点を置くべき分野について意見を述べた。結果として、当行の現在の企業文化における多くの分野での優秀さが確認された。発表された変化によると回答率は低下したが、企業に対する全般的な忠誠心を測るコミットメント指標は依然として高い水準を示しており、2012年度は2011年度から1%上昇して73%であった。

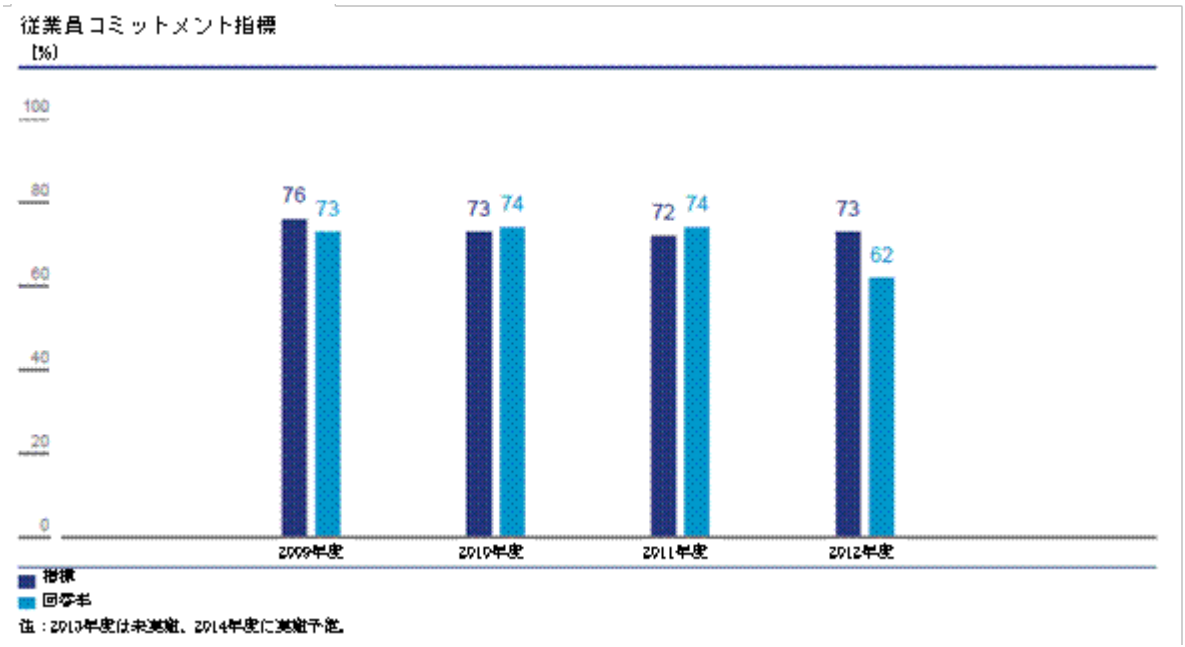

2013年7月に新しい価値および信念を開始し、当行はこれらの中核となる事業原則に従業員調査を連動させた。全従業員は、強化された従業員調査を2014年3月に完了させる予定である。さらに、当該価値および信念に沿って当行は、従業員がどのように感じ、考えおよび行動するかを聴取するため、当行全体にわたりより多くの従業員が参加する開放的な環境作りを目指している。当行は、上層部の従業員から開始した。上級管理職会議において、参加者は、企業文化に関するオープン・ディスカッション・フォーラムと、価値および信念に関するインタラクティブ・フィードバック・セッションに加わった。グループ執行委員会（GEC）の委員がその後、各管理職チームが各自の地域、部門または機能に最も関連のある価値および信念の行動面を識別するため、一連のディスカッションを進めた。

これらすべての上層部リーダーは、企業文化の伝達者としての責任があり、発言権があると当行の全従業員が感じる強固な労働環境を構築する役割を果たすことを認識および理解している。第一段階として、上層部リーダーは、価値および信念をチームおよび同僚に伝達する旨の個人的なコミットメントを行った。

多様性

多様性は、当行がチーム業績を最大化し、革新を促進し、当行内部での、および当行の顧客とのパートナーシップおよび提携を強化することを可能にする。

ドイツ銀行は、他のDAX（ドイツ株価指数）企業とならんで、2011年度に任意のコミットメントにサインし、全世界の適用法令に従って、2018年度末までに、女性上級管理職（マネージング・ディレクターおよびディレクター・レベル）の割合を25%まで、また女性役員の割合を35%まで増加させることを約束した。当行は、これらの目標に向けてさらに進展し、2013年度に女性上級管理職の割合を18.7%まで、また女性役員の割合を31.1%まで増加させた。

現在、取締役会およびGECには女性メンバーがいない。しかし、当行はこれらの経営組織内の多様性を増大させることを約束した。当行は、後継者選びにおいて女性の占める割合が増加することを確実にするため上層部の人材のパイプラインを構築している。当行は、アワードを獲得している、女性マネージング・ディレクターのためのATLAS（アカンバリッシュト・トップ・リーダーズ・アドバンスメント・ストラテジー）プログラムと、INSEADビジネス・スクールの女性ディレクターのためのウーマン・グローバル・リーダース（WGL）プログラムとの2つの方法で当該パイプラインの増強に着手した。2013年度において、女性の第3グループがATLASプログラムに参加し、第4グループがWGLに参加した。両プログラムには管理職の女性数を増加させる効果があることが証明され、参加者の50%超が現在、新しいかまたはより広範な職責の役職に就いている。さらに、WGLの離職率は世界のディレクターより大幅に低く、持続的業績の向上に結び付いている。

「ウーマン・オン・ボード」イニシアチブを通じて、当行はTier 1からTier 3の子会社の監査役会およびリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性の割合を増加させる予定である。2011年7月に当該イニシアチブを開始して以来、当行は、女性メンバーの割合をこれらの監査役会においては76%、リージョナル・アドバイザリー・ボードにおいては1.6%増加させた。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した

外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同最高経営責任者および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立している。IKSRLは、1992年にトレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 － 統合的フレームワーク」の定める内部統制フレームワークに基づいて整備されている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

－ **実在性** － 資産および負債は実在し、取引は発生している。
－ **網羅性** － すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
－ **評価** － 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
－ **権利および義務ならびに所有権** － 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
－ **表示および開示** － 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
－ **資産の保全** － 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに関与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業機能およびインフラ機能により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに関与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が関与している：財務、グループ技術および運用、リスクならびにグループ税務。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢献する統制責任を、様々な部署が負っている。

－ **事業または企業担当の財務専門家** － 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。企業および事業担当の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。
－ **財務－グループ報告** － 当グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当グループ全体の活動に責任を負う。財務－グループ報告は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
－ **会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。）** － 国際財務報告基準の当グループによる解釈の展開、およびその当グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。
－ **グループ評価**および事業連携の評価専門家 － 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。

IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用、リスクおよびグループ税務からも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- **グループ技術および運用（以下「GTO」という。）** － 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GTOはまた、当グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- **リスク** － 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。
- **グループ税務** － 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および／または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- **会計方針－整備および実施。** 承認された会計方針に準拠して、当グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- **参照データ。** 総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- **新商品および取引の承認、把握および確認（以下「NPA/NTA」という。）。** 記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- **調整統制（対外的および対内的の両方）。** システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- **評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。** 財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- **税務。** 税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- **引当および判断に基づく調整項目。** 引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- **貸借対照表の実証性。** 裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- **連結およびその他の期末報告統制。** 期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の消去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。
- **財務諸表の開示および表示。** 開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

内部統制の有効性の測定

当グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

－　財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
－　識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確証する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

－　規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
－　外部監査人の報告書
－　第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2013年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315条第4項に基づく情報および説明報告書

株式資本の構成

2013年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、全額払い込まれ、記名式で発行された無額面普通株式1,019,499,640株からなり、2,609,919,078.40ユーロであった。1株につき1議決権が付与されている。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2013年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社（BaFin）に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款（Satzung）に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法（第84条）およびドイツ銀行定款（第6条）により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条） は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的実務的経験を有する証明を、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第33条第2項）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、BaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。取締役が信頼できない、もしくは必要な専門知識を有していない場合、または健全な経営の原則の重大な違反を見逃している場合、または識別された違反に対処していない場合、BaFinは、取締役会全体の責任および権限を特別な代表者に委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授権資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2018年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠230,400,000ユーロ、2016年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠691,200,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
230,400,000ユーロ	現金または現金以外	増資が会社、持分もしくはその他の資産の取得目的で現金以外の対価による場合、および株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外されることがある。	2018年4月30日
691,200,000ユーロ	現金	除外されないことがある。	2016年4月30日

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／もしくは交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／またはオプション権による発行の失効日
230,400,000ユーロ	2015年4月30日
230,400,000ユーロ	2016年4月30日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2010年5月27日の年次株主総会において、取締役会は、2014年11月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、現在の株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および／またはその他の理

由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび／または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および／または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および／または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2013年5月23日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2018年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各オプション取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

世界的または戦略的に重要な責任を有する一定の幹部従業員については既存の雇用契約が適用される。支配の変更の枠内で、所定の期間内に、当該幹部従業員が責任を負うべき理由なく雇用関係が終了した場合、または当行が責任を減少させる一

定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

次へ

② 連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2013年度	2012年度	2011年度
利息および類似収益	5	25,601	31,593	34,366
利息費用	5	10,768	15,619	16,921
純利息収益	5	**14,834**	**15,975**	**17,445**
		(\20,520)	**(\22,098)**	**(\24,132)**
信用リスク引当金繰入額	20	2,065	1,721	1,839
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益		**12,769**	**14,254**	**15,606**
		(\17,663)	**(\19,718)**	**(\21,588)**
手数料およびフィー収益	6	12,308	11,809	11,878
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	5	3,817	5,608	2,724
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	7	394	301	123
持分法適用投資による純利益（損失）	17	369	163	-264
その他の収益（損失）	8	193	-120	1,322
利息以外の収益合計		**17,082**	**17,761**	**15,783**
		(\23,630)	**(\24,569)**	**(\21,833)**
給与手当	35	12,329	13,490	13,135
一般管理費	9	15,126	15,017	12,657
保険業務に係る費用		460	414	207
無形資産の減損	25	79	1,886	0
再構築費用	10	399	394	0
利息以外の費用合計		**28,394**	**31,201**	**25,999**
		(\39,277)	**(\43,160)**	**(\35,964)**
税引前利益		**1,456**	**814**	**5,390**
		(\2,014)	**(\1,126)**	**(\7,456)**
法人所得税費用	36	775	498	1,064
当期純利益		**681**	**316**	**4,326**
		(\942)	**(\437)**	**(\5,984)**
非支配持分に帰属する純利益		15	53	194
ドイツ銀行株主に帰属する純利益		666	263	4,132

普通株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2013年度	2012年度	2011年度
1株当たり利益：	**11**			
基本的		0.67	0.28	4.45
		(\92.68)	(\38.73)	(\615.57)
希薄化後[1]		0.65	0.27	4.30
		(\89.91)	(\37.35)	(\594.82)
株式数　単位：百万株				
基本的1株当たり利益計算上の分母 －加重平均社外流通株式数		997.4	934.0	928.0
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 －転換想定後の修正加重平均株式数		1,025.2	959.8	957.3

1　想定される転換による分子への影響が含まれている。詳細は注記11「1株当たり利益」を参照のこと。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

③ 連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2013年度	2012年度	2011年度
損益計算書に認識された純利益	681 (\942)	316 (\437)	4,326 (\5,984)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-717	-891	707
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	58	407	-50
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	64	1,874	-697
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-313	-164	-11
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	91	42	-141
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	35	45	3
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	3	0	25
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	0	0
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-948	-537	1,291
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-1	5	0
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	63	-38	-5
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	-160	-447	125
その他の包括利益（損失）、税引後	-1,825 (\△2,525)	296 (\409)	1,247 (\1,725)
包括利益（損失）合計、税引後	-1,144 (\△1,582)	612 (\847)	5,573 (\7,709)
以下に帰属：			
非支配持分	13	148	155
ドイツ銀行株主	-1,157	464	5,418

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

④ 連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産：			
現金および銀行預け金		17,155	27,877
利付銀行預け金		77,984	120,637
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	21，22	27,363	36,570
借入有価証券	21，22	20,870	24,013
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		210,070	254,459
デリバティブ金融商品のプラスの時価		504,590	768,353
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		184,597	187,027
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 このうち、2013年および2012年12月31日現在でそれぞれ73十億ユーロおよび89十億ユーロは、債権者に担保として差入れたもので、売却または再担保差入れが可能	12，15，21，22，37	899,257	1,209,839
売却可能金融資産 このうち、2013年および2012年12月31日現在でそれぞれ0十億ユーロおよび0十億ユーロは、債権者に担保として差入れたもので、売却または再担保差入れが可能	16，21，22	48,326	49,400
持分法適用投資	17	3,581	3,577
貸出金 このうち、2013年および2012年12月31日に終了する各年度におけるそれぞれ0十億ユーロおよび2十億ユーロは、債権者に担保として差入れたもので、売却または再担保差入れが可能	19，20，21，22	376,582	397,377
土地建物および設備	23	4,420	4,963
のれんおよびその他の無形資産	25	13,932	14,219
その他の資産	26，27	112,539	123,702
当期税金資産	36	2,322	2,389
繰延税金資産	36	7,071	7,712
資産合計		1,611,400	2,022,275
		(\2,229,050)	(\2,797,413)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	28	527,750	577,210
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	21，22	13,381	36,144
貸付有価証券	21，22	2,304	3,166
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12，15，37		
トレーディング負債		55,804	54,400
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		483,428	752,652
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		90,104	110,409
投資契約負債		8,067	7,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計		637,404	925,193
その他の短期借入金	31	59,767	69,661
その他の負債	26，27	163,595	179,099
引当金	20，29	4,524	5,110
当期税金負債	36	1,600	1,589
繰延税金負債	36	1,101	1,447
長期債務	32	133,082	157,325
信託優先証券	32	11,926	12,091
負債合計		**1,556,434**	**1,968,035**
		(\2,153,015)	**(\2,722,383)**
普通株式、無額面、名目価値2.56ユーロ	34	2,610	2,380
資本剰余金		26,204	23,776
利益剰余金		28,376	29,199
自己普通株式、取得原価	34	-13	-60
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		-2,457	-1,294
株主持分合計		**54,719**	**54,001**
		(\75,693)	**(\74,700)**
非支配持分		247	239
資本合計		**54,966**	**54,240**
		(\76,034)	**(\75,030)**
負債および資本合計		**1,611,400**	**2,022,275**
		(\2,229,050)	**(\2,797,413)**

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

⑤ 連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式（無額面）	資本剰余金	利益剰余金[1]	自己普通株式、取得原価	自己普通株式購入義務振替額
2010年12月31日現在残高	2,380	23,515	25,975	-450	0
	(\3,292)	(\32,528)	(\35,931)	(\△622)	(\-)
包括利益合計、税引後[2]	0	0	4,132	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-691	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	666	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	153	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	1,108	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-76	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-131	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-13,781	0
自己株式の売却	0	0	0	12,300	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-32	0	0	0
その他	0	266	37	0	0
2011年12月31日現在残高	2,380	23,695	30,119	-823	0
	(\3,292)	(\32,777)	(\41,664)	(\△1,138)	(\-)
包括利益合計、税引後[2]	0	0	263	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-689	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	-480	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-342	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	1,481	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	-4
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	4
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-63	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-12,152	0
自己株式の売却	0	0	0	11,434	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	77	0	0	0
その他[3]	0	407	-14	0	0
2012年12月31日現在残高	2,380	23,776	29,199	-60	0
	(\3,292)	(\32,889)	(\40,391)	(\△83)	(\-)
包括利益合計、税引後[2]	0	0	666	0	0
普通株式の発行	230	2,731	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-764	0	0

確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	-659	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-385	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	1,160	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	30	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	-1
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	1
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-49	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-13,648	0
自己株式の売却	0	0	0	12,535	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-49	0	0	0
その他	0	150	-65	0	0
2013年12月31日現在残高	2,610	26,204	28,376	-13	0
	(\3,610)	(\36,248)	(\39,253)	(\△18)	(\-)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）、該当する税金およびその他控除後[4]	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る未実現純利得（損失）、税引後[4]	売却目的保有として分類された資産に係る未実現純利得（損失）、税引後	外貨換算調整勘定、税引後[4]	持分法適用投資による未実現純利得（損失）
2010年12月31日現在残高	**-113**	**-179**	**-11**	**-2,333**	**35**
	(\△156)	**(\△248)**	**(\△15)**	**(\△3,227)**	**(\48)**
包括利益合計、税引後[2]	-504	-47	11	1,167	-7
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2011年12月31日現在残高	**-617**	**-226**	**0**	**-1,166**	**28**
	(\△853)	**(\△313)**	**(\-)**	**(\△1,613)**	**(\39)**
包括利益合計、税引後[2]	1,077	67	0	-424	-38
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他[3]	8	0	0	-3	0
2012年12月31日現在残高	**468**	**-159**	0	**-1,593**	**-10**
	(\647)	**(\△220)**	**(\-)**	**(\△2,204)**	**(\△14)**
包括利益合計、税引後[2]	-165	57	2	-1,121	63
普通株式の発行	0	0	0	0	0

現金配当の支払	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2013年12月31日現在残高	**303** **(\419)**	**-101** **(\△140)**	**2** **(\3)**	**-2,713** **(\△3,753)**	**53** **(\73)**

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包括利益累計額、税引後[2]	株主持分合計	非支配持分	資本合計
2010年12月31日現在残高	**-2,601**	**48,819**	**1,549**	**50,368**
	(\△3,598)	**(\67,531)**	**(\2,143)**	**(\69,674)**
包括利益合計、税引後[2]	620	4,752	162	4,914
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-691	-4	-695
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	666	-7	659
報告期間中の株式報奨の純変動	0	153	0	153
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	1,108	0	1,108
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-76	0	-76
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-131	0	-131
自己株式の購入	0	-13,781	0	-13,781
自己株式の売却	0	12,300	0	12,300
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-32	0	-32
その他	0	303	-430[5]	-127
2011年12月31日現在残高	**-1,981**	**53,390**	**1,270**	**54,660**
	(\△2,740)	**(\73,854)**	**(\1,757)**	**(\75,611)**
包括利益合計、税引後[2]	681	944	152	1,096
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-689	-3	-692
確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	-480	-4	-484
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-342	0	-342
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	1,481	0	1,481
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	2
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	-4	0	-4
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	4	0	4
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-63	0	-63
自己株式の購入	0	-12,152	0	-12,152
自己株式の売却	0	11,434	0	11,434
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	77	0	77
その他[3]	5	398	-1,176[6]	-778
2012年12月31日現在残高	**-1,294**	**54,001**	**239**	**54,240**
	(\△1,790)	**(\74,700)**	**(\331)**	**(\75,030)**
包括利益合計、税引後[2]	-1,164	-498	13	-485
普通株式の発行	0	2,961	0	2,961
現金配当の支払	0	-764	-13	-777

確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後	0	-659	0	-659
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-385	0	-385
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	1,160	0	1,160
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	30	0	30
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	-1	0	-1
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	1	0	1
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-49	0	-49
自己株式の購入	0	-13,648	0	-13,648
自己株式の売却	0	12,535	0	12,535
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-49	0	-49
その他	0	85	8	93
2013年12月31日現在残高	-2,457	54,719	247	54,966
	(\△3,399)	(\75,693)	(\342)	(\76,034)

1　2011年3月31日にABNアムロの当初取得時の会計処理が確定したことにより、2010年12月31日における利益剰余金は-24百万ユーロ遡及修正された。

2　確定給付制度に係る数理計算上の差益（損）、税引後を除く。

3　会計基準書の適用による累積的影響を含む。本報告書の注記2「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」を参照のこと。

4　持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

5　このうち約-340百万ユーロは、仕組取引の一部である投資ビークルの元本の返済に関連したものである

6　このうち約-750百万ユーロは、ドイツ・ポストバンクAGの非支配持分に起因したもので、当グループの保有する株式数の増加、およびポストバンクとその直接の親会社であるDB Finanz-Holding GmbH（ドイツ銀行AGの完全所有子会社）との間で交わされた支配の取決めの結果、2012年度に大幅に減少した。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2013年度	2012年度	2011年度
当期純利益	**681**	**316**	**4,326**
	(\942)	**(\437)**	**(\5,984)**
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用リスク引当金繰入額	2,065	1,721	1,839
再構築費用	399	394	0
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-493	-627	-841
繰延法人所得税、純額	-179	723	-387
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	2,443	3,236	3,697
持分法適用会社の純利益に対する持分	-433	-397	-222
非資金損益項目等調整後利益	**4,483**	**5,365**	**8,412**
	(\6,201)	**(\7,421)**	**(\11,636)**
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
利付定期銀行預け金	55,515	1,320	-53,427
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券、借入有価証券	11,267	-3,429	-8,202
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-27	-6,561	-11,582
貸出金	16,007	11,756	-7,092
その他の資産	12,048	32,249	-17,962
預金	-42,281	-25,995	66,168
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債	-18,558	-9,126	-8,389
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券	-23,080	-4,202	12,622
その他の短期借入金	-9,529	3,335	1,689
その他の負債	-17,625	-11,483	21,476
優先長期債務	-22,056	-5,079	-5,991
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	38,013	-9,310	10,558
その他、純額	3,007	-2,794	-478
営業活動によるキャッシュ・フロー	**7,184**	**-23,954**	**7,802**
	(\9,938)	**(\△33,136)**	**(\10,793)**
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
売却可能金融資産の売却	18,054	7,476	21,948
売却可能金融資産の満期償還	11,564	12,922	10,635
持分法適用投資の売却	76	163	336
土地建物および設備の売却	137	197	101
購入：			
売却可能金融資産	-31,588	-22,170	-19,606
持分法適用投資	-21	-14	-602
土地建物および設備	-513	-614	-794
企業結合／事業売却による純資金受取（支出）額	-128	96	348
その他、純額	-596	-703	-451

投資活動によるキャッシュ・フロー	**-3,015**	**-2,647**	**11,915**
	(\△4,171)	**(\△3,662)**	**(\16,482)**
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	1,217	62	76
劣後長期債務の返済および償還	-2,776	-708	-715
信託優先証券の発行	11	17	37
信託優先証券の返済および償還	-49	-30	-45
増資	2,961	0	0
自己株式の購入	-13,648	-12,171	-13,781
自己株式の売却	12,494	11,437	12,229
非支配持分への配当の支払	-13	-3	-4
非支配持分の純変動	23	-67	-266
現金配当の支払	-764	-689	-691
財務活動によるキャッシュ・フロー	**-544**	**-2,152**	**-3,160**
	(\△753)	**(\△2,977)**	**(\△4,371)**
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	**-907**	**39**	**-964**
	(\△1,255)	**(\54)**	**(\△1,334)**
現金および現金同等物の純増加（減少）	2,718	-28,714	15,593
現金および現金同等物、期首残高	53,321	82,032	66,353
現金および現金同等物、期末残高	56,041	53,321	81,946
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む			
法人所得税支払（還付）額、純額	742	1,280	1,327
利息支払額	10,687	15,825	17,231
利息および配当受取額	25,573	32,003	34,703
現金および現金同等物の構成要素			
現金および銀行預け金	17,155	27,877	15,928
利付要求払銀行預け金（2013年12月31日現在39,097百万ユーロ、2012年12月31日現在95,193百万ユーロおよび2011年12月31日現在95,982百万ユーロの定期預金を含んでいない）	38,886	25,444	66,018
合計	**56,041**	**53,321**	**81,946**
	(\77,522)	**(\73,759)**	**(\113,356)**

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

次へ

⑦　連結財務諸表に対する注記

連結財務諸表に対する注記

1ー

重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下「当グループ」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書に組み込まれたIFRSの開示の一部は連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの監査済の項は、取締役会報告書の余白における角括弧（本書では『　』で表示されている。）により識別される。角括弧が付された項には、経営および財務の概況におけるIFRS第8号「事業セグメント」に基づく、セグメント別の経営成績および純収益の内訳の全社的開示が含まれている。IFRS第8号に基づく詳細な事業セグメントの開示は注記4「事業セグメントおよび関連情報」で入手できる。また、リスク・レポートには、金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関するIFRS第7号「金融商品：開示」に基づく開示ならびにIAS第1号「財務諸表の表示」に基づき要求される資本の開示を強調する角括弧が付された開示がある。また、リスク・レポートには調整目的で監査済のIFRSの数値を詳述した3つの表が含まれている。これらの表には角括弧が付されていないが、当該表内の関連情報は「監査済」として識別されている。これらの表は、規制自己資本の項における「想定上のCRR/CRD 4(無監査)およびバーゼル2.5(監査済)に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート」、「バーゼル2.5による報告、想定上のCRR/CRD 4の「移行段階」および想定上のCRR/CRD 4の「完全適用」に基づくリスク・ウェイテッド・アセットの比較」、ならびに貸借対照表管理の項における「想定上のCRR/CRD 4によるレバレッジ比率（調整後）の計算に適用されたエクスポージャー測定尺度の調整」である。

重要な見積りの変更および表示の変更

確定給付年金制度の割引率

2012年度において、当グループは、確定給付年金制度に関してユーロ圏において適用される割引率に関連する基礎となる債券ポートフォリオを優良なカバード・ボンドを含めることにより拡大し安定させること、およびカーブの信用の質を全体でAA-に維持しながら基礎となる債券ポートフォリオを調整することによりカーブの外挿を精緻化することを決定した。この精緻化により、割引率が70ベーシス・ポイント上昇し、その結果として、2012年度の数理計算上の差損がその他の包括利益を通じて税引前で約700百万ユーロ減少した。

信用評価調整(CVA)および債務評価調整(DVA)

2012年度第4四半期において、自己の信用リスクの影響をデリバティブ契約の公正価値に組み込むための当グループの評価手法が精緻化された（一般に債務評価調整という。）。従来は、当グループは、過去の債務不履行水準を使用してデリバティブ負債に係る自己の信用リスクの影響を計算していた。手法の精緻化によりDVAは市場に基づくアプローチに移行した。DVA手法の精緻化の影響により連結損益計算書に収益517百万ユーロが認識された。さらに、2012年度第4四半期中に、相手先の信用の市場価値の透明性をより高めることが可能になるよう、当グループはCVA手法の精緻化を行った。CVA手法の精緻化の影響により連結損益計算書に損失288百万ユーロが認識された。

資金調達評価調整(FVA)

2013年度第４四半期において、当グループは、無担保デリバティブ・ポジションの市場が示す資金調達コストを組み込むための評価手法（一般に資金調達評価調整と呼ばれる。）の導入を完了した。資金調達評価調整の導入は、ターム・ファンディングが無担保デリバティブの公正価値の重要な構成要素であるという証拠の増加に対応したものであり、第4四半期において366百万ユーロの損失が発生し連結損益計算書に認識された。

借入有価証券および貸付有価証券の利息収益および利息費用ならびにアドバイザリー・フィー

2013年度第4四半期において、当グループは、2012年および2011年12月31日終了年度の連結損益計算書の一定の勘定科目の比較情報を、以下の通り誤謬の影響に関して修正再表示した。これらの修正再表示は純利息収益、純収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

				2012年度[1]
単位：百万ユーロ	報告残高	借入有価証券／貸付有価証券	アドバイザリー・フィー	修正後残高
利息収益	32,315	-722	0	31,593
利息費用	-16,341	722	0	-15,619
手数料およびフィー収益	11,383	0	426	11,809
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	6,034	0	-426	5,608

1　2012年12月31日終了年度の残高には、注記2「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」に記載のように、当グループの連結損益計算書におけるIFRS第10号の適用による影響が含まれている。

				2011年度
単位：百万ユーロ	報告残高	借入有価証券／貸付有価証券	アドバイザリー・フィー	修正後残高
利息収益	34,878	-512	0	34,366
利息費用	-17,433	512	0	-16,921
手数料およびフィー収益	11,544	0	334	11,878
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	3,058	0	-334	2,724

借入有価証券および貸付有価証券の利息収益および利息費用－借入有価証券／貸付有価証券取引に係る支払／受取フィーをより正確に反映するよう、利息収益および利息費用を修正再表示するための遡及的な修正が行われた。この修正により、利息収益および利息費用の両方が減少したが、純利息収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

アドバイザリー・フィー－当グループの会計方針に従った活動に基づくサービスとしての性質を反映させるため、アドバイザリー・フィーを、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）から、手数料およびフィー収益に分類変更するための遡及的修正が行われた。この分類変更は純収益、純利益または株主持分に影響を与えなかった。

決定的に重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する決定的に重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確実で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような決定的に重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、決定的に重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当グループが識別した、決定的に重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損(以下の「関連会社」を参照。)
- 売却可能金融資産の減損(以下の「金融資産および負債－売却可能として分類された金融資産」を参照。)
- 公正価値の決定(以下の「金融資産および負債－公正価値の決定」を参照。)
- 取引日利益の認識(以下の「金融資産および負債－取引日利益の認識」を参照。)
- 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額(以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」を参照。)
- のれんおよびその他の無形資産の減損(以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。)
- 繰延税金資産の認識および測定(以下の「法人所得税」を参照。)
- 法律上／規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理(以下の「引当金」を参照。)

重要な会計方針

当グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述の場合を除き、これらの方針は、2011年度、2012年度および2013年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表中の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当グループの子会社は、当グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当グループの能力によって証明される。

当グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、以下の１つ以上の要因によって示すように、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

- 当グループとの契約に基づいて、他の投資者が議決権の過半数を支配するパワーを有する。
- 法令または契約に基づいて、他の投資者が当該投資先の財務および営業の方針を支配するパワーを有する。
- 他の投資者が、取締役会または同等の経営機関の構成員の過半数を指名または解任するパワーを有しており、投資先が当該取締役会または当該機関に支配されている。
- 他の投資者が、取締役会または同等の経営機関の会議において過半数の票を投じるパワーを有しており、投資先企業が当該取締役会または当該機関に支配されている。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、１つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象につながる変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当グループは子会社の支配の喪失日に、a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額（当該子会社に帰属する、その他の包括利益累計額の構成要素を含む。）について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に振り替えられるか、または他のIFRSで要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当グループが重要な影響

力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会(ドイツの株式会社の場合は監査役会)への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当グループの持分は、当グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

当グループが以前にある企業に対する資本持分を（例えば、売却可能として）保有しており、後に重要な影響力を獲得した場合、以前に保有していた資本持分は公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には連結損益計算書に認識される。当該資本持分に関連して以前にその他の包括利益に認識された金額はすべて、当グループが重要な影響力を獲得した日に、あたかも当グループが以前に保有していた資本持分を処分したかのように連結損益計算書に振り替えられる。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上された後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益(または損失)および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当グループの比例按分持分を反映して、増額(または減額)される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額(減損損失累計額を控除後)に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては減損テストが行われる。

当グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で会計処理される。

当グループは、各貸借対照表日現在において、関連会社に対する投資が減損しているという客観的な証拠があるか否かを評価する。減損の客観的な証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。

決定的に重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として毎期変動する可能性があるため、当グループではこれを、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。

外貨換算

当連結財務諸表は、当グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得(損失)として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目(持分証券)に係る換算差額は、その他の包括利益に含められ、売却可能な非貨幣性項目が売却されると、関連する累積換算差額は当該項目の全体の売却損益の一部として連結損益計算書に振り替えられる。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産、負債および資本は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートまたは、実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含められる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に振り替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引と見なされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に振り替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に振り替えられる。

利息、手数料およびフィー

収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を信頼性をもって測定できる時に認識される。この概念は、当グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用される。

純利息収益－すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含められる。

貸出金や売却可能負債証券といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した金利に基づいて認識される。貸出金の場合、この金利は当初の実効金利である。売却可能負債証券の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づく。

手数料およびフィー収益－フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定される。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれている。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不可能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識される。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識される。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識される。

純損益を通じて公正価値で会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識される。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得される：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザリー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれる。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。

複合的なサービスまたは商品に関する契約－当グループが一相手先に対して複合的な商品、サービスまたは権利を提供する契約をしている場合、収益認識目的上、フィー全体を契約の別々の構成要素に割り当てるべきか否かに関して評価が行われる。当グループによって実行される仕組み取引は、このような契約の主たる例であり、取引ごとに評価される。当該評価は、契約のその他の観点において当グループの継続的関与が引渡済の項目に必要ないことを確認するため、引渡済の項目またはサービスの価値を考慮する。当該評価は、未引渡の項目の価値も評価し、引渡済の項目について返品権がある場合には、残りの項目またはサービスの将来の引渡可能性を評価する。契約を別々の構成要素として考えることが適切と判断された場合には、受取金額は各構成要素の相対的価値に基づいて割り当てられる。

引渡済の項目の価値について客観的で信頼できる証拠がない場合、または個別の項目について公正価値による認識が要求されている場合には残差法が使用される。残差法は、引渡済の構成要素の認識金額を、適切な収益金額をその他の全構成要素に対して割り当てた後の残額として計算する。

金融資産および負債

当グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産ならびにその他の金融負債である。当グループは、いずれの金融商品も満期保有の区分には分類していない。金融資産および負債の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融商品およびAFSとして分類された金融資産については、取引日に認識される。取引日とは、当グループが資産の購入または売却あるいは金融負債の発行または買戻しを確約した日である。その他の金融商品はすべて、決済日基準で認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

当グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に含められる。トレーディング貸出金や負債証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示される。

トレーディング資産および負債－金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または、識別された金融商品からなるポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションからなる。この区分にはさらに、当グループのコモディティ・トレーディング事業が保有する実物商品が、売却コスト控除後の公正価値で含められている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品－トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。）。さらに、当グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債には、レポおよび逆レポ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債証券および持分証券ならびに仕組み債の負債が含まれている。

貸出コミットメント

一定の貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。その他のすべての貸出コミットメントはオフバランス項目のままである。したがって、当グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利またはクレジット・スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」で明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に（必要に応じて集合的に）減損の評価を行っている。

貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含められる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。取得日後、当グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。貸出金に減損が生じていると判断された場合には、貸倒引当金が認識され、対応する額は連結損益計算書の信用リスク引当金繰入額科目に借方計上される。当初認識後に設定されたこのような貸倒引当金の戻入は、当行の信用リスク引当金繰入額の科目に含まれている。損失引当金が計上されていなかったこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、対応する利得が利息収益に認識される。

売却可能として分類された金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、AFSとして分類される。AFSとして分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。AFSとして分類された貨幣性金融資産（負債性金融商品）については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識される。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産（資本性金融商品）については、関連する外国為替部分も、その他の包括利益に認識される損益に含められる。

AFSとして分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。AFSとして分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。

AFS負債証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損と見なされるため、連結損益計算書に認識される。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないと見なされるまでは、連結損益計算書に認識される。AFS負債証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとは見なされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入れは連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識される。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得(損失)に計上される。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用される。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告される。

決定的に重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として毎期変動する可能性があるため、当グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。追加情報については、注記7「売却可能金融資産に係る純利得(損失)」を参照のこと。

金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更

当グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程および相手先の債務不履行が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産および金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレポおよび逆レポに関連している。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。また、当グループは相殺する権利を有しており、純額で決済するか、資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有している。詳細な情報については注記18「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）に対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当グループがマーケット・リスクおよび相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

決定的に重要な会計上の見積り：活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。重要な経営陣の判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級管理職に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに、評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

IFRSの下では、公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てるべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不可能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当グループは、観察不可能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、重要な経営陣の判断が要求される。

償却原価で測定された金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には重要な経営陣の判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り：経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不可能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および／またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に含まれる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

ヘッジ会計

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。AFS有価

証券の外国為替リスクをヘッジする場合も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、ヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベーシス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識中止される場合にはいつでも、あらゆるベーシス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に振り替えられる。従って、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮想の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に振り替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額中の関連する金額は、予定取引からの利益または損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に振り替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に振り替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益中の外貨換算調整勘定として計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額

当グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされる。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮する。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割り引かれた現在価値との差額として決定される。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識される。

減損の集合的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われる。損失金額には3つの構成要素がある。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額である。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算される。この格付は、当グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされる。第二の構成要素は、富裕層および一般個人顧客向けビジネスの個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額である。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定される。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示している。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれる。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識される。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更される。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

現実的な回収の見込みがないと見なされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却される（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去される）。特定の貸倒引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価される。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではない。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価額を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われる。

集合的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無、および回収可能額に関する当グループの見積りに左右される。モーゲージ貸出金に関しては、貸出金のうち無担保の部分は、モーゲージが遅くとも840日延滞した時点で償却される。消費者金融貸出金に関しては、残高のうち当行が回収を見込んでいない部分は、クレジット・カード債権については180日延滞した時点で、その他の消費者金融貸出金については270日延滞した時点で償却される。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

オフバランス信用リスク引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似している。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上される。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損が認識された後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられる。当該戻入は純損益に認識される。

決定的に重要な会計上の見積り：貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は決定的に重要な会計上の見積りである。というのは、個別および集合的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、毎期変動する可能性があり、かつ、当グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これは、近年の金融危機のように経済および金融面で不確実な状況において予想キャッシュ・フローの進展および変更が、より急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る場合に、特にそうである。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

個別に重要であるとみなされた貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

小口均質貸出金のポートフォリオ、ならびに個別に重要ではあるが減損が存在する客観的な証拠がない貸出金に係る引当金の決定は統計モデルを使用して算定される。このような統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記19「貸出金」および注記20「信用リスク引当金」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

証券化

当グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および金融負債」の項の方針に基づき分類および測定される。譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールドカーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があり、これを償却原価で計上している。

当グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産が認識中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部が認識中止される場合、証券化に係る損益は、一部、譲渡金融資産の帳簿価額に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効したときに認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しない限り貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しない限り貸借対照表から認識中止されない。貸借対照表から認識中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、連結貸借対照表上、そのように開示されている。

当グループは、公正価値ベースで管理される一定のレポおよび逆レポのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択している。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

現金貸出額または現金受取額は連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上される。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、連結貸借対照表上、そのように開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスクフリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含められる。

一定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産について個別に減損テストが行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から25年の期間にわたり定額法で償却される。モーゲージの回収サービス権は、取得原価で計上され、回収サービス純収益に比例してその見積期間にわたり償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかと見なされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年に1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合に、減損テストが行われる。

決定的に重要な会計上の見積り：非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値またはその他の評価技法あるいはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当グループではこの見積りを、決定的に重要と考えている。

定量的開示は、注記25「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要とされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要とされる一部または全部の経済的便益が、第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には資産が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り：　訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上での、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記29「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含められた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、その税金がその他の包括利益に認識または資本に直接認識される項目に関連する場合には、その他の包括利益に認識または資本に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、（1）それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、（2）相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ（3）それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、AFS投資の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

当グループの英国における保険事業（Abbey Life Assurance Company Limited）は、保険契約者の投資収益に係る所得税(保険契約者税)の対象となっている。この税金は、経済的には保険契約者の所得税費用／ベネフィットであるが、当グループの法人所得税費用／ベネフィットに含まれ、保険契約者に対する当グループの負債を減額／増額する。

決定的に重要な会計上の見積り：繰延税金資産の金額の決定に際して、当グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が毎期変動する可能性があり、重要な経営陣の判断が要求されることから、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当グループの繰延税金に関する更なる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記36「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いと見なされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が１年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア(オペレーティング・システムのみ)を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間か当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から10年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日現在の減損テストの対象となり、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用リスク引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

リース取引

当グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利子率（決定可能な場合）または追加借入利子率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法の下では、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当グループの給付制度の大部分は、積立式である。

その他の退職後給付

さらに、当グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記35「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割り引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失

効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当グループは、優先長期債務の発行を営業活動と見なしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（CB&Sの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であると見なされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であると見なされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流出入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

保険

当グループの保険事業は2種類の契約を発行している。

保険契約－これらは、特定の不確実な将来事象が保険契約者に悪影響を及ぼす場合に保険契約者の補償に合意することで、当グループが他方当事者（保険契約者）から重要な保険リスクを受け入れる、年金契約および終身契約である。これらの契約は、すべての権利および義務が消滅または終了するまで保険契約として維持される。IFRSにより認められているように、当グループは、IFRSの適用前に当グループが適用していた以下に詳述される保険契約に関する会計方針（US GAAP）を維持している。

非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）－これらの契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されるその他の金融負債と同様に測定および報告される。

年金契約の裏付けとして保有する金融資産は、AFSとして分類されている。その他の保険および投資契約のために保有する金融資産は、公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

保険契約

一時払保険事業の保険料は、受取時に収益として認識される。これは、保険証書が有効になった日である。定期払保険契約に関しては、支払期日に債権が認識される。保険料は、手数料控除前で表示される。保険料を受領しなかったことにより保険証書が失効する場合、失効とみなされた日から、関連するすべての未収保険料収益が、関連費用控除後で、保険料と相殺される。

保険金は、発生時に費用として計上され、配当宣言の予想により配分される保険契約者の利益配当を含み、年度中に発生したすべての保険金の原価を反映している。

終身保険契約の保険準備金の総額は勘定残高と等しく、保険証書に充当された受取保険料および投資収益（死亡コストおよび管理費控除後）を表している。その他のユニット・リンク型の保険契約に関しては、保険準備金は基礎となる資産の公正価値を表している。

年金契約に関しては、負債は、契約の有効期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、発生確率を考慮して評価日まで割引くことで計算される。この仮定は取得日現在で固定され、適切な逆偏差引当金（PAD）が計上される。この計算された負債の価値は、最善の見積仮定および基礎となる資産の償却原価に係る利回りに基づく利子率を使用して計算された価値に対して検証される。この検証によってより高い価値が算定された場合には、負債の金額が再設定される。

保険準備金の総額は、当グループのユニット・リンク型年金商品に付された一定のオプションに関する負債を含んでいる。これらの負債は、数理計算上の仮定を使用して契約上の債務に基づき計算される。

将来の保険金、費用、受取保険料および比例する投資収益の見積りに基づき、保険ポートフォリオに関して負債の妥当性の検証が実施される。長期の契約に関しては、投資利回り、死亡率、罹病率、解約または費用に関する実績が、既存の契約負債と将来の保険料総額の現在価値が将来の給付の現在価値をカバーするのに不十分であり、繰延新契約費を回収するのに不十分なことを示している場合には、保険料不足額が認識される。

保険の増加分の取得および投資事業に直接帰属するコストは、これらの契約に係る収入の将来の利益から回収可能と見込まれる範囲で繰延べられる。これらのコストは、これらの将来の利益から回収可能と見込まれる期間内にわたり規則的に償却される。

投資契約

当グループの投資契約はすべてユニット・リンク型である。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。

この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

投資契約のための金融資産は、公正価値で計上され、公正価値の変動およびそれと相殺される対応する金融負債の公正価値の変動は純損益に計上される。

再保険

再保険料、および発生した保険業務に係る費用に関連する再保険金は適宜、収益および費用に報告される。再保険に関連する資産および負債は、重要性が高い場合には総額ベースで報告される。保険契約準備金から再保険者に対して出再される金額は、再保険リスクと整合する方法で見積られる。したがって、再保険契約に関連する収益および費用は、再保険される事業の基礎となるリスクと整合する方法で認識される。

重要な新たな再保険契約はすべて、現地取締役会による承認を受けなければならない。一旦処理されると、これらの契約は、信用リスクに関する定期的なレビュー（全エクスポージャーならびに貸付および担保規定に関する評価を含む。）を受ける。減損は、当グループの会計方針の「金融資産の減損」の項に従って判断される。

次へ

2－
最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

当グループに関係があり、2013年度中に当連結財務諸表の作成に当たり適用された会計意見書は以下のとおりである。

IAS第1号

2013年1月1日、当グループは、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正を適用した。当該修正では、その他の包括利益（以下「OCI」という。）内の項目で損益計算書に振り替えられるものをグループ化するよう企業に要求している。当該修正ではさらに、OCIの項目および純損益を単一の計算書または2つの分離した計算書のいずれかとして表示しなければならないとする現行の規定を再確認している。当該修正の適用は、当グループの連結財務諸表のその他の包括利益の表示に重要な影響を与えなかった。

IAS第19号

2013年1月1日、当グループは、IAS第19号R「従業員給付」を適用した。IAS第19号Rは、利息純額アプローチを導入し、これは確定給付制度債務の測定に用いた割引率を貸借対照表に認識された確定給付資産／負債の純額に乗じた利息純額に基づく。確定給付資産／負債の純額はともに、報告期間の期首に決定された残高に対して1年間の拠出および給付支払による予想される確定給付資産／負債の純額の変動を調整する。当該利息費用純額の測定は、確定給付制度債務に係る利息費用および制度資産の期待運用収益を置き換えている。当該基準はまた、数理計算上の差異および制度資産からの実際の収益と利息費用純額から暗示された収益との乖離等、すべての退職後給付に関連する再測定の影響をその他の包括利益を通じて即時に認識すること（これは、当グループの現行の会計方針と既に一致している。）を要求している。加えて、IAS第19号Rは、過去勤務費用の即時認識を要求しており、また確定給付制度に関する開示要求を向上させる。2012年度および2011年度に関しては、利息純額アプローチの適用により、確定給付制度の費用が減少した結果、その他の包括利益に認識された数理計算上の差損がそれぞれ36百万ユーロおよび34百万ユーロ増加したため、包括利益合計および株主持分合計に係る影響は中立であった。

IAS第36号

2013年12月、当グループは、IAS第36号「非金融資産に係る回収可能価額の開示」（以下「IAS第36号の修正」という。）を早期適用した。当該修正は、減損した資産の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値を基礎としている場合に当該金額に関する情報の開示を扱っている。当該修正の適用は、当グループの開示にのみ影響を与えた。

IAS第39号

2013年12月、当グループは、IAS第39号「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」（以下「IAS第39号の修正」という。）を早期適用した。当該修正は、ヘッジ手段として指定されているデリバティブが、法律または規制により中央清算機関との清算となるように契約更改される状況では、特定の条件が満たされる場合、ヘッジ会計を継続することを認めている。当該修正の適用は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えなかった。

IFRS第7号

2013年1月1日、当グループは、IFRS第7号の修正「開示－金融資産と金融負債の相殺」（以下「IFRS第7号R」という。）を適用した。当該修正では、投資家がIFRSとUS GAAPに準拠して作成された財務諸表をより良く比較できるようにするための、拡充された開示を要求している。当該修正は、2013年1月1日以後開始事業年度および期中報告期間から適用された。当該修正の適用は、当グループの開示にのみ影響を与えた。当グループは注記18「金融資産と金融負債の相殺」において拡充された開示を行っている。

IFRS第10号、IFRS第11号、IAS第27号およびIAS第28号

2013年1月1日、当グループは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第27号の改訂版である「個別財務諸表」、およびIAS第28号の改訂版である「関連会社および共同支配企業に対する投資」（これらの改訂版は、IFRS第10号およびIFRS第11号の公表に基づく変更と整合するよう修正されている。）を適用した。また、当グループは、IFRS第10号およびIFRS第11号に関する経過措置ガイダンスの修正を適用した。当グループは、これらの基準の当初適用において、2012年1月1日現在の資本合計に累積費用195百万ユーロ（税引後）を計上した。2011年度の比較情報は修正再表示されていない。

IFRS第10号は、IAS第27号「連結および個別財務諸表」およびSIC第12号「連結－特別目的事業体」を置き換えるものであり、すべての企業（以前はSIC第12号に基づく特別目的事業体と見なされていた企業を含む。）に適用される単一の支配モデルを確立している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先からの変動リターンに対するエクスポージャーを

有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。

IFRS第11号は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」およびSIC第13号「共同支配企業－共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」を置き換えるものである。IFRS第11号は共同支配の取決めを共同支配事業または共同支配企業のいずれかとして分類しており、共同支配の取決めに関する権利および義務の性質に重点を置いている。IFRS第11号は、比例連結法（当グループはこれを適用していない。）を使用する選択肢を削除し、共同支配の取決めに対して持分法による会計処理の使用を要求している。IFRS第11号の適用は、連結財務諸表に影響を与えなかった。

以下の表は、2012年12月31日現在および同日終了年度の当グループの連結貸借対照表および連結損益計算書に関する、IFRS第10号の適用によるそれぞれの増加分の影響を反映している。当グループは、IFRS第10号の影響は連結財務諸表にとって重要でないと考えている。

単位：百万ユーロ	2012年12月31日現在
資産	
利付銀行預け金	1,088
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8,958
貸出金	94
その他の資産	-189
資産合計	**9,951**
負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	675
その他の短期借入金	601
長期債務	-772
その他の負債	9,628
負債合計	**10,132**
資本	
株主持分合計	-14
非支配持分	-168
資本合計	**-182**

単位：百万ユーロ	2012年度
純利息収益	83
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	435
手数料およびフィー収益	-127
その他の収益（損失）	-397
税引前利益	**-6**
法人所得税費用（ベネフィット）	-3
純利益	**-3**

上記の影響の大部分は、当グループがファンドの資産に関して第三者に保証プロテクションを提供している一定のファンドの連結から生じた。当グループが投資運用会社の役割を果たし、解任される可能性がなく、重要な受益証券の保有および／ま

たは保証を通じた変動リターンを有するため、ならびにそのパワーを通じてファンドのリターンに影響を及ぼすことが可能なため、IFRS第10号に基づき、当グループは当該ファンドに対するパワーを有しているとみなされた。

IFRS第12号

子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示することを要求する、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」（2012年6月に公表されたIFRS第10号－第12号に関する経過措置ガイダンスの修正を含む。）が、2013年1月1日以後開始事業年度から適用となった。2013年度の財務諸表への当該基準の適用は、当グループの開示にのみ影響を与えた。当グループは、注記17「持分法適用投資」、注記39「子会社に関する情報」および注記40「非連結のストラクチャード・エンティティ」においてIFRS第12号により要求された開示を行っている。

IFRS第13号

2013年1月1日、当グループは、IFRS第13号「公正価値測定」を適用した。これは、IFRSに基づく公正価値測定の単一のガイダンスを確立するものである。IFRS第13号は、公正価値の改訂された定義、および公正価値の使用がIFRS内の他の基準により既に要求または容認されている場合における適用方法に関するガイダンスを規定している。IFRS第13号は会計方針の選択を通じて、一定の基準を満たした場合に、未決済の正味リスク・ポジションに基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定する例外を認めている。当グループは、当該基準を満たすデリバティブ等の一定の金融商品のポートフォリオを、未決済の正味リスク・ポジションに基づき測定することを選択している。また、IFRS第13号は、公正価値測定に関するより包括的な開示要求を導入している。IFRS第13号の適用は、連結財務諸表に影響を与えなかった。当グループは注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」においてIFRS第13号により要求された開示を行っている。

IFRSの改善（2009年－2011年サイクル）

2012年5月、IASBは、IASBの年次改善プロジェクトによるIFRSの修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2013年1月1日以後開始事業年度から適用となった。2013年度の財務諸表への当該基準の適用は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えなかった。

新しい会計基準書

2013年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりである。

IAS第32号

IAS第32号「金融資産と金融負債の相殺」（以下「IAS第32号R」という。）は、金融商品を相殺するための要件を修正している。IAS第32号Rは、（a）企業の現時点で法的強制力のある相殺権の意味、および（b）どのような場合に総額決済システムが純額決済と同等と見なされるかを明確にしている。当該修正は、2014年1月1日以後開始事業年度から適用される。IAS第32号Rは、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えないと見込まれており、またEUの支持を受けている。

IFRIC第21号

IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の解釈指針であるIFRIC第21号「賦課金」は、関連する法律によって特定された、賦課金を支払う原因となる活動が生じた場合にのみ、企業が賦課金に関する負債を認識することを明確化している。当該解釈指針は2014年1月1日付で当グループに適用される予定である。IFRIC第21号は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えないと見込まれている。IFRIC第21号は、EUの支持はまだ受けていない。

IFRSの改善（2010年－2012年および2011年－2013年サイクル）

2013年12月、IASBは、2010年－2012年および2011年－2013年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによる複数のIFRSの基準の修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2014年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えないと見込まれている。当該修正は、EUの支持をまだ受けていない。

IFRS第9号（2009年）、IFRS第9号（2010年）およびIFRS第9号（ヘッジ会計）

IFRS第9号（2009年）－2009年11月、IASBは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるプロジェクトの第一段階として、IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号（2009年）は、IAS第39号の適用対象である金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要求を導入している。当該基準は、すべての金融資産を、当該金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて分類することを要求している。

IFRS第9号（2010年）－2010年10月、IASBはIFRS第9号の改訂版「金融商品」（以下「IFRS第9号（2010年）」という。）を公表した。当該改訂基準には、金融負債の分類および測定に関するガイダンスが追加されている。IFRS第9号（2010年）は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債を有する企業に対して、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に認識することを求めている。ただし、当該変動をその他の包括利益に認識することにより会計上のミスマッチが生じる場合には、企業は当該公正価値の変動の全額を純損益に表示する。その他の包括利益に計上した当該金額についてその後純損益へのリサイクルは行われないが、累積的利得または損失を資本の中で振り替えることは可能とされている。

2013年11月、IFRS第9号（2010年）は、当該基準の他の要求事項を適用することなく、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債から生じる自己の信用による公正価値変動に係る利得および損失の表示に関する指針の適用を認めるために、さらに修正された。

IFRS第9号（ヘッジ会計）－2013年11月、IASBは、ヘッジ会計の新しいガイドライン、およびヘッジ会計を適用する企業のリスク管理活動についての追加的開示を完結した。これらの変更は、企業がリスク管理活動をより適切に財務諸表に反映することができるように行われた。さらに当該変更は、ヘッジ会計の現行のガイドラインが過度に複雑であると認識されていることについて財務諸表利用者が提起した懸念に対処して、ヘッジ会計の現行のガイドラインを簡素化することを目的としている。

IFRS第9号（2009年）、IFRS第9号（2010年）およびIFRS第9号（ヘッジ会計）の発効日は決定していない。しかしながら、当該基準は、2017年1月1日より前に開始する事業年度には適用しないと見込まれている。上記の基準は、IASBの承認は得ているが、EUの支持はまだ受けていない。

次へ

3ー
取得および処分

2013年度に完了した企業結合

2013年9月2日、ドイツ銀行AGは、その共同支配企業であるXchanging etb GmbH（以下「Xetb」という。）の残りの51%持分の購入を完了したことを発表した。Xetbは、Xchanging Transaction Bank GmbH（以下「XTB」という。）の持株会社である。段階取得に関して支払われた暫定的な購入価格は36百万ユーロであり、全額が現金で支払われた。これは基礎となる構成要素の41百万ユーロに、当初購入価格の減額5百万ユーロ（2013年12月31日現在）から生じた一定の調整を受けて構成されている。当該購入価格は2014年度第1四半期に確定すると見込まれている。ドイツ銀行と売手であるXchanging plc.（以下「Xchanging」という。）との合意は、2013年5月に署名された。規制当局およびXchangingの株主からのものを含む必要な承認が得られたため、ドイツ銀行への支配の変更が2013年9月1日（取得日）に有効となった。当該取引の完了時に、ドイツ銀行はXTBに対する完全な所有権および営業上の支配を獲得した。当該取引は、営業上の効率性を改善し、プロセスの重複、複雑性および費用を削減するための「ドイツ銀行の戦略 2015+」に寄与することを目的としている。

Xetbは、Xchangingとの共同支配企業として2004年に設立され、当グループの旧完全子会社european transaction bank ag（以下「etb」という。）であったXTBの持株会社である。XTBは、ドイツ銀行および外部顧客に有価証券処理事業に関連するサービスを提供している。取得された企業はドイツ銀行のインフラ事業に統合された。XTBに対する支配を獲得する前に、当グループはXetbの49%持分を直接保有しており、被投資企業の財務および営業の方針に重要な影響を与える能力を有していた。したがって、取引完了日まで、子会社XTBを含むXetbは持分法を使用して会計処理されていた。被取得企業に対する資本持分の取得日公正価値は21百万ユーロであった。公正価値の再測定によって利得または損失は生じなかった。

報告日現在、企業結合に関する取得の会計処理は未だ完了していない。したがって、開始貸借対照表は依然として確定対象となっている。さらに、対価合計および取得資産および引受負債に対するその配分は未だ完了していない。2013年12月31日現在、当該取引から生じたのれんの暫定額は37百万ユーロであり、これは有価証券決済事業の内部化から予想されるシナジーに基づいている。税務上は控除できない当該のれんは、PBC（24百万ユーロ）、GTB（6百万ユーロ）、CB&S（5百万ユーロ）およびDeAWM（2百万ユーロ）に配分された。

取得日における取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ

移転された現金対価	36
以前から保有する持分の公正価値	21
以前からの関係の清算に関する減少	8
購入対価合計（企業結合前に当グループが保有していた資本持分の公正価値を含む）	**49**

識別可能な取得資産および引受負債の認識額[1]	
現金および現金同等物	6
売却可能金融資産	24
無形資産	6
その他の資産合計	31
引当金	22
その他の負債合計	34
識別可能純資産合計	**12**
のれん	37
取得した識別可能純資産およびのれん合計	**49**

1　取得資産および引受負債の主な種類別。

取得前において、ドイツ銀行およびXTBはドイツ銀行に対する有価証券処理サービスの提供に関する共同サービス契約の当事者であった。当該サービス契約は以前からの関係とみなされ、上記の購入取引とは別個に会計処理されている。2016年5月に満了する当該サービス契約は、当該取引の完了に伴って終了した。当該サービス契約に帰属する清算額は、割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用して算定された。この認識により生じた8百万ユーロの損失は、当グループの2013年度の損益計算書において一般管理費に計上された。

2013年12月31日現在、当グループが負担する取得関連費用1百万ユーロは、当グループの損益計算書において一般管理費に計上された。

2013年9月1日におけるXTBの連結後、XTBは2013年度の当グループの損益計算書に対して、純収益および税引後純利益（損失）にそれぞれ4百万ユーロおよび(29)百万ユーロ寄与した。連結が2013年1月1日から適用されていたと仮定した場合、2013年度の当グループの純収益および税引後純利益（損失）へのXTBの見積寄与額はそれぞれ14百万ユーロおよび(83)百万ユーロであった。これらの業績は、当グループに重要なサービス量を提供しているXTBの中核事業とあわせて理解すべきである。

2012年度に完了した企業結合

2012年度において、当グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2011年度に完了した企業結合

2011年度に、当グループは企業結合として会計処理されたいくつかの取得を完了した。これらの取引のうち、個別に重要なものはなく、したがって以下の表では、これらは総額で表示されている。

取得日における取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ

移転された現金対価	13
残りの持分を取得するために保有するコール・オプションの公正価値	10
条件付対価の公正価値	3
以前から保有する持分の公正価値	12
購入対価合計（企業結合前に当グループが保有していた資本持分の公正価値を含む）	**38**

識別可能な取得資産および引受負債の認識額[1]	
現金および現金同等物	1
利付定期銀行預け金	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2
その他の資産合計	21
長期債務	10
その他の負債合計	2
識別可能純資産合計	**14**
のれん	25
負ののれん	1
取得した識別可能純資産およびのれん合計（負ののれん控除後）	**38**

1　取得資産および引受負債の主な種類別。

これらの取引には、ロシアの大手独立系資産運用会社の一つであるDeutsche UFG Capital Management（以下「DUCM」という。）に対する残りの持分の段階取得が含まれていた。当該取引は、残りの60%持分に係る購入オプションの行使後、2011年11月11日に完了した。DUCMはドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）に配分された。

取得以降、2011年度におけるこれらの企業による当グループの純収益および税引後純損益への寄与額の総額は、それぞれ2百万ユーロおよび(1)百万ユーロ未満であった。これらの取得がすべて2011年1月1日付であったと仮定した場合、2011年度における当グループの純収益および税引後純損益に対するそれらの影響額は、それぞれ4百万ユーロおよび(1)百万ユーロ未満と想定された。

支配を維持する非支配持分の取得および処分

2013年度および2012年度中に、当グループは、当グループが唯一の所有者ではない子会社への投資に関連した、各子会社に対する支配の喪失を伴わない非支配持分の取得および処分を完了した。かかる取引は、IFRS第10号に従い、当グループの損益計算書上利得および損失が認識されない当グループと外部株主間との資本取引として会計処理が行われた。これらの取引に関して2013年度および2012年度に移転された対価の総額は、それぞれ合計11百万ユーロおよび1,371百万ユーロであった。関連する支配持分および非支配持分の帳簿価額は、これら子会社に対する当グループの持分の変動を反映するよう修正が行われた。移転された対価または受取対価の公正価値と、非支配持分を修正した金額との差額は、株主資本に直接認識されている。

以下の表では、2012年度および2013年度にこれらの子会社に関して計上された当グループの所有持分の変動による影響の合計が要約されている。当該期間の所有持分の変動は主に、連結されたポストバンクに対する持分に関連していた。2010年12月における段階取得後、当グループは、2012年2月のMEBの転換およびポストバンクの株式についてのプット・オプションおよびコール・オプションの行使、ならびに市場での株式の追加購入を通じて、ポストバンクに対する直接保有持分を増加させた。

2012年度第2四半期における支配契約の成立に当たり、ドイツ銀行は、少数株主がポストバンク株式の所有によるリスクおよび経済価値へのアクセスを喪失したことから、当グループの資本合計からポストバンクに対する残りの非支配持分（248百万ユーロ）の認識を中止した。2013年12月31日までに、支配契約に基づき、少数株主による合計490,246株のポストバンク株式（ポストバンクの合計社外流通株式の約0.22%相当）のドイツ銀行への応募があり、これにより当グループのポストバンクに対する持分は約94.1%に増加した。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
期首現在のドイツ銀行の所有持分	24	4,448
ドイツ銀行の所有持分の増加（純額）	7	753
純損益に対するドイツ銀行の持分	1	803
その他の包括利益に対するドイツ銀行の持分	-4	1,030
その他の持分変動に対するドイツ銀行の持分	-1	-207
期末現在のドイツ銀行の所有持分	**27**	**6,827**

処分

2013年度、2012年度および2011年度中に、当グループはいくつかの子会社／事業の処分を完了した。これらの処分には主に、当グループが以前に売却目的保有として分類していた複数の事業が含まれていた。2013年度、2012年度および2011年度においてこれらの処分に対して受け取った現金対価総額は、それぞれ57百万ユーロ、99百万ユーロおよび368百万ユーロであった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
現金および現金同等物	156	0	21
残りの全資産	33	1,937	1,383
処分資産合計	**189**	**1,937**	**1,404**
処分負債合計	**196**	**1,592**	**1,039**

これらの処分には、従来子会社であった会社に対して当グループが非支配持分を引き続き保有している事業売却も複数含まれていた。これらの処分取引の中で個別に重要性が高い取引はなかった。従来子会社であった会社に対して維持している持分は、支配を喪失した日の公正価値で当初認識され、その後は持分法に従い会計処理が行われた。当該処分に係る利得および損失は認識されなかった。

4－ 事業セグメントおよび関連情報

当グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高経営意思決定者（ドイツ銀行取締役会）がセグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

当グループの事業セグメントは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）、ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）、個人顧客および中堅企業（PBC）、および非中核事業ユニット（NCOU）の5つのコーポレート部門から成る当グループの組織体制を表している。当該5つの事業セグメントに関する詳細については、財務報告書の「取締役会報告書：営業および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門」を参照のこと。

2013年にDeAWMは収益の開示区分を変更した。新しい収益の開示は、収益を経常的および非経常的な要素、純利息収益およびその他の商品からの収益に区別できるようにするため、その性質および種類によって収益を区分している。当該新しい開示はより市場慣習に合致しており、透明性を強化し、事業のより明解な分析を可能にしている。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。

PBCは、市場アプローチをより良く反映するために、その事業ユニットの名称を変更することを決定した。アドバイザリー・バンキング（ドイツ）は現在、従来のアドバイザリー・バンキング（ドイツ）、およびPBCのコーポレート部門とGTBのコーポレート部門との間で最近設立した共同支配企業から成る、プライベート＆コマーシャル・バンキングに分類されている。アド

バイザリー・バンキング（インターナショナル）の名称は変更されずに残った一方で、コンシューマー・バンキング（ドイツ）はポストバンクとして名称変更された。収益区分の「アドバイザリー／ブローカー業務」および「一任ポートフォリオ／ファンド運用管理」は「投資および保険商品」に統合された一方、従来の収益区分である「預金および支払サービス」は「預金」および「支払、カードおよび口座」に分離された。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。

2012年9月に、戦略的見直しの後、当行は事業セグメントの組織変更を公表した。2012年度第4四半期から、上場投資信託（以下「ETF」という。）等のパッシブ投資／第三者オルタナティブ業務の管理責任を、CB&Sから新たに統合されたDeAWMに移管した。さらに、CB&S、GTB、DeAWMおよびPBCとは別のコーポレート部門としてNCOUを設立し、そこにCB&S、GTB、DeAWMおよびPBCの非中核資産、負債および事業ならびに旧CIグループ部門全体を割り当てた。CB&SおよびGTB事業のさらなる統合の後に、両コーポレート部門間のカバレッジ費用の配分の精緻化が行われた。過年度は、これらの変更を反映し、修正再表示された。

比較財務情報の修正再表示には、ある程度の仮定と判断が通常要求される。NCOUを設定し、事業セグメントを過年度において新しい組織体制であったかのように表示するにあたっては、次の仮定を適用している。過年度において、古くから、または非中核活動として既存していた事業ならびに資産および負債のポートフォリオについては、そのポートフォリオの一部分がNCOUの設立日以前に売却された場合であっても、関連するすべての収益および費用を抽出してNCOUに振替えた。ある特定の個別資産および負債（以前は残存のまたは古くからあるものとして取り扱われないより大きなポートフォリオに組み込まれていたもの）を修正再表示する場合は、移管されたポジションに関連するすべての収益および費用をNCOUに配分した。類似の個別資産および負債の財務情報は、仮説上はNCOUになり得るものであっても、そのポジションがNCOUの設立日以前に既に処分されていた場合には、NCOUに移管していない。

セグメント報告に重要な影響を及ぼした経営責任のその他の変更は以下に記載するとおりである。

- 2013年度に、ドイツ中堅企業顧客の長期現金貸付ポートフォリオはCB&Sコーポレート部門からGTBコーポレート部門に移管された。
- 2012年度第4四半期から、ETF等のパッシブ投資／第三者オルタナティブ業務の管理責任はCB&Sから新規に統合されたDeAWMに移管された。
- CB&SおよびGTB事業のさらなる統合の後に、2012年度第4四半期から両コーポレート部門間のカバレッジ費用の配分の精緻化が行われた。
- 2012年8月15日付で、ポストバンクの資産運用事業がDWSグループに売却され、その結果、PBCコーポレート部門からDeAWMコーポレート部門に移管された。
- 2011年1月1日付で、BHF-BANKがDeAWMコーポレート部門に含まれる旧PWM業務部門から旧CIグループ部門に戻った。2010年度第2四半期に、BHF-BANK業務は旧CIグループ部門から旧PWM業務部門に移管されていた。
- Actavis Groupに係るエクスポージャーは、2011年1月1日付で、CB&Sコーポレート部門から旧CIグループ部門に移管された。
- 2011年度第3四半期に、GTBコーポレート部門内の旧キャピタル・マーケッツ・セールス・ビジネス・ユニットは、CB&Sコーポレート部門に移管された。さらに、ドイツの中堅企業顧客との短期融資取引から成るポートフォリオは、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびこれらの顧客との短期融資業務の間の隣接性を活用する目的で、CB&SコーポレートからGTBコーポレート部門に移管された。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「取締役会報告書：営業および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：連結および調整」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により日常的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。

当グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、（例えば当グループのCB&SおよびPBCにおける財務勘定の一定の金融商品に関して）経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にCB&S）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用リスク引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（C&Aで戻入れ）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。2012年度から、当グループは、以前は「セグメント別の経営成績」の項に表示していたが、外部顧客からの収益とセグメント間取引の収益を分けて純収益を開示することを取りやめた。これは、内部経営管理報告においてこの情報についての最高経営意思決定者に対する報告および最高経営意思決定者に

よるレビューが実施されていないためである。このアプローチの変更は、2011年度の比較年度情報にも反映されており、引き続き2013年度に適用される。

経営管理報告システムは「市場金利法」に従っており、当グループ外部からの純利息収益は、各事業セグメントに対し、すべてのポジションがホールセール金融・資本市場を通して資金調達または投資されている、との仮定に基づいて配分されている。したがって、当グループは、自己の資本を有する法的に独立したユニットを持つ競合他社との比較可能性を得るため、各事業セグメントに対し、各事業セグメントの平均アクティブ資本配分額に比例して、当グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益（一定の在外営業活動体に対する純投資のヘッジ等、一定の関連費用を控除後）を配分している。

2012年度第4四半期から当グループの事業セグメントの変更を適用するにあたり、最高経営意思決定者に対して報告し、最高経営意思決定者がレビューしていた情報のレビューを実施した。当グループの内部経営管理報告では、セグメント別資産は連結上の金額、すなわちセグメント間残高を含まない金額を表示している。当該連結上の数値、特にNCOUに関しては、外部に対して当グループの非中核ポジション（すなわち資産）および目標とするリスク圧縮活動の進捗に関する透明性を向上させることからより適切であると考えられる。これに応じて、当該注記におけるセグメント別資産の表示も2012年度に変更され、引き続き2013年度に適用される。比較年度である2011年度のセグメント別資産は修正再表示された。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当グループは、投資家およびアナリストが、当グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均アクティブ資本：当グループは、いくつかの比率の計算に平均アクティブ資本を使用する。しかしながら、アクティブ資本はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当グループの平均アクティブ資本に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。CRR／CRD4のフレームワークに合致したアクティブ資本の定義が2013年7月1日に発効した。変更後の定義のもとでは、株主持分は未払配当金についてのみ調整される（すなわち、外貨換算調整額を除く税効果調整後のその他の包括利益（損失）累計額は現在はアクティブ資本の一部である。）。2013年度および2012年度の過去の期間はそれに応じて修正された。

- 配分される平均アクティブ資本の合計金額は、当グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を基に決定される。2013年度より、当グループは、CRR/CRD4に基づく規制上の要件の一層の増加を反映して、資本の配分を当行の伝達済みの資本目標および資本利益率目標とより整合させる目的で、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分を精緻化した。新手法のもとでは、内部的な所要規制自己資本は、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率を10.0%とし、CRR/CRD4規則の完全実施を仮定して算出されている。したがって、配分の基礎、すなわちリスク・ウェイテッド・アセットおよび一定の規制自己資本の控除項目にも、CRR/CRD4が完全に導入されている。結果として、各セグメントに配分される資本の金額が主にCB&SおよびNCOUにおいて増加した。2012年度の数値はこの影響を反映するように調整された。当グループの平均アクティブ資本が、全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を超過する場合、当該超過金額は連結および調整に割り当てられる。
- **平均アクティブ資本利益率（%）**は税引前利益（損失）（税引前非支配持分控除後）の平均アクティブ資本に対する比率と定義されている。平均アクティブ資本に基づくこれらの利益率は、当該比率の計算方法の違いを考慮せずに他社の数値と比較すべきではない。

セグメント別の経営成績

IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む、事業セグメントの経営成績については、「取締役会報告書：営業および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。

全社的開示

当グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、IT投資を相応させないことを要するが、これは当行のマネジメント・アプローチに合致しない。純収益の構成要素の詳細については、「取締役会報告書：営業および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2013年、2012年および2011年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前）を示している。CB&S、GTB、DeAWM、PBCおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Aに関する情報は、C&Aの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
ドイツ：			
CB&S	1,008	1,370	1,248
GTB	1,348	1,364	1,317
DeAWM	1,193	1,157	1,181
PBC	7,723	7,559	8,519
NCOU	365	1,016	520
ドイツ合計	**11,637**	**12,466**	**12,785**
英国：			
CB&S	4,085	4,652	4,367
GTB	291	318	264
DeAWM	983	398	1,246
PBC	0	0	0
NCOU	-109	-533	-318
英国合計	**5,250**	**4,836**	**5,559**
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：			
CB&S	884	1,095	940
GTB	983	1,165	1,100
DeAWM	894	823	824
PBC	1,812	1,949	1,851
NCOU	-31	110	194
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計	**4,543**	**5,142**	**4,909**
アメリカ（主に米国）：			
CB&S	4,867	5,656	4,694
GTB	833	771	642
DeAWM	1,173	1,667	622
PBC	-21	0	0
NCOU	708	484	444
アメリカ合計	**7,561**	**8,578**	**6,402**
アジア／太平洋：			
CB&S	2,778	2,675	2,650
GTB	614	581	493
DeAWM	491	424	405
PBC	36	32	27
NCOU	-65	-23	37
アジア／太平洋合計	**3,854**	**3,689**	**3,611**
連結および調整	**-929**	**-975**	**-39**
連結純収益[1]	**31,915**	**33,736**	**33,228**

1 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）からなっている。収益は、当グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に跡づけられている。当グループの帳簿上の取引場所は、顧客の

本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結したか促進した当グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

5－

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
利息および類似収益：			
利付銀行預け金	759	928	794
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	412	762	977
借入有価証券[1]	-375	-519	-358
売却可能金融資産に係る利息収益	1,312	1,449	935
売却可能金融資産に係る配当収益	81	141	148
貸出金	11,941	13,658	14,914
その他	741	986	1,579
純損益を通じて公正価値で測定しない利息および類似収益合計	**14,872**	**17,404**	**18,990**
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	10,729	14,189	15,376
利息および類似収益合計[1]	**25,601**	**31,593**	**34,366**
利息費用：			
利付預金[2]	3,360	4,946	5,958
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	186	315	426
貸付有価証券[1]	-216	-301	-169
その他の短期借入金	285	342	479
長期債務[2]	1,568	2,686	2,656
信託優先証券	849	842	813
その他	200	140	243
純損益を通じて公正価値で測定しない利息費用合計	**6,232**	**8,971**	**10,406**
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,535	6,648	6,515
利息費用合計[1]	**10,768**	**15,619**	**16,921**
純利息収益	**14,834**	**15,975**	**17,445**

1 過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 2012年度および2011年度において、利息費用はそれぞれ780百万ユーロおよび821百万ユーロであり、利付預金から長期債務に振り替えられた。

2013年、2012年および2011年12月31日終了年度において、減損認識後の金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ76百万ユーロ、100百万ユーロおよび83百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
トレーディング収益：			
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	1,573	1,594	-1,404
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	2,465	4,810	4,389
セールス・アンド・トレーディング合計	4,039	6,404	2,985
その他のトレーディング収益	-377	-1,205	-847
トレーディング収益合計[1]	**3,662**	**5,199**	**2,138**
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産／負債に係る純利得（損失）：			

金融資産／負債の種類別内訳:

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券	31	14	-20
借入有価証券および貸付有価証券	0	-1	0
貸出金および貸出コミットメント	-46	739	-894
預金	73	-56	-368
長期債務[2]	133	-328	1,772
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産／負債	-35	41	96
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	**155**	**409**	**586**
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）合計	**3,817**	**5,608**	**2,724**

1 過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 2013年度、2012年度および2011年度において、証券化ストラクチャーによるものがそれぞれ(86)百万ユーロ、(94)百万ユーロおよび(68)百万ユーロ含まれている。過年度の比較情報は修正再表示されている。2013年度、2012年度および2011年度において、関連する金融商品の公正価値の変動390百万ユーロ、358百万ユーロおよび(60)百万ユーロが、それぞれトレーディング収益に報告されている。過年度の比較情報は修正再表示されている。この両方が「セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）」に報告されている。かかる利得および損失合計額は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当グループの持分を表している。

合算ベースの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
純利息収益	14,834	15,975	17,445
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）	3,817	5,608	2,724
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	**18,651**	**21,583**	**20,169**
コーポレート部門別／商品別の、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）：			
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	2,129	1,732	1,504
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	6,230	8,226	8,121
セールス・アンド・トレーディング合計	8,359	9,958	9,625
貸出金商品[1]	599	182	185
その他の商品[2]	72	589	199
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	9,030	10,729	10,010
グローバル・トランザクション・バンキング	1,984	2,016	1,996
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	1,568	1,974	991
個人顧客および中堅企業	5,966	6,220	6,625
非中核事業ユニット	83	275	588
連結および調整	19	369	-42
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）合計	**18,651**	**21,583**	**20,169**

1 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。

2 発行業務、アドバイザリーおよびその他の商品の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）を含む。

当グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）のいずれかの区分に期ごとに計上するこ

とができる。より業務に焦点を置いた表示を行うため、当グループは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）を業務部門別に、またCB&Sついては商品別にまとめている。

6－

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度[2]	2011年度
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益[1]	15,252	14,575	14,744
手数料およびフィー費用	2,943	2,766	2,865
純手数料およびフィー収益	**12,308**	**11,809**	**11,878**

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
純手数料およびフィー収益：			
信託業務による純手数料およびフィー	3,646	3,298	3,458
有価証券業務による純手数料、およびフィー[1]	3,920	3,845	4,000
その他の顧客サービスによる純フィー	4,742	4,667	4,421
純手数料およびフィー収益	**12,308**	**11,809**	**11,878**

1　過年度は修正再表示されている。詳細については、本報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2　手数料およびフィーの収益および費用はそれぞれ316百万ユーロ総額計上されている。

7－

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
売却可能金融資産に係る純利得（損失）：			
負債証券に係る純利得（損失）：	321	65	-223
処分による純利得（損失）	319	116	285
減損	2	-51	-508[1]
持分証券に係る純利得（損失）：	77	206	289
処分／再測定による純利得（損失）	92	306	383
減損	-15	-100	-94
貸出金に係る純利得（損失）：	6	55	17
処分による純利得（損失）	33	63	24
減損	-27	-8	-7
減損の戻入	0	0	0
その他の資本持分に係る純利得（損失）：	-12	-25	39
処分による純利得（損失）	9	-24	56
減損	-21	-1	-17
売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計	**394**	**301**	**123**

1　過年度に計上された負債証券の減損の戻入と一部相殺されたギリシャ国債の減損(527)百万ユーロを含む。

本報告書の注記16「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

8－

その他の収益

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度

その他の収益：			
投資不動産による純収益	23	-23	33
投資不動産の処分に係る純利得（損失）	-3	31	14
連結子会社の処分に係る純利得（損失）	4	41	39
貸出金の処分に係る純利得（損失）	288	4	-22
保険料[1]	190	219	214
ヘッジ会計に適格なデリバティブによる純損益[2]	-1,227	-1,081	336
連結対象の投資	881	768	570
その他	37	-78	138
その他の収益（損失）合計	**193**	**-120**	**1,322**

1　支払再保険料控除後である。増減は主にAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

2　2011年度から2012年度に減少した理由は、ヘッジに係る非有効部分によるものである。

9－ 一般管理費

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
一般管理費：			
IT関連費用	3,074	2,547	2,194
不動産関連費および設備費	2,073	2,115	2,072
専門的サービス報酬	1,804	1,852	1,621
通信およびデータ・サービス	865	907	849
旅費および交際費	441	518	539
支払、清算および保管サービス	569	609	504
マーケティング費用	314	362	410
連結対象の投資	797	760	652
その他の費用[1]	5,189	5,347	3,816
一般管理費合計	**15,126**	**15,017**	**12,657**

1　2013年度に30億ユーロ、2012年度に25億ユーロの訴訟関連費用を含む。2011年度は、CB&Sにおける特定の負担額（訴訟関連費用655百万ユーロおよびドイツVAT債権の減損に関連する特定損失310百万ユーロ）ならびにドイツおよび英国の銀行課税に関する初回の対価247百万ユーロが含まれていた。訴訟に関する詳細は、注記29「引当金」を参照のこと。

10－ 再構築

当グループは、今後数年にわたり、主にコストの削減、重複および複雑性の簡素化を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。2015年までに年間で45億ユーロのコスト削減を全速力で達成するために、2012年に開始する3年間で約40億ユーロを投資する計画である。

2013年12月31日現在、当グループの取締役会は、計画されている約40億ユーロの一部をなす再構築の7つのフェーズを承認した。再構築費用は、解雇給付および雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、ならびに不動産に関連する契約解除費用から成る。当グループの再構築費用に関する会計方針に従い、2013年度に人員削減に関連する解雇給付292百万ユーロ（2012年度：311百万ユーロ）を含む再構築費用399百万ユーロ（2012年度：394百万ユーロ）を認識した。未償却の繰延報酬報奨の前倒しに72百万ユーロ（2012年度：83百万ユーロ）の追加費用が発生した。さらに、主に不動産に関連する契約解除費用に関して35百万ユーロ（2012年：0百万ユーロ）の費用を認識した。

合計399百万ユーロ（2012年度：394百万ユーロ）の内訳は、インフラ機能に係る費用の配分を含めて、それぞれコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズコーポレート部門147百万ユーロ（2012年度：246百万ユーロ）、ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントコーポレート部門169百万ユーロ（2012年度：104百万ユーロ）、グローバル・トランザクション・バンキングコーポレート部門54百万ユーロ（2012年度：41百万ユーロ）、個人顧客および中堅企業コーポレート部門22百万ユーロ（2012年度：0百万ユーロ）、および非中核事業ユニットコーポレート部門7百万ユーロ（2012年度：3百万ユーロ）であった。

2013年12月31日および2012年12月31日において、再構築引当金はそれぞれ207百万ユーロおよび165百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、2014年度中に使用される見込みである。

2013年度において、再構築により1,287名のフルタイム換算（以下「FTE」という。）の従業員が削減された。FTE従業員削減数は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズコーポレート部門で374名、ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントコーポレート部門で224名、グローバル・トランザクション・バンキングコーポレート部門で172名、個人顧客および中堅企業コーポレート部門で42名、およびインフラ機能で475名であった。

11－
1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約の下で取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本的および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）－基本的1株当たり利益計算上の分子	666	263	4,132
希薄化証券の影響：			
先渡契約およびオプション	0	0	0
転換社債	0	0	-13
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）－希薄化後1株当たり利益計算上の分子	666	263	4,119
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数－基本的1株当たり利益計算上の分母	997.4	934.0	928.0
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
転換社債	0.0	0.0	1.5
繰延株式	27.8	25.8	27.8
その他（トレーディング・オプションを含む）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	27.8	25.8	29.3
転換想定後の修正加重平均株式数－希薄化後1株当たり利益計算上の分母	1,025.2	959.8	957.3

1株当たり利益

単位：ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
基本的1株当たり利益	0.67	0.28	4.45
希薄化後1株当たり利益	0.65	0.27	4.30

社外流通または未決済であるが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品[1]

株式数（単位：百万株）	2013年度	2012年度	2011年度
先渡購入契約	0.0	0.0	0.0
転換社債	0.0	0.0	0.2
売建プット・オプション	0.0	0.0	0.0
売建コール・オプション	0.0	0.0	0.0

従業員株式報酬オプション	0.2	0.3	0.3
繰延株式	0.0	0.0	0.0

1　逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。

次へ

連結貸借対照表に対する注記

12－
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債

単位：百万ユーロ	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
トレーディング資産：		
トレーディング証券	187,554	227,845
その他のトレーディング資産[1]	22,516	26,614
トレーディング資産合計	**210,070**	**254,459**
デリバティブ金融商品のプラスの時価	**504,590**	**768,353**
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	116,764	124,987
借入有価証券	32,485	28,304
貸出金	15,579	18,248
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	19,768	15,488
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	**184,597**	**187,027**
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	**899,257**	**1,209,839**

1　2013年および2012年12月31日現在、それぞれ17,787百万ユーロおよび17,638百万ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
トレーディング負債：		
トレーディング証券	54,951	52,722
その他のトレーディング負債	853	1,678
トレーディング負債合計	**55,804**	**54,400**
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	**483,428**	**752,652**
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	73,642	82,267
貸出コミットメント	193	463
長期債務	9,342	13,436
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	6,927	14,243
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	**90,104**	**110,409**
投資契約負債[1]	8,067	7,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	**637,404**	**925,193**

1　これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券を含む。）に係る信用リスクに対する当グループの最大エクスポージャーは、2013年および2012年12月31日現在それぞれ165十億ユーロおよび172十億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主に相手先の信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係る相手先の信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

相手先の信用リスク[2]の変動に起因する貸出金[1]および貸出コミットメントの公正価値の変動

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	貸出金	貸出コミットメント	貸出金	貸出コミットメント
信用リスクにさらされる貸出金および貸出コミットメントの名目金額	6,874	26,349	9,210[3]	39,599
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	43	254	53	710
公正価値の累積的変動[4]	55	742	1	674
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	627	13,050	2,212	29,588
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-15	-343	-65	-922
公正価値の累積的変動[4]	-14	-574	-50	-821

1 貸出金が過剰に担保されている場合、相手先の信用リスクの変動による貸出金の当期または累積的評価に重要な変動は生じない。
2 マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。
3 前年度の数値は修正再表示されている（信用リスクにさらされる貸出金の名目金額について62億ユーロの増加）。
4 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当グループの信用リスク[1]の変動に起因する金融負債の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	85	213
公正価値の累積的変動	151	79

1 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

金融負債[1]の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

単位：ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む[2]	27,232	41,244
未利用の貸出コミットメントを除く	927	665

1 当グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。
2 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

13－
IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと、その意思および能力に明確な変更のあった、当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

分類変更された金融資産

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く）	貸出金に分類変更されたトレーディング資産	貸出金に分類変更された売却可能金融資産
分類変更日現在における帳簿価額	26.6	11.4
その他の包括利益累計額内の未実現公正価値損失	0.0	-1.1
分類変更日現在における実効金利：		
範囲の上限	13.1%	9.9%
範囲の下限	2.8%	3.9%
分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フロー	39.6	17.6

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸出金に分類変更されたトレーディング資産				
証券化資産	1,985	1,872	3,599	2,783
負債証券[1]	1,062	1,068	1,372	1,393
貸出金	2,367	2,064	6,233	5,591
貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計	5,415[2]	5,004	11,204	9,766
貸出金に分類変更された売却可能金融資産				
証券化資産	1,972	1,955	4,501	4,218
負債証券[1]	1,220	1,284	1,293	1,446
貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計	3,192[3]	3,239	5,794	5,664
貸出金に分類変更された金融資産合計	**8,606**[4]	**8,243**	**16,998**	**15,430**

1　前年度において、米国地方債の帳簿価額19億ユーロは誤って貸出金として表示されていた。

2　2013年度において、当グループは以前にトレーディングに分類されていた帳簿価額29億ユーロの資産（16億ユーロの貸出金、9億ユーロの資産担保証券および2億ユーロのモーゲージ担保証券を含む。）を売却した。

3　2013年度において、当グループは以前に売却可能に分類されていた帳簿価額14億ユーロの資産（13億ユーロの資産担保証券を含む。）を売却した。

4　上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2013年12月31日および2012年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ34百万ユーロおよび209百万ユーロ増加している。

すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われた。2013年12月31日終了年度において、当グループは帳簿価額44億ユーロの分類変更された資産を売却し、その結果純損失206百万ユーロおよび売却したポジションに係る減損に関連する追加損失130百万ユーロが発生した。

売却に加えて、以前トレーディングに分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額10億ユーロが含まれる。さらに、2013年度第2四半期および第3四半期において当グループが支配を獲得したことにより、IFRS第10号に基づいてストラクチャード・エンティティの借手が連結されたことによる商業用不動産貸出金の減少14億ユーロを含む。以前売却可能に分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額11億ユーロが含まれている。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）	245	38	-11
分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）／戻入	9	-29	-16
分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失）	130	415	133

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
利息収益	272	578	691
信用リスク引当金繰入額[1]	-348	-186	-186
その他の収益[2]	-141	-35	34
分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益	**-217**	**357**	**539**
利息収益	96	139	153
信用リスク引当金繰入額[3]	-25	-228	-1
その他の収益[2]	-66	-58	0
分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益	**5**	**-147**	**152**

1　2013年度における増加は、当期において完全な回復の見込みが低下した、当期売却した単独の商業用不動産に関するポジションに係る113百万ユーロの減損に起因するものである。
2　分類変更された資産の売却損益に関連する。
3　2つの証券化ポジションに関して2012年度に重要な減損が計上された。1つは2012年度における財政難を要因とする事象によるものであり、他方は従前に減損したポジションに関するキャッシュ・フローの下方修正に起因するものである。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

すべてのIAS第39号により分類変更された資産は、2012年度第4四半期に新しい部門の創設に際してNCOUに移管された。NCOUは資本需要合計および調整資産合計を低減させるため、リスク圧縮を促進する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	帳簿価額（CV）	公正価値（FV）	差額（CV-FV）	帳簿価額（CV）	公正価値（FV）	差額（CV-FV）
分類変更された証券化資産および負債証券						
米国地方債	2,155	2,232	-77	2,431	2,647	-216
学生ローンABS	1,263	1,305	-42	1,939	1,693	246
CDO／CLO	979	938	41	3,083	2,765	318
カバード・ボンド	885	788	97	994	722	272
商業用モーゲージ証券	281	260	21	923	702	221
住宅用モーゲージABS	74	71	3	151	120	31
その他[1]	602	585	17	1,244	1,190	54
分類変更された証券化資産および負債証券合計	**6,239**	**6,179**	**60**	**10,765**	**9,839**	**926**
分類変更された貸出金						
商業用モーゲージ	1,463	1,428	35	4,773	4,430	343
住宅用モーゲージ	844	598	246	918	662	256
その他	61	38	22	542	499	43
分類変更された貸出金合計	2,367	2,064	303	6,233	5,591	642
貸出金に分類変更された金融資産合計	**8,606**	**8,243**	**363**	**16,998**	**15,430**	**1,568**

1　航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券化資産および負債証券の組合せが含まれている。

証券化資産および負債証券

地方債：米国地方債は、主に分類変更後に金利が下落した固定利付金融商品に起因して帳簿価額を上回る公正価値を有している。公正価値はまた、流動性および信用リスクに関する市場予測により影響を受ける。債務不履行となった単独の債務者に対する19百万ユーロの減損損失が計上された。当該ポートフォリオには1億ユーロの小規模なリスク圧縮目標が存在した。

カバード・ボンド：当該ポートフォリオにおけるエクスポージャーの大部分は、スペインの銀行および政府発行体に対するものである。公正価値は当期に回復したものの、主に信用リスクの市場予測に起因して帳簿価額を下回っている。減損したポートフォリオはない。帳簿価額は小規模なリスク圧縮活動を通じて減少し、少額の売却益が認識された。

CDO／CLO：様々な原資産および資本構成におけるトランシェの水準を含む多様なポートフォリオである。帳簿価額と公正価値との差額は、多数の要素（流動性、および主に発生信用損失に基づく償却原価減損モデルと比較した、存続期間の予想損失に係る市場予測を取り入れる公正価値モデルを含む。）により生じる。帳簿価額と公正価値との差額の主な変動は、92百万ユーロの関連売却損を伴う帳簿価額11億ユーロの売却を含む、当該ポートフォリオにおける重要なリスク圧縮によるものである。さらに当期において10億ユーロが償還された。当期に繰り入れられた重要な貸倒引当金はないが、発生する場合には、保有するトランシェに関する損失を示す、原資産に係る発生信用損失に起因することとなる。前年度と比較して貸倒引当金が85百万ユーロ減少したが、主に2012年度に減損していると分類されていた単独のポジションを73百万ユーロの損失で売却したことによるものである。

学生ローンABS：高利回りの資産に関して増加した需要はスプレッドの縮小および流動性の改善の要因となり、一部のポジションで公正価値が帳簿価額を超過したように、当期に公正価値の増加をもたらした。帳簿価額の変動はリスク圧縮活動によるものであり、1億ユーロの売却損が実現した。当該ポートフォリオに関して当期に認識した貸倒引当金は少額である。

商業用モーゲージ証券：公正価値と帳簿価額との差額は、流動性、および発生損失モデルと比較した信用損失の市場予測を含む多数の要素によって生じる。当期におけるリスク圧縮活動により帳簿価額が2億ユーロ減少し、関連売却損は37百万ユーロであった。さらに当期において3億ユーロが償還された。基礎となる担保価値が下落したか、または担保売却に係る実現損失が増加したものについて、追加的な貸倒引当金が当期に77百万ユーロ繰り入れられたが、結果として保有有価証券に関するキャッシュ・フローの全額は受領できない可能性がある。これは、主として単独のポジションに関して2012年度に繰り入れられた134百万ユーロ（2013年度は25百万ユーロ）の重要な減損によるものであり、前年度と比較して貸倒引当金が87百万ユーロ減少したことを表している。

その他：その他は、証券化した航空機およびコモディティ原資産、インフラ・プロジェクト・ファイナンスのエクスポージャー、ならびに仕組み社債を含む様々な資産から成る。当期に5億ユーロのリスク圧縮があり、当該ポートフォリオに少額の利益が実現した。資産の予測を下回る実績を受けて、プロジェクト・ファイナンスのエクスポージャーに関して34百万ユーロの貸倒引当金が繰り入れられた。

貸出金

商業用モーゲージ：公正価値と帳簿価額との差額は、流動性、および発生損失モデルと比較した信用損失の市場予測を含む多数の要素によって生じる。当該ポートフォリオにおける帳簿価額13億ユーロの重要なリスク圧縮は少額の利益を生み出したが、関連する貸倒引当金113百万ユーロを伴う英国の商業用不動産ポジションが1つ処分された。さらに、商業用不動産資産を含む一定の特別目的ビークルがIFRS第10号に基づき連結され、当期において帳簿価額が14億ユーロ減少した。これらの資産は貸借対照表上公正価値で認識され、70百万ユーロの貸倒引当金を発生させた。これらはその他の資産に分類され、減損控除後の取得原価で保有されている。当期は2012年度と比較してさらに115百万ユーロの貸倒引当金が存在した。

住宅用モーゲージ：当該カテゴリーには英国、イタリア、スペインおよびドイツにおける住宅用モーゲージが含まれる。公正価値と帳簿価額との差額が毎年一貫して残っているのは、市場では観察可能ではない、推定市場流動性を反映するより大きな割引率が公正価値の決定に適用されていることに主に起因していた。当期において、当該ポートフォリオにおける売却または貸倒引当金の重要な変動はなかった。

14－
公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する評価統制のフレームワークを設定している。

活発な市場における相場価格：活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法：当グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、頻繁に多重のパラメータ入力値を要求する。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデー

タが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を支援するために使用される。パラメータ入力値を支援するための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整：評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当グループは、買呼値／売呼値スプレッド、流動性および相手先／自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値／売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値／売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値・売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値／売呼値である場合には、買呼値／売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場または相手先のリスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値および売呼値ならびにその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値／売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコスト、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整(以下「CVA」という。)は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVA金額は、関連するすべての店頭（以下「OTC」という。）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報に基づき、保有担保、関連するネッティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率および信用リスク（クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）スプレッドを含む。）を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

純損益を通じて公正価値で測定する当グループの金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および仕組み債の負債）の公正価値には、当該金融負債に係る当グループの自己の信用リスクの変動が織り込まれる。デリバティブ負債については、当グループは、すべての相手先の当グループに対する潜在的な将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当グループが差し入れた担保、関連するネッティングの取決めの影響、デフォルト時の予測損失および、当グループの市場での CDS水準に基づく当グループの自己の信用リスクを勘案する。仕組み債の負債に係る当グループの自己の信用リスクの変動は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローを、測定日現在で類似の金融商品が発行されるとした場合の利率を用いて割り引くことにより計算される。

特定の相手先に関連するCVAおよび債務価値調整を決定する場合には、追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失を見積るために公正価値を決定することが適切な場合、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

資金調達評価調整(以下「FVA」という。)は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

検証および統制：当グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル評価グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。当該評価は、可能な場合、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関して行われる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1－活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当グループの手許有高内で価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、流動性の高い財務省証券、ならびに流動性の高い取引所で取引されているデリバティブ、株式および現金商品が含まれている。

レベル2－観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（以下「CDO」という。）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3－直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（以下「ABS」という。）、流動性の低いCDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、一部の第三者割当増資、多くの商業用不動産（以下「CRE」という。）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額[1]

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不可能なパラメータによる評価技法（レベル3）	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不可能なパラメータによる評価技法（レベル3）
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング証券	86,325	94,269	6,960	116,238	100,863	10,306
デリバティブ金融商品のプラスの時価	7,421	486,614	10,556	9,742	743,401	15,210
その他のトレーディング資産	309	17,143	5,065	671	21,772	4,609
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	7,083	174,391	3,123	5,273	177,798	3,956
売却可能金融資産	23,948	21,049	3,329	17,709	27,751	3,940
公正価値で測定するその他の金融資産[2,3]	60	7,347[2]	1	0	8,301[2]	0
公正価値で保有する金融資産合計	**125,146**	**800,811**	**29,033**	**149,633**	**1,079,887**	**38,021**
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング証券	36,438	18,490	24	39,514	12,890	318

デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7,815	467,293	8,321	10,875	732,491	9,286
その他のトレーディング負債	12	841	0	68	1,610	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	197	88,466	1,442	3	108,989	1,417
投資契約負債[4]	0	8,067	0	0	7,732	0
公正価値で測定するその他の金融負債[2,3]	4	1,495[2]	-247[5]	0	4,632[2]	-176[5]
公正価値で保有する金融負債合計	**44,465**	**584,651**	**9,539**	**50,461**	**868,345**	**10,845**

1 注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載するように、金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。
2 ヘッジ会計に適格なデリバティブに主に関連している。
3 2013年度におけるBHF-BANKに関連する売却目的保有資産および負債が含まれている。
4 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。
5 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間で重要な金融商品の振替はなかった。

評価技法

以下は、当グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券：最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（「MBS」/「ABS」）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値／仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金：一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があり、それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品：流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に影響を与える。

投資契約負債：投資契約負債に関連する資産は当グループが保有する。当グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、同一または類似するものについて相殺が行われる、観察不可能な入力値に対するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券：一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の減少は主に、売却およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメーターの観察可能性の変更に伴う、レベル3とレベル2の間での振替の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される**デリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価**は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、基礎となる企業資産の参照プールが、定期的に市場で取引されるインデックスと厳密には比較可能でないカスタマイズされたCDOデリバティブ、一定のトランシェ分けされたインデックス・クレジット・デリバティブ、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期の減少は、当該金融商品の時価評価損および決済に起因していた。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される**その他のトレーディング金融商品**は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当年度において残高は、新たに組成された貸出金を主因として増加した。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産／負債：公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期の資産の減少は主に決済に起因している。

売却可能金融資産には、近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当期の資産の減少は主に決済に起因している。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得／損失合計[1]	購入	売却	発行[2]	決済[3]	レベル3への振替[4]	レベル3からの振替[4]	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										
トレーディング証券	10,306	0	-64	1,142	-2,981	0	-911	2,256	-2,788	6,960
デリバティブ金融商品のプラスの時価	15,210	0	-2,355	0	0	0	-2,113	1,924	-2,111	10,556
その他のトレーディング資産	4,609	0	-218	1,485	-1,744	1,266	-651	706	-389	5,065
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	3,956	0	170	25	-41	906	-1,815	258	-336	3,123
売却可能金融資産	3,940	-80	15[5]	1,143	-160	0	-1,417	709	-820[6]	3,329
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	1[6]	0	1
公正価値で保有する金融資産合計	**38,021**	**-80**	**-2,452**[7,8]	**3,794**	**-4,925**	**2,173**	**-6,907**	**5,853**	**-6,444**	**29,033**
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	318	0	8	0	0	0	-169	12	-146	24
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	9,286	0	224	0	0	0	-1,241	1,684	-1,631	8,321
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	1,417	0	-275	0	0	108	-94	570	-284	1,442
公正価値で測定するその他の金融負債	-176	0	159	0	0	0	35	-220	-45	-247
公正価値で保有する金融負債合計	**10,845**	**0**	**116**[7,8]	**0**	**0**	**108**	**-1,468**	**2,045**	**-2,106**	**9,539**

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。以下に表示された利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。

4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力値のパラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当年度における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

5 売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得10百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得20百万ユーロが含まれている。

6 BHF-BANKに関連する売却可能金融資産から売却目的保有資産への振替1百万ユーロが含まれている。

7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は497百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は60百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。

8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得／損失合計[1]	購入	売却	発行[2]	決済[3]	レベル3へ の振替[4]	レベル3か らの振替[4]	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										
トレーディング証券	11,268	5	310	2,695	-2,849	0	-1,453	1,877	-1,545	10,306
デリバティブ金融商品のプラスの時価	21,626	0	-4,029	0	0	0	-2,274	2,342	-2,455	15,210
その他のトレーディング資産	5,218	-75	114	813	-1,362	900	-535	467	-930	4,609
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	5,162	0	318	384	-211	1,025	-2,500	60	-282	3,956
売却可能金融資産	4,295	0	142[5]	1,951	-1,503	0	-1,077	342	-210	3,940
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	**47,568**	**-70**	**-3,145**[6,7]	**5,843**	**-5,925**	**1,926**	**-7,839**	**5,088**	**-5,423**	**38,021**
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	266	5	5	0	0	0	-26	109	-41	318
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	11,306	0	-467	0	0	0	-1,480	2,194	-2,268	9,286
その他のトレーディング負債	14	0	-0	0	0	0	0	0	-14	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2,140	26	-842	0	0	50	-247	437	-147	1,417
公正価値で測定するその他の金融負債	-250	0	129	0	0	0	-5	-10	-40	-176
公正価値で保有する金融負債合計	**13,476**	**31**	**-1,175**[6,7]	**0**	**0**	**50**	**-1,758**	**2,731**	**-2,510**	**10,845**

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。以下に表示された利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。

4　レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力値のパラメータの観察可能性の変動に関連する。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当年度における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

5　売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失39百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得118百万ユーロが含まれている。

6　この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は129百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は37百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。

7　資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2013年12月31日現在では、公正価値は30億ユーロ増加または26億ユーロ減少した可能性がある。2012年12月31日現在では、公正価値は40億ユーロ増加または39億ユーロ減少した可能性がある。これらの影響の見積りの際に、当グループは、合理的に可能性のある代替的なパラメータ価値を使用して一定の金融商品を再評価するかまたは買呼値／売呼値スプレッドの評価調整に係る評価調整手法に基づくアプローチを使用した。買呼値／売呼値スプレッドの評価調整は、保有金融商品またはコンポーネント・リスクを手仕舞いするために支払わなければならない金額を反映しており、また、それらは市場の非流動性および不確実性などの要因も反映している。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳[1]

	2013年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
有価証券：		
負債証券	643	542
商業用モーゲージ担保証券	39	32
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	233	229
ソブリン債および準ソブリン債	6	6
社債およびその他の債務証券	365	275
持分証券	32	97
デリバティブ：		
信用	524	509
エクイティ	281	171

金利関連	405	255
外国為替	24	6
その他	83	61
貸出金：		
貸出金	701	619
貸出コミットメント	17	17
その他	255	277
合計	**2,966**	**2,554**

1　観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

	2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
デリバティブ：		
信用	732	1,118
エクイティ	169	131
金利関連	126	85
ハイブリッド	368	254
その他	286	260
有価証券：		
負債証券	1,931	1,725
持分証券	19	19
モーゲージ担保および資産担保	0	0
貸出金：		
レバレッジ貸出金	0	0
商業用貸出金	0	0
トレーディング可能債権	325	288
合計	**3,956**	**3,880**

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債

務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate（CDR））および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate（CPR））は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間の関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間の関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの相関関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間の関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV／EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV／EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	公正価値 資産	公正価値 負債	評価技法[1]	重要で観察不可能な入力値（レベル3）	範囲	
公正価値で保有する金融商品-トレーディング目的保有、公正価値で測定するものとして指定、および売却可能：						
トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券						
商業用モーゲージ担保証券	361	0	価格に基づく技法	価格	0%	103%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	100	2,470
				年率換算デフォルト率	1%	3%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	2,274	0	価格に基づく技法	価格	0%	134%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	70	3,180
				回収率	0%	70%

				年率換算デフォルト率	0%	25%
				年率換算期限前償還率	0%	30%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	**2,635**	**0**				
負債証券およびその他の債務証券	4,016	1,205	価格に基づく技法	価格	0%	156%
トレーディング目的保有	3,898	16	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	438	5,000
ソブリン債および準ソブリン債	597					
社債およびその他の債務証券	3,300					
売却可能	118					
公正価値で測定するものとして指定		1,189				
持分証券	1,074	8	マーケット・アプローチ	価格／純資産価額	62%	100%
トレーディング目的保有	428	8		企業価値／EBITDA（マルチプル）	1	14
売却可能	646		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	7%	12%
貸出金	8,878	0	価格に基づく技法	価格	0%	122%
トレーディング目的保有	4,280	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	59	3,500
公正価値で測定するものとして指定	2,621			年率換算デフォルト率	5%	22%
売却可能	1,976			回収率	15%	60%
貸出コミットメント	0	186	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	5	1,000
				回収率	35%	80%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	1,875[2]	67[3]	割引キャッシュ・フロー	IRR	2%	46%
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計[1]	**18,477**	**1,466**				

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、BHF-BANKに関連して、その他のトレーディング資産784百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産502百万ユーロ、その他の売却可能金融資産588百万ユーロ、および売却目的保有資産1百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債67百万ユーロが含まれている。

2013年12月31日現在

	公正価値				
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	**資産**	**負債**	**評価技法**	**重要で観察不可能な入力値（レベル3）**	**範囲**
公正価値で保有する金融商品：					
デリバティブ金融商品の時価					
金利デリバティブ	2,551	2,156	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート(bps)	2	1,336
				インフレ・スワップ・レート	0%	8%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	3%

				金利ボラティリティ	10%	95%
				金利間の相関関係	-2%	91%
				ハイブリッド相関関係	-70%	95%
クレジット・デリバティブ	4,377	2,334	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	2	4,093
				回収率	0%	75%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	88%
エクイティ・デリバティブ	1,419	1,987	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	10%	100%
				インデックス・ボラティリティ	11%	98%
				インデックス間の相関関係	62%	98%
				株式間の相関関係	10%	97%
FXデリバティブ	529	455	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	0%	30%
その他のデリバティブ	1,680	1,142[1]	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	320	1,500
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	4%	23%
				コモディティ相関関係	-30%	100%
				コモディティ先渡（ユーロ／トン）	97	106
デリバティブ金融商品の時価合計	10,556	8,074				

1　主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、報告日において保有されているIFRS第13号に従ってレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：	
トレーディング証券	-5
デリバティブ金融商品のプラスの時価	-1,609
その他のトレーディング資産	-50
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	220
売却可能金融資産	25
公正価値で測定するその他の金融資産	0
公正価値で保有する金融資産合計	**-1,419**
公正価値で保有する金融負債：	
トレーディング証券	5
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-396

その他のトレーディング負債	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	25
公正価値で測定するその他の金融負債	-159
公正価値で保有する金融負債合計	**-525**
合計	**-1,944**

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の前年度比の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
期首残高	**699**	**645**
期中の新規取引	595	519
償却	-315	-231
満期取引	-127	-179
その後の観察可能性の変更	-40	-50
為替レートの変動	-16	-5
期末残高	**796**	**699**

15－

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法、およびそれぞれのIFRSにおける公正価値ヒエラルキーの区分は注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」に記載されたとおり、当グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当グループは、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には重要な経営陣の判断が要求される。

短期金融商品：主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

資産	負債
現金および銀行預け金	預金
利付銀行預け金	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券
借入有価証券	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金：公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利子率を使用してポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで

計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券：公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券：公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値[1]

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不可能なパラメータによる評価技法（レベル3）
金融資産：					
現金および銀行預け金	17,155	17,155	17,155	0	0
利付銀行預け金	77,984	77,985	2,413	75,571	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,363	27,363	0	27,363	0
借入有価証券	20,870	20,870	0	20,870	0
貸出金	376,582	378,085	0	27,171	350,913
その他の金融資産	92,507	92,532	0	90,379	2,153
金融負債：					
預金	527,750	527,609	3,888	523,721	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	13,381	13,385	0	13,385	0
貸付有価証券	2,304	2,304	0	2,171	134
その他の短期借入金	59,767	59,763	0	59,717	45
その他の金融負債	142,649	142,666	0	142,657	8
長期債務	133,082	134,359	0	105,954	28,406
信託優先証券	11,926	12,915	0	11,828	1,087

1　注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示された。

貸出金：公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。

長期債務および信託優先証券：公正価値と帳簿価額との差額は、当グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

16－
売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
負債証券：		
ドイツ政府	9,076	9,942

米国財務省および米国政府機関	1,571	169
米国州（地方自治体）	126	531
その他の外国政府	22,570	16,655
企業	9,248	14,527
その他の資産担保証券	943	1,113
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む）	53	727
その他の負債証券	656	491
負債証券合計	**44,242**	**44,155**
持分証券：		
株式	979	1,083
投資証書および投資信託	98	222
持分証券合計	**1,076**	**1,305**
その他の資本持分	**837**	**986**
貸出金	**2,170**	**2,954**
売却可能金融資産合計	**48,326**	**49,400**

本報告書の注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

17－
持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当グループは関連会社115社（2012年度：141社）および共同支配企業20社（2012年度：26社）に対する持分を保有している。関連会社の1つは、投資の帳簿価額および当該投資先からの当グループの収益に基づき当グループにとって重要と考えられる。

2013年12月31日現在の重要な投資

投資	主要な事業の場所	関係の内容	所有持分
華夏銀行[1]	中国、北京	戦略的投資	19.99%

1　当グループは、所有持分および取締役会の議席を通じて当該投資先に対する重要な影響力を有している。

華夏銀行の財務情報の要約

単位：百万ユーロ	2013年9月30日に終了する9ヶ月間[1]	2012年12月31日までの12ヶ月間
純収益合計	4,107	4,896
純利益	1,369	1,572
その他の包括利益	-79	-35
包括利益合計[2]	**1,290**	**1,537**
資産合計	187,305	181,310
負債合計	177,343	172,210
持分法適用投資先の純資産	**9,962**	**9,100**

1　当該数値は、2013年9月30日現在の投資先の最新の公表財務諸表に基づいている。

2　当グループは、2013年度報告期間において78百万ユーロ（2012年度：43百万ユーロ）の配当を華夏銀行から受領した。

純資産合計の当グループの帳簿価額への調整

単位：百万ユーロ	2013年9月30日に終了する9ヶ月間[1]	2012年12月31日までの12ヶ月間
持分法適用投資先の純資産	**9,962**	**9,100**
投資先の資本に対する当グループの所有割合	19.99%	19.99%

純資産のDB持分	1,991	1,819
のれん	340	340
無形資産	64	65
その他の調整	69	69
帳簿価額[2]	**2,464**	**2,293**

1　当該数値は、2013年9月30日現在の投資先の最新の公表財務諸表に基づいている。

2　2013年9月30日現在の華夏銀行の市場相場価格は1,605百万ユーロである。IAS第36号に従った減損テストにより、帳簿価額を超過する回収可能価額を確認した。ドイツ銀行は華夏銀行に対する投資の回収可能価額を使用価値に基づいて算定しており、中国における銀行業の特性およびその規制環境を反映するDCFモデルを採用している。DCFモデルは収益予測およびそれぞれの資本化の仮定を使用している。これらの見積りには、判断、過去および現在の業績の検討、ならびに各中国市場、全般的なマクロ経済および規制環境において予想される発展が含まれる。華夏銀行の使用価値は、収益予測、適用される割引率および長期予測に敏感である。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定される。

個々には重要性のない当グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
当グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	**1,037**	**1,284**

継続事業からの利益（損失）のうち当グループの持分の合算額	59	85
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当グループの持分の合算額	69	-38
包括利益合計のうち当グループの持分の合算額	**127**	**47**

18－

金融資産と金融負債の相殺

当グループは、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネッティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネッティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

							2013年
				貸借対照表上、相殺されない金額			
単位：百万ユーロ	金融資産の総額	貸借対照表上、相殺される総額	貸借対照表上で表示される金融資産の純額	マスター・ネッティング契約の影響	現金担保	金融商品担保[1]	純額
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力あり）	26,675	-2,390	24,285	0	0	-24,271	15
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力なし）	3,077	0	3,077	0	0	-830	2,248
借入有価証券（強制力あり）	11,438	0	11,438	0	0	-11,051	386
借入有価証券（強制力なし）	9,432	0	9,432	0	0	-9,004	428
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産							
トレーディング資産	211,260	-1,190	210,070	0	-311	-2,881	206,878
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力あり）	738,425	-270,584	467,841	-406,616	-47,470	-10,297	3,458
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力なし）	36,749	0	36,749	0	0	0	36,749
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力あり）	133,122	-19,575	113,547	-17,121	0	-84,266	12,160

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力なし）	71,050	0	71,050	0	0	-50,263	20,787
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,190,605	-291,348	899,257	-423,737	-47,781	-147,706	280,032
貸出金	376,638	-56	376,582	0	-11,042	-46,899	318,640
その他の資産	128,724	-16,185	112,539	-43,574	-278	-385	68,302
このうち、ヘッジ会計に適格なデリバティブのプラスの時価（強制力あり）	9,375	-5,412	3,963	-3,518	0	0	445
ネッティングの対象とならない残りの資産	174,790	0	174,790	0	0	-755	174,035
資産合計	**1,921,380**	**-309,979**	**1,611,400**	**-467,311**	**-59,102**	**-240,901**	**844,087**

1　不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2013年

				貸借対照表上、相殺されない金額			
単位：百万ユーロ	金融負債の総額	貸借対照表上、相殺される総額	貸借対照表上で表示される金融負債の純額	マスター・ネッティング契約の影響	現金担保	金融商品担保	純額
預金	527,750	0	527,750	0	0	0	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	7,098	-2,390	4,708	0	0	-4,675	33
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	8,673	0	8,673	0	0	-7,080	1,594
貸付有価証券（強制力あり）	2,304	0	2,304	0	0	-2,112	192
貸付有価証券（強制力なし）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	57,702	-1,898	55,804	0	0	0	55,804
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	721,233	-268,819	452,414	-411,547	-40,055	-812	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	31,015	0	31,015	0	0	-7,639	23,376
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	88,021	-18,262	69,759	-17,121	-588	-49,055	2,995
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	28,413	0	28,413	0	0	-3,890	24,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	926,384	-288,980	637,404	-428,668	-40,644	-61,395	106,698
その他の負債	182,204	-18,610	163,595	-46,058	0	0	117,537
このうち、ヘッジ会計に適格なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	6,028	-5,412	616	-616	0	0	0
ネッティングの対象とならない残りの負債	212,000	0	212,000	0	0	0	212,000
負債合計	**1,866,414**	**-309,979**	**1,556,434**	**-474,725**	**-40,644**	**-75,262**	**965,803**

資産

2012年

				貸借対照表上、相殺されない金額			
単位：百万ユーロ	金融資産の総額	貸借対照表上、相殺される総額	貸借対照表上で表示される金融資産の純額	マスター・ネッティング契約の影響	現金担保	金融商品担保[1]	純額
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力あり）	32,416	-427	31,989	0	0	-31,874	115

中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（強制力なし）	4,581	0	4,581	0	0	-4,475	106
借入有価証券（強制力あり）	10,272	0	10,272	0	0	-9,972	300
借入有価証券（強制力なし）	13,741	0	13,741	0	0	-13,336	405
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産							
トレーディング資産	255,745	-1,286	254,459	0	-52	-1,979	252,428
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力あり）	1,089,047	-377,671	711,376	-631,791	-66,467	-9,032	4,086
デリバティブ金融商品のプラスの時価（強制力なし）	56,977	0	56,977	0	0	0	56,977
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力あり）	147,254	-34,316	112,938	-26,035	-973	-75,370	10,560
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（強制力なし）	74,089	0	74,089	0	0	-55,279	18,810
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,623,112	-413,273	1,209,839	-657,826	-67,492	-141,660	342,861
貸出金	397,520	-143	397,377	0	-16,324	-192,205	188,848
その他の資産	144,735	-21,033	123,702	-69,546	-267	-6,883	47,006
このうち、ヘッジ会計に適格なデリバティブのプラスの時価（強制力あり）	23,893	-15,531	8,362	-7,119	0	-452	791
ネッティングの対象とならない残りの資産	230,774	0	230,774	0	0	-1,287	229,487
資産合計	**2,457,150**	**-434,875**	**2,022,275**	**-727,372**	**-84,084**	**-401,693**	**809,126**

1　不動産およびその他の非金融商品担保を除く。金額は、それに応じて修正されている。

負債

2012年

				貸借対照表上、相殺されない金額			
単位：百万ユーロ	金融負債の総額	貸借対照表上、相殺される総額	貸借対照表上で表示される金融負債の純額	マスター・ネッティング契約の影響	現金担保	金融商品担保	純額
預金	577,316	-106	577,210	0	0	0	577,210
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	8,806	-426	8,380	0	-13	-8,124	243
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	27,764	0	27,764	0	0	-27,042	722
貸付有価証券（強制力あり）	2,614	0	2,614	0	0	-2,464	150
貸付有価証券（強制力なし）	552	0	552	0	0	-246	306
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	65,284	-10,884	54,400	0	0	0	54,400
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	1,098,493	-386,949	711,544	-636,450	-62,428	-11,298	1,368
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	41,108	0	41,108	0	0	0	41,108
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	78,675	-23,869	54,806	-26,035	-474	-27,403	894
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	63,335	0	63,335	0	0	-35,193	28,142
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,346,894	-421,701	925,193	-662,485	-62,902	-73,895	125,911
その他の負債	191,740	-12,641	179,099	-68,927	0	0	110,172
このうち、ヘッジ会計に適格なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	10,410	-6,735	3,675	-2,460	0	0	1,215

ネッティングの対象とならない残りの負債	247,223	0	247,223	0	0	0	247,223
負債合計	**2,402,910**	**-434,875**	**1,968,035**	**-731,412**	**-62,914**	**-111,771**	**1,061,938**

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネッティング契約の影響」の欄は、マスター・ネッティング契約の対象であるが、純額決済／同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているため相殺されなかった金額を開示している。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネッティング契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

19－
貸出金

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行および保険	25,100	27,849
製造	21,406	23,203
個人（モーゲージを除く）	45,440	39,373
個人-モーゲージ	148,076	141,601
公共部門	16,228	15,378
卸売および小売	13,965	17,026
商業用不動産	34,259	45,306
リース金融	1,429	880
ファンド運用業務	10,029	16,777
その他	66,154	74,813
貸出金総額	**382,086**	**402,206**
（繰延費用）／前受収益	-85	137
（繰延費用）／前受収益控除後貸出金	**382,171**	**402,069**
控除：貸倒引当金	5,589	4,692
貸出金合計	**376,582**	**397,377**

次へ

20－
信用リスク引当金

信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金から成っている。

当グループの貸倒引当金の変動の内訳

	2013年度			2012年度[1]			2011年度		
単位：百万ユーロ	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首引当金残高	**2,266**	**2,426**	**4,692**	**2,011**	**2,147**	**4,158**	**1,643**	**1,653**	**3,296**
貸倒引当金繰入額	1,377	683	2,060	1,115	613	1,728	907	925	1,832
純貸倒償却額：	-701	-352	-1,053	-762	-324	-1,086	-512	-385	-897
貸倒償却額	-730	-485	-1,215	-798	-483	-1,281	-553	-512	-1,065
取戻額	30	132	162	36	158	195	41	127	168
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	-85	-25	-110	-98	-9	-107	-26	-43	-69
期末引当金残高	**2,857**	**2,732**	**5,589**	**2,266**	**2,426**	**4,692**	**2,011**	**2,150**	**4,162**

1　IFRS第10号に従い連結規則を変更したため、2012年度の期首引当金残高は2011年度の期末引当金残高と異なる。

当グループのオフバランス信用リスク引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）

	2013年度			2012年度			2011年度		
単位：百万ユーロ	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首引当金残高	**118**	**97**	**215**	**127**	**98**	**225**	**108**	**110**	**218**
オフバランス信用リスク引当金繰入額	-15	21	5	-7	0	-7	19	-12	7
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	0	-3	-4	-2	-1	-3	0	0	0
期末引当金残高	**102**	**114**	**216**	**118**	**97**	**215**	**127**	**98**	**225**

21－
金融資産の譲渡

当グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結する。その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体を認識中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引として見なされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流出入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
譲渡資産の帳簿価額		
以下の取引により認識中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	32,714	51,020
有価証券貸付契約	42,884	37,721
トータル・リターン・スワップ	7,960	10,056
当連結グループをスポンサーとする証券化	168	131
トレーディング証券合計	**83,726**	**98,928**
その他のトレーディング資産	866	1,808
売却可能金融資産	507	1,455
貸出金	2,085	5,158
合計	**87,183**	**107,348**
関連負債の帳簿価額	**68,435**	**95,473**

1　前年度の数値は修正再表示されている（有価証券貸付契約により認識中止されなかったトレーティング証券は1,628百万ユーロの増加、当連結グループをスポンサーとする証券化により認識中止されなかったトレーディング証券は80百万ユーロの減少、その他のトレーディング資産は225百万ユーロの増加、売却可能金融資産は463百万ユーロの増加、貸出金は2,440百万ユーロの増加、関連負債の帳簿価額は4,799百万ユーロの増加）。

認識中止の要件を満たさず、関連負債[1]が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある譲渡資産に関する情報

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	帳簿価額[2]	公正価値
トレーディング証券	168	168	131	131
その他のトレーディング資産	333	333	298	298
売却可能金融資産	252	252	807	807
貸出金	1,902	1,928	3,540	3,439
合計	**2,654**	**2,680**	**4,776**	**4,675**
関連負債	2,663	2,663	4,571	4,571
正味ポジション	-9	17	205	104

1　関連負債は、当連結グループをスポンサーとする証券化事業体が発行した債券である。

2　前年度の数値は修正再表示されている（トレーディング証券は80百万ユーロの減少、その他のトレーディング資産は225百万ユーロの増加、売却可能金融資産は463百万ユーロの増加、貸出金は2,440百万ユーロの増加、関連負債の帳簿価額は2,843百万ユーロの増加）。

当グループが引き続きその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を行う譲渡資産の帳簿価額:

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
当初譲渡資産の帳簿価額：		
トレーディング証券	210	67
その他のトレーディング資産	1	1,903
認識継続資産の帳簿価額：		
トレーディング証券	57	78
その他のトレーディング資産	1	221
関連負債の帳簿価額	**58**	**299**

当グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適格となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないとみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保によ

り、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当グループ貸借対照表への影響

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー
貸出金：						
証券化債券	289	198	365	1,888	1,798	2,012
貸出金合計	**289**	**198**	**365**	**1,888**	**1,798**	**2,012**
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：						
証券化債券	1,153	1,153	1,153	1,143	1,143	1,143
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	178	178	178	32	32	32
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	**1,332**	**1,332**	**1,332**	**1,175**	**1,175**	**1,175**
売却可能金融資産：						
証券化債券	12	12	12	29	29	29
売却可能金融資産合計	**12**	**12**	**12**	**29**	**29**	**29**
継続中の関与を示す金融資産合計	**1,633**	**1,542**	**1,708**	**3,092**	**3,002**	**3,216**
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	40	40	0	36	36	0
継続中の関与を示す金融負債合計	**40**	**40**	**0**	**36**	**36**	**0**

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当グループ損益計算書への影響

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)
証券化債券	323	282	0[1]	190	-139	0
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	267	729	3	-8	407	5
その他[2]	0	0	0	0	21	34
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得（損失）	**590**	**1,011**	**3**	**182**	**289**	**39**

1 証券化ビークルへの資産の売却は、通常純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得（損失）はすべて重要ではない。

2 ディープ・アウト・オブ・ザ・マネー・オプションの形態による売却されたエクイティ・ポジションへの継続中の関与は、発生可能性の低いいくつかの事象に依拠するため、行使されないと見込まれた。その結果、当該オプションの帳簿価額および公正価値はゼロとみなされている。

22 – 担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当グループは主に、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、またOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
利付銀行預け金	0	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	67,059	89,630

売却可能金融資産	4,237	5,826
貸出金	46,562	51,828
その他	884	570
合計	118,741	147,857

1　前年度の数値は修正再表示されている（利付銀行預け金は10百万ユーロの減少、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は19億ユーロの増加、売却可能金融資産は587百万ユーロの減少および貸出金は49億ユーロの減少）。

譲受人が売却または担保差入れする権利を有する譲渡資産は貸借対照表上で開示されている。2013年12月31日および2012年12月31日現在、これらの金額はそれぞれ74十億ユーロおよび91十億ユーロであった。

当グループは主に、逆レポ、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れる。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	281,974	310,861
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	241,700	260,712

23－

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者占有不動産	設備	リース資産改良費	建設仮勘定	合計
取得原価：					
2012年1月1日現在残高	**4,302**	**3,933**	**1,973**	**429**	**10,637**
連結会社グループの変動	0	1	3	0	4
増加	18	327	132	137	614
振替	-20	42	116	-323	-185
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	-96	-6	0	0	-102
処分	146	210	66	0	422
為替レートの変動	-40	-33	-12	-8	-93
2012年12月31日現在残高	**4,018**	**4,054**	**2,146**	**235**	**10,453**
連結会社グループの変動	0	14	9	0	24
増加	42	247	111	113	513
振替	-23	45	116	-173	-35
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	-105	-19	-5	-3	-131
処分	89	279	76	0	443
為替レートの変動	-94	-137	-63	-2	-296
2013年12月31日現在残高	**3,749**	**3,926**	**2,240**	**170**	**10,084**
減価償却および減損累計額：					
2012年1月1日現在残高	**1,457**	**2,485**	**1,186**	**0**	**5,128**
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0
減価償却費	82	401	155	0	638
減損損失	0	29	0	0	29
減損損失の戻入	0	0	0	0	0

振替	4	-1	-6	0	-3
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	-3	-2	-1	0	-6
処分	54	171	17	0	242
為替レートの変動	-18	-24	-12	0	-54
2012年12月31日現在残高	**1,468**	**2,717**	**1,305**	**0**	**5,490**
連結会社グループの変動	0	14	6	0	20
減価償却費	77	376	171	0	625
減損損失	52	17	1	0	69
減損損失の戻入	0	0	0	0	0
振替	-2	1	-2	0	-3
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	0	-13	-1	0	-14
処分	27	243	64	0	334
為替レートの変動	-43	-106	-39	0	-188
2013年12月31日現在残高	**1,525**	**2,762**	**1,378**	**0**	**5,665**

帳簿価額：

2012年12月31日現在残高	**2,550**	**1,337**	**841**	**235**	**4,963**
2013年12月31日現在残高	**2,224**	**1,164**	**862**	**170**	**4,420**

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。
売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2013年12月31日現在200百万ユーロであった。
土地建物および設備の取得のコミットメントは2013年度末現在107百万ユーロであった。

24－ リース

当グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

ファイナンス・リース契約

当グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。当グループは、リース契約の終了時に当該建物を取得する割安購入選択権が付された、1件の重要なリース契約を有している。

ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
土地建物	82	90
設備	1	2
その他	0	0
純帳簿価額	**84**	**92**

当グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	26	10
1年超5年以内	11	37
5年超	10	10
将来の最低リース料支払額合計	**47**	**57**
控除：将来の利息相当額	19	15

ファイナンス・リース契約の現在価値	28	42
受け取ると予想される将来の最低リース料支払額	12	11
損益計算書に認識された変動リース料[1]	1	1

1　変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当グループはリベートを受け取る。

オペレーティング・リース契約

当グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。当グループは、5回のリース延長選択権（期間は各5年）が付された1件の重要なリース契約を有しており、当該リースには購入選択権は付されていない。

当グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
将来の最低リース料支払額		
1年以内	824	880
1年超5年以内	2,324	2,426
5年超	1,865	1,745
将来の最低リース料支払額合計	5,013	5,051
控除：受け取ると予想される将来の最低リース料	161	190
将来の最低リース料支払額純額	4,852	4,861

2013年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する419百万ユーロが含まれていた。当グループは当取引に関連したすべての施設に関し、181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2013年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計831百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る858百万ユーロの費用および変動リース料に係る6百万ユーロの費用、ならびにサブリース料受取額に関連した33百万ユーロが含まれていた。

25－ のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2013年および2012年12月31日終了年度の、のれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。2012年度第4四半期の報告対象事業セグメントの再編を受けて（詳細については、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。）、当グループの主要なCGUであった旧AMおよび旧PWMは、DeAWMという1つのCGUに統合された。加えて、旧コーポレート部門および主要なCGUであった旧CIは、新たに報告対象となったNCOUコーポレート部門の一部となった。この部門は、ホールセール・アセッツおよびオペレーティング・アセッツと称される2つの独立したCGUから構成されている。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット[1]	その他	合計
2012年1月1日現在残高	3,453	440	3,817	3,066	0	197	10,973
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0

パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0
振替	-279	0	189	-331	421	0	0
「売却目的保有」からの／（への）分類変更	0	-1	-1	0	0	0	-2
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	-1	0	0	0	0	0	-1
減損損失[2]	-1,174	0	0	0	-421	0	-1,595
為替レートの変動／その他	-46	-7	-26	1	0	0	-78
2012年12月31日現在残高	**1,953**	**432**	**3,979**	**2,736**	**0**	**197**	**9,297**
のれんの総額	**3,127**	**432**	**3,979**	**2,736**	**651**	**684**	**11,609**
減損損失累計額	**-1,174**	**0**	**0**	**0**	**-651**	**-487**	**-2,312**
2013年1月1日現在残高	**1,953**	**432**	**3,979**	**2,736**	**0**	**197**	**9,297**
期中に取得したのれん	4	6	2	24	0	0	37
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0
振替	-9	8	1	0	0	0	0
「売却目的保有」からの／（への）分類変更	0	0	-5	0	0	0	-5
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	-1	-1	-1	0	0	0	-3
減損損失[2]	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	-84	-14	-133	-2	0	-18	-252
2013年12月31日現在残高	**1,863**	**431**	**3,843**	**2,758**	**0**	**179**	**9,074**
のれんの総額	**2,963**	**431**	**3,843**	**2,758**	**651**	**646**	**11,292**
減損損失累計額	**-1,100**	**0**	**0**	**0**	**-651**	**-467**	**-2,218**

1　主要なCGUであるNCOUホールセール・アセッツおよびNCOUオペレーティング・アセッツを含む。
2　のれんの減損損失は、損益計算書において無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、CB&SおよびNCOUセグメントでは、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんを保有している。そのようなのれんは、上記の表上「その他」にまとめられている。NCOUの非統合の投資は、Maher Terminals LLCおよびMaher Terminals of Canada Corp.から構成されている。

2013年度におけるのれんの変動には主に、当グループの共同支配企業であるXchanging etb GmbHの段階取得に関する37百万ユーロの増加が含まれていた。当該取引の詳細については、注記3「取得および処分」を参照のこと。

2012年度におけるのれんの変動には主に、新たなセグメント区分の実施前と実施後の両方の組織構造において行われたのれんの年次減損テストの結果、第4四半期に計上された減損（1,595）百万ユーロが含まれていた。新たなセグメント区分を実施する過程において、いくつかの事業がDeAWMおよびNCOUの2つのCGUに移管された。それに応じて、のれん182百万ユーロがCB&SからDeAWMに再配分された（ETF事業の移管）。NCOUの減損が生じる以前に、のれん369百万ユーロおよび52百万ユーロが、それぞれホールセール・アセッツ（CB&Sから97百万ユーロおよびPBCから272百万ユーロ）およびオペレーティング・アセッツ（PBCから）に再配分された。さらに、2012年度第3四半期にポストバンクの資産運用事業がDWS Groupへ売却された時には、のれん7百万ユーロがPBCからDeAWMに振替えられた。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。

主要な各CGUの帳簿価額は、資本配分モデルを使用して算出される。この配分では、評価日時点の当グループの資本合計が用いられる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。この帳簿価額合計は、2段階のプロセスで主要なCGUに配分される。第1段階では、容易に識別可能な資本合計が、それぞれの個別のCGUに配分される。これには、のれん（非支配持分に関する追加調整を加算）、償却対象とならないその他の無形資産、ならびに資本および非支配持分に直接計上された一定の未実現純利得および損失が含まれる。第2段階では、帳簿価額合計の残額は、各CGUのリスク・ウェイテッド・アセットおよび一定の自己資本の控除

項目が当グループ全体に占める割合に基づいて、CGU全体に横断的に配分される（非統合の投資に関する項目についてそれぞれ調整される。）。非統合の投資に関する帳簿価額は、それぞれの資本に基づいて決定される。

2013年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

2012年度第4四半期中に実施された当グループの新たなセグメント区分の結果（詳細については、注記4「事業セグメントおよび関連情報－事業セグメント」を参照のこと。）、年次減損テストは、新たなセグメント区分の実施前（「旧構造」）と実施後（「新構造」）の両方において行われなければならなかった。この年次減損テストにより、合計1,595百万ユーロののれんの減損が計上され、そののれんの内訳は、旧構造においてCGUであるCB&Sに対して1,174百万ユーロ、新構造においてNCOUコーポレート部門内のCGUであるホールセール・アセッツ（369百万ユーロ）およびオペレーティング・アセッツ（52百万ユーロ）に対して421百万ユーロであった。

2011年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

回収可能価額

当グループは、DCFモデルを用いて、使用価値に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定しており、そのDCFモデルは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映している。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。

DCFモデルは、経営陣によって承認された財務5カ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定（普通株式等Tier 1資本比率を10%まで増加させ、現在予想されるレバレッジ比率要件を満たす。）を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正され、継続企業の場合には、一定の長期成長率3.2%（2012年度：3.6%）により増加するか、またはそれへ収斂すると仮定される。これは、国内総生産およびインフレ率の推移予測に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUの使用価値は、損益予測、適用される割引率、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステマティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

主要な資金生成単位

	割引率（税引後の割引率に基づいて黙示的に決定された税引前の割引率）	
	2013年度	2012年度
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	16.5%	15.4%
グローバル・トランザクション・バンキング	13.1%	12.6%
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	12.8%	12.7%
個人顧客および中堅企業	14.3%	14.8%
非中核事業ユニット[1]	17.0%/16.6%	13.7%/15.8%

1 NCOUホールセール・アセッツ（17.0%）およびNCOUオペレーティング・アセッツ（16.6%）の2つの主要なCGUから構成されていた。所定の税引前割引率は、両方のCGUが同一の税引後割引率を適用して評価される一方で、税引後評価についての最悪のシナリオを想定している。税引前の割引率が異なるのは、異なるキャッシュ・フローの構成およびパターンに起因する。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき下記の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

主な資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象／状況
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	－2012年度に発表され、開始された効率化およびコスト削減プログラムからの利益の享受。 －組織の他の分野とのシナジーの活用。 －顧客のフローおよびソリューションに重点を置き、顧客市場における主導的シェアおよび顧客密着度の向上からの利益を享受すること。 －コーポレート・ファイナンスのフィー・プールが2013年度も横ばいであること、セールス・アンド・トレーディングの債券収益プールがわずかに縮小する一方でエクイティ・プールが上昇傾向となること。 －新規の規制フレームワークおよび厳正に管理されたリスク・エクスポージャーの下での資産効率の向上。 －規制変更による影響の軽減に向けた、継続的なターゲット・リスクの削減および管理活動の実施。	－活動の鈍化および投資家の意欲の減退を招くイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 －様々な法域において草案が出されている規制変更の範囲（構成および内容）が、予想以上に深刻な影響をもたらす可能性。 －想定水準を上回る所要自己資本の引下げを伴う潜在的なマージン圧縮および商品競争の激化。 －訴訟事件の結果。 －グループ全体のオペレーショナル・エクセレンス（0pEx）・プログラムによるコスト削減および期待される便益が、予想よりも実現されないこと。 －リスク軽減戦略実施の遅延。
グローバル・トランザクション・バンキング	－グループ全体の0pExを踏まえたコスト削減。 －銀行の他分野とのより密接な協力により生じるシナジーの活用。 －マクロ経済の回復。 －2014年後半からの金利回復。 －国際的な取引量、国際支払いおよび企業活動における前向きな動き。 －既存地域において複雑な法人・機関投資家顧客との関係を深める一方で、新興市場での一層の成長を推し進めること。 －オランダにおける商業銀行業務の再建に成功。	－世界経済の回復の遅延、およびそれによる取引量、金利および為替相場への影響。 －想定水準を上回る信用取引の不振ならびに主要な市場および商品における不利な競争水準。 －規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。 －グループ全体の0pExを踏まえたコスト削減が、予想よりも具現化しないこと。 －潜在的な法的問題の結果。 －オランダにおける商業銀行業務の再建策による便益が、予想よりも実現されないこと。

主な資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象／状況
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	－グループ全体のOpExならびにAM、PWMおよびパッシブCB&Sの統合により新設されたDeAWMの基盤の最適化を踏まえたコスト削減。 －以下により継続的に実施されるDeAWMの全般的な内部戦略。 ・富の創造および活性化 ・退職市場の拡大 ・保険契約のアウトソーシング ・新規パッケージの革新 ・オルタナティブの制度化 ・アルファおよびベータの分離 ・気候変動および持続的投資 －超富裕層顧客に対する事業の拡大。 －オルタナティブおよびパッシブ投資／ETF事業の構築。 －ウェルス・マネジメントおよびDWSを通じたドイツ国内市場でのリーダーシップの確保。 －アジア／太平洋およびアメリカにおける有機的成長戦略、ならびにCB&SおよびGTBとの連携強化。 －新興市場に対する高い市場占有率。 －断片的な競争環境における市場シェアの維持または拡大。	－主要な業界の脅威（すなわち、市場のボラティリティ、国家債務負担、規制変更に伴うコストの増加）。 －投資家が引き続き資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避すること。 －ビジネス・リスク／実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。 －特定の制限（例えばリレーションシップ・マネージャーの採用が不可能となること）により有機的成長戦略の実施が困難となること。 －効率性の向上および想定されたIT／プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されないこと。 －規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。
個人顧客および中堅企業	－ドイツ国内市場におけるリーダーとしての地位、その他のヨーロッパ市場における確固たる地位、主要アジア諸国における成長余地、および効率性の高い基盤。 －個人顧客および中堅企業における重要なイニシアチブとしてGTBとの中規模の共同支配企業。 －クレジット商品の選択的成長ならびに低金利環境および借入制限条項による影響を部分的に軽減するアドバイザリー・バンキング分野における投資および保険事業の拡大。 －ドイツ銀行とポストバンクとの間の収益およびコスト面でのシナジーの達成。 －グループ全体のOpExを踏まえたコスト削減。 －中国の華夏銀行に対する持分および提携の活用、およびインドにおける更なる有機的成長。	－大幅な景気の落込みによる失業率の上昇、信用リスク引当金の増加および事業成長の低迷。 －投資商品市場の成長および収益が投資およびリスク負担に対する顧客の意欲に依存する度合の増大。 －さらなるマージン圧縮を招く可能性のある低金利の継続。 －ポストバンクの取得に関連したシナジーが実現しないか、実現が予想よりも遅れること。 －シナジー達成のためのコストが予想を上回ること。 －未だ予測されていないコストの追加を招く規制強化の環境。
非中核事業ユニットホールセール・アセッツ	－リスク圧縮プログラムの継続的な実施の成功。 －成功したリスク圧縮プログラムの促進に向けた他部門の販売・流通網への継続的な投資。	－活動の鈍化および経済的に実行可能な水準でのリスク圧縮能力の低下を招くイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 －様々な法域において草案が出されている規制変更の範囲（構成および内容）が、予想以上に深刻な影響をもたらす可能性。 －訴訟事件の結果。
非中核事業ユニットオペレーティング・アセッツ	－最終的な売却に備えた営業用資産の基礎となる業績の向上に向けた継続的な取り組み。	－活動の鈍化および経済的に実行可能な水準での営業用資産の処分能力の低下を招くイベント・リスク（具体的にはグローバル経済への銀行の支援の無秩序な撤退）の影響を受けた脆弱な成長に伴うマクロ経済環境弱体化の可能性。 －訴訟事件の結果。

感応度：CGUについて決定された使用価値を検証する際に、特定の外的要因および各CGUの主要な価値の要因が定期的にレビューされる。2013年度を通じて、市場参加者の顕著な不確実性に悩まされることにより、銀行の株価は引き続き不安定となった。このような環境下において、ドイツ銀行の時価総額は帳簿価額を下回り続けた。DCFモデルにおいて使用される主要な仮定（例えば、割引率および損益予測）は、使用価値の弾力性をテストするよう精度設定される。経営陣は、主要な仮定に合理的に可能性のある変更が起こることにより、減損損失が生じ得るCGUは、CB&SおよびPBCのみであろうと想定している。CB&S

およびPBCにおいては、回収可能価額が各帳簿価額を26%、金額にして55億ユーロ（CB&S）および33%、金額にして52億ユーロ（PBC）上回った。

回収可能価額を帳簿価額と同額にする特定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	CB&S	PBC
割引率（税引後）の上昇　（から／へ）	11.1 %/13.0%	10.2 %/12.6%
各期間の将来の予想収益	-13%	-21%
長期成長率	N/A[1]	N/A[1]

N/A－意味なし

1　0%の成長率でも、回収可能価額は帳簿価額を上回る。

残りすべての主要なCGU（NCOUを除く。）の回収可能価額は、各帳簿価額を大幅に上回っていた。

しかし、銀行業界の一定の政治的または世界的リスク（ヨーロッパの国家債務危機の更なる拡大、既に適用済みの規制の実施に関する不確実性、および既に協議中の法令の導入ならびにGDP成長率の減速の見込み等）が、当グループの一定のCGUの業績予測に悪影響を与える可能性があり、そのため将来のれんの減損が生じ得る。

その他の無形資産

2013年および2012年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動は以下のとおりである。

	購入した無形資産								内部生成無形資産	その他の無形資産合計
	償却対象とならない			償却対象となる					償却対象となる	
単位：百万ユーロ	小口投資運用契約	その他	償却対象とならない購入した無形資産合計	顧客関連無形資産	取得事業の価値	契約に基づく無形資産	ソフトウェアおよびその他	償却対象となる購入した無形資産合計	ソフトウェア	
取得原価／製造原価：										
2012年1月1日現在残高	894	446	1,340	1,496	814	698	909	3,917	1,425	6,682
増加	0	0	0	22	12	0	43	77	705	782
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	0	0	0	0	0	23	23	18	41
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	-1	-1	0	-1
振替	0	-4	-4	0	0	0	16	16	153	165
為替レートの変動	-16	-2	-18	1	22	-12	-6	5	-4	-17
2012年12月31日現在残高	878	440	1,318	1,519	848	686	938	3,991	2,261	7,570
増加	0	0	0	24	0	0	41	65	663	728
連結会社グループの変動	0	0	0	-12	0	0	11	-1	0	-1
処分	0	0	0	0	0	0	19	19	36	55
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	-48	0	0	-41	-89	-10	-99
振替	0	0	0	0	0	0	22	22	-68	-46
為替レートの変動	-38	1	-37	-34	-18	-25	-16	-93	-34	-164
2013年12月31日現在残高	840	441	1,281	1,449	830	661	936	3,876	2,776	7,933
償却および減損累計額：										
2012年1月1日現在残高	99	2	101	541	130	107	510	1,288	464	1,853
当期の償却	0	0	0	114	31	37	100	282	174	456[1]

連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	0	0	0	0	0	20	20	16	36
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	-1	-1	0	-1
減損損失	202	2	204	86	0	0	3	89	95	388[2]
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	-1	0	0	11	10	-2	8
為替レートの変動	-1	-2	-3	1	3	-2	-11	-9	-8	-20
2012年12月31日現在残高	**300**	**2**	**302**	**741**	**164**	**142**	**592**	**1,639**	**707**	**2,648**
当期の償却	0	0	0	99	32	36	112	279	239	518[3]
連結会社グループの変動	0	0	0	-12	0	0	6	-6	0	-6
処分	0	0	0	0	0	0	13	13	34	47
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	-39	0	0	-32	-71	-6	-77
減損損失	0	0	0	72	0	7	4	83	43	126[4]
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	0	10	10	-21	-11
為替レートの変動	-13	0	-13	-25	-2	-5	-12	-44	-19	-76
2013年12月31日現在残高	**287**	**2**	**289**	**836**	**194**	**180**	**667**	**1,877**	**909**	**3,075**
帳簿価額：										
2012年12月31日現在残高	**578**	**438**	**1,016**	**778**	**684**	**544**	**346**	**2,352**	**1,554**	**4,922**
2013年12月31日現在残高	**553**	**439**	**992**	**613**	**636**	**481**	**269**	**1,999**	**1,867**	**4,858**

1 456百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。

2 このうち291百万ユーロは無形資産の減損に含まれており、その構成は、小口運用契約（202百万ユーロ）、顧客関連無形資産（86百万ユーロ）および商標権（2百万ユーロ）の減損であった。さらに、減損96百万ユーロが、購入したソフトウェア（1百万ユーロ）および内部開発したソフトフェア（95百万ユーロ）に関連して、一般管理費に計上されていた。

3 518百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。

4 このうち79百万ユーロは無形資産の減損に含まれており、その構成は、顧客関連無形資産（72百万ユーロ）および受益契約（7百万ユーロ）の減損であった。さらに、減損47百万ユーロが、購入したソフトウェア（4百万ユーロ）および内部開発したソフトフェア（43百万ユーロ）に関連して、一般管理費に計上されていた。

償却対象となる無形資産

2013年度において認識された償却対象となるその他の無形資産の変動には主に、内部生成無形資産の増加663百万ユーロが含まれていたが、これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものである。購入したその他の無形資産に関して計上された減損83百万ユーロの大部分は、オランダにおける商業銀行業務（GTB）によるものであり、既に2012年度に同様の減損損失があった。内部開発ソフトウェアの減損43百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価によるものであった。

2012年度における内部生成無形資産の増加は705百ユーロであった。顧客関連無形資産に関して計上された減損は、合計86百万ユーロであり、オランダにおいて取得した商業銀行業務（GTB）の再建に向けて2012年度第4四半期に開始した方策に関連する73百万ユーロ、およびPBCのコンシューマー・バンキングの提案の再調整に関連する13百万ユーロが含まれていた。内部開発ソフトウェアの減損95百万ユーロは、主にDeAWMにおいてITシステムの計画的開発に変更が生じたことによるものであった。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される（注記41「保険および投資契約」で説明されているVOBAを除く。）。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	

顧客関連無形資産	25年以内
契約に基づく無形資産	23年以内
取得事業価値	30年以内
その他	80年以内

償却対象とならない無形資産

当グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、一定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および一定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計553百万ユーロであり、当グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、DeAWMのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWS Investmentsに与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年における当グループのZurich Scudder Investments，Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額は、複数期間超過収益法を使用して、売却コスト控除後の公正価値として計算された。2013年度において減損は認識されなかった。2012年度において、損失202百万ユーロが無形資産の減損として損益計算書に認識された。当該減損損失は主に、過去の成長傾向、2012年に実施された事業の戦略的レビューによる影響、ならびに競争環境を考慮したことにより、投資対象資産流入の上昇予想が減少したことによるものであった。当時発表されたAM業務の特定分野に対する戦略的レビューの検討がなされた2011年度においては、回収可能価額はその帳簿価額を上回っていたことから、減損は認識されなかった。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、2010年に取得されたポストバンクの商標権（CGUであるPBCに配分される。）およびSal．Oppenheimの商標権（CGUであるDeAWMに配分される。）が含まれる。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は411百万ユーロに増加した。Sal．Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の売却コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。取得以降、減損は生じていない。

26－ 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	574	0
トレーディング資産、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	525	0
売却可能金融資産	2,917	4
貸出金	2,032	0
土地建物および設備	212	2
その他の資産	411	101
売却目的保有に分類された資産合計	**6,670**	**107**

預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	4,425	0
トレーディング負債、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	439	0
長期債務	856	0
その他の負債	544	78

売却目的保有に分類された負債合計	6,264	78

2013年12月31日現在、その他の包括利益累計額（税引後）に含まれる売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連する未実現純利得（損失）は2百万ユーロであった。

BHF-BANK

2012年9月20日に、当グループはRHJ International（以下「RHJI」という。）の完全所有子会社であるKleinwort Benson GroupとBHF-BANK AG（以下「BHF-BANK」という。）の売却に関して合意に達したと発表した。当該取引は、BaFinによる実質的な規制上の承認の対象となっていた。当初の取引構造に一定の修正（買い手のコンソーシアムおよび購入対価の条件の変更を含む。）をした後、2013年度第4四半期にBaFinはRHJIに対し、BHF-BANKの取得のために提出された規制上の書類のすべてが調っていることが確認された旨を伝えた。その結果、BaFinは取引全体の承認のための正式審査を開始し、2014年2月に完了した。

これらの事実および状況に基づき、当グループは、1年以内に売却される可能性が高いと結論付けた。そのため2013年12月31日現在で、当グループはBHF-BANKを売却目的保有の処分グループへ分類し、非中核事業ユニット（NCOU）に配分した。売却目的保有カテゴリーへの分類変更により、税引前減損損失183百万ユーロが生じ、2013年度第4四半期の当グループの損益計算書のその他の収益に計上された。関連する税引後の影響は125百万ユーロであった。取引構造の修正により、当グループは2013年度第4四半期の当グループの損益計算書において14百万ユーロの追加費用を認識した。

上記の当グループの売却目的保有に分類された資産（負債）合計のうち、64億ユーロ（61億ユーロ）はBHF-BANKに関するものである。売却可能金融資産（29億ユーロ）には、未実現純利得5百万ユーロが含まれており、資本（その他の包括利益累計額）に直接認識された。この未実現純利得は、BHF-BANKに対する投資が売却されるまで資本に計上され、売却時に利得はその他の包括利益累計額から損益計算書へ振替えられる。

2014年2月21日に、RHJIは、BaFinによりBHF-BANKの取得案に異議がない旨が確認されたと発表した。当該取得は、2014年3月末までに行われる予定のクロージングまで、一定の条件の対象となる。

2013年12月31日現在の売却目的保有のその他の非流動資産および処分グループ

2013年度において、当グループはいくつかのオフィスビルを売却目的保有に分類した。これらの建物は、以前は土地建物および設備として保有されていたが、現在はコーポレート部門の非中核事業ユニット（NCOU）と個人顧客および中堅企業（PBC）に含まれている。各建物は、1年以内に売却予定である。売却目的保有への分類による減損損失の認識は行われなかった（2013年度第4四半期のその他の収益に減損損失4百万ユーロが計上された、PBCに保有されている建物を除く。）。

さらに、当グループは、英国におけるウェルス・マネジメント事業の一部を売却目的保有に分類した。当該事業は、現在はDeAWMに含まれているが、1年以内に売却予定である。売却目的保有への分類により、減損損失5百万ユーロが認識され、2013年度第4四半期のその他の収益に計上された。

2013年度においてまた、当グループはCB&Sにおけるいくつかの処分グループ（差押物件から構成されている。）を売却目的保有に分類した。すべての資産は、1年以内に売却予定である。売却目的保有への分類による減損損失の認識は行われなかった。各資産は非経常的に売却コスト控除後の公正価値で測定されており、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

2013年度における処分

部門	処分	財務上の影響[1]	処分日
非中核事業ユニット	土地建物および設備として保有される建物	なし	2013年度第4四半期
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	土地建物および設備として保有される建物	なし	2013年度第3四半期
グローバル・トランザクション・バンキング	多国籍顧客向けにマーチャント取得サービスを提供する完全所有子会社	なし	2013年度第2四半期
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	主に不動産ファンド・ユニットから成る処分グループ	なし	2013年度第1四半期

1　減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2012年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

部門	売却目的保有の非流動資産および処分グループ	財務上の影響[1]	追加情報
グローバル・トランザクション・バンキング	多国籍顧客向けにマーチャント取得サービスを提供する完全所有子会社	なし	2013年度第2四半期における処分
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	差押物件から成るいくつかの処分グループ	なし	2013年度における処分
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	主に不動産ファンド・ユニットから成る処分グループ	なし	2013年度第1四半期における処分

1　減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2012年度における処分

部門	処分	財務上の影響[1]	処分日
旧コーポレート・インベストメンツ	主に貸出金40億ユーロおよび持分法適用投資33百万ユーロから構成されるActavisに対するエクスポージャー	第三者によるActavis取得の合意に向けて大きな進展があったことから、当グループは売却目的保有としての分類前に2012年度第1四半期に257百万ユーロの減損損失を認識した。 売却目的保有としての分類により追加の減損損失は発生しなかった。買い手との進行中の交渉により、契約上の購入価格が修正される可能性がある。	2012年度第4四半期
旧コーポレート・インベストメンツ	土地建物および設備として保有されるいくつかの建物	なし	2012年度
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	処分グループ（主にトレーディング可能債権、モーゲージの回収サービス権および金融保証を含む。）	2011年度において減損損失22百万ユーロが計上された。	2012年度第1四半期
旧資産運用およびウェルス・マネジメント	Sal. Oppenheimグループ取得の一環として以前に取得されたいくつかの処分グループおよびいくつかの資産	なし	2012年度

1　減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2012年度における分類変更

部門	分類変更	財務上の影響[1]	分類変更日およびその理由
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	関連会社に対する投資	売却保有目的としての投資の分類により、2011年度に当初の減損損失2百万ユーロが認識された。売却コスト控除後の公正価値の変動により、当該減損損失2百万ユーロは2012年度第1四半期に戻入れされた。	2012年度第2四半期。売却の試みにもかかわらず、今のところ買い手がいないため。

1　減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

27－
その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
その他の資産：		

ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金／未収委託証拠金	40,938	67,390
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	9,140	6,068
決済日経過の未決済有価証券取引	2,697	4,096
未決済の通常取引に係る受取債権	30,410	19,758
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	83,185	97,312
未収利息	3,236	3,238
売却目的保有資産	6,670	107
その他	19,448	23,045
その他の資産合計	**112,539**	**123,702**

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
その他の負債：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金／未払委託証拠金	53,435	74,650
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	30,266	30,520
決済日経過の未決済有価証券取引	2,289	3,029
未決済の通常取引に係る支払債務	33,001	19,257
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	118,992	127,456
未払利息	3,673	3,592
売却目的保有負債	6,264	78
その他	34,666	47,972
その他の負債合計	**163,595**	**179,099**

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

28－ 預金

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
無利息要求払預金	149,471	143,917
利付預金		
要求払預金	140,813	135,041
定期預金	127,787	172,007
貯蓄預金	109,679	126,245
利付預金合計	378,279	433,923
預金合計	**527,750**	**577,210**

29－ 引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄事業	営業／訴訟	再構築	モーゲージ買戻し請求	その他[1]	合計
2012年1月1日現在残高	**919**	**822**	**0**	**106**	**549**	**2,396**
連結会社グループの変動	0	0	0	0	-7	-7
新規繰入額	182	2,689	326	276	645	4,118
取崩額	-130	-815	-141	-39	-142	-1,267
戻入額	-4	-82	-20	0	-225	-331
為替レート変動の影響／割引の巻戻し	-4	-10	0	-2	4	-12

振替	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	-2	-2
2012年12月31日現在残高	**963**	**2,604**	**165**	**341**	**822**	**4,895**
連結会社グループの変動	0	3	0	0	2	5
新規繰入額	200	2,673	344	119	408	3,744
取崩額	-119	-2,717	-275	-101	-299	-3,511
戻入額	-11	-401	-22	0	-152	-586
為替レート変動の影響／割引の巻戻し	-19	-38	-6	-14	-10	-87
振替	-3	-18	1	0	-131	-151[2]
その他	0	0	0	0	0	0
2013年12月31日現在残高	**1,011**	**2,106**	**207**	**345**	**639**	**4,308**

1　連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記20「信用リスク引当金」を参照のこと。

2　主に売却目的保有負債（への）／からの分類変更が含まれている。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業／訴訟引当金は、オペレーショナル・リスクから発生する。オペレーショナル・リスクは、従業員、契約の記載事項および書類作成、技術、インフラの崩壊およびそれによる惨事、外部からの影響ならびに顧客との関係に関連した機能停止（法的要素を含む。）の潜在的可能性である。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。オペレーショナル・リスク問題は、顧客、相手先および規制機関からの請求や、法的手続を引き起こす可能性がある。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行は当該事業の一環として約84十億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および71十億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、貸出金を買戻すか、または表明・保証の重大な違反により生じたと主張されている損失に関して購入者、投資家または金融保証会社に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2013年12月31日現在、ドイツ銀行は約50億米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービサーによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2013年12月31日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金475百万米ドル（345百万ユーロ）を設定した。

2013年12月31日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約44億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、またはそれ以外の方法で請求を解決していた。これらの買戻し、合意および解決に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約654億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対してモーゲージ貸出金の買戻し請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があると予想しているが、それらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービ

サーではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、繰延販売手数料、英国銀行課税に対する引当金、ドイツ銀行と華夏銀行のクレジット・カード事業での業務提携に基づく引当金（注記38「関連当事者との取引」を参照。）を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

偶発負債

偶発負債は、現在の債務および過去の事象から生じ得る債務から発生する可能性がある。当グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い重要な偶発負債については、当グループは、見積可能であると考える場合に、可能性のある損失を見積っている。

当グループは、当グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、通常の事業活動の過程で生じた訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当グループが重要な引当金を設定したか、または可能性が「ほとんどない」よりも高い重要な偶発負債がある法律上および規制上の請求は、以下に記載されている。類似の問題はグループ化され、その一部の問題は複数の請求から構成されている。それぞれに関する見積損失（そうした見積りが可能な場合）は、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にすると予測できると当グループが結論付けたことから、個々の問題に関しては開示されていない。引当金が特定の請求に対して設定されている場合、偶発負債は計上されていない。

どの請求が損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当グループの経験および他社の経験（当グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。他の開示された問題には、損失の可能性は「ほとんどない」よりも高いが、そうした見積りが不可能なものもある。見積りが可能な当行の重大な問題に関して、当グループの現在の見積りでは、可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い将来損失の総額は、2013年12月31日現在、約15億ユーロ（2012年度は15億ユーロ）である。この金額には、当グループの潜在的負債が連帯責任であるか、または当該負債が第三者によって支払われると当グループが見込んでいる問題に係る偶発負債が含まれている。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知／未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や反対者による可能性の高い訴訟や見解に関する当グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当グループが判断する問題、ならびに見積り可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性はほとんどないと当グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当グループの潜在的最大損失エクスポージャーを表していない。

当グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当グループは、（当グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が和解コストとは不釣合いな場合に、そうする場合がある。当グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当グループが信じる状況においても、相手先に損失を払戻しすることがある。

クレジット・デフォルト・スワップの反トラスト事項　2013年7月1日、欧州委員会（EC）は、ドイツ銀行、Markit Group Limited（Markit）、国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）ならびに他の12の銀行に対して、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第101条および欧州経済領域協定（以下「EEA協定」という。）第53条に基づく反競争的行為を主張する異議告知書を発行した。当該異議告知書は、（ｉ）2006年から2009年までの期間に、一定の事業体によるアンファンデッド・クレジッ

ト・デリバティブの取引所取引を実施する試みが、不適切な集団行動によって阻害された、および（ii）Markit、ISDA、ドイツ銀行および他の12の銀行による行為がTFEU第101条およびEEA協定第53条に対する単一かつ継続的違反を構成したとするECの予備的結論を表明している。違反が発生したとする結論をECが最終的に下した場合、ECはドイツ銀行、Markit、ISDAおよび他の12の銀行に対する罰金およびその他の救済措置の賦課を求める可能性がある。ドイツ銀行は、ECの予備的結論に異議を唱える回答を2014年1月に提出した。

クレジット・デフォルト・スワップの反トラスト訴訟　ドイツ銀行および他の多数のクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）・ディーラー兼業銀行に対し、複数の推定上の民事訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所内およびイリノイ州北部地区米国連邦地方裁判所内の連邦裁判所に提起されている。すべての訴状において、これらの銀行が共謀して店頭CDS取引の価格をつり上げることによりCDSの取引所取引の成立を阻害したことが主張され、2008年10月頃から現在までの期間に米国で被告から直接CDSを購入したかまたは被告へ直接CDSを販売した米国内外の個人および企業の集団を形成することを求めている。2013年7月16日、広域係属訴訟司法委員会にすべてのCDS民事訴訟を正式事実審理前手続のために併合するよう申立がなされた。2013年10月16日、司法委員会は、これらのCDS民事訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に移送した。2013年12月5日に最初のステイタス・カンファレンスが開かれた。2013年12月13日に、当該裁判所はこれらのCDS民事訴訟が正式事実審理前手続のために併合される旨の事件管理命令を発した。2014年1月31日に、原告代表は併合された修正訴状を提出した。2014年3月に、被告は却下申立を行う予定である。

クレジット・コリレーション　規制当局は信用危機の間のドイツ銀行のテーラーメイド・クレジット・コリレーションのトレーディング勘定および当該勘定に含まれる一定のリスクを調査している。調査対象には、当該勘定のポジションの評価方法ならびに評価方法の適用管理の安定性が含まれる。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

外国為替調査および訴訟　ドイツ銀行は、外国為替市場取引の調査を行っている世界中の一定の規制当局から情報要請を受け取っている。当行はこれらの調査に協力している。この目的において、ドイツ銀行は、外国為替取引の内部グローバル調査を行っている。当該調査に関連して、当行は、該当する場合には個人に対する懲戒処分を行ってきており、また今後も引き続き行う。ドイツ銀行はまた、外国為替相場を操作したとするいくつかの推定上の反トラスト集団代表訴訟の訴状において被告に指定されている。

銀行間出し手金利事項　ドイツ銀行は、ヨーロッパ、北アメリカおよびアジア太平洋地域の様々な規制当局および法執行機関から、ロンドン銀行間出し手金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間出し手金利（EURIBOR）、東京銀行間出し手金利（TIBOR）およびその他の銀行間出し手金利の設定に関する業界全体の調査に関連した召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

進行中の調査は、当行に多額の制裁金およびその他の結果を課すことになる可能性がある。

2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達したと発表した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は各々ユーロ金利デリバティブについて466百万ユーロ、円金利デリバティブについて259百万ユーロ、総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この和解金額は既にドイツ銀行の既存の訴訟引当金に実質的に反映されており、重大な引当金の追加は不要であった。この和解金額は、欧州委員会が調査を行った市場におけるドイツ銀行の高い市場シェアを反映している。ドイツ銀行は引き続き民事訴訟、さらにはこれらのベンチマークに関する規制措置にさらされている。

2012年半ばから2014年前半までの期間において、金融機関4社は英国金融サービス機構、米国商品先物取引委員会および米国司法省（DOJ）と和解を締結した。様々な和解の条件が異なっていた一方で、それらはすべて多額の制裁金および規制上の結果を伴っていた。例えば、金融機関2社の和解には、訴追延期合意が含まれ、それに従って、DOJは、当該金融機関が訴追延期合意の条件を満たせば、当該企業に対する刑事訴追を見送ることに合意した。その他の金融機関2社の和解の条件には、不訴追合意が含まれ、それに従って、DOJは、一定の条件を満たす限り、当該企業に対する刑事訴追を行わないことに合意した。さらに、金融機関2社の関連会社は、関連する行為に係る罪を米国の裁判所で認めることに合意した。

ドイツ銀行および他の多数の銀行に対し、推定上の集団代表訴訟を含む複数の民事訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）内の連邦裁判所で係属中である。これらの訴訟は2件を除いてすべて、米ドルLIBORベースのデリバティブまたはその他の金融商品を保有するか、または取引を行い、被告が米ドルLIBORの設定に関し共謀または操作を意図した結果、損害を被ったと主張する当事者を代表して提訴された。2件を除き、これらの米ドルLIBORに関してSDNYに係属中の民事訴訟のすべては、広域係属訴訟（米ドルLIBOR MDL）の一部として併合されている。2013年3月、連邦地方裁判所は、連邦および州の反トラスト請求、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）に基づく請求、ならびに6件の修正訴状において主張されている特定の州法に基づく請求を却下した。米国第二巡回控訴裁判所への控訴は時期尚早であるとして却下された。様々な訴訟が連邦地方裁判所で係属中である。米ドルLIBORを操作したとする追加の訴状が、SDNYに提出または移送され、米ドルLIBOR MDLの一部として併合されている。これらの追加の訴訟は停止している。ドイツ銀行および他の銀行に対する米ドルLIBORに関

する他の1件の訴訟が最近、SDNYへ移送され、被告は米ドルLIBOR MDLの一部として併合するよう求めている。米ドルLIBORに関する追加の訴訟が独立してSDNYに係属中であり、却下の申立はまだ係属中である。

ドイツ銀行およびその他の銀行に対する円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとする推定上の集団代表訴訟が提起された。却下の申立の詳細な摘要書が作成され、口頭弁論が予定されている。ドイツ銀行は、Euriborを操作したとする推定上の集団代表訴訟の修正訴状において被告に追加された。被告の当該訴状への応答期限は、追加の修正訴状が提出されるまで停止している。これらの訴訟において、商品取引法、連邦および州独占禁止法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む様々な法理論に基づいて損害賠償の請求が主張されている。

キルヒ訴訟　2014年2月20日、ミュンヘン上訴裁判所での法廷審問において、Printbeteiligungs訴訟の原告としてのDr. Leo Kirchの相続人、一方当事者のKGL Pool GmbHおよび他方当事者のドイツ銀行は、原告がドイツ銀行に対する請求を取下げることへの対価としてドイツ銀行が775百万ユーロ（ならびに2011年3月24日からの年率5%の利息および費用40百万ユーロ）を支払うことに同意する旨の和解契約を締結した。

モーゲージ関連および資産担保証券事項　ドイツ銀行および一部の関連会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、一定の規制当局および政府機関からモーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）、債務担保証券、その他の資産担保証券、コマーシャル・ペーパーおよびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売および／または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応えて、全面的に協力している。

ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、多数の民事訴訟において被告として指定されている。これらの訴訟には、推定上の集団代表訴訟、個人の有価証券購入者による訴訟、RMBS信託を代表する受託者よる訴訟、および有価証券の売出しの特定トランシェに対して元利金の支払を保証した保険会社による訴訟が含まれている。主張は訴訟によって異なるが、これらの訴訟は概して、RMBSの売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。

ドイツ銀行および複数の現・元従業員は、2008年6月27日に開始されたドイツ銀行発行の2件のRMBSの売出しに関連した推定上の集団代表訴訟において被告として指定されていた。調停の後、裁判所は当該訴訟の和解契約を承認した。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、IndyMac MBS, Inc.およびNovastar Mortgage Corporationが発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団代表訴訟の被告となっている。これらの訴訟は、開示手続の段階にある。

2013年12月18日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、Residential Accredit Loans, Inc.およびその関連会社が発行したRMBSに関連する推定上の集団代表訴訟におけるドイツ銀行に対する請求を却下した。

2013年4月17日、Bank of Americaは、Countrywide Financial Corporationが発行したRMBSに関連し、ドイツ銀行を含む複数の引受人に対して提起されたものを含む、様々な集団代表訴訟による請求について、原則的に却下する旨で和解に達したと発表した。予備的および最終の公正性に関する審問の後、2013年12月17日に、裁判所は終局判決および請求却下命令を下した。この和解では、ドイツ銀行を含む関連会社でない引受人による支払いは求められなかった。

ドイツ銀行は、RMBSの購入者とされる人々およびRMBSに関連した取引に関与した相手先ならびにそれらの関連会社による、様々な集団代表訴訟以外の訴訟および仲裁の被告および被申立人となっている。当該相手先には、Assured Guaranty Municipal Corporation、Aozora Bank, Ltd.、Bayerische Landesbank、Commerzbank AG、the Federal Deposit Insurance Corporation（Colonial Bank 、Franklin Bank S.S.B.、Guaranty Bank、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankのコンサベーターとして）、the Federal Home Loan Bank of Boston、the Federal Home Loan Bank of San Francisco、the Federal Home Loan Bank of Seattle、the Federal Housing Finance Agency（Fannie MaeおよびFreddie Macのコンサベーターとして）、HSBC Bank USA、National Association（一部のRMBS信託の受託者として）、John Hancock、Knights of Columbus、Landesbank Baden-Württemberg、Mass Mutual Life Insurance Company、Moneygram Payment Systems, Inc.、Phoenix Light SF Limited（WestLB AGが設立および／または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、Royal Park Investments（Fortis Bank の一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、Sealink Funding Ltd.（Sachsen Landesbankおよびその子会社が設立および／または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、The Charles Schwab Corporation、Triaxx Prime CDO 2006-1 Ltd.、Triaxx Prime CDO 2006-1 LLC、Triaxx Prime CDO 2006-2 Ltd.、Triaxx prime CDO 2006-2 LLC、Triaxx Prime CDO 2007-1 Ltd.およびTriaxx Prime CDO 2007-1 LLCが含まれている。これらの民事訴訟および仲裁は、開示手続までの様々な段階にある。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

2013年12月20日、ドイツ銀行は、the Federal National Mortgage Associationおよびthe Federal Home Loan Mortgage Corporation（the GSEs）のコンサベーターとしてのthe Federal Housing Finance Agency（FHFA）との一部の住宅用モーゲージ担保証券訴訟を解決するための合意に達したことを発表した。合意の一環として、ドイツ銀行は14億ユーロを支払った。和解には、ドイツ銀行が発行し、スポンサーとなり、および／または引受けたRMBSのうちthe GSEsが購入した約143億米ドルに関してドイツ銀行に対しニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された請求の取下げ、ならびにthe GSEsが購入したRMBSに含まれるモーゲージ貸出金の買戻しを求めてFHFAおよび／もしくはthe GSEsにより、またはこれらの指示により提起された請求を解決するための合意が含まれていた。当該和解は、Countrywide Financial CorporationおよびSociete Generaleならびに／またはその関連会社が発行したRMBSの引受人としてのドイツ銀行に対してFHFAが提起した2件を解決するものではなかった。ドイツ銀行は引受人として、Countrywide Financial CorporationおよびSociete Generaleならびに／またはその関連会社から慣習的な補償契約を受領した。2014年2月27日、FHFAおよびSociete Generaleは、Societe Generaleが発行したRMBSに関する訴訟の和解に達したことを発表した。和解には、ドイツ銀行を含む当該訴訟のすべての被告に対して主張された請求の放棄が含まれていた。この和解では、ドイツ銀行による支払いは求められなかった。

2012年2月6日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、Dexia SA/NVおよびTeachers Insurance and Annuity Association of Americaならびにその関連会社が提起した請求を却下する命令を発した。2013年1月4日、同裁判所はこの命令の根拠を説明する判決理由を述べた。同裁判所は、請求の一部を再訴不能の形で却下し、他の請求については原告に再訴答する許可を与えた。原告は再訴可能な形で却下された請求を、2013年2月4日に新たに提訴することにより再訴答した。2013年7月17日、それぞれの和解契約の条件に従って、Dexia SA/NVおよびTeachers Insurance and Annuity Association of Americaならびにその関連会社が、ドイツ銀行に対して提起していた訴訟を取り下げた。和解の金額的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

2012年7月16日、ミネソタ州地方裁判所は、Moneygram Payment Systems, Inc.による請求について再訴不能かつ再訴答を許可しない形で却下した。原告は、この判決に対して上訴している。2013年1月13日、Moneygramはミネソタ州で却下されたものに類似した請求を主張することを求め、通知付召喚状をニューヨーク州最高裁判所に申請した。2013年6月17日、Moneygramは修正した通知付召喚状および訴状をニューヨーク州最高裁判所に提出した。2013年7月22日、ミネソタ州控訴裁判所はドイツ銀行AGへの請求の却下を支持したが、Deutsche Bank Securities, Inc.への請求却下を取り消した。2013年10月15日、ミネソタ州最高裁判所は、Deutsche Bank Securities, Inc.の裁量上訴の申立を退けた。ドイツ銀行は、米国連邦最高裁判所へ裁量上訴の申立を行った。

和解契約の条件に従って、Allstate Insurance Company、Cambridge Placement Investments Management Inc.、Stichting Pensioenfonds ABP、West Virginia Investment Management Board、The Union Central Life Insurance CompanyおよびThe Western and Southern Life Insurance Co.が提起していた訴訟は取り下げられた。和解の金額的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

ドイツ銀行は、様々なRMBSの売出しおよびその他の関連商品についてドイツ銀行に対して請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行はこれらの一部の企業と和解契約を締結しており、その金額的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

米国の禁輸措置に関連した事項　ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書の処理、および当該処理が米国および州の法律に準拠していたかについて、規制当局から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は規制当局に協力している。

30－ 信用関連コミットメントおよび偶発負債

通常の事業活動の過程において、当グループは、取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当グループは信用エクスポージャーの監視の際にこれらの金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負

債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	126,660	129,657
偶発負債	65,630	68,358
合計	**192,290**	**198,015**

政府援助

当グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものとがある。短中長期融資に対してECAが供与するこうした保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、非常に似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保するための基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当グループはこうしたプログラムを選択的に利用している。当グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs AG、または合衆国の代理として行動する商品金融公社（Commodity Credit Corporation）により発行されたものであった。

31－ その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	20,852	23,616
その他	38,915	46,045
その他の短期借入金合計	**59,767**	**69,661**

32－ 長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2014年度期限	2015年度期限	2016年度期限	2017年度期限	2018年度期限	2018年度より後の期限	2013年12月31日現在合計	2012年12月31日現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	13,349	11,198	10,217	11,726	6,979	23,485	76,953	89,623
変動利付	6,445	4,554	2,563	2,993	2,934	7,015	26,503	29,138
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	392	656	500	0	70	1,404	3,022	4,218
変動利付	3,254	107	0	0	50	1,146	4,557	4,567
その他	**7,926**	**1,122**	**925**	**1,396**	**2,312**	**8,367**	**22,047**	**29,779**

長期債務合計	**31,365**	**17,636**	**14,206**	**16,115**	**12,344**	**41,417**	**133,082**	**157,325**

当グループには、2013年度および2012年度の債務に関して、元本、利息の債務不履行およびその他の違反はなかった。

信託優先証券[1]

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
固定利付	8,613	10,024
変動利付	3,313	2,067
信託優先証券合計	**11,926**	**12,091**

1　無期限の金融商品であり、当グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

33－ 金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3－12ヶ月	期限 1－5年	期限 5年超
無利息預金	149,471	0	0	0	0
利付預金	140,882	184,274	31,136	14,172	12,282
トレーディング負債[1]	55,804	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価[1]	483,428	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	50,477	54,193	4,241	6,330	4,880
投資契約負債[2]	0	76	793	1,328	5,871
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価[3]	0	20	35	238	323
中央銀行ファンド借入金	2,056	0	400	0	0
買戻条件付売却有価証券	6,485	4,630	645	0	0
貸付有価証券	2,081	39	0	0	207
その他の短期借入金	36,694	16,211	6,874	0	0
長期債務	840	16,663	16,713	67,325	50,105
信託優先証券	0	4,595	1,176	7,860	237
その他の金融負債	131,998	3,946	669	722	107
オフバランスの貸出コミットメント	104,075	0	0	0	0
金融保証	20,605	0	0	0	0
合計[4]	**1,184,896**	**284,645**	**62,682**	**97,975**	**74,012**

1　トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

2　これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。

3　ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

4　当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当グループの最悪事例のシナリオを示している。当グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3－12ヶ月	期限 1－5年	期限 5年超
無利息預金	143,918	0	0	0	0

利付預金	136,625	234,048	35,496	19,035	16,005
トレーディング負債[1]	54,400	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価[1]	752,652	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	57,131	79,242	6,754	5,282	5,292
投資契約負債[2]	0	53	788	1,225	5,666
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価[3]	89	123	92	178	3,192
中央銀行ファンド借入金	2,585	631	252	0	0
買戻条件付売却有価証券	22,950	8,796	1,230	0	0
貸付有価証券	3,110	96	0	0	33
その他の短期借入金	18,611	41,761	9,376	0	0
長期債務	857	14,998	27,156	73,626	59,168
信託優先証券	0	2,956	2,410	5,522	3,818
その他の金融負債	132,115	4,212	235	584	114
オフバランスの貸出コミットメント	94,006	0	0	0	0
金融保証[4]	20,507	0	0	0	0
合計[5]	**1,439,556**	**386,919**	**83,790**	**105,454**	**93,289**

1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。

3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

4 前年度の数値は修正再表示されている。

5 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当グループの最悪事例のシナリオを示している。当グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

次へ

追加的注記

34－
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、各株式の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ全額払込済	自己株式	社外流通
2012年1月1日現在の普通株式	**929,499,640**	**-24,888,999**	**904,610,641**
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-381,117,111	-381,117,111
自己株式の売却または割当	0	405,690,368	405,690,368
2012年12月31日現在の普通株式	**929,499,640**	**-315,742**	**929,183,898**
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	90,000,000	0	90,000,000
自己株式の購入	0	-396,958,039	-396,958,039
自己株式の売却または割当	0	397,101,877	397,101,877
2013年12月31日現在の普通株式	**1,019,499,640**	**-171,904**	**1,019,327,736**

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、一時的に当グループが保有する株式、および短期で再売却する意図で購入した株式から成る。さらに、当グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

2013年4月30日付で、ドイツ銀行AGは90百万株の普通株式を1株当たり32.90ユーロで新規に発行し、これによる収入総額は30億ユーロとなった。当該株式は授権資本から2012年度分の配当の全額受給権付で新株予約権を除外して発行された。資本に直接計上された関連取引コストは、税引後で0.4百万ユーロであった。

授権資本

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2018年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠921,600,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
691,200,000ユーロ	現金	除外されないことがある。	2016年4月30日
230,400,000ユーロ	現金または現金以外	増資が会社の取得または会社の持分保有目的で、現金以外の対価による場合、除外されることがあり、また、株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがある。	2018年4月30日

条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／または交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／またはオプション権による発行の失効日

230,400,000ユーロ	2015年4月30日
230,400,000ユーロ	2016年4月30日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日

配当

以下の表は、2013年、2012年および2011年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2013年度（提案）	2012年度	2011年度
宣言現金配当（単位：百万ユーロ）[1]	765	764	689
普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）	0.75	0.75	0.75

1　2013年度の現金配当は、2013年12月31日現在の発行済株式数に基づいている。

貸借対照表日以後に宣言された配当はなかった。

35－ 従業員給付

株式報酬制度

当グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。権利確定は通常、解雇または退職等の場合には、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	早期退職規定	適格者
2013	年次報奨	1/3：12ヶ月[1] 1/3：24ヶ月[1] 1/3：36ヶ月[1]	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
		または、45ヶ月後に一括で権利確定[1]	あり[2]	取締役会または上級管理職グループのメンバー
	リテンション／新規雇用	個別仕様	あり	主要なスタッフを引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨－アップフロント	付与時に直ちに権利確定[3]	なし	規制従業員
2012/2011	年次報奨	1/3：12ヶ月[4] 1/3：24ヶ月[4] 1/3：36ヶ月[4]	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
	リテンション／新規雇用	個別仕様	あり	主要なスタッフを引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨－アップフロント	付与時に直ちに権利確定[3]	なし	規制従業員
2010	年次報奨	付与後12ヶ月から45ヶ月までを9つの期間に均等に分け、段階的に権利確定	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
		または、45ヶ月後に一括で権利確定	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員

	リテンション／新規雇用	個別仕様	なし	主要なスタッフを引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
2009	年次報奨	50%：24ヶ月 25%：36ヶ月 25%：48ヶ月	なし	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
	リテンション／新規雇用	個別仕様	なし	主要なスタッフを引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員

1 取締役または上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。
2 早期退職規定は取締役には適用されない。
3 取締役については、3年のリテンション期間後の株式受渡し。その他の全規制従業員については、6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し。
4 取締役については、別のスケジュールが適用される。その他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し

さらに、当グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、加入しているドイツ銀行事業体に在職中の全従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2013年11月から始まった第5期には、31ヶ国の従業員計20,000名以上が当該制度に加入していた。

当グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

シェア・プランの変動状況

	株式ユニット（単位：千）	1ユニット当たり加重平均付与日公正価値（ユーロ）
2011年12月31日現在残高	**69,695**	**37.37**
付与	38,648	30.00
発行	-43,425	33.80
失効	-2,419	38.37
2012年12月31日現在残高	**62,499**	**35.25**
付与	26,250	34.89
発行	-35,555	37.37
失効	-1,903	34.95
2013年12月31日現在残高	**51,291**	**33.61**

この表には、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2013年、2012年および2011年12月31日終了年度において、それぞれ合計約32百万ユーロ、約44百万ユーロおよび約35百万ユーロであった。

2013年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約17億ユーロであった。このうち、12億ユーロが報酬費用として当該報告年度、またはそれ以前に認識された。このため、2013年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計5億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報奨の権利確定により、2014年2月に約11.8百万株が制度加入者に発行された（このうち、0.4百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

さらに、当グループは、2014年2月に、2014年度の修正後のプランの条件が付されたDBエクイティ・プランに基づき、約25百万ユニットの報奨を1ユニット当たり付与価値35.44ユーロで付与した。このうち約0.6百万ユニットは、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づき付与された。

2014年2月に発行および付与されたユニットを考慮した、2014年2月末現在の発行済株式報奨残高は、約65百万ユニットであった。

退職後給付制度

制度の特性

当グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の

発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当グループの確定給付制度に重点を置いている。

当グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達が決定される部分がある。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,670	659	359	671	5,359
受給待機中の加入者	1,577	1,894	399	122	3,992
受給中の加入者	4,240	1,035	378	229	5,882
確定給付制度債務合計	9,487	3,588	1,136	1,022	15,233
制度資産の公正価値	9,142	4,099	856	921	15,018
積立率（%）	96	114	75	90	99

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,583	605	405	741	5,334
受給待機中の加入者	1,540	1,742	450	135	3,867
受給中の加入者	4,140	952	426	253	5,771
確定給付制度債務合計	9,263	3,299	1,281	1,129	14,972
制度資産の公正価値	7,741	3,980	949	932	13,602
積立率（%）	84	121	74	83	91

当グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスおよびオランダにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会およびその同等組織と団体ベースで合意される。当グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当グループにとって長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当グループのアプローチである。同時に、当グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。英国では、当グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、主要な確定給付年金制度が依然として当該制度に適格な在職中の従業員のために2011年に再設計された。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。

当グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。後者の制度は、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、その所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当グループの2013年12月31日および2012年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計151百万ユーロおよび164百万ユーロであった。給付構造と組み合わせて、これらの制度は当グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度については当グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2013年度の実際の給付支払額	375	70	107	102	654
2014年度の給付支払予定額	377	66	65	61	569
2015年度の給付支払予定額	385	73	63	57	578
2016年度の給付支払予定額	401	77	66	57	601
2017年度の給付支払予定額	422	87	66	58	633
2018年度の給付支払予定額	445	93	66	59	663
2019年度から2023年度の給付支払予定額	2,532	605	351	293	3,781
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	14	20	12	15	15

複数事業主制度

当グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVVのメンバーである。BVVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVVへの拠出を行う。BVVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額は増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。BVVは複数事業主確定給付制度であるが、当グループでは、当グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BVVの直近の開示によると、当該制度には当グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過は制度加入者に分配されるため、当グループの将来の拠出額は減少しない。将来的にBVVが清算される場合、当グループへの追加負債は発生しない。

確定拠出制度に対する当グループの費用には、ドイツ・ポストバンクAGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

ガバナンスおよびリスク

当グループでは、当グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、取締役が委員長を努める年金リスク委員会を設置した。当該委員会は、四半期毎に開催され、取締役会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）、資産投資、規制または法的要件に関連する当グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化（寿命等）の監視を指す。中でも、取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当グループの主要な年金諸国において、当グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

全体的に当グループは、退職後給付の資金調達に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。当グループは、この目的のために当グループが開発した特定の測定基準およびストレス・シナリオを使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

積立

当グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。

当グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、最低積立要件が定められている。当グループは、当グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほぼ完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。例えば英国および米国の場合、これらの国における2014年度の主要制度の積立拠出はほぼゼロになると見込まれている。ドイツでは一般的に最低積立要件は適用されないが、当グループは当グループの積立方針に基づいて、2014年度第4四半期に外部の年金信託に対する現金拠出を検討する予定である。

退職後医療制度については、当グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時にグループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを現地保険数理士に提供している。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2013年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国[1]	その他
割引率（%）	3.6	4.5	4.8	3.4
物価インフレ率（%）	1.9	3.7	2.3	2.2
将来給与水準の名目上昇率（%）	2.8	4.7	2.3	3.1
年金支給額の名目上昇率（%）	1.9	3.5	2.3	1.4
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	18.7	23.6	19.1	21.0
測定日現在65歳の女性	22.8	25.2	20.9	23.3
測定日現在45歳の男性	21.4	25.3	20.5	22.6
測定日現在45歳の女性	25.3	27.0	21.7	24.7
適用した死亡率表	ホイベックの2005年Gガイドライン表	SAPS Light表とCMIの2010年予測	RP2000 Combined Healthy表	各国特有の表

	2012年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国[1]	その他
割引率（%）	3.7	4.6	3.8	3.0
物価インフレ率（%）	2.1	3.3	2.4	2.2
将来給与水準の名目上昇率（%）	3.0	4.3	2.4	3.2
年金支給額の名目上昇率（%）	2.1	3.2	2.4	1.2
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	18.6	23.6	19.0	21.4
測定日現在65歳の女性	22.7	25.3	20.8	23.9
測定日現在45歳の男性	21.3	25.3	20.4	23.1
測定日現在45歳の女性	25.2	27.3	21.7	25.4
適用した死亡率表	ホイベックの2005年Gガイドライン表	SAPS Light表とCMIの2010年予測	RP2000 Combined Healthy表	各国特有の表

1　キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は、関連する制度の将来の給付が実際に支払われると予測される時期、金額および通貨を反映した、優良社債のイールドカーブを基に設定されている。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と整合したデュレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の名目上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含められる。

負債および資産の増減の調整表－貸借対照表に与える影響

以下の表は、IAS第19号Rに従って、退職後確定給付制度負債および資産の2013年度および2012年度における増減の調整をそれぞれ示している。2012年度の数値はIAS第19号Rに準拠するよう修正されているため、2012年度の当グループの財務報告書に表示されている金額とは必ずしも一致しない。

					2013年度
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	**9,263**	**3,299**	**1,281**	**1,129**	**14,972**
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	163	28	24	70	285
利息費用	340	145	48	33	566
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	19	2	-3	-42	-24
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-1	-34	1	-2	-36
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-4	278	-71	-12	191
実績により生じた数理計算上の差異	-12	3	14	-10	-5
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	5	0	0	14	19
給付の支払	-375	-70	-107	-102	-654
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得／売却[1]	90	0	0	0	90
為替レートの変動	0	-63	-51	-40	-154
その他	-1	0	0	-16[2]	-17
期末残高	**9,487**	**3,588**	**1,136**	**1,022**	**15,233**
このうち：					
非積立式	7	14	154	137	312
積立式	9,480	3,574	982	885	14,921
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	**7,741**	**3,980**	**949**	**932**	**13,602**
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	316	175	35	30	556
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-601	98	-46	-8	-557
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	5	0	0	14	19
事業主による拠出額	1,960	3	53	53	2,069
給付の支払[3]	-352	-69	-95	-79	-595
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得／売却[1]	73	0	0	0	73

為替レートの変動	0	-81	-38	-19	-138
制度管理費用	0	-7	-2	-2	-11
期末残高	**9,142**	**4,099**	**856**	**921**	**15,018**
期末現在の積立状況	**-345**	**511**	**-280**	**-101**	**-215**
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-29	-29
期末残高	**0**	**0**	**0**	**-29**	**-29**
認識された純資産（負債）	**-345**	**511**	**-280**	**-130**	**-244**[4]

1 DB Investment Services。
2 退職後給付制度のその他の長期従業員給付制度への分類変更。
3 積立式制度のみ。
4 このうち628百万ユーロはその他の資産に、840百万ユーロはその他の負債に認識された。さらに、25百万ユーロおよび57百万ユーロが、それぞれ売却目的保有資産および売却目的保有負債に認識されている。

					2012年度
単位：百万ユーロ	**ドイツ**	**英国**	**米国**	**その他**	**合計**
確定給付制度債務の現在価値の増減：[1]					
期首残高	**7,984**	**2,904**	**1,232**	**1,000**	**13,120**
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	140	28	27	62	257
利息費用	385	149	54	38	626
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	17	2	0	13	32
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	0	2	29	4	35
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	1,181	208	98	97	1,584
実績により生じた数理計算上の差異	-67	-2	-45	-14	-128
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	4	0	0	15	19
給付の支払	-382	-68	-97	-76	-623
決済に係る支払	0	0	0	-2	-2
取得／売却[1]	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	76	-24	-9	43
その他[2]	1	0	7	1	9
期末残高	**9,263**	**3,299**	**1,281**	**1,129**	**14,972**
このうち：					
非積立式	1,152	14	177	172	1,515
積立式	8,111	3,285	1,104	957	13,457
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	**7,085**	**3,765**	**933**	**811**	**12,594**
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	347	194	40	34	615
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	550	-35	47	50	612
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	4	0	0	15	19
事業主による拠出額	46	26	36	53	161

給付の支払[3]	-291	-67	-87	-32	-477
決済に係る支払	0	0	0	-2	-2
取得／売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	99	-18	4	85
制度管理費用	0	-2	-2	-1	-5
期末残高	**7,741**	**3,980**	**949**	**932**	**13,602**
期末現在の積立状況	**-1,522**	**681**	**-332**	**-197**	**-1,370**
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	0	0
期末残高	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
認識された純資産（負債）	**-1,522**	**681**	**-332**	**-197**	**-1,370**[4]

1　2012年度の比較数値は、IAS第19号Rの適用による影響につき修正されている。
2　小規模な制度の初度適用に係る期首残高を含む。
3　積立式制度のみ。
4　このうち926百万ユーロはその他の資産に、2,296百万ユーロはその他の負債に認識された。

当グループに係る補填の権利はない。

スイスでは再構築に伴う制度の改訂および縮小が行われ、結果として2013年度に関連年金債務が減少した。当該減少額のうち46百万ユーロは、2013年度に過去勤務利益として認識されている。当該再構築により、2013年12月31日現在の制度の資産は制度の確定給付制度債務を超過することとなった。当グループでは、29百万ユーロの回収不能な積立超過額を認識している。これは、当グループが当該ポジションの経済的便益を完全に実現できるとは見込んでいないためである。資産として扱われる構成要素の経済的便益は、当グループの拠出額における将来の潜在的な減額見込額の現在価値に基づいて見積られている。

退職後給付制度資産については、2013年度において、当グループが外部の年金信託に対して行った通常の拠出に加え、ドイツで、これまで積立不足であったポストバンクの確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、約14.5億ユーロの拠出が行われた。

投資戦略

当グループの主たる投資目標は、従業員に対して長期間給付を行う当グループの費用を削減するため、デュレーション・ミスマッチおよび資産クラスの多様化を通じていくらかの限定された金額のリスク負担を負うことで、確定給付制度の積立状況の著しい変動に対する免疫性を当グループに持たせることである。

当グループの積立式確定給付制度の大半には、年金負債対応投資（LDI）アプローチが適用されている。その目的は、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクを最小化することにある。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

これらのリスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。ヘッジ手段には、主に金利およびインフレ・スワップが含まれる。また、クレジット・デフォルト・スワップや金利先物等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対するエクスポージャーを決定するために完全な「ルック・スルー」アプローチ（すなわち、このエクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）を適用した、当グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

	2013年12月31日現在					2012年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計

現金および現金同等物	133	134	40	59	366	57	61	44	65	227
資本性金融商品[1]	138	486	84	259	967	532	409	86	166	1,193
投資適格債[2]										
国債	3,886	1,201	312	227	5,626	1,933	1,146	337	251	3,667
民間債	5,118	1,513	333	247	7,211	4,815	2,005	353	271	7,444
投資不適格債										
国債	103	0	0	1	104	143	109	8	4	264
民間債	135	45	4	22	206	394	13	6	28	441
仕組み商品	20	531	40	22	613	5	212	68	21	306
保険	0	0	0	41	41	0	0	0	40	40
オルタナティブ										
不動産	59	95	0	30	184	40	93	0	30	163
コモディティ	25	0	0	2	27	55	0	0	6	61
プライベート・エクイティ	50	1	0	0	51	49	0	0	0	49
その他	40	0	0	3	43	63	0	0	21	84
デリバティブ（時価）										
金利	-267	62	43	7	-155	-48	-44	47	26	-19
クレジット	36	0	0	0	36	-116	0	0	-1	-117
インフレ	-349	29	0	0	-320	-222	-24	0	-14	-260
為替	18	2	0	1	21	38	0	0	1	39
その他	-3	0	0	0	-3	3	0	0	17	20
制度資産の公正価値合計	9,142	4,099	856	921	15,018	7,741	3,980	949	932	13,602

1　株式エクスポージャーの配分は概ね、各市場における代表的な指数に沿っている（例：英国のベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス）。

2　投資適格とはBBB以上を指す。当グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格程度である。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に投資された、当グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。参考のために上表と一致した内訳で表記している。

	2013年12月31日現在					2012年12月31日現在				
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	133	132	35	59	359	57	61	44	65	227
資本性金融商品	99	486	84	259	928	528	409	86	145	1,168
投資適格債										
国債	3,048	1,201	0	219	4,468	1,912	1,146	0	239	3,297
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仕組み商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ（時価）										
金利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クレジット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

相場価格のある制度資産の公正価値合計	**3,280**	**1,819**	**119**	**537**	**5,755**	**2,497**	**1,616**	**130**	**449**	**4,692**

上記以外の資産はすべて「その他」の資産に投資されており、その大半はIFRS第13号に基づくレベル2の資産（主に投資適格社債）に投資されている。全体的に比較的小規模な要素がIFRS第13号に基づくレベル3の資産に分類されており、これらは主に不動産、保険契約およびデリバティブ契約である。

以下の表は、当グループの2013年12月31日現在の積立式確定給付制度の資産配分を、主要地域別に示したものである。資産の金額には「相場価格のある」資産と「相場価格のない」資産の双方が含まれている。

	2013年12月31日現在						
単位：百万ユーロ	**ドイツ**	**英国**	**米国**	**その他ユーロ圏**	**その他先進国**	**新興市場**	**合計**
現金および現金同等物	133	134	40	25	28	6	366
資本性金融商品	176	84	315	87	221	84	967
国債[1]	3,175	1,226	346	394	34	555	5,730
民間債（投資適格以上）	686	1,025	1,627	2,739[2]	855	279	7,211
民間債（投資不適格）	5	28	84	55	20	14	206
仕組み商品	21	534	39	10	8	1	613
小計	**4,196**	**3,031**	**2,451**	**3,310**	**1,166**	**939**	**15,093**
その他の資産区分							-75
制度資産の公正価値							**15,018**

1　投資適格および投資不適格の国債が含まれている。
2　この金額の大半がフランスおよびオランダの社債関連である。

2013年12月31日現在の制度資産には、時価がマイナス419百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当グループが発行した有価証券2百万ユーロが含まれている。制度資産には、当グループで使用している不動産は一切含まれていない。

主要な仮定の感応度

当グループの確定給付制度債務は、数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各仮定は単独で変更されている。感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表す標準的な測定尺度の一つである。

例えば、割引率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

当グループでは大半の積立式確定給付制度においてLDIアプローチを適用していることから、市況の変化が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）および制度資産に影響を及ぼす。そのため、主要な市場の変動に関連した当グループのリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、確定給付制度債務および制度資産の変動による純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当グループの主要制度の資産関連の感応度は、当グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算される。

感応度は、主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当グループはこうした仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成するさまざまな制度の間で異なる場合がある。主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

	2013年12月31日現在				2012年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	**ドイツ**	**英国**	**米国**	**その他**	**ドイツ**	**英国**	**米国**	**その他**
割引率（-100bp）：								
DBOの増加額（—）	-1,355	-800	-60	-155	-1,305	-715	-90	-180

制度資産の予想増加額（＋）[1]	1,200	640	55	85	950	660	75	90
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**-155**	**-160**	**-5**	**-70**	**-355**	**-55**	**-15**	**-90**
割引率（+100bp）：								
DBOの減少額（＋）	1,185	650	55	130	1,140	585	80	150
制度資産の予想減少額（－）[1]	-1,200	-640	-55	-85	-950	-660	-75	-90
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**-15**	**10**	**0**	**45**	**190**	**-75**	**5**	**60**
信用スプレッド（-100bp）：								
DBOの増加額（－）	-1,355	-800	-140	-155	-1,305	-715	-175	-180
制度資産の予想増加額（＋）[1]	705	170	35	20	805	185	35	20
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**-650**	**-630**	**-105**	**-135**	**-500**	**-530**	**-140**	**-160**
信用スプレッド（+100bp）：								
DBOの減少額（＋）	1,185	650	125	130	1,140	585	155	150
制度資産の予想減少額（－）[1]	-705	-170	-35	-20	-805	-185	-35	-20
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**480**	**480**	**90**	**110**	**335**	**400**	**120**	**130**
物価インフレ率（-50bp）：[2]								
DBOの減少額（＋）	325	265	0	55	325	250	0	55
制度資産の予想減少額（－）[1]	-195	-260	0	-15	-225	-275	0	-15
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**130**	**5**	**0**	**40**	**100**	**-25**	**0**	**40**
物価インフレ率（+50bp）：[2]								
DBOの増加額（－）	-335	-285	0	-60	-340	-270	0	-55
制度資産の予想増加額（＋）[1]	195	260	0	15	225	275	0	15
積立状況への予想純影響額（増加（＋）／減少（－））	**-140**	**-25**	**0**	**-45**	**-115**	**5**	**0**	**-40**
将来給与水準の実質上昇率（-50bp）：								
DBOの減少額（＋）、積立状況への純影響額	70	10	0	20	75	15	0	25
将来給与水準の実質上昇率（+50bp）：								
DBOの増加額（－）、積立状況への純影響額	-70	-10	0	-20	-75	-15	0	-30
寿命の10%の改善：[3]								
DBOの増加額（－）、積立状況への純影響額	-220	-75	-20	-15	-210	-60	-25	-15

1　制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイス、オランダおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の公正価値には変動がないと仮定している。

2　物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金支払額の名目上昇率の変動への感応度を組み込んでいる。

3　全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2014年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

単位：百万ユーロ	2014度 合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	215
BVV	50
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	100
その他確定拠出制度	230
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	35

退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	630

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号RおよびIFRS第2号の規定にそれぞれ基づく退職後給付費用および株式に基づく報酬費用の内訳を示しており、再構築費用の一部として認識された金額を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
確定給付制度費用：[1]			
勤務費用	261	289	243
純利息費用（収益）	10	11	42
確定給付制度費用合計	**271**	**300**	**285**
確定拠出制度費用：			
BVV	51	51	53
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	97	105	112
その他の確定拠出制度	221	219	186
確定拠出制度費用合計	**369**	**375**	**351**
退職後給付制度費用合計	**640**	**675**	**636**
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	**230**	**231**	**226**
株式に基づく報酬費用：			
株式に基づく報酬費用（株式決済型）	918	1,097	1,261
株式に基づく報酬費用（現金決済型）	29	17	28

1　2011年度および2012年度の比較数値は、IAS第19号Rの適用による影響につき修正されている。

36－ 法人所得税

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	913	731	1,683
過年度修正[1]	41	-956	-232
当期税金費用（ベネフィット）合計	**954**	**-225**	**1,451**
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生および解消	7	579	-143
税法および／または税率改正の影響	35	9	110
過年度修正[1]	-221	135	-354
繰延税金費用（ベネフィット）合計	**-179**	**723**	**-387**
法人所得税費用（ベネフィット）合計	**775**	**498**	**1,064**

1　2012年度の過年度修正には、当期税金ベネフィット435百万ユーロが含まれ、同額が繰延税金費用と相殺されている。

法人所得税費用には、保険契約者利益に帰属する保険契約者税（2013年度では法人所得税費用が23百万ユーロ、2012年度では法人所得税費用が12百万ユーロおよび2011年度では法人所得税ベネフィットが28百万ユーロ）が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは2013年度の当期税金費用を3百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2012年度の当期税金ベネフィットが94百万ユーロ増加し、2011年度の当期税金費用が35百万ユーロ減少した。

繰延税金ベネフィット合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除／将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは2013年度の繰延税金ベネフィットを237百万ユーロ増加させた。これらの影響により、2012年度の繰延税金費用が91百万ユーロ増加し、2011年度の繰延税金ベネフィットが262百万ユーロ増加した。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用との差異

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
内国法人所得税率31%（2012年度31%および2011年度30.8%）による予想税金費用	451	252	1,657
外国税率差異	154	36	-28
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-337	-497	-467
持分法適用投資による損失（利益）	-84	-74	-39
減算不能費用	571	563	297
のれんの減損	0	630	0
繰延税金資産の認識および測定の変更[1]	-240	-3	-297
税法および／または税率改正の影響	35	9	110
株式に基づく報酬に関連する影響	-5	-17	90
保険契約者税の影響	23	12	-28
その他[1]	207	-413	-231
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	775	498	1,064

1　過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の2013年度および2012年度の「その他」は主に、税務当局によるこれらの調査が決着したことによる影響が含まれている。

2013年12月31日終了年度の繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は31%であった。2012年度の内国法人所得税率は31%で、2011年度は30.8%であった。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差益／損	58	407	-50
売却可能金融資産：			
期中未実現純利得/損失	-21	-539	173
純損益に振り替えられた純利得／損失	103	6	-11
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得/損失	-58	-5	92
純損益に振り替えられた純利得/損失	-10	-13	-1
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得/損失	-175	104	-129
純損益に振り替えられた純利得/損失	1	0	1
その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税	-102	-40	75
資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税	65	34	46

当グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
繰延税金資産：		
繰越欠損金	2,300	1,800
繰越税額控除	191	166
将来減算一時差異：		
トレーディング業務	8,719	12,114
土地建物および設備	796	829
その他の資産	2,355	2,758
有価証券評価	280	524
貸倒引当金	814	750
その他の引当金	952	1,503

その他の負債	1,103	890
繰延税金資産合計（相殺前）	**17,510**	**21,334**
繰延税金負債：		
将来加算一時差異：		
トレーディング業務	8,024	11,105
土地建物および設備	49	48
その他の資産	843	1,037
有価証券評価	1,123	1,217
貸倒引当金	97	108
その他の引当金	298	455
その他の負債	1,106	1,099
繰延税金負債合計（相殺前）	**11,540**	**15,069**

繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
繰延税金資産として表示	7,071	7,712
繰延税金負債として表示	1,101	1,447
繰延税金資産純額	**5,970**	**6,265**

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致していない。これは、(1)資本に直接計上された繰延税金、(2)ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、(3)通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および(4)その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在[1]	2012年12月31日現在[1]
将来減算一時差異	**-341**	**-332**
無期限	-3,720	-3,064
翌期に期限到来	-1	-10
翌期後に期限到来	-1,671	-2,227
繰越欠損金	**-5,392**	**-5,301**
翌期後に期限到来	-224	-287
繰越税額控除	**-224**	**-287**

1　表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、当グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ54億ユーロおよび13億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当グループは、2013年12月31日および2012年12月31日現在、当グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ120百万ユーロおよび138百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

37－ デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当グループは、トレーディング目的およびリスク管理目的の双方で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記１「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された当グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

トレーディング目的で保有するデリバティブ

セールス・アンド・トレーディング

当グループのデリバティブ取引の大半は、セールス・アンド・トレーディング活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。トレーディングには、マーケット・メーキング、ポジショニングおよび裁定取引活動が含まれる。マーケット・メーキングには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。ポジショニングは、価格、レートまたは指標の有利な変動から利益を得ることを見越したリスク・ポジションの管理を意味する。裁定取引には、市場および商品間の価格差の識別およびその価格差から利益を得ることが含まれる。

リスク管理

当グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記１「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ会計

当グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いて公正価値ヘッジを行っている。

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	2,810	200	7,990	2,455

2013年、2012年および2011年12月31日終了年度において、それぞれ24億ユーロの損失、1億ユーロの損失および22億ユーロの利得が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ17億ユーロの利得、4億ユーロの損失および15億ユーロの損失であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

当グループは、金利、株式および為替レートの変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップ、株式指標スワップおよび外国為替予約を用いてキャッシュ・フロー・ヘッジを行っている。

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	30	276	137	430

ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間

単位：百万ユーロ	1年内	1年から3年	3年から5年	5年超

2013年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	80	110	53	136
負債からのキャッシュ・アウトフロー	-25	-37	-37	-36
2013年度の正味キャッシュ・フロー	**55**	**73**	**16**	**100**
2012年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	80	133	89	262
負債からのキャッシュ・アウトフロー	-26	-44	-33	-51
2012年度の正味キャッシュ・フロー	**54**	**89**	**56**	**211**

これらの予想将来キャッシュ・フローのうち、大部分は当グループ最大のキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラム（Maher Terminals LLC）に関連して生じる予定である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資本への計上額[1]	-215	-341	-427
このうち、終了したプログラム関連	-16	-17	-26
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	91	42	-141
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	-35	-45	-3
純損益に計上された非有効部分	1	1	0

1 「資本への計上額」は、連結包括利益計算書に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2013年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2027年である。

純投資ヘッジ会計

当グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	資産	負債	資産	負債
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	1,171	141	244	790

2013年、2012年および2011年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ320百万ユーロ、357百万ユーロおよび218百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

38－ 関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当グループの関連当事者には、以下が含まれる。

－ 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
－ 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
－ ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

当グループは、関連当事者との間にいくつかの取引関係を有している。こうした当事者との取引は、通常の事業活動の過程において、その時点で比較可能な他者との取引に関する一般的な条件と実質上同じ条件（金利および担保を含む。）で行われている。これらの取引は、回収可能性について通常を上回るリスクを含んでおらず、また、その他の不利な特徴を示していなかった。

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当グループは、親会社および取締役の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2011年度
短期従業員給付	18	17	14
退職後給付	3	3	3
その他の長期給付	6	14	6
退職給付	0	15	0
株式に基づく報酬	8	16	5
合計	**35**	**65**	**28**

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらの監査役に支払われる報酬総額の上限は、2013年12月31日現在1百万ユーロ、2012年12月31日現在1.6百万ユーロおよび2011年12月31日現在2百万ユーロであった。

2013年12月31日現在の当グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント4百万ユーロ、ならびに預金12百万ユーロが含まれていた。2012年12月31日現在の当グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント7百万ユーロ、ならびに預金13百万ユーロが含まれていた。

加えて、当グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれらの各子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
期首貸出金残高	**918**	**5,151**
当期貸出額	528	436
当期貸出金返済額	676	4,610[1]
連結会社グループの変動	-397[2]	0
為替レートの変動／その他	-16	-58
期末貸出金残高[3]	**357**	**918**
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	6	47
貸倒引当金繰入額	0	47
保証およびコミットメント	54	55

1 2012年度中の返済額の増加は、主にヨーロッパにおける1件の再編された貸出取引の売却に関連している。

2 2013年度第2四半期に、以前は持分法適用投資として分類されていたいくつかの事業体が初めて完全連結された。このため、これらの投資に対して行われた貸出は、連結上消去された。結果として、関連する貸倒引当金繰入額および貸倒引当金が同時に減少した。

3 延滞貸出金は、2013年12月31日現在2百万ユーロおよび2012年12月31日現在3百万ユーロであった。2013年12月31日および2012年12月31日現在、当グループは上記の貸出金に対してそれぞれ73百万ユーロおよび570百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
期首預金残高	**245**	**247**
当期預金受入額	105	284
当期預金払戻額	179	284
連結会社グループの変動	-3	-3
為替レートの変動／その他	-2	1

期末預金残高[1]	167	245

1　預金は無保証である。

その他の取引

2013年12月31日現在、関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は合計130百万ユーロであり、2012年12月31日現在では110百万ユーロであった。2013年12月31日現在、関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は合計1百万ユーロであり、2012年12月31日現在では4百万ユーロであった。

関連当事者とのその他の取引には、以下の取引も反映された。

Xchanging etb GmbH：2013年9月2日にドイツ銀行AGは、共同支配企業であるXchanging etb GmbH（以下「Xetb」という。）に対する残りの51%の持分の購入を完了したと発表した。同社はXchanging Transaction Bank GmbH（以下「XTB」という。）の持株会社である。当該取得前、ドイツ銀行およびXTBは、ドイツ銀行に対する有価証券処理サービスの提供に関する共同サービス契約の取決めの当事者であった。

この支配の変更以降、すべての取引は連結上消去されているため、関連当事者間取引として開示されていない。

この取得の詳細については、注記3「取得および処分」を参照のこと。

華夏銀行（Hua Xia Bank）：当グループは、華夏銀行に対する持分19.99%を保有しており、2011年2月11日より当該関連会社について持分法による会計処理を行っている。2006年度に、ドイツ銀行と華夏銀行は、クレジット・カード業務におけるドイツ銀行AGの国際的なノウハウおよび華夏銀行の現地の専門知識を組み合わせて、クレジット・カード事業での業務提携を共同で開始した。当該提携に関して、2013年12月31日現在で引当金48百万ユーロが認識されている。この引当金は、当グループの当該提携からの見積債務を取り込んだものである。詳細は注記17「持分法適用投資」に含まれている。

年金制度との取引

IFRSでは、一定の退職後給付制度は関連当事者とみなされる。当グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
制度資産内に保有されている当グループが発行した株式	2	7
その他の資産	29	0
制度資産から当グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	39	38
当グループが相手先であるデリバティブの時価	-419	-242
当グループが相手先であるデリバティブの名目金額	13,851	14,251

39－ 子会社に関する情報

当グループの構成

ドイツ銀行AGは、当グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当グループは2,171（2012年度は2,488）の連結された事業体から構成されており、このうち1,344（2012年度は1,468）は連結のストラクチャード・エンティティである。当グループが支配する968（2012年度は1,103）の事業体については、当グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。1,203（2012年度は1,385）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2012年および2013年12月31日現在、非支配持分は個別でも総額でも当グループにとって重要ではない。

当グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

当グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当グループの能力に影響を及ぼす制約：

- 当グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保差入資産を保有する。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 保険子会社が保有する資産は、主に当該企業の保険契約者に対する債務を履行するために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当グループの能力が制限される場合がある。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	77,984	1,115	120,637	1,971
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	899,257	94,388	1,209,839	123,589
売却可能金融資産	48,326	7,821	49,400	9,669
貸出金	376,582	56,553	397,377	62,840
その他	209,252	7,675	245,023	5,859
合計	1,611,400	167,552	2,022,275	203,927

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けると見なされる総額は、2013年12月31日現在および2012年12月31日現在それぞれ194億ユーロおよび251億ユーロである。

40－ 非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与の性質、目的および範囲

当グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債証券および持分証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債証券および持分証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記１「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。この開示注記の対象である企業は、議決権、契約、資金提供協定や他の手段を通じて当グループが当該企業を支配していないため、連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与の範囲は、ストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。

第三者資金提供企業

当グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

証券化ビークル

当グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ビークルを設立している。それらのビークルは、負債証券および持分証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当グループでは多くの場合、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性与信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対して、投資および流動性与信枠の提供を行っている。

次へ

ファンド

当グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性与信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、運用フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産／負債に係る純利得／（純損失）」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当グループの関与とは、当グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性与信枠、保証、および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当グループが信用プロテクションを購入した場合、当グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とは見なされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスの金融商品（保証、流動性与信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2013年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスの金融商品に関連する名目金額は、それぞれ311十億ユーロ、529十億ユーロおよび273億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当グループではドイツ銀行が受け取った／差し入れた担保またはドイツ銀行の当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャー

ド・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

					2013年12月31日現在
単位：百万ユーロ	リパッケージおよび投資企業	第三者資金提供企業	証券化	ファンド	合計
資産					
利付銀行預け金	0	0	0	303	303
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	0	0	1,797	1,797
借入有価証券	0	0	0	6,819	6,819
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,830	3,097	26,180	89,365	120,472
トレーディング資産	1,216	2,586	26,002	12,949	42,753
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	600	175	169	7,640	8,584
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	15	336	9	68,776	69,136
売却可能金融資産	3	414	2,279	867	3,564
貸出金	101	27,978	13,406	6,153	47,639
その他の資産	0	47	546	37,280	37,872
資産合計	**1,935**	**31,536**	**42,412**	**142,584**	**218,467**
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	471	85	223	8,836	9,615
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	471	85	223	8,836	9,615
負債合計	**471**	**85**	**223**	**8,836**	**9,615**
オフバランスのエクスポージャー	0	2,135	1,104	24,064	27,304
合計	**1,464**	**33,586**	**43,293**	**157,812**	**236,156**
ストラクチャード・エンティティの規模	**20,771**	**74,278**	**1,665,626**	**4,488,622**	

トレーディング資産－トレーディング資産合計428億ユーロは主に、証券化およびファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資それぞれ26十億ユーロおよび129億ユーロから構成されている。当グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーキングに関するものであるか、さもなければ顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産－この区分における関与の大半はファンドへの逆レポ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。
貸出金－476億ユーロの貸出金は、証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。
その他の資産－その他の資産379億ユーロは、主に未決済の有価証券売却に関するファンドからの短期受取債権から構成されている。これらの受取債権は、当該ストラクチャード・エンティティへの差入有価証券によって担保されている。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2013年12月31日現在ドイツ銀行が関与を有していない企業

ドイツ銀行はスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

― 企業への資産の移転
― 企業への元手資本の提供
― 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
― ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当グループと合理的に関連付ける場合にも、ドイツ銀行は当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、ドイツ銀行がスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2013年12月31日現在当グループが関与を有していなかった企業からの総収益は527百万ユーロであった。当グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識されている。スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額は、証券化ならびにリパッケージおよび投資企業に対してそれぞれ32億ユーロおよび37億ユーロであった。

41 ― 保険および投資契約

保険および投資契約から生じる負債

	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	総額	再保険	純額	総額	再保険	純額
保険契約	4,581	-67	4,514	4,654	-73	4,581
投資契約	8,067	0	8,067	7,732	0	7,732
合計	**12,648**	**-67**	**12,581**	**12,386**	**-73**	**12,313**

一般的に、再保険契約に関連する金額は、これらの各貸借対照表科目に与える影響が重要でない場合を除き、総額で報告される。

帳簿価額

以下の表は、保険契約および投資契約に係る負債の増減の内訳を示している。

	2013年度		2012年度	
単位：百万ユーロ	保険契約	投資契約	保険契約	投資契約
期首残高	**4,654**	**7,732**	**4,706**	**7,426**
新規業務	205	52	230	153
請求／引出による支払	-485	-589	-502	-646
既存業務に係るその他の変動	306	1,023	94	617
為替レートの変動	-99	-151	126	182
期末残高	**4,581**	**8,067**	**4,654**	**7,732**

2013年および2012年12月31日終了年度の各年度における、投資契約の「既存業務に係るその他の変動」の1,023百万ユーロおよび617百万ユーロは、主に基礎となる資産の公正価値の変動に起因するものである。

2013年12月31日現在、当グループは保険契約に係る負債46億ユーロを有していた。このうち、24億ユーロは伝統的な年金の支払い、18億ユーロは終身契約および397百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約を表している。保証された年金利回りは、退職時において、保険契約の開始時点で固定された利回りで伝統的な年金を受け取るオプションを保険契約者に付与している。年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約の負債397百万ユーロは、ユニット・リンク型負債288百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金109百万ユーロで構成されている。後者は、固定利率と最善の見積りによる利率の差異、ユニット・リンク型負債の規模および利用率に係る仮定を使用して計算される。

2012年12月31日現在、当グループは保険契約に係る負債47億ユーロを有していた。このうち、24億ユーロは伝統的な年金の支払い、18億ユーロは終身契約および428百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約（ユニット・リンク型負債

300百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金128百万ユーロで構成されている。）を表している。

保険業務関連の主要な仮定

負債は、金利（特に、将来支払う保証付給付コストに適用されるもの）、投資収益、ならびに将来の死亡率が不確実な生命保険および年金給付に係るコストの変動に伴って変動する。

仮定は、将来の金利、死亡率およびコストを含む、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすすべての重要な要素に関連して設定される。長期業務に係る金額が最も影響を受ける仮定は、キャッシュ・フローの割引に使用される金利および死亡率の仮定（特に年金の場合）である。

仮定は、以下のとおりである。

金利

負債の裏付けに使用される資産の性質および期間を考慮した、将来の投資収益の最善の見積りを反映する金利が使用される。予定金利には、債務不履行リスクに対する適切なマージンが加味されている。

死亡率

死亡率は、公表された生命表に基づいているが、同表公表後の基礎となる国民死亡率の変動、会社の過去の実績、および将来の死亡率に関する予測の変更を考慮して、適切に調整されている。保険死亡率には、必要に応じて、将来の不利な変動に対するマージンが加えられる。年金受給者の死亡率は、年金受給者の将来の寿命改善を考慮して調整される。年金受給者の死亡率の改善は、2013年継続死亡率調査の死亡率改善表に100%基づいており、終局的な改善率を年率1%としている。

コスト

非リンク型の契約については、契約ごとの将来の予定コストに対して明確に引当金が計上される。

その他の仮定

年金業務に係る年金利回り保証オプションの利用率を、2013年12月31日終了年度および2012年12月31日終了年度では67%と仮定している。

取得事業の価値（VOBA）に影響を及ぼす主要な仮定

保険事業の取得において、購入価格が、識別可能資産、負債および偶発負債の公正価値純額に対する取得企業の持分を超過した額は、無形資産として会計処理される。この無形資産は、取得日現在の将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を表している。これは取得事業の価値（以下「VOBA」という。）として知られている。

VOBAは、取得事業のプロファイルおよび予想される価値の減少を考慮して決定された償却率で、償却される。取得したVOBAは、定期的に価値の減損レビューが行われ、価値の減少は費用として連結損益計算書に計上される。

Abbey Life Assurance Company Limitedの買収に伴って生じたVOBAの開始残高は、取得日現在の当該事業に係る将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を資産計上することにより算定された。将来の死亡率、疾病、継続および費用に関する仮定が必要な場合には、これらは、最善の見積りに基づき当該事業の過去の実績を考慮して算定された。一般的な経済的仮定は、取得日現在の経済指標を考慮して設定された。

VOBAの償却率は、取得事業のプロファイルおよび予想される将来価値の減少を考慮して決定される。各会計期間末において、VOBAの残高は、取得日現在で実施された当該事業に関連する将来の純利益予想と比較して検証される。

純利益が不十分である場合には、VOBAは裏付け可能な価値まで評価減される。

仮定の主な変更

2007年10月のAbbey Life Assurance Company Limitedの取得時に、保険契約に係る負債は、規制に基づいた金額からIFRS第4号の規定に従った最善の見積額に再計算された。その時に設定された非経済的仮定は変更されていないが、経済的仮定については主要な経済指標の変動に照らして再検討されている。年金契約については、負債は、取得日現在で決定された固定の計算基礎を使用して評価された。

感応度分析（保険契約に関してのみ）

以下の表は、保険契約に係る負債の計算に使用されるいくつかの主要な仮定の変動に対する、当グループの税引前利益および資本の感応度を示している。各感応度テストでは、他の仮定は変動しないことを前提として、ある単独の要素に合理的に想定される変動が起きた場合の影響額が示されている。

	税引前利益への影響		資本への影響	
単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
変数：				
死亡率（10%の悪化）[1]	-8	-10	-6	-8
更新費用（10%の増加）	0	-1	0	-1
金利（1%の増加）	10	12	-144	-151

1　死亡率による影響は、年金受給者の死亡率が10%減少し、他の保険契約に係る死亡率が10%増加すると仮定している。

一定の保険契約については、基礎となる評価基準に、逆偏差引当金（以下「PAD」という。）が含まれている。これらの契約では、予想される将来の経験値が悪化しても、すべてのPADが取り崩されるまでは、保有する準備金の水準は変更されない。一方、経験値が改善しても準備金は増加しない。このため、当該感応度分析において、変数の変動が経験値の悪化を示す場合、表示されている影響は、貸借対照表日現在の最善の見積りに基づく負債額がPAD残高を超過する額である。このため、この表に開示されている数値は、異なる水準の変動による影響を示すものとして利用されるべきではなく、また、異なる時点で変動が生じた場合の影響が同じであると仮定されるべきではない。

42－

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2013年12月31日現在の資産科目

	回収または決済される金額		合計
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超	2013年12月31日現在
現金および銀行預け金	17,155	0	17,155
利付銀行預け金	77,821	163	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	26,355	1,008	27,363
借入有価証券	20,818	51	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	867,731	31,525	899,257
売却可能金融資産	6,561	41,765	48,326
持分法適用投資	0	3,581	3,581
貸出金	121,566	255,016	376,582
土地建物および設備	0	4,420	4,420
のれんおよびその他の無形資産	0	13,932	13,932
その他の資産	106,737	5,803	112,539
当期税金資産	2,098	224	2,322
繰延税金資産考慮前の資産合計	**1,246,842**	**357,487**	**1,604,330**
繰延税金資産			7,071
資産合計			**1,611,400**

2013年12月31日現在の負債科目

	回収または決済される金額		合計
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超	2013年12月31日現在
預金	503,976	23,773	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	13,381	0	13,381
貸付有価証券	2,106	198	2,304
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	620,172	17,232	637,404
その他の短期借入金	59,767	0	59,767
その他の負債	161,239	2,356	163,595
引当金	4,524	0	4,524
当期税金負債	870	730	1,600

長期債務	31,365	101,718	133,082
信託優先証券	5,190	6,736	11,926
自己普通株式購入義務	0	0	0
繰延税金負債考慮前の負債合計	**1,402,591**	**152,743**	**1,555,333**
繰延税金負債			1,101
負債合計			**1,556,434**

2012年12月31日現在の資産科目

	回収または決済される金額		合計
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超	2012年12月31日現在
現金および銀行預け金	27,877	0	27,877
利付銀行預け金	120,377	260	120,637
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	36,451	119	36,570
借入有価証券	23,917	96	24,013
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,180,933	28,906	1,209,839
売却可能金融資産	9,269	40,131	49,400
持分法適用投資	0	3,577	3,577
貸出金	125,446	271,931	397,377
土地建物および設備	0	4,963	4,963
のれんおよびその他の無形資産	0	14,219	14,219
その他の資産	111,842	11,860	123,702
当期税金資産	2,124	265	2,389
繰延税金資産考慮前の資産合計	**1,638,236**	**376,327**	**2,014,563**
繰延税金資産			7,712
資産合計			**2,022,275**

2012年12月31日現在の負債科目

	回収または決済される金額		合計
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超	2012年12月31日現在
預金	544,945	32,265	577,210
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	36,144	0	36,144
貸付有価証券	3,133	33	3,166
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	907,132	18,062	925,193
その他の短期借入金	69,661	0	69,661
その他の負債	173,537	5,562	179,099
引当金	5,110	0	5,110
当期税金負債	962	627	1,589
長期債務	39,919	117,406	157,325
信託優先証券	4,707	7,384	12,091
自己普通株式購入義務	0	0	0
繰延税金負債考慮前の負債合計	**1,785,251**	**181,338**	**1,966,589**
繰延税金負債			1,447
負債合計			**1,968,035**

43－
後発事象

修正を要する主要な後発事象はすべて、当グループの経営成績、財政状態および純資産に認識された。

44－

ドイツ商法第315a条に準拠した連結財務諸表に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度[1]
人件費：		
賃金および給料	10,406	11,398
社会保障費	1,923	2,092
このうち：年金に関するもの	615	642
合計	12,329	13,940

1　2012年度の比較数値は、IAS第19号Rの適用による影響につき修正されている。

従業員

2013年度の平均実働従業員数は97,991名（2012年度：100,380名）で、このうち女性は43,488名（2012年度：44,047名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均51,323名（2012年度：53,236名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

取締役会に対する報酬総額は2013年および2012年12月31日終了年度においてそれぞれ36,890,500ユーロおよび23,681,498ユーロであり、このうち24,947,250ユーロおよび12,678,563ユーロは変動報酬項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2013年および2012年12月31日終了年度において、それぞれ31,933,691ユーロおよび27,406,637ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。新たな報酬規定は、2013年5月23日の年次株主総会で最終改定が行われ、2013年1月1日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2013事業年度に関して、監査役は総額3,862,500ユーロの報酬を受け取り、そのうち2,912,635ユーロは定款の規定に従って2014年2月に支払われた。

2012事業年度の監査役報酬については、以下の規定が適用された。2013年1月、ドイツ銀行は、各監査役に対し、2012年度の業務に関して、固定報酬および会議報酬を支払った。2012事業年度に関しては、ドイツ銀行の長期的な業績に連動した報酬および配当関連賞与は支払われなかった。2012事業年度に関して、監査役会は総額2,335,000ユーロの報酬を受け取った。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2013年および2012年12月31日現在それぞれ総額200,878,857ユーロおよび214,572,881ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2013年および2012年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して2,646,301ユーロおよび2,926,223ユーロ、監査役に対して1,010,814ユーロおよび4,435,782ユーロであった。監査役は2013年度に貸出金1,798,525ユーロを返済した。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（www.deutsche-bank.de/ir/de/content/entsprechenserklaerungen.htm）で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

当グループの監査人に対する報酬の内訳

報酬区分　（単位：百万ユーロ）	2013年度	2012年度
監査報酬	55	50
このうちKPMG AG	31	25
監査関連報酬	16	19

このうちKPMG AG	**12**	**12**
税務関連報酬	8	7
このうちKPMG AG	2	3
その他の全報酬	0	**1**
このうちKPMG AG	0	0
報酬合計	**79**	**76**

次へ

45－
保有株式

469　子会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）
483　ストラクチャード・エンティティ
493　持分法により会計処理されている会社
496　20%以上保有するその他の会社
501　議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

1　特別ファンド。
2　支配されている。
3　会社はドイツ商法第264b条により提供されている免除規定を利用していた。
4　当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
5　ある地方債を購入して、短期プッタブル登録免除調整証書（Short Puttable Exempt Adjusted Receipts（SPEARs））および長期逆変動利付登録免除証書（Long Inverse Floating Exempt Receipts（LIFERs））を発行し、その後それらを投資家に売却する789個の独立した信託（シリーズ番号／存続期間が異なるのみ）からなる。
6　マネージング・ゼネラル・パートナーを通じて支配されている。
7　支配されていない。
8　重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
9　IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
10　IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
11　重要な影響力はない。
12　売却可能有価証券として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
13　公正価値で測定されるものとして分類されたため、持分法により会計処理されていない。

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1	ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト	フランクフルト・アム・マイン		
子会社				
2	Abbey Life Assurance Company Limited	ロンドン		100.0
3	Abbey Life Trust Securities Limited	ロンドン		100.0
4	Abbey Life Trustee Services Limited	ロンドン		100.0
5	ABFS I Incorporated	ボルチモア		100.0
6	ABS Leasing Services Company	シカゴ		100.0
7	ABS MB Limited	ボルチモア		100.0
8	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0
9	Agripower Buddosò Società Agricola a Responsabilità Limitata	ペーザロ		100.0
10	Airport Club für International Executives GmbH	フランクフルト		84.0
11	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		100.0
12	Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		100.0
13	Alex. Brown Management Services, Inc.	ボルチモア		100.0
14	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank-mbH	ベルリン		100.0
15	Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリード		100.0
16	Apexel LLC	ウィルミントン		100.0
17	Argent Incorporated	ボルチモア		100.0
18	Autumn Leasing Limited	ロンドン		100.0
19	Avatar Finance	ジョージタウン		100.0
20	AWM Luxembourg SICAV-SIF	ルクセンブルク		100.0
21	AXOS Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0
22	B.T. Vordertaunus (Luxembourg), S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
23	B.T.I. Investments	ロンドン		100.0
24	BAG	フランクフルト	1	100.0
25	Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
26	Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0
27	Bainsec Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0
28	Bankers International Corporation	ニューヨーク		100.0
29	Bankers International Corporation (Brasil) Ltda.	サンパウロ		100.0
30	Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0
31	Bankers Trust International Limited	ロンドン		100.0
32	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0
33	Bankers Trust Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
34	Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		100.0
35	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0
36	Beachwood Properties Corp.	ウィルミントン	2	0.0
37	Bebek Varlik Yönetym A.S.	イスタンブール		100.0
38	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0
39	BfI-Beteiligungsgesellschaft für Industriewerte mbH	フランクフルト		100.0
40	BHF Club Deal GmbH	フランクフルト		100.0
41	BHF Grundbesitz-Verwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
42	BHF Grundbesitz-Verwaltungsgesellschaft mbH & Co. am Kaiserlei OHG	フランクフルト		100.0
43	BHF Immobilien-GmbH	フランクフルト		100.0
44	BHF Lux Immo S.A.	ルクセンブルク		100.0
45	BHF Private Equity Management GmbH	フランクフルト		100.0
46	BHF Private Equity Treuhand- und Beratungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
47	BHF Trust Management Gesellschaft für Vermögensverwaltung mbH	フランクフルト		100.0
48	BHF Zurich Family Office AG	チューリッヒ		100.0
49	BHF-BANK (Schweiz) AG	チューリッヒ		100.0
50	BHF-BANK Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0
51	BHF-BANK International S.A.	ルクセンブルク		100.0
52	BHF-Betriebsservice GmbH	フランクフルト		100.0
53	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		100.0
54	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH & Co. Immobilienverwaltungs KG	ハーメルン		100.0
55	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		100.0
56	BHW Eurofinance B.V. 清算中	アーネム		100.0
57	BHW Financial Srl 清算中	ヴェローナ		100.0
58	BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハーメルン		100.0
59	BHW Holding AG	ハーメルン		100.0
60	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルク		100.0
61	BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン		100.0
62	BHW-Immobilien GmbH	ハーメルン		100.0
63	Billboard Partners L.P.	ジョージタウン		99.9
64	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
65	Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0
66	Blue Ridge CLO Holding Company LLC	ウィルミントン		100.0
67	Bluewater Creek Management Co.	ウィルミントン		100.0
68	BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
69	Bonsai Investment AG	フラウエンフェルト		100.0
70	Borfield S.A.	モンテビデオ		100.0
71	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0
72	BT Commercial Corporation	ウィルミントン		100.0
73	BT CTAG Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
74	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0
75	BT International (Nigeria) Limited	ラゴス		100.0
76	BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		100.0
77	BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0
78	BT Muritz GmbH	エシュボルン		100.0
79	BT Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0
80	BT Opera Trading S.A.	パリ		100.0
81	BT Sable, L.L.C.	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
82	BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0
83	BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0
84	BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
85	BTVR Investments No. 1 Limited	セントヘリア		100.0
86	Buxtal Pty. Limited	シドニー		100.0
87	C. J. Lawrence Inc.	ウィルミントン		100.0
88	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		100.0
89	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		100.0
90	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		100.0
91	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0
92	3160343 Canada Inc.	トロント		100.0
93	Caneel Bay Holding Corp.	シカゴ	2	0.0
94	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0
95	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0
96	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6
97	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0
98	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニ		100.0
99	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニ		100.0
100	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		100.0
101	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0
102	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニ		100.0
103	Career Blazers New York, Inc.	オールバニ		100.0
104	Career Blazers of Ontario Inc.	ロンドン,オンタリオ州		100.0
105	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		100.0
106	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニ		100.0
107	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		100.0
108	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	2	0.0
109	Cashforce International Credit Support B.V.	ロッテルダム		100.0
110	Castlewood Expansion Partners, L.P.	ウィルミントン		87.5
111	Castor LLC	ウィルミントン	2	0.0
112	Cathay Advisory (Beijing) Company Ltd	北京		100.0
113	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		100.0
114	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		67.6
115	CBI NY Training, Inc.	オールバニ		100.0
116	Centennial River 1 Inc.	デンバー		100.0
117	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0
118	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		100.0
119	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		100.0
120	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0
121	Channel Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
122	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	2	0.0
123	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
124	Civic Investments Limited	セントヘリア		100.0
125	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
126	Coronus L.P.	セントヘリア		100.0
127	CREDA Objektanlage- und -verwaltungsgesellschaft mbH	ボン		100.0
128	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH	ミュンヘン		100.0
129	Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0
130	D B Rail Holdings (UK) No. 1 Limited	ロンドン		100.0
131	ディー・エフ・ジャパン合同会社	東京		100.0
132	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		100.0
133	D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0
134	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		100.0
135	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
136	DB (Gibraltar) Holdings Limited	ジブラルタル		100.0
137	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0
138	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0
139	DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0
140	DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0
141	DB (Tip Top) Limited Partnership	トロント		99.9
142	DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0
143	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0
144	DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0
145	DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		100.0
146	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0
147	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト		100.0
148	DB Bluebell Investments (Cayman) Partnership	ジョージタウン		100.0
149	DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0
150	DB Broker GmbH	フランクフルト		100.0
151	DB Canada GIPF - I Corp.	カルガリー		100.0
152	DB CAPAM GmbH	ケルン		100.0
153	DB Capital Management, Inc.	ウィルミントン		100.0
154	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト		100.0
155	DB Capital Markets Asset Management Holding GmbH	フランクフルト		100.0
156	DB Capital Partners (Asia), L.P.	ジョージタウン		99.7
157	DB Capital Partners (Europe) 2000 - A Founder Partner LP	ウィルミントン	2	0.0
158	DB Capital Partners (Europe) 2000 - B Founder Partner LP	ウィルミントン	2	0.0
159	DB Capital Partners Asia G.P. Limited	ジョージタウン		100.0
160	DB Capital Partners Europe 2002 Founder Partner LP	ウィルミントン	2	0.0
161	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		100.0
162	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited	ジョージタウン		100.0
163	DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0
164	DB Capital Partners, Latin America, L.P.	ジョージタウン		80.2
165	DB Capital, Inc.	ウィルミントン		100.0
166	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポスエロ・デ・アラルコン		100.0
167	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0
168	DB Commodities Canada Ltd.	トロント		100.0
169	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
170	DB Consortium S. Cons. a r.l. 清算中	ミラノ		100.0
171	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0
172	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0
173	DB Crest Limited	セントヘリア		100.0
174	DB Delaware Holdings (Europe) LLC	ウィルミントン		100.0
175	DB Delaware Holdings (UK) Limited	ロンドン		100.0
176	DB Depositor Inc.	ウィルミントン		100.0
177	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		100.0
178	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0
179	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア		100.0
180	DB Enfield Infrastructure Investments Limited	セントヘリア		100.0
181	DB Enterprise GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0
182	DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG	リュッツェン-ゴスタウ	3	100.0
183	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0
184	DB Equity Limited	ロンドン		100.0
185	DB Equity S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
186	DB Fillmore Lender Corp.	ウィルミントン		100.0
187	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0
188	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0
189	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト		100.0
190	DB Fund Services LLC	ウィルミントン		100.0
191	DB Funding LLC #4	ウィルミントン		100.0
192	DB Funding LLC #5	ウィルミントン		100.0
193	DB Funding LLC #6	ウィルミントン		100.0
194	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0
195	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0
196	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0
197	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0
198	DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0
199	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		100.0
200	DB iCON Investments Limited	ロンドン		100.0
201	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		100.0
202	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン-ゴスタウ	3	100.0
203	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0
204	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited	ロンドン		100.0
205	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0
206	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0
207	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0
208	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0
209	DB Investment Management, Inc.	ウィルミントン		100.0
210	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
211	DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0
212	DB Investment Services GmbH	フランクフルト		100.0
213	DB Investment Services Holding GmbH	フランクフルト		100.0
214	DB Investments (GB) Limited	ロンドン		100.0
215	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0
216	DB Jasmine (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0
217	DB Kredit Service GmbH	ベルリン		100.0
218	DB Leasing Services GmbH	フランクフルト		100.0
219	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0
220	DB Managers, LLC	ウエスト　トレントン		100.0
221	DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		100.0
222	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0
223	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0
224	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0
225	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0
226	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0
227	DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0
228	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルク		100.0
229	DB Operaciones y Servicios Interactivos, A.I.E.	バルセロナ		99.9
230	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0
231	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		100.0
232	DB Partnership Management II, LLC	ウィルミントン		100.0
233	DB Partnership Management Ltd.	ウィルミントン		100.0
234	DB PEP V	ルクセンブルク	2	0.2
235	DB PEP V GmbH & Co. KG	ケルン		100.0
236	DB Platinum Advisors	ルクセンブルク		100.0
237	DB Portfolio Southwest, Inc.	ヒューストン		100.0
238	DB Print GmbH	フランクフルト		100.0
239	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0
240	DB Private Equity GmbH	ケルン		100.0
241	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
242	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		100.0
243	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0
244	DB PWM Collective Management Limited	リヴァプール		100.0
245	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルク		100.0
246	DB Rail Trading (UK) Limited	ロンドン		100.0
247	DB Re S.A.	ルクセンブルク		100.0
248	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		100.0
249	DB Risk Center GmbH	ベルリン		100.0
250	DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		100.0
251	DB Road (UK) Limited	ジョージタウン		100.0
252	DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		100.0
253	DB Securities S.A.	ワルシャワ		100.0
254	DB Securities Services NJ Inc.	ニューヨーク		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
255	DB Service Centre Limited	ダブリン		100.0
256	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		100.0
257	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0
258	DB Services New Jersey, Inc.	ウエスト　トレントン		100.0
259	DB Servicios México, S.A. de C.V.	メキシコシティ		100.0
260	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0
261	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0
262	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0
263	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0
264	DB Trips Investments Limited	ジョージタウン	2	0.0
265	DB信託株式会社	東京		100.0
266	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0
267	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0
268	DB U.K. Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
269	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0
270	DB UK Australia Finance Limited	ジョージタウン		100.0
271	DB UK Australia Holdings Limited	ロンドン		100.0
272	DB UK Bank Limited	ロンドン		100.0
273	DB UK Holdings Limited	ロンドン		100.0
274	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0
275	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
276	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
277	DB Vanquish (UK) Limited	ロンドン		100.0
278	DB Vantage (UK) Limited	ロンドン		100.0
279	DB Vantage No. 2 (UK) Limited	ロンドン		100.0
280	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		75.0
281	db x-trackers Holdings (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0
282	DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0
283	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0
284	DBAS Cayman Holdings 2 Limited	ジョージタウン	2	0.0
285	DBC Continuance Inc.	トロント		100.0
286	DBCCA Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0
287	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0
288	DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0
289	DBD Pilgrim America Corp.	ウィルミントン		100.0
290	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0
291	DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
292	DBIGB Finance (No. 2) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0
293	DBNY Brazil Invest Co.	ウィルミントン		100.0
294	DBNZ Overseas Investments (No. 1) Limited	ジョージタウン		100.0
295	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		100.0
296	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0
297	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
298	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0
299	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0
300	DBRMSGP1	ジョージタウン		100.0
301	DBRMSGP2	ジョージタウン		100.0
302	DBS Technology Ventures, L.L.C.	ウィルミントン		100.0
303	DBUKH Finance Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
304	DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0
305	DBUSBZ2, LLC	ウィルミントン		100.0
306	DBVR Investments No. 3 Ltd.	ウィルミントン		100.0
307	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0
308	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0
309	dbX-Asian Long/Short Equity 3 Fund	セントヘリア	1	100.0
310	dbX-Commodity 1 Fund	セントヘリア	1	100.0
311	dbX-Convertible Arbitrage 11 Fund	セントヘリア	1	100.0
312	dbX-Convertible Arbitrage 13 Fund	セントヘリア	1	86.2
313	dbX-Credit 2 Fund	セントヘリア	1	100.0
314	dbX-Credit 3 Fund	セントヘリア	1	98.2
315	dbX-CTA 11 Fund	セントヘリア	1	98.9
316	dbX-CTA 14 Fund	セントヘリア	1	100.0
317	dbX-CTA 16 Fund	セントヘリア	1	98.1
318	dbX-CTA 17B_37 Fund	セントヘリア	1	100.0
319	dbX-CTA 18 Fund	セントヘリア	1	99.2
320	dbX-CTA 19 Fund	セントヘリア	1	100.0
321	dbX-CTA 2 Fund	セントヘリア	1	99.2
322	dbX-CTA 7 Fund	セントヘリア	1	98.8
323	dbX-CTA 9 Fund	セントヘリア	1	100.0
324	dbX-European Long/Short Equity 7 Fund	セントヘリア	1	99.0
325	dbX-Event Driven 1 Fund	セントヘリア	1	100.0
326	dbX-Global Long/Short Equity 10 (Sabre)	セントヘリア	1	99.0
327	dbX-Global Long/Short Equity 8 (Pyramis)	セントヘリア	1	99.1
328	dbX-Global Long/Short Equity 9 Fund	セントヘリア	1	100.0
329	dbX-Global Macro 9 Fund	セントヘリア	1	98.8
330	dbX-High Yield 1 Fund	セントヘリア	1	100.0
331	dbX-Japan Long/Short Equity 4 (AlphaGen Hokuto)	セントヘリア	1	97.9
332	dbX-Risk Arbitrage 1 Fund	セントヘリア	1	100.0
333	dbX-Risk Arbitrage 10 Fund	セントヘリア	1	99.5
334	dbX-Risk Arbitrage 6 Fund	セントヘリア	1	96.7
335	dbX-Risk Arbitrage 9 Fund	セントヘリア	1	99.3
336	dbX-US Long/Short Equity 13 Fund	セントヘリア	1	100.0
337	dbX-US Long/Short Equity 9 Fund	セントヘリア	1	99.3
338	DCAPF Pte. Ltd.	シンガポール		100.0
339	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0
340	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		100.0
341	DeAWM Fixed Maturity	ルクセンブルク		100.0
342	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
343	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0
344	DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0
345	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0
346	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0
347	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0
348	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0
349	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0
350	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0
351	Deutsche Aeolia Power Production S.A.	アテネ		80.0
352	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0
353	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		100.0
354	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0
355	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0
356	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0
357	Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH	フランクフルト		100.0
358	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	フランクフルト		100.0
359	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		100.0
360	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		100.0
361	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0
362	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		100.0
363	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0
364	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0
365	Deutsche Asset Management Canada Limited	トロント		100.0
366	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		100.0
367	Deutsche Asset Management Schweiz	チューリッヒ		100.0
368	Deutsche Auskunftei Service GmbH	ハンブルク		100.0
369	Deutsche Australia Limited	シドニー		100.0
370	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0
371	DEUTSCHE BANK (CHILE) S.A.	サンティアゴ		100.0
372	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0
373	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0
374	Deutsche Bank (Malta) Ltd	セントジュリアン		100.0
375	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポート・ルイス		100.0
376	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		100.0
377	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0
378	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテヴィデオ		100.0
379	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0
380	Deutsche Bank Americas Finance LLC	ウィルミントン		100.0
381	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0
382	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0
383	Deutsche Bank Capital Markets S.r.l.	ミラノ		100.0
384	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		100.0
385	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		100.0
386	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
387	Deutsche Bank Financial LLC	ウィルミントン		100.0
388	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0
389	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		100.0
390	Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0
391	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		100.0
392	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0
393	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピーター・ポート		100.0
394	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0
395	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0
396	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0
397	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		100.0
398	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0
399	Deutsche Bank Nederland N.V.	アムステルダム		100.0
400	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0
401	Deutsche Bank PBC Spólka Akcyjna	ワルシャワ		100.0
402	Deutsche Bank Polska Spólka Akcyjna	ワルシャワ		100.0
403	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0
404	ドイツ銀不動産有限会社	東京		100.0
405	Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.	ニューヨーク		100.0
406	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		100.0
407	Deutsche Bank S.A. – Banco Alemão	サンパウロ		100.0
408	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0
409	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0
410	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0
411	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.8
412	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0
413	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0
414	Deutsche Bank Trust Company New Jersey Ltd.	ジャージーシティ		100.0
415	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0
416	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0
417	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0
418	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		100.0
419	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリード		99.8
420	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0
421	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0
422	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0
423	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0
424	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0
425	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0
426	Deutsche Climate Change Fixed Income QP Trust	セイラム	2	0.0
427	Deutsche Clubholding GmbH	フランクフルト		95.0
428	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		100.0

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
429	Deutsche Custody Global B.V.	アムステルダム		100.0
430	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0
431	Deutsche Custody Nederland B.V.	アムステルダム		100.0
432	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0
433	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		99.9
434	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0
435	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		60.0
436	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0
437	Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0
438	Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0
439	Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0
440	Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0
441	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited	ロンドン		100.0
442	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		100.0
443	Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited	ロンドン		100.0
444	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0
445	Deutsche Friedland	パリ		100.0
446	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		100.0
447	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0
448	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0
449	Deutsche Group Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0
450	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0
451	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0
452	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mbH & Co Löwenstein Palais	フランクフルト		100.0
453	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		99.8
454	Deutsche Haussmann, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
455	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		100.0
456	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
457	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	セントジュリアン		100.0
458	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0
459	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		100.0
460	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		100.0
461	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		100.0
462	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0
463	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		100.0
464	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0
465	Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		100.0
466	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0
467	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0
468	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0
469	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		100.0
470	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		100.0
471	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポート・ルイス		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
472	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		100.0
473	Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0
474	Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		100.0
475	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0
476	Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		100.0
477	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0
478	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0
479	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン		100.0
480	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0
481	Deutsche Long Duration Government/Credit QP Trust	セイラム	2	0.0
482	Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		100.0
483	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0
484	Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0
485	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン		100.0
486	Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd	シンガポール		100.0
487	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0
488	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0
489	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		100.0
490	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0
491	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン		100.0
492	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0
493	Deutsche Postbank AG	ボン		94.1
494	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットランジュ		100.0
495	Deutsche Postbank International S.A.	シュットランジュ		100.0
496	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0
497	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0
498	Deutsche Securities (Perú) S.A.	リマ		100.0
499	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.1
500	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.1
501	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0
502	Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0
503	Deutsche Securities Corredores de Bolsa Spa	サンティアゴ		100.0
504	ドイツ証券株式会社	東京		100.0
505	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0
506	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0
507	Deutsche Securities Limited	香港		100.0
508	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポート・ルイス		100.0
509	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0
510	Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		100.0
511	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		100.0
512	Deutsche Securities Sociedad de Bolsa S.A.	ブエノスアイレス		100.0
513	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0
514	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0
515	Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0
516	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
517	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		100.0
518	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0
519	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0
520	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0
521	Deutsche Ultra Core Fixed Income QP Trust	セイラム	2	0.0
522	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0
523	DFC Residual Corp.	カーソンシティ		100.0
524	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
525	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
526	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
527	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		100.0
528	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
529	DIV Holding GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0
530	DMG Technology Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0
531	DMJV	ニューヨーク	2	0.0
532	DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
533	Drolla GmbH	フランクフルト		100.0
534	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0
535	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0
536	DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
537	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト		99.5
538	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		100.0
539	DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.	マドリード		100.0
540	DWS Investments Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0
541	DWS Investments Service Company	ウィルミントン		100.0
542	DWS RREEF Real Estate Securities Income Fund	ニューヨーク		100.0
543	DWS Trust Company	セイラム		100.0
544	easyhyp GmbH	ハーメルン		100.0
545	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG	ハンブルク		65.2
546	EDORA Funding GmbH	フランクフルト		100.0
547	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0
548	ELBI Funding GmbH	フランクフルト		100.0
549	ELDO ACHTE Vermögensverwaltungs GmbH	エシュボルン		100.0
550	ELDO ERSTE Vermögensverwaltungs GmbH	エシュボルン		100.0
551	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0
552	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0
553	Equipment Management Services LLC	ウィルミントン		100.0
554	Estate Holdings, Inc.	セント・トーマス島	2	0.0
555	Evergreen Amsterdam Holdings B.V.	アムステルダム		100.0
556	Evergreen International Holdings B.V.	アムステルダム		100.0
557	Evergreen International Investments B.V.	アムステルダム		100.0
558	Evergreen International Leasing B.V.	アムステルダム		100.0
559	Exinor SA	バストーニュ		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
560	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH	ケルン		100.0
561	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0
562	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0
563	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0
564	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0
565	Fenix Mercury 1 S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		60.0
566	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.L.	ミラノ		100.0
567	Filaine, Inc.	ウィルミントン	2	0.0
568	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		100.0
569	Firstee Investments LLC	ウィルミントン		100.0
570	Fondo de Inversión Privado NPL Fund Two	サンティアゴ	1	70.0
571	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト		100.0
572	Frankfurt Family Office GmbH	フランクフルト		100.0
573	Frankfurt Finanz-Software GmbH	フランクフルト		100.0
574	FRANKFURT-TRUST Invest Luxemburg AG	ルクセンブルク		100.0
575	FRANKFURT-TRUST Investment-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
576	Frankfurter Beteiligungs-Treuhand Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
577	Frankfurter Vermögens-Treuhand Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
578	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
579	Funds Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
580	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl „Rimbachzentrum” KG	バート・ホンブルク		74.0
581	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0
582	GbR Goethestraße	ケルン		94.0
583	Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0
584	German Access LLP	ロンドン		100.0
585	German American Capital Corporation	ボルチモア		100.0
586	Global Commercial Real Estate Special Opportunities Limited	セントヘリア		100.0
587	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	2	0.0
588	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9
589	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		100.0
590	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		59.7
591	Gulara Pty Ltd	シドニー		100.0
592	GUO Mao International Hotels B.V.	アムステルダム		100.0
593	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		100.0
594	HAC Investments Portugal - Servicos de Consultadoria e Gestao Ltda.	リスボン		100.0
595	八景島合同会社	東京		95.0
596	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		100.0
597	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0
598	Hudson GmbH	エシュボルン		100.0
599	Hypotheken-Verwaltungs-Gesellschaft mbH	フランクフルト		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
600	IC Chicago Associates LLC	ウィルミントン	2	0.0
601	IFN Finance N.V.	アントワープ		100.0
602	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0
603	Imodan Limited	ポート・ルイス		100.0
604	Industrie-Beteiligungs-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
605	International Operator Limited （メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
606	IOS Finance EFC, S.A.	バルセロナ		100.0
607	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0
608	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
609	IVAF II Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
610	出雲キャピタル有限会社	東京		100.0
611	JADE Residential Property AG	エシュボルン		100.0
612	JR Nominees (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0
613	城ヶ島合同会社	東京		100.0
614	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト		100.0
615	KHP Knüppe, Huntebrinker & Co. GmbH	オスナブリュック		100.0
616	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0
617	Kingfisher (Ontario) LP	トロント		100.0
618	Kingfisher Holdings I (Nova Scotia) ULC	ハリファックス		100.0
619	Kingfisher Holdings II (Nova Scotia) ULC	ハリファックス		100.0
620	Kingfisher Nominees Limited	オークランド		100.0
621	Klöckner Industriebeteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
622	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		100.0
623	Kradavimd UK Lease Holdings Limited	ロンドン		100.0
624	Kunshan RREEF Equity Investment Fund Management Co. Ltd.	崑山		100.0
625	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0
626	Lammermuir Leasing Limited	ロンドン		100.0
627	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0
628	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0
629	Legacy Reinsurance, LLC	バーリントン		100.0
630	Liegenschaft Hainstraße GbR	フランクフルト	2	0.0
631	Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		100.0
632	Luxembourg Family Office S.A.	ルクセンブルク		100.0
633	LWC Nominees Limited	オークランド		100.0
634	MAC Investments Ltd.	ジョージタウン		100.0
635	Maher 1210 Corbin LLC	ウィルミントン		100.0
636	Maher Chassis Management LLC	ウィルミントン		100.0
637	Maher Terminals Holding Corp.	トロント		100.0
638	Maher Terminals LLC	ウィルミントン		100.0
639	Maher Terminals Logistics Systems LLC	ウィルミントン		100.0
640	Maher Terminals USA, LLC	ウィルミントン		100.0
641	Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.	ハミルトン		100.0
642	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリード		100.0
643	Mayfair Center, Inc.	ウィルミントン		100.0
644	MEF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
645	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		62.0
646	MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0
647	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0
648	„modernes Frankfurt“ private Gesellschaft für Stadtentwicklung mbH i.L.	フランクフルト		100.0
649	Morgan Grenfell & Co. Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
650	Morgan Grenfell Development Capital Holdings Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
651	Morgan Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
652	Mortgage Trading (UK) Limited	ロンドン		100.0
653	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0
654	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0
655	Mountain Recovery Fund I 有限会社	東京		100.0
656	エム・アール・エフ・ツー有限会社	東京		100.0
657	MXB U.S.A., Inc.	ウィルミントン		100.0
658	Navegator – SGFTC, S.A.	リスボン		100.0
659	NCKR, LLC	ウィルミントン		100.0
660	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン		100.0
661	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		100.0
662	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		100.0
663	Nevada Property 1 LLC	ウィルミントン		100.0
664	Nevada Restaurant Venture 1 LLC	ウィルミントン		100.0
665	Nevada Retail Venture 1 LLC	ウィルミントン		100.0
666	NIDDA Grundstücks- und Beteiligungs-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
667	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
668	norisbank GmbH	ベルリン		100.0
669	North American Income Fund PLC	ダブリン		67.3
670	Novelties Distribution LLC	ウィルミントン		100.0
671	O.F. Finance, LLC	ウィルミントン		53.6
672	Office Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
673	OOO „Deutsche Bank“	モスクワ		100.0
674	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0
675	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0
676	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0
677	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0
678	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0
679	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0
680	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0
681	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0
682	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
683	OPPENHEIM Beteiligungs-Treuhand GmbH	ケルン		100.0
684	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
685	Oppenheim Eunomia GmbH	ケルン		100.0
686	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		83.3
687	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン		100.0
688	OPPENHEIM Internet Fonds Manager GmbH i. L.	ケルン		100.0
689	Oppenheim Kapitalanlagegesellschaft mbH	ケルン		100.0
690	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0
691	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0
692	OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
693	OVT Trust 1 GmbH	ケルン		100.0
694	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0
695	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
696	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0
697	PB (USA) Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0
698	PB Capital Corporation	ウィルミントン		100.0
699	PB Factoring GmbH	ボン		100.0
700	PB Firmenkunden AG	ボン		100.0
701	PB Sechste Beteiligungen GmbH	ボン		100.0
702	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.5
703	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト		100.0
704	PBC Carnegie, LLC	ウィルミントン	2	0.0
705	PBC Services GmbH der Deutschen Bank	フランクフルト		100.0
706	PEIF II (Manager) Limited	セントヘリア		100.0
707	Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		100.0
708	Pembol Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
709	Percy Limited	ジブラルタル		100.0
710	PHARMA/wHEALTH Management Company S.A.	ルクセンブルク		99.9
711	Phoebus Investments LP	ウィルミントン		100.0
712	Pilgrim Financial Services LLP	ウィルミントン		100.0
713	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0
714	Pollus L.P.	セントヘリア		100.0
715	Polydeuce LLC	ウィルミントン		100.0
716	Portos N.V.	アムステルダム		100.0
717	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		100.0
718	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン		100.0
719	Postbank Direkt GmbH	ボン		100.0
720	Postbank Filial GmbH	ボン		100.0
721	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		100.0
722	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		100.0
723	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン		100.0
724	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0
725	Postbank Leasing GmbH	ボン		100.0
726	Postbank P.O.S. Transact GmbH	エシュボルン		100.0
727	Postbank Service GmbH	エッセン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
728	Postbank Systems AG	ボン		100.0
729	Postbank Versicherungsvermittlung GmbH	ボン		100.0
730	Primelux Insurance S.A.	ルクセンブルク		100.0
731	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
732	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
733	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
734	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
735	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		51.0
736	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	レーダーマルク		80.2
737	PT. Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		99.0
738	Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU“	キエフ		100.0
739	Pyramid Ventures, Inc.	ウィルミントン		100.0
740	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0
741	registrar services GmbH	エシュボルン		100.0
742	Regula Limited	ロードタウン		100.0
743	REIB Europe Investments Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
744	REIB International Holdings Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
745	Rimvalley Limited	ダブリン		100.0
746	RMS Investments (Cayman)	ジョージタウン		100.0
747	RoCal, L.L.C.	ウィルミントン		100.0
748	RoCalwest, Inc.	ウィルミントン		100.0
749	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0
750	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0
751	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
752	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0
753	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0
754	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0
755	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0
756	RREEF Investment GmbH	フランクフルト		99.9
757	RREEF Management GmbH	フランクフルト		100.0
758	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0
759	RREEF Shanghai Investment Consultancy Company	上海		100.0
760	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト		100.0
761	RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0
762	Rüd Blass Vermögensverwaltung AG 清算中	チューリッヒ		100.0
763	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		100.0
764	Sagamore Limited	ロンドン		100.0
765	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
766	佐島合同会社	東京	2	0.0
767	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン		100.0
768	Sal. Oppenheim Boulevard Konrad Adenauer S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
769	Sal. Oppenheim Corporate Finance North America Holding LLC	ウィルミントン		100.0
770	Sal. Oppenheim Global Invest GmbH	ケルン		100.0
771	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
772	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0
773	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン		100.0
774	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0
775	Sal. Oppenheim Private Equity Partners S.A.	ルクセンブルク		100.0
776	SALOMON OPPENHEIM GmbH i. L.	ケルン		100.0
777	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
778	Schiffsbetriebsgesellschaft Brunswik mit beschränkter Haftung	ハンブルク		100.0
779	Service Company Four Limited	香港		100.0
780	Service Company Three Limited	香港		100.0
781	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0
782	Sherwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0
783	Shopready Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
784	Silver Leaf 1 LLC	ウィルミントン		100.0
785	エス・ティー・シーキャピタル有限会社	東京		100.0
786	Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0
787	Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0
788	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0
789	ティー・エー・エフ・ツー有限会社	東京		100.0
790	Tapeorder Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0
791	Taunus Corporation	ウィルミントン		100.0
792	Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen Bank mbH	フランクフルト		100.0
793	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0
794	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		100.0
795	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0
796	The World Markets Company GmbH i. L.	フランクフルト		74.8
797	Tilney (Ireland) Limited（清算中）	ダブリン		100.0
798	Tilney Asset Management International Limited	セント・ピーター・ポート		100.0
799	Tilney Group Limited	リヴァプール		100.0
800	Tilney Investment Management	リヴァプール		100.0
801	TOKOS GmbH	リュッツェン		100.0
802	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0
803	Trevona Limited	ロードタウン		100.0
804	Triplereason Limited	ロンドン		100.0
805	ユー・ディー・エス・キャピタル有限会社	東京		100.0
806	Urbistar Settlement Services, LLC	ハリスバーグ		100.0
807	US Real Estate Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0
808	VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs GmbH	ミュンヘン		100.0
809	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH	ミュンヘン		100.0
810	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III KG i. L.	ミュンヘン	2	37.0
811	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III Management KG	ミュンヘン	2	26.7
812	VCM MIP III GmbH & Co. KG	ケルン		61.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
813	VCM MIP IV GmbH & Co. KG	ケルン		61.0
814	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		100.0
815	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0
816	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0
817	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		100.0
818	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0
819	VI Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	2	0.0
820	VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		100.0
821	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		100.0
822	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
823	WERDA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
824	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
825	Wilmington Trust B6	ウィルミントン		100.0
826	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		100.0
827	Zürich – Swiss Value AG 清算中	チューリッヒ		50.1
ストラクチャード・エンティティ				
828	Affordable Housing I LLC	ウィルミントン		100.0
829	Aggregator Solutions Public Limited Company – Opportunities Fund 2012	ダブリン		
830	Allsar Inc.	ウィルミントン		100.0
831	Almutkirk Limited	ダブリン		
832	Andramad Limited	ダブリン		
833	Annapolis Funding Trust	トロント		
834	Apex Fleet Inc.	ウィルミントン		100.0
835	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
836	Argentina Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	4	
837	アジア1特定目的会社	東京		
838	Asian Hybrid Investments LLP	シンガポール	2	0.0
839	Aspen Funding Corp.	シャーロット		
840	Asset Repackaging Trust Five B.V.	アムステルダム	4	
841	Asset Repackaging Trust Six B.V.	アムステルダム	4	
842	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		
843	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルク		
844	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルク		
845	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		
846	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		0.0
847	Atlas SICAV - FIS	ルクセンブルク	4	
848	Avizandum Limited	ダブリン		
849	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	4	
850	Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		100.0
851	Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0
852	Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0
853	Azurix Buenos Aires S.A.（清算中）	ブエノスアイレス		100.0
854	Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
855	Azurix Corp.	ウィルミントン		100.0
856	Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		100.0
857	BAL Servicing Corporation	ウィルミントン		100.0
858	Baltics Credit Solutions Latvia SIA	リガ		
859	BHF Verwaltungs-GmbH	フランクフルト		100.0
860	Bleeker Investments Limited	ウィルミントン		100.0
861	BNP Paribas Flexi III - Fortis Bond Taiwan	ルクセンブルク		
862	BOB Development SRL	ブカレスト		
863	BOC Real Property SRL	ブカレスト		
864	Bridge No.1 Pty Limited	シドニー		
865	Broome Investments Limited	ウィルミントン		100.0
866	BT American Securities (Luxembourg), S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
867	Canadian Asset Acquisition Trust 2	トロント	4	
868	Canal New Orleans Holdings LLC	ドーバー		
869	Canal New Orleans Hotel LLC	ウィルミントン		
870	Canal New Orleans Mezz LLC	ドーバー		
871	Capital Access Program Trust	ウィルミントン		
872	Capital Solutions Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0
873	Castlebay Asia Flexible Fund SICAV-FIS - Taiwan Bond Fund	ルクセンブルク		
874	Cathay Capital (Labuan) Company Limited	ラブアン		
875	Cathay Capital Company Limited	ポートルイス		9.5
876	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港		
877	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン		
878	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		
879	Cedar Investment Co.	ウィルミントン		100.0
880	Cepangie Limited	ダブリン		
881	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルク		
882	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルク		
883	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルク		
884	Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0
885	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		85.0
886	CLASS Limited	セントヘリア	4	
887	CNS Cayman Holdings One Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0
888	Concept Fund Solutions Public Limited Company	ダブリン	4	2.5
889	Coriolanus Limited	ダブリン	4	
890	COUNTS Trust Series 2007 - 3	ニューアーク	4	
891	Crystal CLO, Ltd.	ジョージタウン		
892	Danube Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
893	Dariconic Limited	ダブリン		
894	Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		100.0
895	Dawn-BV LLC	ウィルミントン		100.0
896	Dawn-BV-Helios LLC	ウィルミントン		100.0
897	Dawn-G II LLC	ウィルミントン		100.0
898	Dawn-G LLC	ウィルミントン		100.0
899	Dawn-G-Helios LLC	ウィルミントン		100.0

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
900	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0
901	DB Aircraft Leasing Master Trust	ウィルミントン	2	0.0
902	DB Aircraft Leasing Master Trust II	ウィルミントン	2	0.0
903	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		100.0
904	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
905	DB Apex Finance Limited	セント・ジュリアン		90.0
906	DB Apex Management Capital S.C.S.	ルクセンブルク		100.0
907	DB Apex Management Income S.C.S.	ルクセンブルク		100.0
908	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0
909	DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		100.0
910	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0
911	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0
912	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0
913	DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0
914	DB Capital Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
915	DB Chambers Limited	ジョージタウン		100.0
916	DB Clyde, LLC	ウィルミントン		100.0
917	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		90.0
918	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
919	DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		100.0
920	DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0
921	DB ESC Corporation	ウィルミントン		100.0
922	db ETC Index plc	セントヘリア	4	
923	db ETC plc	セントヘリア	4	
924	DB Galil Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0
925	DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		100.0
926	DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd.	ジョージタウン		100.0
927	DB Global Masters Multi-Strategy Trust	ジョージタウン		100.0
928	DB Global Masters Trust	ジョージタウン	4	
929	DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0
930	DB Green, Inc.	ニューヨーク		100.0
931	DB Hawks Nest, Inc.	ウィルミントン		100.0
932	DB Horizon, Inc.	ウィルミントン		100.0
933	DB Hypernova LLC	ウィルミントン		100.0
934	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト		
935	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		74.0
936	DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG	フランクフルト		0.2
937	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG	フランクフルト		
938	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0
939	DB Infrastructure Holdings (UK) No. 1 Limited	ロンドン		100.0
940	DB Infrastructure Holdings (UK) No. 2 Limited	ロンドン		100.0
941	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0
942	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0
943	DB Io LP	ウィルミントン		100.0
944	DB Jasmine Holdings Limited	ロンドン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
945	DB Lexington Investments Inc.	ウィルミントン		100.0
946	DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		100.0
947	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0
948	DB Master Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados de Precatórios Federais	リオデジャネイロ		100.0
949	Perry Investments Limited	ウィルミントン		100.0
950	DB Platinum	ルクセンブルク	4	3.5
951	DB Platinum II	ルクセンブルク	4	5.2
952	DB Platinum IV	ルクセンブルク	4	5.9
953	DB Portfolio Euro Liquidity	ルクセンブルク		
954	DB Prevision 16, FP	マドリード		
955	DB RC Investments I, LLC	ウィルミントン		100.0
956	DB Rivington Investments Limited	ジョージタウン		100.0
957	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		100.0
958	DB STG Lux 3 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
959	DB STG Lux 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0
960	DB Sylvester Funding Limited	ジョージタウン		100.0
961	DB Warren Investments Limited	ジョージタウン		100.0
962	db x-trackers	ルクセンブルク	4	2.7
963	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0
964	db x-trackers II	ルクセンブルク	4	10.7
965	dbInvestor Solutions Public Limited Company	ダブリン	4	
966	DBRMS4	ジョージタウン		100.0
967	DBX ETF Trust	ウィルミントン	4	
968	De Heng Asset Management Company Limited	北京		
969	DeAM Capital Protect 2014	フランクフルト		
970	DeAM Capital Protect 2019	フランクフルト		
971	DeAM Capital Protect 2024	フランクフルト		
972	DeAM Capital Protect 2029	フランクフルト		
973	DeAM Capital Protect 2034	フランクフルト		
974	DeAM Capital Protect 2039	フランクフルト		
975	DeAM Capital Protect 2044	フランクフルト		
976	DeAM Capital Protect 2049	フランクフルト		
977	Deco 17 - Pan Europe 7 Limited	ダブリン		
978	Deer River, L.P.	ウィルミントン		100.0
979	Deutsche Alt-A Securities Mortgage Loan Trust, Series 2007-3	ウィルミントン		
980	Deutsche Alt-A Securities Mortgage Loan Trust, Series 2007-OA5	ウィルミントン		
981	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0
982	Deutsche Bank Capital Finance Trust I	ウィルミントン	2	0.0
983	Deutsche Bank Capital Funding LLC I	ウィルミントン		100.0
984	Deutsche Bank Capital Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0
985	Deutsche Bank Capital Funding LLC IX	ウィルミントン		100.0
986	Deutsche Bank Capital Funding LLC V	ウィルミントン		100.0
987	Deutsche Bank Capital Funding LLC VI	ウィルミントン		100.0
988	Deutsche Bank Capital Funding LLC VII	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
989	Deutsche Bank Capital Funding LLC VIII	ウィルミントン		100.0
990	Deutsche Bank Capital Funding LLC X	ウィルミントン		100.0
991	Deutsche Bank Capital Funding LLC XI	ウィルミントン		100.0
992	Deutsche Bank Capital Funding Trust I	ニューアーク	2	0.0
993	Deutsche Bank Capital Funding Trust IV	ウィルミントン	2	0.0
994	Deutsche Bank Capital Funding Trust IX	ウィルミントン	2	0.0
995	Deutsche Bank Capital Funding Trust V	ウィルミントン	2	0.0
996	Deutsche Bank Capital Funding Trust VI	ウィルミントン	2	0.0
997	Deutsche Bank Capital Funding Trust VII	ウィルミントン	2	0.0
998	Deutsche Bank Capital Funding Trust VIII	ウィルミントン	2	0.0
999	Deutsche Bank Capital Funding Trust X	ウィルミントン	2	0.0
1000	Deutsche Bank Capital Funding Trust XI	ウィルミントン	2	0.0
1001	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		100.0
1002	Deutsche Bank Capital LLC II	ウィルミントン		100.0
1003	Deutsche Bank Capital LLC III	ウィルミントン		100.0
1004	Deutsche Bank Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0
1005	Deutsche Bank Capital LLC V	ウィルミントン		100.0
1006	Deutsche Bank Capital Trust I	ニューアーク	2	0.0
1007	Deutsche Bank Capital Trust II	ニューアーク	2	0.0
1008	Deutsche Bank Capital Trust III	ニューアーク	2	0.0
1009	Deutsche Bank Capital Trust IV	ニューアーク	2	0.0
1010	Deutsche Bank Capital Trust V	ニューアーク	2	0.0
1011	Deutsche Bank Contingent Capital LLC I	ウィルミントン		100.0
1012	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0
1013	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		100.0
1014	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0
1015	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0
1016	Deutsche Bank Contingent Capital Trust I	ウィルミントン	2	0.0
1017	Deutsche Bank Contingent Capital Trust II	ウィルミントン	2	0.0
1018	Deutsche Bank Contingent Capital Trust III	ウィルミントン	2	0.0
1019	Deutsche Bank Contingent Capital Trust IV	ウィルミントン	2	0.0
1020	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	ウィルミントン	2	0.0
1021	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルク	4	
1022	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルク	4	
1023	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs Trusts (DB Series)	ウィルミントン	5	
1024	Deutsche Colombia S.A.	ボゴタ		100.0
1025	Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		100.0
1026	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0
1027	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS3	ニューヨーク		
1028	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS4	ニューヨーク		
1029	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS5	ニューヨーク		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1030	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-Remic Trust Certificates, Series 2007-RS6	ニューヨーク		
1031	Deutsche Mortgage Securities, Inc. Series 2009-RS4	サンタアナ		
1032	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0
1033	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0
1034	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0
1035	Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0
1036	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	2	0.0
1037	Deutsche Postbank Funding Trust II	ウィルミントン	2	0.0
1038	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	2	0.0
1039	Deutsche Postbank Funding Trust IV	ウィルミントン	2	0.0
1040	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0
1041	DISKUS Einhundertachtundneunzigste Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	フランクフルト		
1042	DJ Williston Swaps LLC	ウィルミントン		100.0
1043	Dusk II, LLC	ウィルミントン		100.0
1044	Dusk LLC	ウィルミントン		100.0
1045	DWS (CH) - Pension Garant 2014	チューリッヒ		
1046	DWS (CH) - Pension Garant 2017	チューリッヒ		
1047	DWS China A-Fund	ルクセンブルク	4	76.9
1048	DWS Dividende Garant 2016	ルクセンブルク		
1049	DWS FlexPension I	ルクセンブルク		
1050	DWS Funds Global Protect 90	ルクセンブルク		
1051	DWS Garant 80 FPI	ルクセンブルク		
1052	DWS Garant Top Dividende 2018	ルクセンブルク		
1053	DWS Global Protect 80	ルクセンブルク		
1054	DWS Institutional Money plus	ルクセンブルク		
1055	DWS Institutional OptiCash (EUR)	ルクセンブルク		
1056	DWS Institutional Rendite 2017	ルクセンブルク		
1057	DWS Institutional USD Money plus	ルクセンブルク		
1058	DWS Mauritius Company	ポートルイス		100.0
1059	DWS Megatrend Performance 2016	ルクセンブルク		
1060	DWS Performance Rainbow 2015	ルクセンブルク		
1061	DWS Performance Select 2014	ルクセンブルク		
1062	DWS Rendite Garant 2015	ルクセンブルク		
1063	DWS Rendite Garant 2015 II	ルクセンブルク		
1064	DWS SachwertStrategie Protekt Plus	ルクセンブルク		
1065	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルク		
1066	Earls Eight Limited	ジョージタウン	4	
1067	Earls Four Limited	ジョージタウン	4	
1068	Earls Seven Limited	ジョージタウン	4	
1069	EARLS Trading Limited	ジョージタウン		
1070	1221 East Denny Owner, LLC	ウィルミントン		
1071	ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0
1072	Einkaufszentrum „HVD Dresden“ S.à.r.l & Co. KG	ケルン		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1073	Eirles Three Limited	ダブリン	4	
1074	Eirles Two Limited	ダブリン	4	
1075	Elmo Funding GmbH	エシュボルン		100.0
1076	Elmo Leasing Dreizehnte GmbH	エシュボルン		100.0
1077	Elmo Leasing Elfte GmbH	エシュボルン		100.0
1078	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン		100.0
1079	Emerald Asset Repackaging Limited	ダブリン		100.0
1080	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	4	
1081	Emeris	ジョージタウン		
1082	Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0
1083	Equinox Credit Funding Public Limited Company	ダブリン	4	
1084	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0
1085	Escoyla Limited	ダブリン		
1086	ETFS Industrial Metal Securities Limited	セントヘリア	4	
1087	Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.	コネリアーノ		
1088	Fandaro Limited	ダブリン		
1089	Feale Sp. z o.o.	ボリツァ		
1090	Film Asset Securitization Trust 2009-1	ニューヨーク		
1091	Finaqua Limited	ロンドン		
1092	Flagship VII Limited	ジョージタウン		
1093	Fortis Flexi IV - Bond Medium Term RMB	ルクセンブルク		100.0
1094	Four Corners CLO III, Ltd.	ジョージタウン		50.1
1095	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Global Markets	リオデジャネイロ		100.0
1096	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados – Precatório Federal 4870-1	リオデジャネイロ		100.0
1097	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados – Precatórios Federais DB I	リオデジャネイロ		100.0
1098	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Nao-Padronizados – Precatórios Federais DB II	リオデジャネイロ		100.0
1099	Fundo de Investimento em Quotas de Fundos de Investimento em Direitos Creditórios Nao- Padronizados Global Markets	リオデジャネイロ		100.0
1100	G.O. III Luxembourg Oxford S.à r.l.	ルクセンブルク		
1101	GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		100.0
1102	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0
1103	GEM ERI Limited	ジョージタウン		
1104	Gemini Securitization Corp., LLC	ボストン		
1105	GGGolf, LLC	ウィルミントン		100.0
1106	Glacier Mountain, L.P.	ウィルミントン		100.0
1107	Global Credit Reinsurance Limited	ハミルトン	4	
1108	Global Markets Fundo de Investimento Multimercado	リオデジャネイロ		100.0
1109	Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado – Crédito Privado e Investimento No Exterior	リオデジャネイロ		100.0
1110	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		
1111	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ウィルミントン		
1112	合同会社CKRF8	東京		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1113	Greene Investments Limited（任意清算中）	ジョージタウン		100.0
1114	GSAM ALPS Fund EUR	ジョージタウン		
1115	GSAM ALPS Fund USD	ジョージタウン		
1116	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0
1117	HAH Limited	ロンドン		100.0
1118	Hamildak Limited	ダブリン		
1119	Harbour Finance Limited	ダブリン		
1120	HCA Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0
1121	Herodotus Limited	ジョージタウン	2	0.0
1122	Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0
1123	Hotel Majestic LLC	ウィルミントン		100.0
1124	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン		
1125	Inn Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1126	Investor Solutions Limited	セントヘリア	4	
1127	Isar Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1128	ITAPEVA II Multicarteira FIDC Não-Padronizado	サンパウロ		100.0
1129	ITAPEVA Multicarteira FIDC Não-Padronizado	サンパウロ		100.0
1130	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		
1131	Ixion Public Limited Company	ダブリン	4	
1132	Jovian Limited	ダグラス		
1133	JWB Leasing Limited Partnership	ロンドン		100.0
1134	Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0
1135	Kelvivo Limited	ダブリン		
1136	Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		100.0
1137	Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		100.0
1138	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1139	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG	デュッセルドルフ		96.1
1140	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG	デュッセルドルフ		97.0
1141	La Fayette Dedicated Basket Ltd.	ロードタウン		
1142	Lagoon Finance Limited	ダブリン	4	
1143	Latin America Recovery Fund LLC	ウィルミントン		100.0
1144	Lemontree Investments GmbH & Co. KG	ベルリン		
1145	Leo Consumo 1 S.r.l.	コネリアーノ		
1146	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		70.0
1147	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0
1148	Leonardo Charitable 1 LLC	ウィルミントン		9.9
1149	Life Mortgage S.r.l.	ローマ		
1150	Luscina Limited	ダブリン		
1151	MacDougal Investments Limited	ウィルミントン		100.0
1152	Mallard Place, Inc.	ウィルミントン		100.0
1153	Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0
1154	Manta Group LLC	ウィルミントン		100.0
1155	Mars Investment Trust II	ニューヨーク		100.0
1156	Mars Investment Trust III	ニューヨーク		100.0
1157	Mars Propco 26 S.à r.l.	ミュンスバッハ		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1158	Mars Propco 27 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1159	Mars Propco 28 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1160	Mars Propco 29 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1161	Mars Propco 30 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1162	Mars Propco 31 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1163	Mars Propco 32 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1164	Mars Propco 34 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1165	Mars Propco 35 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1166	Mars Propco 36 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1167	Mars Propco 37 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1168	Mars Propco 40 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1169	Mars Propco 6 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1170	Mars Propco 8 S.à r.l.	ミュンスバッハ		
1171	Master Aggregation Trust	ウィルミントン		
1172	Maxima Alpha Bomaral Limited（清算中）	セントヘリア		
1173	Mercer Investments Limited	ウィルミントン		100.0
1174	Merlin I	ジョージタウン		
1175	Merlin II	ジョージタウン		
1176	Merlin XI	ジョージタウン		
1177	Mexico Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	4	
1178	Miami MEI, LLC	ドーバー	2	0.0
1179	Micro-E Finance S.r.l.	ローマ		
1180	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0
1181	MMCapS Funding XVIII Ltd. - Resecuritization Trust 2010-RS1	ウィルミントン		
1182	MMDB Noonmark L.L.C.	ウィルミントン		100.0
1183	Montage Funding LLC	ドーバー		
1184	Monterey Funding LLC	ウィルミントン		
1185	Moon Leasing Limited	ロンドン		100.0
1186	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0
1187	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
1188	Netron Investment SRL	ブカレスト		
1189	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0
1190	Newhall LLC	ウィルミントン		100.0
1191	Newport Funding Corp.	シャーロット		
1192	Nineco Leasing Limited	ロンドン		100.0
1193	North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		100.0
1194	Northern Pines Funding, LLC	ドーバー		100.0
1195	Norvadano Limited	ダブリン		
1196	Oakwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0
1197	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアーノ	2	0.0
1198	Oder Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1199	Odin Mortgages Limited	ロンドン		
1200	Okanagan Funding Trust	トロント		
1201	Oona Solutions, Fonds Commun de Placement	ルクセンブルク	4	
1202	OPAL 任意清算中	ルクセンブルク	4	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1203	Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0
1204	OPPENHEIM Flottenfonds IV GmbH & Co. KG	ケルン	2	0.0
1205	Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ		
1206	Oran Limited	ジョージタウン		
1207	OTTAM Mexican Capital Trust Limited	ダブリン	4	
1208	Owner Trust MSN 199	ソルトレイクシティ		
1209	Owner Trust MSN 23336	ソルトレイクシティ		
1210	Owner Trust MSN 23337	ソルトレイクシティ		
1211	Owner Trust MSN 23338	ソルトレイクシティ		
1212	Owner Trust MSN 23344	ソルトレイクシティ		
1213	Owner Trust MSN 240	ソルトレイクシティ		
1214	Owner Trust MSN 241	ソルトレイクシティ		
1215	Owner Trust MSN 24452	ソルトレイクシティ		
1216	Owner Trust MSN 24453	ソルトレイクシティ		
1217	Owner Trust MSN 24788	ソルトレイクシティ		
1218	Owner Trust MSN 25259	ソルトレイクシティ		
1219	Owner Trust MSN 25884	ソルトレイクシティ		
1220	Owner Trust MSN 264	ソルトレイクシティ		
1221	Owner Trust MSN 27833	ソルトレイクシティ		
1222	Owner Trust MSN 87	ソルトレイクシティ		
1223	Owner Trust MSN 88	ソルトレイクシティ		
1224	Oystermouth Holding Limited	ニコシア		
1225	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルク	4	
1226	Palladium Trust	ジョージタウン	4	
1227	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1228	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Seniorenresidenzen KG	デュッセルドルフ		
1229	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	4	
1230	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0
1231	PARTS Student Loan Trust 2007-CT1	ウィルミントン		100.0
1232	PARTS Student Loan Trust 2007-CT2	ウィルミントン		100.0
1233	PB Hollywood I Hollywood Station, LLC	ドーバー	2	0.0
1234	PB Hollywood II Lofts, LLC	ドーバー	2	0.0
1235	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0
1236	Perus 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		
1237	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		95.0
1238	PIMCO PARS I - Poste Vite	ジョージタウン		
1239	PIMCO PARS V - Poste Vite	ジョージタウン		
1240	PMG Collins, LLC	タラハシー		100.0
1241	Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		100.0
1242	Postbank Dynamik Best Garant	シュットランジュ		
1243	Postbank Dynamik DAX Garant II	シュットランジュ		
1244	Postbank Dynamik Klima Garant	シュットランジュ		
1245	Postbank Dynamik Zukunftschancen Garant	シュットランジュ		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1246	Postbank Dynamik Zukunftschancen Garant II	シュットランジュ		
1247	PPCenter, Inc.	ウィルミントン		100.0
1248	Prince Rupert Luxembourg S.à r.l.	ゼニンガーベルク		100.0
1249	PROVIDE Domicile 2009-1 GmbH	フランクフルト		
1250	Pyxis Nautica S.A.	ルクセンブルク		
1251	Quantum 13 LLC	ウィルミントン		49.0
1252	Quartz No. 1 S.A.	ルクセンブルク	2	0.0
1253	R/H Hawthorne Plaza Associates, LLC	ウィルミントン		
1254	Reade, Inc.	ウィルミントン		100.0
1255	Red Lodge, L.P.	ウィルミントン		100.0
1256	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0
1257	Regal Limited	ジョージタウン	4	
1258	REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0
1259	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	2	0.0
1260	Residential Mortgage Funding Trust	トロント		
1261	Rhein-Main Securitisation Limited	セントヘリア		
1262	Rheingold Securitisation Limited	セントヘリア		
1263	Rhine Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1264	RHOEN 2008-1 GmbH	フランクフルト		
1265	Ripple Creek, L.P.	ウィルミントン		100.0
1266	Riverside Funding LLC	ドーバー		
1267	RM Ayr Limited	ダブリン		
1268	RM Chestnut Limited	ダブリン		
1269	RM Fife Limited	ダブリン		
1270	RM Multi-Asset Limited	ダブリン		
1271	RM Sussex Limited	ダブリン		
1272	RM Triple-A Limited	ダブリン		
1273	Royster Fund - Compartment JULY 2013	ルクセンブルク		100.0
1274	Royster Fund - Compartment SEPTEMBER 2013	ルクセンブルク		100.0
1275	RREEF G.O. III Luxembourg One S.à r.l.	ルクセンブルク		
1276	RREEF G.O. III Malta Limited	ヴァレッタ		
1277	RREEF G.O. III Mauritius One Limited	ポートルイス		
1278	RREEF G.O. III Mauritius Two Limited	ポートルイス		
1279	RREEF Global Opportunities Fund III, LLC	ウィルミントン		
1280	RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		99.9
1281	RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		99.9
1282	SABRE Securitisation Limited	シドニー		
1283	Saratoga Funding Corp., LLC	ウィルミントン		
1284	Schiffsbetriebsgesellschaft FINNA mbH	ハンブルグ		100.0
1285	Schiffsbetriebsgesellschaft GRIMA mbH	ハンブルグ		100.0
1286	Sedona Capital Funding Corp., LLC	シャーロット		
1287	Serviced Office Investments Limited	セントヘリア		100.0
1288	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコシティ		100.0
1289	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0
1290	SIRES-STAR Limited	ジョージタウン	4	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1291	Sixco Leasing Limited	ロンドン		100.0
1292	SMART SME CLO 2006-1, Ltd.	ジョージタウン		
1293	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0
1294	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		100.0
1295	SPAN No. 5 Pty Limited	シドニー		
1296	SS Aggregation Trust	ウィルミントン		
1297	Stewart-Denny Holdings, LLC	ウィルミントン		
1298	STTN, Inc.	ウィルミントン		100.0
1299	Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0
1300	Survey Trust	ウィルミントン		
1301	Swabia 1 Limited	ダブリン		
1302	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0
1303	SWIP Capital Trust	ロンドン		100.0
1304	Sylvester (2001) Limited	ジョージタウン		100.0
1305	Tagus – Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0
1306	Thaumat Holdings Limited	ニコシア		
1307	The CAP Accumulation Trust	ウィルミントン		
1308	The Debt Redemption Fund Limited	ジョージタウン		99.8
1309	The GIII Accumulation Trust	ウィルミントン		
1310	The GPR Accumulation Trust	ウィルミントン		
1311	The Life Accumulation Trust	ウィルミントン		
1312	The Life Accumulation Trust II	ウィルミントン		
1313	The Life Accumulation Trust III	ウィルミントン		
1314	The Life Accumulation Trust IV	ウィルミントン		
1315	The Life Accumulation Trust IX	ウィルミントン		
1316	The Life Accumulation Trust V	ウィルミントン		
1317	The Life Accumulation Trust VIII	ウィルミントン		
1318	The Life Accumulation Trust X	ウィルミントン		
1319	The Life Accumulation Trust XI	ウィルミントン		
1320	The Life Accumulation Trust XII	ウィルミントン		
1321	The PEB Accumulation Trust	ウィルミントン		
1322	The SLA Accumulation Trust	ウィルミントン		
1323	The Topiary Fund II Public Limited Company	ダブリン		18.0
1324	Tintin III SPC	ジョージタウン		
1325	Titian CDO Public Limited Company	ダブリン	4	
1326	Tokutei Mokuteki Kaisha CREP Investment V	東京	2	0.0
1327	TQI Exchange, LLC	ウィルミントン		100.0
1328	Trave Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1329	TRS 1 LLC	ウィルミントン		100.0
1330	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0
1331	TRS Babson I LLC	ウィルミントン		100.0
1332	TRS Bluebay LLC	ウィルミントン		100.0
1333	TRS Bruin LLC	ウィルミントン		100.0
1334	TRS Callisto LLC	ウィルミントン		100.0
1335	TRS Camulos LLC	ウィルミントン		100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1336	TRS Cypress LLC	ウィルミントン		100.0
1337	TRS DB OH CC Fund Financing LLC	ウィルミントン		100.0
1338	TRS Eclipse LLC	ウィルミントン		100.0
1339	TRS Elara LLC	ウィルミントン		100.0
1340	TRS Elgin LLC	ウィルミントン		100.0
1341	TRS Elm LLC	ウィルミントン		100.0
1342	TRS Feingold O‘Keeffe LLC	ウィルミントン		100.0
1343	TRS Fore LLC	ウィルミントン		100.0
1344	TRS Ganymede LLC	ウィルミントン		100.0
1345	TRS GSC Credit Strategies LLC	ウィルミントン		100.0
1346	TRS Haka LLC	ウィルミントン		100.0
1347	TRS HY FNDS LLC	ウィルミントン		100.0
1348	TRS Io LLC	ウィルミントン		100.0
1349	TRS Landsbanki Islands LLC	ウィルミントン		100.0
1350	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0
1351	TRS Metis LLC	ウィルミントン		100.0
1352	TRS Plainfield LLC	ウィルミントン		100.0
1353	TRS Poplar LLC	ウィルミントン		100.0
1354	TRS Quogue LLC	ウィルミントン		100.0
1355	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0
1356	TRS SeaCliff LLC	ウィルミントン		100.0
1357	TRS Stag LLC	ウィルミントン		100.0
1358	TRS Stark LLC	ウィルミントン		100.0
1359	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0
1360	TRS Sycamore LLC	ウィルミントン		100.0
1361	TRS Thebe LLC	ウィルミントン		100.0
1362	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		100.0
1363	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0
1364	TRS Watermill LLC	ウィルミントン		100.0
1365	TXH Trust	ウィルミントン		
1366	Varick Investments Limited	ウィルミントン		100.0
1367	VCM Golding Mezzanine GmbH & Co. KG	ミュンヘン	6	0.0
1368	VEXCO, LLC	ウィルミントン		100.0
1369	Village Hospitality LLC	ウィルミントン		100.0
1370	Volga Investments Limited	ダブリン		
1371	Whispering Woods LLC	ウィルミントン		100.0
1372	Whistling Pines LLC	ウィルミントン		100.0
1373	Winchester Street PLC	ロンドン	4	
1374	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0
1375	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1376	Zamalik Limited	ダブリン		
1377	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1378	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Leben II KG	デュッセルドルフ		97.6
1379	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1380	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG	デュッセルドルフ		97.9

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1381	Zugspitze 2008-1 GmbH	フランクフルト		
1382	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0
1383	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
持分法により会計処理されている会社				
1384	AcadiaSoft, Inc.	ウィルミントン		5.8
1385	Afinia Capital Group Limited	ハミルトン		40.0
1386	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		28.8
1387	Argantis GmbH	ケルン		50.0
1388	Atriax Holdings Limited（メンバーによる任意清算中）	サウスエンド・オン・シー		25.0
1389	Avacomm GmbH i. L.	ホルツキルヒェン		27.5
1390	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バート・ゾーデン・アム・タウヌス		49.8
1391	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0
1392	BATS Global Markets, Inc.	ウィルミントン		6.7
1393	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0
1394	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク	7	99.9
1395	BHS tabletop AG	ゼルプ		28.9
1396	Biopsytec Holding AG i. L.	ベルリン		43.1
1397	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		50.0
1398	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		50.0
1399	Caherciveen Partners, LLC	シカゴ		20.0
1400	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0
1401	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9
1402	DB Development Holdings Limited	ラルナカ		49.0
1403	DB Funding (Gibraltar) Limited	ジブラルタル	7	100.0
1404	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.6
1405	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		25.9
1406	DD Konut Finansman A.S.	シスリ		49.0
1407	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		16.2
1408	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		50.0
1409	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		50.0
1410	Deutsche Gulf Finance	リヤド		40.0
1411	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		49.0
1412	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0
1413	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0
1414	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1
1415	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1416	DMG & Partners Securities Pte Ltd	シンガポール		49.0
1417	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1
1418	DPG Deutsche Performancemessungs-Gesellschaft für Wertpapierportfolios mbH	フランクフルト		20.0
1419	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1420	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		45.0
1421	eolec	イシー＝レ＝ムリノー		33.3
1422	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0
1423	Erica Società a Responsabilità Limitata	ミラノ		40.0
1424	EVROENERGIAKI S.A.	アレクサンドルーポリ		40.0
1425	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		19.9
1426	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. „Leipzig-Magdeburg“ KG	バート　ホンブルク		40.7
1427	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden „Louisenstraße“ KG	バート　ホンブルク		30.6
1428	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		15.7
1429	German Access Fund L.P.	ロンドン	7	100.0
1430	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0
1431	Gesellschaft bürgerlichen Rechts Industrie- und Handelskammer/Rheinisch-Westfälische Börse	デュッセルドルフ		10.0
1432	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7
1433	giropay GmbH	フランクフルト		33.3
1434	Gordian Knot Limited	ロンドン		32.4
1435	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ニューカッスル・アポン・タイン		45.0
1436	Graphite Resources Holdings Limited	ニューカッスル・アポン・タイン	7	70.0
1437	Great Future International Limited	ロードタウン		43.0
1438	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9
1439	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		33.2
1440	Harvest Fund Management Company Limited	上海		30.0
1441	Hua Xia Bank Company Limited	北京		19.9
1442	Huamao Property Holdings Ltd.	ジョージタウン	8	0.0
1443	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7
1444	Hydro S.r.l.	ローマ		45.0
1445	I.B.T. Lighting S.p.A.	ミラノ		34.0
1446	iCON Infrastructure Management Limited	セント・ピーター・ポート	7	99.0
1447	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0
1448	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0
1449	Interessengemeinschaft Frankfurter Kreditinstitute GmbH	フランクフルト		23.3
1450	ISWAP Limited	ロンドン		14.2
1451	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1
1452	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		21.6
1453	Jaya Holdings Limited	シンガポール		20.6
1454	K & N Kenanga Holdings Bhd	クアラルンプール		13.8

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1455	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		27.0
1456	KeyNeurotek Pharmaceuticals AG i. L.	マクデブルグ		29.0
1457	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		20.8
1458	Lion Residential Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		17.4
1459	Main Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1460	Markit Group Holdings Limited	ロンドン		6.8
1461	MergeOptics GmbH i. L.	ベルリン		24.3
1462	MidOcean (Europe) 2000-A LP	セントヘリア		19.9
1463	MidOcean (Europe) 2003 LP	セントヘリア		20.0
1464	MidOcean Partners, LP	ニューヨーク		20.0
1465	Millennium Marine Rail, L.L.C.	エリザベス		50.0
1466	Nexus II LLC	ウィルミントン		11.9
1467	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー	7	96.7
1468	Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG	フランクフルト		27.8
1469	Otto Lilienthal Fünfte GmbH & Co. KG	ミュンヘン		19.6
1470	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2
1471	Pago e Transaction Services GmbH	ケルン		50.0
1472	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		37.7
1473	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1474	Plenary Group (Canada) Limited	バンクーバー		19.8
1475	Plenary Group Pty. Ltd.	メルボルン		23.5
1476	Plenary Group Unit Trust	メルボルン		25.4
1477	Powerlase Limited（メンバーによる任意清算中）	ホヴ		24.8
1478	Private Capital Portfolio L.P.	ロンドン		38.2
1479	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ		40.0
1480	PX Group Limited	ストックトン・オン・ティーズ		29.4
1481	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		33.0
1482	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		33.3
1483	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルク		20.0
1484	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0
1485	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0
1486	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0
1487	Roc Capital Group, LLC	ウィルミントン		8.5
1488	Roc Capital Management, L.P.	ウィルミントン		8.5
1489	RPWire LLC	ウィルミントン		33.3
1490	RREEF Property Trust Inc.	バルチモア		45.6
1491	Sakaras Holding Limited	ビルキルカラ	8	0.0
1492	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS „DYCKBURG“	ハンブルグ		41.3
1493	Schiffahrtsgesellschaft MS „Simon Braren“ GmbH & Co KG	コルマール		26.6
1494	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		6.4
1495	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5
1496	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		50.0
1497	Station Holdco LLC	ウィルミントン		25.0
1498	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1499	The Portal Alliance LLC	ウィルミントン		10.0
1500	THG Beteiligungsverwaltung GmbH	ハンブルグ		50.0
1501	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		5.5
1502	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		33.1
1503	Turquoise Global Holdings Limited	ロンドン		7.1
1504	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		24.0
1505	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	7	100.0
1506	VCM VII European Mid-Market Buyout GmbH & Co. KG	ケルン		28.8
1507	Verwaltung ABL Immobilienbeteiligungsgesellschaft mbH	ハンブルグ		50.0
1508	Volbroker.com Limited	ロンドン		23.8
1509	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0
1510	WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG	ケルン		50.0
1511	Wilson HTM Investment Group Ltd	ブリスベン		19.8
1512	WohnBauEntwicklungsgesellschaft München-Haidhausen mbH & Co. KG i. L.	エシュボルン	8	0.0
1513	WohnBauEntwicklungsgesellschaft München-Haidhausen Verwaltungs-mbH i. L.	エシュボルン	8	0.0
1514	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		25.0
1515	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3
1516	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0
1517	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0
1518	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i. L.	シェーネフェルト		20.4
20%以上保有するその他の会社				
1519	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1520	ABATIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1521	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1522	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1523	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1524	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1525	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1526	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1527	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1528	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1529	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1530	AFFIRMATUM Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1531	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1532	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1533	AKRUN Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1534	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1535	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1536	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1537	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1538	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1539	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1540	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1541	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1542	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1543	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1544	Banks Island General Partner Inc.	トロント	9	50.0
1545	Belzen Pty. Limited	シドニー	10	100.0
1546	Benefit Trust GmbH	リュッツェン-ゴスタウ	10	100.0
1547	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1548	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	9	33.2
1549	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	32.0
1550	Blue Ridge Trust	ウィルミントン	9	26.7
1551	BrisConnections Holding Trust	ケドロン	11	35.6
1552	BrisConnections Investment Trust	ケドロン	11	35.6
1553	Cabarez S.A.	ルクセンブルク	7, 10	95.0
1554	CIBI Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1555	City Leasing (Donside) Limited	ロンドン	10	100.0
1556	City Leasing (Fleetside) Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン	10	100.0
1557	City Leasing (Severnside) Limited	ロンドン	10	100.0
1558	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン	10	100.0
1559	City Leasing and Partners	ロンドン	10	100.0
1560	City Leasing and Partners Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン	10	100.0
1561	City Leasing Limited	ロンドン	10	100.0
1562	Custom Leasing Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン	10	100.0
1563	DB (Gibraltar) Holdings No. 2 Limited	ジブラルタル	10	100.0
1564	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク	10	97.5
1565	DB Master Accomodation LLC	ウィルミントン	10	100.0
1566	DB Petri LLC	ウィルミントン	10	100.0
1567	dbalternatives Discovery Fund Limited	ジョージタウン	10	100.0
1568	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルク	9	49.0
1569	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	40.2
1570	DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	10	100.0
1571	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1572	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1573	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン	10	100.0
1574	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1575	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1576	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1577	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1578	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1579	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	9	50.0
1580	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1581	Enterprise Vehicle Exchange, Inc.	ウィルミントン	10	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1582	European Private Equity Portfolio (PE-EU) GmbH & Co. KG	ケルン	9	20.4
1583	FREUNDE DER EINTRACHT FRANKFURT Aktiengesellschaft	フランクフルト	12	32.1
1584	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1585	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1586	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1587	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1588	Global Salamina, S.L.	マドリード	11	30.0
1589	Goldman Sachs Multi-Strategy Portfolio XI, LLC	ウィルミントン	7, 11	99.7
1590	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH	グリューンヴァルト	10	100.0
1591	Grundstücksverwaltungsgesellschaft Tankstelle Troisdorf Spich GbR	トロイスドルフ	13	33.0
1592	Guggenheim Concinnity Strategy Fund LP	ウィルミントン	13	23.6
1593	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン	9	20.5
1594	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	9	49.0
1595	JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft mbH i. L.	エシュボルン	10	100.0
1596	Kinneil Leasing Company	ロンドン	9	35.0
1597	Legacy BCC Receivables, LLC	ウィルミントン	10	100.0
1598	Lindsell Finance Limited	ヴァレッタ	10	100.0
1599	Lion Global Infrastructure Fund Limited	セント・ピーター・ポート	9	50.0
1600	London Industrial Leasing Limited	ロンドン	10	100.0
1601	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	7, 12	77.1
1602	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルク	9	49.7
1603	Magalhaes S.A.	ルクセンブルク	7, 10	95.0
1604	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトジニョシュ	11	38.3
1605	Memax Pty. Limited	シドニー	10	100.0
1606	Merit Capital Advance, LLC	ウィルミントン	12	20.0
1607	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	40.0
1608	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG	グリューンヴァルト	9	29.6
1609	Midsel Limited	ロンドン	10	100.0
1610	Mount Hope Community Center Fund, LLC	ウィルミントン	12	50.0
1611	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン	9	49.9
1612	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1613	NCW Holding Inc.	バンクーバー	10	100.0
1614	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1615	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1616	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1617	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1618	Nortfol Pty. Limited	シドニー	10	100.0
1619	NV Profit Share Limited	ジョージタウン	9	42.9
1620	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG	ケルン	2, 10	27.7
1621	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1622	PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1623	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1624	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1625	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1626	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1627	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1628	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1629	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1630	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1631	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1632	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1633	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1634	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1635	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1636	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1637	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1638	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1639	Phoebus Leasing Limited	ジョージタウン	10	100.0
1640	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1641	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1642	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1643	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1644	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1645	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1646	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1647	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン	10	100.0
1648	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1649	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1650	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1651	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1652	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1653	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1654	RREEF Debt Investments Fund, L.P.	ウィルミントン	7, 12	66.7
1655	RREEF Debt Investments Master Fund I, L.P.	ウィルミントン	7, 12	100.0
1656	RREEF Debt Investments Master Fund II, L.P.	ウィルミントン	7, 12	66.7
1657	RREEF Debt Investments Offshore II, L.P.	ジョージタウン	12	50.0
1658	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1659	Safron AMD Partners, L.P.	ジョージタウン	12	22.0
1660	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン	12	21.7
1661	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1662	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1663	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ	10	58.5
1664	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1665	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1666	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1667	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1668	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1669	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1670	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1671	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン	9	33.2
1672	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1673	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ	10	71.1
1674	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1675	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ	10	95.0
1676	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1677	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1678	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1679	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1680	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1681	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1682	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1683	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1684	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i. L.	デュッセルドルフ	10	94.7
1685	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i. L.	デュッセルドルフ	10	100.0
1686	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	7, 10	100.0
1687	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1688	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1689	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1690	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1691	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1692	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1693	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1694	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ	10	83.8
1695	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1696	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1697	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1698	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1699	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1700	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i. L.	ハレ・アン・デア・ザーレ	9	30.5
1701	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1702	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1703	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1704	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1705	SPhinX, Ltd.（任意清算中）	ジョージタウン	9	43.6
1706	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1707	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1708	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1709	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1710	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	100.0
1711	STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	シェーネフェルト	10	100.0
1712	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1713	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Promohypermarkt Gelsen- kirchen KG	デュッセルドルフ	9	48.7
1714	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1715	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1716	SunAmerica Affordable Housing Partners 47	カーソンシティ	7, 10	99.0
1717	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1718	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1719	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1720	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1721	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1722	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1723	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1724	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1725	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1726	TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	10	100.0
1727	TEBA Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	シェーネフェルト	10	100.0
1728	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1729	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	10	100.0
1730	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1731	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1732	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ	10	100.0
1733	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ	10	100.0
1734	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1735	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ	9	25.0
1736	TONGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1737	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1738	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1739	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	9	50.0
1740	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1741	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1742	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	100.0
1743	Triton Fund III G L.P.	セントヘリア	7, 10	62.5

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1744	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1745	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1746	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1747	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1748	VCM / BHF Initiatoren GmbH & Co. Beteiligungs KG	ミュンヘン	9	48.8
1749	VCM Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン	9	23.5
1750	VCM Initiatoren II GmbH & Co. KG	ミュンヘン	9	23.5
1751	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン	9	34.9
1752	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1753	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1754	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1755	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1756	Willem S.A.	ルクセンブルク	7, 10	95.0
1757	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1758	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット	9	50.0
1759	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1760	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1761	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1762	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1763	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1764	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1765	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1766	ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1767	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1768	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	25.0
1769	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1770	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1771	Zenwix Pty. Limited	シドニー	10	100.0
1772	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1773	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1774	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1775	ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1776	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1777	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1778	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1779	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1780	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1781	ZITRAL Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ	9	50.0
1782	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	50.0
1783	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1784	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1785	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1786	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1787	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)
1788	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1789	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	50.0
1790	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	9	25.0
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分				
1791	Abode Mortgage Holdings Corporation	バンクーバー		8.5
1792	Abraaj Capital Holdings Limited	ジョージタウン		8.8
1793	Accunia A/S	コペンハーゲン		9.9
1794	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6
1795	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		8.5
1796	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュヴェリーン		8.4
1797	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3
1798	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		8.2
1799	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6
1800	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7
1801	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルグ		8.7
1802	Cecon ASA	アーレンダール		7.5
1803	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		14.8
1804	ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung	エシュボルン		16.8
1805	Gemeng International Energy Group Company Limited	太原		9.0
1806	HYPOPORT AG	ベルリン		9.7
1807	IVG Institutional Funds GmbH	フランクフルト		6.0
1808	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		11.0
1809	Liquiditäts-Konsortialbank Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		8.5
1810	OTCDeriv Limited	ロンドン		7.2
1811	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i. L.	フランクフルト		19.5
1812	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0
1813	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0
1814	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		14.8
1815	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		6.2
1816	りんかい日産建設株式会社	東京		8.5
1817	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8
1818	4 SC AG	プラネック		6.1
1819	Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsa Obbligazionaria Europea S.p.A.	ローマ		5.0
1820	The Clearing House Association L.L.C.	ウィルミントン		5.6
1821	TORM A/S	ヘレルプ		6.2
1822	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		12.2
1823	3W Power S.A.	ルクセンブルク		9.2
1824	エンサイドットコム証券株式会社	東京		7.1
1825	Yieldbroker Pty Limited	シドニー		16.7
1826	Yukon-Nevada Gold Corp.	バンクーバー		12.2

次へ

(2) 個別財務諸表

① 取締役会報告書

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行グループは、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2013年12月31日現在1,611十億ユーロのグループ総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2013年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で98,254名であり、世界71か国の2,907機関（このうち66%がドイツ）において勤務していた。ドイツ銀行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。ドイツ銀行AGは、その国内支店と63の国外支店を通じて国外を統合するフランクフルト・アム・マイン支店オフィスを通じてドイツにおいて業務を行っている。

包括的戦略レビューに従って、当行は2012年度第4四半期に組織体制を再編成した。当行は、ユニバーサル・バンキング・モデルおよび4つの既存のコーポレート部門に対するコミットメントを再確認した。当行は、取引所売買ファンド（ETF）等の、旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ業務を含む統合されたドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント・コーポレート部門を重視することを強化した。さらに、当行は非中核事業ユニットを設置した。このユニットは、旧コーポレート・インベストメンツ・グループ部門（CI）およびその他のコーポレート部門から再割当された非中核事業を含んでいる。

2013年12月31日現在、当行は以下の5つのコーポレート部門で組織されていた。

― コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
― グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
― ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）
― 個人顧客および中堅企業（PBC）
― 非中核事業ユニット（NCOU）

5つのコーポレート部門はインフラ機能によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。

CB&Sは、コーポレート・ファイナンス業務部門およびマーケッツ業務部門で構成されている。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。当行のコーポレート・ファイナンス業務部門において、当行の顧客は、合併および買収、エクイティおよび債券による資金調達ならびに総合的なコーポレート・ファイナンスの助言を提供されている。さらに、当行は公共部門に対して様々な金融サービスを提供している。マーケッツ業務部門は、様々な債券、エクイティ、エクイティ連動商品、為替およびコモディティ商品の販売、トレーディングおよび組成に責任を有している。

CB&S業務は信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）によって支援されている。これは一連の貸出金ポートフォリオに対して責任を有しており、2013年度から一定の無担保の相手先に関するデリバティブのエクスポージャーのヘッジを中央一元化させており、計画されたヘッジ管理を実行することによりこれらのリスクを積極的に管理する。

GTBは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

―トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート
―トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスおよびキャッシュ・マネジメント・フィナンシャル・インスティテューションズ

DeAWMは、旧プライベート・ウェルス・マネジメント(PWM)および資産運用(AM)業務ならびに2012年度第4四半期にCB&Sから移管されたパッシブ投資および第三者オルタナティブ業務からなる。DeAWMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。PBCコーポレート部門は、DBグループの共同サービスおよびITプラットフォームに支援された、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務ユニットで構成された「パワーハウス」ビジネス・モデルに従っている。

―プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。

－アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業（華夏銀行に対する当行の持分および同社とのパートナーシップを含む。）を対象としている。
－ポストバンクは、特にポストバンク、norisbank、BHWおよびDB Bausparで構成されている。

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。当行は、投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合弁事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供している。

2012年11月、当行は、ドイツ銀行の中核業務と並ぶ独立した部門として運営するためにNCOUを設置した。戦略2015プラスに記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することである。当行の世界の自己勘定投資の管理および一定のその他の非中核資産の満期までの保有に加えて、NCOU内で目標とするリスク圧縮活動は、当行が計画している将来戦略と関連しないリスクを削減し、それにより資本需要を減少させる手助けとなる見込みである。これらの目標とされるリスク圧縮活動の実行において、NCOUは、DBグループがバーゼル3に基づくコアTier 1資本比率を増強できるように、より不利な資本および高リスク・リターン・プロファイルのポジションを解消することを優先する予定である。

経済環境

世界経済

世界経済の成長はすでに2012年度において3.0%にわずかに鈍化していたが、2013年度も引き続き減速し年率約2.8%であった。前年度比では、2013年度第1四半期に経済は底打ちし、2013年度の残りの期間全体にわたり回復がみられた。

この減速は先進国および新興市場国に影響を与えた。経済成長率は、先進国において2012年度の1.4%から2013年度に約1.1%へ、新興市場国において2012年度の4.7%から2013年度に約4.5%へ減速した。金融危機および経済危機の一因となった構造的問題は、先進国において依然として焦点となっている。特にユーロ圏において民間債務および公的債務の削減により成長が鈍化した。さらに、ユーロ圏および米国における政治不安が世界経済を圧迫した。主要な中央銀行の金融政策は、引き続き極めて緩和的であり世界経済を支えた。主要金利は歴史的低水準であり、大規模な量的緩和政策がさらに経済を支えた。2013年5月、米国の中央銀行が年間を通じて資産買い入れのペースを縮小させる可能性がある旨の、米国連邦準備制度理事会のベン・バーナンキ理事長による最初の発言が、国際的な金利サイクルの変化につながった。これはその後、資本流出の結果として非常に多くの新興市場国にマイナスの影響を与えた。2014年1月に量的緩和の縮小を開始する2013年12月の連邦準備制度理事会の決定は概ね市場に織り込まれていた。

ユーロ圏は、6四半期連続の経済活動の落ち込み後、2013年度第2四半期にわずかに成長した。2012／2013年度の冬期の低迷により、2013年度のユーロ圏経済は年率平均で0.4%縮小した。これは2012年度(-0.6%)よりわずかな改善であった。ユーロ圏経済は世界経済の回復に支えられ、国家債務危機の将来の展開に関する不確実性が低下した。2013年度において国際投資家のユーロ圏への信頼が改善した結果として正味資本流入につながった。ユーロ圏の安定化の決定的要因は、欧州中央銀行の金融緩和政策であった。特に、2013年度に初めて規定された「フォワード・ガイダンス」の一環として、緊急の際はあらゆる手段（例えば、政策金利のコリドーの縮小、vLTRO、民間および公的資産の買い入れ）を用いる旨の表明、2013年11月の歴史的低水準である0.25%への金利引き下げ、および長期間にわたり当該金利水準を維持するかまたはさらに引き下げるという表明であった。2012年度／2013年度の冬期の半年間に低迷したドイツ経済は、その後回復を始めた。これは堅調な国内需要、最高の雇用水準、実質所得の堅調な増加および投資の緩やかな増加によるものであった。ドイツ経済は2012年度の0.7%成長に続き、年率平均で0.4%成長した。

米国の経済成長は2012年度の2.8%と比較して2013年度は約2.0%と減速した。自動的な歳出削減および財政政策の方向性にまつわる不確実性（債務上限の引き上げおよび暫定予算の延長ならびに一時的な政府閉鎖に関する議論）が経済の足かせとなった。不動産市場の回復、雇用統計の継続的改善および株式市場の力強い上昇が、2013年度下半期の回復につながり成長率は約4%となった。米国経済は連邦準備制度理事会の拡張的金融政策に強く支えられている。

日本では、2013年度の経済成長率はわずかに上昇し1.5%であった。これは、いわゆる「アベノミクス」第1の矢、第2の矢である非常に拡張的な財政・金融政策によるものであった。しかし、2013年度においてはアベノミクス第3の矢である構造改革に従った発表はほとんどなかった。

新興市場国では、2013年度の成長は約4.5%に落ち着いた。5月に年間を通じて資産買い入れのペースを縮小させる可能性がある旨の発言をした連邦準備制度理事会は、過去数年間のポートフォリオ投資によって隠れていた新興市場国の構造的脆弱性に焦点を移し、大幅な資本流出をもたらした。特に、これらは南アフリカ、インド、インドネシア、ブラジルおよびトルコのような比較的予算の大きな経常赤字国に影響を与えた。新興市場国は地域によって実績はまちまちであった。アジア（日本を除く）の経済成長は2012年度よりわずかに減少し5.9%になったと予想されている。中国の経済活動は、下半期の回復によって、2013年度に前年度の成長率(7.8%）をわずかに下回る7.7%成長であった。当年度上半期に国際貿易が比較的低調であったため成長が抑えられたが、世界経済の回復を受けて下半期に経済はやや加速した。しかし、中国の経済構造のリバランスの影響に関する不確実性によって成長が抑制された。これは、2013年11月の中央委員会の全面的な決議によって精力的に推進させられた。インドでは、2013年度に経済はやや堅調に4.3%成長した。これは特に1年間の間にルピーの対ドル相場が12%下落したことによるものであった。好ましくない政治環境にもかかわらず、政府は将来の成長を刺激することを意図した大規模な改革を開始した。ラテン・アメリカの経済活動は2012年度の2.8%に続き2013年度は約2.3%成長にとどまった。ブラジルでは、インフラの障害、改革不足およびコモディティ価格の下落が経済の重しとなり、2013年度はわずかに約2.2%成長となったと予想されている。

銀行業界

2013年度の銀行業界は変遷の年であった。ヨーロッパ債務危機が2012年度後半に落ち着いたため、2006年度以降初めて、米国またはヨーロッパの銀行システムを脅かす危機がなかった。それでもなお、2013年度は、ほとんどすべての銀行が成長の欠如、低金利環境、訴訟費用の増加、厳格化する規制、また、特にヨーロッパにおける監督機関および投資家からの貸借対照表の強化、レバレッジ解消およびリスク圧縮への継続的圧力の影響を受け、相当に事業が困難な年であった。

ヨーロッパの商業銀行は、特に企業について信用量の大幅な減少を経験したが、一方で家計に対する貸出は実質的に横ばいにとどまった。銀行は依然として与信基準を強化しているが、2011年度および2012年度ほどではない。それよりもむしろ、貸

出金の成長を主に妨げているのは、資金需要不足である可能性が高い。資金需要は、年間を通じて減少ペースは遅くなっているが一段と減少している。貸倒損失はいくらか減少した可能性が高い。資金調達側に関しては、民間部門の預金の成長は、企業および一般個人顧客の両方について年間を通じて依然として堅調である。銀行の債券発行はさらに縮小し、10年来の最低水準に達している。しかし、これは債券市場へのアクセスの欠如ではなく、資金調達需要不足によるものである可能性が高い。実際に、EUの銀行の資産合計は前年比で4%超減少した。

米国では、2013年度の個人に対する貸出が意外にも再びマイナスに転じた。これは、住宅市場が継続的に回復したにもかかわらず、住宅用モーゲージの規模が減少したことによるものであった。一方、企業に対する貸出金は引き続き健全に拡大し、2007年度以降初めてすべての主要貸出区分が成長に転じた。貸倒損失はさらに減少し、信用ブームのピーク時にも見られなかった史上最低水準の金額となった。預金の成長は、低金利水準の影響も一定の大企業の預金に関する連邦預金保険公社(FDIC)の保険の終了の影響も受けずに、堅調を維持した。貸出金の成長を上回る預金の成長により、銀行の貸借対照表の預金による資金調達は、過去20年間で最高水準に達した。

2013年度の投資銀行の業績は不均一であった。債券発行は非常に堅調であった前年度の水準からはわずかに減少したが、ハイ・イールド業務は新記録水準に達した。株式発行も堅調であった。M&A業務は取引金額基準では2008年以降最高の年となったが収益は減少した。2013年度のエクイティ・トレーディングの取引量は前年度より低下したが、債券トレーディングは2012年度の結果と比較して全体的に横ばいであった。投資銀行収益合計は、利益率の高い事業セグメントの業務減少および規制強化（例えばデリバティブ取引関連）により2008年度以降の最低水準に減少した。発行引受およびアドバイザリーによる収益合計は前年度と比較して増加した上に2007年度以降の最高となったが、トレーディングおよびその他の業務による収益は、さらなる利鞘の縮小を一因として大幅に減少した。

資産運用業務は、市場の流動性が依然として高く、（新興市場国から先進国市場への多少の資本流出にもかかわらず）ハイリスク資産に対する需要がさらに増加し、金利は（米国連邦準備制度理事会による大規模な金融緩和政策を縮小する旨の発表後にいくぶん上昇しているにもかかわらず）極めて低い水準にとどまり、いくつかの主要株式市場が新記録的水準に達しているように、資本市場が特に良好だった1年による恩恵を受けた。

全体として、2013年度のヨーロッパの銀行の収益性は、ヨーロッパ債務危機および関連する景気後退を受けてEUの銀行業界合計で純損失を計上した2011年度および2012年度の貧弱な水準から改善した。しかし、2013年度の利益率は依然として小さく持続可能な水準（すなわち銀行の資本コスト）を大きく下回っている。米国の銀行の収益性は、多額の訴訟費用（訴訟費用は引き続きヨーロッパの銀行の利益の足かせにもなっている）による当年度下半期の後退にもかかわらず金額ベースで新記録に達した可能性が高い。

規制の進展に関しては、より安全でより安定的な銀行システムのための仕組みを新たに構築するための多数の重要なプロジェクトにさらなる進展が2013年度に見られた。EUの政策決定者は、ユーロ圏の大銀行の監督をECBに移す決定をしたこと、および原則として納税者に支援を要求せずに、経営難に陥っている銀行を救済する仕組みを設計することによって、将来のヨーロッパ銀行連合の重要な構成要素に合意した。ヨーロッパおよび米国の両方においてバーゼル3の導入が開始された。さらに、大規模な国内金融機関に関して米国の当局が押し進めている要求事項の大幅な拡大と共に、拘束力のあるレバレッジ比率の国際的な導入に関する議論が激化した。デリバティブ市場の改革は、EUでは欧州市場インフラ規制（EMIR）によって最終形になった一方で、米国ではドッド・フランク法に基づく新たなデリバティブ規則の導入がすでに開始されている。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行はグループの財務データに基づき全体の業績を議論している。単体ベースの財務データの詳細は本報告書の次の項に示されている。

当期間における当グループの主要な財務ハイライトは以下のように要約できる。

－2013年度のグループ純収益は2012年度から5%減の319億ユーロであった。これは主にCB&Sの収益の減少を反映したものであった。

－税引前利益は2012年度から79%増の15億ユーロであった。

－純利益は2012年度の316百万ユーロから2013年度は681百万ユーロに増加した。

－CRR/CRD 4による普通株式等Tier 1資本比率は、2012年度末の7.8%（バーゼル2.5によるCET 1：11.4%）に対して、2013年度末に9.7%（バーゼル2.5によるCET 1：12.8%）であった。

－想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）は2012年度末現在の2.6%から3.1%に増加した。

－想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットは2013年12月31日現在350十億ユーロ（バーゼル2.5によるRWAは300十億ユーロ）であり、2012年12月31日現在と比較して11%減少（バーゼル2.5によるRWAに基づき10%減少）した。

2013年度は、訴訟問題および規制問題に継続的に対処する一方で、当行の将来およびさらなる管理の強化に投資した2年目の年であった。オペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの達成費用および訴訟費用が当行の2013年度の業績に影響を与えた。当行は、2014年度はさらなる挑戦および規律ある実行の年になると予想している。しかし、当行はなお2015年度の目標達成に努め、ドイツ銀行の戦略ビジョンを実行する意向である。

2013年度の純収益は2012年度から5%減の319億ユーロであった。純収益の減少の大部分はCB&Sに起因するものであり、GTBおよびNCOUにおいてもわずかに減少した。一方でPBCの収益は安定的であり、DeAWMの収益は増加した。2013年度の利息以外の費用は2012年度から9%減の284億ユーロであった。これは大幅な費用削減および2012年度と比較したのれんおよび無形資産の減損損失の大幅な減少を反映したものであった。この費用削減には、2012年度と比較した2013年度の給与手当の減少12億ユーロ(9%)が含まれていた。これはOpExの継続的な実施の結果としての賞与および定着報奨の減少によるものであった。また、2013年度の費用には多額の訴訟関連費用30億ユーロ（2012年度：26億ユーロ）が含まれていた。

以上により、当行は2013年度において純利益681百万ユーロ（2012年度：316百万ユーロ）および税引前利益15億ユーロ（2012年度：814百万ユーロ）を計上した。

当グループの重要業績評価指標(KPI)は以下の表に詳述されている。

当グループの重要業績評価指標	2013年度末の状況	2012年度末の状況
税引後平均アクティブ資本利益率	1.2%	0.5%
費用収益比率	89.0%	92.5%
費用削減	年間21億ユーロ	年間4億ユーロ
削減を達成するための費用	18億ユーロ	5億ユーロ
想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるコアTier 1比率	9.7%	7.8%
想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）[1]	3.1%	2.6%

1 想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）は、2013年6月27日のCRR/CRDの公表に従った当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

税引後平均資本利益率は、2012年度の0.5%から2013年度の1.2%に上昇したが、目標の12%を依然として下回っている。

前年度と比較した純収益の減少にもかかわらず、費用収益比率は2012年度の92.5%から2013年度は89.0%に改善した。これは、当行のOpExプログラムの過程における利息以外の費用の継続的な減少を反映したものであった。

OpExプログラムの年間費用削減21億ユーロは、目標の16億ユーロを上回って2013年度に達成された。累積達成費用は18億ユーロであった（このうち13億ユーロは2013年度、5億ユーロは2012年度に達成された。）。

純利益の増加、新株発行および資本形成の加速ならびに2013年度のリスク圧縮活動により、当行のバーゼル2.5による普通Tier 1資本比率は、2013年12月31日現在過去最高水準の12.8%に改善した。想定上のCRR/CRD 4の完全適用による普通Tier 1資本比率もまた、ポートフォリオの最適化および非中核業務のリスク圧縮に係る大幅な進展を反映して、前年度の7.8%から2013年度末現在の9.7%に大幅に上昇した。

2013年度末現在の想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）は2012年度末現在の2.6%から3.1%に改善した。CRR/CRD 4によるコアTier 1資本の増加に加え、主な要因は当行のレバレッジ・エクスポージャーが2012年12月31日現在の1,683十億ユーロから2013年12月31日現在の1,445十億ユーロに減少したことであった。

2013年度末現在のバーゼル2.5に基づくリスク・ウェイテッド・アセットは、主に当行の事業のリスク圧縮を目的とした経営陣の措置により、2012年度末現在の334十億ユーロに対し300十億ユーロであった。2013年度中に、当行は想定上のCRR/CRDの完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットの350十億ユーロへの削減を達成した。

概要

ドイツ銀行AGは、前年度の純利益729百万ユーロに続き、2013年度において純利益893百万ユーロを計上した。この増加164百万ユーロは、主に2012年度と比較して税引前営業外費用純額の減少16億ユーロおよび税引前営業利益の増加390百万ユーロに起因していたが、一般的銀行業リスクのための資金への繰入450百万ユーロおよび税金費用850百万ユーロ（2012年度：タックス・ベネフィット538百万ユーロ）により一部相殺された。

営業利益の増加390百万ユーロは、リスク引当金の減少180百万ユーロ、管理費用の減少160百万ユーロおよび収益の増加52百万ユーロによるものであった。

純利息収益、純手数料収益およびトレーディング純損益からなる収益は安定的に推移し、52百万ユーロ増加して188億ユーロであった。これは、ほぼ相殺的ないくつかの推移との純額であった。純利息収益の減少13億ユーロは、主に配当等収益が16億ユーロ減少した一方で、貸出、短期金融市場取引、債券およびノートからの利息収益（対応する利息費用控除後）が265百万

ユーロ増加したことによるものであった。純手数料収益は868百万ユーロ増加した。ドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の変動前のトレーディング純損益は27億ユーロと引き続き安定的であった。この水準により過去4年間の平均トレーディング損益が低下した。その結果、トレーディング関連特別準備金が450百万ユーロ減少し、これにより全体のトレーディング損益が同額改善した。準備金の水準を維持するために、これに対応した一般的銀行業リスクのための資金の繰入が計上された。

管理費用合計は160百万ユーロ減少して126億ユーロであった。この推移は、主に繰延報酬、退職金および確定給付制度債務に関する費用の減少に基づく人件費の減少663百万ユーロによるものであった。その他の管理費用は、主にIT関連費用の増加により502百万ユーロ増加した。

その他の営業収益／費用の差額は、(23)億ユーロで引き続き安定的であった。トレーディング以外のデリバティブに関連するプラスの純損益の増加およびその他の営業費用の減少は、年金資産のマイナス・リターンおよび訴訟関連費用の増加によって相殺された。

信用関連リスク引当金および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の費用合計は2013年度において180百万ユーロ減少し529百万ユーロであった。これは主に流動性準備金において保有する有価証券の損益改善によるものであった。

2013年度の税引前営業外費用純額は、16億ユーロ減少してマイナス13億ユーロであった。このマイナスの差額の減少は主に、子会社の減損純額の減少による純影響合計819百万ユーロ（2012年度：減損純額24億ユーロ）に起因しており、固定資産として取り扱われる有価証券に係る純損失250百万ユーロ（2012年度：純利得39百万ユーロ）により一部相殺された。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入は450百万ユーロであった。当該資金の変動は2012年度においては計上されなかった。

2013年度の税金費用合計は850百万ユーロ（2012年度：タックス・ベネフィット538百万ユーロ）であった。

2013年12月31日現在の資産合計は、338十億ユーロ減少し1,385十億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少によるものであった。銀行に対する債権および銀行に対する負債の減少も、貸借対照表の規模の全体的な縮小に寄与した。

当行は、安定した資金調達基盤および流動性基盤を維持し、強固な資本ポジションを保持した。

2013年度の株主持分（配当可能利益を除く。）は30億ユーロ増加し370億ユーロであった。この30億ユーロは2013年4月30日付の新たな普通株式90百万株の発行による増資によるものであった。

取締役会および監査役会は、1株当たり75ユーロ・セントの配当金の支払を年次株主総会に提案する予定である。

次へ

損益計算書

純利息収益の減少

純利息収益は13億ユーロ減少して88億ユーロとなった。この推移は、主に前年度と比較したポジション減少による株式からの配当収益の減少13億ユーロによる配当等収益の減少16億ユーロを反映したものであった。この推移の一方で、貸出、短期金融市場取引、債券およびノートからの利息収益の減少（(29）億ユーロ)を、利息費用の減少（32億ユーロ減少）が上回った。利息収益および利息費用の減少は、金利水準の低下および残高の減少によるものであった。

純手数料収益の増加

純手数料収益は前年度から868百万ユーロ増加して68億ユーロとなった。この推移は、大部分は有価証券業務によるフィー（引受業務によるフィーを含む）の増加および運用資産に関するフィーの上昇傾向によるものであり、一部は貸出業務による手数料純額の増加によるものであった。

安定的な営業トレーディング純損益

ドイツ銀行AGは、2013年度の営業トレーディング純損益27億ユーロを報告し、前年度からの変動はなかった。この水準の純損益により、ドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の要求水準を決定する過去4年間の平均トレーディング損益が低下した。その結果、制限のなくなった準備金の大部分が取崩され全体のトレーディング純損益が450百万ユーロ増加した。準備金の水準を維持するため、これに対応した一般的銀行業リスクのための資金への繰入が計上された。

人件費の減少および営業コストの増加

人件費は、663百万ユーロ減少し54億ユーロとなった。この減少の主な要因は繰延報酬費用および退職金の減少ならびに確定給付制度債務に関する費用の減少であった。

下表は、当行の従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

従業員数（フルタイム換算）[1]	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	増減
ドイツ	10,604	10,687	-83
ヨーロッパ（ドイツを除く）	9,143	9,235	-92
アメリカ	1,755	1,817	-62
アフリカ／アジア／オーストラリア	5,869	5,979	-110
合計	**27,371**	**27,718**	**-347**

1　従業員数（フルタイム換算）＝パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

過年度に見られた従業員数をわずかに減少させる世界的なトレンドは継続している。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は437百万ユーロ増加し66億ユーロとなった。主に、IT機器に係る賃借料および維持費用（349百万ユーロ）、会社間取引費用（89百万ユーロ）が増加に寄与した。

2013年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は531百万ユーロ（2012年度：464百万ユーロ）となった。

その他の営業収益／費用

2013年度のその他の営業収益／費用を差引すると純費用23億ユーロとなり、前年度からの変動はなかった。外貨、金利、コモディティならびにヘッジ手段のデリバティブおよび基礎となるポジションを含む信用リスクにおけるエクスポージャーに関連するトレーディング以外の金融商品に係る営業純損益は659百万ユーロ増加した。その他の諸収益／費用は259百万ユーロ減少した。これらのプラスの推移の一方で、訴訟費用および罰科金が198百万ユーロ増加した。これには、2014年2月20日に完了したKirchグループとの和解の合意に関する費用528百万ユーロが含まれていた。ドイツ銀行は原告の訴訟取り下げを考慮して775百万ユーロ（2011年3月24日からの年率5%の利息で、40百万ユーロの費用を加算）を支払うことに同意した。年金資産からのリターンの純損益および年金債務の割引の割戻による利息費用は、主に年金資産からのリターンの減少により、プラス400百万ユーロからマイナス506百万ユーロになった。

リスク引当金の減少

2013年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の合計は180百万ユーロ減少し529百万ユーロであった。この推移は、主に前年度と比較した流動性準備金の有価証券からの損益の改善による増加148百万ユーロおよび信用リスク引当金の減少33百万ユーロに起因するものであった。

その他の経常収益／費用

その他の経常収益／費用の差額は合計(11)億ユーロ（2012年度：(27)億ユーロ）であった。この推移は主に以下の項目によるものであった。ドイツ商法（HGB）第340c条第2項に従った、過去の期間の減損の戻入れを考慮後の関係会社に対する投資の評価調整に関する費用は16億ユーロ減少し819百万ユーロの費用純額であった。2013年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は60百万ユーロ（2012年度：94百万ユーロ）であった。前年度のような損失引受による費用168百万ユーロは発生しなかった。これらの推移の一方で、当行は固定資産として取り扱われる有価証券に係る純損失250百万ユーロ（2012年度：純利益39百万ユーロ）を計上した。

特別利益および特別損失

特別損失144百万ユーロ（2012年度：特別損失211百万ユーロ）は再構築活動を反映している。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入

一般的銀行業リスクのための資金全体の金額を維持するため、ドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の取崩による450百万ユーロはすべて、ドイツ商法（HGB）第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金に起因するものであった。

税金

前年度においてはタックス・ベネフィット538百万ユーロであったのに対し、2013年度においては税金費用850百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に税務目的上減算可能でない費用および非課税収益による影響を受けた。

純利益

2013年度に、ドイツ銀行は、前年度の純利益729百万ユーロに続き、純利益893百万ユーロを計上した。この増加は、主に2012年度と比較した税引前営業外費用純額の減少16億ユーロおよび税引前営業利益の増加390百万ユーロに起因するものであり、一般的銀行業リスクのための資金への繰入450百万ユーロおよび税金費用850百万ユーロ（2012年度：タックス・ベネフィット538百万ユーロ）によって一部相殺された。

利益処分案：前年度と同額の配当金75ユーロ・セント

前年度からの繰越利益28百万ユーロを考慮すると、2013年12月31日現在の配当可能利益は920百万ユーロであった。当行は、この配当可能利益を1株当たり75ユーロ・セントの配当の支払に充当する旨を年次株主総会に提案する予定である。発行済株式数合計に基づくと、配当金合計は764百万ユーロとなる予定である。また、残りの配当可能利益156百万ユーロは繰越す旨を提案する予定である。

ドイツ銀行AG損益計算書より

			増　減	
単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度	百万ユーロ	%
利息収益[1]	9,377	12,296	-2,919	-24
配当等収益[2]	6,252	7,806	-1,554	-20
総利息収益	**15,629**	**20,102**	**-4,473**	**-22**
利息費用	6,811	9,993	-3,182	-32
純利息収益	**8,817**	**10,109**	**-1,291**	**-13**
手数料収益	8,015	7,378	+637	+9
手数料費用	1,163	1,394	-231	-17
純手数料収益	**6,852**	**5,984**	**+868**	**+15**
トレーディング純損益	**3,153**	**2,677**	**+475**	**+18**
このうち、ドイツ商法第340e条第４項に基づくトレーディング関連特別準備金戻入益	450	0	+450	N/A
賃金および給料	4,411	4,867	-455	-9
強制社会保険拠出金[3]	970	1,177	-208	-18
人件費	5,381	6,044	-663	-11
その他の管理費用[4]	7,154	6,651	+502	+8
管理費用	**12,535**	**12,695**	**-160**	**-1**

その他の営業収益／費用の差額	**-2,278**	**-2,275**	**-2**	**0**
リスク引当金	**529**	**710**	**-180**	**-25**
営業利益	**3,481**	**3,090**	**+390**	**+13**
その他の収益／費用の差額	**-1,287**	**-2,899**	**+1,611**	**-56**
一般的銀行業リスクのための資金への繰入	-450	0	-450	N/A
税引前純利益	**1,743**	**192**	**+1,552**	**N/A**
税金	850	-538	+1,388	N/A
純利益	**893**	**729**	**+164**	**+22**
前期繰越利益	28	163	-135	-83
－その他の利益剰余金	920	892	+28	+3
利益剰余金への繰入	**0**	**100**	**-100**	**N/A**
－その他の利益剰余金	0	100	-100	N/A
配当可能利益	**920**	**792**	**+128**	**+16**

1　貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券ならびに政府登録債による収益。
2　株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分、関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）ならびにリース業務による収益。
3　年金およびその他の従業員給付費用を含む。
4　有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2013年12月31日現在13,854億ユーロとなった。3,380億ユーロ（19.6%）の規模の縮小は、厳選された基準で貸借対照表の規模を縮小する当行の全体の目標を反映したものであった。この縮小は、主に市況によるトレーディング・デリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少ならびに取引を圧縮する一定の取り組みに起因するものであった。

貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、前年度の減少が継続したことで、174億ユーロ（7.5%）減少して2,148億ユーロとなった。総額1,538億ユーロ（81億ユーロ減）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業に対する貸出金は108億ユーロ（608百万ユーロ増）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は93億ユーロ減少して390億ユーロとなった。すべての推移は主に当行の国外支店に起因するものである。

下表は、貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

	2013年	2012年	増減	
単位：十億ユーロ	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
顧客に対する債権	**175.8**	**183.9**	**-8.1**	**-4.4**
残存期間：				
5年以内[1]	158.4	164.2	-5.8	-3.5
5年超	17.4	19.7	-2.2	-11.4
銀行に対する貸出金	**39.0**	**48.3**	**-9.3**	**-19.3**
残存期間：				
5年以内[1]	30.0	40.5	-10.5	-25.9
5年超	9.0	7.8	+1	15.0
合計	**214.8**	**232.2**	**-17.4**	**-7.5**

1　要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から659億ユーロ減少して1,459億ユーロとなった。この推移は、主に清算勘定残高および短期金融市場債権の減少によるものであった。

有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は全体として増加した。債券およびその他の固定利付有価証券は144億ユーロ増加し342億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は53百万ユーロ減少し293百万ユーロとなった。

トレーディング資産

トレーディング資産は8,321億ユーロであった。この大部分はデリバティブのプラスの時価により構成されており、2,678億ユーロ減少して5,099億ユーロとなった。これらの減少は主に金利デリバティブならびに米ドル、ユーロおよび英ポンドの当年度のイールド・カーブの推移によるもの、為替レートの変動ならびに再構築の取り組み、ネッティング契約の増加および中央清算機関を通じた清算の増加によるものであった。

参加持分

参加持分として報告されている当行の株式所有は、前年度から3百万ユーロ減少して833百万ユーロとなった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、60億ユーロ増加して508億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は209億ユーロであり、減少は149億ユーロであった。この増加は、主に増資および従来間接的に保有していた関係会社の譲渡に起因していた。これは減資、他のDBグループの会社に対する関係会社の譲渡および評価減純額819百万ユーロにより一部相殺された。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は、468億ユーロ減少して2,643億ユーロとなった。この推移は主に要求払預金の減少313億ユーロおよび定期預金の減少155億ユーロに起因していた。

銀行子会社からの預金は、前年度から104億ユーロ減少して1,285億ユーロとなった。

顧客からの預金は、250億ユーロ減少して2,491億ユーロとなった。この主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の減少228億ユーロであったが、リテール顧客および公共部門からの預金はほぼ変動がなかった。

証券形態の負債は、純額で11億ユーロ増加して1,151億ユーロとなった。発行債券は55億ユーロ減少したが、短期金融市場証券が60億ユーロ増加した。

負債の内訳

	2013年	2012年	増　減	
単位：十億ユーロ	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
銀行に対する負債	**264.3**	**311.1**	**-46.8**	**-15.0**
要求払	155.5	186.7	-31.3	-16.7
契約期限または通知期限付	108.8	124.3	-15.5	-12.5
顧客に対する負債	**249.1**	**274.1**	**-25.0**	**-9.1**
貯蓄預金	5.1	6.1	-1.0	-16.7
その他の負債				
要求払	179.6	189.1	-9.4	-5.0
契約期限または通知期限付	64.3	78.8	-14.5	-18.4
証券形態の負債	**115.1**	**113.9**	**+1.1**	**+1.0**
発行債券	80.3	85.7	-5.5	-6.4
証券形態のその他の負債	34.8	28.2	+6.6	+23.5
このうち：短期金融市場証券	31.8	25.8	+6.0	+23.5

劣後負債は、15億ユーロ減少して178億ユーロとなった。

トレーディング負債

トレーディング負債は2,690億ユーロ減少し6,724億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの時価により構成されており、前年度から2,712億ユーロ減少して4,906億ユーロとなった。これらの減少はプラスの時価の減少と同様の理由によるものであった。

株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益920百万ユーロを含む。）は、31億ユーロ増加し378億ユーロとなった。この推移に寄与した主な要因は、2013年4月30日付の新たな普通株式90百万株の発行による増資30億ユーロであった。

当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、現在はドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（47ページ（訳者注：原文のページ）を参照。）。

後発事象

修正を要する主要な後発事象はすべて、当行の経営成績、財政状態および純資産に認識された。

次へ

見通し

世界経済

当行は、2014年の世界経済の成長率(年平均)が3.8%の水準に上昇すると予想しており、これはトレンド成長率とほぼ一致する。主に米国および中国が牽引役となって、主要地域が軒並み経済成長を遂げる一方、ユーロ圏ではGDP成長率が緩やかな伸びにとどまると予想する。2014年のグローバル・インフレ率に関しては、3.4%(年平均)と予測する。

先進国においては、経済成長率は2倍となる2.2%になる見込みであり、2014年の消費者物価の上昇率は2.0%と予測する。さらに、新興市場においては、経済成長率は加速度的に上昇して5.3%に、インフレ率は5.0%になると予想する。2014年における先進国の経済成長率への寄与は30%前後になる見通しである。

ユーロ圏では、過去2年間において経済活動が停滞していた後、景気が緩やかに回復しGDPが1.0%増になると予想する。GDPギャップが継続的にマイナスであり、コモディティ価格が軟調に推移していることから、2014年のインフレ率は比較的安定し1.0%になるだろう。深刻なソブリン債務危機に関しては収束傾向が続く見通しである。一方、不透明感および緊縮政策によるマイナスの影響に関しても、特に周辺国において解消が予想される。さらに、世界経済の回復により、外部からプラスの刺激がもたらされている。ECBが拡張的金融政策を継続することで、回復効果が維持されるだろう。当行は、ECBが2014年においてその政策金利を歴史的低水準である現行の0.25%に据え置くと予想している。

ユーロ圏内では、民間債務および公的債務の水準の引き下げが特に周辺国において依然として大きな課題であり、経済成長が引き続き鈍化するおそれがある。ドイツの場合、2014年において経済成長率は1.5%となり、これまでと同様にユーロ圏の経済成長率を上回る見通しである。ドイツは経済の開放度が比較的高いことから、他のユーロ圏諸国に比べて世界経済の回復による恩恵を相当享受している。公的債務および民間債務に関しても持続可能な水準にある。

米国では、2014年において、経済成長率については高水準である3.5%、消費者物価の上昇率については2.5%になると予想する。したがって、米国が経済成長の主要な牽引役のひとつとなる可能性が高い。この高水準の成長率は、労働市場の改善、不動産市場の回復、およびフィスカル・ドラッグ（財政面のデフレ効果）の縮小によるものである。さらに、ユーロ圏とは異なり、比較的早期に民間債務の水準の引き下げに着手しているため、民間債務の削減が大幅に進捗している。米連邦準備制度理事会は、2014年末までに資産買入額を徐々に縮小していく可能性があるが、政策金利を0%から0.25%の間とする柔軟な金融政策を維持すると予想される。

日本では、2014年において、経済成長が前年に比べ鈍化し、経済成長率は0.7%となり、インフレ率は主に消費税率引き上げの結果2.8%に上昇すると予想される。

新興市場諸国においては、2014年に経済成長が加速すると予想している。各地域間において成長率水準に顕著な格差が存在している。2014年において、アジア（日本を除く）では、経済活動の成長が比較的好調であり、経済成長率が6.9%になる見通しである。中国については、アジアの経済成長の牽引役になると予想される。先進国における内需の改善によりもたらされる外部からの刺激および2013年11月に承認された全面的改革（規制緩和、金融市場のさらなる自由化および社会改革）により、企業および金融システムに対する国家の影響度が低下する結果、その過程で国家の効率化が進んでいくと見込まれる。2014年には、中国のGDPは8.6%増、インフレ率は3.5%になると予測する。インドについては、2014年において、経済成長率は5.5%に上昇すると見込まれるが、潜在成長率の水準を依然として下回ると予想する。このような推移の要因として、投資および輸出の水準の回復ならびに包括的改革の実施が挙げられるだろう。消費者物価の上昇率に関しては4.3%と予測する。

中南米では、経済成長が減速する見通しである。2014年の経済成長率は小幅に上昇し2.7%になると予測する。ブラジルについては、2014年の経済成長率は1.9%と期待外れな結果になると予測する。インフラのボトル・ネックおよび抜本的改革の欠如により悪影響を受けるだろう。2014年のブラジルのインフレ率は6.0%になると予測する。

経済見通しに関する不透明感は、主として欧州および米国に起因する。米国の金融政策が方向転換した場合、債券市場における金利上昇の影響が当行の予想よりも大きくなるおそれがある。この結果、特に、近年、ポートフォリオ投資が流入していたため構造的弱点が表面化していなかった新興市場に関して、諸問題が発生するおそれがある。欧州では、ECBおよび欧州銀行当局による欧州の銀行システムの包括的レビューの影響が予測不能であることだけでなく、多くのEU加盟国における政治情勢によっても、潜在的に重要な影響が生じるおそれがある。また、地政学的リスクも存在する。中東における紛争が激化し原油価格が大幅に上昇するおそれがある。さらに、南シナ海および東シナ海の島々に対する中国の権利の主張をめぐる争いの深刻化（ベトナム、フィリピン、マレーシア、日本および韓国と対立）が、世界経済に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。

銀行業界

2014年において、多くの先進国の銀行業界では、広範囲にわたり持続している景気回復に連動して、収益の伸びがやや回復する可能性がある。伝統的な投資銀行、以前に信用バブルが起こった国々の銀行および金融危機の間に政府による救済措置を受けた銀行など様々な銀行で、ビジネス・モデルの修正が当分続くと予想されるが、2015年に概ね完了するだろう。

欧州の商業銀行では、貸出金の伸びが安定性を取り戻し、貸倒損失がある程度通常の水準になることで、銀行の収益性が維持されるだろう。バーゼル3のフレームワークに基づき（特定の多くの追加費用を含めた上で）新たに均衡が取れる状態に至る

と、資本比率の上昇が鈍化する可能性がある。一方、超低金利が続いた場合には、銀行の純利息収益および預金の伸びが継続的に圧迫されるおそれがある。さらに、ノンバンクとの競争（例えば、決済市場における競争）および欧州の拠点を拡充している外国の銀行との競争が激化するだろう。全体として、多くの銀行において、近いうちに収益率を再び健全かつ持続可能にするための奮闘が続くかもしれないが、増益となる可能性が高い。

米国の商業銀行では、貸出がようやく増加に転じたことが支援材料となる可能性があるが、一方で貸倒引当金に関しては現在の非常に低い引当実績から一転して増加し始めるだろう。また、米国の銀行の場合、より厳格な新しい規則に従うためにさらに資本を増強しなければならない。金利の正常化が進めば、預金が堅調に増加し続ける可能性が高い。全体として、収益性に関しては、現在のところその向上の達成は過去数年に比べて非常に厳しくなっているだろうが、堅調な水準を維持する可能性は高い。

2014年の資本市場業務については、業務の一部でコモディティ化が進み、利鞘がさらに減少するとともに、国内だけでなく新興市場のプレーヤーとの競争が激化する可能性が高い。ただし、世界の経済活動が活発化し、全体として取引総額が実質的に増加するだろう。投資銀行においては多くの市場セグメントの魅力を大幅にそぐ原因となった新たな規制上の要求に適応していることから、市場の統合および集中という新たな波が起こる可能性がある。全体として、2014年の投資銀行業務の総収益は、緩やかに増加する可能性がある。債券業務（トレーディングを含む。）ではやや減少が進む一方、株式資本市場業務（トレーディングを含む。）では再び増加し、M&Aアドバイザリー業務も相対的に低迷した2013年を上回る可能性がある。

資産運用およびウェルス・マネジメントに関して、主要な株式市場については、一時的に下落する可能性があるにもかかわらず、世界経済の回復が続いているため、引き続き慎重ながら楽観的な見通しである。一方、債券については、米連邦準備制度理事会が量的緩和プログラムの縮小を開始しており、利回りがさらに上昇する可能性がある。

規制および監督の分野における新たな進展に関して、2014年にEUの銀行業界にとって最も重要な変化が生じる要因となるのが、欧州銀行同盟による単一監督メカニズムおよび単一破綻処理メカニズムの提供、単一破綻処理基金の段階的な設立ならびに各国ごとの預金保険制度のさらなる統合化であろう。それに先立ち、大手銀行の貸借対照表の包括的査定およびストレス・テストが大きな注目を集める可能性が高い。さらに、欧州では、拘束力のあるレバレッジ比率の導入に関する議論、「リッカネン提案」に関連して特定の銀行業務を分離する潜在的な構造的要求に関する議論および多くの国々における金融取引税の将来の採用が焦点になるだろう。米国では、バーゼル3の資本（および流動性）規則の履行に加えて、ドッド・フランク法による改革のさらなる実施が極めて重要となる。

ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。

2012年9月、当行は戦略2015プラスを公表した。ドイツ銀行がこのビジョンを達成するためには、顧客、コンピテンシー、資本、費用および文化に係る5つの方策が鍵となる。

まず、顧客に関しては、顧客および地域の専用ポートフォリオに注力しており、国内市場であるドイツ、米国およびアジア・太平洋地域における成長に重点を置いている。

コンピテンシーに関しては、当行は、4つの中核事業が、当行の利益構成のバランスを取り、ますます複雑化・グローバル化する顧客のニーズを満たす上で、柱として適切に配置されていると考えており、個々のコーポレート部門とインフラ機能との密接な協力により、大きなシナジーが生み出されると見込んでいる。

資本に関しては、資本比率をさらに高める所存である。資本の有機的増加を促進し、リスク・ウェイテッド・アセット（以下「RWA」という。)の削減を進めるための一連の方策を見つけ出しており、例えば、非中核事業ユニット（以下「NCOU」という。）を新設し、同ユニットに対し当行にとって最も効果的な方法で非中核資産を管理および売却する責任および権限を与えている。

費用に関しては、今後、大幅に費用、重複および複雑性を削減することで、オペレーショナル・エクセレンスを達成することによって当行の長期的な競争力を維持することを目標としている。

さらに、ドイツ銀行は銀行業界における文化の変化の必要性を認識しており、この変化の最先端に立つことを目指す。報酬慣行については現在検討中であり、当行の業績重視文化、起業家精神および文化的多様性を補完するために顧客フォーカスおよびチームワークに重点を置いている。

主要な業績指標

当行の戦略2015プラスの公表内容にはいくつかの財務目標が含まれていた。これらは当グループの主要な財務上の業績指標(KPI)であり、以下の表に詳述されている。

当グループの主要な業績指標	2013年度末の状況	2015年度の目標

税引後平均アクティブ資本利益率	1.2%	12%超[1]
費用収益比率	89.0%	65%未満
費用削減	年間21億ユーロ	年間45億ユーロ
削減を達成するための費用	18億ユーロ	4十億ユーロ
CRR/CRD 4による普通株式等Tier資本比率	9.7%	10%超[2]
想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）[3]	3.1%	3%超

1　グループの税率を30%から35%の間と想定している。

2　2015年度第1四半期末現在。

3　CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）は、2013年6月27日のCRR/CRD 4の公表に従った当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細についてはリスク・レポートで入手できる。

2012年に戦略2015プラスにおいて設定された当行の目標は、資産評価の正常化／安定化、市場の成長に沿った収益成長、資本または事業活動の分離に関する現在の規則上のフレームワークに対する根本的な変更がないこと、当期間にわたる年率2%から4%の範囲での世界のGDP成長率、約1.30のユーロ／米ドルの為替レートおよび厳選された統合による市場シェアの獲得の達成を含む重要な仮定に基づいていた。

費用は、当行の業績に関して最も直接的に管理可能な項目のひとつであり、当行の戦略の重要な方策のひとつである。当行のオペレーショナル・エクセレンス（以下「OpEx」という。）プログラムとの関連で、当行は2015年度に全体で年間45億ユーロの費用削減を達成する目的で約4十億ユーロの投資を計画している。当行の事業プラットフォームの統合、縦割り意識の解消および重複の削減を行うために、当行はすでに18億ユーロを投資している。当行のシステムのさらなる統合および標準化、より効率的な組織の創設、ならびに当行のプロセスの自動化および簡略化のため、22億ユーロを投資する予定である。

単位：十億ユーロ	目標とする投資[1]	目標とする削減の増加[1]
2012年度	0.6	0.4
2013年度	1.7	1.2
2014年度	1.5	1.3
2015年度	0.2	1.6
合計	4.0	4.5

1 四捨五入されているため合計が一致しない場合がある。

2014年度は引き続き困難な年になるだろう。当行は、中核事業の再構築から恩恵を受けること、世界有数のインフラを引き続き構築すること、当行の統制を向上させることを目的として、統制の取れた実行およびプラットフォームの再構築に一層重点的に取り組む予定である。OpExプログラムの年間削減目標の達成は順調に進んでいると確信している。

当グループの戦略2015プラスには、OpExの年間削減目標額に加えて、費用収益比率に関して65%未満という目標がある。当行は、費用削減およびコーポレート部門全体で収益フローを増加させるための様々なイニシアチブにより、この目標の達成を目指す。2014年度には、費用収益比率が2013年度と比較してやや改善すると予想しており、様々な費用削減のタイミングおよび収益創出イニシアチブにより、2015年度における当行の目標達成に関して楽観している。

当行は、2015年度末までに税引後資本利益率について12%超、中核事業の税引後資本利益率に関しては15%を達成することを目指す。2013年度の税引後資本利益率1.2%は多くの異常項目の影響によるものであるが、当行は2014年度に株主資本利益率を高めていく間に、このような低水準から、戦略2015プラスで設定した当行の目標へ向けて大きく前進すると予想している。

当行は、ストレス・シナリオ下においてもすべての規制上の基準値に従って当行の資本を管理することを引き続き確約している。CRR/CRD 4による普通株式等Tier 1資本比率（以下「CET 1比率」という。）が引き続き経営上の優先課題である。当行のリスク圧縮の進展を考慮して、当行はすでにCRR/CRD 4の完全適用によるリスク・ウェイテッド・アセットを大幅に削減している。2014年度にはさらなる削減が見込まれ、ポートフォリオの規模の縮小に伴いNCOUにおけるリスク圧縮が鈍化することを織り込んでいる。当行のCET 1比率は2013年度に9.7%に上昇し、当行の2015年度第1四半期末における目標である10%超の達成が可能となっている。当行は、規制の厳格化が続く影響で、2014年度においてこの比率が圧迫を受け変動しやすくなると予想しているが、2015年度には目標に到達すると確信している。

当行は2015年度の目標である500十億ユーロの削減達成を確信している。現在までの進捗から、すでに達成したのと概ね同水準で2014年度において削減が進むと確信しているが、この分野における規制上の要求の進展に対応する必要性について承知している。2014年度に関しては、当行の想定上のCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率（調整後）は、2015年度の目標である3%超に緩やかに向かっていくと予想する。

当行は資本およびレバレッジの両方に係る規制がより明確になると予想する。単一の欧州規制当局の実現は公平な競争の土壌への鍵となるステップであるかもしれない。ECBによる資産査定およびストレス・テストはそうした方向への極めて重要なステップであり、銀行の貸借対照表の健全性に不可欠な透明性をもたらすだろう。これらのテストにより当行の資産の質が際立つことになると確信している。

当行は、新たな価値観および信念を打ち出し、統制環境を大幅に強化することによって、企業文化の長期的な変化の強固な基礎を築いている。報酬慣行については徹底的に見直されている。2014年度には、当行の価値観および信念の堅持が当行の変動報酬および昇進の決定の50%を占める。事業、統制機能および監査を横断する当行の統制モデルについてはさらに強化される予定である。当行は統制インフラおよび組織の強化を推し進め、追加的リスクに関する事業プロセスを再検討する予定である。

機会

2012年度に開始した戦略的再編が、早くも2013年度において収益基盤の改善に多大に寄与している。中核事業に継続的に重点を置くことで、当行が好調な発展を持続するさらなる可能性の創出を促進する可能性があり、その結果、当行の収益の増加および収益性が維持される可能性がある。費用の抑制に徹底的に集中することにより、早くも2013年度には費用が大幅に減少している。プロセスの継続的な分析、および当行のシステムの再構築を目的としたITプラットフォームへの追加投資は、当行の効率化に一層寄与するだろう。規制環境における透明性の向上だけでなく、市場からの競争相手の撤退および非中核資産の継続的なリスク圧縮も、当行の新事業の規模にプラスの影響を与え、2014年度において当行の財務体質の強化につながる可能性がある。

当行の見通しは、記載のとおり様々な経済上の仮定に基づいている。これらの仮定が予想水準を上回る改善を示し、収益の増加（追加費用により一部相殺）につながる可能性がある。従って、税引前利益および費用収益比率が直接的に改善され、次いでCET 1およびレバレッジ比率のような規制上の測定尺度が改善されるだろう。

リスク

しかしながら、当行のイニシアチブの実施または予測される恩恵の実現は、欧州ソブリン債務危機の再燃、当行が活動している市場における極端な混乱の再発、世界全体、地域および国の景気低迷ならびに事業の競争激化などの一定の経済的要因によってマイナスの影響を受ける可能性がある。所要自己資本に焦点が当たり、様々な当局が構造改革を要求しているため、規制上の変更が当行の費用を増加させるまたは当行の活動を制限する可能性がある。これらの政治上のイニシアチブがすべて議論の対象になっている事実を踏まえて、当行は現時点で将来の影響を定量化することができない。当行の事業の性質別に、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の法域（特に米国および英国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の訴訟手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性の対象となっている。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟環境は引き続き困難になると予想している。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

2014年度に関しては、マクロ経済の状況が強力な支援材料となるものの、投資銀行業界は引き続き厳しい環境に直面すると当行は予想する。規制環境の変化、競争環境の継続的変化および世界経済のための中央銀行による銀行支援の段階的な打ち切りなどの業界の課題および機会により、業績が影響を受ける可能性がある。

当行は、2014年における世界経済の成長の結果、中央銀行の介入の程度が、高かった過去数年間と比べて減少すると予想する。2014年には主要債券の利回りが徐々に上昇すると予想しているが、これは基礎となる経済の回復および見通しの明るさが増したマクロ的環境を反映した秩序あるプロセスにおけるものである。2013年度における上昇にもかかわらず、株式相場は、収益の増加、景気の不透明感が緩和される中での景況感の上昇ならびに比較的低い世界的な預金利回りおよび債券利回りに支えられ、高止まりすると予想される。

当行は、費用、資本およびレバレッジに係る目標を遂行する一方で、継続中のプラットフォームの統合および投資を通じて、債券フローにおける強みを引き続き強化することを目指す。地域的には、当行は引き続き業務の効率化を行い、確実に市場機会に対して資源を適切に配分できるようにし、収益性およびリターンを最大化する。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	KPI	2015年度の目標
	税引後平均アクティブ資本利益率	15%に上昇
	費用収益比率	65%未満
	想定上のCRR/CRD 4フレームワークの完全適用によるRWA	200十億ユーロ未満

2014年度も、引き続き戦略2015プラスの目標達成が順調に進むだろう。当行の税引後平均アクティブ資本利益率は、2014年度にやや上昇するだろう。費用収益比率は2014年度にわずかに上昇すると予想され、当行は計画どおり2015年度に目標を達成する見込みである。当業務では、当行の想定上のCRR/CRD 4フレームワークの完全適用によるRWAは200十億ユーロ相当の目標をすでに下回っており、2014年度においても同様だろう。この戦略を継続して実行することで、戦略2015プラスの目標達成が順調に進むことになる。

ただし、イベント・リスクに対してなおも弱い世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、規制上の変化の潜在的に重要な影響、貸借対照表のリスク圧縮の影響、訴訟事件の結果、完全に実現しておらず当行の競争力に影響を与える0pExの恩恵等、リスクおよび不確実性が多く残っている。

セールス・アンド・トレーディングでは、2014年度のグローバル債券収益が2013年度の水準と比較してわずかに減少すると予想する。現物株式フロー収益は、世界の景気回復が定着するに従って中期的に上昇トレンドとなる可能性がある。利鞘および取引量は共に、どのように政策決定者が現行の経済的介入を減らすかによって引き続き左右されるだろう。

コーポレート・ファイナンスでは、2014年度のフィー・プールは2013年度の水準と同等になると予想する。企業が世界の景気回復および株式市場の堅調さの持続可能性に対する確信を高めていることに連動して、ECMおよびM&A両方のフィー・プールが増加すると見込まれる。ただし、ECMおよびM&Aの増加は、債券発行（特に、2013年度に過去最高水準の活動を示した投資不適格発行体による発行）におけるフィー・プールの減少によって相殺されるだろう。

近年見られた困難な市場環境および継続する不確実な見通しにもかかわらず、焦点、規模および効率を再確認し従来の成功を確固たるものにすることによって、将来の環境がもたらすであろう潜在的な困難および機会に立ち向かうのにCB&Sは良い地位にあるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング

翌年度のトランザクション・バンキングの見通しは、多数の非常に重要な要因による影響を受けるであろう。前年度は主要な市場において比較的低い金利水準が見られたが、2014年度を通じて継続する可能性がある。世界経済の成長は2014年度に加速する可能性が高く、ユーロ圏では2011年以来初めて成長が回復すると予想される。米国および主要な新興市場では2013年度よりも成長が加速するだろう。利鞘および費用に対する圧力により引き続き課題が生じるものの、トランザクション・バンキングにおける収益プールは、商品間で動きが異なるため一段と増加する見通しである。潜在的な構造上の変化等、規制の著しい広範囲化および厳格化が銀行業界全体に影響を与えるだろう。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）業務は、上記の動きによって影響を受けるであろう。近年の基礎となる業務における収益性成長および顧客獲得の持続する勢い、ならびにその高品質で革新的な商品により、当行は、これらの困難に対処し顧客基盤を成長させるのに有利な地位にある。トレード・ファイナンスは世界経済の成長、それに関連した外国貿易の需要および予想される貸出業務の安定化の恩恵を受けるだろう。トラスト・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益プールは、2014年度において増加すると予想されており、投資銀行サービスへの集中傾向と併せて、成長機会をもたらすであろう。キャッシュ・マネジメントについては、世界の活動水準の上昇が潜在的なプラス要因である。当業務は、引き続き既存地域における複雑な法人・機関投資家顧客との顧客関係を深化させることに重点を置いていると同時に、一定の新興市場においてさらなる成長を後押ししている。より広範囲の顧客が当行の商品およびサービスから恩恵を受けることを確保するため、当行の他の分野とより密接な協力（CB&Sセールスとの強力な関係を含む。）を継続的に拡大している。これには、国内市場で主導的な地位を強化するために、2013年9月に定めた、ドイツにおける中小企業顧客向け商業銀行業務（調整・統合後）のカバレッジも含まれる。

グローバル・トランザクション・バンキング	KPI	2015年度の目標
	税引前利益(IBIT)	24億ユーロに増加

戦略2015プラスにおいては、当行は2015年までに税引前利益を24億ユーロに増加させることを計画していた。その後、金利水準の低下および主要な成長市場における競争激化により市場環境が厳しさを増している。さらに、CRR/CRD 4等の規制上の変化によって事業に影響が及ぶだろう。しかし、事業を拡大させるための戦略および関連するイニシアチブは引き続き順調に進むと予想される。オランダの商業銀行業務の再建が無事完了したことも、GTBの戦略目標に貢献するだろう。

2014年度に関しては、当行は、ソリューション、プラットフォームおよびオペレーショナル・エクセレンスへの投資を継続する一方、成長イニシアチブが成果を上げることで、2013年度と比較して収益性が著しく向上すると予想する。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント

2014年度には、資産運用およびウェルス・マネジメント業界は、より好調となる世界経済からの恩恵を引き続き受けるだろう。とはいえ、インフレの脅威、先進国市場における低利回り環境の長期化、未解決の欧州のソブリン債務問題、新興市場の

ボラティリティおよび規制環境の変化等、業界には依然として多くの難問がある。当行では、これらの要因が、規模および効率性を活かして顧客に高度な投資ソリューションを提供することができる大手運用会社に有利に働くとみている。

DeAWMは、その戦略により、業界および競争相手の動向から恩恵を受けるのに有利な立場にある。2014年度に関しては、特に進行中のインフラ変革プロジェクトによる収益強化および効率性の両方により改善が進み、この結果、2014年度のIBITは2013年度の実績と比べ大幅に改善すると予想する。当行では、顧客に提供するサービスの質の改善およびプラットフォームの持続可能な効率性の実現に継続的に努めるため、同部門は2015年度までに当行のIBITの目標17億ユーロに向けて順調に進んでいくと予想する。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント	KPI	2015年度の目標
	税引前利益(IBIT)	17億ユーロに増加

当行は、特にドイツ銀行グループが世界展開していることを活用して、引き続き厳選された市場における当行の存在感を高めて行く。急成長により富の創出が活発となり資産運用およびウェルス・マネジメント・サービスの需要が増加している新興市場において積極的に活動している。また、当行の集中戦略により、厳選された事業ポートフォリオの最適化が必要となる。例えば、英国における当行のウェルス・マネジメント事業と、当行が世界的に重視する超富裕層顧客セグメントとの調整を行っている。

当行は引き続き、2014年度において超高額個人資産家(以下「UHNW」という。)顧客とのビジネスを世界的に拡大し、当行が有するUHNWとの関係の数を2012年度から2015年度にかけて約50%増加させるという目標に向けて進んでいく。これらの高級顧客は、当行のグローバル・カバレッジ・モデルおよび一元化された顧客サービス・チームから恩恵を受ける。また、最高級のUHNW顧客は、最近設置された主要顧客パートナーズ（KCP)デスクからも恩恵を受ける。これは、資産クラス、国際間の投資機会ならびに当行および第三者業者によるファイナンシング・ソリューションを組み合わせたシームレスなアクセスを提供するために設置されたものである。

当行は、投資選好の二極化が2014年度も継続し、より多くの資産がオルタナティブ商品およびパッシブ型商品に投資されると予想する。当行が継続を予想するもう一つの主要な動向が、特に先進国市場における、人口動態の影響を受けた退職関連商品および成果重視型ソリューションの需要の増加である。当行はオルタナティブ商品およびパッシブ型商品の運用資産が翌年度に増加すると予想している。

パッシブ運用業務は、2013年度末に開始し2014年度前半も継続を予定している、現物複製型の上場投資信託（以下「ETF」という。）へのシフトから恩恵を受けるだろう。これにより当行は欧州最大手の直接複製型ETFの提供業者となる。新しい現物ETFの募集の成功は、パッシブ型現物投資に対する顧客の需要の継続に左右される部分もある。

また、当行はアクティブ投資プラットフォーム（例えば、債券ファンドおよび配当株ファンド）の強みを引き続き活用する。さらに、ドイツ銀行の他の部門（ドイツにおけるDWSファンドの販売会社としてのPBC、富裕層顧客に対し当該顧客の企業の資金調達所要額を支援するCB&S等）との協働の強化を足がかりにすることを目指している。

2014年度に、当行は引き続き当行の業務運営およびITに大幅な投資を行う予定である。例えば、当行の資産運用投資プラットフォームに関しては、効率性および機能性の点で著しい改善をもたらす包括的ITソリューションを導入している。これらのイニシアチブは、当行の地理的および営業上の拠点の最適化を目指す様々なプロジェクトのひとつである。当部門の財務成績は、これらのプロジェクトの順調な遂行に左右される部分もあり、新規資産に係るリターンの上昇による運用資産の増加にもかかっている。これを達成するため、当行は引き続き総合的カバレッジ・モデルを活用し、商品提供を拡大していく。

個人顧客および中堅企業向けビジネス

PBCが存在する欧州のすべての国（当行の国内市場であるドイツを含む。）のGDP見通しは大幅に改善している。どの国もGDP成長率がプラスになると予想される。アジアに関しては、2013年度と比較して2014年度は一段と力強い経済成長を示すと予想される。

個人顧客および中堅企業向けビジネス	KPI	2015年度の目標
	収益	約10十億ユーロに増加
	費用収益比率	約60%
	税引前利益(IBIT)	約3十億ユーロに増加

PBCは、ポストバンクの統合による恩恵が完全に獲得されたなら、税引前利益約3十億ユーロおよび収益約10十億ユーロの創出ならびに費用収益比率目標約60%の達成という大胆な目標へ向けて成長を維持すると見込まれる。2014年度については、税引前利益が大幅に増加（重大な一時的影響を含む。）し、収益および費用収益比率が2013年度と比較してわずかに改善すると予想する。当行の戦略は、厳選された国際市場において好位置につけているアドバイザリー拠点の拡大を進める一方、引き続

きドイツ国内市場の主導権を強化することである。当行は、マゼランにより、PBC向けの新たな共同サービスおよびITプラットフォームを立ち上げており、アドバイザリー業務および消費者バンキング業務の両方にサービスを提供し、さらに、当行の相対的な強みを活用して、与信業務を魅力的な利鞘で発展させることに努めていく。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングでは、新たなビジネス・モデルを活用しビジネス・バンキングおよびミッド・キャップ・カバレッジからの恩恵を得ることで、市場における当行の地位の強化を目指す。当行は引き続き低リスクのモーゲージ業務に重点を置き、当行の投資・保険商品業務を発展させ、費用の厳格な統制を維持していく。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）では、当行はヨーロッパにおけるアドバイザリーの強化に投資しており、裕福な地域に重点を置きヨーロッパの主要なリテール銀行になるために、収益性の高いPBCのフランチャイズの開発を進める意向である。PBCは引き続き、中国の華夏銀行に対する19.99%の持分から恩恵を受け、同行との提携を支援していく。また、インドにおける目標を達成しアジアでの成功のさらなる拡大に努めていく。

ポストバンクは、業務提携および組織的な測定尺度の導入を通じた費用削減を行う一方で、ドイツにおける成長路線をさらに追求する予定である。ポストバンク統合の進展により、PBCがねらいとする相乗効果を完全に達成できるようになるであろう。

2014年度の達成費用（CtA）は、ポストバンク統合プログラムおよびOpExプログラムが引き続き焦点となるため、2013年度と同水準のままであると予想される。当行において費用削減は2014年度も続くと思われるが、これらのプログラムによる効果の多くがそのポテンシャルを十分に発揮するのは2015年度以降になるだろう。ただし、シナジーの実現が予想より遅れるリスクがある。

PBCは引き続き、営業環境における不確実性に直面する可能性がある。例えば、経済成長が大幅に落ち込むと、失業率の上昇につながり、それにより信用リスク引当金の増加および事業の成長が低下する可能性がある。投資商品市場の発展は、特に欧州のマクロ経済環境の変動ならびに顧客の投資およびリスク引受の選好に左右される。さらに、当行は、ゼロ付近となっている市場金利が近い将来に解消されることはなく、依然として当行の預金収益の妨げになると予想する。しかし、PBCは、厳格なリスク統制を維持し慎重に資本需要を最適化する一方で、与信業務を強化し、今後数年においては特にドイツ以外における利鞘を拡大することを目標としている。さらに、グループ全体のデレバレッジングの施策がPBCの収益に悪影響を与え、進化し続ける規制環境もPBCの将来の業績に重要な影響を与える可能性がある。

非中核事業ユニット

非中核事業ユニット（NCOU）は、当グループの資本計画およびデレバレッジング計画の両方にますます貢献すると予想される。

戦略および指示は、リスク圧縮の促進に集中しており、当行全体の目標と整合したものとなっている。その目的は、資産の流動化、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表の規模の圧縮、ならびに残余資産および事業活動のリスクの削減により株主価値を守ることである。これは、資本需要の減少の重視につながっており、株主価値を希薄化せずにドイツ銀行の資本比率を改善させることになる。

将来、CRR/CRD 4に基づき測定される貸借対照表のデレバレッジングにも重点を置くことで、当行がレバレッジ比率の目標を達成する助けになるだろう。さらに、周期的に発生する顕著な偶発リスクおよびノンバンク資産、ならびにNCOU部門の基礎となるコスト基盤とリスク圧縮の進捗を調整することにも重点を置く。

当行のリスク圧縮戦略の達成には課題が残っている。NCOUには、個別企業に対する重要な投資が含まれており、当行の中核事業の一部分でないその他の資産が計上されている。これらの投資および資産は、経済環境および市場環境の変化から生じる機会およびリスクにさらされている。このような変化により、リスク圧縮活動に関連するスケジュールが不透明になり、将来の業績も影響を受ける可能性がある。

リスク圧縮のペースはポートフォリオの規模の縮小により徐々に減速すると予想され、同時にこれはポートフォリオの収益低下にもつながる。当行は、売却か保有継続かの根本的理由について継続的に評価し、市場環境を活用する。当行のリスク圧縮戦略では、主要な問題点となる資本、レバレッジ、リスク削減および関連するIBITによる影響の組み合わせに常に重点が置かれることになる。

当行は2013年度に単独の住宅用モーゲージ関連訴訟としては最大である米連邦住宅金融機関(FHFA)との訴訟で和解の合意に達したが、訴訟環境は引き続き厳しくなると予想している。

次へ

リスク・レポート

リスク管理原則

当行は、組織全体にわたり強靭なリスク文化を促進するよう努めている。強靭なリスク文化は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することを目的としている。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靭なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靭なリスク文化の重要性を伝えている。このメッセージをさらに強化するため、当行は的を絞った研修を強化している。2013年度において、当行の従業員は全世界で114,000超の必須研修モジュールに参加した。これには、例えば業務行動・倫理規範、不正の認識およびMaRisk入門が含まれていた。当行のリスク文化を強化する継続的な努力の一環として、当行はさらにモジュールを発展させるため、または既存の内容を強化するために定期的に研修一式をレビューしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化の行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスは当行のCB&SおよびGTB部門において2010年度から実施されており、その後当行のDeAWM、NCOUおよびリスク部門に広げられている。当行は2014年度に銀行全体に広げることを達成する予定である。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するよう設計されている。追加的な測定尺度がすでにレビューされており、2014年度にプログラムに追加される予定である。

リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行は各部門、業務ユニットおよびインフラ機能を通じ、一つの統合されたグループとして営業活動を行っている。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。
- 当行は、3つの防衛線でリスク管理モデルを運用しており、これにより、フロント・オフィス機能、リスク管理の監視、および保証の役割が、相互に独立した機能により果たされる。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当グループの戦略および資本計画ならびにリスク選好に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 主要なリスク・クラスはすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクが含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、主要リスク・クラス全体にわたり横断的に実施される。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。

- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画はBaFinによって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者による救済措置を防止すること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として作成されている。

グループ・ネットワークの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

リスク管理組織

監督の観点から、当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびに必要に応じ2014年1月1日からドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークに当行が確実に準拠するために、BaFinおよびドイツ連邦銀行(ドイツの中央銀行)は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。

ドイツの銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、「規制自己資本」の項で詳述されている。

内部統治の観点から、当行は団結したリスク統治を行うためにいくつかの管理階層を有している。

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告されなければならない。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、借換リスク、オペレーショナル・リスク、戦略的リスク、規制リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用ポートフォリオ、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議する。
- 公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させるため、取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクの予防的監視および戦略分析を提供している。

― 当行の取締役会は、株主、従業員およびその他のステークホールダーの利益のために持続可能な価値を創造することを目的として、連結グループに関する総合的リスクおよび資本管理の監督を行っており、当行の日々の経営管理に排他的に責任を負っている。取締役会は、事業戦略およびリスク戦略の定義および実行、ならびに当行全体の業績が当行の事業戦略およびリスク戦略と整合するよう設定することに対して責任を負う。取締役会はこれらの責任遂行を支援するため、一定の機能および責任を、関連する上級ガバナンス委員会、特に、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）ならびにリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）に委譲している。これらの役割については以下に詳述されている。

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

― CaRは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達／流動性ニーズと、当グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク管理部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRは措置に着手および／または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申またはその他の措置が取られるようにする責任を有している。CaRは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび／または措置の実施を提言する。

― 当行のリスクExCoは、当行のリスク管理の最上位の機能委員会として、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する、業務部門の問題に関連するすべてのリスクに関する専門拠点である。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、分析およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。リスクExCoは、リスク管理の特定分野に関して責任を負う小委員会（複数の政策委員会、クロス・リスク・レビュー委員会（以下「CRRC」という。）およびグループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）を含む。）の支援を受けている。

― CRRCは、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、グループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。CRRCは、CaRからの権限委譲に基づき、当行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）の日々の監視および統制に関して責任を負っている。また、CRRCは、当行のリスク選好を管理するために使用されるストレス・テスト一覧を監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善に取り組む。これは、グループ全体のストレス・テスト・シナリオの定義に責任を有し、リスク種類全体の共通の基準および一貫したシナリオを維持し、グループ全体のストレス・テストの結果をレビューする専門のストレス・テスト監督委員会の支援を受けている。

リビング・ウィル委員会(以下「LWC」という。)は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画、当グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。

CaRの複数のメンバーはリスクExCoのメンバーでもあることから、２つの委員会間での情報の流れが促進される。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者(以下「CRO」という。)は、すべての業務にわたる営業の中で生じたリスクおよびすべてのリスク種類の識別、評価および報告に責任を有しており、かつ、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

― 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。

― 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を定式化し導入する。

― 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。

― ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。

― 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては専属の地域最高リスク責任者、DeAWMおよびNCOUに関しては部門最高リスク責任者が、総体的リスク管理カバレッジを設定するよう指名されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに直接報告する系統を有している。

さらに、リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

― 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行（規制の遵守を含む。）間のより強い結びつきを確立する。

― 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。

― 当行のリスク文化を強化する。

― 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

財務部とグループ監査部は当行の業務部門からも当行のリスク機能からも独立して活動している。財務部の役割は、当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することである。グループ監査部は、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

リスク戦略およびリスク選好

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するために引き受ける準備のある、リスク水準を示している。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、資本、資金調達およびリスク・リターンの検討に関してより総体的な見通しを作成することを目的としている。リスク選好は、当行が資本、資産および借入能力を検討する当行のリスク能力の範囲内で設定される。ここで当行はストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回レビューのうえ承認している。

当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野／ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な展望を作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関してグループ執行委員会で協議される。このプロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略の方向性に従って具体的な目標が決定される。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにグループ執行委員会および取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての適切なレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要および経済的資本）が導出される。

当該目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。

2012年9月、当行は新たな戦略的指令「戦略2015プラス」を伝達した。当行のフランチャイズ企業の強化とともに、当行は2015年度第1四半期までに、CRR/CRD 4規則の完全適用下における資本ポジションである10%超のCET1資本比率を目指している。この目標は、目標とする成長分野における堅調な収益生成だけでなく、2015年度までに年間コストを45億ユーロ削減し、当行の中核事業に関して費用収益比率65%未満の達成を目標とする当行が公表したオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施を反映した利益剰余金の仮定値に基づいている。当行の資本比率の目標は、特に当行のNCOUにおけるリスク圧縮手法によっても支援される。

リスク管理手法

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- **RWA相当額。**これは、リスク・ウェイティッド・アセット（以下「RWA」という。）合計に、RWAに転換された場合の個別に配分された普通株式等Tier 1資本控除項目の理論上の金額を加えた金額として定義されている。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWA相当額は、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは現在有効な「バーゼル2.5」のヨーロッパの法律(CRD) および2013年12月31日まで適用されるドイツの法律(SolvV)に従って計算される。しかし、当行は、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される、想定上のCRR/CRD 4の要件に基づき追加的なRWA相当額の計算も実施している。
- **予想損失。**当行は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの測定尺度として、予想損失を用いている。予想損失は、当行の過去の損失実績に基づいて、各報告日現在で1年以内にこうしたリスクから予想される債務不履行によって引き起こされる損失の測定尺度である。信用リスクの予想損失の計算に当たって当行は、信用リスク格付、担保、返済期限および統計的平均化手法を考慮に入れて、異なる種類のエクスポージャーおよび与信枠に関するリスク特性を反映する。すべてのパラメータの仮定は、当行の内部的な債務不履行および損失実績に基づく最大9年間の統計的検討ならびに外部のベンチマークに基づいている。当行は、リスク管理プロセスの手法として、また経営管理報告システムの一環として、予想損失を用いている。当行はまた、財務諸表に計上される集合的評価の信用リスク引当金の構成要素として、該当する予想損失の計算結果を考慮する。オペレーショナル・リスクに関しては、内部損失実績の統計的平均値、最近のリスク傾向および将来の見積りから予想損失を算定している。
- **リスク・ウェイテッド・アセット利益率(以下「RoRWA」という。)。**規制自己資本による制約を受ける時代において、RoRWAは、当行の顧客との関係の収益性（特に信用リスク）を評価するための重要な測定基準になっている。RoRWAは現在、主要な業績指標であるため、従来使用されていた経済的資本に基づくRARoCによる収益性の測定尺度よりも注目されている。
- **バリュー・アット・リスク。**当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュー・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュー・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュー・アット・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュー・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常な／ストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュー・アット・リスクは、正常な／ストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。
- **経済的資本**。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスクの要素である債務不履行リスク、移転リスクおよび決済リスク、ならびにマーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベン

チマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行は信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスクおよび流動性リスク等のすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは1年間である。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが年次で実施される。統合されたインフラにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオが実行可能になる。

リスクの種類

ドイツ銀行AGは、様々なリスク、特に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、風評リスクおよびビジネス・リスクにさらされている。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権（以下のより詳細な信用リスクの項を参照。）を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ、FX先渡および金利先渡契約等）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。ドイツ銀行AGのすべてのグループ部門は、信用リスクを引き受けている。グループの信用リスクは、リスク執行委員会および各グループ部門のリスク管理責任者を通じて管理される。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。与信限度枠は、商品、エクスポージャーの状況、およびその他の要因に関連する。与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。信用リスク・ポジションの継続的かつ積極的な監視および管理は、当行の信用リスク管理において不可欠な一部である。監視作業は主に、部門リスク・ユニットによって、ポートフォリオ管理機能と緊密に協力して実施される。当行は通常、信用リスクにさらされる契約において顧客から担保を受け取ることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、借手の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準の必要性に取って代わるものではない。

マーケット・リスク

マーケット・リスクは、市場相場（金利、株価、外国為替相場およびコモディティ価格を含む。）の変動、それらの相関関係やボラティリティの程度に関する不確実性から生じる。当行は、トレーディング業務およびトレーディング以外の業務の双方においてマーケット・リスクを引き受けている。当行は、リスクの感応度、バリュー・アット・リスク、ストレス・テストおよび「経済的資本」測定基準を組み合わせてマーケット・リスクを管理し、限度枠を設定している。経済的資本は、トレーディング・ポートフォリオおよびトレーディング以外のポートフォリオの双方におけるすべてのマーケット・リスクを説明および集計するために使用される測定基準である。

トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、当行の限度枠フレームワークの適用である。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テスト（極端なシナリオ）の限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の限度枠を、予想されるビジネス・プランおよびリスク選好に基づいて、当グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（グローバル・レートおよびクレジット、エクイティ等）に割当てる。個々の業務ユニット内において、ビジネス・リーダーは、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に割当てることにより、各業務の限度枠を設定する。

実際には、マーケット・リスク管理部は、特定のリスク要因に対するエクスポージャーを把握するために重要な限度枠を設定するが、これは本質的にグローバルな傾向にある。各業務の限度枠は、特定の地域または特定のポートフォリオを含む多様な要因に特有のものである。

バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよび経済的資本の限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析およびストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中／流動性、ポートフォリオ・ストレス・テスト、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

バリュー・アット・リスクは、日次で計算され、正常な市場状況における潜在的な大損失の予測値を提供するが、ポートフォリオのテール・リスク、すなわち極端な損失イベントが発生する可能性を測定するには十分ではない。このため、当行は定期的なストレス・テストも実施し、バリュー・アット・リスク・モデルの信頼区間でカバーされない厳しい市場のシナリオに基づいて当行のトレーディング・ポートフォリオを評価する。

当行は、それらのリスク要因において過去に観察された厳しいショックからシナリオを導き出しているが、入手できる過去のデータが限られている場合や、市場動向が過去のデータが将来起こり得る市場シナリオのためのふさわしい指標とはならないと見なされる場合には、主観的評価によって補強される。テール・リスク、すなわち報告されたバリュー・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

これらのストレス・テストは、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するのに必要と当行が見積もる経済的資本を当行が評価するための基礎を形成している。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- **ストレスのかかったバリュー・アット・リスク**：ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- **追加的リスクに係る自己資本賦課**：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュー・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- **包括的リスク計測**：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- **マーケット・リスク標準的アプローチ**：証券化商品および特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測は、関連するすべてのポートフォリオにつき計算される。モデルの計算結果は、当行の日々のリスク管理に使用され、また規制自己資本の定義にも使用される。

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の、ドイツ銀行のバンキング勘定における市場の変動およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的外国為替リスクおよび株式報酬リスク

当行のトレーディング以外のポートフォリオのマーケット・リスクの大部分は、ストレス・テスト手続を用いて定量化される。当行は、各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたストレス・テストを使用する。この評価は、当行がトレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視し、集計および管理することを可能にする経済的資本の計算の基礎を形成する。ポートフォリオの信用スプレッド・リスクに関する経済的資本賦課は、貸倒および格付遷移に起因するリスクについてポートフォリオに配分された信用リスクに係る経済的資本に追加される。

リスク執行委員会ならびに資本およびリスク委員会が、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを監視している。戦略的投資に関する投資の提案は、グループ投資委員会によって分析される。戦略的投資には、投資のサイズに応じて、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要となることがある。戦略的投資の動向は、グループ投資委員会によって定期的に監視される。資本およびリスク委員会ならびにリスク執行委員会の複数のメンバーはグループ投資委員会のメンバーでもあり、委員会間で密接な連携が確保されている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクには、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

オペレーショナル・リスク管理部のリーダーは、オペレーショナル・リスク管理委員会の議長を務める。オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスク執行委員会の常設小委員会であり、業務部門およびインフラ機能のオペレーショナル・リスク責任者から成る。オペレーショナル・リスク管理委員会は、すべてのオペレーショナル・リスク管理事項に関する主要な意思決定委員会である。

日々のオペレーショナル・リスク管理の責任は業務部門およびインフラ機能にある。一方、オペレーショナル・リスク管理機能は、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理戦略の一貫した適用を促進する。この業務パートナーシップ・モデルに基づき、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

当行は、グループ全体で一貫したフレームワークに基づいてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、リスク選好と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、およびリスクを軽減する手段および優先度を明確にするためにオペレーショナル・リスク・テーマおよび集中を系統的に識別することが可能となる。当行は、内部的な先進的計測手法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する経済的資本および規制自己資本の計算および測定を行う。経済的資本は、99.98%パーセンタイル値から算出され、各業務に割り当てられ、業績の測定および資源の配分に使用される。このことは、オペレーショナル・リスクを管理する動機を与えるとともに、経済的資本の利用を最適化する。オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本については、99.9%分位点が適用される。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行することができない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を履行することができない潜在的可能性から生じるリスクである。流動性リスク管理は、すべての支払義務を履行する当行の能力を保全するものである。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2013年度において十分な流動性の維持および資金調達プロファイルの管理における重要な要素である。

取締役会は、当行の流動性リスク戦略を定め、資本およびリスク委員会による提言に基づき、特に当行の流動性リスクの許容度を定める。少なくとも毎年1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するためにグループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

流動性リスク戦略において定められたとおり、当行の財務機能が、グローバルでの流動性および資金調達リスクの管理に責任を負う。当行の流動性リスク管理のフレームワークは、当行の流動性リスク・ポジションを識別、測定および管理するために設計されている。流動性リスク統制部が、流動性および資金調達に関する内部報告に責任を負い、当該報告は流動性スコアカードにより少なくとも週1回取締役会に提出される。流動性リスク統制部はさらに、当行の流動性リスク・フレームワークの監視および検証に責任を負う。当行の流動性リスク管理アプローチは、日次の支払行列、キャッシュ・フロー予測および中央銀行の利用を日中レベルで管理するところから始まる（業務上の流動性）。次に、担保付および無担保資金調達源の利用を取り扱う戦術的流動性リスク管理を対象とする。最後に、戦略的見通しは、すべての資産および負債の期限プロファイル（資金調達マトリクス）ならびに発行戦略から成っている。

キャッシュ・フローに基づく当行の報告システムは、日次の流動性リスク情報を世界レベルおよび現地レベルの経営陣に提供している。

ストレス・テストおよびシナリオ分析は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて中心的役割を果たす。これには、様々なストレス・シナリオにおける資産の流動性（すなわち、手許資産の特性）ならびにオフバランスのコミットメントからの偶発的資金調達要求の評価も組み込まれている。毎月のストレス・テストの結果は、短期のホールセール資金調達プロファイル限度枠（無担保および担保付の両方）の調整に使用される。当該限度枠は、取締役会の全体的な流動性リスクの許容度への遵守を支える重要なツールである。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクは、市場環境、顧客行動、技術進歩といった一般事業状況の潜在的な変化により当行が引き受けるリスクを表す。当行がこれらの状況変化に迅速に適応できなければ業績に影響が及ぶ恐れがある。2012年度末現在、当行は、ビジネス・リスクの下位区分である戦略的リスク・モデリングを改善するために強化された経済的資本モデルを導入した。このモデルは現在、毎月のECの計算において使用されており、経済的資本および資本計画プロセス間のより良好な結び付きを提供している。

風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ある顧客に関わる取引、相手先または実務慣行に関する評判が当行の組織に対する一般大衆の信頼にマイナスの影響を与えるリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク管理プログラム(RRMプログラム)によって管理されている。RRMプログラムは、顧客との取引からまたは異なる事業活動を通じて生じる風評リスク問題の識別、上申および解決のための一貫した基準を規定するために設定された。風評リスク問題の識別、上申および解決に関する一義的な責任は、各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクを最小化するために起こりうるリスク要因の観点から近い将来の取引または予定されている取引を分析および評価する義務がある。潜在的な風評リスクが識別された場合、各業務部門内の十分な上級レベルでのさらなる検討のため回付されなければならない。問題が残る場合には、その後、関連する事業および管理グループの適切な上席メンバー間の協議のために上申されなければならない。このような非公式の協議を通じて満足のいく結論に達しない風評リスクの問題は、その後、定められた風評リスク上申プロセスを通じたさらなるレビューおよび最終決定のために上申されなければならない。

リスク・プロファイル

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。2012年度末からの変更は、主に当行のリスク圧縮戦略による相殺の影響およびリスク種類全体にわたる手法の更新を反映したことである。

経済的資本合計によって測定された当行のコーポレート部門のリスク・プロファイル

2013年12月31日現在

単位：% （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 （百万ユーロ）	合計 （%）
信用リスク	17	7	1	14	5	0	12,013	44
マーケット・リスク	18	1	6	11	5	7	12,738	47
オペレーショナル・リスク	9	0	2	3	5	0	5,253	19
分散効果	-7	-1	-2	-3	-3	0	-4,515	-17
ビジネス・リスク	5	0	0	0	1	0	1,682	6
EC合計（百万ユーロ）	11,398	2,033	2,010	6,671	3,349	1,710	27,171	100
（%）	42	7	7	25	12	6	100	0

2012年12月31日現在

単位：% （別途記載のものを除く）	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	個人顧客および中堅企業	非中核事業ユニット	連結および調整	合計 （百万ユーロ）	合計 （%）
信用リスク	16	6	1	13	8	0	12,574	44
マーケット・リスク	14	1	5	11	10	5	13,185	46
オペレーショナル・リスク	7	0	2	1	7	0	5,018	17
分散効果	-5	0	-2	-2	-6	0	-4,435	-15
ビジネス・リスク	7	0	0	0	1	0	2,399	8
EC合計（百万ユーロ）	11,118	1,781	2,009	6,720	5,782	1,331	28,741	100
（%）	39	6	7	23	20	5	100	100

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メーキング業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。CB&Sの現在のビジネス・モデルに基づくと、残りは

オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクから生じるが、それぞれ特に潜在的な法的リスクおよび収益変動リスクによるものである。

グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)が貿易金融に重点を置いていることは、そのリスクの大部分が、特にデリバティブ・ポジションにおけるマーケット・リスクからのわずかなリスクを伴う信用から生じることを意味している。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、DeAWMのアドバイザリーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。

これとは対照的に、個人顧客および中堅企業（PBC）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業（SME）貸出からの信用リスクとポストバンクの投資ポートフォリオからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。

非中核事業ユニット（NCOU）のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、信用リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクならびにリスク圧縮の加速の対象となる可能性があるマーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク（法務リスクを含む。）を対象としている。

NCOUにおける処分戦略の実行は、貸借対照表の縮小につながる。これは当行のオペレーショナル・リスク配分フレームワークのレビューを実施する引き金となった。NCOU業務の段階的縮小に従って、2013年度第3四半期に、当行はコア・バンクに対してオペレーショナル・リスク合計892百万ユーロの経済的資本を再配分した。

信用リスク・エクスポージャー

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状およびその他（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネッティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネッティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証書、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネッティングおよび受入担保を適用後）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、利付銀行預け金、現金および銀行預け金、売却目的保有資産ならびに未収利息は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。伝統的な証券化ポジションおよび持分投資についても除外されている。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	40,515	92,234	6,716	40,709	14,921	109,871	19,947	176,720	501,633
グローバル・トランザクション・バンキング	72,868	15,931	52,049	500	958	65	171	5,630	148,171

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	32,214	3,070	2,795	791	16	9,023	2,946	15	50,869
個人顧客および中堅企業	213,252	13,685	1,595	498	0	1	16,240	15,090	260,362
非中核事業ユニット	23,215	1,450	2,416	2,211	1,891	7,196	4,841	15	43,236
連結および調整	106	289	58	7	1	5	97	12	575
合計	**382,171**	**126,660**	**65,630**	**44,716**	**17,787**	**126,160**	**44,242**	**197,482**	**1,004,848**

1　2013年12月31日現在101億ユーロの減損債権を含む。

2　2013年12月31日現在98億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2012年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金[1]	取消不能貸出コミットメント[2]	偶発負債	OTCデリバティブ[3]	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引[4]	合計
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	43,103	95,703	8,031	53,427	14,052	134,026	10,457	189,681	548,480
グローバル・トランザクション・バンキング	69,963	13,552	52,297	721	827	52	193	2,965	140,570
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	29,522	3,401	2,824	768	21	12,803	3,044	142	52,525
個人顧客および中堅企業	209,029	14,196	1,764	1,150	0	80	17,931	20,936	265,086
非中核事業ユニット	50,162	1,480	3,353	6,373	2,736	12,324	12,485	150	89,063
連結および調整	290	1,325	89	5	2	64	45	0	1,820
合計	**402,069**	**129,657**	**68,358**	**62,444**	**17,638**	**159,349**	**44,155**	**213,874**	**1,097,544**

1　2012年12月31日現在103億ユーロの減損債権を含む。

2　2012年12月31日現在104億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3　適宜、ネッティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4　担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは927億ユーロ減少した。

- 部門の観点からは、デリバティブの時価、デリバティブ以外のトレーディング資産および貸出金に主に起因して、CB&Sにより468億ユーロおよびNCOUにより458億ユーロの大幅な減少が達成された。
- 商品の観点からは、対前年度比で若干増加したトレーディング可能債権および売却可能負債証券を除いて、さまざまな区分にわたってエクスポージャーの減少が見られた。
- 産業の観点からは、当行の信用エクスポージャーは銀行および保険（306億ユーロ）、公共部門（236億ユーロ）、ファンド運用管理（141億ユーロ）、商業用不動産（123億ユーロ）ならびに製造（57億ユーロ）において対前年度比で減少したが、個人における増加（104億ユーロ）（主に貸出金。当行のリテール勘定の全般的な増加を反映している。）によって一部相殺された。

2013年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち10%(2012年12月31日現在11%)を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付けの高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。OTCデリバティブ業務において、当行の最大の集中は西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあり、信用リスクが限定的と当行が考えている高格付の銀行および保険会社が重要部分を占めていた。

当行のトレーディング可能資産における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）にあり、公共部門ならびに銀行および保険会社が重要部分を占めていた。レポおよびレポ形式の取引においては、当行の最大の集中は北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）にあり、高格付の銀行および保険会社が重要部分を占めていた。

マーケット・リスク

バリュー・アット・リスクは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因するトレーディング・ポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部バリュー・アット・リスク・モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてバリュー・アット・リスクの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告バリュー・アット・リスク以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイテッド・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データを使用して、バリュー・アット・リスクを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。バリュー・アット・リスク総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のバリュー・アット・リスク・モデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ／国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベーシス、短期金融市場のベーシス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、バリュー・アット・リスクの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、クレジット・スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のバリュー・アット・リスクが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるバリュー・アット・リスク総額が、個々のリスクに関連するバリュー・アット・リスクの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のバリュー・アット・リスク数値を単純に合計してバリュー・アット・リスク総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、固定価格のインプライド・ボラティリティのグリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形的および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

バリュー・アット・リスクの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

バリュー・アット・リスク見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）バリュー・アット・リスクによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、バリュー・アット・リスクによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- バリュー・アット・リスクは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは把握されない。
- トレーディング勘定内にはバリュー・アット・リスク・モデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在[1]
金利リスク	27.2	27.6

信用スプレッド・リスク	37.9	47.2
株価リスク	20.2	11.6
外国為替リスク[2]	12.4	9.1
コモディティ価格リスク	7.8	7.4
分散効果	-57.7	-44.8
バリュー・アット・リスク合計	**47.9**	**58.1**

1　リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。

2　金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

報告期間におけるトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク[1]		コモディティ価格リスク	
単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]	2013年度	2012年度[2]
平均	53.6	57.1	-50.0	-66.3	26.5	33.1	41.6	50.2	13.4	14.6	13.8	15.4	8.3	10.1
最大	69.0	80.1	-62.1	-89.4	36.6	49.0	48.1	64.3	23.9	27.4	27.8	43.2	12.8	18.0
最小	43.0	43.3	-38.5	-44.2	18.7	24.9	34.9	39.3	8.8	7.5	5.8	4.1	5.5	7.4

1　金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2　リスク管理の分類と合わせるために2012年12月31日現在のリスク種類の内訳が調整された。すなわち、信用スプレッド・リスクが分離され、金およびその他の貴金属が外国為替リスクに含められた。

2013年度の平均バリュー・アット・リスクは53.6百万ユーロであり、2012年度通年と比較すると3.5百万ユーロの減少である。リスク種類すべてにおいて平均バリュー・アット・リスクは減少したが、とりわけ信用スプレッド・リスク（8.6百万ユーロ減少）および金利リスク（6.6百万ユーロ減少）の水準が減少した。2013年度の計算で使用された実績データの1年以内のボラティリティの水準が概ね低下していることがこの減少に貢献しているものの、ポートフォリオ全般の分散効果が小さくなっている影響により相殺されている。2013年度の最小および最大のバリュー・アット・リスクはそれぞれ43.0百万ユーロおよび69.0百万ユーロであり、2012年度の43.3百万ユーロおよび80.1百万ユーロと比較すると、バリュー・アット・リスク全体の変動幅は縮小している。

流動性リスク

資金調達マトリクス

当行は、期限プロファイル（資金調達マトリクス）を作成するため、すべての資金調達関連資産およびすべての負債をその経済的期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。資金調達マトリクスは、全通貨ベースに加え、選定された個別の通貨および法人企業に関しても作成される。当行は、トレーディング資産の流動性は概して契約上の期限が示唆するよりも高いと仮定し、相対的な流動性価値を反映した個々の流動性プロファイルを決定している。当行は、資本市場の状況に関わらず更新または期限延長される傾向にあるリテール・バンキング業務からの資産および負債（モーゲージ貸出金およびリテール預金）については、予想される期限延長を反映したタイム・バケットに割当てている。ホールセール・バンキング商品は、契約上の期限で含められている。

資金調達マトリクスは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することにより、未手当の流動性エクスポージャーの管理を容易にする。資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当期中に、取締役会は当行の米ドルの資金調達マトリクスに関する特定のリスク許容度を導入した。これは、あらゆるタイム・バケット（＞1年から＞10年）における最大ショート・ポジションを10十億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（＞1年から＞10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク許容度を補完するものである。2013年度および2012年度末現在、両方の資金調達マトリクスが各リスク許容度に従っていた。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想されるストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、ストレス軽減策として、当該負債からの

収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社レベルまたは在外支店レベルで集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。以下に報告された流動性準備金に加え、現地のストレス時のアウトフローを超える、19十億ユーロの流動性準備金が存在していた。これは、現地の関連する貸出要件または同様の規制上の制約により移転制限の対象となる事業体に留保されている。このため当行は、この金額を自由に移転可能な流動性準備金には含めていない。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	78	77	128	128
親会社（在外支店を含む）	68	67	112	112
子会社	10	10	16	16
流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む）	95	89	91	82
親会社（在外支店を含む）	71	67	56	52
子会社	24	22	35	30
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	23	17	13	10
親会社（在外支店を含む）	17	13	12	9
子会社	6	4	1	1
流動性準備金合計	**196**	**183**	**232**	**220**
親会社（在外支店を含む）	156	147	180	173
子会社	41	36	52	47

2013年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2012年12月31日現在232十億ユーロであったのに対し、196十億ユーロであった。2013年度における36十億ユーロの減少の主な要因は、期中の無担保ホールセール資金調達の20十億ユーロの減少に加え、他の負債源泉における減少であった。当期中の当行の平均流動性準備金は、2012年度が211十億ユーロ（2012年度の数値はポストバンクを除外している。）であったのに対し、216十億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

所要規制自己資本および適正自己資本

2008年度より、当行は、バーゼル銀行監督委員会による2004年度からの改訂版自己資本のフレームワーク（以下「バーゼル2」という。）をドイツ法に組み入れた、ドイツ銀行法およびドイツ・ソルベンシー規制に従って、ドイツ銀行機関グループの連結自己資本比率の計算および公表を行っている。2011年12月31日より、当行の自己資本比率の計算には、ドイツ銀行法およびドイツ・ソルベンシー規制によってドイツ法に移行された「バーゼル2.5」のフレームワークに従って、トレーディング勘定および証券化ポジションに関して修正された所要自己資本が組み入れられている。「バーゼル2.5」のフレームワークは、2013年12月31日現在も、当行の適正自己資本の計算における法的根拠である。

欧州連合において、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によって新たなバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。CRD 4は、ドイツ銀行法（KWG)およびドイツのソルベンシー規制（SolvV)ならびにその他の付随規制の改正としてドイツの法律に導入された。これらの規則は共同で、ドイツにおいて特に資本、レバレッジおよび流動性ならびに第三の柱の開示に適用される新たな規制上のフレームワークを説明している。この新たな規制上のフレームワークは一定の経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。本報告書は2013年12月31日終了事業年度を対象としているため、以下の項における開示は、別途記載のものを除き2014年1月1日より前に発効していた規制（特にドイツ銀行法およびドイツのソルベンシー規制の規定）について言及している。

新たな規制上の要件の一部は経過規定の対象となっている。新たな最低自己資本比率は2015年まで段階的に適用される。規制上の修正の大部分（例えば自己資本控除および規制上のフィルター）は2018年まで段階的に適用される。新たな規則に基づき適格でなくなる資本性金融商品は2021年まで段階的に除外される。新たな所要自己資本バッファーは2019年まで段階的に適用される。これらは2014年から開始される監督報告の対象となるが、拘束力のある短期流動性に関する最低要件は2015年に導入される予定であり、長期流動性に関する基準は2018年に適用されると予想されている。拘束力のあるレバレッジ比率の導入は、2015年の当該比率の開示開始後に、2018年から導入されると予想されている。また、CRR/CRD 4フレームワークは、コアTier 1という用語の代わりに普通株式等Tier 1という用語を使用するなど、適正自己資本および規制自己資本に関連する名称の一部を変更した。

当行の開示を明確にする目的で、当行はCRR/CRD 4フレームワークの名称を以下の項ならびに適正自己資本、規制自己資本およびレバレッジの表で使用している。しかし、本報告書の報告期間に関して開示された金額は、別途記載のものを除き、ドイツの法律に導入され当報告期間に適用されていたバーゼル2.5フレームワークに基づいている。

CRR/CRD 4規則に関する解釈の一部はまだ不確定であり、関連する拘束力のある技術基準の一部が最終的に利用可能でないことから、当該規則に関する当行および業界の理解および解釈が進展するに従って、当行は仮定およびモデルを引き続き精緻化する予定である。この観点から、当行の想定上のCRR/CRD 4による測定尺度は当初の予想と異なる可能性があり、これらの解釈に関する当行の競合他社の仮定および見積りも異なる可能性があることから、当行の想定上のCRR/CRD 4によるGAAP以外の財務的測定尺度は、競合他社が使用する類似の名称の測定尺度と比較可能でない可能性がある。

リスク・ウェイテッド・アセット

バーゼルのフレームワークに基づき、全体的な所要自己資本が計算され、上述の規制自己資本と比較されなければならない。全体的な所要自己資本はリスク・ウェイテッド・アセットで表現されることが多いが、これによると合計所要自己資本はリスク・ウェイテッド・アセットの8%である。以下の各情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

リスク・ウェイテッド・アセットは、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの合計から成っている。リスク・ウェイテッド・アセットを計算する際に、ドイツ銀行は、3種類のリスクすべてについて、ドイツ連邦金融監督公社（以下「BaFin」という。）が承認した内部モデルを使用する。2013年12月31日現在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、SolvV第67条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では97%、RWAでは93%と、ドイツの規制上の要件を上回っており、2012年12月31日現在の水準から変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（SolvV第70条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。

ドイツ銀行のマーケット・リスクの構成要素の大部分は、BaFinが承認した当行の内部モデルに基づき規制目的で計算されたバリュー・アット・リスク数値の倍数からなっていた。2011年12月31日からは、マーケット・リスクの構成要素には、バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの倍数、ならびに追加的リスクに係る自己資本賦課および、当グループのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオに係る包括的リスク計測が含まれている。これらはすべて、BaFinの承認した当グループの内部モデルに基づいて計算される。また、マーケット・リスクの構成要素には、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに該当しないトレーディング勘定の証券化も含まれ、これは、バーゼル2.5に準拠した標準的アプローチにより測定されている。さらに、標準的な計算アプローチが、残りのマーケット・リスク・ポジションに用いられている。

オペレーショナル・リスクの計算に関しては、当グループは、ドイツ銀行法に準拠した、いわゆる先進的計測手法（以下「AMA」という。）を使用している。

ドイツ銀行グループのリスク・ウェイテッド・アセット

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
信用リスク	202,219	228,952
マーケット・リスク	47,259	53,058
オペレーショナル・リスク	50,891	51,595
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**300,369**	**333,605**

規制自己資本

2013年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本、Tier 2資本およびTier 3資本から構成されていた。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本（以前は「コアTier 1資本」と呼ばれていた。）およびその他Tier 1資本から構成されていた。

- 普通株式等Tier 1資本は、主に普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金およびその他の包括利益から構成されており、規制上の調整の対象であった。規制上の調整として、当機関グループ以外の企業の資本を除外すること、および自己の信用リスクに起因する、金融負債に公正価値オプションを適用したことにより生じた資本への影響を取り除くことが挙げられる。
- その他Tier 1資本は、非累積的信託優先証券等のハイブリッド資本項目から構成されていた。ハイブリッド資本項目のうち、次のバーゼル3による当該金融商品の要件に合致しないものについては、次のバーゼル3の規制に基づくその他Tier 1資本を考慮して、徐々に削減される見込みである。
- Tier 2資本は、主に累積的信託優先証券、一定の利益参加権および長期劣後債務、ならびに一定の上場有価証券に係る未実現利得の45%から構成されていた。Tier 2資本として含められる長期劣後債務の金額は、Tier 1資本の50%までに制限されていた。Tier 2資本の合計額は、Tier 1資本の100%までに制限されていた。

バーゼル2.5に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	53,558	52,702[1]
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-15,024	-14,746[1]
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**38,534**	**37,957**
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	12,701	13,025
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	-519	-499
その他Tier 1（AT1）資本	**12,182**	**12,526**
Tier 1資本（T1 = CET 1 + AT1）[2]	**50,717**	**50,483**
規制上の調整前のTier 2（T2）資本	7,787	9,569
Tier 2（T2）資本に対する規制上の調整合計	-3,040	-3,037
Tier 2（T2）資本	**4,747**	**6,532**
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	**55,464**	**57,015**
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**300,369**	**333,605**

自己資本比率

普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	12.8	11.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	16.9	15.1
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	18.5	17.1

1　2012年12月31日現在の数値は、利益剰余金に関する連結除外調整（合計727百万ユーロ）が規制上の調整前のCET 1資本から直接控除されたことから、修正されている。

2　2013年12月31日および2012年12月31日現在、匿名参加分20百万ユーロが含まれていた。

当グループの合計規制自己資本比率は、2012年12月31日現在17.1%であったのに対し、2013年12月31日現在18.5%であった。いずれも、要求されている最低比率8%を大きく上回っていた。

2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行法第2a条の免除規定に定められている免除を適用していたため、単独ベースの規制自己資本比率の計算も報告もしなかった。その結果、ドイツ銀行AGは単独ベースの規制自己資本に関する銀行法の一定の要件（ソルベンシー計算および規制自己資本比率の報告を含む。）を遵守する義務を免除されていた。

当グループの普通株式等Tier 1資本は、2013年12月31日現在385億ユーロおよび2012年12月31日現在380億ユーロであり、普通株式等Tier 1資本比率はそれぞれ12.8%および11.4%（2012年12月31日現在）であった。当グループのTier 1資本は、2013年12月31日現在507億ユーロおよび2012年12月31日現在505億ユーロであった。Tier 1資本比率は、2013年12月31日現在16.9%および2012年12月31日現在15.1%であった。

2013年度におけるCET 1資本の577百万ユーロの増加は主に、第2四半期における当行の株式発行による収入総額（合計30億ユーロ）に起因しており、外貨換算調整勘定および確定給付制度に関連した再測定の影響からのマイナスの影響11億ユーロ（659百万ユーロの税金を控除後）によって一部相殺されている。

当グループのTier 2資本は、2013年12月31日現在47億ユーロ、2012年12月31日現在65億ユーロであり、これはそれぞれTier 1資本の9.4%および12.9%であった。

ドイツ銀行法およびソルベンシー規制の規則では、当行は、2013年12月31日現在のマーケット・リスクを、38億ユーロ（2012年12月31日現在では42億ユーロ）の規制自己資本合計（Tier 1＋ 2＋ 3）でカバーすることが要求された。信用リスク

およびオペレーショナル・リスクについては最低カバレッジに関してこの要求は求められていなかったが、当行は、Tier 1およびTier 2資本をもって当該要求を完全に充足していた。

バーゼル2.5は、Tier 1資本からののれんの控除を要求していた。しかしながら、移行期間には、ドイツ銀行法第64h条第3項に従い、一定ののれんの構成要素をTier 1資本に部分的に含めることが認められている。

2013年12月31日現在、当該暫定的な項目の金額は、2012年12月31日現在236百万ユーロであったのに対し、154百万ユーロであった。当行のドイツ規制当局に対する報告において、当該金額は上記の表に示されたTier 1資本、規制自己資本合計およびリスク・ウェイテッド・アセット合計に含まれている。したがって、当行がドイツ規制当局に報告した、当該項目を含むTier 1資本比率および合計自己資本比率は、2012年12月31日ではそれぞれ15.2%および17.1%であったのに対し、2013年12月31日ではそれぞれ16.9%および18.5%であった。

所要最低自己資本を満たさなかった場合、BaFinにより、規制自己資本に係る配当金の支払いまたはその他の利益分配を停止または減少させる命令および裁量的措置が発せられることがある。そうした措置が取られた場合は、当行の事業に直接重要な影響を与える可能性がある。2013年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、2013年度において資本の欠損を報告しなかった。

想定上のCRR/CRD 4ソルベンシー尺度

完全適用されたCRR/CRD 4マトリクスは、想定ベースで実行されているが、銀行による完全適用された自己資本規則への移行を円滑化するために認められる規定の段階的導入および段階的廃止（すなわち、新たな規則の下ではもはや適格とされない金融商品の段階的廃止、および規制上の調整に関する新たな規則の段階的導入）を考慮していない。

想定上のCRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要（無監査）

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	53,846
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-19,850
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	**33,995**
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	0
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	0
その他Tier 1（AT1）資本	**0**
Tier 1資本（T1 = CET 1 + AT1）	**33,995**
規制上の調整前のTier 2（T2）資本	14,291
Tier 2（T2）資本に対する規制上の調整合計	-107
Tier 2（T2）資本	**14,184**
規制自己資本合計（TC = T1 + T2）	**48,179**
リスク・ウェイテッド・アセット合計	**350,143**

自己資本比率

普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	9.7
Tier 1資本比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	9.7
規制自己資本合計比率（リスク・ウェイテッド・アセットに対する比率）	13.8

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル2の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

― リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス

- 承認されたリスクおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスクおよび資本に関する経営陣への頻繁な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。2013年度において、当行の資本供給の定義は、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る未実現利得または損失の調整を中止し、債務評価調整を含めることにより、CRR／CRD 4の資本フレームワークと一致した。前年度の比較情報は、それに応じて変更されている。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資本供給		
株主持分	54,719	54,001
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整[1]	-537	-569
繰延税金資産	-7,071	-7,712
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正[2]	-363	-1,991
非支配持分[3]	0	0
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	12,182	12,526
Tier 2資本性金融商品[4]	9,689	11,646
資本供給	**68,619**	**67,901**
資本需要		
所要経済的資本	27,171	28,741
無形資産	13,932	14,219
資本需要	**41,103**	**42,960**
内部適正自己資本比率	**167%**	**158%**

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。
2 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。
3 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。
4 Tier 2資本性金融商品は、ドイツ銀行法第10条第6項および第6a項に従いTier 2資本から部分的に控除される項目、上場有価証券未実現利得（45%適格）、ならびに規制自己資本の評価にのみ適用される一定のヘアカットの額を除く。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2012年12月31日現在の158%と比較して、2013年12月31日現在167%であった。株主持分の増加および控除項目の減少に起因した資本供給の増加、ならびに観察された資本需要の減少は、比率の引き上げを決定した。株主持分の718百万ユーロの増加は、主に第2四半期における増資を反映しており、外国通貨の換算による影響により一部相殺された。貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正は、主にリスク圧縮活動およびIFRS第10号に基づく特別目的ビークルの連結を反映して、16億ユーロ減少した。資本需要の減少は、「総合的リスク・ポジション」の項で説明した所要経済的資本の減少に起因するものであり、これは2013年度第4四半期におけるのれんおよびその他の無形資産の減損により一層助長された。

次へ

報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGの取締役および監査役の報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（InstitutsVergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

はじめに

2013年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstitutsVergV」という。））に基づき識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- 概要
- グループ報酬の概要および開示
- 取締役会の報告書および開示
- InstitutsVergVにおいて規制されている従業員
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「 HGB」という。））第285条第9項の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、InstitutsVergV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

概要

グループ報酬

外部規制要件および企業文化変化の内部要因が引き続き、当グループ内の報酬方針および制度を形成している。その結果、2013年度に取締役会レベルと当グループ全体の両方で全体的な報酬戦略、構造およびガバナンスのフレームワークが大幅に進展した。

当行は引き続き、変動報酬の利点を支援し、評価する。変動報酬は、健全なリスク管理フレームワーク内で運用および管理されることにより、高い業績をあげる人材を惹きつけ、定着させ、適切なインセンティブを与えるために欠かせない手法である。この点において、2013事業年度の当グループの変動報酬プールは31.6億ユーロであった。過去のアプローチに沿って、プールの44%が3年から5年繰延べられ、行動および業績に基づく失効規定の組合せの対象となっている。失効規定の範囲は当年度に大幅に拡大された。

取締役会

監査役会は、取締役報酬制度を再構築した。この変更は、5月に株主総会で承認され、2013年1月1日より有効となった。再構築は、2012年度に設置された「独立委員会」の提言に大部分が基づいており、戦略2015プラスの追加的な実施項目を構成している。報酬が現在さらに、ドイツ銀行の戦略目標および価値と連動していることは明白である。具体的には、変動報酬項目の業績基準を広げることは、報酬のさらなるバランスおよび持続性を明示している。

InstitutsVergVの要件に従い、2014年1月1日以降義務的となる新たな報酬統制委員会が監査役により設置された。当該委員会は、具体的には、報酬制度の策定および取締役報酬の決定の準備に関する会長委員会の機能を引き受けることになる。報酬統制委員会は、2013年度末より既に始動している。

規制従業員

InstitutsVergVに従い、当行は2013年度に関して1,295人の重要なリスク・テイカー（以下「規制従業員」という。）を識別した。これは2012年度から7%の増加を示しているが、その一部は、識別されたリスク機能担当者の増加および従業員が自動的に重要なリスク・テイカーとみなされる報酬基準値の減少によるものである。この行為は自主的なものであり、2013年12月に欧州銀行監督局（EBA）から委員会へ提出され、2014年に公表予定の最終版のEBA技術基準に先行している。

規制従業員グループのうち約560人は、欧州連合（EU）を本拠地としている。規制従業員集団から、当行はさらに、133人の従業員から構成される中核上級管理職グループを識別した。当行のリーダーおよび幹事として、その報酬の大部分が当グループの長期的成功に結び付くように慎重である。そのため、その繰延エクイティ報奨は5年の繰延および保有期間の組合せの対象であり、当該グループの変動報酬の平均繰延率は85%を超えている。

グループ報酬の概要および開示

文化および規制の影響

2013年度は、所要自己資本指令（CRD）第4次改正終了後にEU内の銀行に適用される報酬規制に関する重要な年であった。新たな報酬要件（変動報酬に対する固定報酬の比率を制限する主要な措置を含む。）が2014年1月1日に発効したが、2013業績年度に関する報酬には適用されない。この点についてまだいくつかの解釈上の不明確さが残っているが、当行は、報酬規制の変更を率先するよう努力し、この新たな要件のすべてを完全に遵守することを確実にする。具体的には、当行は引き続き、InstitutsVergVおよびドイツ銀行法（CRD 4の要件を反映するための2014年1月1日施行の改正法）に準拠する。

外部の進展と関連して、当行における文化および企業文化変化は依然として戦略2015プラスの不可欠な一部である。当行の活動の中核となる新たなドイツ銀行の価値および信念を開始した2013年度半ばに、これに関する重要な段階に到達した。報酬は成功する持続的な組織の不可欠な構成要素であり、当行の新たに構築した報酬戦略の目標および目的が価値および信念と連動することを確実にしてきた。

当行の報酬戦略は、当行の価値と連動した安全な報酬慣行を有する多様化されたユニバーサル・バンキング・モデルを支援するものである。具体的には、報酬戦略には5つの目的がある。

- 多様なビジネスモデルおよび65ヶ国にわたり人材を惹きつけ、定着させることにより、ドイツ銀行の顧客重視のユニバーサル・バンク戦略の推進を支援すること
- 当行の長期的業績、機関の持続的発展およびこれから生じるリスク戦略を支援すること
- 費用抑制および効率に基づく長期的業績を支援すること
- 実績のリスク調整、不適切なリスク負担の防止、資本および流動性計画との確実な一致ならびに規制の遵守において、当行の報酬慣行が安全であることを確実にすること
- 公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制およびパートナーシップに関する当行の表明した価値を支えること

さらに、報酬戦略はドイツ銀行の戦略2015プラスの5つの方策のすべてを推進するために重要である。

- 顧客：フランチャイズ競争力および顧客重視を確実にすることにより当行の顧客フランチャイズに戦略の重点を置くこと
- 能力：当行が商品および統制機能／インフラストラクチャー分野にわたり適切な人材を惹きつけ、定着させることを確実にすること
- 資本：有機的資本成長、リスク・ウェイテッド・アセットの削減および当行の資本計画を支援する報酬制度を促進すること
- 費用：長期的費用目標および継続的費用抑制を推進する行為にインセンティブを与えること
- 文化：持続的業績、金融統制および適切なリスク文化を支える行動にインセンティブを結び付けること。具体的には、改善された失効規定を通して報酬実績が懲戒行為にさらに密接に結び付けられた。

報酬ガバナンス

強固で効果的なガバナンス・フレームワークにより、当行の報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が確実になっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。

改訂された報酬ガバナンス構造

（ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstitutsVergVに基づく）

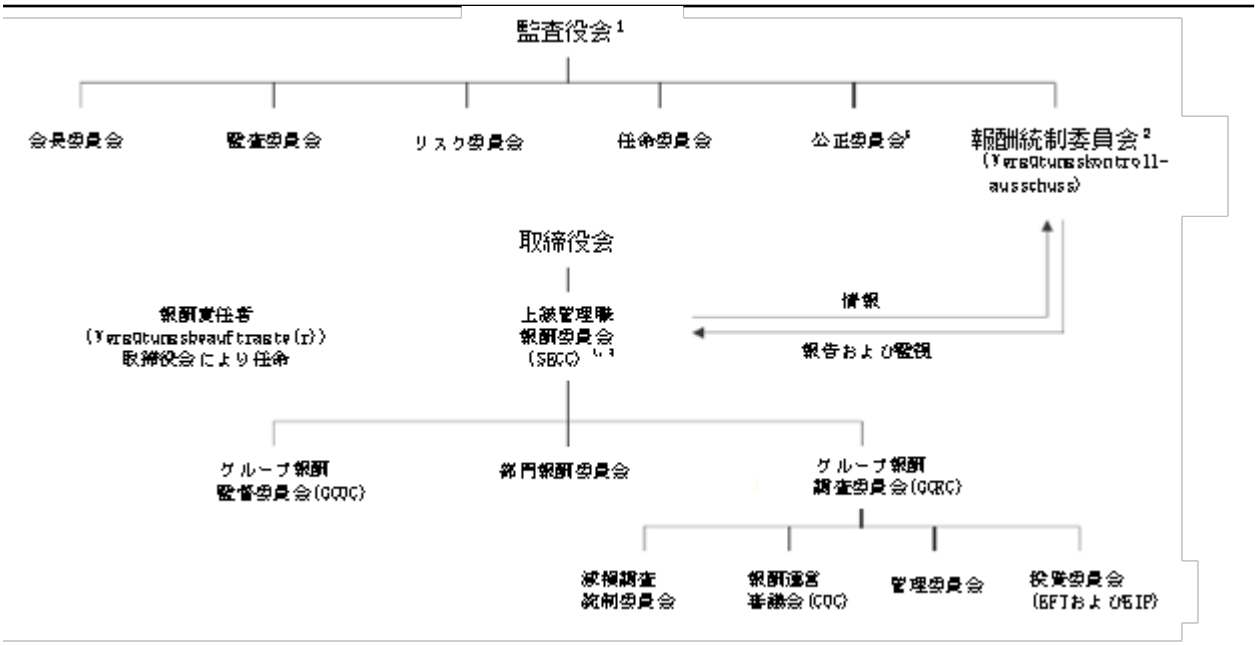

1 任意：独立した外部の顧問。
2 2013年度の新委員会。
3 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

ドイツ・ツー・ティアー・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、取締役会は上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という）に支援され、当グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。最新のInstitutsVergVに従い、SECCは現在、当グループの事項に関して新たに設置された報酬統制委員会（以下「CCC」という。）と連携している。CCCは、監査役で構成され、監査役会によるグループ報酬事項とより密接に連動することおよび当該事項へ焦点を当てることを確実にする。

SECCでは、両者とも取締役であるStefan Krause (CFO)およびStephan Leithner (ヨーロッパ（ドイツおよび英国は除く。）のCEO、人事、法務およびコンプライアンス、政府および規制関連業務)が共同会長を務めている。残りは、Stuart Lewis（CROおよび取締役）ならびに財務および人事の上層部の従業員で構成されている。独立性を維持するため、SECCの委員には当行のいずれの業務部門関連の従業員も含まれていない。SECCは、小委員会を通して報酬戦略および構造に関する重要なグループレベルの決定事項の作成および取締役会への提言ならびに全体的な報酬プロセスの監督を行う。

報酬ガバナンス強化

CCCの設置のほか、2013年度にいくつかの追加的なガバナンス強化が行われ、グループ報酬監督委員会（以下「GCOC」という）の権限および業務に具体的な焦点が当てられた。

SECCの受任組織として、GCOCは部門の年度末の報酬プロセスの監督に責任を有する。そのため、GCOCは、部門報酬フレームワークを確立するため部門報酬委員会（以下「DCC」という。）へ報酬フレームワークおよびガイダンスを提供する。GCOCはまた、当該フレームワークとDCCの通常の慣行の両方が当行の報酬原則および方針ならびに外部規制要件に準拠することを確実にするため、これらのフレームワークの見直しを行う。

GCOCの目的は多様である。

具体的には以下を参照して、変動報酬プールを部門内で配分する際に健全な報酬パラメータおよび測定基準（財務および非財務）が部門により考慮されることを確実にすること。

― より広範な事業戦略において、各部門および下位部門の業務分野の財務実績
― 異なる種類のリスク（例えば、オペレーショナル・リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、風評リスク、規制リスクおよび信用リスク）に基づく固有のリスク・プロファイルの考慮
― その他の戦略的定性的要因

以下を行うために、個々の従業員レベルにおける変動報酬の決定を支援する部門ガバナンス構造（およびそのコミュニケーション）およびプロセスを見直すこと。

― 確立された報酬ガバナンス要件への準拠の広範な評価
― 部門の報酬ガバナンス・プロセスのさらなる強化が必要か否かの決定

GCOCは、当グループの各年度末の報酬プロセスにわたる確立された報酬ガバナンス要件に関するDCCの進展を監視し、プロセス終了前にSECCへ発見事項および提言の要約を提供する。

GCOCは、2013年度の報酬ガバナンス・プロセスに関していくつかの強化を行った。これらの強化には以下のものが含まれるが、それらに限定されなかった。

― すべての現行の報酬ガバナンス要件の見直し
― DCCに採用されている報酬パラメータの適切性に関するDCCとの関与の増加
― 変動報酬の決定の文書化に関する大幅に強化された要件の導入

これらの強化の結果、ガバナンスは2013年度にGCOCを通して明確に改善された。

さらに、GCOCは、変動報酬の決定の文書化に対して行われた強化がすべての規制従業員に適用されることを求め、規制従業員の変動報酬の配分決定を行うマネジャーが決定を行う際に考慮した測定基準が適切に文書化されることを確実にした。

報酬構造

当行の報酬は、固定報酬と変動報酬とに分割される。固定報酬は、従業員の技術、経験および能力、要件との合致、業務の規模および範囲に関する報酬に使用される。各業務に関する固定報酬の適切なレベルは、当該業務の実勢市場価額を参照して決定され、報酬総額構造の規制要件の影響を受ける。

固定報酬には、基本給、追加給または手当項目および、該当する場合には、特別地域手当（例えば、自動車手当）を含めることが可能である。固定報酬は契約であり、多くの法域で取消不能である。

ドイツ銀行の従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

多くの国およびビジネスモデルにおいて適切な人材を惹きつけ、定着させるのを支援するために、市場競争力のある固定報酬レベルは、当行が戦略目的を達成するために必要な十分な競争力を有することを確実にするための重要な役割を果たす。

変動報酬（以下「VC」という。）は、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。VCにはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、VCは、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。固定報酬と共に、費用効果および柔軟性の両方がある報酬総額実績となっている。

グループ全体の変動報酬の決定

当行は、形式化した透明性のあるプロセスを使用し、当グループ全体の推奨VCプールを算出している。事業部門ごとに、部門の支給率を部門の賞与に適格なリスク調整後業績に適用することにより推奨VCプールが計算される。部門の支給率は、過去の平均支給額と競合他社のベンチマークの両方に調整され、当初の推奨プールの透明性を確保している。

算出された推奨プールはその後、その他の戦略的定性的要因および外部ベンチマークを考慮に入れて、検討および見直しが行われる。InstitutsVergV規制に従い、具体的には重要な統制機能におけるインフラストラクチャー担当従業員の大半の報酬は、固定報酬に重点が置かれている。

VCプールを決定する際の優先的な検討事項は、当グループの負担能力と競争力のバランスをとることである。
InstitutsVergV規制に沿って、負担能力が検討される際に当グループ全体の財務実績が考慮に入れられ、当グループが全体として負担可能なレベル内にVCプールがあることを確実にする。再度、InstitutsVergV規制に沿って、変動報酬プールの総額は、リスク負担能力、複数年の資本および流動性計画ならびに収益性を考慮に入れ、適正自己資本および流動性レベルを支援しなければならない。

VCプールの決定プロセスおよび包括的ガバナンス・フレームワークの要約

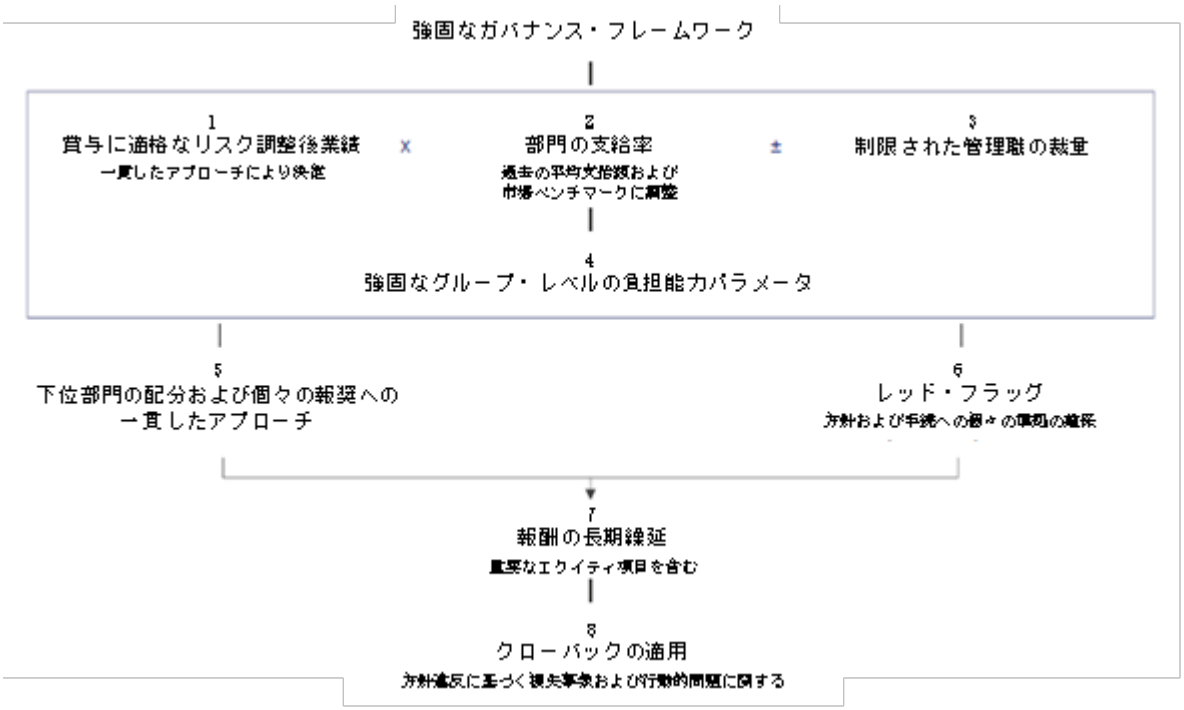

変動報酬構造およびビークル

変動報酬は、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。上層部レベルにおいて、VC報奨の大部分が、適切な業績条件および失効規定と共に、最低3年間の報奨繰延構造を通して当行の長期的発展および業績に結び付くことが確実になることを当行は約束している。

繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延レベルの影響と注意深くバランスがとられなければならない。適切なバランスを保つために、2013年度のグループ全体の賞与プールの44%（エクイティ・アップフロント報奨を含まない。）が繰延報酬の形をとると決定された。

個別ベースで、繰延基準値は100,000ユーロに設定されており、この額を超えるVCの少なくとも50%が繰延べられた。前年度と同様に、当行の最上層部の従業員は、VCの大半が当行と所属部門の両方の将来の業績と結び付いていた。その結果、1百万ユーロを超えるVCの100%が全額繰延べられた。この措置をとることにより、従業員が受領することのできる最高アップフロント・キャッシュ支払額が300,000ユーロ（またはEUA保有期間の結果、規制従業員については150,000ユーロ。後述のEUAを参照のこと。）であることが確実になった。

上層部の従業員集団グループおよび変動報酬の平均繰延率

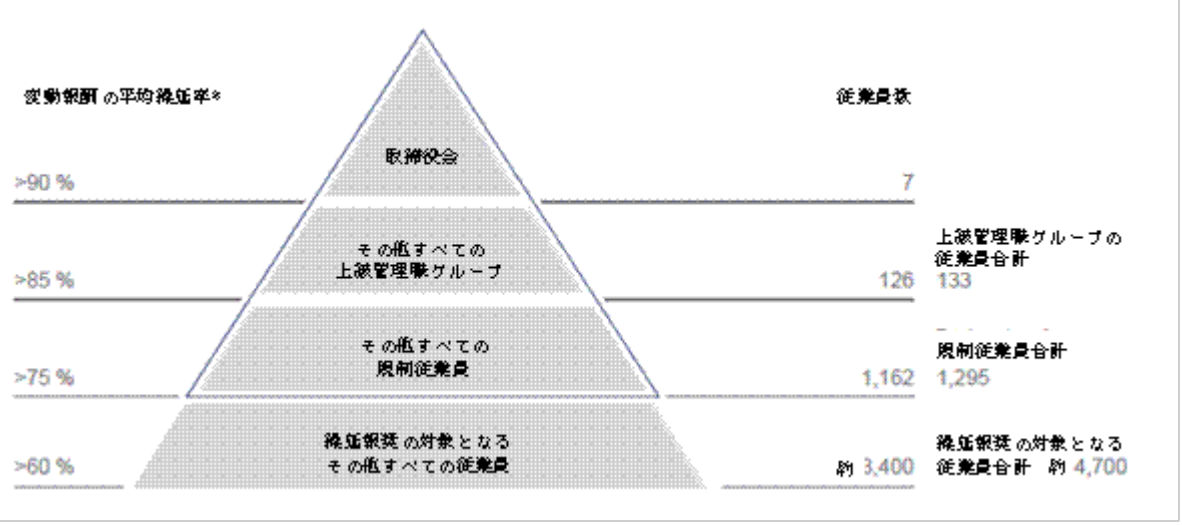

△ InstitutsVergVに従って規制される全集団（以下「規制従業員」という。）
* 該当する場合、百分率の各数値には、より上層の集団の繰延の数値が含まれる。例えば、上級管理職グループの＞85%には取締役会の数値が含まれる。

2013年度の繰延VC報奨の対象となる従業員は、報奨の50%を繰延エクイティの形で、50%を繰延現金の形で受領した（注：当行のDeAWM部門の上層部の従業員の少数は、繰延報奨の一部を従業員奨励制度（EIP）報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。）。これを達成するために以下の手段が使用された。

制限付エクイティ報奨

繰延エクイティ部分は、最低3年間（または上級管理職グループについては5年間）にわたって案分して権利確定する制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）として交付された。REAの価値は、権利確定期間（該当する場合は保有期間）にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。特定の失効規定が繰延期間中に、該当する場合には保有期間中に適用される。

制限付奨励報奨

株式を基礎としない部分は、最低3年間（取締役にはより長期の繰延期間が適用される。）にわたって案分して権利確定する繰延現金報酬（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。））として付与される。特定の失効規定が繰延期間中に適用される。

エクイティ・アップフロント報奨

上記の繰延報奨に加えて、すべての規制従業員はアップフロント（非繰延）報奨をエクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で受領する。

EUAは、付与時に権利確定するが、保有期間の対象である。EUAの価値は、保有期間中の当行の株価と結び付いているため、当行の持続的業績と結び付いている。勤務要件に加えて特定の失効規定が保有期間中に適用される。

以下の図は、規制従業員および繰延報奨の対象となるその他すべての従業員に関して使用された上記の報酬ビークルの要約である。

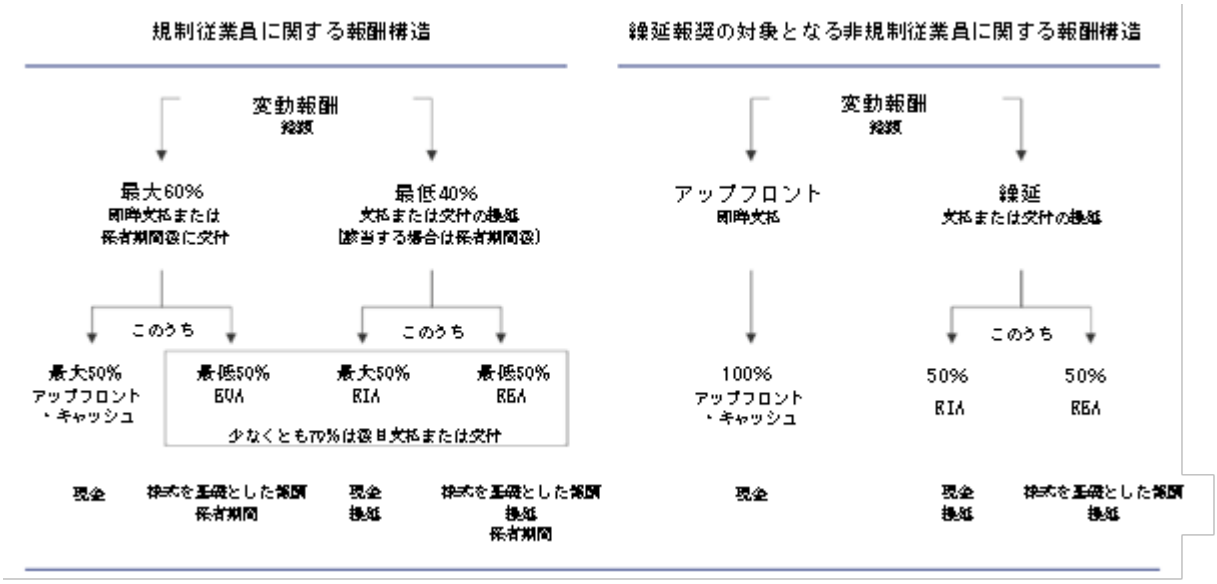

EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

繰延スケジュール

規制要件は、重要なリスク・テイカー（規制従業員）の繰延期間が最低3年でなければならない旨を求めている。前年度と同様に、当行はこれらの最低要件を繰延報奨の対象となるすべての従業員に適用することを選択した。当行はまた、最上層部の規制従業員の小集団を再度識別した。この上級管理職グループ（133人の従業員から構成される。）は、REAに関して4.5年の（一括型権利確定）繰延期間の対象である。これは、上級管理職グループがその他の従業員よりも当行の長期の持続的業績における権利確定の利益を有することを確実にする意図である。

また6ヶ月の保有期間が、規制従業員の各REAトランシェの権利確定後に適用される。上級管理職グループについては、6ヶ月の保有期間が4.5年の権利確定期間の後に続く。そのため、上級管理職グループは2014年度のREAの価値を少なくとも2019年2月まで（付与後5年）実現しない。

すべての規制従業員はまた、アップフロント報奨の50%をEUAの形で受領する。EUAは、付与時に権利確定するが、（規制要件に加えて）失効規定が適用される6ヶ月の保有期間の対象である。

以下は、繰延報奨の対象となる従業員の各集団（取締役会を除く。）に関する権利確定構造の要約である。

2013年度の繰延報酬構造

従業員集団		アップフロント		繰延	
		現金賞与（アップフロント報奨の50%）	エクイティ・アップフロント報奨(EUA)（アップフロント報奨の50%）	制限付奨励報奨(RIA)（繰延現金）（繰延報奨の50%）	制限付エクイティ報奨(REA)（繰延エクイティ）（繰延報奨の50%）
上級管理職グループ1	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）		付与時に全額権利確定（2014年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	4-5年一括型権利確定（2018年8月）
	保有期間（権利確定期間後）		保有期間終了 2014年8月		保有期間終了 2019年2月
その他のInstitutsVergV規制従業員	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）		付与時に全額権利確定（2014年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）
	保有期間（権利確定期間後）		保有期間終了 2014年8月		保有期間終了 2015年、2016年、2017年8月
繰延報奨の対象となるその他すべての従業員	権利確定スケジュール（付与日2014年2月）			3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）	3年均等権利確定（2015年、2016年、2017年2月）
	保有期間（権利確定期間後）				

1 取締役会を除く。

変動報酬のリスク調整

一連の措置を通して、当行は、事前調整と事後調整の両方を取扱う効果的なリスク管理プロセスが報酬制度に組み込まれることを確実にしている。

事前リスク調整

適切な事前リスク調整を確実にするため、当行は、事業ごとの賞与に適格なリスク調整後業績を測定するための一貫した銀行全体の標準手法（賞与に適格なリスク調整後純利益（賞与および税引前）（以下「NIBBT」という。））を使用する。この措置はNIBBTに基づいているが、NIBBTは月次の事業検討会議において見直され、業績関連項目および特定の非中核事業ユニット項目の配分に関して調整され、その後、経済的資本賦課に基づきリスク調整される。

経済的資本は、非予想損失に関連する資本を測定する。それは当行が負担するリスクを定量化する将来予想であり、すなわち、ある時点のリスク・プロファイルを測定する。経済的資本は、当行の最善の将来見積りであるが現行のポートフォリオから実現していない損失として、したがって、VCプールを調整するための最善の測定基準として、リスク機能によって検証された。SECCは、リスク調整手法の適切性を見直したが、この見直しは毎年行われる。

当行は原則的に、当行の経済的資本フレームワークの主要な4種類のリスク（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスク）内のすべての重要なリスクを捕捉する。その他のリスクは、適切な包括的リスク種類に割り当てられる。各サブ・リスク種類内で捕捉されるリスクの具体例は以下のとおりである。

信用リスク

― 格付遷移リスク、カントリー・リスク、移転リスク、決済リスク

マーケット・リスク

― バンキング勘定金利リスク、デポジット・モデリング・リスク、ファンド保証リスク（部分的に風評リスクを含む。）、住宅金融組合業務および集合的リスク

オペレーショナル・リスク

― 法的規制リスク、ITリスク、従業員リスク、事業継続リスク、ベンダー・リスク、取引処理リスク、発行業務および実行リスク、業務支援リスク、財務報告／記録リスク、受託業務リスク、不動産リスク、セキュリティー・リスク

ビジネス・リスク

― 戦略的リスク（一般風評リスクを含む。）、税務リスク

NIBBTは既に、資金調達コストの移転価格設定を通した流動性リスク、貸出金勘定に貸倒引当金および一般価値調整として計上される信用損失の認識を通した信用リスク（非予想損失については1年）、デリバティブ勘定の信用評価調整の適用を含む時価会計を通したマーケット・リスク、および適切な収益認識手法を通した長期リスクを考慮に入れている。

事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを確実にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となるVC報奨の割合ならびに業績および失効条件は、優先順位に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要である。当行は、これら要素の両方について2013年度の繰延報奨に関する失効規定を強化した。

以下の業績および失効規定は2013年度の繰延VC報奨（2014年2月に付与）に適用された。

グループ・クローバック

この業績条件は、グループ税引前純利益（NIBT）がゼロ以上の場合にのみ満たされる。グループNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであると取締役会がその裁量において決定した場合、業績条件は満たされず、全従業員について当該年度に権利確定予定のREAトランシェの100%が失効する。さらに、取締役会の裁量において、200ベーシス・ポイントの追加のリスクバッファーを含めても、権利確定日前の四半期末に当グループの普通株式等Tier 1資本比率が、適用される最低所要自己資本水準を下回った場合、権利未確定REAの全額が失効する（CET 1規定）。2014年度より、この業績条件は繰延エクイティ報奨の対象となる全従業員に適用される。これにより初めて、繰延報奨の対象となる非規制従業員（約3,400人）が特定のグループ業績失効規定の対象となった。これは重要なガバナンス強化であり、以前よりも大規模な従業員グループの報酬を当行の将来の業績に連動させている。

5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度においてグループNIBTがマイナスであった場合（ただし、CET 1規定には該当しない。）、当該年度の報奨の20%が失効する。

規制従業員に関して、グループNIBT規定のトランシェの側面もまたRIAに適用されて、グループNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであると取締役会が決定した場合、業績条件は満たされず、当該年度に権利確定予定のRIAトランシェの100%が失効する。

部門クローバック

この業績条件は、規制従業員にのみ適用され、従業員の各部門のNIBTがゼロ以上の場合に満たされる。ある部門のNIBTが権利確定期間中のいずれかの年度においてマイナスであった場合、グループ業績が依然としてプラスであっても、業績条件は満たされず、（取締役会の裁量により）当該部門の全規制従業員について当該年度に権利確定予定のREAおよびRIAトランシェの100%が失効する。5年のREAの一括型権利確定および保有期間の対象となる上級管理職グループに関しては、当該期間中のいずれかの年度において部門NIBTがマイナスであった場合、当該年度の報奨の20%が失効する。部門クローバック措置は、取締役会またはリージョナル・マネジメントもしくはインフラストラクチャー部門で働く従業員に対しては適用されない。グループ・クローバックのみが適用される。

業績失効規定

このクローバックはRIAおよびREAに適用され、これにより当行は、報奨後の実績に基づき調整が必要か否かを決定することができる。業績の測定が後に著しく不正確であるとみなされたため当初の報奨の価値が適切でないことが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合、従業員報奨の100%までが失効可能となる。

この規定は、2013年度に初めて規制従業員のEUAを含むように拡大され、以前よりも大きい割合の規制従業員の報奨が潜在的な業績に基づく失効の対象となることが確実になっている。さらに現在では、REAの権利確定後の保有期間中にも適用されて、業績失効措置は規制従業員のエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）にわたり拡張されることを確実にしている。

方針／規制違反規定

この行動に基づくクローバックはREAとRIAの両方に適用され、不正行為（不正、詐欺、虚偽記載、信託違反を含むがそれに限定されない。）の結果未払の繰延報酬の100%まで失効するという規定を含んでいる。報奨は、内部方針および手続の違反または当行以外から課せられた該当する法令の違反があった場合にクローバックされることがある。

この規定はREAの権利確定後の6ヶ月の保有期間を含むように拡大されて、行動に基づく失効措置が規制従業員に付与されたエクイティ報奨について最低3.5年間（上級管理職グループについては5年間）は依然として適用されることを確実にしている。

上記の規定および2013年度に行った強化の要約は以下のとおりである。

2013年度の繰延報酬報奨：失効規定の拡大

現行の業績条件および失効規定	上級管理職グループおよびその他の規制従業員	繰延報奨の対象となるその他すべての従業員
グループ業績（マイナスのNIBT）－ 権利確定期間中のREAおよびRIAトランシェに適用可能	適用	

部門業績（マイナスのNIBT）― 権利確定期間中のREAおよびRIAトランシェに適用可能	適用	
収益減損失効 ― 権利確定期間中のRIAおよびREAに適用可能	適用	適用
方針違反 ― 権利確定期間中のRIAおよびREAに適用	適用	適用
方針違反 ―規制従業員のエクイティ・アップフロント報奨（EUA）に適用	適用	
2013業績年度について2014年度に付与された報奨に関して合意された失効規定の拡大		
グループ業績（マイナスのNIBT）規定の定義および範囲の拡大 繰延報奨の対象となる全従業員の権利確定期間中のREAに適用可能 ― グループNIBTがマイナスの場合のトランシェ失効。 CET 1資本比率が最低所要自己資本水準を（200ベーシス・ポイントのリスクバッファーを含めても）下回った場合に権利未確定の報奨の全額失効	適用	適用
EUAおよび規制従業員のREAトランシェの権利確定後の保有期間（6ヶ月）に収益減損規定を追加	適用	
過去の損失の実現を「振り返る」ことができるよう収益減損規定も強化	適用	適用
規制従業員のREAの権利確定後の保有期間（6ヶ月）に方針違反規定を追加	適用	
懲戒処分の基準を下げて方針違反規定も強化	適用	適用

取締役会の報告書および開示

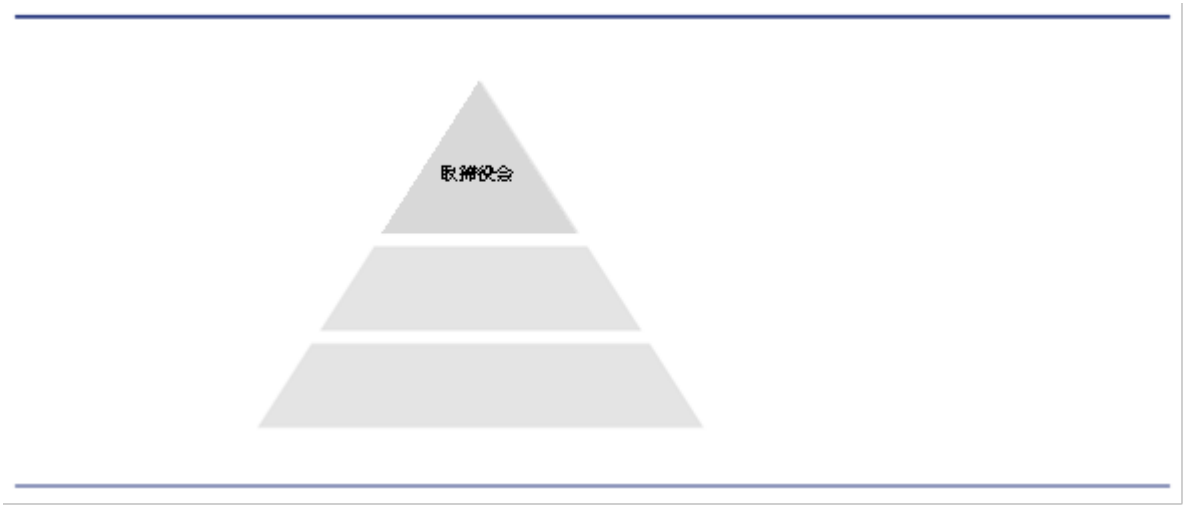

取締役報酬制度の目的および原則

取締役報酬制度を構築するにあたり、監査役会の目的は、当行の長期的業績全体と共に取締役の活動および責任の範囲ならびにその集合的および個人的業績を考慮の上、市場および競合他社に沿って、また法令上および規制上のすべての要件に準拠して、十分な取締役報酬を支払う制度を策定することであった。

この点において、監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。具体的には、報酬制度の構造が適切であるか否かについて、および新しい規制要件への必要な調整事項について見直しの焦点が当てられる。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））により株主総会が取締役報酬制度を承認することが可能になったことを考慮する。当行の目的は、取締役報酬制度の構造に関して可能な最高水準の透明性を株主に与えることである。VorstAGが2009年に施行されて以降、報酬制度は、具体的には新しい規制要件の実施に関連して株主総会に3回提示され、各回とも大多数により承認された。直近では2013年5月に、株主総会は、基本的な再構築にあたり、監査役会が以前に2013年1月1日に遡って2013年4月11日に88.71%の多数により採択した報酬制度を承認した。

再構築の大部分は、委員長のDr. Jürgen Hambrechtが率いる独立報酬調査委員会の提言に基づいている。2012年度に、委員会は、とりわけ、現行の取締役報酬制度を詳細に調査するよう求められた。委員会は、5人の外部の一流専門家から構成されていた。2013年度中に提言が完成され、報酬制度を再構築する際に監査役会により考慮に入れられた。2013年1月1日に発効する新しい報酬制度の重要な特徴は、本報酬報告書に詳細に記載されている。

責任

本会議体としての監査役会は、報酬制度の構築および各取締役の各報酬額の決定に対する責任を有する。

2013年度以前は、会長委員会がこのプロセスにおいて監査役会の支援を行っていた。その機能には、具体的に、取締役の報酬に関連するすべての事項についての監査役会に対する助言が含まれていた。さらに、報酬制度および各取締役の各報酬額の決定に関するすべての決議案を作成した。監査役会の会長委員会は合計4人の委員で構成され、そのうち2人は当グループ従業員の代表者である。会長委員会は2013年度において定例会議を開催し、具体的には取締役報酬制度を広範囲にわたって再構築した。

2014事業年度現在、監査役会はまもなく設置される報酬統制委員会により支援される予定である。当該委員会が設置されると、これまで会長委員会により行われていた取締役報酬制度および各報酬額の決定に関する重要な機能は新しい報酬統制委員会が引き受けることになる。監査役から成る追加的な当該委員会の設置要求は、欧州所要自己資本指令第4次改正（CRD 4）に基づく新しい規制アプローチの結果である。この指令は国レベルで、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））の改正および銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstitutsVergV」という。））の改訂を経て、CRD 4施行法によりドイツ法への整合および移行が行われた。取締役会に関して、報酬統制委員会の業務には、具体的に、報酬制度の適切な構築ならびに各報酬額に関する監査役会の決議案の作成において監査役会を支援および監視することが含まれる。

委員会の設置は2014年1月1日より義務的である。しかし、監査役会は、2013年度の第4四半期の早い段階で委員会の構成および機能に取り組み、報酬統制委員会を設置し、また付与される機能および要件について広範囲にわたり議論した。法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならず、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

取締役の変動報酬の決定に関する監査役会の決議案が、2014年1月末に報酬統制委員会により詳細に議論され、本会議体としての監査役会のために作成された。考慮にあたり、具体的には当行の競合他社との水平的分析ならびに垂直的分析における報酬の適切性の見直しに焦点が当てられた。この比較検討において、報酬の適切性は以下の点に関して見直しが行われた。

― 変動報酬に対する固定報酬の比率
― 長期的報奨に対する短期的報奨の比率
― 繰延報酬項目に対する即時支払報酬の比率
― 失効条件の対象となる報酬項目に対する即時に権利確定する報酬項目の比率

さらに、従業員の平均所得に対する報酬総額の適切性が考慮された。

原則

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。とりわけ、ドイツ銀行のようなグローバル企業に課せられる世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、より広範囲の要件および側面を統一の報酬制度へ統合し、内在する複雑性と必要な透明性とのバランスをとるという課題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年にわたってのみ支払が有効になる。市場の他の企業と比較したドイツ銀行の業績は、報酬の構築と報酬額の決定におけるもう一つの重要な基準である。

さらに、取締役報酬制度は業績と目標達成に連動している。当行の長期的な視点ならびに測定尺度の適切性および持続性に具体的な重点が置かれている。報酬制度の構造を通して、取締役が不当に高いリスクを回避し、当行の戦略に定められた目的を達成し、当グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。監査役会が変更が必要であると判断した場合は、報酬統制委員会からの提案を厳密に見直した後、適宜フレームワークを調整する。

2013年1月以降の報酬構造

監査役会による取締役報酬制度の基本的な変更は2013年1月1日に発効した。監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。構造の変更点は以下のとおりである。

年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

業績非連動項目

業績非連動項目は、主に固定報酬から構成されている。固定報酬は、12ヶ月にわたり均等に支給される基本給として支出される。

再度の策定において、現行の取締役の基本給の金額は調整されず、したがって以下のとおり前年度からの変更はなかった。

単位：ユーロ	2013年度	2012年度
基本給		
共同会長	2,300,000	2,300,000
一般の取締役	1,150,000	1,150,000

監査役会は、2014年度中に新しい規制要件に照らして取締役の固定報酬を見直し、必要な変更を採択する。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。これもまた、報酬制度の再構築において変更されなかった。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨（以前の賞与）
- 長期業績報奨

以下の表は、2012年12月31日までの報酬構造と2013年1月1日から適用される構造との比較である。

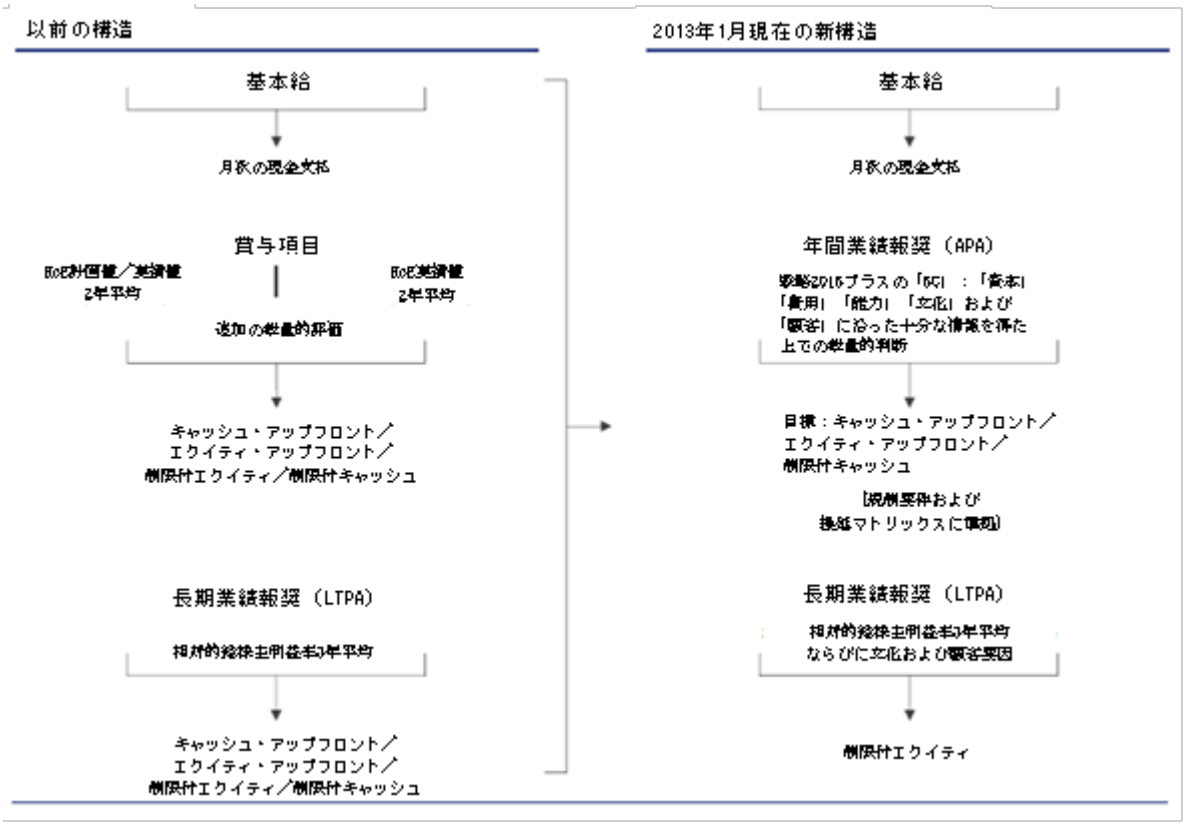

以前の報酬制度と比較して、2013事業年度から決定される業績連動報酬は、当行の設定された（戦略的）目標の達成とさらに連動している。

年間業績報奨（APA）

取締役の変動報酬の一部として、APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

― 報奨額の60%は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。

― 報奨額の残りの40%は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。

戦略2015プラスに関して、目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。これらのカテゴリーから選択された目標は、全般的な条件と戦略の両方の変更を反映するよう定期的に見直される。

2013事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2013事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

― **資本**カテゴリー：コアTier 1比率（普通株式等Tier 1比率（CET 1））およびレバレッジ比率

― **費用**カテゴリー：費用収益比率（CIR）

― **能力**カテゴリー：報告された付加価値

― **文化／顧客**カテゴリー：従業員コミットメント指標およびレピュテーション指標

これらの目標は、報奨額の決定において各カテゴリーにつき15%の割合で考慮に入れられる。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60%に等しい。

個人的項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

― **資本／費用／能力**カテゴリーにおける定量的目標

― **文化／顧客**カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標はまた、報奨額の決定において各々15%の割合で考慮に入れられる。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30%である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90%である。そのため、追加の最大10%については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

一般の取締役および取締役会の共同会長の2013年度のAPAの目標値および最高値は、以下のとおりである。

	2013年12月31日現在		
単位：ユーロ	最低	目標	最高
共同会長			
目標の15%	0	345,000	690,000
APA合計	0	2,300,000	4,600,000
一般の取締役			
目標の15%	0	225,000	450,000
APA合計	0	1,500,000	3,000,000

長期業績報奨（LTPA）

今後、長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンス（「何を」）のみを基礎として決定されることはもはやない。むしろ、非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標が「どのように」達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに確実になる。

したがって、LTPAの水準は引き続き、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、引き続き算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により維持される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は引き続き、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限125%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。過去と同様に、相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額するが、割引規定が修正されている。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとにさらに3%減額する。以前と同様に、RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

報酬制度の変更およびドイツ銀行の戦略との連動強化の一環として、相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループが調整された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

同業他社グループを選定するために使用される基準は、基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在である。選定は引き続き、今後も定期的に見直される。

文化および顧客要因

新たに導入された文化および顧客要因を通して、持続的業績を促進するために、顧客対応における倫理基準の遵守と共に、顧客満足度が測定される。今後、この要因もまた算定式アプローチに基づき決定される。

移行段階について、対応する制度が最終構築および調整されるまでは、監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の125%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

LTPAは、2012年度と比較して、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連してわずかに修正された目標値に基づき計算される。LTPAは最大で各目標値の125%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。

	2013年12月31日現在		
単位：ユーロ	最低	目標	最高
共同会長			
RTSR項目	0	3,066,667	3,833,333
文化および顧客項目	0	1,533,333	1,916,667
LTPA合計	**0**	**4,600,000**	**5,750,000**
一般の取締役			
RTSR項目	0	2,000,000	2,500,000
文化および顧客項目	0	1,000,000	1,250,000
LTPA合計	**0**	**3,000,000**	**3,750,000**

最高報酬額

以下に示す最高額は、報酬構造の変更の結果である。

	2013年12月31日現在			
単位：ユーロ	基本給	APA	LTPA	報酬総額
共同会長				
新構造				
目標	2,300,000	2,300,000	4,600,000	9,200,000
最高	2,300,000	4,600,000	5,750,000	12,650,000
一般の取締役				
新構造				
目標	1,150,000	1,500,000	3,000,000	5,650,000
最高	1,150,000	3,000,000	3,750,000	7,900,000

取締役の報酬総額が2013報酬年度について9.85百万ユーロ（上限）に制限されるため、共同会長の12.65百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は7.55百万ユーロに制限される。

長期奨励／持続性

有効な各規制要件および銀行特有の要件に従い、APAおよびLTPAの総額は引き続き、主に繰延報酬として、複数年にわたって付与される。これにより複数年度の期間にわたる長期的な奨励効果が確実になっている。

InstitutsVergVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成されるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与される。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられ、株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続く。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与される。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成され、残りの部分のみが現金で直接支給される。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給されるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

以下の図は、InstitutsVergVに従って要求されている変動報酬項目の構造を示している。

取締役変動報酬の分割／構造

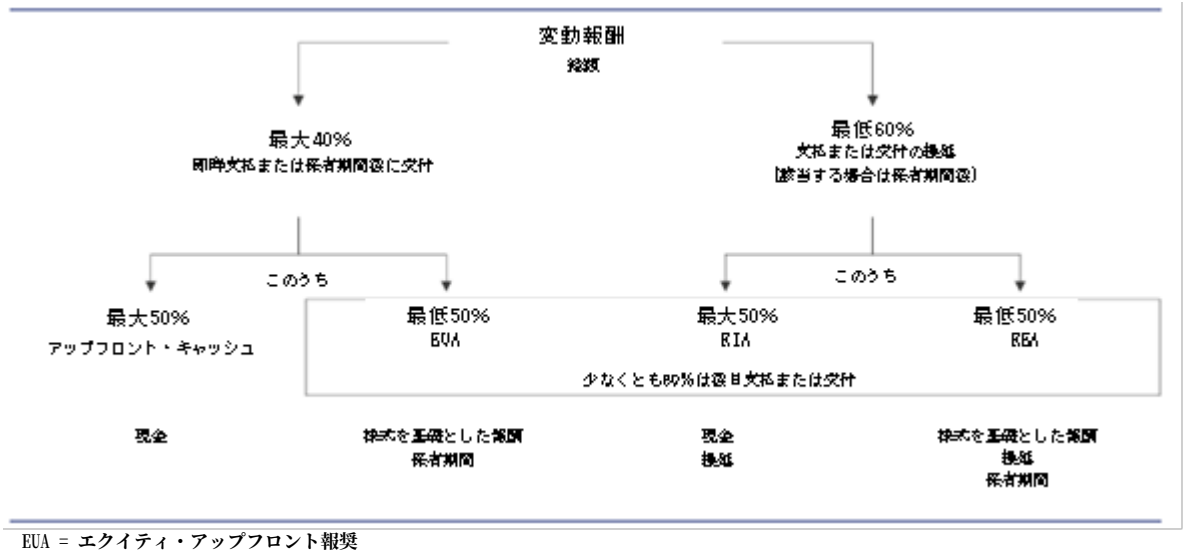

EUA = エクイティ・アップフロント報奨
RIA = 制限付奨励報奨
REA = 制限付エクイティ報奨

APAは、原則として、非繰延項目として付与される（以下「アップフロント報奨」という。）。アップフロント報奨額は、変動報酬総額の最大40%である。規制要件に従って、アップフロント報奨額の少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目として付与される（以下「エクイティ・アップフロント報奨」という。）。エクイティ・アップフロント報奨は、3年の保有期間の対象である。この保有期間終了後にのみ報奨を売却することができる。残りの部分は、現金で即時支給される（以下「キャッシュ・アップフロント」という。）。規制要件または銀行特有の規定により必要である場合、APAの一部は繰延報酬として付与されるが、基本的に繰延現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報奨」という。）。制限付奨励報奨は4つに均等分割したトランシェにて権利確定する。第1トランシェは、付与から約1年半後に権利確定する。残りのトランシェは各々、その後1年間隔で権利確定する。権利確定時に支払が行われる。すなわち、繰延現金報酬は約4年半の期間にわたって付与される。

LTPAは、100%が繰延報奨として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報奨」という。）。制限付エクイティ報奨は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、当該期間中に失効条件への該当による権利の失効がなかった場合、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。

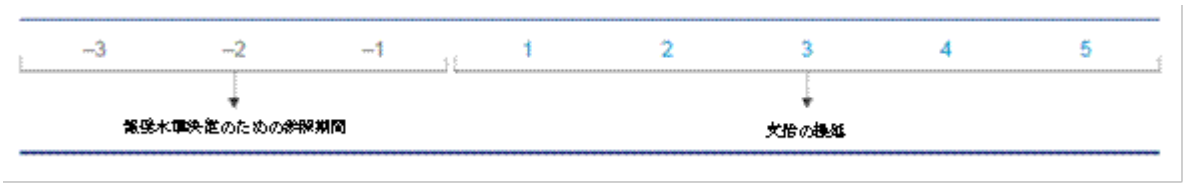

これは、長期的な奨励効果を創造し、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスへの結び付きを確実にし、またLTPAの業績評価対象の3年間を超えている。

以下の図は、即時現金報酬の支払日、およびその他の変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の具体的な時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム

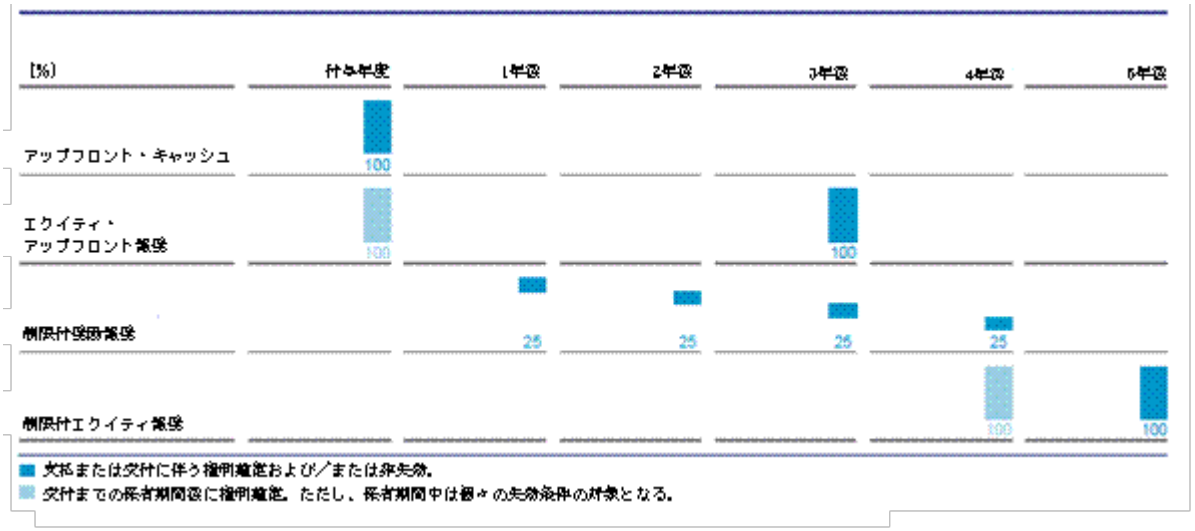

制限付奨励報奨には、支払まで利息が発生しないため、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

付与された株式を基礎とした報奨（エクイティ・アップフロント報奨および制限付エクイティ報奨）は、取締役会の利益と株主の利益をさらに連動させるために、追加の配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定される。

$$\frac{\text{実際の配当} \quad \times \quad \text{株式報奨の数}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

失効条件は、報奨の不可欠な側面であり、報奨が当グループと個人の両方の長期的業績と連動することを確保する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には（例えば、大規模な投資の売却があった場合）、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。変動報酬項目の支払は、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、共同会長については年間基本給の3倍、一般の取締役については年間基本給の2倍に等しいドイツ銀行株式数を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

この要件の履行期限まで、共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間がある。株式保有義務は、共同会長については2016年から、一般の取締役については2015年からのみ有効となる。しかし、すべての取締役は既に、契約上の待機期間終了前の2013年に当該要件を履行していた。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに見直される。株式の必要数を満たしてない場合、取締役は次回の見直しまでに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの他の結び付きが確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

2012年12月までの報酬構造

2012年12月31日まで有効な報酬構造は、業績非連動項目と業績連動項目の両方で構成されていた。業績非連動項目は、基本給およびその他の給付で構成されていた。業績連動報酬は、賞与とLTPAの2つの項目で構成されていた。

賞与総額は、2つの項目を基礎として決定された。これらの水準は、予め設定された目標値に基づいており、毎年計算される係数が乗じられ、資本利益率の推移に依存していた。賞与の第1の項目は、ある年度の資本利益率の実績値の、当該年度に設定された計画値に対する比率に基づき決定された。賞与の第2の項目は、資本利益率の実績値を基礎として決定された。2つの項目は各々、2年（賞与の算定年度およびその前年度）にわたり評価された。賞与総額は以下のとおり計算された。

$$\text{賞与総額} = \frac{\text{賞与項目1}}{\text{目標値1} \times \text{係数1}} + \frac{\text{賞与項目2}}{\text{目標値2} \times \text{係数2}}$$

計算された賞与総額は、目標値合計の1.5倍に上限が設定されていた。各賞与項目について設定された最低水準に達しない場合、各賞与項目または賞与総額は支給されなかった。監査役会が追加の評価を行った結果、計算された賞与総額が増額または減額する可能性があった。裁量により、監査役会は、一般の取締役について計算された賞与総額の50%までの増額または減額、取締役会の共同会長について150%までの増額または100%までの減額を承認することができた。したがって、賞与総額は一般の取締役について最大で目標値合計の2.25倍に、取締役会の共同会長について3.75倍に達する可能性があった。

LTPAの水準は、主要類似銀行6行からなる選定グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率に結び付いていた。その結果が相対的総株主利益率（RTSR）であった。LTPAは直近3事業年度（報告年度とその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算された。主要類似銀行は以下のとおりであった。

- Banco SantanderおよびBNP Paribas（両行ともユーロ圏）
- BarclaysおよびCredit Suisse（両行ともユーロ圏以外のヨーロッパ）
- JPMorgan ChaseおよびGoldman Sachs（両行とも米国）

LTPAは、目標値の125%に上限が設定されていた。設定された数値に達しない場合、LTPAは付与されなかった。

取締役会の報酬

基本給

2013事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は2,300,000ユーロであり、一般の取締役は1,150,000ユーロであった。

変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2013事業年度の取締役の変動報酬を決定した。APAおよびLTPAの金額を計算および決定する際、監査役会はとりわけ、当グループ全体の実績の他に、当行の収益への各取締役の貢献を十分に考慮した。この目的のために、当行の収益への個々の貢献は、合意した目標の達成度を基礎として決定され、各取締役ごとに個別に評価された。

報酬額（合算および個人別）

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役は、2013事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額36,890,500ユーロ（2012年度：23,681,498ユーロ）を受け取った。このうち、10,350,000ユーロ（2012年度：9,599,999ユーロ）が基本給、1,593,250ユーロ（2012年度：1,402,936ユーロ）がその他の給付、23,897,250ユーロ（2012年度：11,396,439ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）、および1,050,000ユーロ（2012年度：1,282,124ユーロ）が業績連動項目（長期奨励なし）であった。

2013事業年度に取締役に付与された報奨総額を完全な透明性のあるものとするため、以下の表（ドイツ会計基準第17号に基づく開示から外れるのも）は、2013年度および2012年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について監査役会が決定した報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を示している。

取締役	報酬	給付

		業績連動項目				業績非連動項目					
		長期奨励なし	長期奨励あり								
			現金を基礎とする	株式を基礎とする							
単位：ユーロ		即時支払	制限付奨励報奨付与	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）	基本給	報酬総額	付加給付	年金勤務費用	総額（勤務費用を除く。）	総額（勤務費用を含む。）
Dr. Josef Ackermann[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	150,000	744,600	150,000	730,000	687,500	2,462,100	88,372	405,581	2,550,472	2,956,053
Dr. Hugo Bänziger[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	269,217	134,812	263,938	479,167	1,281,946	36,959	303,183	1,318,905	1,622,088
Jürgen Fitschen	2013年度	150,000	1,347,930	150,000	3,526,667	2,300,000	7,474,597	236,590	290,457	7,711,187	8,001,644
	2012年度	150,000	1,392,555	150,000	1,365,250	1,820,833	4,878,638	240,044	327,364	5,118,682	5,446,046
Anshuman Jain	2013年度	150,000	1,347,930	150,000	3,526,667	2,300,000	7,474,597	804,032	692,433	8,278,629	8,971,062
	2012年度	150,000	1,392,555	150,000	1,365,250	1,820,833	4,878,638	614,588	412,524	5,493,226	5,905,750
Stefan Krause	2013年度	150,000	926,415	150,000	2,300,000	1,150,000	4,676,415	105,609	340,985	4,782,024	5,123,009
	2012年度	150,000	823,140	150,000	807,000	1,150,000	3,080,140	102,301	550,439	3,182,441	3,732,880
Hermann-Josef Lamberti[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	269,217	134,812	263,938	479,167	1,281,946	42,664	180,193	1,324,610	1,504,803
Dr.Stephan Leithner[2]	2013年度	150,000	956,250	150,000	2,300,000	1,150,000	4,706,250	119,905	360,800	4,826,155	5,186,955
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	72,601	210,469	1,869,349	2,079,818
Stuart Lewis[2]	2013年度	150,000	921,825	150,000	2,300,000	1,150,000	4,671,825	89,844	351,335	4,761,669	5,113,004
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	71,187	209,385	1,867,935	2,077,320
Rainer Neske	2013年度	150,000	1,071,000	150,000	2,300,000	1,150,000	4,821,000	104,900	348,352	4,925,900	5,274,252
	2012年度	150,000	823,140	150,000	807,000	1,150,000	3,080,140	127,543	560,153	3,207,683	3,767,836
Henry Ritchotte[2]	2013年度	150,000	921,825	150,000	2,300,000	1,150,000	4,671,825	132,370	344,689	4,804,195	5,148,884
	2012年度	87,500	480,165	87,500	470,750	670,833	1,796,748	6,677	206,692	1,803,425	2,010,117
合計	2013年度	1,050,000	7,493,175	1,050,000	18,553,334	10,350,000	38,496,509	1,593,250	2,729,051	40,089,759	42,818,810
	2012年度	1,282,124	7,154,919	1,282,124	7,014,626	9,599,999	26,333,792	1,402,936	3,365,983	27,736,728	31,102,711

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2013年度および2012年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付および年金給付に係る勤務費用を含む。）を受領した。

取締役		報酬					給付			
		業績連動項目				業績非連動項目				
		長期奨励なし	長期奨励あり							
			現金を基礎とする	株式を基礎とする						
単位：ユーロ		即時支払	制限付奨励報奨支払	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）	基本給	付加給付	年金勤務費用	総額（勤務費用を除く。）[1]	総額（勤務費用を含む。）[2]
Dr. Josef Ackermann[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	150,000	699,347	150,000	730,000	687,500	88,372	405,581	2,505,219	2,910,800
Dr. Hugo Bänziger[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	97,572	134,812	263,938	479,167	36,959	303,183	1,147,260	1,450,443
Jürgen Fitschen	2013年度	150,000	624,644	150,000	3,526,667	2,300,000	236,590	290,457	6,987,901	7,278,358
	2012年度	150,000	273,122	150,000	1,365,250	1,820,833	240,044	327,364	3,999,249	4,326,613
Anshuman Jain	2013年度	150,000	2,378,687	150,000	3,526,667	2,300,000	804,032	692,433	9,309,386	10,001,819
	2012年度	150,000	1,342,968	150,000	1,365,250	1,820,833	614,588	412,524	5,443,639	5,856,163
Stefan Krause	2013年度	150,000	659,784	150,000	2,300,000	1,150,000	105,609	340,985	4,515,393	4,856,378
	2012年度	150,000	309,829	150,000	807,000	1,150,000	102,301	550,439	2,669,130	3,219,569
Hermann-Josef Lamberti[1]	2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2012年度	134,812	97,572	134,812	263,938	479,167	42,664	180,193	1,152,965	1,333,158
Dr.Stephan Leithner[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	119,905	360,800	3,869,905	4,230,705
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	72,601	210,469	1,389,184	1,599,653
Stuart Lewis[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	89,844	351,335	3,839,844	4,191,179
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	71,187	209,385	1,387,770	1,597,155
Rainer Neske	2013年度	150,000	630,801	150,000	2,300,000	1,150,000	104,900	348,352	4,485,701	4,834,053
	2012年度	150,000	279,279	150,000	807,000	1,150,000	127,543	560,153	2,663,822	3,223,975
Henry Ritchotte[2]	2013年度	150,000	0	150,000	2,300,000	1,150,000	132,370	344,689	3,882,370	4,227,059
	2012年度	87,500	0	87,500	470,750	670,833	6,677	206,692	1,323,260	1,529,952
合計	2013年度	1,050,000	4,293,916	1,050,000	18,553,334	10,350,000	1,593,250	2,729,051	36,890,500	39,619,551
	2012年度	1,282,124	3,099,689	1,282,124	7,014,626	9,599,999	1,402,936	3,365,983	23,681,498	27,047,481

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

2013年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第3トランシェの総額463,254ユーロ、2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,710,153ユーロ、および2011事業年度に関して2012年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額2,120,509ユーロが含まれている。

2012年度について上記の報酬総額は、2009事業年度に関して2010年度に付与された制限付奨励報奨の第2トランシェの総額1,389,536ユーロおよび2010事業年度に関して2011年度に付与された制限付奨励報奨の第1トランシェの総額1,710,153ユーロが含まれている。

以下の表は、在任中に各取締役に対して付与された制限付奨励報奨の詳細を示している。この情報は事業年度に支払われた金額ならびに当初付与された金額（各々、付与された事業年度別）を示している。

取締役

単位：ユーロ	年度[1]	期間配分／トランシェ[2]	報奨額	2013年度の支払額[3]	2012年度の支払額[3]	2011年度の支払額[3]
Dr. Josef Ackermann[4]	2012年度	2014年～2017年／4	744,600	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	3,750,075	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	2,534,089	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	1,925,000	0	699,347	693,139
Dr. Hugo Bänziger[4]	2012年度	2014年～2017年／4	269,217	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	824,399	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	0	97,572	96,706
Jürgen Fitschen	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,347,930**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	1,392,555	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	799,770	199,943	199,943	0
	2009年度	2011年～2013年／3	201,431	68,480	73,179	72,530
Anshuman Jain	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,347,930**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	1,392,555	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	4,207,383	1,051,846	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	4,367,413	1,091,853	1,091,853	0
	2009年度	2011年～2013年／3	691,210	234,988	251,115	248,885
Stefan Krause	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**926,415**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	823,140	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	849,029	212,257	212,257	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	91,306	97,572	96,706
Hermann-Josef Lamberti[4]	2012年度	2014年～2017年／4	269,217	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	0	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	799,770	0	0	0
	2009年度	2011年～2013年／3	268,575	0	97,572	96,706
Dr. Stephan Leithner[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**956,250**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
Stuart Lewis[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**921,825**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
Rainer Neske	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**1,071,000**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	823,140	0	0	0
	2011年度	2013年～2016年／4	1,424,883	356,221	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	824,399	206,100	206,100	0
	2009年度	2011年～2013年／3	201,431	68,480	73,179	72,530
Henry Ritchotte[5]	**2013年度**	**2015年～2018年／4**	**921,825**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2014年～2017年／4	480,165	0	0	0
合計	**2013年度**	**2014年～2017年／4**	**7,493,175**	**0**	**0**	**0**
	2012年度	2013年～2016年／4	7,154,919	0	0	0
	2011年度	2012年～2015年／4	15,081,873	2,120,509	0	0
	2010年度	2012年～2015年／4	10,998,869	1,710,153	1,710,153	0
	2009年度	2011年～2013年／3	3,824,797	463,254	1,389,536	1,377,202

1 報奨が当初付与された事業年度（取締役会の勤務に関する事業年度）。

2 均等分割トランシェ数。

3 2009事業年度に関して付与された制限付奨励報奨は変動項目（RoEに連動する調整）を含むため、トランシェにおける支給、すなわち支払額は、当初付与された金額と異なる。

4 2012年5月31日取締役退任。

5 2012年6月1日取締役就任。

各取締役に対して2013年度に関して2014年度に付与されたエクイティ・アップフロント報奨（EUA）および制限付エクイティ報奨（REA）の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を35.4385ユーロ（2014年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均（前年度：2013年2月1日のドイツ銀行AG株式のXETRA終値38.525ユーロ））で割ることにより算定された。

その結果、付与された株式報奨の数は以下のとおりであった（四捨五入）。

取締役

ユニット	年度	エクイティ・アップフロント報奨（保有期間あり）	制限付エクイティ報奨（繰延および追加保有期間あり）

Dr. Josef Ackermann[1]	2012年度	3,893	18,948
Dr. Hugo Bänziger[1]	2012年度	3,499	6,851
Jürgen Fitschen	**2013年度**	**4,233**	**99,515**
	2012年度	3,893	35,438
Anshuman Jain	**2013年度**	**4,233**	**99,515**
	2012年度	3,893	35,438
Stefan Krause	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	3,893	20,947
Hermann-Josef Lamberti[1]	2012年度	3,499	6,851
Dr. Stephan Leithner[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219
Stuart Lewis[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219
Rainer Neske	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	3,893	20,947
Henry Ritchotte[2]	**2013年度**	**4,233**	**64,901**
	2012年度	2,271	12,219

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。この年次拠出額は、所定の上限額までの各取締役の基本給および賞与総額に個々の拠出率を適用して計算され、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均6%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年6%の利息が年金勘定に付与される。これらの年次支払額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

当行からの退職に伴い、Dr. Ackermann、Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは、2013年度に移行報酬を受け取る権利が与えられた。Dr. Ackermannの契約上合意された移行報酬は、2013年度は総額3,384,375ユーロであり、毎月103,125ユーロの1月から11月まで（11月を含む。）の11ヶ月分の支払と、2,250,000ユーロの2013年2月の一時払で構成されていた。Dr. Ackermannに対するその他の一時払は、2014年度に期限が到来する。Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは各々、2013年2月に575,000ユーロの一時払を受領した。現在の契約コミットメントに基づき、Dr. AckermannおよびMr. Lambertiはさらに、月次の移行報酬支払終了後に、すなわち、Dr. Ackermannは2013年12月に、およびMr. Lambertiは2013年度終了後に、毎月29,400ユーロの年金を受け取る権利が与えられている。

以下の表は、2013年度および2012年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2013年12月31日および2012年12月31日現在の各取締役の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役	年間拠出額（各年度）		利息（各年度）		勘定残高（各年度）		勤務費用（各年度）		確定給付制度債務の現在価値（年度末）	
単位：ユーロ	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
Jürgen Fitschen	230,000	253,815	48,633	31,513	1,089,173	810,540	290,457	327,364	1,442,337	1,093,915
Anshuman Jain	690,000	422,625	0	0	1,112,625	422,625	692,433	412,524	1,129,633	412,524
Stefan Krause	327,750	560,194	0	0	2,986,137	2,658,387	340,985	550,439	3,036,880	2,564,927
Dr. Stephan Leithner[1]	396,750	241,500	0	0	638,250	241,500	360,800	210,469	586,293	210,469
Stuart Lewis[1]	379,500	231,438	0	0	610,938	231,438	351,335	209,385	571,042	209,385
Rainer Neske	362,250	616,214	0	0	2,796,865	2,434,615	348,352	560,153	2,628,520	2,179,771
Henry Ritchotte[1]	345,000	211,313	0	0	556,313	211,313	344,689	206,692	561,276	206,692

1 2012年6月1日取締役就任。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は再び前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

2012年度の当行からの退職に伴い、Dr. BänzigerおよびMr. Lambertiは、締結した解約合意に基づき退職金を受領した。退職金の2回目の支給は2013年5月31日に権利が確定し、Dr. Bänzigerは3,691,000ユーロおよびMr. Lambertiは3,664,000ユーロであった。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
単位：ユーロ	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
Dr. Josef Ackermann[1]	728,432	5,093,773	744,600	4,688,524
Dr. Hugo Bänziger[1]	341,305	2,314,873	269,217	1,989,185
Jürgen Fitschen	1,196,942	967,516	1,117,213	819,851
Anshuman Jain	3,152,852	2,738,231	2,693,501	3,092,210
Stefan Krause	1,107,799	981,775	919,828	824,961
Hermann-Josef Lamberti[1]	341,305	2,485,906	269,217	1,974,270
Dr. Stephan Leithner[2]	103,399	0	172,939	0
Stuart Lewis[2]	103,399	0	172,939	0
Rainer Neske	1,103,157	969,746	916,694	827,875
Henry Ritchotte[2]	103,399	0	172,939	0

1 2012年5月31日取締役退任。
2 2012年6月1日取締役就任。

取締役会の株式所有状況

2014年2月21日および2013年3月28日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役		株式数
Jürgen Fitschen	2014年度	205,173
	2013年度	183,759
Anshuman Jain	2014年度	615,276
	2013年度	572,701
Stefan Krause	2014年度	27,442
	2013年度	0
Dr. Stephan Leithner	2014年度	57,488
	2013年度	24,632
Stuart Lewis	2014年度	32,530
	2013年度	20,480
Rainer Neske	2014年度	95,533
	2013年度	73,940
Henry Ritchotte	2014年度	166,526
	2013年度	134,082
合計	2014年度	1,199,968
	2013年度	1,009,594

現取締役は2014年2月21日現在、合計1,199,968株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.12%に相当していた。

以下の表は、2013年3月28日および2014年2月21日の各日現在において取締役が保有していた株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

取締役	2013年3月28日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2014年2月21日 現在の残高
Jürgen Fitschen	146,472	44,192	104,592	0	206,872
Anshuman Jain	344,875	80,537	104,592	0	368,930
Stefan Krause	141,148	52,250	69,667	0	158,565
Dr. Stephan Leithner	180,348	64,235	71,068	0	187,181
Stuart Lewis	77,706	22,659	70,081	0	125,128
Rainer Neske	132,905	44,562	69,667	0	158,010
Henry Ritchotte	144,944	56,788	70,804	0	158,960

InstitutsVergVに基づく規制従業員

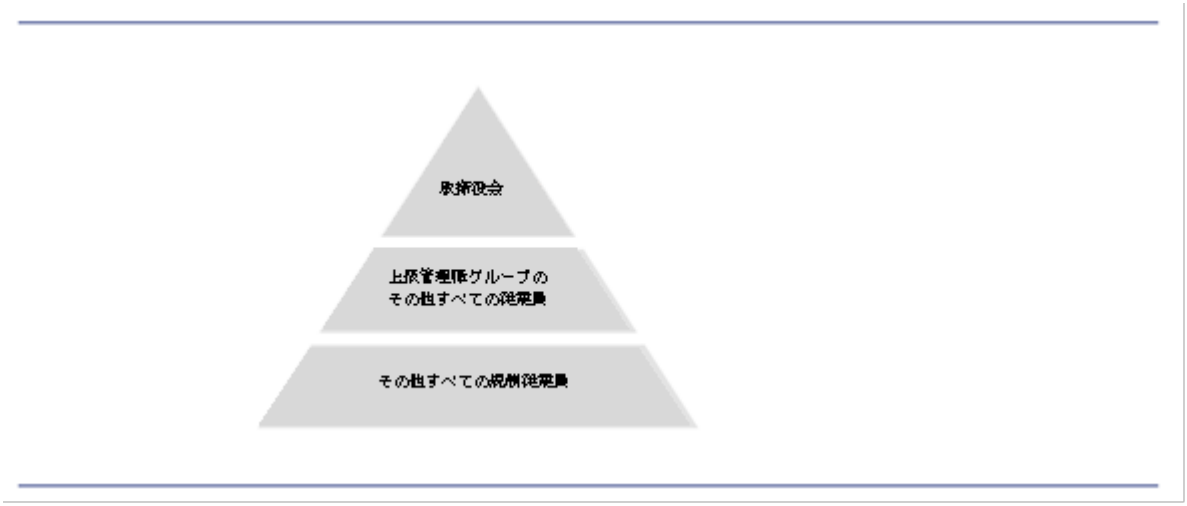

当行は、InstitutsVergVに従い、その業務が当グループのリスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。InstitutsVergVの規制従業員を適切に識別し、その後適切な報酬構造を構築することは、当行が不適切なリスク負担を誘引しないことを確実にするために不可欠である。SECCは2013業績年度に関して、適切な定性的および定量的基準の評価を組み込んだ強固なリスク重視の規制従業員の識別プロセスの構築および実施について監督を行った。当該プロセスにおいて、以下の従業員集団が識別された。

- 当グループの重役（取締役会、グループ執行委員会および重要なグループ子会社における重役（Geschäftsleiter））
- フロント・オフィス部門およびリージョナル・マネジメントにおいて日々の運営に携わる上級管理職
- 当グループの独立した統制機能に携わる上層部の従業員（統制機能のグローバル・リーダー、グローバル・インフラストラクチャー委員会の委員および重要なリスク委員会の委員を含む。）
- 当グループを重大なリスクにさらす可能性のある従業員（CB&Sにおける全マネージング・ディレクターを含む。）（リサーチおよびドイツ・ラージ・コーポレーツを除く。）
- まだ識別されていない場合、上記規準に基づき把握された従業員と同様の報酬を受け取る従業員

全世界規模では、2013業績年度に関して、38ヶ国に及ぶ1,295人の従業員がInstitutsVergVの規制従業員として識別された。これは、1,215人の規制従業員を識別した2012年度と比べて7%の増加を示している。この増加は主に（i）重要な権限を有する重要なリスク委員会の委員の識別、（ii）機関を重大なリスクにさらす可能性のある追加の従業員（CB&S以外）の識別および（iii）SECCによる報酬基準引下げの戦略的決定に起因するものである。前年度と同様に、当行は、規制従業員数が全従業員集団における絶対数および割合の両方において多くの主要な競合他社よりも著しく高い数値になると予想している。

今後の規制要件およびEBA規制専門基準を前提として、当行は規制従業員の識別手法が2014業績年度においてさらに進展すると予想している。

規制従業員に関する報酬構造

規制従業員は、変動報酬の少なくとも40%から60%は繰延べられなければならないという要件を除いては、一般の従業員集団と同じ繰延マトリックスの対象となる。規制従業員の変動報酬が当グループのグローバル繰延マトリックスにおいて少なくとも40%の繰延とならない場合（ただし、VCが50,000ユーロを超える場合）、規制上の義務の履行を確保するために、当該マトリックスは無効化される。しかし平均して、規制従業員は、最低40%から60%とする規制要件を超える繰延率の対象となっている。

すべての規制従業員は、その繰延変動報酬の50%を制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。）の形で、通常は残りの50%を制限付奨励報奨（以下「RIA」という。）の形で受け取る（DeAWM部門の規制従業員の少数は、RIAの一部を従業員奨励制度（EIP）報奨の形で受け取った。これは、事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、RIAと同じである。当該従業員はなお、規制要件に従い、繰延報奨の50%を株式で（REAとして）受け取った。）。各REAトランシェの権利確定時に（または上級管理職グループについては4.5年の権利確定期間の終了時に）、さらに最低6ヶ月の保有期間が適用され、その間は従業員は株式を売却することが認められない。方針／規制違反および収益減損失効規定に基づき、または保有期間中に正当解雇の対象となった場合には、従業員のREAは失効する可能性がある。

繰延報奨に加えて、アップフロント報奨の50%（繰延項目計算後の残余分）はまた、エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）の形で株式で付与される。株式報奨は、最低6ヶ月の保有期間（株式が売却できない期間）の対象となっている。報奨の繰延部分へのEUAの追加は、平均して、規制従業員が2013年度の変動報酬の15%未満を即時現金支払（すなわ

ち、85%超の平均繰延率）で受領するということを意味する。EUAは、保有期間中は方針／規制違反および収益減損失効規定の対象となり、従業員が当グループを自主退職した場合または正当解雇された場合のいずれでもまた失効する。

業績および失効規定の要約についてはグループ報酬の概要および開示の項の「事後リスク調整」を参照のこと。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2013年5月23日の年次株主総会で行われた。したがって、2013年1月1日以降は以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

	2013年12月31日	
単位：ユーロ		
委員会	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	0	0
調停委員会	0	0
公正委員会[1]	100,000	50,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会[2]	100,000	50,000

1　2013年5月22日設置。
2　2013年10月29日設置。

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ／切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2012事業年度における監査役報酬に以下の規定が適用された。

報酬は、年60,000ユーロの固定報酬と、当行株主への配当が1株当たり1.00ユーロを上回る増分0.01ユーロ（端数切上げ）ごとの年100ユーロの配当型賞与から構成されていた。監査役はまた、直前3事業年度の純利益の数値に基づき適用される会計原則に従って当行の財務報告書で報告された平均希薄化後1株当たり利益が4.00ユーロの金額を上回る0.01ユーロごとに100ユーロの金額で当行の長期利益に連動した年間報酬も受け取った。

これらの金額は、監査役会の委員会の委員について100%、委員長について200%の増額の対象となった。これらの規定は、共同決定法の第27条第3項に従って設置された調停委員会には適用されなかった。監査役会会長には、通常の監査役の基本報酬の4倍が支払われたが、これは上限額でもあった。監査役会副会長には通常の監査役の基本報酬の1.5倍が支払われた。また、監査役は、監査役会および委員会の各会議に出席するごとに1,000ユーロの会議報酬を受け取った。さらに、当行の利益において、監査役は、当行が適切な金額で付保した金融賠償責任保険契約の対象であった。これにかかわる保険料は、当行が負担した。

さらに監査役は、監査役の業務に関連して負担したすべての費用およびVATの払戻しを受けた。従業員から選任された監査役は、従業員給付も継続して受け取った。在任期間が1年未満の監査役には、報酬総額のうち、在任月数（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ）に応じた部分を支払った。

2008年度の年次株主総会後に初めて設置された任命委員会の委員は、2012年度の任命委員会の業務にかかわるすべての報酬（会議報酬を含む。）を放棄した。

2013事業年度の監査役報酬

各監査役は2013事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2013事業年度報酬		2012事業年度報酬			
単位：ユーロ	固定	2014年度に支払	固定	変動	会議報酬	合計
Dr. Paul Achleitner[1]	645,833	484,374	160,000	0	13,000	173,000
Dr. Clemens Börsig[2]	0	0	100,000	0	12,000	112,000
Karin Ruck[4]	125,000	125,000	210,000	0	19,000	229,000
Alfred Herling	187,500	140,625	120,000	0	12,000	132,000
Wolfgang Böhr[4]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Frank Bsirske[3]	95,833	71,874	0	0	0	0
John Cryan[3]	233,333	174,999	0	0	0	0
Dina Dublon[6]	33,333	24,999	0	0	0	0
Dr. Karl-Gerhard Eick[4]	125,000	125,000	180,000	0	13,000	193,000
Katherine Garrett-Cox	100,000	75,000	60,000	0	6,000	66,000
Timo Heider[3]	87,500	65,625	0	0	0	0
Gerd Herzberg[2]	0	0	25,000	0	4,000	29,000
Sabine Irrgang[3]	87,500	65,625	0	0	0	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	200,000	150,000	120,000	0	12,000	132,000
Martina Klee	129,167	96,875	60,000	0	6,000	66,000
Suzanne Labarge	200,000	150,000	120,000	0	12,000	132,000
Maurice Lévy[2]	0	0	25,000	0	3,000	28,000
Peter Löscher	129,167	96,875	40,000	0	2,000	42,000
Henriette Mark	200,000	150,000	120,000	0	13,000	133,000
Gabriele Platscher	158,333	118,749	60,000	0	6,000	66,000
Bernd Rose[3]	116,667	87,500	0	0	0	0
Dr. Theo Siegert[2]	0	0	75,000	0	8,000	83,000
Rudolf Stockem	158,333	118,749	35,000	0	2,000	37,000
Stephan Szukalski[3]	58,333	43,749	0	0	0	0
Dr. Johannes Teyssen	100,000	75,000	60,000	0	6,000	66,000
Marlehn Thieme[4]	83,333	83,333	120,000	0	13,000	133,000
Georg Thoma[3]	116,667	87,500	0	0	0	0
Tilman Todenhöfer[5]	125,000	125,000	120,000	0	12,000	132,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	80,000	0	7,000	87,000
Stefan Viertel[1]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Renate Voigt[4]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
Werner Wenning[2]	41,667	41,667	60,000	0	6,000	66,000
合計	3,862,500	3,053,119	2,130,000	0	205,000	2,335,000

1 2012年5月31日就任。
2 2012年5月31日退任。
3 2013年5月23日就任。
4 2013年5月23日退任。
5 2013年10月31日退任。
6 2013年11月1日就任。

2014年2月に明細を提出した後、2013事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、36.939ユーロ（2014年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2013年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2013年度の報酬の一部として監査役について2014年2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）を示している。

監査役	仮想株式数

Dr. Paul Achleitner	4,370.945
Alfred Herling	1,268.984
Frank Bsirske	648.592
John Cryan	1,579.180
Dina Dublon	225.597
Katherine Garrett-Cox	676.791
Timo Heider	592.193
Sabine Irrgang	592.193
Prof. Dr. Henning Kagermann	1,353.583
Martina Klee	874.189
Suzanne Labarge	1,353.583
Peter Löscher	874.189
Henriette Mark	1,353.583
Gabriele Platscher	1,071.586
Bernd Rose	789.590
Rudolf Stockem	1,071.586
Stephan Szukalski	394.795
Dr. Johannes Teyssen	676.791
Georg Thoma	789.590
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	1,353.583
合計	**21,911.123**

従業員より選出された全監査役（Mr. BsirskeおよびMr. Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2013事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.1百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2013年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Achleitnerは無償で当行の事業機会の創出を促進する当行の代表職務を果たす。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任と密接に関連する。この点について、当行による費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Achleitnerに対し、当行の利益において当該活動に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。例えば、Dr. Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。当該契約の規定はDr. Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。この契約に基づき、当行は、2013事業年度において推定185,000ユーロの支援サービスを提供し、137,502ユーロの費用を払戻した。

ドイツ銀行の監査役会の会長委員会は、Mr. Thomaが監査役会に任命された時点で存在していたShearman & Sterling LLPとドイツ銀行AG（およびその関係会社）との間のすべての委任事項ならびにドイツ銀行AG（またはその関係会社）がサービスを受けるすべての新しい委任事項を承認した。これらの委任に基づき、約2.3百万ユーロがドイツ銀行グループ会社からShearman & Sterling LLPに対し、Mr. Thomaの任命から2013年12月31日までの間に支払われた。これには、主幹事会社経由で請求されたかなりの金額が含まれていないため、Shearman & Sterling LLPまたは当行のいずれによっても、当行からShearman & Sterling LLPへの支払として計上されていない。Mr. Thomaは、当該委任事項のいずれにも関与しなかった。Mr. Thomaは、159人のエクイティ・パートナーの一人としての地位を通してのみShearman & Sterling LLPの経済的成功に関与している（2013年12月31日現在）。

HGB第289a条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行の以下のウェブサイトに掲載されている。
https://www.deutsche-bank.de/ir/de/content/corporate_governance_berichte.htm

次へ

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同最高経営責任者および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立している。IKSRLは、1992年にトレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 － 統合的フレームワーク」の定める内部統制フレームワークに基づいて整備されている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

－ **実在性** － 資産および負債は実在し、取引は発生している。
－ **網羅性** － すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
－ **評価** － 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
－ **権利および義務ならびに所有権** － 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
－ **表示および開示** － 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
－ **資産の保全** － 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに関与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業機能およびインフラ機能により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに関与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が関与している：財務、グループ技術および運用、リスクならびにグループ税務。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢献する統制責任を、様々な部署が負っている。

－ **事業または企業担当の財務専門家** － 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。企業および事業担当の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。
－ **財務－グループ報告** － 当グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当グループ全体の活動に責任を負う。財務－グループ報告は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
－ **会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。）** － 国際財務報告基準の当グループによる解釈の展開、およびその当グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。

― **グループ評価**および事業連携の評価専門家　― 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。

IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用、リスクおよびグループ税務からも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

― **グループ技術および運用（以下「GTO」という。）**　― 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GTOはまた、当グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。

― **リスク**　― 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

― **グループ税務**　― 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

― 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。

― 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。

― 予防的または発見的な性質のもの。

― 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。

― 自動化された項目および／または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

― **会計方針－整備および実施**。　承認された会計方針に準拠して、当グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。

― **参照データ**。　総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。

― **新商品および取引の承認、把握および確認（以下「NPA/NTA」という。）**。　記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。

― **調整統制（対外的および対内的の両方）**。　システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。

― **評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）**。　財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。

― **税務。**　税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。

― **引当および判断に基づく調整項目**。　引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。

― **貸借対照表の実証性**。　裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。

― **連結およびその他の期末報告統制**。　期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の消去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

― **財務諸表の開示および表示**。　開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

上記の統制は主にGAAP IFRSに関して実行され、HGBにも同様に適用される。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

― **会社相互間の消去**。　HGB特有の残高について会社相互間の調整および消去。

― **分析的レビュー**。　支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

内部統制の有効性の測定

当グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

― 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。

― 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確証する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

― 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書

― 外部監査人の報告書

― 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2013年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

重要な非財務業績指標

以下の項は当グループに適用され、親会社に限定されない。

企業責任

顧客、株主、従業員および社会に対する責任は、戦略2015プラスを支える当行の企業文化変化プログラムの中心コンセプトである。それは当行の経営判断の影響の理解、当行の環境、社会およびガバナンス（ESG）の課題へのアプローチの強化、ならびに当行の環境および社会活動の直接的および間接的影響の向上に依拠している。

当行の目的は、全事業にわたりESG課題を組み込むことにより、当行のすべての株主へ共有価値を届けることである。2013年度において、当行は引き続き、ESGの要因から生じるビジネス・リスクおよび事業機会の認識を高める。

環境および社会的リスク

効果的なリスク管理は根本的に、従業員が当行の成功および名声に対する責任を引き受けることにある。当行は、従業員がこの責任を果たすのに役立つガイダンスおよび手続を提供している。

2012年度において当行は、一定の顧客との関係および関連業務から生じる可能性のある当行の風評リスクにより焦点を当てるため風評リスク管理プログラム方針（RRMPP）内で環境および社会的リスク・フレームワーク（ESリスク・フレームワーク）を導入した。2013年度において当行は、このESリスクの認識を強化するためのより広範な研修コンセプトを構築し、2014年度にはグローバル展開する予定である。

このフレームワークは、業務部門が、資源採掘産業、公共事業、農業および防衛のような一定の分野における環境および社会的リスクを評価するのに役立つ。取引の提案を承認する前に、潜在的な環境および社会的リスクを評価する必要があり、該当する場合には、可能な軽減措置について顧客と協議しなければならない。特定の状況において重大なリスクが当行に生じる可能性がある。そのような場合のために、デュー・ディリジェンスの問題を含め特別なガイドラインが構築されている。当行のガイドラインは、可能な場合、例えば国際金融公社のパフォーマンス・スタンダードのような国際基準を参照している。そ

のような基準が存在しないか、またはまだ構築中である場合には、当行はデュー・ディリジェンス手続のために内部および外部の専門家を利用する。

2013年度において、ESリスク・フレームワークにおいてレビューされた取引数は大幅に増加し、これらのリスクの認識の高まりを示している。さらに同年度中、106件の取引がリージョナルまたはグループ風評リスク委員会に上申され（2012年度：102件）、このうち7件は環境および社会的リスクに関するものであった（2012年度：16件）。

ドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメントへの責任のある投資

2013年度におけるドイチェ・アセット＆ウェルス・マネジメント（DeAWM）の設置に伴い、当行はDeAWMの基盤全体にわたりESGを統合および推進するために既存の戦略を強化している。新たに設置されたESG本部は、戦略の実施だけでなく、ESG投資能力の連携、開発および強化にも責任がある。この新しいESG戦略は3本の柱で定義付けられている。

- **リスク管理**：投資判断の支援およびビジネス・リスクの削減のための詳細なESG研究を実施する。
- **ガバナンス**：全従業員が入手可能な情報を認識し、手続を遵守することを確実にするため、すべてのDeAWM資産に関して一貫したESG方針および手続を展開する。
- **価値創造**：既存の商品ギャップを識別し、新しいESG商品およびサービスを開発する。

2013年度末においてDeAWMは、ESG基準に従って投資された資産約51億ユーロを管理していた（2012年度：37億ユーロ）。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよびグローバル・トランザクション・バンキングにおける再生可能エネルギー・プロジェクトの資金調達

ごく緩やかな経済成長にもかかわらず、2013年度も再生可能エネルギーの重要性は引き続き増加した。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズにおいて、インフラストラクチャー・アンド・エネルギー・バンキング・チームは、当該プロジェクトの構築、建設および運営のための融資ソリューションを構造化した。2013年度において当行は、合計1,185メガワットを上回る容量および36億米ドルを上回る価値のソーラー、風力、流れ込み式水力発電および廃棄物利用エネルギー・プロジェクトの建設を促進するための融資の助言および／または提供を行った。ドイツ銀行は、13.6億米ドル超を再生可能エネルギー・プロジェクトに配分した。これにより当行は、ヨーロッパ、北アメリカおよび中東のクリーンエネルギーにおける三大民間部門プロジェクト融資企業の1つとなっている。

グローバル・トランザクション・バンキングにおいて、トラスト・アンド・エージェンシー・サービシズ・プロジェクト融資グループの取引の40%は、2013年度において再生可能エネルギーに関連していた。合計すると、当行は、1,250メガワットおよび23億ユーロの価値の15件の再生可能エネルギー・プロジェクトを支援した。

グリーンボンド

当行は、環境に優しい活動に融資するため「グリーンボンド」の任意ガイドラインを支援している13社の主要金融機関連合に参加した。当該ガイドラインは、この急成長市場において投資家のために公正性および透明性を確保するのに役立つ。当該原則は、グリーンボンドで調達した資本をどのように使用するかについての指定、開示、管理および報告のプロセスを提案する。

事業のカーボン・ニュートラルの維持

当行は引き続き、エネルギー効率化プロジェクトに投資し、オンサイト再生可能電気を購入および発電し、高水準のオフセット証書を購入および償却して残存する放出量をオフセットすることにより、当行の事業をカーボン・ニュートラルにした。当行の広範で効果的な気候変動活動により、2年連続してカーボン・ディスクロージャー・リーダーシップ・インデックスに選出された。

コーポレート・シチズンシップ

当行のコーポレート・シチズンシップ・プログラムは、可能な場合には非営利組織および主要機関と協力して、重要な社会的問題に取り組んでいる。2013年度には合計78.2百万ユーロ（2012年度は82.8百万ユーロ）を投資し、当行は引き続き世界で最も活動的なコーポレート・シチズンであった。19,500名を上回る従業員が、コミュニティ・プログラム強化のために自らの時間、専門知識および技術を利用して25,000日のボランティア活動を行った。このコミットメントを認識するため、当行は全地域にわたってグローバル・ボランティア報奨を開始した。

ドイツ銀行における業績の新しい文化

持続的で動機付けを与える労働環境への拠出

2013年度において当行は、当行の能力を開発し、また規制上の基準および社会の期待の両方に応えるために、重大な拠出を行った。

当行は、以下を行うことにより、当行の価値および信念を従業員実務に定着させる能力開発アプローチに、ドイツ銀行の事業戦略を取り込んだ。

- 組織全体にわたり能力を開発し、将来のリーダーを確保する。
- 当行の戦略に沿った持続的業績を促進する環境を整備する。
- 動機付けを与え、能力を最大化するために、当行の従業員および管理職の職務上および個人の能力開発に投資する。

組織全体にわたる能力開発および将来のリーダーの確保

当行の上層部の人材に対する当グループ全体のアプローチは、長期にわたり当行における持続的業績、成長および適切な企業文化を推進することのできる将来のリーダーの強力なパイプラインを築くために重要である。この目的のため、銀行全体の人材戦略を誘導および監督する正式な組織であり、共同最高経営責任者のJürgen FitschenおよびAnshu Jainが委員長を務める上層部リーダー従業員委員会が2013年度に設置された。

当行の戦略と連動した持続的業績を促進する環境作り

人材および業績管理は、2つの中核となる従業員管理実務である。それは、当行の事業戦略の実施を可能にし、個人の目標と業務上の必要性を合致させる能力を開発する。

人材管理の目的は、持続的で高い業績を確保するために最適な人材を惹きつけ、能力開発しおよび定着させることである。2007年度以降、当行は以下を含む世界的に一貫性のあるプロセスに従っている。

- 業績、潜在能力および即応性の評価手法としての**人材グリッド**
- リーダーシップ・チーム内で当行の従業員の業績および潜在能力について話し合い、キャリアおよび能力開発の選択肢を識別するための重要な基盤としての**人材レビュー会議**
- **個人のキャリア**または**能力開発プラン**に関して人材レビュー会議の後に管理職と従業員との間で行う**フィードバック・ディスカッション**

人材管理が効果的であるためには、事業戦略および当行の将来の人材需要と結び付いていなければならない。新しい価値および信念は、当行の人材管理を誘導するものであり、当行の能力開発アプローチ全体の進展の基準となる。

業績を差別化し、従業員に各自の立ち位置を知らしめること

業績を差別化し、従業員に各自の立ち位置を知らしめることは、当行の従業員に動機付けを与えるために不可欠である。このアプローチは従業員の業績が2つの項目においてレビューされることを要求している。

- 従業員により**どのような**事業目標が達成されたか？
- その目標は**どのように**達成されたか？

業績管理プロセスは、当行の企業文化に不可欠であり、持続的業績の前提条件である。当行は今後、戦略2015プラスに沿った望ましい文化を構築する努力を統合して、人材および業績管理の現在のアプローチを進展させなければならない。

ドイツ銀行従業員調査および企業文化変化のための尺度としての企業文化評価

当行の従業員がどのように感じ、考えおよび行動するかを理解すること

ドイツ銀行は過去13年間、従業員の当行に対するコミットメントを評価し、例えば企業文化、リーダーシップおよび戦略等の当行の業務の他の側面についての意見を得るため、定期的に従業員調査を実施している。

2012年10月、戦略2015プラスの発表の後、従業員は拡張された従業員調査に参加したが、この調査は、近年当行が実行した中で最も強化された企業文化の一環であり、3.8百万データポイントを超えるものであった。52,000名を超える従業員が組織の強みおよび重点を置くべき分野について意見を述べた。結果として、当行の現在の企業文化における多くの分野での優秀さが確認された。発表された変化によると回答率は低下したが、企業に対する全般的な忠誠心を測るコミットメント指標は依然として高い水準を示しており、2012年度は2011年度から1%上昇して73%であった。

2013年7月に新しい価値および信念を開始し、当行はこれらの中核となる事業原則に従業員調査を連動させた。全従業員は、強化された従業員調査を2014年3月に完了させる予定である。さらに、当該価値および信念に沿って当行は、従業員がどのように感じ、考えおよび行動するかを聴取するため、当行全体にわたりより多くの従業員が参加する開放的な環境作りを目指している。当行は、上層部の従業員から開始した。上級管理職会議において、参加者は、企業文化に関するオープン・ディスカッション・フォーラムと、価値および信念に関するインタラクティブ・フィードバック・セッションに加わった。

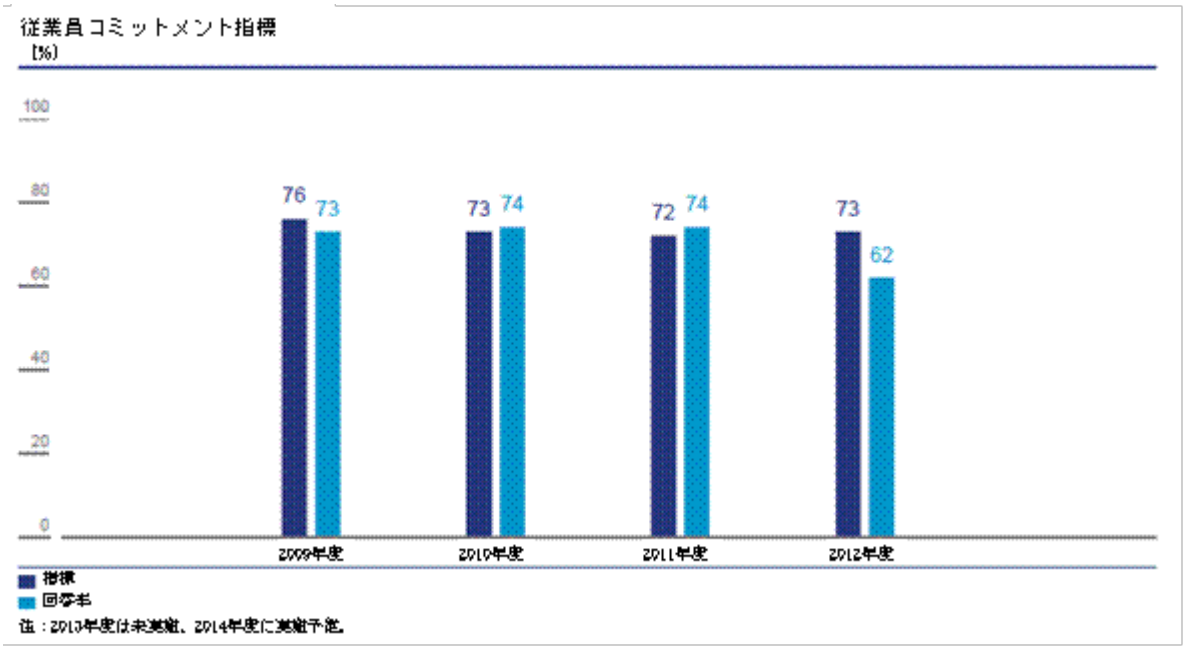

グループ執行委員会（GEC）の委員がその後、各管理職チームが各自の地域、部門または機能に最も関連のある価値および信念の行動面を識別するため、一連のディスカッションを進めた。

これらすべての上層部リーダーは、企業文化の伝達者としての責任があり、発言権があると当行の全従業員が感じる強固な労働環境を構築する役割を果たすことを認識および理解している。第一段階として、上層部リーダーは、価値および信念をチームおよび同僚に伝達する旨の個人的なコミットメントを行った。

多様性

多様性は、当行がチーム業績を最大化し、革新を促進し、当行内部での、および当行の顧客とのパートナーシップおよび提携を強化することを可能にする。

ドイツ銀行は、他のDAX（ドイツ株価指数）企業とならんで、2011年度に任意のコミットメントにサインし、全世界の適用法令に従って、2018年度末までに、女性上級管理職（マネージング・ディレクターおよびディレクター・レベル）の割合を25%まで、また女性役員の割合を35%まで増加させることを約束した。当行は、これらの目標に向けてさらに進展し、2013年度に女性上級管理職の割合を18.7%まで、また女性役員の割合を31.1%まで増加させた。

現在、取締役会およびGECには女性メンバーがいない。しかし、当行はこれらの経営組織内の多様性を増大させることを約束した。当行は、後継者選びにおいて女性の占める割合が増加することを確実にするため上層部の人材のパイプラインを構築している。当行は、アワードを獲得している、女性マネージング・ディレクターのためのATLAS（アカンバリッシュト・トップ・リーダーズ・アドバンスメント・ストラテジー）プログラムと、INSEADビジネス・スクールの女性ディレクターのためのウーマン・グローバル・リーダース（WGL）プログラムとの2つの方法で当該パイプラインの増強に着手した。2013年度において、女性の第3グループがATLASプログラムに参加し、第4グループがWGLに参加した。両プログラムには管理職の女性数を増加させる効果があることが証明され、参加者の50%超が現在、新しいかまたはより広範な職責の役職に就いている。さらに、WGLの離職率は世界のディレクターより大幅に低く、持続的業績の向上に結び付いている。

「ウーマン・オン・ボード」イニシアチブを通じて、当行はTier 1からTier 3の子会社の監査役会およびリージョナル・アドバイザリー・ボードの女性の割合を増加させる予定である。2011年7月に当該イニシアチブを開始して以来、当行は、女性メンバーの割合をこれらの監査役会においては76%、リージョナル・アドバイザリー・ボードにおいては1.6%増加させた。

ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

株式資本の構成

2013年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、全額払い込まれ、記名式で発行された無額面普通株式1,019,499,640株からなり、2,609,919,078.40ユーロであった。1株につき1議決権が付与されている。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2013年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社（BaFin）に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款（Satzung）に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法（第84条）およびドイツ銀行定款（第6条）により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条） は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的実務的経験を有する証明を、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第33条第2項）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、BaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。取締役が信頼できない、もしくは必要な専門知識を有していない場合、または健全な経営の原則の重大な違反を見逃している場合、または識別された違反に対処していない場合、BaFinは、取締役会全体の責任および権限を特別な代表者に委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授権資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2018年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠230,400,000ユーロ、2016年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠691,200,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
230,400,000ユーロ	現金または現金以外	増資が会社、持分もしくはその他の資産の取得目的で現金以外の対価による場合、および株式会社法第186条第3項第4文に従って、除外されることがある。	2018年4月30日
691,200,000ユーロ	現金	除外されないことがある。	2016年4月30日

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および／または転換社債および／または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関連会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および／もしくは交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本	転換権および／またはオプション権による発行の失効日
230,400,000ユーロ	2015年4月30日
230,400,000ユーロ	2016年4月30日
230,400,000ユーロ	2017年4月30日

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、現在の株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および／またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび／または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および／または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および／または

転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2013年5月23日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2018年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各オプション取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の＋10%を超えても－10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

支配の変更の枠内で所定の期間内に雇用関係が終了した場合、および当該終了が当該幹部従業員が責任を負うべき理由によるものでない場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。当該権利は、当行が責任を減少させる一定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合にも適用される。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

次へ

② 2013年12月31日現在の貸借対照表

資　産　単位：百万ユーロ（億円）			2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
現金および預け金				
ａ）現金		59		58
ｂ）中央銀行預け金		56,916		64,476
このうち：ドイツ連邦銀行	13,906			2,634
			56,975	64,535
			(\ 78,814)	(\ 89,271)
公共部門事業体負債証券および中央銀行借入適格為替手形				
ａ）政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債証券		434		488
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	48			51
ｂ）為替手形		0		0
			434	488
			(\ 600)	(\ 675)
銀行に対する債権				
ｂ）公共部門事業体への貸出金または保証		592		548
ｃ）その他の債権		184,359		259,346
			184,951	259,894
			(\ 255,843)	(\ 359,511)
このうち：				
要求払	105,194			129,430
有価証券担保付債権	7,129			3,450
顧客に対する債権				
ａ）モーゲージ貸出金		7,665		8,407
ｂ）公共部門事業体への貸出金または保証		9,349		8,368
ｃ）その他の債権		189,793		183,307
			206,807	200,082
			(\ 286,076)	(\ 276,773)
このうち：有価証券担保付債権	14,139			6,023
公社債およびその他の固定利付有価証券				
ａ）短期金融市場証券				
ａａ）公共部門発行体		2,455		3,163
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格				0
ａｂ）その他の発行体		0		1
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0			0
		2,456		3,164
ｂ）公社債				
ｂａ）公共部門発行体		19,790		9,662
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	8,672			5,375
ｂｂ）その他の発行体		11,969		7,044
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	4,221			2,866
		31,759		16,705
ｃ）自己負債証券		106		100
額面金額	106			100
			34,321	19,970
			(\ 47,476)	(\ 27,625)
株式およびその他の変動利付有価証券			293	346
			(\ 405)	(\ 479)
トレーディング資産			832,109	1,112,953
			(\ 1,151,056)	(\ 1,539,548)
参加持分			833	836
			(\ 1,152)	(\ 1,156)
このうち：対銀行	596			597
対金融サービス機関	71			68
関係会社に対する投資			50,844	44,798
			(\ 70,333)	(\ 61,969)
このうち：対銀行	11,419			15,337
対金融サービス機関	1,343			919
信託資産			1,217	1,440
			(\ 1,683)	(\ 1,992)
このうち：信託貸出金	56			48

資　　産　単位：百万ユーロ（億円）		2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
無形資産			
ａ）自己開発無形資産	1,064		861
ｂ）購入した無形資産	45		84
ｃ）のれん	141		186
ｄ）無形資産に係る頭金	0		0
		1,250	1,131
		(\ 1,729)	(\ 1,565)
有形固定資産		1,194	1,319
		(\ 1,652)	(\ 1,825)
その他の資産		8,497	9,067
		(\ 11,754)	(\ 12,542)
前払費用			
ａ）発行および貸出金業務関連	616		668
ｂ）その他	512		633
		1,128	1,301
		(\ 1,560)	(\ 1,800)
繰延税金資産		3,986	4,457
		(\ 5,514)	(\ 6,165)
積立超過の制度資産		591	844
		(\ 818)	(\ 1,168)
資産合計		1,385,430	1,723,459
		(\ 1,916,465)	(\ 2,384,061)

負債および株主持分　単位：百万ユーロ（億円）				2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
銀行に対する負債					
ｃ）その他の負債			264,297		311,054
				264,297	311,054
このうち：				(\ 365,602)	(\ 430,281)
要求払	155,455				186,713
顧客に対する負債					
ａ）記名発行抵当ファンドブリーフ債			36		25
ｂ）記名発行公共部門ファンドブリーフ債			0		0
ｃ）貯蓄預金					
ｃａ）3ヶ月の契約通知期限付		3,175			3,116
ｃｂ）3ヶ月超の契約通知期限付		1,940			3,022
			5,115		6,138
ｄ）その他の負債			243,912		267,896
				249,062	274,059
				(\ 344,527)	(\ 379,106)
このうち：要求払	179,632				189,072
証券形態の負債					
ａ）発行債券					
ａａ）抵当ファンドブリーフ債		5,018			4,063
ａｃ）その他の債券		75,239			81,658
			80,258		85,721
ｂ）証券形態のその他の負債			34,807		28,193
				115,065	113,915
このうち：				(\ 159,169)	(\ 157,579)
短期金融市場証券	31,804				25,762
未決済自行引受手形および約束手形	237				514
トレーディング負債				672,447	941,423
				(\ 930,196)	(\ 1,302,270)
信託負債				1,217	1,440
				(\ 1,683)	(\ 1,992)
このうち：信託貸出預り金	56				48
その他の負債				16,800	16,715
				(\ 23,239)	(\ 23,122)
繰延収益					
ａ）発行および貸出金業務関連			73		79
ｂ）その他			960		1,264
				1,033	1,342
				(\ 1,429)	(\ 1,856)
繰延税金負債				0	0
				(\ －)	(\ －)
引当金					
ａ）年金および類似の債務に対する引当金			57		59
ｂ）税金引当金			729		1,031
ｃ）その他の引当金			6,372		5,664
				7,158	6,754
				(\ 9,902)	(\ 9,343)
劣後負債				17,834	19,331
				(\ 24,670)	(\ 26,741)
一般的銀行業リスクのための資金				2,676	2,676
				(\ 3,702)	(\ 3,702)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金	1,826				2,276
株主資本					
ａ）引受済資本金		2,610			2,380
控除：自己株式の名目額面価額		0			0
			2,610		2,380
条件付資本金691百万ユーロ （2012年12月31日現在：691百万ユーロ）					
ｂ）資本剰余金			28,185		25,453
ｃ）利益剰余金					
ｃａ）法定準備金		13			13
ｃｄ）その他の利益剰余金		6,111			6,114
			6,124		6,127
ｄ）配当可能利益			920		792
				37,839	34,752
				(\ 52,343)	(\ 48,072)
負債および株主持分合計				1,385,430	1,723,459
				(\ 1,916,465)	(\ 2,384,061)

偶発負債			
a）再割引為替手形による偶発負債	**0**		**0**
b）保証および補償契約による負債	**55,353**		**59,718**
c）第三者負債の担保提供により生じる負債	**26**		**27**
		55,379	**59,745**
		(\ 76,606)	**(\ 82,645)**
その他の契約債務			
a）買戻選択権付有価証券売却契約による買戻債務	**0**		**0**
b）募集および引受契約債務	**0**		**0**
c）取消不能貸出コミットメント	**87,658**		**94,435**
		87,658	**94,435**
		(\ 121,257)	**(\ 130,632)**

③　2013年1月1日から2013年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）			2013年度	2012年度
利息収益				
ａ）貸出および短期金融市場業務	7,246			9,485
ｂ）固定利付有価証券および政府登録債	2,131			2,811
		9,377		12,296
		(\ 12,971)		(\ 17,009)
利息費用		6,811		9,993
		(\ 9,422)		(\ 13,823)
			2,566	2,303
			(\ 3,550)	(\ 3,186)
配当等収益				
ａ）株式およびその他の変動利付有価証券		2,361		3,689
ｂ）参加持分		48		32
ｃ）関係会社に対する投資		1,577		1,642
			3,985	5,363
			(\ 5,512)	(\ 7,419)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益			2,266	2,443
			(\ 3,135)	(\ 3,379)
手数料収益		8,015		7,378
		(\ 11,087)		(\ 10,206)
手数料費用		1,163		1,394
		(\ 1,609)		(\ 1,928)
			6,852	5,984
			(\ 9,478)	(\ 8,278)
トレーディング純損益			3,153	2,677
			(\ 4,362)	(\ 3,703)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入		450		0
その他の営業収益			3,970	2,553
			(\ 5,492)	(\ 3,532)
管理費用				
ａ）人件費				
ａａ）賃金および給料	4,411			4,867
ａｂ）強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用	970			1,177
		5,381		6,044
このうち：年金費用294百万ユーロ（2012年度：415百万ユーロ）				
ｂ）その他の管理費用		6,623		6,186
			12,004	12,230
			(\ 16,605)	(\ 16,918)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正			591	558
			(\ 818)	(\ 772)
その他の営業費用			6,248	4,828
			(\ 8,643)	(\ 6,679)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに貸倒引当金繰入額			529	710
			(\ 732)	(\ 982)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正			1,084	2,427
			(\ 1,499)	(\ 3,357)
損失引受による費用			0	168
			(\ －)	(\ 232)
一般的銀行業リスクのための資金への繰入(-)			-450	0
			(\ △622)	(\ －)
経常利益			1,887	402
			(\ 2,610)	(\ 556)
特別利益		0		0
		(\ －)		(\ －)
特別損失		144		211
		(\ 199)		(\ 292)
特別損益			-144	-211
			(\ △199)	(\ △292)
法人所得税		775		-610
		(\ 1,072)		(\ △844)
このうち：繰延税金380百万ユーロ（2012年度：-315百万ユーロ）				
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金		75		72
		(\ 104)		(\ 100)
			850	-538
			(\ 1,176)	(\ △744)
純利益			893	729
			(\ 1,235)	(\ 1,008)
前期繰越利益			28	163

		(\ 39)	(\ 225)
		920	892
		(\ 1,273)	(\ 1,234)
利益剰余金の取り崩し			
－自己株式剰余金の取り崩し	0		0
		0	0
利益剰余金への繰入			
－その他の利益剰余金への繰入	0		100
		0	100
		(\ -)	(\ 138)
配当可能利益		920	792
		(\ 1,273)	(\ 1,096)

次へ

④　年次財務諸表の注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの2013年度の年次財務諸表は、ドイツ会計基準近代化法（以下「BilMoG」という。）による最近の改正後のドイツ商法（以下「HGB」という。）、および銀行財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

また、数値を四捨五入して表示している関係上、本書に表示されている数値の合計が一致しない可能性や、割合が絶対値を厳密に反映していない可能性がある。

表示の基準

会計方針

債権

トレーディング目的で保有されている債権は、別段落の「トレーディング業務」に記載されているように会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

貸倒引当金としては、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、潜在的債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金がある。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクについては、ドイツ商法第340f条に従って引当金が計上される。ドイツ商法第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、別段落の「トレーディング業務」に記載されているように会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積もられるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよび相手先リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジ対象リスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはドイツ商法第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないとみなされる場合にのみ評価減が認識されていることを意味する。

参加持分および関係会社に対する投資に関しては、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。ドイツ商法第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

2010年1月1日以降、有価証券の貸付／借入取引は、ドイツ商法第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値にさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は現在価値で報告される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、貸借対照表日後12ヶ月以内に関連するキャッシュ・アウトフローの発生が見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日において存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価は、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日における利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することを要求している。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定におけるオープン型利息関連ポジションについては、現在価値に基づくアプローチが、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されて用いられている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務上の基礎額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得した場合、これらは貸借対照表上、独立項目において取得原価をもって株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、ドイツ商法第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がドイツ商法第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用しているこれらの外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業損益に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

次へ

貸借対照表注記

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

	上場		非上場	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	26,543	13,743	7,778	6,227
株式およびその他の変動利付有価証券	129	94	2	5
参加持分	573	572	13	23
関係会社に対する投資	1,184	2	0	0

固定資産として保有される公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれらの有価証券を予見可能な将来まで保有する意思であることから、償却原価で報告されている。報告日現在のより低い公正価値は合計2,225百万ユーロ（帳簿価額は2,347百万ユーロ）であった。このポートフォリオには主に、金融市場における流動性が著しく低下したため実施された2008年度および2009年度の分類変更が含まれていた。分類変更された資産については、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更が生じた。これらの資産は分類変更日現在のより低い公正価値で分類変更された。分類変更日現在、これらの資産の本源的価値はその見積公正価値を上回っていた。固定資産として分類される有価証券は、分離されたポートフォリオにおいて管理されていた。

入手可能な場合、公正価値は、観察可能な価格またはパラメータから算出された。観察可能な市場価格または入力値が入手不可能な場合、特定の商品に適合する評価技法が適用された。1件の事例において、これらの固定資産の公正価値の決定には、当該固定資産を長期保有する意思を受けた取引日以後の流動性スプレッドの変動も、また信用リスクが信用リスク引当金繰入額に既に考慮された後の信用スプレッドの変動も含まれなかった。

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

	2013年12月31日現在			
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿価額との差額	2013年度における分配
株式ファンド	1,693	1,693	0	0
公社債ファンド	587	587	0	0
混合ファンド	3,079	3,079	0	0
通貨ファンド	0	0	0	0
コモディティ・ファンド	221	221	0	0
合計	**5,580**	**5,580**	**0**	**0**

ファンドに対する投資の大部分はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2013年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	509,864	デリバティブ金融商品	490,604
債権	160,459	負債	181,844
公社債およびその他の固定利付有価証券	77,329		
株式およびその他の変動利付有価証券	81,741		
その他の資産	3,284		
リスク調整	-570		
合計	832,109	合計	672,447

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「表示の基準」の項に詳述されている。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

	2013年12月31日現在
単位：百万ユーロ	名目金額
OTC商品	49,575,318
金利関連取引	40,521,264
為替レート関連取引	6,083,090
クレジット・デリバティブ	2,238,189
株式および指数関連取引	612,092
その他の取引	120,683
取引所売買商品	5,175,883
金利関連取引	4,683,519
株式および指数関連取引	345,298
為替レート関連取引	20,851
その他の取引	126,215
合計	54,751,201

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「表示の基準」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は570百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2013年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

デリバティブ金融商品

先渡／先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡／先物取引は主として次の種類のものであった。

－　金利関連取引

負債性証券関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約

－　為替レート関連取引

外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物

－　その他の取引

株式先渡／先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されないデリバティブ金融商品を示している。

2013年12月31日現在

		帳簿価額		公正価値	
単位：百万ユーロ	**名目金額**	**プラス**	**マイナス**	**プラス**	**マイナス**
OTC商品					
金利関連取引	884,324	492	652	2,251	2,755
為替レート関連取引	50,369	304	41	1,714	759
株式および指数関連取引	87	37	20	99	0
クレジット・デリバティブ	10,338	38	204	255	254
その他の取引	788	9	973	611	997
合計	**945,906**	**880**	**1,890**	**4,929**	**4,765**

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、ミクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをミクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジされたリスクの金額
ヘッジされた資産、合計	33,846	-61
ヘッジされた負債、合計	95,246	-6,242

	名目金額	ヘッジされたリスクの金額
未履行取引	21,484	764

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的増加額のうち、純損益に認識されなかったもの(ヘッジを考慮後)を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額はそれぞれ、資産については公正価値の累積的増加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益に認識されなかったもの(ヘッジを考慮後)に相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は合計233億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はマイナス349百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定は両方とも、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得／製造原価			減価償却／償却、評価減および価値修正			簿価	
	2013年1月1日現在	増加	処分	累計額	このうち当年度	このうち処分	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
無形資産	1,927	430	32	1,075	273	8	1,250	1,131
自己開発無形資産	1,006	422	16	348	195	5	1,064	861
購入した無形資産	251	5	14	197	30	1	45	84
のれん	670	3	2	530	48	2	141	186
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	3,175	154	133	2,002	287	-21	1,194	1,319
土地および建物	115	2	14	25	4	2	78[1]	91
事務所用什器備品	2,644	152	41	1,885	199	-60	870	857
リース資産	416	0	78	92	84	37	246	371

	変動		
参加持分	-3	833	836
関係会社に対する投資	6,046[2]	50,844	44,798
公社債およびその他の固定利付有価証券	-1,424	2,347	3,771
このうち、商法第254条に従って評価単位に含められているもの	-142	903	1,045
株式およびその他の変動利付有価証券	-13	5	18
このうち、商法第254条に従って評価単位に含められているもの	0	0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用された。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得／製造原価（2013年1月1日現在）と減価償却／償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

1　簿価総額78百万ユーロの土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。

2　この増加は主に、増資および以前に間接的に保有していた関係会社を譲り受けたことに起因していた。これは、減資、関係会社の他のドイツ銀行グループ企業への譲渡および評価減純819百万ユーロにより一部相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的および組織的要素（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の様態および期間、顧客基盤の活用ならびに集合的労働力）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数にわたって償却される。

その他の資産および負債

「その他の資産」85億ユーロは、主に、利益共同体契約に係る債権（23億ユーロ）、スワップおよびその他のデリバティブに係るバルーン・ペイメント（18億ユーロ）、および税務当局に対する債権（15億ユーロ）から構成されている。

「その他の負債」168億ユーロには、主に、認識中止されなかった負債（140億ユーロ）、支払予定の営業費用（773百万ユーロ）および税金および保険料の負担金（370百万ユーロ）が含まれている。

前払費用および繰延収益

前払費用の11億ユーロは、発行および貸出金業務関連の616百万ユーロの残高を含む。繰延収益の10億ユーロは、発行および貸出金業務関連の73百万ユーロの残高を含む。

繰延税金

2010年度から、繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務上の基礎額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主／パートナーである連結税務グループ子会社／パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.01%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に21%から44%の範囲内にある。

当報告期間において、合計40億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。その重要な寄与者は、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店、およびドイツ銀行AGのロンドン支店であった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

	関係会社		参加関係のある会社	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行に対する債権	113,131	107,615	154	20
顧客に対する債権	80,264	84,879	10	466
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,577	172	194	0
銀行に対する負債	128,469	138,828	18	14
顧客に対する負債	60,405	66,511	175	73
証券形態の負債	1,118	556	0	0
劣後負債	12,438	12,821	0	0

担保に供された資産

以下の負債に関して担保に供された資産

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行に対する負債	39,495	33,190
顧客に対する負債	1,002	1,511

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は60億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

信託業務

	信託資産			信託負債	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
顧客に対する債権	56	48	銀行に対する負債	23	23
公社債およびその他の固定利付有価証券	579	863	顧客に対する負債	1,194	1,417
株式およびその他の変動利付有価証券	207	258			
参加持分	4	40			
その他の資産	371	231			
合計	1,217	1,440	合計	1,217	1,440

劣後資産および負債

劣後資産

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行に対する債権	350	350
顧客に対する債権	246	313
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,759	2,054
トレーディング資産	6,199	10,011

劣後負債

劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に5年から30年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ以上の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面利率	償還期限
ユーロ	1,150	無記名社債	2010	5.000%	2020年6月24日
ユーロ	1,000	記名社債	2003	5.330%	2023年9月19日
米ドル	1,500	記名社債	2013	4.296%	2028年5月24日[1]
ユーロ	1,000	記名社債	2008	8.000%	2038年5月15日[1]

ユーロ	1,300	記名社債	2009	9.500%	2039年3月31日[1]
米ドル	1,385	記名社債	2008	8.050%	期限なし[1]
米ドル	1,975	記名社債	2008	7.600%	期限なし[1]

1　所定の日に社債の繰上償還が可能であるため、早期償還の可能性がある。

すべての劣後負債（178億ユーロ）に係る費用は総額586百万ユーロであった。この数値に含まれる支払期限前の未払利息312百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はドイツ商法第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
割引率	4.79 %	4.97 %
インフレ率	2.00 %	2.20 %
将来給与水準の名目上昇率	3.00 %	3.20 %
年金支給額の名目上昇率	2.00 %	2.20 %
死亡表／障害表	Richttafeln Heubeck 2005 G	Richttafeln Heubeck 2005 G

これらの年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

	年金制度	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
年金債務	**4,621**	**4,549**
制度資産の公正価値	**5,154**	**5,334**
このうち：制度資産の取得原価	5,198	4,537
このうち：制度資産内の未実現利得合計	13	797
期末現在の積立超過額（純額）	**533**	**785**
制度資産（純額）	**533**	**785**
このうち：「積立超過の制度資産」認識額	591	844
このうち：「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	57	59

	年金制度	
単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
制度資産からの運用収益	**8**	**630**
年金債務の割引の巻戻しに係る利息費用	**514**	**230**
純利息収益（費用）	**-506**	**400**
このうち：「その他の営業収益」認識額	4	404
このうち：「その他の営業費用」認識額	510	4

期限別内訳

債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	**79,757**	**130,464**
残存期間：		
3ヶ月以内	34,247	77,771
3ヶ月超1年以内	17,743	18,683
1年超5年以内	14,911	20,065
5年超	12,857	13,946
顧客に対する債権	**206,807**	**200,082**
残存期間：		
3ヶ月以内	131,953	136,480
3ヶ月超1年以内	25,332	17,947
1年超5年以内	31,369	25,439
5年超	17,389	19,638
期限なし	764	577

公社債およびその他の固定利付有価証券343億ユーロには、2014年に期限を迎えるものが30億ユーロ含まれている。

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
銀行に対する負債	**108,842**	**124,341**
契約期限または通知期限付		
残存期間：		
3ヶ月以内	57,784	65,418
3ヶ月超1年以内	26,990	26,181
1年超5年以内	18,823	26,649
5年超	5,245	6,093
貯蓄預金	**1,940**	**3,022**
3ヶ月超の契約通知期限付		
残存期間：		
3ヶ月以内	734	1,279
3ヶ月超1年以内	1,144	1,661
1年超5年以内	60	80
5年超	1	1
顧客に対するその他の負債	**64,315**	**78,849**
契約期限または通知期限付		
残存期間：		
3ヶ月以内	40,886	53,149
3ヶ月超1年以内	11,558	8,287
1年超5年以内	4,816	7,569
5年超	7,055	9,843
証券形態のその他の負債	**34,807**	**28,193**
残存期間：		
3ヶ月以内	23,275	20,095
3ヶ月超1年以内	11,475	7,689
1年超5年以内	48	397
5年超	10	12

発行債券803億ユーロには、2014年に期限を迎えるものが163億ユーロ含まれている。

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で8,509億ユーロ相当額、負債総額は7,503億ユーロ相当額であった。

ドイツ商法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、ドイツ商法第268条第8項に基づいて利益配当において考慮すべき金額を示している。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在
自己開発無形資産	1,011
繰延税金資産	4,045
制度資産に係る未実現利得	8
配当不能な金額合計	**5,064**

株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2013年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式359,650,124株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式359,654,415株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2010年5月27日および2013年5月23日の株主総会の授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。2010年5月27日の株主総会で付与され、2014年11月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2013年5月23日の授権の発効とともに取消された。平均購入価格は1株当たり34.57ユーロ、平均売却価格は1株当たり34.56ユーロであった。その損益は利益剰余金において認識された。

2013年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約35%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.33%、1日当たり平均保有率は0.05%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2012年5月31日および2013年5月23日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2012年5月31日の株主総会で付与され、2016年11月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2013年5月23日の授権の発効とともに取消された。

加えて、2013年5月23日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2013年度末現在、ドイツ銀行AGは、株式会社法第71条第1項第7号による自己株式52,114株を保有していた。株式会社法第71条第1項第8号による保有高は4,147株であり、それは株式資本の0.00%に相当した。2013年12月31日現在で、ドイツ銀行株式1,070,964株（2012年度末：1,098,597株）、すなわち、株式資本の0.11%（2012年度末：0.12%）が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,019,499,640株に分割されている。2013年4月30日、授権資本の枠内で現金を対価として90,000,000株の新株が新株予約権を除外して発行された。2013年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,019,443,379株（2012年度末：929,463,041株）となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は986,979,717株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金[1]	授権資本金	条件付資本金（未利用）
2012年12月31日現在残高	**2,379,519,078.40**	**1,152,000,000.00**	**691,200,000.00**
現金対価による増資	230,400,000.00	-230,400,000.00	0
2013年5月23日の株主総会決議による取消	0	-230,400,000.00	0
2013年5月23日の株主総会決議による増加	0	230,400,000.00	0
2013年12月31日現在残高	**2,609,919,078.40**	**921,600,000.00**	**691,200,000.00**

1　自己株式の名目価値を含む。

授権資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「ドイツ商法第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2012年12月31日現在残高		**34,752**
2013年度中の配当		-764
前期繰越利益		-28
現金対価による増資		
－引受済資本の増加	230	
－資本剰余金への配分	2,731	2,961
自己株式		
－自己株式の名目価値の変動	0	
－取得原価の変動	41	
－実現純利得（トレーディング以外）	1	
－実現損益（トレーディング）	-44	
－実現純損失（トレーディング以外）	0	-2
利益のその他の利益剰余金への繰入		0
2013年度の配当可能利益		920
2013年12月31日現在残高		**37,839**

損益計算書注記

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2013年度	2012年度
ドイツ	9,164	11,099
ヨーロッパ（ドイツを除く）	11,027	11,832
アメリカ	4,270	3,249
アフリカ／アジア／オーストラリア	3,590	4,087
合計	**28,051**	**30,268**

第三者のための管理および代理業務

以下の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅金融契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」40億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益26億ユーロならびにトレーディング以外のコモディティの処分による実現益317百万ユーロ、資産および負債に関する通貨換算から生じた収益200百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」62億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益22億ユーロを含んでいる。訴訟費用は18億ユーロであった。資産および負債に関する通貨換算から生じた費用は736百万ユーロ、確定給付制度による利息費用は510百万ユーロであった。

次へ

その他の情報

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金を設定するまでは、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、関連する顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は、顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能与信契約に基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が生じるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の場合、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）に基づく潜在的支払額の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
保証	49,117	50,590
信用状	5,131	5,502
信用負債	1,106	3,626

取消不能貸出コミットメント

2013年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは877億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務761億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。ドイツ銀行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性与信枠（貸借対照表科目より下の「その他の契約債務」に示される取消不能貸出コミットメントとしてオフバランス項目として開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ビークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ビークルが、証券化プロセスを通じて

生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2013年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付または配当に重要な影響を及ぼさなかった。

その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2013年12月31日現在合計742百万ユーロであり、これには、特に情報技術サービス、与信枠管理サービス、および有価証券決済サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側に条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2013年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は19億ユーロであり、契約満了までの残存期間は最長23年となっていた。

2013年12月31日現在、2014年2月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約13億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2013年度末現在で262百万ユーロとなった。

ドイツ銀行AGのLiquiditäts-Konsortialbank GmbH（フランクフルト・アム・マイン）に対する参加持分に関して、72百万ユーロまでの追加出資義務があり、また、ドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）に属する他の株主の出資義務の履行に関して持分に比例した偶発負債が存在する。

その他の出資に関する将来の払込義務は2013年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutschen Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により141億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2013年12月31日現在で合計123億ユーロであった。

総額32百万ユーロの偶発負債があり、これは主に、商事会社Klöckner & Co.AG（ドゥイスブルグ）の転売に起因する。

支援宣言

次に掲げる会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited（ロンドン）

Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH（フランクフルト・アム・マイン）

Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH（フランクフルト・アム・マイン）

Deutsche Australia Limited（シドニー）

DEUTSCHE BANK A.Ş.（イスタンブール）

Deutsche Bank Americas Holding Corp.（ウィルミントン）

Deutsche Bank (China) Co., Ltd.（北京）

Deutsche Bank Europe GmbH（フランクフルト・アム・マイン）

Deutsche Bank Luxembourg S.A.（ルクセンブルク）

Deutsche Bank (Malaysia) Berhad（クアラルンプール）

Deutsche Bank Polska Spólka Akcyjna（ワルシャワ）

Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG（フランクフルト・アム・マイン）

Deutsche Bank S.A.（ブエノスアイレス）

Deutsche Bank S.A.- Banco Alemão（サンパウロ）

Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española（マドリード）

Deutsche Bank Società per Azioni（ミラノ）

Deutsche Bank (Suisse) SA（ジュネーブ）

Deutsche Bank Trust Company Americas（ニューヨーク）

Deutsche Futures Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Deutsche Holdings (Malta) Ltd.（セント・ジュリアン）

Deutsche Immobilien Leasing GmbH（デュッセルドルフ）

Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company（ロンドン）

Deutsche Postbank AG（ボン）

Deutsche Securities Asia Limited（香港）

Deutsche Securities Limited（香港）

DWS Holding & Service GmbH（フランクフルト・アム・マイン）

DWS Investment S.A.（ルクセンブルク）

norisbank GmbH（ベルリン）

Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU“（キエフ）

OOO „Deutsche Bank“（モスクワ）

Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（ケルン）

ファンドブリーフ法（Pfandbriefgesetz）第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1号）

抵当ファンドブリーフ債残高および担保資産	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	名目価値	正味現在価値	リスク調整後正味現在価値	名目価値	正味現在価値	リスク調整後正味現在価値
抵当ファンドブリーフ債残高	4,989.9	5,227.6	4,746.0	4,024.9	4,382.8	3,838.3
担保プール	6,495.2	7,312.9	6,479.0	5,818.0	5,937.3	5,216.7
担保資産	6,309.2	7,120.7	6,299.2	5,672.0	5,776.5	5,062.3
ファンドブリーフ法第4条第1項による追加担保資産	186.0	192.2	179.8	146.0	160.8	154.4
担保超過額	**1,505.3**	**2,085.3**	**1,733.2**	**1,793.1**	**1,554.5**	**1,378.5**

担保資産はすべて、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。追加担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

期限プロファイル	ファンドブリーフ債残高の期限内訳		担保プールの固定金利期間	
単位：百万ユーロ	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
期間1年以下	35.0	0	583.8	104.8
期間1年超2年以下	400.0	35.0	492.8	73.2
期間2年超3年以下	1,200.0	0	438.0	170.0
期間3年超4年以下	205.0	1,000.0	369.1	117.6
期間4年超5年以下	1,000.0	125.0	494.8	77.9
期間5年超10年以下	2,139.9	2,859.9	3,048.4	651.8
期間10年超	10.0	5.0	1,068.0	4,622.5
合計	**4,989.9**	**4,024.9**	**6,495.2**	**5,818.0**

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2013年12月31日および2012年12月31日現在、担保プールにはデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額63億ユーロ（2012年度：57億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は47億ユーロ（2012年度：41億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超5百万ユーロ以下の担保資産は16億ユーロ（2012年度：15億ユーロ）および名目価値が5百万ユーロ超の担保資産は28百万ユーロ（2012年度：18.1百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2013年12月31日現在	住宅用					商業用					建物用の土地	合計
単位：百万ユーロ	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計		
ドイツ	948.6	3,018.8	833.0	827.2	5,627.6	344.0	0	97.4	240.1	681.5	0	6,309.1
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	948.6	3,018.8	833.0	827.2	5,627.6	344.0	0	97.4	240.1	681.5	0	6,309.1

2012年12月31日現在	住宅用					商業用					建物用の土地	合計
単位：百万ユーロ	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計		
ドイツ	803.3	2,633.6	803.9	904.7	5,145.4	342.0	0	95.0	88.1	525.1	1.5	5,672.0
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	803.3	2,633.6	803.9	904.7	5,145.4	342.0	0	95.0	88.1	525.1	1.5	5,672.0

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2013年12月31日および2012年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第3号）

2013年度および2012年度末現在、担保権実行の手続中のものはなかった。2013年度および2012年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

株式会社法第160条第1項第8号による情報

2013年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第21条に従い、当行が認識している、各議決権が3%以上の持分を報告した株主は以下のとおりである。

2010年12月22日、BlackRock, Inc.（ニューヨーク）はドイツ銀行AG株式の5.14%を保有していると報告した。

取締役会および監査役会

取締役会に支払われた報酬総額の詳細は、73ページから82ページ（訳者注：原文のページ）の報酬報告書に示されている。2013年および2012年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族にそれぞれ31,933,691ユーロおよび27,406,637ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。新たな報酬規定は、2013年5月23日の年次株主総会で最終改定が行われ、2013年1月1日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2013事業年度に関して、監査役は総額3,862,500ユーロの報酬を受け取り、そのうち2,912,635ユーロは定款の規定に従って2014年2月に支払われた。

2012事業年度の監査役報酬については、以下の規定が適用された。2013年1月、ドイツ銀行は、各監査役に対し、2012年度の業務に関して、固定報酬および会議報酬を支払った。2012事業年度に関しては、ドイツ銀行の長期的な業績に連動した報酬および配当関連賞与は支払われなかった。2012事業年度に関して、監査役会は総額2,335,000ユーロの報酬を受け取った。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2013年および2012年12月31日現在それぞれ総額183,207,646ユーロおよび191,901,937ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2013年および2012年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して2,646,301ユーロおよび2,926,223ユーロ、監査役に対して1,010,814ユーロおよび4,435,782ユーロであった。監査役は2013年度に貸出金1,798,525ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、157ページから158ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は27,440名（2012年度：27,727名）で、このうち女性は10,193名であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均16,809名（2012年度：16,957名）であった。

コーポレート・ガバナンス

当行は、株式会社法第161条に規定された宣言を行っている。2013年10月29日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト（https://www.deutsche-bank.de/ir/de/content/entsprechenserklaerungen.htm）において公表されている。

次へ

保有株式

132－20%以上保有する会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）
156－議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、以下のページはドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

1 2012事業年度の自己資本および年次損益。2013事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
2 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
3 会社はドイツ商法第264b条により提供されている免除規定を利用していた。
4 サブグループの自己資本および年次損益。－で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
5 ドイツ商法第285条第11a号に従った無限責任を有する株主としての立場。

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
20%以上保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABATIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	Abbey Life Assurance Company Limited	ロンドン	1	100.0	871.7	188.7
4	Abbey Life Trust Securities Limited	ロンドン		100.0		
5	Abbey Life Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
6	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
8	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
13	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
16	AFFIRMATUM Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
17	Affordable Housing I LLC	ウィルミントン		100.0		
18	Afinia Capital Group Limited	ハミルトン		40.0		
19	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
20	Agripower Buddosò Società Agricola a Responsabilità Limitata	ペーザロ		100.0		
21	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
22	Airport Club für International Executives GmbH	フランクフルト	2	84.0		
23	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		28.8	183.9	11.4
24	AKRUN Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
25	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
26	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		100.0		
27	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
28	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
29	Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリード		100.0		
30	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
31	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
32	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	10.7	2.4
33	Argantis GmbH	ケルン		50.0		
34	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
35	Atriax Holdings Limited（メンバーによる任意清算中)	サウスエンド・オン・シー		25.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
36	Autumn Leasing Limited	ロンドン		100.0		
37	Avacomm GmbH i. L.	ホルツキルヒェン		27.5		
38	Avatar Finance	ジョージタウン		100.0		
39	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
40	AWM Luxembourg SICAV-SIF	ルクセンブルク		100.0		
41	AXOS Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
42	B.T.I. Investments	ロンドン		100.0	13.4	2.8
43	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バード・ゾーデン・アム・タウヌス		49.8	16.8	-0.2
44	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
45	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
46	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
47	Bankers International Corporation (Brasil) Ltda.	サンパウロ		100.0		
48	Bankers Trust International Limited	ロンドン	1	100.0	1,506.4	5.3
49	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0		
50	Bankers Trust Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
51	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	7.2	5.0
52	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
53	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		
54	Bebek Varlik Yönetym A.S.	イスタンブール		100.0	25.5	0.5
55	Belzen Pty. Limited	シドニー		100.0		
56	Benefit Trust GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0	7,601.6	883.9
57	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
58	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク		99.9		
59	BfI-Beteiligungsgesellschaft für Industriewerte mbH	フランクフルト		100.0	17.9	0.0
60	BHF Club Deal GmbH	フランクフルト		100.0		
61	BHF Grundbesitz-Verwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
62	BHF Grundbesitz-Verwaltungsgesellschaft mbH & Co. am Kaiserlei OHG	フランクフルト		100.0	8.5	2.1
63	BHF Immobilien-GmbH	フランクフルト		100.0		
64	BHF Lux Immo S.A.	ルクセンブルク		100.0		
65	BHF Private Equity Management GmbH	フランクフルト		100.0		
66	BHF Private Equity Treuhand- und Beratungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
67	BHF Trust Management Gesellschaft für Vermögensverwaltung mbH	フランクフルト		100.0		
68	BHF Verwaltungs-GmbH	フランクフルト		100.0		
69	BHF Zurich Family Office AG	チューリッヒ		100.0		
70	BHF-BANK (Schweiz) AG	チューリッヒ		100.0	21.5	-12.8
71	BHF-BANK Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	482.7	3.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
72	BHF-BANK International S.A.	ルクセンブルク		100.0	46.6	0.0
73	BHF-Betriebsservice GmbH	フランクフルト		100.0		
74	BHS tabletop AG	ゼルプ		28.9	33.2	1.8
75	BHW Eurofinance B.V. 清算中	アーネム		100.0		
76	BHW Financial Srl 清算中	ヴェローナ		100.0		
77	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルク		100.0		
78	Billboard Partners L.P.	ジョージタウン		99.9		
79	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
80	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
81	Biopsytec Holding AG i. L.	ベルリン		43.1		
82	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
83	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		32.0		
84	Blue Ridge CLO Holding Company LLC	ウィルミントン		100.0		
85	Blue Ridge Trust	ウィルミントン		26.7		
86	BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
87	Borfield S.A.	モンテヴィデオ		100.0		
88	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0		
89	BrisConnections Holding Trust	ケドロン		35.6		
90	BrisConnections Investment Trust	ケドロン		35.6		
91	BT CTAG Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
92	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
93	BT International (Nigeria) Limited	ラゴス		100.0		
94	BT Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
95	BT Opera Trading S.A.	パリ		100.0	84.8	3.0
96	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリュンヴァルト		50.0		
97	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリュンヴァルト		50.0	0.1	3.0
98	Cabarez S.A.	ルクセンブルク		95.0		
99	Caherciveen Partners, LLC	シカゴ		20.0		
100	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
101	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
102	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
103	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
104	3160343 Canada Inc.	トロント		100.0		
105	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0		
106	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0		
107	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6		
108	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0		
109	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オルバニー		100.0		
110	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オルバニー		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
111	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		100.0		
112	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0		
113	Career Blazers Management Company, Inc.	オルバニー		100.0		
114	Career Blazers New York, Inc.	オルバニー		100.0		
115	Career Blazers of Ontario Inc.	オンタリオ州ロンドン		100.0		
116	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		100.0		
117	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オルバニー		100.0		
118	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
119	Cashforce International Credit Support B.V.	ロッテルダム		100.0		
120	Cathay Advisory (Beijing) Company Ltd	北京		100.0		
121	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		100.0	10.9	1.0
122	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		67.6	108.2	12.0
123	CBI NY Training, Inc.	オルバニー		100.0		
124	Centennial River 1 Inc.	デンバー		100.0		
125	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0		
126	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		100.0		
127	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		100.0		
128	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0		
129	Channel Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
130	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		85.0	12.6	0.0
131	CIBI Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
132	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	2	100.0	13.6	0.0
133	City Leasing (Donside) Limited	ロンドン		100.0		
134	City Leasing (Fleetside) Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
135	City Leasing (Severnside) Limited	ロンドン		100.0		
136	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
137	City Leasing and Partners	ロンドン		100.0		
138	City Leasing and Partners Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
139	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
140	Civic Investments Limited	セント・ヘリアー		100.0		
141	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0		
142	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		100.0		
143	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9	22.7	3.6
144	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン	2	100.0		
145	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH	ミュンヘン		100.0		
146	Custom Leasing Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
147	D B Rail Holdings (UK) No. 1 Limited	ロンドン		100.0	-12.3	1.4

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
148	ディー・エフ・ジャパン合同会社	東京		100.0		
149	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		100.0		
150	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		100.0	57.8	0.1
151	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	313.0	0.3
152	Danube Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
153	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
154	DB (Gibraltar) Holdings Limited	ジブラルタル		100.0		
155	DB (Gibraltar) Holdings No. 2 Limited	ジブラルタル		100.0		
156	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
157	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
158	DB (Tip Top) Limited Partnership	トロント		99.9		
159	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク		97.5	7,879.9	273.4
160	DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0		
161	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		100.0		
162	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン	1	100.0	58.6	8.4
163	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	21.6	21.5
164	DB Apex Finance Limited	セント・ジュリアン		90.0	1,000.1	21.0
165	DB Apex Management Capital S.C.S.	ルクセンブルク		100.0	181.8	6.8
166	DB Apex Management Income S.C.S.	ルクセンブルク		100.0	1,185.2	43.1
167	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0		
168	DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		100.0	18.4	-0.1
169	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
170	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	2	100.0		
171	DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
172	DB Broker GmbH	フランクフルト	2	100.0		
173	DB Canada GIPF - I Corp.	カルガリー		100.0		
174	DB CAPAM GmbH	ケルン	2	100.0		
175	DB Capital Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	16.8	-0.1
176	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	2	100.0	2,265.1	0.0
177	DB Capital Markets Asset Management Holding GmbH	フランクフルト	2	100.0		
178	DB Capital Partners (Asia), L.P.	ジョージタウン		99.7		
179	DB Capital Partners Asia G.P. Limited	ジョージタウン		100.0		
180	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		100.0		
181	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited	ジョージタウン		100.0		
182	DB Capital Partners, Latin America, L.P.	ジョージタウン		80.2		
183	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポスエロ・デ・アラル		100.0	0.0	-4.5
184	DB Chambers Limited	ジョージタウン		100.0		
185	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
186	DB Commodities Canada Ltd.	トロント		100.0		
187	DB Consortium S. Cons. a r.l. 清算中	ミラノ		100.0		
188	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0		
189	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
190	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		90.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
191	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
192	DB Crest Limited	セント・ヘリアー	1	100.0	1,348.7	-1.8
193	DB Delaware Holdings (Europe) LLC	ウィルミントン		100.0	5.7	550.9
194	DB Delaware Holdings (UK) Limited	ロンドン	1	100.0	18.8	376.9
195	DB Development Holdings Limited	ラルナカ		49.0		
196	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		100.0	46.5	-9.4
197	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セント・ヘリアー	1	100.0	28.9	0.0
198	DB Enfield Infrastructure Investments Limited	セント・ヘリアー		100.0	69.5	-0.2
199	DB Enterprise GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0		
200	DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG	リュッツェン-ゴスタウ	3	100.0	4,708.7	-60.5
201	DB Equity Limited	ロンドン	1	100.0	28.9	-0.1
202	DB Equity S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	1,051.4	903.2
203	DB Fillmore Lender Corp.	ウィルミントン		100.0		
204	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0		
205	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト	2	100.0	7,917.0	0.0
206	DB Funding (Gibraltar) Limited	ジブラルタル		100.0		
207	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0		
208	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
209	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン	2	100.0		
210	DB iCON Investments Limited	ロンドン		100.0		
211	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		74.0		
212	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		
213	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エジンバラ		100.0		
214	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン-ゴスタウ	3	100.0	240.9	0.1
215	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0	1,436.4	6.4
216	DB Infrastructure Holdings (UK) No. 1 Limited	ロンドン		100.0	46.9	-0.1
217	DB Infrastructure Holdings (UK) No. 2 Limited	ロンドン		100.0		
218	DB Infrastructure Holdings (UK) No. 3 Limited	ロンドン		100.0		
219	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
220	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	576.2	56.5
221	DB International Investments Limited	ロンドン	1	100.0	18.0	0.1
222	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0		
223	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	2	100.0	46.0	0.0
224	DB Investment Services Holding GmbH	フランクフルト		100.0	48.1	1.7
225	DB Investments (GB) Limited	ロンドン	1	100.0	1,819.5	-0.4
226	DB Jasmine (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
227	DB Jasmine Holdings Limited	ロンドン		100.0		
228	DB Kredit Service GmbH	ベルリン	2	100.0		
229	DB Leasing Services GmbH	フランクフルト		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
230	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
231	DB Master Accomodation LLC	ウィルミントン		100.0		
232	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
233	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
234	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
235	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
236	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
237	DB Operaciones y Servicios Interactivos, A.I.E.	バルセロナ		99.9		
238	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	-58.8	-12.8
239	DB PEP V GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
240	DB Petri LLC	ウィルミントン		100.0		
241	DB Platinum Advisors	ルクセンブルク		100.0	10.5	-0.8
242	DB Print GmbH	フランクフルト	2	100.0		
243	DB Private Equity GmbH	ケルン		100.0	14.3	-1.4
244	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
245	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
246	DB PWM Collective Management Limited	リヴァプール		100.0		
247	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルク		100.0		
248	DB Rail Trading (UK) Limited	ロンドン		100.0	128.0	-1.3
249	DB RC Investments I, LLC	ウィルミントン		100.0		
250	DB Re S.A.	ルクセンブルク		100.0		
251	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		100.0		
252	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.6	10.9	-3.8
253	DB Risk Center GmbH	ベルリン	2	100.0		
254	DB Road (UK) Limited	ジョージタウン	1	100.0	543.7	-1.4
255	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		100.0	14.2	0.0
256	DB Securities S.A.	ワルシャワ		100.0	10.5	1.2
257	DB Service Centre Limited	ダブリン		100.0		
258	DB Service Uruguay S.A.	モンテヴィデオ		100.0		
259	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0	12.6	-0.2
260	DB STG Lux 3 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
261	DB STG Lux 4 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
262	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
263	DB Sylvester Funding Limited	ジョージタウン	1	100.0	626.6	-1.5
264	DB信託株式会社	東京		100.0		
265	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
266	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
267	DB U.K. Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
268	DB UK Australia Finance Limited	ジョージタウン		100.0		
269	DB UK Australia Holdings Limited	ロンドン		100.0		
270	DB UK Bank Limited	ロンドン	1	100.0	704.2	-5.7

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
271	DB UK Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	483.9	-11.4
272	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	238.4	-1.8
273	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	2,202.0	1,010.4
274	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	1,183.4	- 5.4
275	DB Vanquish (UK) Limited	ロンドン		100.0	68.7	0.1
276	DB Vantage (UK) Limited	ロンドン		100.0		
277	DB Vantage No.2 (UK) Limited	ロンドン		100.0		
278	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		75.0	18.2	1.7
279	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
280	db x-trackers Holdings (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
281	dbalternatives Discovery Fund Limited	ジョージタウン		100.0		
282	DBC Continuance Inc.	トロント		100.0	14.9	0.1
283	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セント・ヘリアー		25.9	-0.5	7.7
284	DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	36.5	0.0
285	DBIGB Finance (No. 2) Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
286	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0	13.0	0.4
287	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		100.0	10.6	8.7
288	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0	43.1	3.8
289	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0		
290	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
291	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
292	DBRMS4	ジョージタウン		100.0	487.3	1.1
293	DBRMSGP1	ジョージタウン		100.0	276.3	0.0
294	DBRMSGP2	ジョージタウン		100.0	157.1	0.0
295	DBUKH Finance Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
296	DCAPF Pte. Ltd.	シンガポール		100.0		
297	DD Konut Finansman A.S.	シスリ		49.0	18.4	- 4.2
298	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0		
299	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		100.0		
300	DeAWM Fixed Maturity	ルクセンブルク		100.0		
301	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン		100.0	178.6	10.9
302	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0		
303	DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
304	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0	- 20.9	0.2
305	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0	169.2	0.0
306	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	6.6	3.0
307	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
308	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
309	Deutsche Aeolia Power Production S.A.	アテネ		80.0		
310	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
311	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		100.0	23.0	- 0.6
312	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	58.8	14.8
313	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0	823.2	64.0
314	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	1,079.9	29.5
315	Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH	フランクフルト	2	100.0	38.9	0.0
316	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	フランクフルト	2	100.0	193.6	0.0
317	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		100.0	114.1	21.7
318	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		100.0	14.0	1.2
319	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	15.7	1.4
320	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		100.0	41.5	8.0
321	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0	8.5	-3.6
322	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	32.0	6.8
323	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		100.0		
324	Deutsche Asset Management Schweiz	チューリッヒ		100.0	36.8	13.2
325	Deutsche Auskunftei Service GmbH	ハンブルク	2	100.0		
326	Deutsche Australia Limited（サブグループ）	シドニー	1, 4	100.0	210.0	-12.2
327	-Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
328	-Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
329	-Bainsec Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
330	-BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
331	-Buxtal Pty. Limited	シドニー		100.0		
332	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
333	-Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0		
334	-Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0		
335	-Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0		
336	-Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0		
337	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
338	-Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
339	-Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		100.0		
340	-Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0		
341	-Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0		
342	-DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
343	-DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
344	-OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
345	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
346	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
347	-RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
348	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	40.0	7.2
349	DEUTSCHE BANK (CHILE) S.A.	サンティアゴ		100.0	151.1	18.9
350	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	714.4	20.9
351	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	347.7	25.9

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
352	Deutsche Bank (Malta) Ltd	セント・ジュリアン		100.0	2,724.3	47.1
353	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0	25.0	0.9
354	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		100.0	49.8	6.0
355	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	634.4	134.5
356	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテヴィデオ		100.0		
357	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	144.9	0.7
358	Deutsche Bank Americas Finance LLC	ウィルミントン		100.0		
359	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	351.5	0.4
360	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
361	Deutsche Bank Capital Funding LLC I	ウィルミントン		100.0	472.1	0.0
362	Deutsche Bank Capital Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0	1,000.0	0.0
363	Deutsche Bank Capital Funding LLC IX	ウィルミントン		100.0	835.3	0.0
364	Deutsche Bank Capital Funding LLC V	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
365	Deutsche Bank Capital Funding LLC VI	ウィルミントン		100.0	900.0	0.0
366	Deutsche Bank Capital Funding LLC VII	ウィルミントン		100.0	581.1	0.0
367	Deutsche Bank Capital Funding LLC VIII	ウィルミントン		100.0	435.8	0.0
368	Deutsche Bank Capital Funding LLC X	ウィルミントン		100.0	584.7	0.0
369	Deutsche Bank Capital Funding LLC XI	ウィルミントン		100.0	1,300.0	0.0
370	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		100.0	231.0	0.0
371	Deutsche Bank Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	138.4	0.0
372	Deutsche Bank Capital LLC III	ウィルミントン		100.0	85.7	0.0
373	Deutsche Bank Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	117.7	0.0
374	Deutsche Bank Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	163.4	0.0
375	Deutsche Bank Capital Markets S.r.l.	ミラノ		100.0		
376	Deutsche Bank Contingent Capital LLC I	ウィルミントン		100.0		
377	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	581.1	0.0
378	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		100.0	1,434.6	0.0
379	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	1,000.0	0.0
380	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	1,006.0	0.0
381	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		100.0	67.3	2.6
382	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		100.0	62.9	0.1
383	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		100.0		
384	Deutsche Bank Financial LLC	ウィルミントン		100.0	31.0	3.0
385	Deutsche Bank International Limited	セント・ヘリアー		100.0	164.2	-1.8
386	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
387	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
388	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0	7.8	2.6
389	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	4,923.7	188.5
390	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	51.6	-6.6

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
391	Deutsche Bank Nederland N.V.	アムステルダム		100.0	938.3	-92.2
392	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セント・ヘリアー		100.0		
393	Deutsche Bank PBC Spólka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	715.8	45.9
394	Deutsche Bank Polska Spólka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	198.4	18.5
395	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト	2	100.0	2,666.3	0.0
396	ドイツ銀不動産有限会社	東京		100.0	12.3	8.0
397	Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
398	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		100.0	102.4	38.8
399	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	499.0	49.9
400	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	121.9	2.8
401	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セント・ヘリアー		100.0		
402	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.8	1,344.7	16.2
403	Deutsche Bank Trust Corporation（サブグループ）	ニューヨーク	4	100.0	5,211.0	317.4
404	-Apex Fleet Inc.	ウィルミントン		100.0		
405	-BAL Servicing Corporation	ウィルミントン		100.0		
406	-Bankers International Corporation	ニューヨーク		100.0		
407	-Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0		
408	-BT American Securities (Luxembourg), S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
409	-BT Commercial Corporation	ウィルミントン		100.0		
410	-Capital Solutions Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
411	-D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
412	-DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0		
413	-DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0		
414	-DB Bluebell Investments (Cayman) Partnership	ジョージタウン		100.0		
415	-DB Galil Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0		
416	-DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0		
417	-DB Investment Management, Inc.	ウィルミントン		100.0		
418	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
419	-DB Lexington Investments Inc.	ウィルミントン		100.0		
420	-DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		100.0		
421	-DB Partnership Management Ltd.	ウィルミントン		100.0		
422	-DB Portfolio Southwest, Inc.	ヒューストン		100.0		
423	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
424	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
425	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
426	-DB Services New Jersey, Inc.	ウエスト・トレントン		100.0		
427	-DBD Pilgrim America Corp.	ウィルミントン		100.0		
428	-DBNY Brazil Invest Co.	ウィルミントン		100.0		
429	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
430	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		100.0		
431	-Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0		
432	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
433	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
434	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
435	-Deutsche Bank Trust Company New Jersey Ltd.	ジャージーシティ		100.0		
436	-Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		100.0		
437	-Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0		
438	-Deutsche Securities Corredores de Bolsa Spa	サンティアゴ		100.0		
439	-Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
440	-HCA Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
441	-Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
442	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
443	-Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		100.0		
444	-MAC Investments Ltd.	ジョージタウン		100.0		
445	-North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		100.0		
446	-Oakwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0		
447	-Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
448	-Pilgrim Financial Services LLP	ウィルミントン		100.0		
449	-PPCenter, Inc.	ウィルミントン		100.0		
450	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
451	-Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
452	-TQI Exchange, LLC	ウィルミントン		100.0		
453	-VEXCO, LLC	ウィルミントン		100.0		
454	-Wilmington Trust B6	ウィルミントン		100.0		
455	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
456	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
457	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		100.0	17.4	2.9
458	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリード		99.8	1,067.9	-108.4
459	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
460	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0	88.8	14.9
461	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0		
462	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	28.4	7.1
463	Deutsche Clubholding GmbH	フランクフルト		95.0	12.0	0.0
464	Deutsche Colombia S.A.	ボゴタ		100.0		
465	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		100.0	26.9	-0.5
466	Deutsche Custody Global B.V.	アムステルダム		100.0		
467	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
468	Deutsche Custody Nederland B.V.	アムステルダム		100.0		
469	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		99.9		
470	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	107.3	11.6
471	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		60.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
472	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0		
473	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited	ロンドン		100.0	39.1	-0.1
474	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン	1	100.0	11.3	-15.9
475	Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited	ロンドン		100.0		
476	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		50.0		
477	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		50.0		
478	Deutsche Friedland	パリ		100.0	-52.9	-60.1
479	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		100.0	23.1	1.1
480	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ				
481	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	55.6	7.5
482	Deutsche Group Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0	70.0	5.9
483	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
484	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mbH & Co Löwenstein Palais	フランクフルト		100.0	39.5	-0.1
485	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	99.8		
486	Deutsche Gulf Finance	リヤド		40.0	32.1	-3.6
487	Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		100.0		
488	Deutsche Haussmann, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	-71.0	0.1
489	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン	1	100.0	97.7	-5.4
490	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	3,442.6	179.1
491	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	セント・ジュリアン		100.0	648.0	44.6
492	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
493	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	1,580.7	6.3
494	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	1	100.0	108.3	-43.2
495	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	1	100.0	-33.3	-13.4
496	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン	1	100.0	1,219.4	0.0
497	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	2	100.0	26.5	0.0
498	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	37.5	2.4
499	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0	23.5	1.2
500	Deutsche International Corporate Services Limited	セント・ヘリアー		100.0	4.3	3.9
501	Deutsche International Custodial Services Limited	セント・ヘリアー		100.0		
502	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
503	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		100.0	10.1	1.7
504	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0		
505	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		100.0	28.6	3.4
506	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
507	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	140.2	7.3
508	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
509	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン	2	100.0		
510	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	53.6	2.5
511	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
512	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	1	100.0	960.0	-0.3
513	Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd	シンガポール		100.0		
514	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
515	Deutsche New Zealand Limited（サブグループ）	オークランド	4	100.0	40.6	3.0
516	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
517	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
518	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
519	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
520	-Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		100.0		
521	-Kingfisher Nominees Limited	オークランド		100.0		
522	-LWC Nominees Limited	オークランド		100.0		
523	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
524	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン		100.0	10.5	3.0
525	Deutsche Postbank AG（サブグループ）	ボン	1, 4	94.1	6,309.0	279.0
526	-Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0		
527	-BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハメルン	2	100.0		
528	-BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH & Co. Immobilienverwaltungs KG	ハメルン		100.0		
529	-BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハメルン		100.0		
530	-BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハメルン	2	100.0		
531	-BHW Holding AG	ハメルン	2	100.0		
532	-BHW Kreditservice GmbH	ハメルン		100.0		
533	-BHW-Immobilien GmbH	ハメルン	2	100.0		
534	-Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットランジュ		100.0		
535	-Deutsche Postbank International S.A.	シュットランジュ		100.0		
536	-DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0		
537	-DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0		
538	-PB Factoring GmbH	ボン	2	100.0		
539	-PB Firmenkunden AG	ボン	2	100.0		
540	-PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.5		
541	-Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	2	100.0		
542	-Postbank Direkt GmbH	ボン	2	100.0		
543	-Postbank Filial GmbH	ボン	2	100.0		
544	-Postbank Filialvertrieb AG	ボン	2	100.0		
545	-Postbank Finanzberatung AG	ハメルン		100.0		
546	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	2	100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
547	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0		
548	-Postbank Leasing GmbH	ボン	2	100.0		
549	-Postbank P.O.S. Transact GmbH	エシュボルン		100.0		
550	-Postbank Service GmbH	エッセン		100.0		
551	-Postbank Systems AG	ボン	2	100.0		
552	-Postbank Versicherungsvermittlung GmbH	ボン	2	100.0		
553	-VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		100.0		
554	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
555	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0	500.0	0.0
556	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0	300.1	0.0
557	Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0	500.2	0.0
558	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0		
559	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		49.0	12.0	6.6
560	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルク		49.0		
561	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0	34.1	1.9
562	Deutsche Securities (Perú) S.A.	リマ		100.0		
563	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.1	28.0	11.4
564	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		97.1		
565	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	226.8	9.6
566	ドイツ証券株式会社	東京		100.0	551.0	53.3
567	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0		
568	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	219.1	4.6
569	Deutsche Securities Limited	香港		100.0	1,024.4	0.1
570	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポートルイス		100.0		
571	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0	14.0	4.5
572	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		100.0	108.4	4.5
573	Deutsche Securities Sociedad de Bolsa S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
574	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0		
575	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
576	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	2	100.0		
577	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0		
578	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		100.0		
579	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	24.1	5.4
580	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
581	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
582	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
583	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1		
584	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
585	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.2		
586	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
587	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	2	100.0		
588	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
589	DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		100.0		
590	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		100.0		
591	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
592	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
593	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	2	100.0		
594	DIV Holding GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0		
595	DMG & Partners Securities Pte Ltd	シンガポール		49.0	89.9	5.5
596	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1	17.0	0.0
597	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
598	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン		100.0		
599	DPG Deutsche Performancemessungs-Gesellschaft für Wertpapierportfolios mbH	フランクフルト		20.0		
600	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
601	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
602	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
603	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
604	Drolla GmbH	フランクフルト		100.0		
605	Dusk II, LLC	ウィルミントン		100.0		
606	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト	2	99.5	336.4	0.0
607	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		100.0	391.1	169.7
608	DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.	マドリード		100.0	22.5	2.8
609	DWS Mauritius Company	ポートルイス		100.0		
610	easyhyp GmbH	ハメルン		100.0		
611	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG	ハンブルク	1	65.2	-10.4	-6.7
612	EDORA Funding GmbH	フランクフルト		100.0		
613	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
614	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0		
615	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
616	ELBI Funding GmbH	フランクフルト	2	100.0		
617	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		
618	ELDO ACHTE Vermögensverwaltungs GmbH	エシュボルン		100.0		
619	ELDO ERSTE Vermögensverwaltungs GmbH	エシュボルン		100.0		
620	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
621	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本（百万ユーロ）	損益（百万ユーロ）
622	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
623	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	2	100.0	10.3	0.0
624	Elmo Leasing Dreizehnte GmbH	エシュボルン		100.0		
625	Elmo Leasing Elfte GmbH	エシュボルン		100.0		
626	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	2	100.0		
627	Emerald Asset Repackaging Limited	ダブリン		100.0		
628	Enterprise Vehicle Exchange, Inc.	ウィルミントン		100.0		
629	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		45.0		
630	eolec	イシー＝レ＝ムリノー		33.3		
631	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
632	Erica Società a Responsabilità Limitata	ミラノ		40.0		
633	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0		
634	European Private Equity Portfolio (PE-EU) GmbH & Co. KG	ケルン		20.4	14.1	0.5
635	Evergreen Amsterdam Holdings B.V.	アムステルダム		100.0		
636	Evergreen International Holdings B.V.	アムステルダム		100.0		
637	Evergreen International Investments B.V.	アムステルダム		100.0		
638	Evergreen International Leasing B.V.	アムステルダム		100.0	128.2	0.4
639	EVROENERGIAKI S.A.	アレクサンドルーポリ		40.0		
640	Exinor SA	バストーニュ		100.0		
641	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH	ケルン		100.0		
642	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0	10.2	-0.3
643	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0	-2.5	9.0
644	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0	-1.2	11.4
645	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0		
646	Fenix Mercury 1 S. de R.L. de C.V.	メキシコ・シティ	1	60.0	-10.8	-0.4
647	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.L.	ミラノ		100.0		
648	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		100.0	35.2	11.2
649	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	2	100.0		
650	Frankfurt Family Office GmbH	フランクフルト		100.0		
651	Frankfurt Finanz-Software GmbH	フランクフルト		100.0		
652	FRANKFURT-TRUST Invest Luxemburg AG	ルクセンブルク		100.0		
653	FRANKFURT-TRUST Investment-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	100.0	17.3	0.0
654	Frankfurter Beteiligungs-Treuhand Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
655	Frankfurter Vermögens-Treuhand Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
656	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
657	FREUNDE DER EINTRACHT FRANKFURT Aktiengesellschaft	フランクフルト		32.1		
658	Funds Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
659	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
660	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
661	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. „Leipzig-Magdeburg" KG	バート・ホンブルク		40.7		
662	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden „Louisenstraße" KG	バート・ホンブルク		30.6		
663	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl „Rimbachzentrum" KG	バート・ホンブルク		74.0		
664	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
665	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
666	GbR Goethestraße	ケルン		94.0		
667	German Access Fund L.P.	ロンドン		100.0		
668	German Access LLP	ロンドン		100.0		
669	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0		
670	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7		
671	giropay GmbH	フランクフルト		33.3		
672	Global Salamina, S.L.	マドリード		30.0	-31.5	-15.6
673	Goldman Sachs Multi-Strategy Portfolio XI, LLC	ウィルミントン		99.7		
674	Gordian Knot Limited	ロンドン		32.4		
675	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ニューカッスル・アポン・タイン		45.0		
676	Graphite Resources Holdings Limited	ニューカッスル・アポン・タイン		70.0		
677	Great Future International Limited	ロードタウン		43.0		
678	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9	19.3	-0.5
679	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9		
680	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		100.0		
681	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		33.2		
682	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		59.7	155.4	-4.9
683	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH	グリュンヴァルト		100.0		
684	Grundstücksverwaltungsgesellschaft Tankstelle Troisdorf Spich GbR	トロイスドルフ		33.0		
685	Guggenheim Concinnity Strategy Fund LP	ウィルミントン		23.6	168.3	-10.3
686	Gulara Pty Ltd	シドニー		100.0		
687	GUO Mao International Hotels B.V.	アムステルダム		100.0	-59.4	-0.4
688	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		100.0	93.8	47.4
689	HAC Investments Portugal - Servicos de Consultadoria e Gestao Ltda.	リスボン		100.0		
690	HAH Limited	ロンドン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
691	八景島合同会社	東京		95.0		
692	Harvest Fund Management Company Limited	上海		30.0	242.6	68.2
693	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		100.0		
694	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
695	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	369.6	71.7
696	Hudson GmbH	エシュボルン		100.0		
697	Hydro S.r.l.	ローマ		45.0		
698	Hypotheken-Verwaltungs-Gesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
699	I.B.T. Lighting S.p.A.	ミラノ		34.0		
700	iCON Infrastructure Management Limited	セント・ピーター・ポート		99.0		
701	IFN Finance N.V.	アントワープ		100.0		
702	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
703	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
704	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン		20.5		
705	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0		
706	Imodan Limited	ポートルイス		100.0		
707	Industrie-Beteiligungs-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	100.0	51.1	0.0
708	Inn Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
709	Interessengemeinschaft Frankfurter Kreditinstitute GmbH	フランクフルト		23.3	21.3	5.7
710	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
711	International Operator Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
712	IOS Finance EFC, S.A.	バルセロナ		100.0	45.5	6.6
713	Isar Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
714	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
715	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
716	IVAF II Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
717	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1		
718	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		21.6		
719	出雲キャピタル有限会社	東京		100.0		
720	JADE Residential Property AG	エシュボルン		100.0	62.5	1.6
721	Jaya Holdings Limited	シンガポール		20.6	415.7	35.4
722	JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft mbH i. L.	エシュボルン		100.0		
723	JR Nominees (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
724	JWB Leasing Limited Partnership	ロンドン	1	100.0	88.6	-6.3
725	城ヶ島合同会社	東京		100.0		
726	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	2	100.0		
727	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		27.0		
728	KeyNeurotek Pharmaceuticals AG i. L.	マクデブルク		29.0		
729	KHP Knüppe, Huntebrinker & Co. GmbH	オスナブリュック		100.0		
730	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	12.5	0.0
731	Kingfisher (Ontario) LP	トロント		100.0	209.3	7.4
732	Kingfisher Holdings I (Nova Scotia) ULC	ハリファックス		100.0		
733	Kingfisher Holdings II (Nova Scotia) ULC	ハリファックス		100.0	81.7	0.8
734	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
735	Klöckner Industriebeteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	86.5	0.1
736	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
737	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG	デュッセルドルフ	1	96.1	83.6	-24.6
738	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG	デュッセルドルフ	1	97.0	39.3	-6.9
739	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	2	100.0		
740	Kradavimd UK Lease Holdings Limited	ロンドン		100.0		
741	Kunshan RREEF Equity Investment Fund Management Co. Ltd.	崑山		100.0		
742	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		20.8		
743	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
744	Lammermuir Leasing Limited	ロンドン		100.0	11.9	0.1
745	Latin America Recovery Fund LLC	ウィルミントン		100.0		
746	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	24.1	-2.1
747	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
748	Legacy BCC Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
749	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		70.0		
750	Lindsell Finance Limited	バレッタ		100.0		
751	Lion Global Infrastructure Fund Limited	セント・ピーター・ポート		50.0		
752	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
753	Luxembourg Family Office S.A.	ルクセンブルク		100.0		
754	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	67.2	4.7
755	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルク		49.7		
756	Magalhaes S.A.	ルクセンブルク		95.0	26.7	13.2
757	Maher Terminals Holding Corp.	トロント		100.0	82.2	10.0
758	Main Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
759	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトシンホス		38.3	12.5	3.3
760	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリード		100.0		
761	MEF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
762	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		62.0	86.5	0.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
763	Memax Pty. Limited	シドニー		100.0		
764	MergeOptics GmbH i.I.	ベルリン		24.3		
765	Merit Capital Advance, LLC	ウィルミントン		20.0		
766	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.0		
767	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG	グリュンヴァルト		29.6		
768	MidOcean (Europe) 2003 LP	セント・ヘリアー		20.0		
769	MidOcean Partners, LP	ニューヨーク		20.0		
770	Midsel Limited	ロンドン		100.0		
771	Millennium Marine Rail, L.L.C.	エリザベス		50.0	3.7	3.6
772	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
773	"modernes Frankfurt" private Gesellschaft für Stadtentwicklung mbH i. L.	フランクフルト		100.0		
774	Moon Leasing Limited	ロンドン		100.0		
775	Morgan Grenfell & Co. Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
776	Morgan Grenfell Development Capital Holdings Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
777	Morgan Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
778	Mortgage Trading (UK) Limited	ロンドン	1	100.0	3.8	2.8
779	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
780	Mount Hope Community Center Fund, LLC	ウィルミントン		50.0		
781	Mountain Recovery Fund I 有限会社	東京		100.0		
782	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン		49.9		
783	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
784	エム・アール・エフ・ツー有限会社	東京		100.0		
785	MXB U.S.A., Inc.	ウィルミントン		100.0		
786	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
787	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
788	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
789	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン	2	100.0		
790	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
791	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
792	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
793	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
794	Nevada Property 1 LLC（サブグループ）	ウィルミントン	4	100.0	-720.2	-50.4
795	-Nevada Restaurant Venture 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
796	-Nevada Retail Venture 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
797	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
798	NIDDA Grundstücks- und Beteiligungs-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
799	Nineco Leasing Limited	ロンドン		100.0		
800	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
801	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	100.0	215.1	0.0
802	norisbank GmbH	ベルリン	2	100.0	433.9	0.0
803	Nortfol Pty. Limited	シドニー		100.0		
804	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー		96.7		
805	Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG	フランクフルト		27.8		
806	NV Profit Share Limited	ジョージタウン		42.9		
807	O.F. Finance, LLC	ウィルミントン		53.6		
808	Oder Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
809	Office Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
810	OOO „Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	335.2	44.9
811	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0		
812	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
813	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0	12.2	3.1
814	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0		
815	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
816	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0		
817	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0		
818	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0		
819	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	6.9	3.9
820	OPPENHEIM Beteiligungs-Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
821	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG	ケルン		27.7		
822	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
823	Oppenheim Eunomia GmbH	ケルン		100.0		
824	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		83.3		
825	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン	2	100.0		
826	OPPENHEIM Internet Fonds Manager GmbH i. L.	ケルン		100.0		
827	Oppenheim Kapitalanlagegesellschaft mbH	ケルン	2	100.0	25.9	0.0
828	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0		
829	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
830	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	2	100.0		
831	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
832	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2		
833	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
834	PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
835	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
836	Pago e Transaction Services GmbH	ケルン		50.0		
837	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
838	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
839	PALLO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
840	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
841	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
842	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		37.7		
843	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
844	PB (USA) Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0	642.3	0.2
845	PB Capital Corporation	ウィルミントン		100.0	150.6	91.3
846	PB Sechste Beteiligungen GmbH	ボン		100.0		
847	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	2	100.0	122.4	0.0
848	PBC Services GmbH der Deutschen Bank	フランクフルト	2	100.0		
849	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
850	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
851	PEIF II (Manager) Limited	セント・ヘリアー		100.0		
852	Pembol Nominees Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
853	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
854	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
855	Percy Limited	ジブラルタル		100.0		
856	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
857	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
858	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
859	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
860	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
861	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
862	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0	-73.3	-0.2
863	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
864	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
865	PHARMA/wHEALTH Management Company S.A.	ルクセンブルク		99.9	2.2	2.0
866	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		95.0	15.5	2.1
867	Phoebus Investments LP	ウィルミントン	5	100.0	833.0	0.1
868	Phoebus Leasing Limited	ジョージタウン		100.0		
869	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
870	Plenary Group Pty. Ltd.	メルボルン		23.5		
871	Plenary Group Unit Trust	メルボルン		25.4		
872	PMG Collins, LLC	タラハシー		100.0		
873	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
874	Portos N.V.	アムステルダム		100.0		
875	Postbank Akademie und Service GmbH	ハメルン		100.0		
876	Powerlase Limited（メンバーによる任意清算中）	ホヴ		24.8		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
877	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
878	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
879	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
880	Primelux Insurance S.A.	ルクセンブルク		100.0	14.7	-1.6
881	Prince Rupert Luxembourg S.à r.l.	ゼニンガーベルク		100.0	183.9	-0.3
882	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
883	Private Capital Portfolio L.P.	ロンドン		38.2	61.3	-1.6
884	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
885	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
886	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
887	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
888	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
889	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
890	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		51.0		
891	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	レーダーマルク		80.2		
892	PT. Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		99.0	18.1	2.7
893	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ		40.0		
894	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン		100.0		
895	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		100.0	19.3	2.0
896	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
897	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
898	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
899	PX Group Limited	ストックトン＝オン＝ティーズ		29.4		
900	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
901	Quantum 13 LLC	ウィルミントン		49.0		
902	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
903	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
904	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		33.0		
905	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		33.3		
906	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0		
907	registrar services GmbH	エシュボルン	2	100.0		
908	Regula Limited	ロードタウン		100.0		
909	REIB Europe Investments Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0	0.0	5.2
910	REIB International Holdings Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
911	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルク		20.0		
912	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
913	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
914	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
915	Rhine Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
916	Rimvalley Limited	ダブリン		100.0		
917	RoCal, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
918	RoCalwest, Inc.	ウィルミントン		100.0	37.9	0.0
919	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
920	RPWire LLC	ウィルミントン		33.3		
921	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0		
922	RREEF Debt Investments Fund, L.P.	ウィルミントン		66.7		
923	RREEF Debt Investments Master Fund I, L.P.	ウィルミントン		100.0		
924	RREEF Debt Investments Master Fund II, L.P.	ウィルミントン		66.7		
925	RREEF Debt Investments Offshore II, L.P.	ジョージタウン		50.0		
926	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
927	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
928	RREEF Investment GmbH	フランクフルト	2	99.9	16.7	0.0
929	RREEF Management GmbH	フランクフルト	2	100.0	89.3	0.0
930	RREEF Property Trust Inc.	ボルチモア		45.6		
931	RREEF Shanghai Investment Consultancy Company	上海		100.0		
932	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト	2	100.0		
933	Rüd Blass Vermögensverwaltung AG 清算中	チューリッヒ		100.0		
934	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハメルン		100.0		
935	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
936	Safron AMD Partners, L.P.	ジョージタウン		22.0		
937	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン		21.7		
938	Sagamore Limited	ロンドン	1	100.0	13.4	142.4
939	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
940	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	2	100.0	333.3	0.0
941	Sal. Oppenheim Boulevard Konrad Adenauer S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
942	Sal. Oppenheim Corporate Finance North America Holding LLC	ウィルミントン		100.0	19.7	0.0
943	Sal. Oppenheim Global Invest GmbH	ケルン		100.0	1,589.0	0.1
944	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	2	100.0	959.5	0.0
945	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	24.5	1.5
946	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	2	100.0		
947	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	171.4	3.2
948	Sal. Oppenheim Private Equity Partners S.A.	ルクセンブルク		100.0		
949	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
950	SALOMON OPPENHEIM GmbH i. L.	ケルン		100.0		
951	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
952	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ		58.5		
953	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本（百万ユーロ）	損益（百万ユーロ）
954	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
955	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
956	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
957	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
958	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
959	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
960	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
961	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS „DYCKBURG"	ハンブルク		41.3		
962	Schiffahrtsgesellschaft MS „Simon Braren" GmbH & Co KG	コルマール		26.6		
963	Schiffsbetriebsgesellschaft Brunswik mit beschränkter Haftung	ハンブルク	2	100.0		
964	Schiffsbetriebsgesellschaft FINNA mbH	ハンブルク		100.0		
965	Schiffsbetriebsgesellschaft GRIMA mbH	ハンブルク		100.0		
966	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		33.2		
967	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
968	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ		71.1		
969	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
970	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ		95.0		
971	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
972	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
973	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
974	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
975	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
976	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
977	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
978	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
979	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i. L.	デュッセルドルフ		94.7		
980	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i. L.	デュッセルドルフ		100.0		
981	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
982	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
983	Service Company Four Limited	香港		100.0		
984	Service Company Three Limited	香港		100.0		
985	Shopready Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
986	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
987	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
988	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
989	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
990	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
991	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
992	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ		83.8		
993	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
994	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコ・シティ		100.0		
995	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
996	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
997	Sixco Leasing Limited	ロンドン		100.0		
998	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
999	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1000	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1001	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i. L.	ハレ・アン・デア・ザーレ		30.5		
1002	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1003	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1004	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1005	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1006	SPhinX, Ltd.（任意清算中）	ジョージタウン		43.6		
1007	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1008	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1009	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
1010	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1011	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1012	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		50.0		
1013	Station Holdco LLC	ウィルミントン		25.0		
1014	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
1015	エス・ティー・シーキャピタル有限会社	東京		100.0		
1016	STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	シェーネフェルト		100.0		
1017	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1018	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Promohypermarkt Gelsenkirchen KG	デュッセルドルフ		48.7		
1019	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1020	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1021	SunAmerica Affordable Housing Partners 47	カーソンシティ		99.0		
1022	Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	2	100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1023	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1024	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1025	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1026	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1027	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0		
1028	Sylvester (2001) Limited	ジョージタウン		100.0	518.7	2.7
1029	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
1030	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1031	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1032	ティー・エー・エフ・ツー有限会社	東京		100.0		
1033	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1034	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0	13.7	0.3
1035	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1036	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1037	Tapeorder Limited（メンバーによる任意清算中）	ロンドン		100.0		
1038	TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		100.0		
1039	Taunus Corporation（サブグループ）	ウィルミントン	4	100.0	2,843.0	-0.7
1040	-ABFS I Incorporated	ボルチモア		100.0		
1041	-ABS Leasing Services Company	シカゴ		100.0		
1042	-ABS MB Ltd.	ボルチモア		100.0		
1043	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		100.0		
1044	-Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		100.0		
1045	-Alex. Brown Management Services, Inc.	ボルチモア		100.0		
1046	-Allsar Inc.	ウィルミントン		100.0		
1047	-Apexel LLC	ウィルミントン		100.0		
1048	-Argent Incorporated	ボルチモア		100.0		
1049	-Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		100.0		
1050	-Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
1051	-Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1052	-Azurix Buenos Aires S.A.（清算中）	ブエノスアイレス		100.0		
1053	-Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1054	-Azurix Corp.	ウィルミントン		100.0		
1055	-Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1056	-B.T. Vordertaunus (Luxembourg), S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
1057	-Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セント・ヘリアー		100.0		
1058	-Barkly Investments Ltd.	セント・ヘリアー		100.0		
1059	-Bleeker Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
1060	-Bluewater Creek Management Co.	ウィルミントン		100.0		
1061	-Bonsai Investment AG	フラウエンフェルト		100.0		
1062	-Broome Investments Limited	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本（百万ユーロ）	損益（百万ユーロ）
1063	-BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		100.0		
1064	-BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
1065	-BT Muritz GmbH	エシュボルン		100.0		
1066	-BT Sable, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1067	-BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
1068	-BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0		
1069	-BTVR Investments No. 1 Limited	セント・ヘリアー		100.0		
1070	-C. J. Lawrence Inc.	ウィルミントン		100.0		
1071	-Castlewood Expansion Partners, L.P.	ウィルミントン		87.5		
1072	-Cedar Investment Co.	ウィルミントン		100.0		
1073	-Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0		
1074	-CNS Cayman Holdings One Limited（任意清算中）	ジョージタウン		100.0		
1075	-Coronus L.P.	セント・ヘリアー		100.0		
1076	-Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1077	-Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		100.0		
1078	-Dawn-BV LLC	ウィルミントン		100.0		
1079	-Dawn-BV-Helios LLC	ウィルミントン		100.0		
1080	-Dawn-G II LLC	ウィルミントン		100.0		
1081	-Dawn-G LLC	ウィルミントン		100.0		
1082	-Dawn-G-Helios LLC	ウィルミントン		100.0		
1083	-DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0		
1084	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
1085	-DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		100.0		
1086	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
1087	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1088	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
1089	-DB Capital Management, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1090	-DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1091	-DB Capital, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1092	-DB Clyde, LLC	ウィルミントン		100.0		
1093	-DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0		
1094	-DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1095	-DB Depositor Inc.	ウィルミントン		100.0		
1096	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
1097	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
1098	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
1099	-DB ESC Corporation	ウィルミントン		100.0		
1100	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
1101	-DB Fund Services LLC	ウィルミントン		100.0		
1102	-DB Funding LLC #4	ウィルミントン		100.0		
1103	-DB Funding LLC #5	ウィルミントン		100.0		
1104	-DB Funding LLC #6	ウィルミントン		100.0		

次へ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1105	-DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		100.0		
1106	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1107	-DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
1108	-DB Green, Inc.	ニューヨーク		100.0		
1109	-DB Hawks Nest, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1110	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
1111	-DB Horizon, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1112	-DB Hypernova LLC	ウィルミントン		100.0		
1113	-DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1114	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
1115	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
1116	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
1117	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
1118	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
1119	-DB Managers, LLC	ウエスト・トレントン		100.0		
1120	-DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		100.0		
1121	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
1122	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルク		100.0		
1123	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1124	-DB Partnership Management II, LLC	ウィルミントン		100.0		
1125	-DB Perry Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
1126	-DB Rivington Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
1127	-DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		100.0		
1128	-DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1129	-DB Securities Services NJ Inc.	ニューヨーク		100.0		
1130	-DB Servicios México, S.A. de C.V.	メキシコ・シティ		100.0		
1131	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
1132	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1133	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
1134	-DB Warren Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
1135	-DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0		
1136	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
1137	-DBCCA Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1138	-DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0		
1139	-DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0		
1140	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1141	-DBS Technology Ventures, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1142	-DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0		
1143	-DBUSBZ2, LLC	ウィルミントン		100.0		
1144	-DBVR Investments No. 3 Ltd.	ウィルミントン		100.0		
1145	-DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
1146	-DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
1147	-Deer River, L.P.	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1148	-Deutsche Asset Management Canada Limited	トロント		100.0		
1149	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
1150	-Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコ・シティ		100.0		
1151	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
1152	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
1153	-Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0		
1154	-Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		100.0		
1155	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
1156	-Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0		
1157	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
1158	-Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコ・シティ		100.0		
1159	-DFC Residual Corp.	カーソンシティ		100.0		
1160	-DJ Williston Swaps LLC	ウィルミントン		100.0		
1161	-DMG Technology Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1162	-Dusk LLC	ウィルミントン		100.0		
1163	-DWS Investments Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1164	-DWS Investments Service Company	ウィルミントン		100.0		
1165	-DWS Trust Company	セイラム		100.0		
1166	-ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
1167	-Equipment Management Services LLC	ウィルミントン		100.0		
1168	-Firstee Investments LLC	ウィルミントン		100.0		
1169	-Four Corners CLO III, Ltd.	ジョージタウン		50.1		
1170	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
1171	-GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1172	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1173	-Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0		
1174	-German American Capital Corporation	ボルチモア		100.0		
1175	-GGGolf, LLC	ウィルミントン		100.0		
1176	-Glacier Mountain, L.P.	ウィルミントン		100.0		
1177	-Global Commercial Real Estate Special Opportunities Limited	セント・ヘリアー		100.0		
1178	-Greene Investments Limited（任意清算中）	ジョージタウン		100.0		
1179	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
1180	-Hotel Majestic LLC	ウィルミントン		100.0		
1181	-Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
1182	-Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
1183	-Legacy Reinsurance, LLC	バーリントン		100.0		
1184	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
1185	-MacDougal Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
1186	-Maher 1210 Corbin LLC	ウィルミントン		100.0		
1187	-Maher Chassis Management LLC	ウィルミントン		100.0		
1188	-Maher Terminals LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本（百万ユーロ）	損益（百万ユーロ）
1189	-Maher Terminals Logistics Systems LLC	ウィルミントン		100.0		
1190	-Maher Terminals USA, LLC	ウィルミントン		100.0		
1191	-Mallard Place, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1192	-Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
1193	-Manta Group LLC	ウィルミントン		100.0		
1194	-Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.	ハミルトン		100.0		
1195	-Mars Investment Trust II	ニューヨーク		100.0		
1196	-Mars Investment Trust III	ニューヨーク		100.0		
1197	-Mayfair Center, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1198	-Mercer Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
1199	-MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0		
1200	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
1201	-MMDB Noonmark L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1202	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
1203	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
1204	-NCKR, LLC	ウィルミントン		100.0		
1205	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
1206	-Newhall LLC	ウィルミントン		100.0		
1207	-North American Income Fund PLC	ダブリン		67.3		
1208	-Northern Pines Funding, LLC	ドーバー		100.0		
1209	-Novelties Distribution LLC	ウィルミントン		100.0		
1210	-Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
1211	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
1212	-PARTS Student Loan Trust 2007-CT1	ウィルミントン		100.0		
1213	-PARTS Student Loan Trust 2007-CT2	ウィルミントン		100.0		
1214	-Pollus L.P.	セント・ヘリアー		100.0		
1215	-Polydeuce LLC	ウィルミントン		100.0		
1216	-Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
1217	-Pyramid Ventures, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1218	-Reade, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1219	-Red Lodge, L.P.	ウィルミントン		100.0		
1220	-REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0		
1221	-Ripple Creek, L.P.	ウィルミントン		100.0		
1222	-RMS Investments (Cayman)	ジョージタウン		100.0		
1223	-RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1224	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
1225	-RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1226	-RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
1227	-RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		99.9		
1228	-RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		99.9		
1229	-Serviced Office Investments Limited	セント・ヘリアー		100.0		
1230	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
1231	-Sherwood Properties Corp.	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1232	-Silver Leaf 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
1233	-Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0		
1234	-STTN, Inc.	ウィルミントン		100.0		
1235	-Urbistar Settlement Services, LLC	ハリスバーグ		100.0		
1236	-Varick Investments Limited	ウィルミントン		100.0		
1237	-Village Hospitality LLC	ウィルミントン		100.0		
1238	-Whispering Woods LLC	ウィルミントン		100.0		
1239	-Whistling Pines LLC	ウィルミントン		100.0		
1240	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
1241	TEBA Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	シェーネフェルト		100.0		
1242	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1243	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0	-229.0	17.3
1244	Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen Bank mbH	フランクフルト	2	100.0		
1245	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
1246	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		100.0		
1247	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	1	100.0	29.5	0.1
1248	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1249	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1250	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ		100.0		
1251	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ		100.0		
1252	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
1253	The Debt Redemption Fund Limited	ジョージタウン		99.8		
1254	The World Markets Company GmbH i. L.	フランクフルト		74.8		
1255	THG Beteiligungsverwaltung GmbH	ハンブルク		50.0		
1256	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1257	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ		25.0		
1258	Tilney (Ireland) Limited (清算中)	ダブリン		100.0		
1259	Tilney Asset Management International Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
1260	Tilney Group Limited	リヴァプール		100.0	53.6	3.7
1261	Tilney Investment Management	リヴァプール		100.0	29.4	-9.6
1262	TOKOS GmbH	リュッツェン-ゴスタウ		100.0	504.8	0.9
1263	TONGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
1264	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1265	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1266	Trave Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
1267	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1268	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1269	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
1270	Trevona Limited	ロードタウン		100.0		
1271	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1272	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
1273	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	328.5	0.2
1274	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		33.1		
1275	Triton Fund III G L.P.	セント・ヘリアー		62.5		
1276	TRS 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
1277	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
1278	TRS Babson I LLC	ウィルミントン		100.0		
1279	TRS Bluebay LLC	ウィルミントン		100.0		
1280	TRS Bruin LLC	ウィルミントン		100.0		
1281	TRS Callisto LLC	ウィルミントン		100.0		
1282	TRS Camulos LLC	ウィルミントン		100.0		
1283	TRS Cypress LLC	ウィルミントン		100.0		
1284	TRS DB OH CC Fund Financing LLC	ウィルミントン		100.0		
1285	TRS Eclipse LLC	ウィルミントン		100.0		
1286	TRS Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
1287	TRS Elgin LLC	ウィルミントン		100.0		
1288	TRS Elm LLC	ウィルミントン		100.0		
1289	TRS Feingold O'Keeffe LLC	ウィルミントン		100.0		
1290	TRS Fore LLC	ウィルミントン		100.0		
1291	TRS Ganymede LLC	ウィルミントン		100.0		
1292	TRS GSC Credit Strategies LLC	ウィルミントン		100.0		
1293	TRS Haka LLC	ウィルミントン		100.0		
1294	TRS HY FNDS LLC	ウィルミントン		100.0		
1295	TRS Io LLC	ウィルミントン		100.0		
1296	TRS Landsbanki Islands LLC	ウィルミントン		100.0		
1297	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
1298	TRS Metis LLC	ウィルミントン		100.0		
1299	TRS Plainfield LLC	ウィルミントン		100.0		
1300	TRS Poplar LLC	ウィルミントン		100.0		
1301	TRS Quogue LLC	ウィルミントン		100.0		
1302	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
1303	TRS SeaCliff LLC	ウィルミントン		100.0		
1304	TRS Stag LLC	ウィルミントン		100.0		
1305	TRS Stark LLC	ウィルミントン		100.0		
1306	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
1307	TRS Sycamore LLC	ウィルミントン		100.0		
1308	TRS Thebe LLC	ウィルミントン		100.0		
1309	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		100.0		
1310	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1311	TRS Watermill LLC	ウィルミントン		100.0		
1312	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1313	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1314	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1315	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		24.0		
1316	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		100.0		
1317	ユー・ディー・エス・キャピタル有限会社	東京		100.0		
1318	US Real Estate Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0		
1319	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1320	VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs GmbH	ミュンヘン		100.0		
1321	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH	ミュンヘン		100.0		
1322	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III KG i. L.	ミュンヘン	1	37.0	17.6	2.2
1323	VCG Venture Capital Gesellschaft mbH & Co. Fonds III Management KG	ミュンヘン		26.7		
1324	VCM / BHF Initiatoren GmbH & Co. Beteiligungs KG	ミュンヘン		48.8		
1325	VCM Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン		23.5		
1326	VCM Initiatoren II GmbH & Co. KG	ミュンヘン		23.5		
1327	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン		34.9		
1328	VCM MIP III GmbH & Co. KG	ケルン		61.0		
1329	VCM MIP IV GmbH & Co. KG	ケルン		61.0		
1330	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		100.0		
1331	VCM VII European Mid-Market Buyout GmbH & Co. KG	ケルン		28.8	34.8	0.4
1332	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
1333	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
1334	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		100.0		
1335	Verwaltung ABL Immobilienbeteiligungsgesellschaft mbH	ハンブルク		50.0		
1336	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
1337	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1338	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1339	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1340	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1341	Volbroker.com Limited	ロンドン		23.8		
1342	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		100.0		
1343	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	83.1	1.1
1344	WERDA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
1345	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
1346	WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG	ケルン		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1347	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
1348	Willem S.A.	ルクセンブルク		95.0		
1349	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1350	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット		50.0		
1351	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1352	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1353	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1354	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1355	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1356	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		100.0		
1357	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1358	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1359	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1360	ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
1361	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1362	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Leben II KG	デュッセルドルフ		97.6	13.0	-10.2
1363	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1364	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1365	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1366	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		25.0		
1367	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1368	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG	デュッセルドルフ		97.9	15.1	-9.8
1369	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1370	Zenwix Pty. Limited	シドニー		100.0		
1371	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1372	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1373	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1374	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	125.5	0.6
1375	ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
1376	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1377	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1378	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1379	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1380	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1381	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1382	ZITRAL Beteiligungsgesellschaft mbH i. L.	デュッセルドルフ		50.0		
1383	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1384	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1385	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1386	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1387	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1388	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1389	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1390	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1391	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1392	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1393	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1394	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i. L.	シェーネフェルト		20.4		
1395	Zürich - Swiss Value AG 清算中	チューリッヒ		50.1	26.8	1.5
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
1396	Abode Mortgage Holdings Corporation	バンクーバー		8.5		
1397	Abraaj Capital Holdings Limited	ジョージタウン		8.8		
1398	Accunia A/S	コペンハーゲン		9.9		
1399	BATS Global Markets, Inc.	ウィルミントン		6.7		
1400	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6		
1401	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		8.5		
1402	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュヴェリーン		8.4		
1403	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
1404	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		8.2		
1405	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
1406	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
1407	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
1408	Cecon ASA	アーレンダール		7.5		
1409	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		14.8		
1410	ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung	エシュボルン		16.8		
1411	DB Platinum IV	ルクセンブルク		5.9		
1412	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		19.9		
1413	Gemeng International Energy Group Company Limited	太原		9.0		
1414	Hua Xia Bank Company Limited	北京		19.9		
1415	HYPOPORT AG	ベルリン		9.7		
1416	ISWAP Limited	ロンドン		14.2		
1417	IVG Institutional Funds GmbH	フランクフルト		6.0		
1418	K & N Kenanga Holdings Bhd	クアラルンプール		13.8		
1419	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		11.0		
1420	Liquiditäts-Konsortialbank Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		8.5		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
1421	Markit Group Holdings Limited	ロンドン		6.8		
1422	OTCDeriv Limited	ロンドン		7.2		
1423	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.I.	フランクフルト		19.5		
1424	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
1425	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
1426	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		14.8		
1427	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		6.2		
1428	りんかい日産建設株式会社	東京		8.5		
1429	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
1430	4 SC AG	プラネック		6.1		
1431	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		6.4		
1432	Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsa Obbligazionaria Europea S.p.A.	ローマ		5.0		
1433	The Clearing House Association L.L.C.	ウィルミントン		5.6		
1434	TORM A/S	ヘレルプ		6.2		
1435	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		5.5		
1436	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		12.2		
1437	3W Power S.A.	ルクセンブルク		9.2		
1438	Wilson HTM Investment Group Ltd	ブリスベン		19.8		
1439	エンサイドットコム証券株式会社	東京		7.1		
1440	Yieldbroker Pty Limited	シドニー		16.7		
1441	Yukon-Nevada Gold Corp.	バンクーバー		12.2		

次へ

経営組織

取締役会

Jürgen Fitschen
共同会長

Anshuman Jain
共同会長

Stefan Krause

Dr. Stephan Leithner

Stuart Wilson Lewis

Rainer Neske

Henry Ritchotte

監査役会

Dr. Paul Achleitner
－会長
（ミュンヘン）

Alfred Herling*
－副会長
2013年5月23日就任
ドイツ銀行AG（ヴッパータール）

Karin Ruck*
－副会長
2013年5月23日退任
ドイツ銀行AG（バートゾーデン・アム・タウヌス）

Wolfgang Böhr*
2013年5月23日退任
ドイツ銀行AG（デュッセルドルフ）

Frank Bsirske*
2013年5月23日就任
ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft)
（ベルリン）トレード・ユニオン委員長

John Cryan
2013年5月23日就任
Temasek International Pte Ltd.（シンガポール）
ヨーロッパ担当プレジデント、アフリカ担当リーダー、ポートフォリオ担当リーダー

Dina Dublon
2013年11月1日就任
（ニューヨーク）

Dr. Karl-Gerhard Eick
2013年5月23日退任
KGE Asset Management Consulting Ltd.（ロンドン）

Katherine Garrett-Cox
Alliance Trust Plc（アンガス・ブレチン）
最高経営責任者

Timo Heider*
2013年5月23日就任
BHW Bausparkasse Zentrale（エンマータール）

Sabine Irrgang*
2013年5月23日就任
ドイツ銀行AG（マンハイム）

Prof. Dr. Henning Kagermann
ドイツ科学技術アカデミー
（ケーニヒス・ヴスターハウゼン）理事長

Martina Klee*
ドイツ銀行AG（フランクフルト・アム・マイン）

Suzanne Labarge
（オークヴィル）

Peter Löscher
Siemens AG（ミュンヘン）取締役会会長
（2013年7月31日退任）

Henriette Mark*
ドイツ銀行AG（ミュンヘン）

Gabriele Platscher*
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG
（ブラウンシュヴァイク）

Bernd Rose*
2013年5月23日就任
Postbank GBR Filialbetrieb AGおよびPostbank Filial GmbH（メンデン）

Rudolf Stockem*
ver. di-Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft（アーヘン）トレード・ユニオン・セクレタリー

Stephan Szukalski*
2013年5月23日就任
ドイツ・ポストバンクAG（フランクフルト・アム・マイン）

Dr. Johannes Teyssen
E.ON SE（デュッセルドルフ）取締役会会長

Marlehn Thieme*
2013年5月23日退任
ドイツ銀行AG（バートゾーデン・アム・タウヌス）

Georg Thoma
2013年5月23日就任
Shearman & Sterling LLP（ノイス）パートナー

Tilman Todenhöfer
2013年10月31日退任
Robert Bosch Industrietreuhand KG（マドリッド）マネージング・パートナー

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler
（エッセン）

Stefan Viertel*
2013年5月23日退任
ドイツ銀行AG（バートゾーデン・アム・タウヌス）

Renate Voigt*
2013年5月23日退任
ドイツ銀行AG（シュトゥットガルト）

Werner Wenning
2013年5月23日退任
E.ON SE監査役会会長
Bayer AG（レバークーゼン）監査役会会長

* ドイツの当行従業員により選出された。Renate Voigtが従業員代表者として裁判所から指名された。

委員会

会長委員会
Dr. Paul Achleitner
－委員長

Frank Bsirske*
2013年5月23日就任

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann
2013年11月1日就任

Karin Ruck*
2013年5月23日退任

Tilman Todenhöfer
2013年10月31日退任

調停委員会
Dr. Paul Achleitner
－委員長

Wolfgang Böhr*
2013年5月23日退任

Alfred Herling*
2013年5月23日就任

Prof. Dr. Henning Kagermann
2013年11月1日就任

Karin Ruck*
2013年5月23日退任

Stephan Szukalski*
2013年5月23日就任

Tilman Todenhöfer
2013年10月31日退任

監査委員会
John Cryan
2013年5月23日就任
－委員長

Dr. Karl-Gerhard Eick
2013年5月23日退任
－委員長

Dr. Paul Achleitner

Henriette Mark*

Gabriele Platscher*
2013年5月23日就任

Bernd Rose*
2013年5月23日就任

Karin Ruck*
2013年5月23日退任

Marlehn Thieme*
2013年5月23日退任

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler

* ドイツの当行従業員により選出された。

リスク委員会
Dr. Paul Achleitner
－委員長

John Cryan
2013年5月23日就任

Dina Dublon
2013年11月1日就任

Prof. Dr. Henning Kagermann
2013年10月31日退任

Suzanne Labarge

Rudolf Stockem
2013年5月23日就任

任命委員会
Dr. Paul Achleitner
－委員長

Frank Bsirske*
2013年10月29日就任

Alfred Herling*
2013年10月29日就任

Prof. Dr. Henning Kagermann
2013年11月1日就任

Dr. Johannes Teyssen
2013年5月23日就任

Tilman Todenhöfer
2013年10月31日退任

Werner Wenning
2013年5月23日退任

公正委員会
（2013年5月23日設置）
Georg Thoma
－委員長

Dr. Paul Achleitner

Timo Heider*

Sabine Irrgang*

Martina Klee*

Peter Löscher

報酬統制委員会
（2013年10月29日設置）
Dr. Paul Achleitner
－委員長

Frank Bsirske*

Alfred Herling*

Prof. Dr. Henning Kagermann

諮問委員会

諮問委員会については、ドイツ銀行のウェブサイト(www.deutsche-bank.de/beraterkreise)にて公開している。

マンデイト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー（2014年2月現在）。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2014年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役については、就任日現在の職務が記載されている。

監査役			
職務担当者	**役職**	**会社名**	**職務**
Dr. Paul Achleiter	ドイツ銀行AG 監査役会会長	**当グループ外における職務**	
		Bayer AG	監査役
		Daimler AG	監査役
		RWE AG	監査役 (2013年4月退任)
Wolfgang Böhr (2013年5月退任)	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（デュッセルドルフ）会長；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー	**当グループ外における職務**	
		Deutscher Bankangestellten Verband (DBV)	アソシエーション・カウンシル会長
Frank Bsirske (2013年5月就任)	ver.di (Vereinte Dienstleistungs-gewerkschaft)トレード・ユニオン委員長	**当グループ外における職務**	
		IBM Central Holding GmbH	監査役
		Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)	取締役
		RWE AG	監査役会副会長
		当グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役会副会長
John Cryan (2013年5月就任)	Temasek International Pte Ltd.ヨーロッパ担当プレジデント、アフリカ担当リーダー、ポートフォリオ・ストラテジー担当リーダーおよび信用ポートフォリオ担当リーダー	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Dina Dublon (2013年11月就任)		**当グループ外における職務**	
		Accenture PLC	取締役
		Microsoft Corporation	取締役
		PepsiCo Inc.	取締役
Dr. Karl-Gerhard Eick (2013年5月退任)	KGE Asset Management Consulting Ltd. 経営コンサルタント	**当グループ外における職務**	
		CORPUS SIREO Holding GmbH & Co. KG	監査役会会長

監査役

職務担当者	役職	会社名	職務
Katherine Garrett-Cox	Alliance Trust PLC. 最高経営責任者	**当グループ外における職務**	
		Alliance Trust Investments	最高責任者
		Alliance Trust Savings Ltd.	常勤会長
Timo Heider (2013年5月就任)	ドイツ・ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長；BHW Bausparkasse AG、Postbank Finanzberatung AGおよびBHW Kreditservice GmbHゼネラル・スタッフ・カウンシル会長；BHW Bausparkasse AG、BHW Kreditservice GmbH、Postbank Finanzberatung AGおよびBHW Holding AGスタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー；ヨーロピアン・スタッフ・カウンシル・メンバー	**当グループにおける職務**	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		BHW Holding AG	監査役会副会長
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVa.G.	監査役会副会長
Alfred Herling	ドイツ銀行AG監査役会副会長（2013年5月就任）；ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（ヴッパータール／ザウアーランド）会長；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長；ヨーロピアン・スタッフ・カウンシル・メンバー	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Sabine Irrgang (2013年5月就任)	ドイツ銀行AGヒューマン・リソース・マネジメント・サウス（ジュートバーデンおよびヴュルテンベルク）リーダー	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Professor Dr. Henning Kagermann	ドイツ科学技術アカデミー 理事長	**当グループ外における職務**	
		BMW Bayerische Motoren Werke AG	監査役
		Deutsche Post AG	監査役
		Franz Haniel & Cie. GmbH	監査役
		Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft AG	監査役
		Nokia Corporation	取締役
		Wipro Technologies	取締役
Martina Klee	ドイツ銀行スタッフ・カウンシル・グループCOO（エッシュボルン／フランクフルト）会長	**当グループ外における職務**	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutschen Bank VVa.G.	監査役

監査役

職務担当者	役職	会社名	職務
Suzanne Labarge		**当グループ外における職務**	
		Coca-Cola Enterprises Inc.	取締役
		XL Group PLC	取締役
Peter Löscher	Siemens Stiftungボード・オブ・トラスティーズ・プレジデント	**当グループ外における職務**	
		Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft AG	監査役
		TBG Limited (Thyssen Bornemisza Group)	非常勤取締役
Henriette Mark	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（ミュンヘン・南ババリア）会長；ドイツ銀行グループ・カウンシル・メンバー；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー；ドイツ銀行ヨーロピアン・スタッフ・カウンシル会長	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Gabriele Platscher	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（ブラウンシュヴァイク／ヒルデスハイム）会長	**当グループ外における職務**	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会副会長
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	
		BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
Bernd Rose (2013年5月就任)	Postbank Filialvertrieb AGおよびPostbank Filial GmbHジョイント・ゼネラル・スタッフ・カウンシル会長	**当グループ外における職務**	
		ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft	監査役会副会長
		当グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役
Karin Ruck (2013年5月退任)	ドイツ銀行 AG 監査役会副会長；リージョン（フランクフルト／ヘッセン・オスト）におけるシニア・アドバイザー・リージョナル・トランスフォーメーション；ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（フランクフルト支店）メンバー	**当グループ外における職務**	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	
		BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
Rudolf Stockem	ver. di (Vereinte Dienstleistungs-gewerkschhaft)トレード・ユニオン・セクレタリー	**当グループ外における職務**	
		Generali Holding Deutschland AG	監査役 (2013年12月退任)
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役

監査役

職務担当者	役職	会社名	職務
Stephan Szukalski (2013年5月就任)	ドイツの銀行従業員組合(Deutscher Bankangestellten-Verband; DBV)全国委員長；Betriebs-Center für Banken AGスタッフ・カウンシル会長	**当グループにおける職務**	
		Betriebs-Center für Banken AG	監査役
Dr. Johannes Teyssen	E. ON SE取締役会会長	**当グループ外における職務**	
		Salzgitter AG	監査役
Marlehn Thieme (2013年5月退任)	ドイツ銀行ディレクター・インフラストラクチャー／リージョナル・マネジメント・コミュニケーションズ・コーポレート・シチズンシップ	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Georg F. Thoma (2013年5月就任)	Sherman & Sterling LLPパートナー	**当グループ外における職務**	
		NOVA Chemicals Corporation	取締役 (2014年2月退任)
Tilman Todenhöfer (2013年10月退任)	Robert Bosch Industrietreuhand KG マネージング・パートナー	**当グループ外における職務**	
		Robert Bosch GmbH	監査役
		Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG	経営委員会会長 (2013年6月退任)
Professor Dr. Klaus Rüdiger Trützschler		**当グループ外における職務**	
		Bilfinger SE	監査役 (2013年6月退任)
		Sartorius AG	監査役
		TAKKT AG	監査役会副会長 (2013年2月就任) 監査役会会長 (2013年1月退任)
		Wilh. Werhahn KG	監査役
		Wuppermann AG	監査役会会長
		Zwiesel Kristallglas AG	監査役会会長
Stefan Viertel (2013年5月退任)	ドイツ銀行AGキャッシュ・マネジメント・ファイナンシャル・インスティテューションズ（オーストリアおよびハンガリー）リーダー、シニア・セールス・マネジャー	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Renate Voigt (2013年5月退任)	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル（シュトゥットガルト／エスリンゲン／ハイルブロン）会長	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Werner Wenning (2013年5月退任)	E.ON SE 監査役会会長	**当グループ外における職務**	
		Bayer AG	監査役会会長
		HDI VV a.G.	監査役
		Siemens AG	監査役
		Talanx AG	監査役

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に従いドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監査役会における職務については*の印が付されている（2014年2月現在）。

2014年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役については、就任日現在の職務が記載されている。

取締役			
職務担当者	**役職**	**会社名**	**職務**
Jürgen Fitschen	取締役会共同会長 (共同最高経営責任者)	**当グループ外における職務**	
		Kühne + Nagel International AG*	取締役
		METRO AG*	監査役
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役会会長
		Deutsche Securities Saudi Arabia	取締役会会長
Anshuman Jain	取締役会共同会長 (共同最高経営責任者)	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	
Stefan Krause	取締役	**当グループにおける職務**	
		BHF-BANK Aktiengesellschaft*	監査役会会長
		DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	諮問委員会委員長
		Deutsche Bank Europe GmbH	監査役会会長
		Deutsche Bank Financial LLC*	取締役
		Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
Dr. Stephan Leithner	取締役	**当グループ外における職務**	
		BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役 (2013年6月就任)
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役会副会長 (2013年3月就任)
		OOO „Deutsche Bank“	監査役会会長
Stuart Lewis	取締役	**当グループ外における職務**	
		ロンドン証券取引所*	取締役 (2013年6月就任)
		当グループにおける職務	
		Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役
Rainer Neske	取締役	**当グループにおける職務**	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*	監査役会会長
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役会会長
Henry Ritchotte	取締役	開示の対象となる監査役会および類似の監督機関のメンバーおよび取締役に就任していない。	

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監督機関のメンバー（2013年12月31日現在）である。

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	**会社名**	**職務**
Dr. Robin Bartels	**当グループ外における職務**	
	Saint-Gobain Autoglas GmbH	監査役
	Saint-Gobain Glass Deutschland GmbH	監査役
Burkhard Baum	**当グループ外における職務**	
	BIG BAU-Investitionsgesellschaft mbH	監査役
Rainer Bender	**当グループ外における職務**	
	Saint-Gobain Building Distribution Deutschland GmbH	監査役
Brigitte Bromm	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Michael Bice Jr	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	取締役
Oliver Bortz	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Bauspar AG	監査役
Ralf Brümmer	**当グループ外における職務**	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会副会長
Matthias Buck	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Thomas Buschmann	**当グループ外における職務**	
	V & M Deutschland GmbH	監査役
	VSM Vereinigte Schmirgel- und Maschinen-Fabriken AG	監査役
Brendan Bush	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	取締役
Mary Chen-Eng	**当グループにおける職務**	
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役
Dr. Thorsten Demel	**当グループ外における職務**	
	GFT Technologies AG	監査役
Alexis Depetris	**当グループにおける職務**	
	DB Commodity Services LLC	取締役
Robert Dibble	**当グループにおける職務**	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
Dario DiMuro	**当グループにおける職務**	
	Finanza & Futuro Banca S.p.A.	監査役
Karin Dohm	**当グループ外における職務**	
	Deutsche EuroShop AG	監査役
Andreas Dörhöfer	**当グループ外における職務**	
	Valovis Bank AG	監査役
Christop Von-Dryander	**当グループにおける職務**	
	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（DeAWM）	監査役
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役

ドイツ銀行AGの従業員

職務担当者	会社名	職務
Annemarie Ehrhardt	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Gerhard Erb	**当グループ外における職務**	
	Bezirksbaugenossenschaft Altwürttemberg e.G.	監査役
Michele Faissola	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank (Suisse) S.A.	監査役会会長
	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (DeAWM)	監査役会会長
Richard W. Ferguson	**当グループにおける職務**	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	取締役
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Paul Graeme Fraser	**当グループにおける職務**	
	German American Capital Corporation	取締役
Wolfgang Gaertner	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Michael Gilligan	**当グループにおける職務**	
	DB Commodity Services LLC	取締役
Philipp von Girsewald	**当グループにおける職務**	
	BHF-BANK Aktiengesellschaft	監査役会副会長
James Gnall	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Jules Goodman	**当グループにおける職務**	
	DB Holdings (New York), Inc.	取締役
Joachim Häger	**当グループにおける職務**	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
Wilhelm von Haller	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Österreich AG	監査役
	Deutsche Oppenheim Family Office AG	監査役
Carmen Herbstritt	**当グループにおける職務**	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
Henning Heuerding	**当グループにおける職務**	
	BHF-BANK Aktiengesellschaft	監査役
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役会副会長
Thomas Keller	**当グループ外における職務**	
	GEZE GmbH	監査役
	Homag Group AG	監査役
Susanne Kloess	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Bauspar AG	監査役
Caio Koch-Weser	**当グループ外における職務**	
	BG Group plc	取締役
Martin YG Kremenstein	**当グループにおける職務**	
	DB Commodity Services LLC	取締役
Frank Kuhnke	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Nederland N.V.	監査役
	DWS Investment S.A.	取締役

ドイツ銀行AGの従業員

職務担当者	会社名	職務

Britta Lehfeldt	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Bauspar AG	**監査役**
Igor Lojevsky	**当グループ外における職務**	
	JSC „Aeroflot – Russian Airlines“	**非常勤取締役**
Peter McLady	**当グループ外における職務**	
	Traiana Inc.	**取締役**
Marc Melzer	**当グループ外における職務**	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt	**取締役**
Michael Münch	**当グループ外における職務**	
	Berlin Phil Media GmbH	**監査役**
Nikitas Psyllakis	**当グループにおける職務**	
	DB Consorzio S.Cons.a.r.l.	**取締役**
	Deutsche Bank (Malta) Ltd.	**取締役**
Robert Rankin	**当グループ外における職務**	
	華夏銀行	**取締役**
Joseph Rice	**当グループにおける職務**	
	DB Holdings (New York), Inc.	**取締役**
	DB Structured Derivative Products, LLC	**取締役**
	German American Capital Corporation	**取締役**
Dr. Christian Ricken	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	**監査役**
	ドイツ・ポストバンクAG	**監査役**
	華夏銀行	**取締役**
Johannes Ritter	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	**取締役**
Dr. Herbert Schäffner	**当グループ外における職務**	
	BHS tabletop AG	**監査役**
Alexander Schuetz	**当グループにおける職務**	
	DB Consorzio S.c.a.r.l.	**取締役**
	Deutsche Bank PBC S.A.	**監査役**
Christian Sewing	**当グループにおける職務**	
	BHF-BANK Aktiengesellschaft	**監査役**
	ドイツ・ポストバンクAG	**監査役**
Dwight Silvera	**当グループにおける職務**	
	DB Structured Products, Inc.	**取締役**
Scott Simon	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Securities Inc.	**取締役**
M. Eric Smith	**当グループにおける職務**	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	**取締役**
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	**取締役**
	Deutsche Bank Trust Company Americas	**取締役**
	Deutsche Bank Trust Corporation	**取締役**
Werner Steinmüller	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Nederland N.V.	**監査役会会長**
	ドイツ・ポストバンクAG	**監査役**

ドイツ銀行AGの従業員

職務担当者	会社名	職務
Peter Tils	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank Polska S.A.	**監査役会会長**
	OOO „Deutsche Bank“	**監査役**
	Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU”	**監査役会会長**
Nikolaus von Tippelskirch	**当グループにおける職務**	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	**監査役**
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	**監査役**
Dr. Stefan Walter	**当グループにおける職務**	
	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	**監査役**
Ulf Wokurka	**当グループ外における職務**	
	Kazakhstan Development Bank Joint-Stock Company	**監査役**
	JSC Halyk Bank of Kazakhstan	**取締役**
	Sekerbank T.A.S.	**取締役**
Dr. Tanja Zschach	**当グループ外における職務**	
	Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts	**代理取締役**

フランクフルト・アム・マイン、2014年3月4日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

Jürgen Fitschen	Anshuman Jain	Stefan Krause
Stephan Leithner	Stuart Lewis	Rainer Neske
Henry Ritchotte		

２【主な資産・負債および収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表の注記を参照。

３【その他】

(1) 後発事象

なし。

(2) 訴　　訟

連結財務諸表に対する注記29を参照のこと。

４【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則(ドイツ商法(HGB)第340条以下、銀行会計に関する法定規則(RechKredV))に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1)「低価主義の原則」に基づき、無形固定資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原則は以下の通りである。

ａ．銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。

ｂ．トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記ａ．に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。

ｃ．資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。

2)「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。

3)「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配　　列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、

無形固定資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条ｆに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

・売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
・個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
・満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
・売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
　a）純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
　b）個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
・　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
　a）　社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
　b）　社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
・　貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
・　金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

－　一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
－　投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
－　トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が１年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、在外子会社の資産および負債は決算時の為替相場により、収益および費用は期中平均相場または決算時の為替相場により換算される。在外子会社の資本勘定は、株式取得時の為替相場で換算される。在外子会社の財務諸表の換算により生じた換算差額は、純資産の部に表示される。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当グループは、ドイツ商法(HGB)第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会(IASB)が公表し、欧州連合(EU)が支持した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成することが要求される。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「日本の会計原則」という。)との主要な相違は、以下のとおりである。

1）統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当グループの持分は、当グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2）連結の原則

2013年1月1日、当グループは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第27号の改訂版である「個別財務諸表」、およびIAS第28号の改訂版である「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（これらの改訂版は、IFRS第10号およびIFRS第11号の公表に基づく変更と整合するよう修正されている。）を適用した。また、当グループは、IFRS第10号およびIFRS第11号に関する経過指針の修正を適用した。

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」およびSIC第12号「連結－特別目的事業体」を置き換えるものであり、すべての企業（以前はSIC第12号に基づく特別目的事業体と見なされていた企業を含む。）に適用される単一の支配モデルを確立している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3）企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連費用（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得に直接要した支出額のうち取得の対価性が認められるものについては、取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4）非支配持分（または少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値。

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、損益取引またはのれん（または負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

5）他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6）金融商品の分類および評価

当グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、その他の金融負債である。当グループは、いずれの金融商品も満期保有の区分には分類していない。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債：　当グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合）。

貸出金：　貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含められる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額とな

る。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産：　売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、資本の中の、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

金融負債：　純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更：　当グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

－　対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部的および外部的要求がないこと。

－　今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

・　売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
・　個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
・　満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
・　売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
　a)　純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
　b)　個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
・　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
　a)　社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。

b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。

・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7）資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入れは純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8）ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非

有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮想の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9）金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10）株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11）退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の算定

・ 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、「退職給付に係る会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）が原則とされている。ただし、2012年5月に「退職給付に係る会計基準」が改正され、2014年4月1日以後開始事業年度の期首から、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用することになる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い長期債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（期待運用収益）

IFRSでは、2011年6月にIAS第19号が改訂され、2013年1月1日以後開始事業年度から、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、IAS第19号の改訂により遅延認識が廃止され、2013年1月1日以後開始事業年度から、数理計算上の差異（再測定に含まれる）は、その他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。ただし、「退職給付に係る会計基準」の改正により貸借対照表への遅延認識は廃止され、2013年4月1日以後開始事業年度の年度末に係る財務諸表から、数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）はいずれも、その他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。なお、この改正は当面の間、個別財務諸表には適用されない。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

・ 当該確定給付制度の積立超過
・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12）金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13）投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

a）公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
b）原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

a）賃貸等不動産の概要
b）賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
c）賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
d）賃貸等不動産に関する損益

14）リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約１件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（１年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15）金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16）公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却費用控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債並びに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

第７【外国為替相場の推移】

１【最近５年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に最近５年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

２【最近６月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に最近６カ月において掲載されているので、記載を省略する。

３【最近日の為替相場】

１ユーロ＝138.33円（2014年５月30日）

第８【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

１．日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典……なし

(3) 株式の譲渡制限……なし

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期	……毎年12月31日
定時株主総会	……株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後８か月以内に開催される。
基準日	……当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に応当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。
株券の種類	……無額面株式の１券種
株券に関する手数料	……実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。
通知	……当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。
公告	……日本においては公告は行わない。

２．日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

（イ）配当　……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年１月１日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年１月１日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当および譲渡益について５年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年１月１日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、平成50年１月１日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

（ロ）売買損益……当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年１月１日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当および譲渡益について５年間の非課税措置を受けることができる。

（ハ）相続税　……当行株式を相続しまたは遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第９【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

２【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年１月23日
発行登録追補書類	2013年２月８日
発行登録追補書類	2013年２月12日
発行登録追補書類	2013年２月12日
訂正発行登録書	2013年２月12日
発行登録追補書類	2013年２月14日
発行登録追補書類	2013年２月15日
発行登録追補書類	2013年２月22日
発行登録追補書類	2013年２月28日
発行登録追補書類	2013年３月１日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号の規定に基づく）	2013年３月４日
訂正発行登録書	2013年３月４日
訂正発行登録書	2013年３月４日
発行登録追補書類	2013年３月７日
発行登録追補書類	2013年３月14日
発行登録追補書類	2013年３月21日
発行登録追補書類	2013年３月25日
訂正発行登録書	2013年３月29日
発行登録追補書類	2013年４月１日
発行登録追補書類	2013年４月17日
有価証券届出書	2013年４月26日
発行登録追補書類	2013年５月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年５月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年５月21日
発行登録追補書類	2013年５月22日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号に基づく）	2013年６月11日
訂正発行登録書	2013年６月11日
訂正発行登録書	2013年６月11日
発行登録追補書類	2013年６月12日
発行登録追補書類	2013年６月13日
有価証券報告書	2013年６月27日
有価証券報告書の訂正報告書	2013年６月27日
訂正発行登録書	2013年６月27日
訂正発行登録書	2013年６月27日
発行登録追補書類	2013年７月５日
発行登録追補書類	2013年７月10日
発行登録追補書類	2013年７月11日
発行登録追補書類	2013年７月18日
発行登録追補書類	2013年７月23日
発行登録追補書類	2013年８月６日
発行登録追補書類	2013年８月14日

臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号の規定に基づく）	2013年８月19日
訂正発行登録書	2013年８月19日
訂正発行登録書	2013年８月19日
訂正発行登録書	2013年８月21日
発行登録追補書類	2013年８月30日
発行登録追補書類	2013年９月９日
発行登録追補書類	2013年９月10日
半期報告書	2013年９月27日
訂正発行登録書	2013年９月27日
訂正発行登録書	2013年９月27日
発行登録追補書類	2013年９月30日
発行登録追補書類	2013年９月30日
発行登録追補書類	2013年９月30日
訂正発行登録書	2013年10月23日
発行登録追補書類	2013年11月５日
発行登録追補書類	2013年11月６日
発行登録追補書類	2013年11月６日
発行登録追補書類	2013年11月11日
発行登録追補書類	2013年11月11日
発行登録追補書類	2013年11月12日
発行登録追補書類	2013年11月12日
発行登録追補書類	2013年11月13日
発行登録追補書類	2013年11月14日
発行登録追補書類	2013年11月15日
発行登録追補書類	2013年11月15日
発行登録追補書類	2013年11月15日
訂正発行登録書	2013年11月20日
発行登録追補書類	2013年11月29日
発行登録追補書類	2013年11月29日
発行登録追補書類	2013年11月29日
発行登録追補書類	2013年11月29日
発行登録追補書類	2013年12月２日
発行登録追補書類	2013年12月２日
発行登録追補書類	2013年12月６日
発行登録追補書類	2013年12月10日
発行登録追補書類	2013年12月10日
発行登録追補書類	2013年12月10日
有価証券届出書	2013年12月12日
有価証券届出書	2013年12月20日
発行登録書	2014年１月６日
発行登録書	2014年１月６日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年１月９日
発行登録追補書類	2014年１月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年１月14日
訂正発行登録書	2014年１月15日
発行登録追補書類	2014年１月16日
発行登録追補書類	2014年１月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年１月16日
発行登録追補書類	2014年１月17日
訂正発行登録書	2014年１月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年１月24日
訂正発行登録書	2014年２月３日

発行登録追補書類	2014年２月４日
発行登録追補書類	2014年２月４日
発行登録追補書類	2014年２月４日
発行登録追補書類	2014年２月４日
発行登録追補書類	2014年２月４日
発行登録追補書類	2014年２月５日
発行登録追補書類	2014年２月５日
発行登録追補書類	2014年２月５日
発行登録追補書類	2014年２月５日
発行登録追補書類	2014年２月７日
発行登録追補書類	2014年２月７日
発行登録追補書類	2014年２月12日
発行登録追補書類	2014年２月12日
発行登録追補書類	2014年２月14日
発行登録追補書類	2014年２月19日
発行登録追補書類	2014年２月19日
発行登録追補書類	2014年２月19日
発行登録追補書類	2014年２月20日
訂正発行登録書	2014年２月20日
発行登録追補書類	2014年２月24日
発行登録追補書類	2014年２月24日
発行登録追補書類	2014年２月28日
発行登録追補書類	2014年２月28日
発行登録追補書類	2014年２月28日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号の規定に基づく）	2014年３月３日
訂正発行登録書	2014年３月３日
訂正発行登録書	2014年３月３日
発行登録追補書類	2014年３月４日
発行登録追補書類	2014年３月５日
発行登録追補書類	2014年３月10日
発行登録追補書類	2014年３月14日
発行登録追補書類	2014年３月14日
発行登録追補書類	2014年３月31日
発行登録追補書類	2014年３月31日
発行登録追補書類	2014年４月１日
有価証券届出書	2014年４月２日
有価証券届出書	2014年４月２日
発行登録追補書類	2014年４月８日
発行登録追補書類	2014年４月８日
発行登録追補書類	2014年４月８日
発行登録追補書類	2014年４月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年４月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年４月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年４月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年４月17日
訂正発行登録書	2014年４月18日
発行登録追補書類	2014年４月21日
訂正発行登録書	2014年５月２日
訂正発行登録書	2014年５月２日
訂正発行登録書	2014年５月２日
発行登録追補書類	2014年５月８日
発行登録追補書類	2014年５月８日

発行登録追補書類	2014年５月８日
発行登録追補書類	2014年５月９日
発行登録追補書類	2014年５月13日
発行登録追補書類	2014年５月13日
発行登録追補書類	2014年５月13日
発行登録追補書類	2014年５月14日
発行登録追補書類	2014年５月14日
発行登録追補書類	2014年５月14日
発行登録追補書類	2014年５月14日
発行登録追補書類	2014年５月15日
訂正発行登録書	2014年５月15日
発行登録追補書類	2014年５月16日
発行登録追補書類	2014年５月23日
発行登録追補書類	2014年５月26日
発行登録追補書類	2014年５月30日
発行登録追補書類	2014年５月30日
発行登録追補書類	2014年５月30日
発行登録追補書類	2014年５月30日
発行登録追補書類	2014年６月13日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第２号の規定に基づく）	2014年６月26日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第２号の規定に基づく）	2014年６月26日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号の規定に基づく）	2014年６月26日
訂正発行登録書	2014年６月26日
訂正発行登録書	2014年６月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

該当事項なし

第２【保証会社以外の会社の情報】

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

１．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月２日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社

東京都港区港南１丁目７番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：1,044,710,167（2014年６月26日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京・ニューヨーク・ロンドン各証券取引所**
内容	**：単元株式数は100株**

（注）１　東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

２　発行済株式総数には、2014年６月に新株予約権の行使（ユーロ建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む）により発行された株式数は含まれていない。

２．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月25日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（いすゞ自動車株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

いすゞ自動車株式会社

東京都品川区南大井六丁目26番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

いすゞ自動車株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：1,696,845,339（平成26年２月13日現在）**
上場金融商品取引所	**：（株）東京証券取引所（市場第一部）**
内容	**：権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。**

３．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ジェイ　エフ　イー　ホールディングス・ソニー・川崎汽船）

Ａ　ジェイ　エフ　イー　ホールディングス株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ジェイ　エフ　イー　ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、償還株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：614,438,399（平成26年６月19日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京証券取引所 名古屋証券取引所 （以上市場第一部）**
内容	**：単元株式数100株**

Ｂ　ソニー株式会社の情報

上記１．に同じ

Ｃ　川崎汽船株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

川崎汽船株式会社

神戸市中央区海岸通８番

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

川崎汽船株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、償還株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：939,382,298（平成26年６月25日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京、名古屋、福岡各証券取引所（東京・名古屋は市場第一部に上場）**
内容	**：単元株式数は1,000株である。**

(注)　上記発行済株式総数の欄には、平成26年６月１日から平成26年６月25日までの新株予約権の行使（転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む）により発行された株式数は、含まれていない。

４．ドイツ銀行ロンドン支店2014年８月４日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（第一生命保険株式会社普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

第一生命保険株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目13番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

第一生命保険株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：1,000,060,000（2014年６月24日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京証券取引所（市場第一部）**
内容	**：完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式（１単元の株式数100株）**

(注)　2013年５月15日開催の取締役会決議および2013年６月24日開催の第３期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月１日を効力発生日として、普通株式を１株につき100株の割合をもって分割している。これにより普通株式数は990,059,400株増加して1,000,060,000株に変更となっている。また、普通株式の単元株式数は１株から100株に変更となっている。

５．ドイツ銀行ロンドン支店2014年８月５日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（株式会社ニコン）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ニコン

東京都千代田区有楽町一丁目12番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ニコンは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：400,878,921（平成26年２月６日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京証券取引所（市場第一部）**
内容	**：単元株式数は100株である。**

６．ドイツ銀行ロンドン支店2014年９月10日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付　円建社債（第一生命保険株式会社）

上記４．に同じ

７．ドイツ銀行ロンドン支店2014年９月26日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ディー・エヌ・エー・神戸製鋼所・アルプス電気）

Ａ　株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ディー・エヌ・エー

東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ディー・エヌ・エーは、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：150,810,033（平成26年６月23日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数は100株である。

Ｂ　株式会社神戸製鋼所の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社神戸製鋼所

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通２丁目２番４号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社神戸製鋼所は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：3,643,642,100（平成26年６月25日現在）
上場金融商品取引所	：東京、名古屋（以上市場第一部）
内容	：単元株式数は1,000株である。

Ｃ　アルプス電気株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

アルプス電気株式会社

東京都大田区雪谷大塚町１番７号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

アルプス電気株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：181,559,956（平成26年６月20日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数は100株

８．ドイツ銀行ロンドン支店2014年10月29日満期　複数株式参照型早期償還条項　他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ディー・エヌ・エー・ヤマハ発動機・第一生命保険）

A　株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記７．Aに同じ

B　ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社

静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：349,803,684（平成26年５月14日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

（注）　平成26年５月14日現在の発行済株式総数には、平成26年５月１日から平成26年５月14日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていない。

C　第一生命保険株式会社の情報

上記４．に同じ

９．ドイツ銀行ロンドン支店2014年11月27日満期　複数株式参照型早期償還条項　他社株転換条項付円建社債（参照株式：セブン＆アイ・ホールディングス・ＳＵＭＣＯ・東京ドーム）

A　株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

東京都千代田区二番町８番地８

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：886,441,983（平成26年５月27日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

（注） 発行済株式総数には、平成26年５月１日から平成26年５月27日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B 株式会社ＳＵＭＣＯの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ＳＵＭＣＯ

東京都港区芝浦一丁目２番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ＳＵＭＣＯは、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：257,751,739（平成26年５月15日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

C 株式会社東京ドームの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社東京ドーム

東京都文京区後楽１丁目３番61号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社東京ドームは、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：191,714,840（平成26年６月11日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数1,000株

10. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年11月27日満期　早期償還条項付他社株転換条項付円建社債（株式会社商船三井普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社商船三井

東京都港区虎ノ門二丁目１番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社商船三井は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：1,206,286,115（平成26年６月24日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
	：名古屋証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数1,000株

(注)　上記発行済株式総数には、平成26年６月１日から平成26年６月24日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

11. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月12日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（川崎重工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

川崎重工業株式会社

神戸市中央区東川崎町３丁目１番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

川崎重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独

自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：1,671,892,659（平成26年６月26日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所 名古屋証券取引所
内容	：権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

（注）　東京、名古屋各取引所は市場第一部である。

12. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月16日満期早期償還条項付他社株転換条項付円建社債（株式会社アドバンテスト　普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社アドバンテスト

東京都練馬区旭町１丁目32番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社アドバンテストは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：199,566,770（2014年６月26日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所
内容	：単元株式数100株

(注)　上記発行済株式総数には、2014年６月１日から2014年６月26日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

13. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月19日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：野村ホールディングス株式会社　普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調

査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：3,822,562,601（平成26年２月14日現在）（注）１
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（注）２
	名古屋証券取引所（注）２
	シンガポール証券取引所
	ニューヨーク証券取引所
内容	：単元株式数100株

（注）１　平成26年２月14日現在の発行済株式総数には、平成26年２月１日から平成26年２月14日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。
２　各市場第一部

14. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月29日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（株式会社安川電機普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社安川電機
北九州市八幡西区黒崎城石２番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社安川電機は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：252,331,938（平成26年６月19日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所市場第一部
	福岡証券取引所
内容	：単元株式数1,000株

（注）１　上記発行済株式総数には、平成26年５月31日から平成26年６月19日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
２　当該会社は、平成26年３月21日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更した。

15. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月29日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（パナソニック株式会社普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

パナソニック株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：2,453,053,497（平成26年２月13日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容	：一単元の株式数は100株である。

16. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：グリー・東京製鐵・アドバンテスト）

A　グリー株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

グリー株式会社

東京都港区六本木六丁目10番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

グリー株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：239,240,000（平成26年５月９日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

（注）　発行済株式総数には、平成26年５月１日から平成26年５月９日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B　東京製鐵株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京製鐵株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目７番１号　霞が関東急ビル

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京製鐵株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付

株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：155,064,249（平成26年６月26日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：（注）

（注）　株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

C　株式会社アドバンテストの情報

上記12. に同じ

17. ドイツ銀行ロンドン支店2015年１月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ドワンゴ・川崎重工業・ソフトバンク）

A　株式会社ドワンゴの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ドワンゴ

東京都中央区銀座四丁目12番15号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ドワンゴは、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：40,810,400（平成26年５月15日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数は100株である。

B　川崎重工業株式会社の情報

上記11. に同じ

C　ソフトバンク株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目９番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンク株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところによ

り、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：1,200,660,365（2014年６月20日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。 単元株式数は100株である。

（注） 発行済株式総数には、2014年６月１日から2014年６月20日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

18. ドイツ銀行ロンドン支店2015年２月２日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）

上記１．に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：野村ホールディングス株式会社　普通株式）

上記13. に同じ

20. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：川崎汽船株式会社　普通株式）

上記３．Ｃに同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：楽天株式会社　普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

楽天株式会社

東京都品川区東品川四丁目12番３号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

楽天株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：1,326,623,200（2014年５月８日現在）（注）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

（注） 2014年５月８日現在の発行済株式総数には、2014年５月１日から2014年５月８日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

22. ドイツ銀行ロンドン支店2015年３月26日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：シャープ・マツダ・川崎汽船）

A　シャープ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

シャープ株式会社

大阪市阿倍野区長池町22番22号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

シャープ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：1,701,214,887（平成26年６月25日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京証券取引所（市場第一部）**
内容	**：単元株式数1,000株**

B　マツダ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地３番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	**：普通株式**
発行済株式総数	**：2,999,377,399（平成26年６月25日現在）**
上場金融商品取引所	**：東京証券取引所（市場第一部）**
内容	**：単元株式数1,000株**

（注）　平成26年６月24日開催の第148回定時株主総会において、株式の併合の効力発生日（平成26年８月１日）をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行う旨が承認可決されている。

C　川崎汽船株式会社の情報

上記３．Cに同じ

23. ドイツ銀行ロンドン支店2015年４月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：楽天・コマツ・ソフトバンク）

A　楽天株式会社の情報

上記21. に同じ

B　株式会社小松製作所の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目３番６号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社小松製作所は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：983,130,260（2014年６月17日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株

C　ソフトバンク株式会社の情報

上記17. Cに同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月７日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：パナソニック・マツダ）

A　パナソニック株式会社の情報

上記15. に同じ

B　マツダ株式会社の情報

上記22. Bに同じ

25. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：住友重機械工業・日本電気・ヤマダ電機）

A　住友重機械工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

住友重機械工業株式会社

東京都品川区大崎二丁目１番１号(ThinkPark Tower)

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

住友重機械工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報

は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：614,527,405（平成26年２月６日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数1,000株

B　日本電気株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目７番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日本電気株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：2,604,732,635（平成26年６月23日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所
内容	：単元株式数は1,000株

C　株式会社ヤマダ電機の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町１番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ヤマダ電機は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：966,489,740（平成26年２月14日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）

内容　　：単元株式数100株

26. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：パナソニック・ソフトバンク）

A　パナソニック株式会社の情報

上記15. に同じ

B　ソフトバンク株式会社の情報

上記17. Cに同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2015年６月25日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：三菱瓦斯化学・沖電気工業・シャープ）

A　三菱瓦斯化学株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

三菱瓦斯化学株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

三菱瓦斯化学株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：483,478,398（平成26年６月25日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数1,000株

B　沖電気工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

沖電気工業株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目７番12号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

沖電気工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式

発行済株式総数　　：751,996,806（平成26年６月25日現在）

上場金融商品取引所　　：東京証券取引所（市場第一部）

内容　　：株主として権利内容に制限のない株式であり、単元株式数は1,000株である。

（注）　発行済株式総数には、平成26年６月１日から平成26年６月25日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

C　シャープ株式会社の情報

上記22. Aに同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2015年８月３日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（パナソニック株式会社）

上記15. に同じ

29. ドイツ銀行ロンドン支店2015年８月25日満期　早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社ファーストリテイリング）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市佐山717番地１

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ファーストリテイリングは、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（０円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類　　：普通株式

発行済株式総数　　：106,073,656（平成26年４月14日現在）

上場金融商品取引所　　：東京証券取引所（市場第一部）

：香港証券取引所メインボード市場（注）

内容　　：単元株式数100株

（注）　香港預託証券（HDR）を香港証券取引所メインボード市場に上場している。

30. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月11日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社三井住友フィナンシャルグループ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の

発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：1,414,055,625（平成26年２月14日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所（注）１
内容	：完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式（注）２（注）３

（注）１　米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場している。
２　平成26年２月14日現在の発行済株式総数には、平成26年２月１日から平成26年２月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
３　単元株式数は100株である。

31. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月14日満期　円建早期償還条項付 参照株式株価連動社債（川崎汽船株式会社）

上記３．Ｃに同じ

32. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月28日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：115,575,696（平成26年６月26日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

33. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月４日満期　円建早期償還条項付 参照株式株価連動社債（セイコーエプソン株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中の

いずれかの取引所営業日において、株価終値がノックイン判定水準以下となった場合には、最終価格を当初価格で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（０円以上の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：199,817,389（平成26年６月25日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

34. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月８日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：782,865,873（平成26年６月25日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数は100株である。

35. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月24日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

上記34. に同じ

36. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月24日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

上記22. Ｂに同じ

37. ドイツ銀行ロンドン支店2016年１月４日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

上記15. に同じ

38. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月１日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社東京ドーム）

上記９．Ｃに同じ

39. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月４日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ＫＤＤＩ株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ＫＤＤＩ株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目３番２号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ＫＤＤＩ株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：896,963,600（平成26年６月19日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所（市場第一部）
内容	：単元株式数100株

40. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月29日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日本電気株式会社）

上記25. Ｂに同じ

41. ドイツ銀行ロンドン支店2016年４月18日満期　複数株式参照型 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 ボーナスクーポン 円建社債（参照株式：楽天・日立製作所・富士通）

Ａ　楽天株式会社の情報

上記21. に同じ

Ｂ　株式会社日立製作所の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社日立製作所は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：4,833,463,387（2014年６月20日現在）
上場金融商品取引所	：東京、名古屋
内容	：単元株式数は1,000株

C　富士通株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中４丁目１番１号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの１つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：2,070,018,213（平成26年６月23日現在）
上場金融商品取引所	：東京・名古屋各市場第一部
内容	：単元株式数1,000株

42. ドイツ銀行ロンドン支店2016年４月28日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

上記33. に同じ

43. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月６日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（東京建物株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京建物株式会社

東京都中央区八重洲一丁目９番９号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京建物株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	：普通株式
発行済株式総数	：433,059,168（平成26年５月14日現在）
上場金融商品取引所	：東京証券取引所(市場第一部)
内容	：単元株式数1,000株

44. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月10日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日本電気株式会社）

上記25. Bに同じ

45. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月17日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

上記17. Ｃに同じ

46. ドイツ銀行ＡＧロンドン　2017年２月17日満期　ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

上記15. に同じ

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月２日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第97期）（自　2013年４月１日　至　2014年３月31日）2014年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

2．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月25日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（いすゞ自動車株式会社）

いすゞ自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第111期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第112期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月13日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書
ア　平成25年７月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
イ　平成25年10月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく）

④ 訂正報告書
①の有価証券報告書の訂正報告書を平成25年12月６日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

3．ドイツ銀行ロンドン支店2014年７月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 （参照株式：ジェイ　エフ　イー　ホールディングス・ソニー・川崎汽船）

A　ジェイ　エフ　イー　ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月19日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
平成26年６月20日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

株式会社名古屋証券取引所　　名古屋市中区栄三丁目８番20号

B　ソニー株式会社の情報

上記１．に同じ

C　川崎汽船株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第146期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

該当事項なし

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

川崎汽船株式会社本社	東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
川崎汽船株式会社名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番１号
川崎汽船株式会社関西支店	神戸市中央区栄町通一丁目２番７号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番２号

４．ドイツ銀行ロンドン支店2014年８月４日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（第一生命保険株式会社普通株式）

第一生命保険株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第112期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月24日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

平成26年６月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

５．ドイツ銀行ロンドン支店2014年８月５日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（株式会社ニコン）

株式会社ニコンの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第149期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第150期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月６日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

ア　平成25年７月２日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

イ　平成25年７月17日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく）

④　訂正報告書

③イの臨時報告書の訂正報告書を平成25年８月１日関東財務局長に提出

②の四半期報告書の訂正報告書を平成26年２月28日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

6．ドイツ銀行ロンドン支店2014年９月10日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付　円建社債（第一生命保険株式会社）

第一生命保険株式会社の情報

上記４．に同じ

7．ドイツ銀行ロンドン支店2014年９月26日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ディー・エヌ・エー・神戸製鋼所・アルプス電気）

A　株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月23日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③　臨時報告書

該当事項なし

④　訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　株式会社神戸製鋼所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第161期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③　臨時報告書

該当事項なし

④　訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

C　アルプス電気株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第81期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月20日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③　臨時報告書

平成26年６月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

アルプス電気株式会社関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

8．ドイツ銀行ロンドン支店2014年10月29日満期　複数株式参照型早期償還条項他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ディー・エヌ・エー・ヤマハ発動機・第一生命保険）

A　株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記７．Aに同じ

B　ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第79期）（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）平成26年３月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第80期第１四半期）（自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月14日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

平成26年３月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　第一生命保険株式会社の情報

上記４．に同じ

9．ドイツ銀行ロンドン支店2014年11月27日満期　複数株式参照型早期償還条項　他社株転換条項付円建社債（参照株式：セブン＆アイ・ホールディングス・ＳＵＭＣＯ・東京ドーム）

A　株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第９期）（自　平成25年３月１日　至　平成26年２月28日）平成26年５月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

平成26年５月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　株式会社ＳＵＭＣＯの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第15期）（自　平成25年２月１日　至　平成25年12月31日）平成26年３月28日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第16期第１四半期）（自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月15日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
平成26年３月31日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　株式会社東京ドームの情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第104期）（自　平成25年２月１日　至　平成26年１月31日）平成26年４月25日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第105期第１四半期）（自　平成26年２月１日　至　平成26年４月30日）四半期報告書を平成26年６月11日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
平成26年５月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

10. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年11月27日満期　早期償還条項付他社株転換条項付円建社債（株式会社商船三井普通株式）
株式会社商船三井の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（平成25年度）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月24日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
③ 臨時報告書
該当事項なし
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社商船三井　名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井　関西支店	大阪市北区中之島三丁目３番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

11. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月12日満期　早期償還条項／他社株転換条項付 円建社債（川崎重工業株式会社）
川崎重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第191期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

川崎重工業株式会社　東京本社	東京都港区海岸１丁目14番５号
川崎重工業株式会社　関西支社	大阪市北区堂島浜２丁目１番29号（古河大阪ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄３丁目８番20号

12. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月16日満期早期償還条項付他社株転換条項付円建社債（株式会社アドバンテスト　普通株式）

株式会社アドバンテストの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第72期）（自　2013年４月１日　至　2014年３月31日）2014年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

13. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月19日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：野村ホールディングス株式会社　普通株式）

野村ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第109期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第110期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月14日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書
ア　平成25年10月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく）
イ　平成26年６月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
③アの臨時報告書の訂正報告書を平成25年11月19日関東財務局長に提出
②の四半期報告書の訂正報告書を平成26年５月30日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

株式会社名古屋証券取引所　　名古屋市中区栄三丁目８番20号

14. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月29日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（株式会社安川電機普通株式）

株式会社安川電機の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第98期）（自　平成25年３月21日　至　平成26年３月20日）平成26年６月19日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
平成26年６月20日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社安川電機東京支社	東京都港区海岸一丁目16番１号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機大阪支店	大阪市北区堂島二丁目４番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目25番９号 堀内ビル
株式会社安川電機九州支店	福岡市中央区天神四丁目１番１号 第７明星ビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番２号

15. ドイツ銀行ロンドン支店　2014年12月29日満期　他社株転換条項および早期償還条項付　円建社債（パナソニック株式会社普通株式）

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第106期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第107期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月13日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書
ア　平成25年６月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
イ　平成26年２月４日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づく）
ウ　平成26年４月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の規定に基づく）
エ　平成26年４月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号および第19号の規定に基づく）

④ 訂正報告書
①の有価証券報告書の訂正報告書を平成25年８月６日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

パナソニック株式会社　渉外本部	東京都港区東新橋一丁目５番１号（パナソニック東京汐留ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

16. ドイツ銀行ロンドン支店2014年12月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：グリー・東京製鐵・アドバンテスト）

A　グリー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第９期）（自　平成24年７月１日　至　平成25年６月30日）平成25年９月30日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第10期第３四半期）（自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月９日関東財務局長に提出

③　臨時報告書
平成25年10月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④　訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　東京製鐵株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第100期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月26日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③　臨時報告書
該当事項なし

④　訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　株式会社アドバンテストの情報
上記12. に同じ

17. ドイツ銀行ロンドン支店2015年１月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ドワンゴ・川崎重工業・ソフトバンク）

A　株式会社ドワンゴの情報

(1) 当該会社が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第17期）（自　平成24年10月１日　至　平成25年９月30日）平成25年12月19日関東財務局長に提出

②　四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第18期第２四半期）（自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月15日関東財務局長に提出

③　臨時報告書
ア　平成25年12月19日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
イ　平成26年５月15日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３の規定に基づく）
ウ　平成26年６月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号および第７号の３の規定に基づく）

④　訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　川崎重工業株式会社の情報
上記11. に同じ

C　ソフトバンク株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第34期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月20日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
③ 臨時報告書
平成26年６月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2015年２月２日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）
ソニー株式会社の情報
上記１．に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：野村ホールディングス株式会社　普通株式）
野村ホールディングス株式会社の情報
上記13. に同じ

20. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債（対象株式：川崎汽船株式会社　普通株式）
川崎汽船株式会社の情報
上記３．Cに同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店　2015年３月６日満期　早期償還条項付　他社株転換条項付　円建社債　（対象株式：楽天株式会社　普通株式）
楽天株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第17期）（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）平成26年３月28日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第18期第１四半期）（自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月８日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
ア　平成26年４月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
イ　平成26年４月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

22. ドイツ銀行ロンドン支店2015年３月26日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：シャープ・マツダ・川崎汽船）

A　シャープ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第120期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

該当事項なし

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

シャープ株式会社東京支社　　東京都港区芝浦一丁目２番３号

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第148期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

平成26年６月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　川崎汽船株式会社の情報

上記３．Cに同じ

23. ドイツ銀行ロンドン支店2015年４月30日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：楽天・コマツ・ソフトバンク）

A　楽天株式会社の情報

上記21. に同じ

B　株式会社小松製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第145期）（自　2013年４月１日　至　2014年３月31日）2014年６月17日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

2014年６月20日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　ソフトバンク株式会社の情報
上記17. Cに同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月７日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：パナソニック・マツダ）
A　パナソニック株式会社の情報
上記15. に同じ

B　マツダ株式会社の情報
上記22. Bに同じ

25. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：住友重機械工業・日本電気・ヤマダ電機）
A　住友重機械工業株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第117期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第118期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月６日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
平成25年７月２日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　日本電気株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第176期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月23日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
③ 臨時報告書
平成26年６月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　株式会社ヤマダ電機の情報
(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第36期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月27日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第37期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月14日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
ア　平成25年６月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく）
イ　平成25年６月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
ウ　平成26年５月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づく）
④ 訂正報告書
③アの臨時報告書の訂正報告書を平成25年７月12日関東財務局長に提出
①の有価証券報告書の訂正報告書を平成26年３月31日関東財務局長に提出
③ウの臨時報告書の訂正報告書を平成26年５月28日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　東京都中央区日本橋兜町２番１号

26. ドイツ銀行ロンドン支店2015年５月28日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：パナソニック・ソフトバンク）

A　パナソニック株式会社の情報
上記15. に同じ

B　ソフトバンク株式会社の情報
上記17. Cに同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2015年６月25日満期　複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：三菱瓦斯化学・沖電気工業・シャープ）

A　三菱瓦斯化学株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第87期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
③ 臨時報告書
該当事項なし
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所　東京都中央区日本橋兜町２番１号

B　沖電気工業株式会社の情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第90期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

C　シャープ株式会社の情報
上記22. Aに同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2015年８月３日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（パナソニック株式会社）
パナソニック株式会社の情報
上記15. に同じ

29. ドイツ銀行ロンドン支店2015年８月25日満期　早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社ファーストリテイリング）
株式会社ファーストリテイリングの情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第52期）（自　平成24年９月１日　至　平成25年８月31日）平成25年11月25日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第53期第２四半期）（自　平成25年12月１日　至　平成26年２月28日）四半期報告書を平成26年４月14日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
該当事項なし
④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

30. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月11日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社三井住友フィナンシャルグループ）
株式会社三井住友フィナンシャルグループの情報
(1) 当該会社が提出した書類
① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第11期）（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）平成25年６月28日関東財務局長に提出
② 四半期報告書又は半期報告書
四半期会計期間（第12期第３四半期）（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）四半期報告書を平成26年２月14日関東財務局長に提出
③ 臨時報告書
ア　平成25年７月２日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）
イ　平成25年７月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく）
④ 訂正報告書
①の有価証券報告書の訂正報告書を平成25年７月12日関東財務局長に提出
③イの臨時報告書の訂正報告書を平成25年８月15日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目８番16号（注）
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

（注）上記書類のうち、(1)①、③ア及び④の前者の書類の写しに限る。

31. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月14日満期　円建早期償還条項付 参照株式株価連動社債（川崎汽船株式会社）

川崎汽船株式会社の情報

上記３．Ｃに同じ

32. ドイツ銀行ロンドン支店2015年９月28日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第34期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

33. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月４日満期　円建早期償還条項付 参照株式株価連動社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第72期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
該当事項なし

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

34. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月８日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第83期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月25日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
平成26年６月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

35. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月24日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

富士重工業株式会社の情報

上記34. に同じ

36. ドイツ銀行ロンドン支店2015年12月24日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

マツダ株式会社の情報

上記22. Bに同じ

37. ドイツ銀行ロンドン支店2016年１月４日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

パナソニック株式会社の情報

上記15. に同じ

38. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月１日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社東京ドーム）

株式会社東京ドームの情報

上記９．Cに同じ

39. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月４日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ＫＤＤＩ株式会社）

ＫＤＤＩ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第30期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月19日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし

③ 臨時報告書
平成26年６月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	**東京都中央区日本橋兜町２番１号**

40. ドイツ銀行ロンドン支店2016年３月29日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日本電気株式会社）

日本電気株式会社の情報

上記25. Bに同じ

41. ドイツ銀行ロンドン支店2016年４月18日満期　複数株式参照型 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付ボーナスクーポン 円建社債（参照株式：楽天・日立製作所・富士通）

A　楽天株式会社の情報

上記21. に同じ

B　株式会社日立製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第145期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）平成26年６月20日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

平成26年６月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

C 富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第114期）（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）平成26年６月23日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

③ 臨時報告書

平成26年６月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

42. ドイツ銀行ロンドン支店2016年４月28日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記33. に同じ

43. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月６日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（東京建物株式会社）

東京建物株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第196期）（自 平成25年１月１日 至 平成25年12月31日）平成26年３月28日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第197期第１四半期）（自 平成26年１月１日 至 平成26年３月31日）四半期報告書を平成26年５月14日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

ア 平成26年４月１日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく）

イ 平成26年４月３日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づく）

④ 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

東京建物株式会社 関西支店	大阪市中央区本町三丁目４番８号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

44. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月10日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日本電気株式会社）

日本電気株式会社の情報

上記25. Bに同じ

45. ドイツ銀行ロンドン支店2016年６月17日満期　早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンク株式会社の情報

上記17. Cに同じ

46. ドイツ銀行ＡＧロンドン　2017年２月17日満期　ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

パナソニック株式会社の情報

上記15. に同じ

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第３【指数等の情報】

１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

１．当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行AGロンドン2014年９月18日満期豪ドル建早期償還条項付ノックイン型日経平均連動デジタル・クーポン社債

ドイツ銀行AGロンドン2014年12月19日満期日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型　期限前償還条項付）

ドイツ銀行ロンドン支店2015年２月20日満期日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型　期限前償還条項付）

ドイツ銀行ロンドン支店2016年４月28日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2016年５月27日満期期限前償還条項付日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月16日満期期限前償還条項付日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月16日満期期限前償還条項付日米２指数参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月28日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年２月14日満期期限前償還条項付日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年２月14日満期期限前償還条項付日米２指数参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年２月14日満期期限前償還条項付 日米２指数参照米ドル建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年３月６日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年３月16日満期期限前償還条項付日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年３月16日満期期限前償還条項付日米２指数参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年３月21日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年３月28日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年５月２日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年５月23日満期期限前償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建債券

ドイツ銀行AGロンドン2018年９月20日満期期限前償還条項付日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年11月19日満期期限前償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2018年11月21日満期期限前償還条項付日経平均株価連動３段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2018年12月19日満期期限前償還条項付日経平均株価連動３段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2019年１月24日満期期限前償還条項付日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2019年２月21日満期期限前償還条項付日経平均株価連動３段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2019年３月19日満期期限前償還条項付日経平均株価連動３段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2019年４月26日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2019年５月20日満期期限前償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行AGロンドン2019年５月21日満期期限前償還条項付日経平均株価連動３段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2019年６月11日満期期限前償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

２．上記各社債の満期償還金額、利息金額および／または早期（期限前）償還事由の有無（ならびにこれらのいずれかに相当するもの）の全部または一部（該当する場合）は、日経平均株価に連動し、および／または日経平均株価の水

準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数（日経225指数）

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェートは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近５年間および当該事業年度中最近６か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
最近５年間の年度別最高・最低値	最高（円）	10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31
	最低（円）	7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99

	月別	2013年７月	2013年８月	2013年９月	2013年10月	2013年11月	2013年12月
最近６か月の月別最高・最低値	最高（円）	14,808.50	14,466.16	14,799.12	14,713.25	15,727.12	16,291.31
	最低（円）	13,661.13	13,338.46	13,572.92	13,853.32	14,086.80	15,152.91

2014年６月24日現在、日経平均株価指数の終値は、15,376.24円であった。

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2012年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2013年4月11日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2012年1月1日から2012年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結所有者持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、かつ公開企業会計監視委員会（米国）の基準に補足的に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することにあり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2012年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2012年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施することを要求されている。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2013年4月11日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名　ディーレーナー）　　（署名　ベイアー）
経済監査士　　経済監査士 」

フランクフルト・アム・マイン、2013年6月7日

カーペーエムゲー・アクツィエンゲゼルシャフト経済監査会社

（署　名）　　（署　名）
（トーマス・ベイアー）　　（ブルクハルト・ボス）
経済監査士　　経済監査士

次へ

An den
Vorstand der
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2012 haben wir am 11. April 2013 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften - bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamt-ergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapital-flussrechnung und Anhangangaben für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2012 bis zum 31. Dezember 2012 - geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der Standards des Public Company Accounting Oversight Board (United States) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher - beabsichtigter oder unbeabsichtigter - falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2012 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Ge-schäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2012 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 11. April 2013

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dielehner Wirtschaftsprüfer	Beier Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 7. Juni 2013

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier *Wirtschaftsprüfer*	Burkhard Böth *Wirtschaftsprüfer*

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325 フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

決算監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2013年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類およびグループ取締役会報告書とこれに対する私たちの2014年3月6日および3月18日付の確認の付記、ならびに、2013年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類および連結状況報告書に対する私たちの2014年3月6日および3月18日付の確認の付記が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含められる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含められる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を印刷することに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実に注意を促したい。私たちは、確認の付記の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2014年6月10日

次へ

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Einverständniserklärung des Abschlussprüfers

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2013 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 6. März bzw. 18. März 2014 sowie der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2013 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 6. März bzw. 18. März 2014 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim "Kanto Local Finance Bureau of Japan" aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks vorgenommen.

Frankfurt am Main, den 10. Juni 2014

次へ

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2013年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2014年3月18日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結所有者持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、かつ公開企業会計監視委員会（米国）の基準に補足的に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することにあり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2013年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2013年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施することを要求されている。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2014年3月18日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名　パクロフスキー）
経済監査士

（署名　ベイアー）
経済監査士 」

フランクフルト・アム・マイン、2014年6月10日

カーペーエムゲー・アクツィエンゲゼルシャフト経済監査会社

（署　名）

（署　名）
代理

（トーマス・ベイアー）
経済監査士

（ゲルハルト・ティール）
経済監査士

次へ

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2013 haben wir am 18. März 2014 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften - bestehend aus Konzern-Gewinn- und -Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2013 - geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der Standards des Public Company Accounting Oversight Board (United States) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher - beabsichtigter oder unbeabsichtigter - falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2013 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2013 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 18. März 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski	Beier
Wirtschaftsprüfer	Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 10. Juni 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

	ppa.
Thomas Beier	Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer	*Wirtschaftsprüfer*

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2012年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2013年4月11日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「決算監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2012年1月1日から2012年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほかに、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、除外事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2013年4月11日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名　ディーレーナー）　　（署名　ベイアー）
経済監査士　　経済監査士 」

フランクフルト・アム・マイン、2013年6月7日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署　名）　　（署　名）
（トーマス・ベイアー）　　（ブルクハルト・ボス）
経済監査士　　経済監査士

次へ

An den
Vorstand der
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2012 haben wir am 11. April 2013 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss --bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang-- unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2012 bis 31. Dezember 2012 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 11. April 2013

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dielehner	Beier
Wirtschaftsprüfer	Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 7. Juni 2013

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier	Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer	*Wirtschaftsprüfer*

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2013年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2014年3月6日に以下の文面で発行された。この監査報告書の印刷は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「決算監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2013年1月1日から2013年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほかに、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、除外事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2014年3月6日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署名　パクロフスキー）
経済監査士

（署名　ベイアー）
経済監査士 」

フランクフルト・アム・マイン、2014年6月10日

カーペーエムゲー・アーゲー経済監査会社

（署　名）

（トーマス・ベイアー）
経済監査士

（署　名）
代理
（ゲルハルト・ティール）
経済監査士

次へ

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2013 haben wir am 6. März 2014 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2013 bis 31. Dezember 2013 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 6. März 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski	Beier
Wirtschaftsprüfer	Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 10. Juni 2014

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

	ppa.
Thomas Beier	Gerhard Thiel
Wirtschaftsprüfer	*Wirtschaftsprüfer*